文學博士井上頼圀
熱田宮々司角田忠行　監修
平田盛胤
三木五百枝　校訂

平田篤胤全集

東京
法文館書店

豊橋市萱町渋井常三氏所蔵渡邊崋山先生の毛武紀行之中生田学兄篤胤の文称揚ある写真を大口喜六君より被贈与也可称重者也

大正二年六月

井上頼圀

拝呈未だ拝顔之榮を不得候處先生には益々御壯榮に
遊され候由慶賀之至に奉存候扨て過日大木習治君よ
り御話有之華山先生手記之中に有之候生田萬先生肖
像差出し可申旨拝承仕り候然處右手記は小子之所藏
に無之當豐橋市大字花園醫師淺井常三さ申候方之藏
にて門外不出之事に致し居られ候故寫眞仕度早速談
示候處快諾を得候然るに先方之不在折ゝの爲意の如
くならず段々撮影延引に相成誠に恐縮仕り候此義不
悪御宥恕願上候而して今度差出し候寫眞第一葉の前
は華山が板橋驛を出立したる處を記し有之候又手記
之表書は毛武遊記さ有之候有御承知願上度尚寫眞に
は裏面に番號付し申置候間夫にて順序等御承知被
下度先は乍延引右申上度如此に御座候早々頓首
尚ゝ今度此手記を先生に知られ且平田篤胤翁全集
等に御紹介を得候を所藏主にありては深き光榮さ
感謝在罷候間此段乍末筆申添度候也

大正二年六月

大口喜六

井上頼圀先生

机下

古史傳一之卷

平篤胤謹撰　男　鐵胤　孫　延胤　續攷

神代上一之卷

古天地未生之時。於高天原有神焉。御名天之御中主神。次高皇產靈神。亦名高木神。亦云鸞枕高皇產靈神。此者所謂神魯岐命也。次神皇產靈神。亦云神產巢日御祖命。亦云神魂大刀自神。此者所謂神魯美命也。此三柱神者。並獨神成坐而。隱御身矣。

古は伊邇志閇の漢字なり。言義は往方にて。過にし昔方を弘く云語なり。方を閉と云こと。古書に例多かり。（師云諸の言の、然云本の意を釋は、甚難きわざなるを、強て解むとすれば、必僻める說の出來るものなり、古も今も世人の釋る說ども、十に八九は當らぬ說のみなり、凡て皇國の古言は、たゝ其物其事のある形のまゝに、易く云初名づけ初たる言にして、更に深き理などを思ひて、言る物には非れば、其意ばへを以て釋べきわざなるに、世々の識者、その上代の言語の、本づける意ばへをば、よくも考へずて、ひたぶるに漢意にならひて釋ゆゑに、總て當りがたし、彼漢國も上代の言の本は、さしもこちたくは非ざりけむを、彼國風として、何事にもたゞ理と云物を先にたてゝ、言の意を釋にも、たゞ其理を旨とせる故に、皆強說なるをや、かくて近きころ古學始まりては、漢意を以て釋ことの惡きをば、曉れる人も有て、古意もて釋とはすめれど、其將說得ることは、猶稀になむ有ける、然りとて、將ひたぶるに釋ずて止べきにも非ず、考への及ばむかぎり試には云べし、其中に正しく當れるも、稀には有べきなり、故今も、如此にもや有むと思ひ依れることは云べし、と言れつるは實然語なり、故己も此說に依て考の及ぶ限は試に云なり。）○天地は阿米都知の漢字なり。天とは。この蒼々として。上下四方都て

圓形に。圍成せるが如く見ゆる處の彊界を。阿米と云ふ。(唯に大虛空の事とのみ思はむは違へり、此は末に委く說明すを見て知るべし〕また神世より。天日をも阿米と云へり。此は卽天日をいふ。(なほ天と、天日と、虛空との差別は、次に注ふを見るべし〕地とは。此大地を云ふ。萬葉十一に。大土採雖盡云々と有は。國土を凡て。大土と云へりと聞えて古言なり。さて都知とは。師云。もと泥土の堅まりて。國土と成れるより云る名なる故に。小くも大にも言り。小くは。たゞ一撮の土をも云ひ。また廣く海に對へて陸地をも云を。天に對へて天地と云ときは。なほ大きにして海をも包たり。(姓氏錄に、海神の子孫の氏々をも、地祇部に收られたる、是地には、海をも包たる故なり〕さて正しく阿米都知と云言の。物に見えたるは。萬葉二十に。防人歌に。阿米都之乃。以都例乃可美乎云々。また阿米都之乃。可美爾奴佐於支云々。(岡部翁云、古東人は、さかしらなる心を添ずて言傳へたる言のまゝに、うち云めれば、京の人よりも、却りて古言の據とすべき物ぞと云れき、都知を東言に、都之とは云るなり〕また五に。阿米弊由迦婆。奈何麻爾麻爾。都智奈良婆。大王伊麻周。などあり。(今云なほ阿米久爾といひ、阿米都知といふ差を、具に論れたり、古事記傳に就て見るべし〕○未生之時は。伊麻陀那良邪理斯登伎と訓べし。(口訣に、伊萬太者、將來之言不レ今也、といへり、しかるべし〕上に注へる天日。また大地も。未生ざりし時と云なり。○高天原は。名義。師說に。高とは是も天を云稱にて。たゞに高き意に云るとは。少か異なり。(然れば此高は躰言なり〕日の枕詞に高光と云も。天照と同意。高御座も。天の御座と云ことにて。是等の高も同じ。又高行や隼別などは〔高津宮段の哥に有、虛空を高と云へるなり。(此も高く行と云には非ず、抑天と虛空とは別なれば、精くは分て云ることも有れども、共に上方に在れば、此國土よりは、天をそらとも、虛空を天とも通はし云も常にて、天つそらなとも云り、されば高と云も、天と虛空とを通はしたる名なり、共に高き方にあればなり〕今世にも。天つ虛空を然言ことあり。(物の虛空に高く上

るを、高へ上るなど云めり、但此は、天下にあまねく云ことには非ざるか知らず、此伊勢國などには、をり〳〵然云を聞くなり、古言のこれるなるべし、今云、東國にても云ことなり、)原とは。廣く平らなる處を云ふ。海原。野原。河原。葦原などの如し。萬葉歌には。國原ともあり。かゝれば。天をも天原とは云なり。(之原と云例も、海之原など、其ほかもあり、さて其に。高てふ言を添て。高天原とは。此國土より云ことなり。(凡て天を高とも云は、高きを以云稱なればなり、)云々と有り。此說の如し。(但し此師說は、凡て高天原と云は、天つ御國を云ことゝなる由、委く論ひ定め、かつ其名義をも解れたるなるが、こゝは天日いまだ成らざる時なれば、其說合ざる處あり、されば其余說は、第廿九段、天照大御神に、高天原を依し給ふとある處に引べし、故こゝには、只その名義に係る事をのみ引たるなり、)さてこゝは。天日いまだ成らざる時なるに。高天原と云はいかにと云に、是も師說に。此三柱神たちは。天地よりも先立て成坐つれば。たゞ虛空中にぞ成坐けむを。

於高天原とも云るは。後に天地成ては。其成坐りし處。高天原になりて。後まで其高天原に坐ます神なるが故なり。(元來高天原ありて、其處に成坐すと云には非ず、)と云はれたり。然れど此說は信がたし。さるはまづ此に高天原とあるは。後に天つ御國の生れる處を云には有べからず。必ここは大虛の上方。謂ゆる北極の上空。紫微垣の內を云なるべし。其は如何となれば。後に成れるを以て。其無き以前に及ぼして云ことも。なきにはあらねど。此は決めて然るべからず。此紫微宮の邊は。高處の極にて。天の眞區たる處なれば。此ぞ高天原と云べき處なればなり。(殊に最初の三柱大神は、天つ日の處には坐まさず、北辰の內なるべき事、次に云を合せ考へて悟べし、)扨さきに古史成文を撰べる時に。此處を於天御虛空と書たるは。中々に惡かりき。故古事記に依て。今の如く記し改めつ。(其は天之御中主神の御在所は、次に云如く、北辰の內と聞ゆるを、其北辰はさだかに見ゆれば、たゞ天御虛空とばかりにては、此と指て云處なきが如くなればなり、)○有神焉は。(神代紀一

書に、天地混成之時始有神人焉、また次有神埿土煑尊、次有神大戸之道尊などある、有神てふ語を採て記せり）加微麻斯伎と訓べし。さて此神は。何處に坐りと云はむに。此は謂ゆる北辰星の中に御坐せり。（此北辰ちふ星は、天地よりも先立て在けむこと、漢籍どもに依りて、己詳に考得たる説あり、されど此に云ては、煩はしき故に記さず、其は赤縣太古傳の、上皇太一紀と云を見て知るべし、また此に依て按ふに、高天原と云は、直ちに北辰の中を云にも有むか、猶第廿九段の傳に云を合せ考ふべし）さて此は。御中主大神に坐こと。申すまでも無き事なるが。何時より成坐つと云こと。傳へなければ知べからず。（天地よりも先なれば、唯始めなく、御坐しけむことゝ心得べし、是より以前に、神は在す事なければ、其始を知て傳ふべき由なき理なり、北辰の始めも、准へて悟べし、然るを前には、古事記に成神とあるを以て、成坐神と文つるは、後に熟く思へば、惡かりし故に改めつ）さて凡て迦微と云物のことは。まづ師説に。古の御典等に見えたる。天地の諸の神たちを始めて。其を祀れる社に坐す御靈をも申し。また人は更にも云ず。鳥獸木草のたぐひ。海山など。其餘何にまれ。尋常ならず。優たる徳のありて。可畏き物を迦微とは云なり。（優たるとは、尊きこと、善きこと功しき事などの優たるのみを云に非ず、惡きもの、奇しき物なども、世に卓れて可畏きをば、神と云なり、さて人の中の神は。まづ挂まくも畏き天皇よ。御々世々みな神に坐こと申すも更なり。其は遠つ神とも申して。凡人とは遙に遠く。尊く可畏く坐ますが故なり。（かくて次々にも、神なる人、古も今もあることなり、また天下にうけばりてこそ有らね、一國一里一家の内につきても、分々に神なる人あるぞかし）また虎をも狼をも神と云ることゝ。書紀萬葉などに見え。未た桃子に意富加牟都美命と云名を賜ひ。御頸玉を。御倉板擧神と申せし類。また磐根木株艸葉の。よく言語し類なども皆神なり。また海山などを神と云ることも多し。（其は其神靈の神を云に非ずて、直に其海をも山をもさして云り、此等もいと可畏き物なるが故なり）抑迦微は。如此く種々にて。

貴きもあり賤きもあり。強きも有り弱きもあり。善きもあり惡きも有りて。心も行も。其の樣々に隨ひて。とり／＼にし有れば。(貴き賤きにも段々多くして、最賤き神の中には、德すくなくて、凡人にも負るさへあり、彼の狐など、怪きわざを爲ことは、いかに賢く巧なる人も、かけて及ぶべきに非ず、實に神なれども、常に狗などにすら制せらるゝばかりの、微き獸なるをや、されど然る類のいと賤しき神のうへをのみ見て、いかなる神といへども、理を以て向ふには、可畏きこと無しと思ふは、高き卑き威力のいたく差ひあることを辨へざる非說なり。)大かた一むきに定めては。論がたき物になむ有ける。(然るを世の人の當然き理と云ことを以て、神のうへを議るは、太しき非ことなり、惡く邪なる神は、何事も理に違へるしわざのみ多く、また善き神ならむからに、其ほどに從ひては、正しき理のまゝにのみもえあらぬ事も有べく、事にふれて怒り坐る時などは、荒び給ふ事あり、惡き神も悅ばゝ心なごみて、物幸はふること絕て無きにしも非ざるべし、また人はえ知らむども、其所爲の、さし當りては惡しと思はるゝ事も、實には吉く、善しと思はるゝ事も、實には凶き理のあるなども有べし、凡て人の智は限り有りて、まことの理は、えしらぬ物なれは、かにかくに神のうへは、漫に測り論ふべき物にあらず。)まして善きも惡きも。いと尊く卓たる神たちの御うへに至りては。いとも／＼妙に靈く奇しくなむ坐ませば。更に人の小き智以て。其理など千重の一重も。測り知らるべきわざに非ず。たゞ其尊きを尊み。可畏きを畏みてぞ有るべき。(今云、荒木田久老の萬葉を注せるに、此師說に據て、迦微とは、畏み恐るゝ意にて、萬葉に、大王の御命かしこみ、と多く見えたるは、御國の古意にて、心のそこひ、天皇を畏み奉るは、綾に奇しき御稜威のおはし坐が故なり、千早振神ちふ發語も、たゞ神靈の意につゞけたるには非で、神はかしこむ意につゞけたりと云るは、理めきて聞ゆれど、カミはカシコミの畧語には非ず。)さて迦微に。神字を當たるよく當れり。但し迦微と云は禮言なれば。直に其の物を指て云のみにして。其の事其の德などを指して

云ことは無きを。漢國にて。神とは。物をさして云のみならず其の事其の德などを指しても云て。體にも用にも用ひたり。(たとへば、彼の國書に、神道と云へるは、測がたく靈しき道と云ことにて其道のさまを指て、神とは云へるにて、道の外に神と云物あるには非ず、然るを皇國にて、迦微之道と云へば、神の始め給ひ、行ひたまふ道と云ことにこそあれ、其道のさまを、迦微と云ことはなし、もし迦微なる道といはゞ、漢國の意の如くなるべけれど、其もなほ直に其道をさして云にこそなれ、其さまを云にはならず、書紀に、神劒、神龜などある神字も、漢文の意に、其德をさして云へるにて、あやしき劒、あやしき龜と云ことなれば、迦微とは訓むべからず、もしカミタチ、カミガメなど訓ときは、たゞに劒をさし龜をさして、迦微と名くるになるなり。)凡て皇國言の意と。漢字の義と。全くは合がたきも多かるを。傍に合ざる處あるをも。大方の合へるを取て當たる物なれば。その合はざる所のあることを。よく心得分べきなり。(また漢籍に、陰陽不レ測之謂レ神、と云ひ氣之伸者爲レ神、屈者爲レ鬼など云る類を以て、迦微を思ふべからず。)と有り。この師說いと委き考へには有れど。此は迦微てふ物既に有て。其の後の德用を說示されたるにて。其名義。またしか稱へ初めたる所以をば。何とも記されず。(既に師說に、迦微と申す名義は、未た思ひ得ず、舊く說ることゞも皆當らず、と云れたり、彼のカミは、鏡の中略など云ふ類は、いふにも足らず。)此は千言萬語の有るが中にも。最第一に辨へ知らずは有べからさる事なる故に。今此に說辨へむとす。其はまづ神と云ふ言義は。御紀の卷首に。古天地未レ剖。陰陽不レ分。渾沌如二雞子一。溟涬而含レ牙。云々と有る牙これなり。但し此を古く、阿斯加備とも訓たる由なれど、其は誤也、葦牙とは固より異なり、また伎邪志と訓たるは、允當らず。)さて加備の加は。彼の意にて。物を其と指して云ふこと。備は靈妙なる物を云ふ語なり。(前には牙萌の約まりたるならむ、と思へりしかど、然には非ず。)かくて加備は。加微と同く。加夫とも加牟とも通へり。(其は神祖を、加夫呂とも、加牟呂と

も、賀味留岐、賀味留彌とも云にて知べし、また酒を、カミ、カム、カモスなど云は、全く同言同義にて、物を蒸成す意あり、然ればまたクミ、クム、クヒとも通ひて君も同言ならむか、約りてはキとも云ひて、物を組凝す意もこもれり、また道奥の末、蝦夷あたりの國にては、今も神また國司を、カムイ、或はカモエと云とぞ、此はカミてふ言の延たるなり）頭大きく。下細き形を云ひて。頭槌之劒。鏑矢などの加夫も。本より同言なるが。（株蕪、冠、被みな同じく、ラリルは助辭の活用なり）凡てこの加微てふ言の活用の多く限りなきこと。是に勝る詞なく。自づから神の御功德の。廣く、大きなるにも叶ひて。いと〳〵靈異く奇妙なる事にこそ。（なほ次々に云を合せ考ふべし、）扨こは。三柱大神の產靈に因て。始めて大空に生出給へる一ツノ物の中に含まりて奇靈なる物の極なるが。終に清昜かに然騰りて。天ツ御國と成り。天ノ御柱とも成りたる事は。下に委く云ふが如し。（第二段の傳見るべし。）斯てこの加備てふ物の形狀を考ふるに。決めて男陽の形なるべく所思たり。（上に云へる頭槌ノ劒、鏑矢などの形思ひ合すべし、）其はまづ菌の類は。即加備なるが。此は草木の精氣の。地の氣に和合ひて生る物なるに。自然に同し形なるもいと奇し。（また凡て物に黴の出たるは、いと細き毛の生たる如くなるが、謂ゆる顯微鏡もて見る時は、その細毛の如き物、悉に陽莖形を具せるを以て悟るべし、〇因に云、示ノ字は、神ノ字の本義と所思ゆるが、此ノ字篆書に、示また𡿨とも書るを思ふに、これ若しヽは加備のもえ上り、天ノと成れる形狀に象れる字には非じか、但し此を神ノ字の本義と思ふ由は、神事に屬たる字の、盡く示に从ふを以て知るべし、又此の字の注に、神事也とも云ひ、天垂レ象見二吉凶一所三以示二人一也とも云へるは、移りたる云狀なり、）さて天神の賜へる天瓊戈は。彼の牙に因りて生り。其の有狀も牙なせる物にして。（こを漢土の古には、玄牝と稱ることは赤縣太古傳に委く云を見べし、）即神なること論ひなく。また御年ノ神の男莖形を作りて。祭らしめ給へるも、神の形代なるべく思はれ。又皇產靈大神の御靈代には必す此の形を作りて祭りたりし事と思はる。（其は

印度にて、古く大梵自在天王と稱せるは、我が皇產靈大神の事と聞ゆるが、其の靈代は、男陽女陰の石形なりと、彼の國に云ひ傳へたるをも思ひ合すべし。）抑かの一の物に含まりし加備は。物の成形始なるが。（其はかの一物の生出て、雞子の如し、と有るは、其混沌たる大凡を云へるにて、其の中に含まりし物は、其の形狀さだかなりけむ故に、別て加備とは稱ひつらむ、しかるに此を含める物は、大凡女陰の形なりしも、聢と名づけ難き相なる故に、たゞ大らかに一の物と云ひ、その交合の狀なりしをば、言ひ難しとぞ傳へたりける）其物つひに拔出て萌騰り。天津日と成り。天の御柱とも成て。宇麻志阿志阿備比古遲神。天之底立神も其に因りて生成坐て。いとも〳〵奇靈なる物なるが。其物實は牙なりし故に。天日を直に加備とも云ひけむ。（かれ御紀に、生二一物一、狀如二葦牙一、便化二爲神一云々、とは云傳へたりけむ、但し此は混らはしき傳にはあれど、神とは天日を云へりと見れば違はず、また諸越にても、古へは神と天と相通へるを思ひ合すべし、このこと委く次段に云べし。）然れば加備とは。世に生出たる物の元始にて。いと〳〵奇靈なる物なるが。是より延て。都て奇靈なる物を云ふ稱とも爲れる事を辨へ曉るべし。（或人問、加備を形成せる始めなりと云こと心得ず、さるは此れより以前に、三柱の天神おはし坐し、其御名をも稱へ申せる上は、御身體あること論ひなし、然れば牙を始とは云べからず、此の理は如何、答ふ然らず、さるは三柱天神の、御身體あるは論ひなけれど、此は始めなく坐ましつれば、誰か其始めを知らむ、斯て彼一の物は、三柱神の、始めて生出給へりし物にて、即ちその成立をも直ちに看行し給ひつゝ、其趣を語り繼しめ給へるなるべし、然れば三柱の御名ともに、御みづから御名告給へるには有るまじく、はるかに後の神世より、謂ゆる造化の首たる御功德を稱へて、負せ奉りたる御名なること論ひなく所思るなり、然れば、三柱神の御名も、まだ神と稱へ申せることも、共に牙成りしより後なる事を悟るべし。）さて加備と加微は同し言にて。其のいと奇靈しく妙なる事を稱より及びて。造化の事に與り給ふ加微

等は申すも更なり、凡て世に奇しく靈しき功德ある者を加微と云ひ。其をやがて神と書り。（神は加微と云に當たる漢字なること、前に師說を引たるが如し。）又後には。凡人の中にも。卓絕たる人を加微と稱ひ。（是より延きて頭、守、長官など、皆カミと云も、尊みて云へること、また頂上をカミと云も同じ意なり、また髮をカミと云も、頭上に生るより云なるべし、岡部翁云、後世人は、神と上とを分て用ふるから、文字にのみ目なれて、言の意を忘れて、字につきて別なりとのみ思ひ、附會の理窟を以て解むとするは怯なし、皇朝には一言を轉して、あまたの事に云なり、一言を一事とするは漢風なり。）萬物の中にも。卓越たる物をば宏く稱へて。神と云ふ事とぞ成れりける。（此に云る言どもは、神てふ言の本義なるが、摠ての神の德用の事は、上に委く師說を引て記せれば、立返り見て知べし。）○御名者。まつ名と云言の意は。生成熟などの本語にて。（形、也なども同義なり。）活用きては。那流。那良牟とも云なるが。神また人は更なり。萬物をも。某と號くる事は。其の物かならず成就たる上にて。負することなり。（神また人物に限らず、萬の事業の上も、これに同じ、）中にも人は。其の行狀の善惡。功德の大き小きに依て。自然に他より稱へ云ふところ即名なり。其は景行天皇の大御語に。大倭國者。以行事負名國也。（こは年中行事祕抄を始め、其外の書にも見えて最も賢き大御語にぞ有ける。）と宣給へるを以て知るべし。（なほ次々に、神たちの御名義を解く處々に云を、合せ考へて辨ふべし。）○天之御中主神。御名義。天は阿米と訓べし。阿米とは蒼々として。上方より始めて。四方に廣く遠く見遙かさるゝ疆界を云ふ。（此こと既に上に注り、また天日をも、同く阿米と云故に、混らはしき事あり、はた已さきに、靈の眞柱を著せる頃は、未た委く思ひ得ざりし故に、其說盡さず、かれ今詳かに辨ふべし。）さて此の疆界ある其內を與と云ふ。（竹の節と節との閒を、ヨと云も、同し意なり。）即ち世閒とも云ふ。（漢籍に宇宙と云はこれなり、されば天皇命の御世知し食す事を、漢風には御宇と申すこの、世と云ひ、世閒と云ふは、多くは人に屬て

稱ふ言なり、さるは君が世、人の世、我が世など云が如し）扨また凡て障る物なく。廣く遠く。彊界も何も無き處を虚空と云ふ。また此與の中も。いと廣く遠く大きにして。限り無が如く。唯空く見ゆる故にこれをも曾良と云ふ。（此の如く、阿米と、曾良と、與と各々異なる事には有れど、其の差別のさだかに見分ち難きが故に、又相ひ通はして、阿麻都曾良とも云へり）かくて其の蒼々と見ゆるは。何故と云ふに。此はかの三柱の大神の。天地及び萬物を主宰り給ふ。其の御氣勢の。普く虚空に充滿たるが。青くは見ゆるなり。（たゞには色なきが如くなれども、其氣厚く充ち重なる故に色濃く見ゆるなりけり）扨この大虚の外方に涯りあることは。何を以て知ると云むに。此は見極むること能はざれども。下に。（第六十五段）神速須佐之男命の。天壁立極巡坐而。云々と有るを。考へ合せて云へるなり。（猶次に云を見よ）抑阿米てふ名の義は剛にて。阿美。阿麻。阿牟、阿麻牟とも活用く言なり。（此は別に著はせる、古史本辭經と云書に委く記せれば、こゝには大畧を云ふ）

今見放るところ。（斯の如く四方に向伏し。廣く遠く壁立たる狀に見えて。（漢籍に、天圓如ニ倚蓋一と云ひ、また爲レ蓋象レ天、なども云ひ、また字書に、冂は莫狄切音覓覆也、从ニ一下垂一、也とも見ゆ）此の頂上の處すなはち北辰にて。此れより四方に下垂たるが。下の方は。大地に障りて見えざれど。大凡圓形なる事と思はる。（其は大地は休息なく旋回る物なるに、何方に向ても、其端を見る事なきが故なり）然れば。上下左右なきが如くなれど然らず。北辰の處は上にて。左は東。右は西なり。（此の北辰の處、天の本域にて、すなはち世界の大网なり、されば諸越籍に、天網恢々疎而不レ失とも、天網雖レ疎終不レ漏也、なども云へりさて阿米は、上下四方に圍繞て、圓き形なる時はいつくと指て、名くべきやうなきが如くなれども主とは其の本綱たる處を云べきは、云まくも更なり）さて此の阿米てふ物は。何時成たるならむと云に。傳へなければ知るべからず。されど強て按ふに。其の本綱たる處は。北辰と共に生けむが。總ては。一物の生出たる頃に。成整へる物なるべ

し。(此は譬へば、彼の牙の萌騰れるは、火の然るが如く、阿米の成れるは、其の烟りの背く四方に充わたれるが如くにや有けむ、)御中は。師云。眞中と云むが如し。凡て眞と御とは。本通ふ辭なるをやゝ後には分て。御は尊む方。(御字を書くも此意なり、但し此字は漢國にては、王のうへに限りて云を、此方にて美と云は、天皇の御うへに限らず凡人にも何にも云辭なり、)眞は美稱ると。甚しく云と。全きことゝに用ふ。されど古への言の遺れるは。なほ通はして眞熊野とも。三熊野とも云へる類多く。(また眞と云べきを、御と云へるも、御空、御雪、御路など多かり、)御中も此の類なり。天のみならず。國之御中。里之御中なども　萬葉の歌にあり。(俗言にマン中といふも、眞中なり、凡て眞をなほ甚しく云ふとて、マンと撥ね、またマツとつむるは、俗言の常なり、)また毛那加と云ふも。眞中の轉れるにて。天武紀に。天中史とあり(此の字を以て、此の御中の意をも知べし、)主は大人と同言にて。能宇斯の切まれるなり。(宇斯を主人と書ることも見えたり、書紀に、繼体天皇の大御父、彦主人王、また續日本紀に、阿倍朝臣御主人など是なり、これら今は訓を誤れり、)故古に宇斯は。必某之宇斯と。之を加へたるに云ひ。奴斯は某主と直に連ねて。之を加へぬに云り。飽咋之宇斯能神。大背飯之三熊之大人。大國主神。大物主神。事代主神。經津主神などの如し。(また書紀に、齋主神、號二齋之大人一と見え、)また丹波美知能宇斯王を。書紀には。道主王とある。是れ等を以て知るべし。(奴斯にも、之を添て、某之主といふ、又たゞ主とばかり、首に云などは、みな後のことなり、萬葉十八、天平勝寶元年の哥に、たゞ奴之とあり、其頃よりぞ、さる言もありけむ、また主字を、宇斯にあてずして、奴斯に當たるは、能宇斯と云よりも、約めて奴斯と云し言の、古へより多かりし故なるべし、されど本を正して云はば、主字ばかりは、宇斯と訓べきことわりなり、)さて宇斯波久と云も。其處の主として。領居ることなり。(今云、宇斯波久の事は、第百十五段の傳に云べし、)されば此神は。天の眞中に坐々て。世中の宇斯たる神。と申す意の御名なるべし。(或は

この神を人臣の祖なりと云ひ、或は國常立尊の配合にて、皇后なりと云ひ、國常立尊の別名なりなど云は、心にまかせたる妄說なり、大方近きころは、かゝる邪說いと多し、ゆめ惑はさるゝ事勿れ）と有り。實に此師說の如し。かくて此の大神の御住所は。何處ぞと云に。（たゞ天の眞中に坐々て、とのみ云はれたるはいかゞ、さては何もなき大虛空に坐ませる趣にて、餘りにたど〳〵しく聞ゆればなり、○己さきに靈の眞柱を著せりし頃は、今云ふ旨をば、思ひ得ざりし故に、其說拙かりき、故れ暇あらば、訂正靈の眞柱、と云を作らむとす、見む人これを宥せ）此は天の最中のいと高く。寂寞にして動き徙らざる處。すなはち謂ゆる北辰にて。これ天の本綱たる處なるが。御中主大神は。此の處に鎭り坐せるなり。抑それより五百綱千綱を引延て。編成せる如く。宇宙の萬物を。悉く主宰り給ふ事と聞えたり。（萬葉十九に、天爾波母、五百都綱波布、萬代爾、國所知牟等、五百都々奈波布、また三に、久堅乃天歸月乎綱爾刺我大王者、蓋爾爲有、とも見え、また顯宗天皇の大御言にも、如レ調二八絃琴一所レ治二賜天下一天皇云云と詔ひ、漢籍に、天下を治むることを、經綸すと云へるなど、みな此大神の、宇宙を主宰り給ふより移し云ことにて、有ゆる物、一つも洩るゝこと無しと知べし、上に引る天網恢々云々、思ひ合すべし）然れば此の大神はしも。無始より坐しませば。最第一の神に坐こと申すも更にて。（國之常立神を、最初とする事の非なる由は、既に師の辨へられたるが如く、また靈の眞柱にも云るを見て知べし、また唐書、宋史などに、皇國の事を記せるに、初主號二天御中主一とも有り）其の御功德の廣く大きなること。稱へ申すべき詞もなしと知るべし。阿那かしこ。阿那多布登。（なほ諸越に傳はりたる、此大神の古說は、赤縣大古傳の、上皇太一紀と云ふを見て知るべし）○次。師云。都藝は都具といふ用語の。體語になれるなり。（凡て言に躰用の別あり、躰とは動かぬを云ひ、用とは活くを云ふ、その躰語に、本より躰なると、用の躰になれるとあり、いと上代には、用語多くて、躰語すくなかりしを、世々に人の言語の多くなりもて

ゆくまゝに、用語の分れて、躰語にもなれるがいと多きなり、)都具は。都豆久ともと同言なれば。都藝も都豆伎と云に同じ。(今云、次續など、ギグと濁れども、本は清音にて、付と同言なり、其は次は、彼れに此れのつく意、續は彼れと此れとつく意なるをもて辨ふべし、)さて其に縱横の別あり縱は。假令ば。父の後を子の嗣たくひなり。横は兄の次に。弟の生るゝ類なり。是より下に。次とあるは。皆この横の意なり。されば今此なるを始めて。下に。次妹伊邪那美神とある次にまで。皆同時にしㇳ。指續き次第に成坐ること。兄弟の次序の如し。(父子の次第の如く、前の神の御世過きて、次に後の神とつゞくには非ず、思ひまがふること勿れ、)〇高皇產靈神。本に。皇產靈此云二美武須毘一とあり、(古語拾遺に、古語多賀美武須比、新撰姓氏錄に、高彌牟須比命などある、是れ訓の證なり、なほ此神の御名を、書等に、高御產巢日神、高御魂命、高魂命なども書たり、皆御紀の訓注、古語拾遺などに依て訓べし、タカンスビ、など唱ふるは、音便ふ頽れたる、後の世の訛りなり、)御名義。高は高天原の高と同く。御功德を稱へて申せるなるべし。別御名をも。高木神と申せり。(姓氏錄に、天高御魂乃命、三代實錄に、天高結神など、天てふ言を冠らせても申せり、此も美稱なり、皇は御と書けるも同く。美稱なり。產は。正字にて。宇牟須と云言の。宇を省けるなり。(仁德天皇の大御哥に、子產を、古牟と詠せ給へり、)新撰字鏡に。祉宇牟須比麻豆利とあり。此は產靈祭にて。牟須の正語の。宇牟須なる證なり。(なほ此祭のことは、下に委く注べし、)今も生を。宇牟須といふ國も多かり。(出羽秋田などにては、蒸をさへに、ウムスと云へり、夏の頃甚く暑きを、今日はいたくうむしてなど云ふ類なり、)師云。生は男子女子。また苔の牟須など云ふ牟須にて。物の成り出るを云。(今云、萬葉に、草牟須かばね、また草武佐受などもあり、)靈字は。比と云ふよく當れり。凡て物の靈字なるを比と云ふ。(久志毘の毘も是なり、)比古比賣などの比も。靈異なる由の美稱なり。また禍津日。直毘などの毘も此意なり。(今云、牙の備も同ぐ、すなはち火なるが、火ばかり奇しき物

はなき故に、靈異なる由の美稱に、種々用ひ弘めたりと所思ゆ、其由は第十一段より、第十六段までの傳に、或々注を見て知べし、）されば產靈とは凡て物を生成すことの、靈異なる神靈を申すなり。（さきに此毘を、神佐備荒備などの備と同くて、夫流とも活用きて、米久と云に似たり、と思へりしは非ず、）此の外に。火產靈。稚產靈。津速產靈。興台產靈。玉留產靈。生產靈。足產靈など申す御名もあり。牟須毘の意皆同じ。（日本紀竟宴哥に、得國常立尊、大江維時、「あめのしたをさむるはじめ、牟須毘於幾旦、よろづよまでにたえぬなりけり、とあり、此は產靈を、國常立尊に係て詠たるなり）

○高木神。高は。上に同じ。師云。木は具比の切りたるにて。卽ち產靈と申すと同意なり。其故に。下の角樴神。活樴神。の樴は。具美と通ひて。具牟とも活く言なり。されば角樴は。角具牟と同意也葦などに角ぐむと云も。角の形して。生初るを云ひ（またなべて、木草の生ひ初るを芽ぐむと云ひ、淚の出初るを淚ぐむと云て、）具牟は。凡て物の初まり芽すを云ふ辭なれば。產靈と同し意也とは云なり。（三代實錄に、筑後國高樹神と云あり、此神かはた地名などにて別神なるか、今云、淸寧天皇卷に、高木角刺宮とあるは地名なり、又此ほかに、高木比賣、高木郎女など云も見ゆ、地名なるべし）

○薦枕高皇產靈神。薦枕は高の發語にて。此は後にかく稱へたる物なるべし。（武烈天皇卷哥に、許母麻久良、多加波志須岐、神樂哥に、古毛萬久良、太加世乃與止仁、などあり、）岡部翁說に。いにしへ蔣を以て。枕とせし事は。萬葉七に。薦枕相卷之兒毛。在者社。十四に。麻乎其母能。於夜自麻久良波。和波麻可自夜毛。など詠めるにて知べし。（十四の哥は、眞小蔣の同じ枕は、吾は纏じ哉もの意なり、）高と連くることは。日本紀私記に。師說古以蔣爲枕云。高之眼目故。欲言高之始有此言乎。と云へり。さらば床上に。枕は殊に高くする物なれば。事もなく高と云にや有らむ。（漢籍楚辭九辨に、堯舜皆有擧任兮、故高枕而自適、とある注に、安臥垂拱萬國治也、といへり、事ある時は、寢苦枕干、とて安からぬを、世平なれば

高床に安臥するを、高枕すと云へるにておのづから相似たる事なり）また掃部寮式。大嘗宮神坐の料に。坂枕一枚。五尺五寸廣サ三尺。料編薦一枚。生絲一兩とあり。或傳に。此の神床の八重疊の下に。其薦をかい敷て。高くすと云り。然れば枕の方高くて。床の上斜なれば。坂枕と云か。是ぞ上ッ代の臥床の狀なるべければ。薦枕高しと云も此意なるべし。とあり。（薦のこと、また此を枕とする由は、第九十一段の傳に、委く注ふべし）さて神の御名にも發語を冠ことは。眞髮振櫛稻田比賣薦枕志都沼值命など。猶多かり。（こは薦枕して、靜に寢る由をもて云かけたり、なほ第百四段の傳に注ふを見るべし）〇神皇産靈神。御名の義。まづ神皇は加牟美と訓べし。高皇と並びたる稱辭なり産靈の義上に同じ。（此神の御名を、書等に、神産巣日神、神産日神、神魂命など書るは、カミムスビと訓み、神御魂命とも書たるは、此と同く、カムミムスビと訓べし）〇神産巣日御祖命は。迦微牟須毘能美於夜能命。と訓べし。（大土之御祖命、大山祇之御祖神など、みな之祖といふ例なり）さて御祖としも申すは。此神は女神にて。諸々の神等の本つ御母の神に坐せばなり。（母を於夜と云こと また於夜に祖字をかける由は、第八十一段に注べし）〇神魂大刀自神。神魂は。迦微牟須毘と訓來れるに依べし。（師說の如く、凡て古言に、同言の二つ重なるをば、約めて一つに云例なれば、これも神美と美の重なる故に、多く約めて申し習へるなるべし）大は稱辭。刀自は岡部翁の說の如く。允恭天皇紀に。戸母此云二觀自一とありて。戸は家。自は主の義なり。神祇官の宮主なども。美夜自と唱ふる類びなり。（後の物語に、いへあるじ、また常にいへぬしと云ふ、即ち是なり）さて御紀に戸母と書るは。古へ戸内の事を。母なる人の。老はつるまで執つれば。母ぞ家主なる故なり。（數子なる、上總國人大高秀明云々、我鄕あたりにも、今も家内にて、專らと事執る婦人を、家主と云ふ母あれば母を云ひ、母無れば妻をしか云と云へり、古意の存れるなり）さて此の神は。女神にて。産靈の内事を掌給へば。大刀自神とは申すなり。（なほ下に委く云を見るべし）さて師說に。世間に有りとあ

る事は。此の天地を始めて。萬の物類も事業も悉に皆此の二柱の產靈大御神の。產靈に資て成出るものなり。(いで其事の顯はれて、物に見えたる跡を以て、一つ二つ云はゞ、まづ伊邪岐那岐伊邪那美神の國土萬の物をも、神等をも生成し給へる、其初は、天神の詔命に由れる、其天神と申すは、此に見えたる神たちなり、また天照大御神の、天石屋に刺隱坐し時も、御孫命の天降坐むとするに依て、此の國平つべき神を遣す時も、其事を行ひ、また此國を造り固め給ひし少毘古那神も、此神の御子にて、その國造固め給へる事は、やがて產靈大御神の命に依れり、大かた是らを以て、世に諸々の物類も事業も成るは、みな此の二柱の神の產靈の御德なることを考へ知るべし。)凡て世の間にある事の趣は。神代に有し跡を以て考へ知べきなり古へより今に至るまで。世の中の善き惡き移りもて來し趣などを驗むるに。みな神代の趣に違へることなし。今ゆくさき萬代までも思ひはかりつべし。(今云、信に此師說の如く、神世に有し事の跡を、よく探ね學びてば、世間に有ゆる事物の、本の因の、知られざる事は無きをいかなれば、世の人の、さる神世の因緣をば、探ねむものとは思ひたらで、後の世に作り爲せる、外國籍どもに依て、事物世間の理りを知むとは爲るやらむ、是ぞ信に、かの木に緣て、魚を求むる類なるべく、また喬木を下りて、幽谷に、己が心と沒ごとくも見なされて、最も怯く、憐に思はるれど、妖神どもに耳塞がれたる人々の心は、いとも便なく悲しき物にぞ有ける。)また此神の兒。千五百座ありつとある千五百は。たゞ數の限りなく多きを云例なれば。有ゆる神たちを。皆此神の御子なりと云はむも違はず。神も人も。みな此神の產靈より生出ればなり。拾遺集の歌に。「君見ればむすぶの神ぞ恨めしき。つれなき人を何造りけむ。と詠るは。其頃までは。なほ世の人も古意をよく知れりしなり。(狹衣物語に、いとかくしも造りおき聞えさせけむむすぶの神さへ恨めしければ、と云へるは、拾遺集の歌によりて云へるなり、○今云、なほ詞花集にも「心さへむすぶの神や造りけむ、とくるけしきも見えぬ君かな、」長清集に、「とけやらぬ人の心

のつらきより、むすぶの神を恨みつるかな、」など詠るも、皆この拾遺集に本づけるにて、産靈をむすぶと活かしたる也、三代實錄に高結神と書れたるをも思ふに、結ふと云ふ語は、もと此御名より出て、種々に活用る物なるべし、信に物類は、悉くこの大神の、産び成給ふことなればなり、）されば世に神はしも多に坐ども。此神は。殊に尊く坐々て。産靈の御德申すも更なれば。有るが中にも仰ぎ奉るべく崇き奉るべき神になむ有ける。（然るを書紀の初めに、此神をしも擧られざるは、甚く事足らぬ趣なり、一書は一書にて、本書とは別ことなるに、本書には、末に至りて、ゆくりなく出給へるも、いかにぞや聞ゆ、此神は、餘神のつらに、然ゆくりなく擧奉るべき神には坐ねば、かならず古事記の如く、初に擧奉りおかるべき事なりかし、又世々の物識人たちも、たゞ國常立神をのみ、上なき神のごと言痛きまで言ひ擧て、此産靈神の御德をば、さしも論せざるは、たゞ書紀をのみ據として、古事記などをよくも見ず、事の情を深く考へざる失なり、上代より此神をこそ、朝廷にも殊に崇き祠り給へれ、かの國常立神は、殊に祭り給ひし事も聞えず、諸國の神社どもの中にも、をさ／＼見え給へることなきをや、）〇此の師說に就て。篤胤猶考ふるに。高皇産靈神は。男神に坐々て。産靈の外事を掌坐し。神皇産靈神は女神に坐々て。産靈の内事をなむ掌給ふなる。（然るを、記傳に、産靈大御神は二柱坐を、古事記の中に、其御事を記せるには、二柱並ひ出たまへる處はなくして、或時は高御産巢日神、或時は神産巢日御祖命と、かた／＼一柱のみ出給へる、其御名は異れども、唯同し神のごと聞えたり、抑かく二柱にして、一柱の如く、一柱かと思へば、二柱にして、其差の髣髴しきは、いと淺き所以あることにぞ有べき、と云れしは委からず、）其事の顯はれて。物に見えたる蹟を以て二つ三つ云はゞ。天照大御神の。天石窟に幽居坐る時。また皇美麻命の天降坐むとする時。その御天降の時なども。高皇産靈神事執給へり。是ら外事と云べき事どもなり。また大名持神の。燒石に燒著れて。死給へる時に。蚶貝比賣と。蛤貝比賣とを降して。活さし

め給へる。また少毘古那神の海より依來坐る時に。大名持神と兄弟となりて。國造り固めよと詔命給へるなどは。內事と云べき事どもなるを。神皇產靈神ものし給ひて。其御名の出たるに。神產巢日御祖命とあり。御祖命とは。多く母を云例なれば。女神にて內事を掌賜ふこと疑なし。（神產巢日神とあるは、初發の處と、今一所あるのみにて、餘には大かた、神產巢日御祖命とあるを、大名持神を活し給へる處にのみ、御祖と云ざるは、大名持神の御祖命と、混はしければなるべし、斯て高皇產靈神を、神祖と云ることの無はさらにも云はず、命と云へることも、一所だに有ことなし。）猶言はゞ。神名式に出雲國出雲郡に。神魂意保刀自神社と云あり。（これに依て、上に此御名を擧たり。）刀自とは。上に云如く。女にいふ稱なれば。此も一の證とすべし。（此を神魂命の大刀自と、云ふ義に見むは非ことぞ。）櫛八玉神の禱白せる言に。神產巢日御祖命の、天之新巢の凝烟の。八拳垂まで燒擧とあるも。大刀自神にて。御廚の內事に預かり給へばなり。（此事は、第百廿五段を

見て知べし、さて此二柱の男女大神の。產靈の御德の間より。諸々の物類も事業も生成り。神たちも生坐ることの由を云はゞ。少毘古那神を。古事記には。神產巢日命の御子とあるを。御紀には。高皇產靈尊の兒とあり。（古語拾遺も同じ、大三輪神社記にも、古事記と同傳を載して、召久延彥問時答曰、此者高皇產靈尊之子、少彥名神故遣使白於天神、于時高皇產靈神、聞之而云々といひて、是より下は、御紀と同じさまの傳を記せり。）また豐秋津比賣命を。古事記また御紀の正書に。高皇產靈神の子とあるを。一書に。神皇產靈神の兒と云る傳あり。また姓氏錄に。久米直高御魂命八世孫。味耳命之後也と云ひ。また久米直。神魂命八世孫。味日命之後也。とあるをも思ふべし。（味耳、味日同人なり、師は耳日のうち、何れぞ一つ誤寫なるべし、と云れつれど、耳は日を二つ重ねたるが、轉れるにて、同語なること、天忍穗耳命の處に、云れたる如くなるをや。）此は諸々の神たち。二柱の產靈の御間に生坐るが故に。かく二方に傳たるなり。（本朝事始に、加奈止美命と云を、

高皇産靈、與神皇産靈之子也、と云へる事もあるは、由ある傳なり。）倩また御紀に。高皇産靈神の御言に。吾所産兒。凡有千五百座と詔へりと有に。出雲風土記に。神魂命の御子と云へるは。一多く見たれども。高御魂命の御子と云ることは。一柱だに有ことなし。（凡て出雲風土記には、神魂命といふ御名のみ有て、高魂命の御名は、一所も見えず、大名持命の宮造のことを、命せ給へる事も、御紀には、高皇産靈傳とあるを、其すら風土記には、神魂命の御量以といへり、其は彼記の傳々は多く御子につきて云へればなり。）此は神たち。二柱神の御間に生坐れど。神皇産靈命は。その御母に當り坐すが故に。御子をば專と。此神に係て。語り傳たる故ぞかし。（されば姓氏錄をはじめ、書等に、或は高御魂命の後といひ、或は神魂命の後と云るに拘はらず、たゞ皇産靈神の御末と、隔なく心得て有べき物ぞ、また或は、天御中主神の御末と云ることも彼此あるは、猶その本祖を云るにて、其はた産靈神に係らざるは無れば、是また拘はるべき事にあらず、凡て是らの事どもを、熟辨へざらむには、物の出自に、いぶかしき事のみ多からまし。）其は實に養育し給ふ事などは。此神の御業なりしこと、後にあだし御母神たちの。御子を育し立給へる趣に。思合せて曉るべし。（後の餘母神たちの、御子を育し給へる趣は、大名牟遲神の御母、刺國若比賣、味鉏高彥根命の御母、多紀理毘賣命、佐太大神の御母、支佐貝比賣命、椿山之霞壯夫の御祖の、其子を見立たる事などを、考へ見べし。）倩また高皇産靈神は。表に立坐て。外事を掌たまひ。神皇産靈命は裡に立坐て。內事を掌たまふ趣なるに據て思へば。貞觀儀式立皇后儀の宣詞に。食國天下政波。獨知倍伎物爾波不有。必母。斯理倍乃政有倍之。とて皇后を定めて。闔中の政を成給ふこと。古より行ひ來れる事のよし見えたる。其本は産靈大御神のなし始め。傳へ坐る道になむ有ける。（さればこそ、伊邪那岐命に、伊邪那美命偶まして大事成り、大國主神に、須世理毘賣命偶まして、大造之績をなし給へり、また天忍穗耳命に、豐秋津比賣命の女、玉依毘賣命偶ひて、邇々藝命坐坐るより次々に、其御嫡后をば、

いと重き物に撰び給へり、其は神武天皇卷に、委く注ふを見べし、また是より及て、凡人の上を思ふに、夫は外事を掌り、婦は内事をいそしみて、兒を育すを始め、家内の事ども專と行ひて、戸主とさへ稱ふことは、此謂に因ことなれば、上件のことゞもを思ひ通して、此意ばへを忘るまじき物なり、）さて皇産靈大神の。諸神を生給へるは。唯其の男女の産靈の。互に芽し合ふ。妙に奇しき御德の開より。産成給へるにて。夫婦の道に賫ことには非ず、（夫婦の道は、伊邪那岐、伊邪那美命よりぞ始まりける、）是ぞ産靈の大御德には有ける。（夫婦の道に由らでは、子を生得ざる、凡人の上より疑ひ思はむは、産靈の德を知ざるものぞ、）神等のみならず。諸の物類は更なり。天地をさへに鎔造たまへる産靈の趣も。是に準へて想像奉るべく。（天地を鎔造給へる事は、次段にて知られたり、）また生とし生る物ども。人は更にも云ず。其神魂性情靈智も。悉く産靈神の賦物なる由をも辨ふべし。（漢土の古說に、天に主宰たる神ありて、謂ゆる造化の原を司り、物類も事業も、悉く其神靈に賫て成り、人の生質に、至善はしき靈性あることも、其神の賦る由を云るは、此大神の古傳の遺るなりかし、）さて新撰字鏡に。祇以レ彘祀ニ司命ー也。宇牟須比麻豆利とあり。（漢籍說文に、祇以レ豚祀ニ司命ーと見えたり、此文を採れるなるべし、）以レ彘祀と云るは。諸越にて祭る趣なれば。此間にも其祭法を用たりしや。用ひざりしや。其は知らねども。（但し牛を殺して、漢神を祭れためしも有れば、漢風の祭を、其儘に用たりけむも知べからず、）司命神を。産巣日神に當て。其祭を爲つることは疑なし。（されど餘書に、此祭祀のこと、未見當らず、）さて司命神の事は。抱朴子を始め諸越の古書に。上帝を云よし見え。（其說に、人隱惡あれば、天なる司命神、その犯せる罪の輕重に隨ひ、大なるは三百日の壽を奪ひ、小なるは三日の壽を奪ふなど、なほ異說も多かれど、此は漢土の古說にて、中には信らるゝ事どもある故に、己別に委く論ひ記せる物あり、）また上帝は天帝也。ともありて。御紀にも。早く天皇祖神に當られたれば。ゆめ〳〵麁略に思ひ奉るべきに非ず。（桓武天皇紀には、皇

天上帝とも、天帝とも見え、文德天皇紀には、昊天とあり、此ほか皇典どもに數見え、古語拾遺にも、皇天とも、皇天二祖とも申せり、其餘古書に出たるは、計ふるに遑あらず、）斯て司命神のこと。猶熟考るに。宇牟須比麻豆利と有に依て一わたりは。皇産靈大神とも聞ゆれど。此は伊邪那岐大神には非ざるか。（皇産靈大神と、伊邪那岐大神との事は、互に混れたること少からず。）然るは。上帝また天帝とも稱すは。伊邪那岐大神なるべく聞え。司命と云ことも。彼大神の。一日に千五百産屋立てむ。と詔給へる趣に思合され。後に神祇官に齋き祀り給ふ。八神の中なる。玉積産日。生産日。足産日三神は。必司命の神ならむと所思ればなり。（此は猶皇典は更なり、其ほか古書をも、普く考へて、神武天皇卷の傳に注すべし、又大祓詞の末なる、文部が祓刀を上る詞中に、皇天上帝、司命などのこと有て、祝詞考に注されたり、合せ見べし。）○神魯岐命。神魯美命。こを此の二柱大御神の御稱として。所謂とさへ記せるは。古語拾遺に。高皇產靈神。（是皇親神留伎命。）神皇產靈

神。（是皇親神留彌命。）とあるに據れり。名義神は加牟と訓べし。加美と云はず加牟と唱ふるは。語の上に在て。直に下語に續く故なり。其は神伊邪那岐命。神速須佐之男命。また神避神議などの如し。（間に、てにをは字あれば、正しく加美と云ひて、加牟とは云はず、其は神の名、神を生むなどの類、みな同じ。）然るに仁明天皇紀の長歌に。賀美侶伎と見え。常陸風土記に。賀味留岐。賀味留彌とある。此ら古きことなれば。今も加美とも訓べくや。（されどカムロギ、カムロミと云へるは、數ふるに遑あらず多かるに、カミロギカミルミと云るは、此外に古くは見當らず、されば此は誤れるも有べくや。）呂は助語にて。良理琉禮とも活用く辭なり、（但し呂とは、活用くまじく思ふも有なむか、其は內を宇都呂、囊は布久呂、凝を許袁呂、丸を麻呂などの類いくらも有べし。）岐は男神を云ひ。美は女神をいふ。伊邪那岐。伊邪那美命の岐美と同じ。（但しギと云ひ、ミと云ふ言意は、いまだ考得ず、されど若くは、岡部翁の說の如く、岐は男君、美は女君の約まりたるならむか、また沫那

藝、沫那美神、頬那藝、頬那美神も同例か、猶伊邪那岐、伊邪那美神の下に云べし〕然れば。加牟瀨岐。加牟瀨美と申すは。卽ち御祖男神。御祖女神と申す意なり。(牙すなはち神にて、此は直に皇産靈大神、二柱の御靈なれば、唯うち任せて、神とのみ云へば、卽ち御祖大神の事なること、上に云るを合せ考へて悟るべく、葦牙比古遲神より以下、諸の神たちを神と云は、御祖大神を、神と申せるより轉りて、各々其御功德の靈妙きを、稱へ申せることとなるを辨ふべし、)さて此二柱を。男女別たず、一つに申すときは、加夫呂と稱へり。其は出雲國造神賀詞に。高天能神王。神御魂。神魂命とある是なり。此を加牟呂岐と訓には。高魂命に係らず。す加牟呂美と訓ては高御魂命に係らず。然れば唯に、加夫呂と訓より外なきにて知べし。(出雲風土記に、熊野加武呂命とあるは、須佐之男命のことにて、男女を總ねての稱へには非ねども加武呂とばかりも云る例なり、師も岡部翁も、加夫呂伎と訓れたれど稱はず、舊訓に、高天能神王とあるは此を、思ひてなるべし、また師は、王字を例なき書ざまなれば、祖を誤れるならむと云れつれど、此は高天原の王たる義をもて、姑く借て書たるならむ〕さて此加牟呂と稱へる言の義を縣居大人は。神瀨伎は。神須倍良袁岐美。神瀨美は。神須倍良米岐美なりと云はれ。師は加牟呂は神生祖なり(上下の阿と夜とを畧き、禮於を切めて呂と云り〕生祖とは。人にまれ物にまれ。生出る始の御祖なる由なり。と云れたり。此說いづれも。理は叶ひて通ゆれど。己が思ふ處は然らず。上に云如く、たゞ加微てふ語の活用にて。加牟呂とは云るなり。然るは大人たちいまだ。加微てふ語の本義を思ひ得られざる故に。其說甚く迂遠し。其は加微と云語に、やがて御祖たる意の籠りたれば。殊に生祖など附て云べきに非ず。況て呂はただ添れる詞なるをや、(古語は、成たけ言少に、分りよきやうに解べきことなり、餘り長く、延約めなどする時は、其意は、いかやうに叶ふべけれど、然ては却りて、古意に疎く思はるればなり、さて今禿子と云ふは、童女の髮いと短く、搔なでたる姿を云ひ、中にも切禿子と云は、髮を短く切そろ

へて、冠せる狀に見ゆるが、其やがて加備の形に似たる故に、同くカムロとは云なるべし、是も一つの證なり、又若くは、今のカムロちふ童女の姿の、直ちに御祖大神の御有樣に、似たりけむも亦知べからず、此は猶よく考べし、かくて此神魯岐神魯美と申す御稱は。高皇産靈。神皇産靈命を申せるが始にて。常陸風土記に。諸祖天神云二賀味留岐。賀味留彌一とある如く。凡ての天皇祖神たちは更なり。御祖ならぬ神等をも。尊みてはかく稱せり。(そは神賀詞に、高天能神王、高御魂、神魂命とまづ云て、下文に、神魯岐神魯美命、とあれば更なり、祈年祭詞、六月月次祭詞、大嘗祭詞、鎭魂祭詞、鎭火祭詞などに、神漏伎神漏美命とあるは、高皇産靈、神皇産靈命を申せること論ひなきを、)大殿祭詞。大祓詞。遷二却祟神一祭詞。などには。皇産靈大御神と。天照大御神とを申せるにて知べし。然れば本は。二柱産靈神を申せる御稱を。大御神にも申すは末なること。別に其大御前にばかり白す祝詞に。皇吾睦神漏伎神漏彌命登。とある登てふ辭にて知らる。(大御神は女神にませば、神漏伎とは申がたく、然りとて、神漏美とのみ申さむは、事缺たる樣なれば、神漏伎神漏美とかね稱して、登てふ辭にて、其意を知らせたる文なり、)其は神祇官の八柱神の最初に。高御魂神魂命は。本より坐せど。餘に。大御膳都神。大宮能賣神。辭代主神なども坐せば。此祝詞にも。皇吾睦神漏伎命。神漏彌命登。稱辭竟奉久と申せり。此は受ばりて。皇祖神とは申がたきを。尊みて御祖に準へ申せる故に。添たる辭の登なるを思ひ合せて辨ふべし。(岡部翁說に、神呂岐神呂美と申すは、高御魂神魂命より始めて、伊邪那岐、伊邪那美命。天照大御神まで、凡ての男女皇祖神を申すと云れしを、記傳にいかゞなりとて、神呂岐、神呂美と申す稱は、何れの皇祖神へもわたる言なれども、祝詞に申せるは、何れも高皇産靈神と、天照大御神と、二柱のみを指て申せること明し、と云れしは、却りていかゞなり、其は神賀詞にも、高天能神王、高御魂神魂命とあるをや、また古語拾遺に、神呂美を、神皇産靈神に當たるも、心得ぬ事なり、と師の云れしも委からず、此はいまだ

神皇產靈命の、女神なる由をば、考得られざりし故の誤なり。)さて孝德天皇紀の詔に。我親神祖とあるは。仲哀天皇を申し給へり。神賀詞に。加夫呂伎熊野大神とあるは。須佐之男命を申し。(こは大國主神の御祖なれば申せり、風土記に、熊野加武呂命と申せるも同じ。)仁明天皇紀の長歌に。賀美呂伎能。宿那毘古那と申せるは。尊みてなり。國土を作堅めたまひし祖なれば、かくも申べきなり。)また萬葉などに。皇祖神とあるをも。加牟漏岐と訓るは非なり此は須賣漏岐と訓べし。(またミオヤガミ、と訓むも惡からず。)さて此言。師は神と皇と替れるのみにて。同じ語なりと云れたれど。少しく違ひ有べし。其は神祖は。此の二柱より始めて。上代の御祖等に限りて申すを。皇祖は。皇美麻邇々藝命より以來。近き御代々までを申す如く聞えたり。此詞の差別を少か申さば、我親神呂岐、神呂美命とは申せど、我親皇祖命とは申さず、また加牟呂岐、加牟呂美とは申せど、須賣呂岐、須賣呂美とは申さず、これらを以て、異なる所以を知べし、猶須賣良岐てふ語のよしは、第百二十四段に注ふを見るべし。)抑この大神の。天地を鎔造り。世界を開闢き給へるに就ては。外國々に。其御傳なくは有べからず。故普く其古籍を考ふるに。元始天王。大元聖母と稱せる神あり。これ我が皇產靈大神なること。疑なく所思たり。(されど此說いと長ければ、こゝに記さず、赤縣太古傳の、盤古眞王紀と云を見て知べし。)○三柱。師云。凡て古は神をも人をも數へては。幾柱と云り。神は本よりの事にて。皇子等なども然云へる。古事記に常のことなり。(やゝ後には、淸和天皇紀の大命に、大政大臣一柱と詔ひ、空穗物語に、大將なる人の女等の事を云に、今一柱はと云り、皆貴人のうへのことなり、書紀に、佛像一軀二軀などあるをも、一ばしら二ばしらと訓り、落窪物語にも、佛一ばしら、佛二ばしらなどあり、また文粹、前中書王の文に、白檀觀世音一柱とあり、漢文にはめづらし、扨また稱德天皇紀の宣命には、二所の天皇とあり、中昔の歌物語などにも、貴人をばみな幾所と云り、今世の俗言に、御一方御二方と云が如し。)はてかく柱としも云所以は。詳ならね

ど。まづ上代には宮造ることを云に。底津石根に宮柱太知と稱へ。或は柱は高太くなども云ひ。大殿祭詞などにも。柱の事をのみ旨といひ。また袁祁御子の室壽の御詞にも、築立柱者。此家長御心之鎭也とまづ詔ひ。其外神代の始に。伊邪那岐伊邪那美大神。天之御柱を行廻り坐しを始めて。柱を云ること多く。後には神宮に心御柱など云こともあり。斯て其柱は。あまた竝立る物なるが故に。もと皇子等などの。數多立竝坐を賀て。幾柱と譬へ申せしにや有む。賀譬へし例は。萬葉二十に、眞木柱太心者。と大にして不動心をたとへ。二十に、麻氣波之良。寶米弖豆久禮留。等乃能其等已麻勢波々刀自。於米加波利勢受。などあり。（今云、眞木柱譽て造れる殿の如く、在せ母とじ面變りせずなり。）また數立竝ぶを木に譬へたるは。同二十に。麻都能氣乃。奈美多流美禮婆伊波妣等乃。和例乎美於久流等。多々理之母己呂。と見え。（松樹の並たるを見れば家人の、我を見送るとて立たるが如しと云ことなり。）私記に。古以貴人喩於木。故爲一柱一木矣。以賤人喩於草。故謂青人草也。と云る此説はわろし。とあり。篤胤いま此説に因り。なほ柱と稱ふ物の。其本義を考ふるに。まづ彼天神の賜へりし天瓊戈は。皇祖二柱大神の。淤能碁呂島に衝立て。國中の御柱と爲し。天之御柱と見立給へりとある。これ始なるが。（この事第五段の傳に委く注ふべし。）猶この本を想ふに。天地いまだ生ざりし時に。一物生出て。出て其中に含まれりし牙てふ物あり。此物もえ騰りて天國と成り。天の御柱とも成たるが。此牙すなはち神にて。男陽の形なりしこと。前に云るが如し。さて彼天瓊戈は。すなはち皇産靈大神の御靈にて。其狀は。彼牙に則とれる物なること炳焉く。（諸越の古傳に謂ゆる、玄牡これなり、猶第五段の傳見るべし。）此後に。伊邪那岐大神の御身に。成餘之處ありとある。其形は。瓊戈に似たる物なるが。此すなはち男莖なり。（此はたま／＼に似たるに非ず、固より然るべき由ある事は、第六段の傳に云を見べし。）然れば。天御國に天の御柱あり。（牙より成れる物是なり、）此御國に。國の御柱あり。（天瓊戈即これなり、）故この御由緣に依て。い

にしへは。神の大宮は更にも申さず。大君の御殿にも。先その中央に。太じき柱を衝立る。此を心の御柱と云ふ。(こはかの國中の御柱に擬へ、また其を大御身の長に祝ひて、天之御量柱とも云り、)此をいと嚴重になし給へる事は。下に云が如し。第五段の傳、また度制考に委く注ふを見べし、)然れば牙すなはち柱にて。柱卽ち神なれば。一柱と云ふも。一神と申すも同じ義にて。孰も美たる言なるが。其を比登迦微と云ず。比登波志良とのみ申すはいかにと云に。迦微とは。牙を云が本にて。靈異き德ある物を廣く云ことには有れど。殊に卓絕たる神の御上に云ひては。中々に希らしからざる處あり。且いかに尊きも。人の上には云がたし。柱は神に限らず。人にも廣く云ことなるが。上に。物の成整ひ鎮まりたるを云言にて。いかにも然るべき稱辭なる故に。自づから柱とのみ云こと、成れるなるべし。實にも世に此柱ばかり。最も太じく珍たき物は有ことなし(されば人に男柱あるら、御祖大神の大御身に効へる物にて、かの成餘之處すなはち是なるが、萬の事業これより起る、いとも珍たき物なること、今更に言べくも非ずかし、但しかく云へば、女神に稱むは、いかにぞや思ふも有べけれど、既に稱辭と成たる上には、男女相ひ通はして云むこと、何でふ事か有らむ、)然れば古へ神を始め奉り。貴人をも幾柱と計ふるはさる事にて。其は御壽命を長く固かれ。御心意を太く靜けく坐ませと。美祝ひて申せること。更に論ひあること無し。(此れより延て普く人の身にも擬らへ、心の鎮まりとぞ爲せりける、猶第五段に云を合せ考ふべし、)竝は。師云美那と訓べし。(字書に、皆也とも、偕也とも、倂也とも、比也とも注せり、是を那良毘爾と訓は、古への語ざまにあらず、)獨神成坐而とは。次々の女男相耦ひて成り坐る神たちと別ちて。唯一と柱づゝ成り坐るを申せり。竝兄弟のなき子を獨り子と云が如し(神の下に。登てふ辭を添て讀は、師說の如くわろし、)さて成を那理と訓につきて。師云那流と云言に。三の別あり。一には無りし物の生り出るを云ふ。(人の産生を云も是なり、)神の成り坐すと云は其意なり。二には。此物のかはりて。彼の物に變

化を云ふ。豊玉比賣命の産坐時に。化ニ八尋和邇ニたまひし類ひなり。三には作事の成り終るを云。國難成とある成の類なり。（此三の差めによりて、漢字は生成變化など、異あれども、皇國の古書には、訓の同じきをば通用ひて、字にはさしも拘はらざること多し、此の成坐も、成字の意とは少か異にして、書紀に、所生神とある字のこゝろなり。）○隱ニ御身ニ矣とは。此の三柱の神たたちは。まづ天之御中主神は。此後に其の御名の聞ゆることなく。其儘に。本つ高天原なる。謂ゆる北辰の中に。常しへに隱り鎭座坐し皇産靈大神二柱は。此後に。天日の御國にも御坐しつれど。（此のことは、石屋戸の事より始めて、皇美麻命の、御天降に就ての事實を見て知べし、但し此は其御本體には坐まさず、必幸魂奇魂の神なるべし、其由は、其處々に注ふを見るべし。）其本の御在所は。同じ北辰なるが故に。其の御本體は。永く其の所に神留坐し。遙けく遠く隔りて。此の國土よりは終に其御形を見奉ることなき故に。かく語り傳へたる物なり。（師云、御形體のなきを、如此言と心

得るは、後世の生さかしらなり、少毘古那神の事を、産巣日神の、自ニ我手俣ニ久伎斯子也、と詔へるを思ふべし、御身なくて、御手は、有べきかは此の手俣のこと、世の人の心には如何思ふらむ、凡て神代の故事を、假の寓言の如く見るは、例の漢意の癖にして、甚く古の傳への意に背けり。）此次に。天日に成り坐る二柱。豫美都國に成坐る二柱共に。御身を隱し給ひきとあるは。此大地球中に非ざるが故なり。況てこゝはは又遙に遠き北辰星に。隱り坐ますに於てをや。（されど此の御國にも、其御靈の留り坐こと疑なく、天御國の事は申すも更なり。○上三件三柱神は。師說に。如何なる理ありて。何の産靈によりて成り坐りと云こと。其傳へ無ければ知がたし。然るは甚も甚も。奇しく靈しく妙なる理りによりてぞ成坐けむ。されど其はさらに。心も詞も及ぶべきならねば。固り傳へのなきぞ諾なりける。（凡て古の傳なき事を己が心以て、其理を考へて、推あてに說くは、外國の習ひにて、いと妄りなるわざなり。）また此神たちは。天地よりも先だちて成り坐つれば。（天地

の成ることは、此次にあれば、此神たちの成坐るは、其れより前なること知るべし、○今云、これまでの說は、信に然ることなり。)たゞ虛空中にぞ成坐しけむを。(いまだ天も地も無き以前は、いづくも〳〵みな空しき大虛空なりき、○今云、大虛空のみには非ず、北辰は天地より先に在て、高天原と云へる卽ち其處なり。)古事記に。於高天原成といひ。書紀一書にも。高天原生神とも云へるは。後に天地成ては。其の成坐りし處。天高原になりて。後まで其高天原に坐々す神たちなるが故なり。(元來高天原ありて、其處に成り坐すと云にはあらず。)と云はれしは委しからず、然るは元來高天原と云處有て。其處に成坐ること。上に云ふ如くなれば也。斯て後に天日成りて。其をも高天原と云は。また後の事なること。下(第廿九段の傳。)に委しく注を見るべし。(前には右の師說に依て、於天御虛空云々、と文を成せるは、惡かりしこと、既に上に云るが如し。)さて皇產靈大神は此如いみじき御德なる故に。上代より殊に重く崇祠らせ給ひて。まづ神武天皇の御世に。大御身づ

から顯齋して。高皇產靈神を祭り給ひ。また鳥見山中に祭庭を構へて。皇祖天神を祭り給ひしこと見えたり。また神名式に。神祇官坐御巫祭神八座(並大、月次新嘗、)の首に。此二柱神坐せり。此八座の神等を祭り給ふ事も。神武天皇の御世より始まれり。(なほ此れ等のことは、彼御卷に委く注を見るべし。)此の餘にも。此の二柱の神を祭れる社は。神名式に多かる中に。高皇產靈神の御社は山城國乙訓郡。羽束師坐高御產日神社。(大月次新嘗、○羽束は和名抄に、波豆賀之とあり、考證に、今在下鳥羽西南、羽束石森、今在志水村、と云へり。)大和國添上郡に。宇奈太理坐高御魂神社。(大、月次、相嘗、新嘗、○師云、持統紀に、新羅の調を奉り給へる五社の中に、菟名足とあるは此の社なり、また三代實錄に、法華寺薦枕高御產栖日神とありて、正三位、また從二位を授奉り給ひしも、此社なり。)十市郡に。目原坐高御魂神社二座。(並大月次新嘗、○淸和天皇紀貞觀元年正月廿七日、從五位下、目原、高御魂神從五位上とあり、按に二座の中、一座は決めて神魂命なるべ

し、其は伊勢國度會郡に、伊佐奈岐神社二座とありて、一座は伊佐奈彌神なる類、餘にも例多かり。)對馬國下縣郡に。高御魂神社。(名神大、〇此社は、仁明天皇承和四年二月戊戌、奉授從五位下、淸和天皇貞觀元年正月廿七日、從五位上、同十二年三月五日、正五位下とあり、猶この二社の事は、次段に引く、顯宗天皇の御代の事を、考へ合すべし。)また山城國久世郡に。水度神社三座。とある中の一座を。山城風土記に。高彌牟須比命とあり。(此社も、貞觀元年正月廿七日、正六位上水度神從五位下と見ゆ、なほ此社の祭神のこと、第四十六段の傳に論ふを見るべし。)さて神皇産靈命を祭れる社は。神名式に。出雲國出雲郡に。神魂神社。また神魂伊能知怒志神社。(此御名は、かの大國主神の、石に燒著れて死り給へるを、活し給へるなどより負給へるにや。)神魂意保刀自神社(此御名は、此大神の、女神に坐ます一つの證なること、上に云が如し。)神魂伊豆乃賣神社。(この御名は、心得がたけれど、伊豆は淸き意なれば、産靈の德を稱へて申せる御名にや、また同郡に、神魂御子神社と申すもあり。)また淸和天皇紀に、貞觀八年三月二日。授大和國從五位下。神皇産靈神社正五位下。とも見えたり。(此は目原坐高御魂神社二座の一座なるか。)抑この大神の御社の。官に知られ給はざるは。諸國にいと多かるべく所思ゆるが。其は姑く置て。今の世に。第六天神と云ひて祭れる社數多ありて。其の祭神を。面足惶根尊なる由云ふなれど。此は附會の說なれば取るに足らず。(古くは、面足惶根命を祭れる社は、何處にも有ること無し、其由は、此神の出たる下に注べし。)實は皇産靈大神を齋き奉れる社なるべきこと己委き考あり。其はまづ印度の古傳に。此の大地の頂上を放れて。遙に高き處に。大梵天とも。大自在天とも稱する天界ありて。其の主宰の神を。大梵王とも。大自在天王とも申して。此は天地世界を創造し。人種萬物を生成せる祖神なる由云へるが。此は我が皇産靈大神の古事の。彼國に傳はれるにて。いと正しき說と聞ゆればなり。(また佛書に、二十八天と云ことを云て、其の第六天の主を、右の大梵王なる由に、牽强せたるは佛祖悉多

が妄誕なるを、其佛說の世に行はれてより、第六天など云ことは稱ふるを、後の物知らぬ神道學者ら、其佛國の稱なるを惡ひ、且かの天神七代、地神五代など云を、妄說なりとも知らずして、其の第六代に當れるが、面足惶根神なる故に、此神也と爲したるにて、此は却りて太じき非事なり）然れば第六天神と云は。强說なる上に。我か大皇國に良はしからぬ名なる事は論ひなき物から。其神實は。最も尊き大神に坐ませば。粗畧に思ふべきには非ざるなり（此の說いと長かるを、此には大畧を云へるなり、委くは印度藏志の大千世界品の末に、注すを見るべし）さて因にこゝに論ふべきこと有り。其はまづ神に位階を授奉り給ふ事は。人の甚く心得難にする事なるが。今はいと重きことゝ爲たる故に。其由はこゝに記し辨ふべし。然るは天武天皇紀。壬申歲七月の處に。高市社。牟狹社ノ村屋社の神たち。（高市社は、事代主神に坐し牟狹社は、生雷神に坐せり、村屋社はいまだ考得ず）天皇の御軍を。幽に助け奉り給へる事有しかば。軍訖て後に。敎登ニ進三神之品一以祠焉。とあり

此は唯その社々の班列を。上給へる事と聞ゆれど是即ち後に位階を奉り給ふ事の起原とや云べき。（後の位階の事には非ざる故に、たゞ品とのみありて、二とも三とも記されず）斯て正に位階を奉られし事は。孝謙天皇紀に。天平勝寶元年十二月の處に。八幡大神に一品。比咩神に二品を奉られたる是始めなり。然して二年正月の處に。奉レ充ニ一品八幡大神封八百戶。位田八十町。二品比賣神封六百戶。位田六十町一とあり。（祿令に、凡食封者、一品八百戶、二品六百戶、と見え、田令に、一品八十町二品六十町、とある制の數に合へり、是より以前に、御紀に、崇神天皇七年、定ニ天社國社及神地神戶一と見え、また顯宗天皇三年、高皇産靈神に、神田を獻られたる事も有れど、品位の事にはあづからず、其はいまだ、品位などの御定めはなき御世なればなるべし）石原正明が言に。此時は。神封神田を寄らるべき爲に。品位を奉られたるにて。本より格式を立られたるにも非ず。尊卑の階級とまては所思ざりけむ。（其は此時代は、萬に位階を物する事を多くせられて、外位を內官に

叙し、勳位を勳功なき人に賜ひ、上正六位上を叙し、僧侶に二色九階を置れたるも、皆此頃なり、然れば其うつりにて、かゝる事も有しなり〕と云り。然も有べし。是より後は。稱德天皇紀に。天平神護二年四月の處に。甲辰伊豫國伊曾乃神。大山積神。並授従四位下。充神戸各五烟。伊豫神。野間神。並授従五位下。神戸各二烟。とあるより次々に。此の政行はれたり。〔正明の説に、かの八幡大神に一品、比賣神に二品を奉られし以來、承和以前に、をさ〳〵此事無かりしと云るは、甚麁なり、上に引たる、伊豫國の神等に奉られしを始めにて、其間に數へも盡されず多かるをや、さて神階は、四品以上四階あり、そは文德天皇紀に、天安元年六月壬申、在備中國四品吉備津彦神授三品、とあるにて知べし、さて五位以上十四階、正六位上一階、すべて十五階なるが、此は令外の御制なり、正明も既にいへり〕是よりのち。承和。嘉祥。貞觀。元慶の頃は。神位のまだ數知らず見えたり。然れども。多くは神封位田を充られず。たゞ其社々につきての尊卑を。定め給へる位階と通ゆ。〔故れ本より尊き神に、位階の卑きあり、本より卑き神に、位階の高きも多かり、また一神の社諸所に數あるを、其中の一社に、位階を授け給へるは、その一社に限れることにて、其餘に關ることなし、其故に同神同社といへども、階級の高下ある事を辨ふべし、さて或説に、神に位階を授け奉るは、位田を寄らるゝ料なりと云へれど、正明が云る如く、此は神位といふ事の、似つかはしからぬ故に、さる事にやと推量りに云るなり、そは凡て王臣に賜ふ食封位田は、其人のなき後には、公に收らるれば限りあるを、神位は永なれば、一日に數百社敍位せられたる事も多く、さばかり度度の加階ごとに、食封位田を寄られば、天下の戸田は半に過て、社に附はて給はむかし〕然れば別に。位階の稱を立らるべきに。王臣を敍する位號を其儘に用ひられたるは混はしけれど。此は正明説に。神は神どちの尊卑にて。人臣の階とは別なりと心得べし。〔内記式に、神位記式、勅、無位某神今奉授某位とあり、奉字を加へたるばかりにても、王臣の位と異なること知べし、今云ふ、伊

勢の大宮を始め奉り、紀國日前國懸大神などに、位階を授け奉らるゝ事なし、こは至りて尊く坐す故なり。）親王の四品は。諸臣の一位よりも尊きを思へば。神階の五位六位は。親王の一品よりも尊く御坐す。されば一品親王。一位大臣にて。六位の神を拜せむに。禮に違ふことなし。（然るを經信卿母集に、北野社の前にて、大臣上達部、みな車より下けるに、經信卿のみ、車ながらやり渡されけるを、宮司出向ひて、此所にて人々も下りさせ給ふにと云へども、さらぬ体にて過られける由を母のきゝて問れけるに、彈正式に、四位は二位に、車より下ずと侍る、菅右府二位にて侍るに神になり給ひても、道に違ふことは有まじければ、車より下れば、却りて違へるすぢにて、神も受給はじと申されける由見えたるは、彈正式に、凡ソ四位以下逢二一位一云々、下馬、餘非レ應二致敬一者、皆不レ下、とあるに依ての事なれど、神と人との境を知られずて、定められけむはをこなり、神に奉る物を幣物といひ、王臣に給ふ物を祿物と云ふ、北野は祈年穀奉幣に預りたまひて、祿物は給はず、かくの如く品類懸隔なる事なれば、神は神にて、尊くおはし坐ことをしらば、神階、人階別なる故は明かりなむ。）抑これは。神を禮まひ給ふ餘りにかゝる事も出來初つれど。神は神と敬奉りて御坐すべきに。尊卑の階級を。御心に任せて進給はむ事は不禮なりと思ゆるは。己が惑ひの深きにや。と言へり。（此は冠位通考と云物に記せるを、甚く約めて擧つれば、委くは本書に就て見るべし。）此は一とわたり然る說とは聞ゆれど。猶つら〳〵考ふるに。古へは品位の御定めすら無りしを。其の御定めいで來て後も。親王以下諸臣にのみ賜ふべき事と思ゆるに。神等にしも授け奉り給ふことは凡人の上よりは。如何とも推量り奉り難きことなるを。神等より望み給ふ事さへ有りて。此を普く行ひ給ふ事と成ぬるは。やがて神の御心なること論ひなし。然れば古へに無き事なりとて。粗略に思ひ奉るべきに非ず。故こゝに其位階の進み給へる趣を。國史及び其後の諸書に考へ合せて。其の大概を記すべし（此こと委く、參考神名式の附錄に、記し辨へむとす。）其はまづ文德天皇紀に。仁

壽元年正月庚子詔。天下諸神。不ㇾ論ニ有位無位。敍ニ正六位上ニ一と見ゆ。(これに依て見る時は、天下の諸神悉く、正六位上に敍され給へること、聞ゆれど此時の太政官符を考ふるに、品々差等あり、其は是まで既く、五位になり給へる神たちには、更に一階を增し、無位の神をば新に六位に敍し給ひ、唯大社幷名神は、無位と云へども、從五位下を授け給へり、さて其外の大社、幷に名神ならぬ、正六位下以下、無位の神たちをば、凡て有位無位を論せず、正六位上に敍し給へるなり、但し此時、本より正六位上になり居給へる神たちは、敍位なく、本の如くなりしか、其は未た考へ得ず、)斯て朱雀天皇の天慶三年庚子正月。天下の諸神に。位一階を增し奉り給へること諸書に見ゆ。(これぞ諸神增一階の初度なる、○是より前、宇多天皇の寛平九年十二月に、五畿七道の諸神、三百二十社に、位一階を授け奉り給へること有り、)此後は。白川天皇永保元年辛酉二月に。又天下の諸神に位一階を增給へり。(これ二度也、)是より後は。崇德天皇の永治元年辛酉八月。また一階を增し給ひ。(これにて三度なり、)この次は。高倉天皇の治承四年庚子十二月。(是四度なり、)安德天皇の元暦二年乙巳三月。(これ五度なり、)土御門天皇建仁元年辛酉二月。(是にて六度、)龜山天皇の弘長元年辛酉二月。(これ七まひ、)後宇多天皇の建治元年乙亥七月(これ八度なり、)後圓融天皇の永德元年辛酉二月。これまで合せて九度に。各一階づゝ增し奉り給へりき、扨この天慶以下の處は、定まれる國史も無れば、諸書に見えたるを考へ集めたるなり、此書等(此のうち多く辛酉年なるは、例の革命の御祈なりのこと、此には煩はしければ記さず、)然れば。文德天皇の仁壽元年に。推なべて正六位に敍せられ給ひし神等は。悉く從三位に成り給ひ。そのかみ從四位下の神等は。皆正一位に成り給へり。(況て天慶より以來、凡そ四百餘年の間、右九度の外に位階の進み給へる神等も、數ふるに遑あらず、また上に擧たる外に、己が見落せるも有べく、また書に記し洩たるも有ぬべし、然れば、極位に至り給へるが多かるべき事、推て知べし、仍て思ふに、永德以後、增一階の事の聞えざるも、大抵極位に

なり居給へるが故なるべし。)扨また天下の諸神とあるに付て。論ふべき事あり。其はまづ仁壽元年に。有位無位を論はず。正六位上に叙し給ふと有るは。天下の有らゆる神たちの事ならむには。此餘に。無位の神坐べき謂なし。(但し其れより後に、由ありて新に齋かれ給へる神等は、今云ふ限りに非ず。)しかるに此後に。無位某神に、某位を授け奉り給へりと云こと。國史を始め。其の外次々の諸書に數多あり。いと不審き事なり。依りて按ふに。天下の諸神とはあれど。有ゆる神等にはあらで。此は官にて祭られ給ふをはじめ。國內の神名帳などに出たる。又は其外にも由ありて。官に知られ給へる神等にのみ。御位を叙し給へるにて。官に知られ給はざるは。漏給へる事と知られたり(然らざれば、後に無位の神と云は、あるまじき事なればなり、凡て神位封戸などの事に付ては、論ふべき事の多かるを、今はたゞ、神に位階を奉り給へる、本の由緣を論ふ序に、少か云のみぞ、なほ委くは、參考神名式の附錄にいふを、俟て見るべし、)

〔二〕爾大虛空之中一物生。其狀難言。浮雲之如無根係之所。而久羅下那洲漂蕩之時。自其中。狀如葦牙之。初生於泥中。而有萌騰出物。因其物。而始成坐神之御名。宇麻志阿志訶備比古遲神。次天之底立神。亦云天之常立神。亦云天之壁立命。亦名天角凝魂命。亦云天角己利命。亦云角魂神。此二柱神亦。獨神成坐而隱御身矣。

上件五柱神者。別天神。

爾は許々邇と訓べし。上を受て下を起す所なる故に置たり。其は師說に。古事記の文法。すべて一連の語終りて。次の語の首には。かならず於是とも。故とも。爾とも云へる。此の三の辭を用ひたる樣を考へ合するに。たゞ其處の語の勢に隨ひ。調に任せて置るのみにして。必しも各異なる意のあるには非ず。されば又た故爾とも。故於是と

も。重ねても置る、其も同じことなり。(但し右の三のうち、爾字は、於是とある處と同じ勢なる處に多く、また故爾と重ねたるは多くあれども、爾於是と重ねたる處は無し、これらを思へば、みな許々爾と訓べくして、加禮とは訓まじきが如し然れども又稀には、故の字を置る勢と全同くして許々爾と訓むよりは、加禮と訓が優れる處もあり)大かた爾とも。於是とも。故とも有るは。皆今の俚言に。曾許傳といふ勢ひなる處なり。(爾字つねに曾能と訓めば、曾許とおのづから意通へり、また爾時は、曾能登伎と訓ても、許能登伎と訓ても意通ふを、許能と許々と同じければ、許々爾と訓こと、おのづから字義にも合へり、また是と如是と本同言にして迦禮は如是有者の切りたるなれば、迦禮と訓むも自通へり)○大虚空之中は。(一書に、天地始めの處には、虚中とも空中とも書たれど、末には虚空と書たれば、其れに據り、大の字を冠て文を成せり、)於富蘇羅能那迦邇と訓べし。(一書に、虚中、空中ともに、ソラノカと訓み、其中とあるを、ソノカと訓たるは、那加の那を省きたるにて、當時の俚言と聞えたり、)即いま大地の周外に見晴して。大空といふ際の。空しき宙をひろく言へり。(すべて曾羅てふ言は、空きを云語にて、萬葉十に、蒼天ゆ往來ふ吾すら、四に三空ゆく月の光、五に阿麻能見虚喩、阿麻賀氣利、見渡多麻比、云々などある類は、此に謂ゆる大虚空を云へるなれど、十八に、こふる曾良やすくして有らねば、十五に、みちの蘇良道に別れする君、四に思ふ空安からなくに、嘆虚安からぬ物を、二に天數ふ凡津子、十一に、心空なり土は踏ども、また朝茅原小野にしめゆふ空事を、九に吾が念情安き虚かも、十一に月の空なる戀もするかもなど詠る類は、空しきことをいへり、後の詞にも、空寢、虚泣、虚言など言めり、されば牟那斯の牟は、身を牟とも云と同語にて、無レ實の義なるべく所思ゆ。)○一物生而は。御紀正書に。生二一物一とあるに因りて。比登都乃母能那理弖と訓べし。(一書に、天地初判、一物在二於虚中一ともあり、抑此の段は。師の言の如く。天地の成る初發を云へるにて。先つ其の初めに。此物の生出たるなり。

さて此物は何物ぞと云ふに。是即ち天日。大地。月豫美の三つに成べき物にして。(有らゆる星ども、此れより成けむと所思る由あり、其考へは、第百廿六段の傳に注すを見べし〕其の物等の未た分れず。一つに凝りて沌たるなり。御紀の最初に。天地未剖。陰陽不分。渾沌如雞子と云ひ一書に。天地混成之時。とある是なり。(師の説にも、混とは、未た分れずして、凝りて一沌なることにて、即ち此の物の始めて生り出たるを、混成とは云へるなりと有り、漢籍どもに、道生一と云ひ、禮必本於大一、分而為天地なども云ひ、或は未有天地之時、混沌狀如雞子、と云へるをも此に思ひ合すべし、○西洋の延實経といふ國の古説に、太古の時に、ネ邏夫といふ大神、無始より有りて、此の神の口中より一卵を吐出せるが、漸に成長して、此全世界と成れり、天地日月星辰人物みな是の卵中の物なり、是大神やがて造物主にて、世界第一の尊神なるが、其神像は巨大にして、手に卵を捧ぐる形なりと言へり、實に由有る傳へなりけり〕○其狀難言は。曾能加多智伊比賀多久と訓べし。此は一書に、狀貌難言とあるを、師の、ソノカタチイヒガタシと訓れたるに依て、文を成せり、〕さて此文義は。御紀の上に引ける。混沌如雞子とある文の續きに。溟涬而含牙とある。則其の狀を云へるなり。(溟涬を、ククモリテと訓るは、舊訓のまゝなるが、此外に、タユタヒテ、アカクラニシテとも訓み、またクラゲナス、タダヨヒテ、クラゲナス、タユタヒテなども訓たる、此れ等を以て、其有樣を悟るべし、さて牙を含むと云は、卵の黄と白と混沌たる如き狀の譬へなるが、黄と云は牙にて、こは萌上りて天日となり、白と云は一の物の躰なるが、此は分判りて大地と成り固まれること、次々にいふが如し、但し黄白と云は、雞子と云に付て、然は云なれど、實は其色知るべからず、但しアカクラニシテ、とも訓めるを思ふに、此の物活發の氣勢ありて、或は明く、或は闇く、旋々として有けむ樣に聞ゆれば、是にて其色をも思ひやるべし、○序に云、釋紀に引る私記に、首なる溟涬而含牙とある文を論ひて、問、此之溟涬而含牙也、是春秋

緯文也、說ニ彼文ニ者皆云、牙萬物萌牙義也、然則此云レ牙者非ニ葦牙ニ歟、答案ニ假名本ニ全云レ含ニ葦牙ニ、故存ニ其文猶讀ニ葦牙ニ也、云々と有るを思ふに、假名日本記に、含ニ葦牙ニとあるは誤なる故に今の本は春秋緯に依て、改めたる由なり、さるは此の物後に萌上りて、天日と爲り、また天霏とも薄靡ける物なるが、其いまだ溟涬りて、陰陽構合の狀なりしを云へるにて、葦牙とは固より異なる物なれば、唯カビとこそ訓べけれ、然るにその萌あがる狀の、葦牙なして見えける故に、混れたる傳への出來けむかし）此は實は。大空に現はれ出たる象の。妙に奇しく何とも名け難く。かつ顯露に言ふ可からざる。陰陽構合の貌なりし故に。言ひ難しとは傳へたるなり。（此を前には、其形狀の譬へ云ふに物なきを云へるにて、信に其の物の形狀むらむらとして、何とも言がたかりし故ならむ、と思へりしは惡かりき、其はいかにとなれば、溟涬而含レ牙と云へるにて、其形狀の大凡は知らるゝを、譬へ難しと云ふ意には云べくも非さるをや、此は實は構合の狀なりし故に、言ひ難しと云へること著明し）抑この一物。今かくしも。天地と分判るべき期になりてこそ。陰陽構合の形狀とも見えつらめ。其初めて生出けむ時は。決めていと小く。唯混沌たるのみにて。其の中の狀など。見分つべきやうは非ざりけむを。幾千年をか過行くに隨ひて。やゝやゝに大きく成もて行きて終に陰元易元などゝも。名くべき形狀とは爲れるなるべし。（此は正しき證と爲すべき事は無けれど、人の兒の初めて胎内に宿りけむ時より、月滿て生るゝまでの成り立を想ひやりて、かくは推量り云なり、必同じ理りなるべくぞ所思ゆる、猶この一の物の事は、普く外國々の古傳を考へ證して思ひ得たる說あるを、其は赤縣太古傳、印度藏志などに記せれば、此には言はず）○浮雲は。宇伎久毛と訓べし。一叢放れて漂へる雲を云ふ。（天神壽詞に、天忍雲根命、天乃浮雲仁乘立、と云こともあり、さて餘の傳々には、游魚の水に浮ぶに譬へ、或は浮脂なども譬へたるは、師の言の如く、其物を脂の如き物、魚のごとき物と謂ふには非ざれども、形ある物をもて譬ふれば、ふとしては、

其物の狀に思ひ成るゝ事あれば、中々にわろし〕○根係之所は、泥加々流登許呂とべ訓し。(御紀にもしか訓り〕さて此の浮雲は。たゞ一の物の漂へる狀を譬たるのみにて。彼の一の物を。浮雲の如き物と云へるには非ず、思ひ紛ふること勿れ。○久羅下那洲は。古事記にかく有るに據れり。言の義。久羅下は。久羅具禮と云ことの約まりにて。久羅具禮は。久羅久羅。久禮久禮にて。一つの物の。陰易構合ひ狀に牙を含めるが。活發の氣勢ありて。或は明く或は闇く。久流々々。久羅々々。久禮々々として。有けむ狀を云へるなり。さて那洲は。久羅具禮登志氐とか。久羅下那志氐とか有べき處なるを。那洲と云へるは。是も古言の體なるか。(師說に、多陀用幣琉の枕詞也、漂蕩へる狀を譬へて云へるには非ず、と有れど然らず、其狀を云へなるべし、さるは世の始めなるに、冠辭などやうの虛辭有べきに非ず、然るを枕詞なりと云はれしは、言の義を思ひ得られざる故なるべし、然れど是よりして後には、何に依らず、漂へる物の類に冠らせて、云ことゝも成けむかし、凡て枕詞の出來たる例、大抵かくの如し〕又若くは。牡鹿那須。如二五月蠅一。水泡那須など云が如く。後世の冠辭の體に。いつとなく。斯は云來つるにも有るべし。(前に成文を撰べる時に、思へらく、水月ちふ物は、海に生る物なれば、若くは此の時海は既に有て、一の物は、其の海上に浮たる事かと。思ひ泥ふべく思ひて、此語を除きたる事は、古史徵に委く云へるが如し、然るを後に猶よく思へば此詞あるかた、一の物の有樣いとよく知らるゝ故に、省かず本の如く書たるなり、さて此海中に生る、水月ちふ物は、今此一物の、大虛空に根係る處なく、漂ひたりけむ狀に似たる故に、其の名をば負へるなり、此前後を心得る時は、海は既に有けむかの疑ひなかるべし、故れ本のごとく此に加へたるなり〕○漂蕩之時は。古事記に。多陀用幣琉之時。とあるに依て訓べし。(漂蕩字は、神代紀によれり〕上件大虛空乃上方たる高天原に。かの三柱神の御坐せる。其の下方の空に。此の一の物の生出て。其狀は言難けれど。虛空に漂ふ浮雲の。何處を根と。係る所なくて在るが如くして有

りける由なり。(師云、此物のかく漂ひたるは、如何なる處にかと云に、虚空中なり、書紀に、虚中とも空中ともあるを見て知べし、然るを如浮脂といひ、久羅下那洲なども有に就て、此の物海上に漂へりと心得むは、いたく非なり、此は未た天地成らざる時にて、海も無れば、たゞ虚空に漂へるなり、かくて海になるべき物も、此漂へる物の中に具はれるぞかし、)○自其中とは、彼の大虚空中に生出て、漂蕩へる一物の中よりなり。(師もしか言れたり、)○狀如葦牙云々。葦牙は。師云。阿斯訶備と訓べし。(書紀にも然訓めり、但し備を清て、伊の如く讀むはわろし、また詞を濁るもわろし、成り坐る神の御名の訶備にて清濁炳焉し、)和名抄に。蘆葦。兼名苑云。葭一名葦。爾雅注云。一名蘆。和名阿之と見ゆ。葦牙とは。葦のかつ〴〵生ひ初たるを云名なり。牙の字は芽と通へり、和名抄に。玉篇云、虇菼也、菼蘆之初生也、和名阿之豆乃。とある是れ葦牙なり。(葦の初生るを角具牟と云故に、葦角とも云なり、)さて如とは此は其物の形の。葦牙に似たるなり。只萌騰るさ

まの似たるのみには非ず。(故書紀にも形如葦牙とも、有物如葦牙ともあり、)此に因て。成坐る神の御名にしも負せ奉りしを以て。其のいとよく似たりけむ程を知べし。(今云、此なる如は、狀如葦牙と云ふと、泥中より初生るが如くしてと云と二つを兼たるなり、)泥は。和名抄に。和名比和利古。一云古比千と見え。(後の哥に、多く戀路を云ひかけたり、)祝詞文に。向股爾泥畵寄氏などあり土に水の淆たるにて。俗言に杼呂と云物なり。(また土形、築墻などの比遲も是なり、)さて葦は。泥に生る物なれば。譬へたる意は聞えたるが。其葦は。一の物の生初めより。其の中なる物の萌騰るまでは。最久しかりけむが。其閒に生ひ出しなり(下に蛭子を、葦船に乘せて放ちたるを思ふべし、未た草木の無きなどなるに、葦は既に有しをや、)然れば如葦牙と有るは。葦の生たる中より。其を足として。其芽と見紛ふ狀に。萌騰りけむ故に。しか語り傳へ。神の御名にも負せ奉れりと通ゆれば。此は生とし生る物の祖なりけり。(然れば葦と云名は、萌騰れる物の足となりし故に、負せし名

にや、)」萌騰之物は。師云。母延阿賀流母能と訓べし、(之字讀べからず、)萬葉十に。春楊者目生來鴨。また此河楊波毛延爾家留可聞。など詠めり(本草の莖また葉の)はつかに出初たるを芽と云も母延の約まりたる名なるべし、又米具牟も母延具牟なるべし、今云、萌は然と同言なるべし、其より次に云ふ、)阿賀流てふ言は。書紀神武卷に。一柱騰宮の騰を。矣餓離とあり。(今云、騰を上の義と見むは、事もなきことには有れど、此は若くは明りと同言にて、萌は然と同言なれば、萌騰ともに借字にて、此は火の如く然明りて、立ち上れるを云なるべし、天日は然上れる時より、淸陽にして、光明ありし事は、第十一段の傳に云を見て知べし、其の光明必ず火氣なるべく所思ればなり、また上に久羅下那洲てふ言の義を解きたる處をも考へ合すべし、萌と然とを異なる意に思ふは古へ學する輩にまれ、其は猶字に惑へるものと知べし、)物は天と成べき物の始めにて。如此萌騰りて。終に天とは成れるなり。(今云、此處の文、猶委く記されたるを、今は略して引たり、さて此萌騰れる物の、天と成れる事は、何をもて知ると云に、是に因て生り坐る神は、葦牙彥舅神と、天底立神と、二柱なるを、その天底立と稱す御名に依て、其物の天と成たること灼然し、そは天之底立とは、其物の天と成れる、其の底に成坐る故の御名なるを以て知らるゝなり、其は下に、此の神の名を、師の解れるを見て知るべし、また此のもゑ騰れる物の、天と成れるに就て、師說に、阿米てふ名は、葦萌の切りたるにて、斯の省かりたるにや有らむ、葦はたゞ譬に云る物なれども、成坐る神の御名にも負給へればなり、と云れたれども、己が考へは上に云へる如くなれば採らず、)抑々彼の物は、天と地と未た分れずして。たゞ先一沌に成れるにて。其の中に天となるべき物は。萌騰りて天となり。地となるべき物は。分り翕りて。後に地となれるなれば。是正しく天地の判れたるなり(地の成るは女男の大神の段なり、)然るを此ぞ天の初め。此ぞ地の初めなど。際やかにさかしくは言はずして。只其の時神の成り坐る由緣につけて。如此なだらかに語り傳へたるは。眞にのどや

かなる上代の傳說にて。いとも〳〵貴くなむありける、（今云、神代紀の首に、古天地未剖、渾沌如雞子、溟涬而含牙、其淸陽者、薄靡而爲天、重濁者、淹滯而爲地云々、天先成而地後定、とあるは、漢土に遺れる古文なるを、我が眞の古傳に合へる說なる故に、御紀の卷首に、先これを載られたる物なるべし、然るを師のいたく惡まれたるは一偏なり、此文の漢土に遺り傳はりたるは却りて我が古傳の正しき證とぞ云べかりける、其をなどか惡むことの有らむ。）さて如此一の物の生初めしも。其れが分れて天地と成れるも。また此の次々の神等の成り坐るも。悉に皆二柱の產巢日大神の。產靈に因らずと云ことなし。（服部中庸云、其產靈はいとも〳〵靈しく奇しく、妙なる物にして、更に尋常の理りをもて、測り知る限りにあらず、然るを漢人など、此の天地の始めをくさぐさ臆度りて、かしこげに說きなすは、皆この產靈の神靈に因て生ことを、知らざる故の妄說なり）と有り。篤胤この師說に依て。猶考ふるに。顯宗天皇紀三年二月の處に。月の神の人に著りて御託ませる詔言に。我祖高皇產靈神。有預鎔造天地之功。宜以民地奉。云々と詔へりしかば。山城國葛野郡歌荒樔田を奉り給ひ。（今の本の靈の字の下に神の字なきは、脫たるなり、今補ひて引つ、下これに效ふべし、さて預は字書に、豫也先也ともある義を取て、書れしなれば、其意を得て、アラカジメと訓べし、またハヤクと訓むも然るべし師は預鎔造と訓て、伊邪那岐、伊邪那美大神の國土を生み成したまへる事あるに因て、預とは云へるなりと云れしを、前には諾へりしかど、後によく思へば、此は字書に、及也參也とも有る義に見られたるにて、委しからず、彼の二柱神の、國土を生成給へるも、即ち皇產靈大神の產靈に因ることなるを、いかで預とは云む、また今の本に預鎔造と訓るも非なり）同四月の處に。日神の。人に著りて御託ませる詔言に。以磐余田獻我祖高皇產靈神と詔へりしかば、詔言のまに〳〵獻り給ひ。對馬下縣直をして侍祠しめ給へり。（此日の神の詔言にも、天地を鎔造給へる功の事を詔ひけむを、前の月神の詔言にゆづりて、省けるな

るべし〕鎔造は。漢籍どもに。造化之所鎔造也なと見えて。無りし物を。自然の運行に依て。造作よしに言へれば。然る意を得て。本無りし天地を。造出給へる事に成文されけむ。（和名抄に、漢書注云、鎔鑄鐵形也、和名伊加太とあり〕さて日神月神ともに。伊邪那岐神の御子なるに。皇産靈神を。我祖と詔へる事は。上にも言へる如く。産靈の本つ皇祖神にて。有ゆる神等も。みな此神の産靈に因りて成り坐つればなり。（なほ前段に注せる言どもを、合せ見るべし〕さて師も言はれし如く。是の時の由縁と見えて。山城國葛野郡に。葛野坐月讀神社。（名神、大、月次、新嘗〕大和國十市郡に。高御魂神社。二座（並大、月次新嘗、〇かの獻り給へる磐余田は、やがて此郡に在り、さて此の二座の中一座は、決めて、神御魂神なるべし〕對馬國下縣郡に。高御魂神社。（名神、大〕など神名式に見えたり、抑かく後の世まで。其の處處に重く祭祠り給ふを以て、彼神著の詔言の。小縁ならぬ程をも、皇産靈神の御功の大きなるほどをも想像り奉るべし。（なほ此事は、顯宗天皇の卷

に委くいふをも見べし、〕古事記序に。參神作造化之首。とある參神は。天之御中主神。高皇産靈神。神産靈御祖命を申せるなり。此の文をもても。古く産靈神の。天地を造り。萬物を産成たまへりと云ふ古傳を。尊信たることを思ふべし。（造化とは、漢籍どもに、天地の寒暖の運行によりて萬物の生成り出るをいへり〕また是に就きて按ふに。天之御中主神は。御名の大きなるに取ては。其の事蹟の傳なき故に。神德を伺ひ奉るべき便なけれど。二柱皇産靈神より前に。始めなく御坐し。女男の御德を兼有ち。爲こと無して、産靈の根原を司給ひて。寂然に坐まし。女男産靈大神は。其の神靈に資て生出坐して。産靈の德用を持分け宰給ひて。天地も何も。此の二柱大神の。産成し給へる事とぞ思はるゝ。故舊く。天御中主神。長男。高皇産靈神。次神皇産靈神。と云へる傳へも有けり（此事は、古語拾遺の異本に見え、また神皇正統記にも、此說を記されたり、然れば、天之御中主神の事跡の聞え給はざるは、幽き所以ある事にて、却りて其の神德の大なる故にぞ有べき、其御社

さへに、式には見え給はず。）さて此の葦牙なして萌騰れる物よ。其間こそ地に連きて在りけめ。後には地と斷離れて。今見放る天日即ち是なり。（斷離れたる事は、第五段の傳に注ふを見べし。）かくて此れを阿米とも云ひ。かつ天字を充たるも熟當れり。其は漢國にても。古く天と稱しは。即ち天日のことなればなり。（こは己れいと若くて、漢土の古書に讀耽りしほど、天とは決めて日のことなるべく、上帝とも天帝とも云は、其を宰る神の古傳にや有らむと思ふに、易なる乾爲天の天も、日の象なくては理りに合はずと、餘の書をも考へて、且々その說を記し、前に靈の眞柱を著はせる時に其說を云しを、文政六年十一月、京よりの歸路に、駿河の府中なる、山梨玄度がり立寄れるに、主この間漢字の誤りを正して、書を著はすほどなれば、己が既に思へる旨を語りけるに、主實もと諾ひて其の夜すがらに考へて書記せるが、其說に、天の字は古文に昊と書て、日と大とに从へり、そは日字は、古文に⊖と作て、說文に、日は實也、大陽之精不レ虧、从二○一一と見え、楚辭の東皇大一を、

王逸注に、大一ハ日也と有て、九歌に、皆日を詠せり、說文に、大字注に、天大、地大、人亦大、故ニ大ハ象ル二人形一とあり、然れば昊字の象は、日人上に在るに象れる字なるを、泰に至りて、篆書を作る時に、⊖の○を省きて天と作るなり、がゝれば天字の一は、日聲なり、王逸注に、大一ハ日也と有るを思ふべし、然るを釋名に、天ハ坦也坦然トシテ在レ上ニ也と云へるは、古說に、天ハ旦也と云けむを、漢儒の妄りに土を加へ、坦に作りて說を成せり、其は旦字は古文に⊖と作て、說文に明也、从ニ日見ルニ一上ニ一ハ地也、詩大雅ニ昊天曰レ旦ト とあるにて曉るべし、かくて旦字に、又神字の音義あり、そは禮記郊特牲に、所二以交ル一于旦ニ一と有る所の鄭玄注に、旦讀テ爲レ神ト といひ、莊子大宗師に、有二旦宅一而無二情死一とある旦を、釋文に、讀テ爲レ神トとあり、是をもて旦の、天なり、神なることを知べし、さて尙書に、肆類ニ于上帝ニ一とあるを、鄭玄注に馬融曰ク、上帝ハ大一ノ神ナリ云云、王肅曰ク上帝ハ天也と云へるは、彼の主の古傳說なり、此れ等を通考して思へば、神靈不測の義より、神とも旦とも天ともいひ、形象より、日とも

大一とも云しなり、大一は即天字なり、神旦天古くは同言にて、天の古音は旦なりしを、後世分て三音とせるなり、猶言はゞ易の乾爲レ天の乾の字も、說文に、據るに旦に从ふ字なるを以て、天の旦なることを思ひ定むべし、古文は、其の象あれば必す其義あり、乾の字も旦に从ふ故に、日の象あり、東皇大一と、上帝大一と、一大に从ふ天の字を合せて、古文制作の本を知り、日一の上に在る旦と、一八の上にある天と、合せ考へて自得すべし、是れ天日上帝の古義なり、云々と言へり、甚精しき考なれば、其まゝこゝに注しつ、)さて阿米とは。もと大虛空の彊界を云けむ事は。既に上に云へるが如くなるに。天日成てより後は。專と天日を阿米と云こと、爲れるは。如何なる故ならむと考ふるに。此は或人の說に。阿米とは固より上方を云稱なるを。(今云、阿米とは上方ばかりに非ず、實は上下四方泄るゝ處なく、羅れる物なるが故に云なれども、今は只打見たる處を以て云なるべし、)天日の然上りて。漸々に大きく。其の相去ること。未遠からざりし頃は。大地を覆ふばかりにし有めれば。本よりの阿米てふ方は見えず成て。唯に天つ日をのみ仰ぎ見つらむ故に。いつと無く移りて。天日を阿米と云ひ習ひけむが。自から其名とは成れるなるべし。と云へり。此說一とわたりは。然ることに聞ゆれども。熟思ふに。此はこの御國より稱ふ處にして。天つ御國の本稱には有べからず。故考ふるに。まづ阿米と云ふ言義は。网と同言にて。其は世に有りとある物悉く其中に羅れるを以て云名なることは既に上に云へるが如し。(前段の傳見るべし、)斯て天日はも。此の世の中の大きく廣く。限りなきが如くなるに比べては。狹く小さくは有れど。其れはた廣く大きなること。此の大地を。百ち計りも集めたらむが如く。其徑數十萬里なる由に聞ゆるが上に。(此は西洋の國より、貢ぎもて來し測量術の器もて測り試むるに、違ひ有まじく思はるゝ事なればなり)大地とは異りて。其の國土外表に附かず。悉く內裡方に在る御國なることは。下。(第百九段の傳、)に云へる如くなるが。其內の空虛なる處も。廣く大きなること。右に準へて推量るべし。されば其

中に坐す天津神たち。此大地に居る人の。大虛空の疆界を見はるかす如くに。天御國の疆界をも見回らし坐て。直ちに阿米と指し詔ひ。其内の空らに廣き處を指して。天の原とは詔ひけむ。(其は大虛空の上方、天の眞區たる處を、高天原と云へるに、思ひ準へて悟るべし。)此は大虛空中と。天つ御國の其の中と。大き小き違ひこそ有れ。其に其疆界の圍圜める處を指て。阿米と云べき事なること。心を平かにして熟思ひ辨ふべし。(因ニ其物ニ而。因は從と云と同し意にて。此の萌騰る物より。生出坐すなり。(されば此の物すなはち次なる二柱神となるには非ず、然るを御紀に、狀如ニ葦牙ニ便化ニ爲神ニとあるは、錯らはしき傳へなれど、此は天日と成れる事を、直に神と云へるにも有べし。)さて此物に從て生坐る神は。師言の如く。次なる二神なり。其故は。此の二柱以上を天神として。段を結めたるは更にも言はず。次の段に見えたる如く。國之常立神の生坐るは別なり。(もし國之常立神などをも、此葦牙の如き物に因て生坐すとせば、此の物は天なれば、彼の神たちも天つ神たるべきに、然らずして、天つ神は、天之常立神までなればなり。)天之常立ニ國之常立と申す御名も天と地とに分れたればなり。(如ニ葦牙ニ物は、天の始めにこそあれ、地の始めには非ざれば、國之常立神は、此物に因てしも成り坐すまじきものなり)

○宇麻志阿斯訶備比古遲神　此の神の御名、神代紀には。可美葦牙彦舅と書て可美此云ニ于麻時ニ。彦舅此云ニ比古尼ニとあり。師云宇麻志は美稱なり。(阿斯訶備のみに屬たる稱には非ず、總てへかゝれり。)其は心にも目にも耳にも口にも美きをば。皆讃て云ふ言にして。(今の世には、たゞ物の味の口に美きをのみ云へど、古へは然のみならず。)書紀に。可怜小汀。(可怜此云ニ于麻師ニ)可怜御路。可怜國などもあり。人の美稱には。宇摩志麻遲命。味師内宿禰。甘美韓日狹など云あり。(萬葉三に見えたる、吉野人味稻と云を、懷風藻には美稻と作り宇麻志てふ言には、美の字よくあたれり。)阿斯訶備は。上の葦牙の下に云るが如し。比古は男を稱美て云ふ稱。(此は產巢日の日と同じ意、古は子なり。)遲は男を尊みて云稱なり。老人を云も。尊む

より出たるなりべし。大斗能地ノ神。鹽土老翁など
の遲も是なり。（神代紀に、老翁此云二烏胝一とあり
皇極紀の哥に、歌麻之々能烏胝、萬葉十一に山田
守翁十七に、佐夜麻太乃乎治など有り）さて比古
遲。袁遲など云ときは濁れども。本は清言にて。
明宮の段の國栖人の歌に。麻呂賀知とある知。また
父の知なども是なり。（さてまた八千矛ノ神をも、火
遠理ノ命をも、比古遲と申せること有り、其事は彼
處に云べし、）さて此の神は。葦牙の如くなる物に
因りて成坐る故に。如此名づけ奉れるなり。（此御
名の讀ざま、宇麻志と讀て、阿斯訶備比古遲を、
一つに引連けて、葦牙之比古遲と云意ばへに讀べ
きなり）○始成坐神。この神を始めて成り坐す
としも傳へたるは。上なる三柱の神も、成坐しには
有べれど。天地の未た無りし以前より在つれば。其
成坐し始めを知る由なきを。此神をば。既に三柱
神御坐て。其成り始めを知看けむこと炳し。故次
次に如此は語り傳へたりけむ。さて此の神は決め
て少毘古那神と同し神なるべく思ふ由緒あり。其
は下に注べし。（第九十一段の傳見るべし）○天之

底立ノ神。（亦云二天之常立ノ神一）古事記の訓注に常云二
登許一とあり。御名義。師云。登許は曾許と通ひて同
じ。（今の世にも、底を登許と云ことあり、）さて底
とは、下の極を云へば、國の底とは云べけれど、
天之底と云むことといかゞ、と思ふ人有るべけれど）
凡て底とは。上にまれ下にまれ。横にまれ至り極
まる處を。何方にても云へり。萬葉十五に。安米
都知乃曾許比能宇良爾とあり。（宇良は內と云ふに
同じ）此を以て。天にも云べきことを知べし。（紫
式部ガ日記に、そこひも知らず淸らなると云へるも
限りもなくと云ふ同じ、源氏物語などにも此詞あ
り）また六に。藤原ノ宇合ノ卿。西海道節度使に罷ら
る、時の。高橋ノ連蟲萬呂の長歌に。筑紫爾至。山
乃曾伎、野之衣寸見世常伴部乎。班遣之とある曾
伎も極みを云て同じことなり。（細く云ときは、曾
伎は曾久を躰言に云へるにて、曾久とは離放る意
なり、離居、遠ぞく、退などの曾久なり、かくて
其を躰言に曾伎と云は、曾伎たる處を云ふ言なり
また曾許と云ときは、許は彼處此處などの處にて
曾伎處の意なり、故曾伎と意は全同じきなり、さ

て曾伎も曾許も、離れ放れる處を云て、おのづから、其の離れ放りたる至極の稱にも通はし云ふなり。）また四に。天雲乃遠隔乃極。遠雞跡裳九に。天雲乃退部乃限。（これらの遠隔、退部、今の本は訓を誤れり、次に引る哥にて知べし。）十七に。山河乃曾伎敝乎登保美。十九に。天雲能曾伎敝能伎波美。また三に。天雲乃曾久敝能極ともあり。（敝は方也）また塞を曾許と訓むも。境域の極界の地なるを謂ふ。また常世の國と云ふも。字は借字にて。常は底にて。右の意に同じ。（此事は、少毘古那神の處に委く云を考へ見るべし、（今云、己が常世の國の考は、師說と異なり、そは第九十四段に云ふを見べし。）立は都知と通ひて同じ。（その例は、書紀に。國狹槌尊を、亦曰國狹立尊とある是なり。）凡て神名に某豆知と云多し　其の義は野椎神の下に云べし。（今云、第十三段の傳見るべし。）然れば此の御名は。常立は借字にて。天之底都知なり。（今云底立の立は、若くは曾々理立などの意にて、天の眞柱に因れるには非ざるか、然らば立は正字なり猶考ふべし。）抑天は下より上へ萌騰りて成しかば。

阿斯訶備比古遲神は。下に生坐れども先なり。（其始め葦牙の如くなりし時なるが故なり。）天之底立神は。其の物の漸に騰りて。騰り極まれる處に生坐けむ故に。上に生坐せれども後なり。然れば此二柱神の成坐る次第。自づから此の如くなる物ぞ。（然るを書紀には、此の次第の反さまなるは、上に成坐るを以て先に擧げ、下に成坐るを後に擧たる傳へなるべし。）〇天之壁立命。壁は加倍と訓べし。（此名のこと、前には曾伎と訓て、上に師の引れたる萬葉の哥に、山河の曾伎敝、また天雲能曾伎敝などある曾伎、すなはち是にて、曾許また登許と全く同言なりと思へりしを、また思ふ旨ありて後にかく訓み改めたり。）其は伊勢大御神に白す祝詞に。皇大御神能見霽志坐四方國者。天能壁立極。國能退立限云々。とある處の。縣居の大人の考に壁を。加倍と訓て。天の壁の如く。四方に側ちて見ゆるを云ふ。と注れたるに從へり。（此はソキと訓ては、次の退を何とか訓まむ、字の異なるは、同言に非ざるが故なり、偖此の底立神は、天つ御國の内に成り坐りと聞ゆるを、今の說は、其

外なる天つ曾良の疆を云なれば、甚く違へるが如くなれど、此は大かた同じ狀なるべく思はるれば相ひ通はして云へるなるべし。）立の意は上に注るが如し。然れば上の底立（常立も同じ、）と語は替れども大抵同し意の御名なり。（なほ上下に云へるを考へ合すべし。）〇天角凝魂命。角は都奴、凝は許理。魂は多麻と訓べし。（凡て神の名にある魂の字は、多麻と訓べきと、牟須毘と訓べきとあるをすべて牟須毘とのみ訓こと〻心得たるは漫なり。其は姓氏錄なる、掃守連祖振魂命、恩智神主祖、伊久魂命などの魂を、牟須毘と訓む人多かれど、振魂命は、八木造祖、布留多摩乃命とあると同神、また伊久魂命は、舊事紀に、天活玉命ともあれば、共に魂を牟須毘と訓べからず、此れに准へて、餘をも牟須毘と訓べき證を得ざらむ限りは、多麻と訓べきことを辨ふべし、大國魂神を、また大國玉神とも書たれば、此は云も更なり。）さて角凝魂と負坐せる御名の義。下なる豐斟野神。また角樴神の御名の義は。師說の如く、物の凝集り。角具牟意なるに依て思ふに。天之底立神は。かの牙の角具美て。漸々に大きく萌騰れる。その底に生坐て。卽て其を凝し固めて。天日の御國と成し給へる神なる故に。かく御名に負給へりと所思ゆ。（そは次なる豐斟渟神の下に注ふを、合せ考へて知るべし。）また角己利命とも申すは。魂てふ言を省きて申し。角魂神とも申すは。凝を省きて申せるにて。異なる義なし。（かく神の名を省きても申せること、餘の神たちにも例あまたあり。）按ふに。この亦の御名ども。皆角てふ言を頭に負たるは。唯角具美たる由のみには非で。角とは直ちに牙を云にも有るべし。（其は彼の牙てふ物は、男陽の形なりと思ふこと、前に云るが如くなるに、後に男根を、角のふくれと云へるなど、思ひ合すべし。）さて神名式に。出雲國神門郡に。比布智同社坐。神魂子角魂神社あり。（風土記抄に、古志郷保知石大明神也と見ゆ、また風土記解に、古志鄕日淵川を保知石川と云とあれば、保知石の保知は、比布知の略語なり、）〇師說に、角凝魂命と、この角魂神とは、同神と見られしは宜なれど、角樴神と同神に解れしは、名の義の似たる故のことなれど

甚く違へり、此は正に、天之底立神に坐こと、第四十九段の傳に、委く注ふを見て知べし、）さて葦原中國御言向段に。御名の出たる天津國玉神と申すは。御名の小縁ならず聞えて。天つ國に坐るをもて考ふるに。決めて天之底立神なるべく所思たり。其は國玉とは下に注ふ如く。其の國々を修固めて。功績あるより負ふ名なるか。（第八十六段の傳見るべし、）角凝と稱す御名の。天國を凝し修理せる趣きなるに。思ひ合せて辨ふべし。（然れども未だ正しき證を得ざる故に、姑く亦の名には擧されど、決めて違ひあらじとぞ思ふ、後の人次々に古書の出て、其證を得たらむ時に、書き加へてよ）然れば此段なる二柱神は。天の崩騰るに因て成坐して。其を久美凝して。天つ日の御國と修り固め成し給へる神等なること著く。其はた皇產靈大神の。しか生出給ひて。事依し給へるに因れること。大地に生給へる。伊邪那岐。伊邪那美二柱神に御任まして。大地を修り固めしめ給へるに準へて悟るべし。（また是より延て次の段を思ふに、國之底立神、豐斟渟神は、根底國の垂下るに因りて

成坐て、彼國を修固め成し給へる神等なること、灼く、凡て此より第四段までの神等は、天國、根國、大地の三つを作らしめむが爲に、產成給へる神等なるを、只大地を修り固め成さしめ給へる事の傳へのみ遺れるは、神世の傳へは、凡て此國の事を專と語りつたへたる故なること、上にも云へるを思ひ合せて悟べし、）さて其修固め給へる趣は大地を瓊戈もて畫凝し。そを固めの御柱と衝立給へるを想ふに。天日の御國を、然る狀に造り固め坐し。殊に嚴重き御柱を立て。無窮に。其處を移らず。運旋る神機の樞軸とぞ爲し給ひけむ。そは今現に仰ぎ觀るところ。大虛空の中央に懸りて。其位處は變る事なく。恒に居ながら右旋に運轉れるを。その勢氣に掣れて。大地を始め謂ゆる五行の星なども。其天日を中央に置て旋動ること。人も吾も見て知れる如くなるを。天日に樞軸の御柱の無らむには。如此は神機を爲まじき物なるをや。是卽ち皇產靈大神の神靈に資ことなるは。言ふも更なり。（なほ第五段、天之御柱とある處に注をも合せ考ふべし、）さて如此天日の御國の崩騰り。大

地と成るべき物の離れ下れるを。天地の判れし時とは云なりけり。(謂ゆる天地開闢とは此事なり、但し天は漸々に萌上り、地は其處に留れるが如くにも思はるれど然には非ず、必別れて離れ下りけむと所思るなり、其は第廿九段に、天地之相去未レ遠とある、相の字を以ても知べし、なほ次々に言ひもて行くを見て、其判りたる狀、また其遠放れる狀をも知べし。)(或人問。天日の質は如何なる物ならむ。答ふ。此は知べからざる事なれど強て云はゞ。始めに一の物に含まりたる時より。後に淸陽かに然騰れり。と有るをも思ひ合するに。譬へば水晶の中に。專と火の氣を含みたるが如くにて。照徹り炫く質と所思たり。(なほ下に少か證と爲べき事あり、第十一段の傳見るべし、此を唯に、火の精き物ぞと云る說は、未た委しからず。)○此の二柱神亦云々。上に出給へる三柱神は。本つ高天原に御坐て。終に隱り隔りて見え給はざるが故に。隱二御身一矣と申せるを。此の段の二柱神も。天日の高天原に御し坐て。此の國土よりは。隔り隱りて。其の御形を見奉る事なき故に。又かく語り傳へたるなり。(前段に委く云へるを合せ考ふへし。)○上件は。師云加美能久陀理と訓べし。書紀推古卷に。初章。(聖德皇子命の十七條憲法の中の、第一條のことなり、)大和物語に。かむのくだり、啓せさせけりなど有り。(此も加美乃久陀理、と云ふ古言の遺りたるなるを、カミをカンと云へるは、中昔より音便に頽れたる言なり、書紀欽明卷に、上件色人とある、此れも加美乃久陀理能と訓べきを、例の頽れたる音昔のまゝに訓るなり、凡て中昔よりして、件之云々と云語多し此れみな上件之と云べきを、上を略き、りを音便にンと云にて、正しからざる言なり、正しくは、クダリと云べきなり。)宇治拾遺物語には。ありのくだりの事を申してけり。とも云へり。(後の世には、たゞ行字をのみ、クダリと訓ことゝ心得めれど然らず、彼の書紀なる初章にて心得べし某章、某段、某條などの類、皆クダリと云べし、また諸の文書の終に、如レ件と書くも、如二上件一と云ふことなり。)○別天神。師云。別は許登と訓べし。其の由は先つ神代紀の傳々に。多く國之常

立神を以て。最初の神として。此の五柱天神を擧ざるは。たゞ此の國土の方に成坐る神をのみ申し傳へて。天上に成り坐るをば。別なる神として。略たる物なり。(如何と云に、彼の紀本書には、初めには、高御産巣日神を、擧ずして、末に至ては擧たり、若此の神無しとして、初めに擧ざるならば、末にも擧まじきを、末に擧て初めに擧ざるは略けるに非ずや、また一書に、先つ國の常立神などを擧て、次に又曰とて、天上なる神等を擧たるも、天上なるをば、別なる神とせるなり、天上なるを先には擧ずして、後にしも擧たるは、別にせる意なり、)されば別と云へるも其意にして。天上に成坐るをば。別なる神として。分たるものなり(また天照大御神より以下の神たちをも、天上なるをば天神と申すを、此の五柱は、天地の初めに成り坐て、彼の天神たちとは、凡て等しからず、異に坐す故に、其差をたてゝ、別天神とは申すかと。も思はるれど、なほ上の意に決むべし、舊くワケと訓るもわろし、又舊事紀に、別天八下尊、別高皇産靈尊など云へる別、此の別と、其の意相似たる如くなれども、別某神と申す御名、古書に例なし、何に據て書るにか、彼紀は眞書ならねば信み難し、○今云、上件の師説まことに然る言なるに就て思ふに、釋紀に、問云、案古事記、自國常立以前先有五柱神、而此紀不載之、其説如何、公望私記曰、案古事記、此五柱下注云、此五柱神者、別天神者也、然則古事記者、總別天地初分之後化生之神也、故雖高天原所居之神、猶載之也、此書者獨初、取地上之神治地下者也、故不及天神在高天原者也とあり、是れ師説と相同じ、然るに此文を引かれざるは、見落されしなり、此の餘にも釋紀に、師の引るべき説の見遺されたるが多かり、)天神は。阿麻都迦微と訓べし。文武天皇紀の詔詞に。天都神。聖武天皇紀の大御歌に。阿麻豆可未。大祓詞に。天津神などあるを以て證とすべし。猶此の餘にも多し。(然るを世に、天神地祇と竝べ云ふときの天神をのみ、アマツカミと唱へて、其餘のをば、アメノカミと訓むは非なり、何れをも皆アマツカミと申すことにて、アメノカミと申せることは無し、右に出せる

例ども何れも地祇と並べ云へる處には非るぞかし但し古事記の例は、凡て阿麻都と云には、津の字を加へて書けれども、此は古へより常に天神と書きなれて、アマツカミと唱ふることは、當時誰もよく知れりし故に、津の字は加へざるなり。)さて此に如此斷れる上は。此の次なる國之底立神より七代の神等は。天神とは申さゞることをも知るべし。(猶このことは、神世七代とある下に、委く云ふを見るべし。)

〔三〕次又有物。生於空中。因此而成坐神之御名。國之底立神。亦云國之常立神。次豐斟淳神。亦云豐雲野神。亦云豐組野神。亦云見野神。亦云豐齧野神。亦云豐國主神。亦云豐國野神。亦云葉木國野神。亦云浮經野豐買神。亦云豐香節野神。此二柱神亦獨神成坐而隱御身矣。

次は。又有物云々の文を隔て。成坐神と云に係たる文にて。葦牙比古遲神。天之底立神の成り坐る次に。此段なる二柱神の成坐りと云ふ意なり(但し此は、古事記の文法に效ひてなり、其由は、記傳三卷十九葉の裡に言れし說を見て知べし。)〇又有物云々。此段は。別に人の心得難にすめれば。徵に委曲く記せれど。猶厭ず末に此にも言ふべし。其はまづ。又の字より以下十字を除ては。古事記の在件なれば事もなきを。此の十字の文は。神代記一書に。天地初判。有物若葦牙生於空中。因此化神號天常立尊。次可美葦牙彥舅尊。又有物若浮膏生於空中。因此化神號國常立尊とある。又の字より下の傳を採りて。古事記なる傳と合せ記せり。(彥舅尊と云より以上は、前段と同じ趣にて、此に用ふること無れば、採ざること云も更なり、其は此傳に。天地初判とあるは。天地と成べき物の混成りて漂在しが。判るゝ初めを言へるにて。有物若葦牙生於空中とは。其の漂へる物の中より。狀葦牙の若き物の生れる由にて。これ天と成り。其物に因りて。天常立尊。葦牙彥舅尊の成坐るとの傳へなれば。古事記の旨に異ならず。(但し天常立尊を前に

彦男尊を後にせるは異なれど、此由は前段に、師說を擧て斷れるが如し、）さて下の文に。又有レ物。若二浮膏一生二於空中一とは。かの混成りて漂在し物の中より。葦牙の如き物の生れるとは別に。また浮膏の如き物の生たる由なり。其は何處に生れると云に。漂在りし物の根底に。芽垂下り生て。此れやがて根國底國と成れり。其は此れに因て成坐る神の名を。國常立と申して。天の底に成坐る天常立と。相對たるを以て悟るべし。（然るを未しき人々の、予が此說をいひ破らむとして、根國底國と云は、大地の胎中に在と云說を立て、くさぐさ論へれども、悉強て穿出たる說どもにて、論ふに足らず。）但し文に。生二於空中一とあるを以て。其を根底下方に生れりと云を。異み思ふ人も有りなむか。彼の漂へる物は、大空の眞中に先生て。其中より葦牙の若き物まづ萌騰りて。其の上つ方に生り、次に浮膏の如き物の垂下りて、其の下方に生て、たゞ上と下との異こそあれ。側より空中を見たる意になりて云ときは。上下ともに空中なる故に、生二於空中一とは語り傳たる物なり。（然るを記傳に、此一書を引て、此に葦牙の如くなる物に因て成坐る神は、天常立、浮膏の如くなる物に因て成坐る神は、國常立と申すを以て、天地と分れたる事を知べし、但し此には浮膏の如くなる物と、葦牙の如くなる物と、本より別に生れる趣に云へるは、少か傳へ異なり、されど天と地との分れたることは、此傳にて殊に著明く聞えたりと云て、其の浮膏の如くなる物は、漂へる物の根底に生れりと云ふ傳へなることを思ひ漏されしは、浮脂の譬は、古事記にては、彼の一物の漂へる狀を譬へたるなる故に、ふと其方にのみ、心引れ給へるなるべし。）抑神世の傳は、其の世の神等より次次に。語り繼來れる說にはあれど。前段と此段。また次の段の傳などは。後に生坐る神等の。かつても其の始を知看まじき事にしあれば。皇產靈大神の。御親の產靈に。鎔造し給ひつゝ。看行し坐る在の儘を。次々に語り繼しめ給へる傳にぞ有べき。（されば神世の傳說の中にも、此等の傳は、殊に深く思ひをひそめて、大切に考へ明すべきわざなるを、さまで心を用ひて、古傳を思ふ人の鮮きは、

甚も悲しき事なりけり、猶開題記の初條に云へるを見べし。)かく考へ定めて。又の字より以下の傳へを採て。文を成せり。(其が中に若浮膏とある譬を採らざるは、前段に云る如く、形狀ある物の譬へは、心得誤むること有て、既に我が師の翁さへに、思ひ誤られたればなり。)總て神世の故實を溫ね。天地の初發、また神の御德の如何なる。と云事を知らむとするには。まづ天地世開の有狀を熟觀て、腹に一つの神代卷の出來たる上にて。神典を拜み讀み。然して後に。造化の首を作し坐りとある三柱神の。彼の一物を生出給へる由緣より眼をつけ。身は早くも心をば。此の大地より姑く放ちて。大虛空に飛しめ。此の大地を側より見たらむ意になりて。考ふべき態なり。然らでは眞の旨を知り得べき由なし。(抑己がこの根底の國の考へは、中庸が三大考第四圖の下に、古事記云、於是欲相見其妹伊邪那美命、追往黃泉國云云と見えて、黃泉と云國あり、然るに其の國の初發の事は、記にも書紀にも見えず、傳說なければ、知るべきに非ざれども、彼萌騰る物ありて、天となれるに准へて思ふに、彼の一の物より垂下る物も有て、黃泉とは成れるなるべし、其は根國底國とも云て、地下に在ればなり、故其の趣を以て圖に著はせり、さて其の垂り降りて成れる事は、天の萌上りて成れると何れか先、何れか後なりけむ知べからずと云へるを始め、第七圖の下、また第十圖の下などにも云へる言どもを見て、猶深く思ひ入て、種々の證を得たれば、此段なる說を始め、次々に考へ注すが如し、あはれ中庸は、心を大空に飛し、天地泉を側より見たる人にぞ有ける、なほ徵に云りし說どもをも、合せ見て思ひ知べし。)さて此の生れる物は。上方に萌騰れる物の。漸々に大きく。漸漸に天國と成りて。其跡に殘れる。大地と成べき物の。離れ下り未堅まらず在し時に。また此物の芽下り生れるにて。謂ゆる下津國。豫美都國是れなり。(なほ此國の成出たるに就て、思ひ寄れる說有るを、其は第十一段の傳に云ひ、下津國とも、豫美都國とも云よしは、第十二段に注を見べし。)また如此く始めより。大地と成べき物の根底に成れる國なる故に。根國底國とも。根之

堅洲國とも云へり。(根之堅洲國と云ふ名の義は、第三十段の傳にいふを見よ、)さて此の根底國も。後に大地より斷離れて。今見放る月即これなり。(此國の大地と斷離れたることは、第百三十八段の傳に注を見べし、)〇因此而成坐とは。彼の下方に芽生れる物に從て。成坐る由にて。其は葦牙の如く萌騰れる物に從りて。葦牙比古遲神と。天之底立神の成坐ると同し例にて。豐斟渟神と。國之底立神と二柱成り坐せり。(すべて此段の傳は、前段とは、上下反對にて、全同じ趣なることを、心に含みて思ひ辨ふべし。)〇國之底立神。(亦云國之常立神、)御名義。師云。天之常立に准へて知べし。(常立の字に就て、解る説は皆かなはず、)此の御名を。之を略きて。久爾登許多知と申すは非なり。(書紀に之の字を畧きて書れたるは、彼の紀の例として、簡字にせるものにて、之は多くは讀み附くべく書れたり、然るを後の世には、古言をば尋ねむものとも思はず、只々文字と理との論をのみ旨とするから、如此き讀法も漫になれるなり、抑々神の御名などは、殊に謹みて、いさゝかも訛なく、讀奉るべきわざなるをや、古事記に、訓注を加へ、誦む聲の上り下りをさへに、懇に示したるを思ふべし、さて又此神を、天之御中主神と一つ神なりなど云なすなどは、例の牽強なる中にも、殊に甚じきものぞ、其の餘此の神の御事は、例の漢意以てさま〳〵言痛き説どもを言ひあへる、みな論にも足らずなむ、)〇豐斟渟神。(亦云豐雲野神、)御名義。豐は物の多にして。足ひ饒なる意の言にて。稱辭なり。(豐布都神、豐石窓神、豐玉毘古命、豐玉毘賣命、また豐木入日子命、豐鉏入日賣命などの例の如し、また人の名ならでも、豐葦原中國、豐明、豐榮上、豐壽なども云へり、)斟渟雲野ともに。字は借字にて。此は師説に。久毛は久牟。久美。久比。許理など通ひて。物の集り凝る意と。初めて芽す意とを兼たる言にて。此の二の意。またおのづから相ひ通へり。物集り凝て。物の形は成ものなればなり。野は怒と訓て。主の意なるべし。(凡て野をば、古へは怒と云へり、能と云は、やゝ後のことなり、師の云く、野角篠忍陵樂などの能は、古へはみな怒と云へり、故れ

古書に、此れ等の假字には能乃などをば用ふること無くして、みな奴怒農濃などを用ひたり、農濃などは、ヌの假字なり、ノに非ず、凡て右の言どもを能と云ことは、奈良の末つかたより、かづ〳〵始まれりと云れたるが如し、)また冠辭考刺竹條に籠りと。久美と通ふ由を。委く云れたり。開き見べし。信に許母理も久麻も、集り凝る意あり。雲も其の意にて。本同じ言なるべし。また角久牟。芽久牟。涙久牟などの久牟も。初めて芽す意にて。凝る意を帶たれば同言なり。猶下なる角檝神の下と考へ合すべし。(但し此の二柱の神を、此の國土に始めて成坐る義に解れたる說どもあれど、其は實は此神、根底國の始めて芽み生るに從て、成坐ることを、思ひ得られずての說なれば、凡て採らず。)此神は、彼の芽下る物に從りて成坐るなれば。其國の下方に凝成る狀より。負坐る御名なり。其は上なる角凝魂命と申す御名に似たるは更にも云ず、葦牙比古遲神と申す御名にも。意通へり。此に依て思へば。天之底立神。國之底立神と對ひて。各各其の國の底に成坐し。葦牙比古遲神。豊斟淳神とも。上下相ひ對ひて成坐ること。疑なき物なり。(その成坐る座位の趣は、玉の眞柱に著せる圖を見て知べし。)○豊組野神。師云。久美は。久毛。久牟など、通へり。○見野神。こは。久美怒の。久の省かりたるなり。(記傳に引れたるには、御野とあれど、さる本は、未だ見當らず。)○豊齧野神。久比は。加比久美など、通へり。○豊國主神。國は久毛、また久牟と通へり。主は尊める稱なり。○豊國野神。豊國主に同じ。(されば上なる御名の淳野ともに、主の省語なること明けし。)○葉木國野神。本籍に、葉木國此云播舉矩爾とあり。師云葉木は富と約りて。含まる意なり。含まるを富々まるとも云、布富ごもりなども云り。(また波具久牟。波碁久牟など云言をも思ふべし。)○浮經野豊買神。師云浮は空中に浮きたる意。(また後の世の哥に、泥を宇伎と云へば、其意にても有べし。)經は含なり。買は久比と通へり。○豊香節野神。師云。布斯は比と切まれば。香節は買と同じ。野は上に同じ。(此れ等の御名ども、彼れ此れ引合せて其義を悟るべし。)○此二柱神亦云々。上の件五柱

神たちは。謂ゆる別天神に坐せば。御身を隱し給ひき。と斷れるも然ことなるを。此の二柱神を。此の國土に成坐りとしては。身を隱し給ふと云ことを如何とも解べき由なし。(師說に、此は男女並て生坐る神との堺のみなり、と云れしは委からず)此は根底國に成坐せれば。此國土より。其の御形を見奉ることなき故に。かく語り傳へたるものなり。(是に就ても、古事記の傳への嚴重なること、仰ぐべし、尊むべし、また思ふに、上の件五柱神を、別天神と稱すに准へば、此れなる二柱神をば、別豫美都神とも稱すべくなむ、其は伊邪那伎命の豫美都國に往坐る段に、伊邪那美命の御言に、與ニ豫母都神ニ相論とある豫母都神は、決めて此の二神なるべし)さて此段に成坐る二柱神の次第を思ふに。根底國は。大地の下方に芽下りて成しかば、豐斟渟神は先に生坐し。國之底立神は。其物の漸漸に垂下りて。成り極れる處に生り坐けむ故に。前段葦牙の如く。萌騰れる物に因て生坐る。二柱神の例の如く。此も豐斟渟神の次に。國之底立神あるべきに。然らざるは。別意あるに非ず。たゞ古より語り傳へたる儘に記せるなるべし。神代紀なる傳ども、。皆この次第に同じければなり。(然れども實はかならず、豐斟渟神、次に國之底立神とこそ有るべけれ、されど今改むべくも非ねば、本のまゝにてあるなり、前段二柱神の次第をも、上に引る神代紀一書には、天常立神の次に、葦牙彥舅神と、反さまに次第たるなり、)さて此の二柱神。豫美都國に成坐て。彼の國を修理り給ひ。遂に成竟へ。大地より斷放ちて。月夜見國と爲給へる事と知られたり。(其は前段二柱神の、天御國を、しか修理給へる趣に聞ゆるに、思ひ合せて辨ふべし)或人問。豫美都國の質はいかなる物ぞ。答ふ天つ御國に比べては。重く濁れる大地の根底に凝成れるけにや。汚物の凝結びて。甚く汚穢き質とこそ所思るれ。其は伊邪那伎命の。伊那醜目穢國と詔へるを以て知られたり。(さるを月夜見は、水の精き物ぞと中庸が云へるは、漢籍に、月は水の精など云ふことの有るを、ふと然ることに思ひたる誤なり、なほ第十八段、第十九段などの傳に注ふを見て知べし、)抑さる汚穢國しも。大地の下

つ方に凝り成て。此の二柱神。それに從て成坐るが。直に其を造り成たまへる趣に聞ゆるを。總て世間に在る物。人の生出る理りは更なり。穀物木草の類までも。其の根を穢き物もて養ひて。清く善しき物の成出る趣に思ひ合せ。また久しく大地に著て在りしが。皇美麻命の天降坐して後に。斷離れて。月夜見と現はれ。然して國土萬物を養ふ趣にも思ひ寄るに。其久しく大地に附て在りしことは。(大地より垂り下りて其根となり。)また自然に。大地を養へる。幽き理の有けるにや。と想像る丶を。後人なほ考ふべし。(なほ月豫美國の事は下の段々にも云ひ、委くは第百三十八段に、此物の始めて空に見えたる處に注ふを見るべし。)

〔〕門人岩崎長世。前島正弼。北原信質等いふ。吾師翁の著されたる書籍百部可り。其が中に三十餘部は。既く上木なりて。世に弘まれ丶ど。其本編たる此れの傳はしも。此ほどまで寫本なりければ。容易くは乞賜難なり。然るに何の御書にも御さとし言の終めには。古史傳に就て見るべし。古史の何段の傳を見るべし。とやうに有るに切迫りて。野中の花を霞にまどはし。月まつ嶺に輕引雲の。いと飽かず口をしくて。誰しの人もやむめるが。身にもしられて慷慨さに。いかで其の卷々を。はしつ方より乞賜て。神に　皇に。忠誠しからむ人を前めて。板に彫らせて。世に弘くせばやと。おのがどち量定めて。やがて御許にねぎまをし丶を。憘し鴨。欣しかも。諾と宣はせて。その清書を。すき〳〵になむ賜せけるまにま。先此はじめの卷をば。今村の信敬して。かく櫻の木にゑらせたるなり。信敬は。信濃國伊那郡麻績里人。

古史傳二之卷

平篤胤謹撰
男 鐵胤 續攷
孫 延胤

神代上二之卷

〔四〕次國地稚在之時。成坐神之御名。宇比地邇神。次妹須比智邇神。亦云泥土根神。次妹沙土根神。次角樴神。次妹活樴神。次大斗能地神。次妹大斗乃辨神。亦云大富道神。次妹大富邊神。次於母陀琉神。次妹訶志古泥神。亦云吾屋惶根神。亦云吾屋橿城神。亦云青橿城根神。亦云吾忌橿城神。次伊邪那岐神。次妹伊邪那美神。

上件自國之底立神以下。伊邪那岐伊邪那美神以上。幷稱神世七代。上二柱者。獨神各云一代。次雙坐十神者。各合二神云一代也。

次には。國地稚在之時と云文を隔て丶。成坐神と云に係ること上に同じ。○國地稚在之時、國地とは。かの其狀難言かりし一つの物の。混成れる中より。天は萌上り。根の國は垂下りし其の跡に殘れる物を云。それ後に締り固まりて。即ち此の大地と成れるを。其の未だ固まらず在しほどを。稚在之時とは云へり。神代紀の一書に。古國稚地稚之時云々とある伊志を、忌部正通の口訣に。宇比志なりと解たり。此說よく當れり。(宇比を切むれば伊となれば、舊くは國稚地稚と訓けむを、訛りて、クニイシツチイシノ時とはなれるなるべし、然るを記傳に、此の訓を非なりとて、彼の記にも國稚とある稚を、和訶久と訓れしは叶はず、此は初の字の意に通はして書來つると見えたり、其は下に注ふを見て知べし、)事物の未だ成り整はざるを。初々しなどは常にも云ふなり。○宇比地邇神。次妹須比智邇神。亦云泥土根神。次妹沙土根神。宇

比地は。初泥の義なり。然るを宇比地と云は。同音の重れるは、言ふがまゝに切まりて。其を一つに言習へる古言の格なり。此の神の御名に依て。國稚地稚の訓を知べく。國稚地稚の文に依て。此の神の御名の義を曉るべし。(神代紀に、此の名を埿土と書て、此云二于毘尼一と見え、後の世の哥などに、泥を宇伎と云ることも有るなどに依て、他の義を思ふべからず。)彼の殘り止りて。國地と成べき物の稚々しく。稍泥の象の成り出たる程に生り坐たる故に。如此御名に負坐るにや。(埿のことは、既に第二段に云り。)須比智とは。砂泥の義にて、彼の稚しき物に。やゝ泥の象を成せるが中に。また砂泥の形も消り成れるより。負坐る御名なるべし。(神代紀に、此の名を沙土と書て、此云二須毘尼一とある沙の字は、字書に砂と同義の字にて、和名抄に聲類云、砂水中細礫也、和名須奈古とあり、須奈古の須は、須比智の須と同じ、また砂字を字書に、水旁之地と注せる義は思ぶべからず、さるは此時いまだ水旁之地と云ばかりの地は成らざりしかばなり、然も云つべき處の成れるは、淤能碁呂島ぞ始めなる、)邇は根と通ひて稱辭なり。(根といふ稱辭の義は、次なる惶根神の處に注ふを見べし、)次に妹とは。師云。此れより五世の神等は。各女男雙ひ坐せれども。男神は先だち。女神はやゝ後れて生坐る故に。次にと云なり。妹は伊毛と訓べし。(和名抄に、伊毛宇止とあるは、妹人の義にて、後のことなり、)伊毛とは。古へ夫婦にまれ兄弟にまれ。他人どちにまれ。男と女と雙ぶときに。其女を指て云ふ稱なり。(故に古事記の例、兄弟を擧るに、兄と妹なれば、妹をば妹某といひ、姉と妹なれば弟某と云て、妹とはいはず、阿遲鉏高日子根神、次妹高比賣命といひ、姉石長比賣、其弟木花之佐久夜毘賣と云へるが如し、心を著べし、古への定まりと見えたり、然れば女と女との閒にては、伊毛と云ことは、上古には無りしなりまた仁賢天皇紀に、古へ者不レ言二兄弟長幼一、女以レ男稱レ兄、男以レ女稱レ妹とある如く、男よりは、姉をも妹と云しなり、さて又夫婦の閒にて、妻を妹と云へることは、世の人もよく知れることなり、然るを書紀に、雄畧天皇の、皇后を指て、吾

妹と詔へるを註して、稱レ妻爲レ妹蓋古之俗乎、とあるはいかにぞや、此は今の京になりてまでも、常に云へることにて、奈良のころはさらなるを、如此よそ／＼しげに、蓋古之俗乎などゝは、强て萬つを漢籍めかさむとての文なり、さて又他人どちの間にても、男の女を指て妹と云へることも、萬葉などに甚多し、但し十二の卷に、「妹といへればなめしかしこし然すがに、かけまく欲き言にあるかも、とよめるを思へば、敬ふべき人をば云はざりし稱にこそ、)然るをやゝ後には。女どちの間にても稱ことゝなれりき。(姉妹の間にて、妹を云はさらにて、他人にても萬葉四吹黄の刀自が哥、また紀の女郎が友に贈る哥、また十九に、家持の妹の、其妻の許に贈る哥。その答へ哥などに皆妹といへり、)さて妹の字をしも書くは。此の稱に正しく當れる字のなき故に。姑兄弟の間の伊毛に就て當たるものなり。ゆめ此の字に泥みて。言の本の義を勿誤りそ。(然るを後の世人は、ひたすら字を主として思ふ故に、伊毛と云ふは、本兄弟の妹より出たるが轉りて、妻をも然云ふぞと心得誤るめり、)

と云れたるまことに然る說なり。但し妹の字に就て云はれたる說は信がたし。さるは此の妹の字は。常に姉妹といひて。專と女弟の事に用ふれども。其は末のことなり。本は彼の易の雷澤歸妹などの義を思ふに。少女の嫁せむとする意なり。此れ等に依て。古へ伊毛と云に。此の字を用ひられたるものなるべし。然れば誤りとは云べからず。(こは猶ことに委く考へ記せるもの有り、)師云。さて是より於母陀琉訶志古泥神までは。たゞ女男雙び坐せるを以て。女神をば妹と申すなり。嫁の事は。未だ始まらざる時なれば。妻の謂ふには非ず。○角樴神。活樴神。師云。角は都怒と訓べし。(古へは凡て都奴と云ひしこと、上の豐雲野の、野の訓の下に云へるが如し。)角臣を古事記に。都奴臣と作るなどを以て知るべし。(其餘も、皆然り、)さて御名の意。凡て物のわづかに生初て。たとへば尾頭手足などの分ちは。未た生ざる形を都奴と云。(獸の角も此意にて、其形を以て云名なるべし、)樴は借字にて。久比は上の豐雲野の下に云へる如く。彼の久毛また久牟。久美。許理などゝ皆通ひて。物の初

めて芽し生意の言なり。(また物の集り凝る意をも兼たり、凡て物は、物の集り凝て成ものなれば、おのづから意は一つに通へり、)芽具牟涙具牟などの具牟に同じ。(具牟は具美とも活用く言なり、)活とは生活動き初る由なり。と言はれしに依て按ふに、角具比活具比とは。かの初土砂土の稍固まるべき芽を含たるほどに、成り坐せる義をもて。其の時の趣と。成り坐る神の御身の成れる狀とを兼て。負せ奉れる御名なるべし。(記傳に、角樴神を、角凝魂命なるべしと云ひ、活樴神を、神祇官坐御巫祭八神中の、生產靈神なるべしと云はれ、また姓氏錄に見えたる伊久魂命の魂を、牟須毘と訓て、同神の由に云はれたる說はあらず、角凝魂命のことは既にいひ、生產靈神のことは神武天皇卷に、八神を祭り給ふ處に、委く註ふを見べし、また伊久魂命のことは、第九段の傳に註ふを見べし、)大斗能地神。大斗乃辨神。(男神の方の大は、意富と作りしを、女神の大に例ひ、神代紀にも、大戸之道、大戸之邊とあるに依りて、改め記せり、)師云。大は稱辭なり。斗は處なり。凡て處を斗と云ふ例多し。祓處立處伏處寢處などの如し。(萬葉陸奥哥に、彌度とあり、弘仁私記序に、古語謂二居住一爲レ止とあるも、處の意より出たり、)能は之てふ辭なり、地は上に出たる比古遲の遲に同じ。辨は男神の地に對て。女を尊む稱なり。老女を云ふも尊むより出たるなるべし。(百師木伊呂辨、八坂振天某辨など云ふ名の辨も是なり、また級長戸邊荒河刀辨。苑幡刀辨など云ふ刀辨の辨も同じ。(此の外も某刀辨といふ名多し、)また其の刀辨を賣に通はして。度賣とも云へり。春日建國勝戸賣。沙本大闇見戸賣。志理都紀斗賣などあり。(今云、此中に伊斯許理度賣をも擧て、同じ意に解かれたれど彼の度賣は異意なれば註し出ず、其由は第四十六段の傳にいふを見るべし、)かゝれば此の二柱の御名は。彼の地と成べき物の凝成て。國處の成れる由にて。其に女男の尊稱を附たるなり。(今云、大斗としも申す由は、敎へ子なる六人部是香が、今一つの考へもあり、其は第六段、美斗能麻具波比の處に注ふべし、)さて大富道大富邊と申すは。大戸能地大戸乃辨と申す御名の轉れる稱にて。異

なる意なし。（また思ふに、富は處の借字にて、大富道大富邊と訓べきにや、富を斗とのみ云こと、富樫などの類なり、）○淤母陀琉神。師云神代紀に。面足尊と書れたり。此の字の意の御名なり。萬葉二に。天地日月與共滿將行神乃御面跡云々。九に望月之滿有面輪二云々とあり。（此二つの滿の字今の本の訓は誤れるを、師の冠辭考に、此の面足てふ神の名の例を引て、多理、多禮流と訓まれたるぞよき、）面の足ると云は。不足處なく具りと丶のへるを云。面を云て手足其の餘も。皆凡て滿足ることはこもれる御名なり。（今云、なほ此に神祇官坐御巫祭八神中の、足產日神と申すは此の神なるべし、とて言れし說どもあれど、其は思ひ誤られたる說なれば採らず、其由は神武天皇卷に、八神を祭給ふ處に注ふを見べし、）[illegible]訶志古泥神。亦云。吾屋惶根神。師云。訶志古は。古書に。畏。可畏。恐惶。懼などの字を書て。おそる丶意なり。（畏志、畏伎と活用きて、其の伎は加伎久都と活く言なり、また賢をも智あるをも云ふは、然る人は畏るべき故に、轉りていふなり、）吾屋は元より借字にて。阿夜とは驚て歎聲なり。皇極天皇紀に。咄嗟を夜阿とも阿夜とも訓めり。（今の本には、咄を吐に誤れり、凡そ阿夜、阿波禮、波夜、阿々などみな本は同く歎く聲にて、少しづ丶の異あるなり、抑々歎くとは、中昔よりしては、たゞ悲み愁ふる事にのみ云へども、然には非ず、那宜伎は長息の約まりたる言にて、凡て何事にまれ、心に深く思はる丶事あれば、長き息をつく、是れ即ち那宜伎なりされば喜きことにも何にも、歎きはすることなり、さて其の歎きは、阿夜とも、阿波禮とも、波夜とも聲の出れば、歎く聲とはいへり、）また阿夜と言て歎くべき事を。阿夜爾云々とも云り。（阿夜にかしこし、阿夜に戀し、阿夜に悲しなとの類なり、）また奇し。危し。なども。歎きて阿夜と云はる丶より出たる言なり。また阿那も阿夜と通へり。（阿那たふと、阿那こひしなどの阿那なり、應神天皇紀に、穴織とあるを、雄略天皇紀には、漢織とあり、これ阿夜、阿那同じき證なり、）阿那可畏は。阿夜可畏と全同じ。（阿夜に可畏しと云ふときは猶ゆるやかなるを、阿夜可畏と云ふは、其の可畏き

に觸て、直に歎く言なれば、いよ〻切なり）泥は男をも女をも尊む稱なり。其は名兄の約りたる言なるべし。（兄は女男にわたる稱なり、同く兄字を書けども、勢と云ふは男に限れり、思ひ混ふべからず）那泥。伊呂泥。宿禰などの泥も是なり。（那禰の事は、神武天皇段に、伊呂泥の事は安寧天皇段に、宿禰のことは孝元天皇段に云べし）また天津日子根命。其の外も。某根てふ名の多かるみな同じ。（根は何も借字なること云ふもさらなり）さて此の御名は。神の御面の滿足せるを以て。（淤母陀琉神の御名是なり）其を望めば。可畏み敬はるる意以て負せ奉りしなり。吾屋橿城神。（阿志紀は阿志古と通へり）青橿城根神。（阿乎も阿夜と通ふ）吾忘橿城神。（阿由は阿夜と通ふ）これらみな稱呼の轉れるにて。別なる意なし。〇宇比地邇神より。阿志古泥神まで八柱の御名は。國土の初と。神の初めとの形狀を。次第に配り當て。負せ奉りしものなり。（記傳には、豊雲野神よりと云はれつれど、彼の神は、根國の神に坐せば、此に言ふべきに非ず）其は宇比地邇。須比智邇と申すは。國

と成るべき牙を含める狀より負せ。大斗能地大斗乃辨と申すは。國土の始の狀より負せ。角樴活樴と申すは。國土の成る狀と。神の成始めたる狀とを兼て負せ。淤母陀琉訶志古泥と申すは。神の御身の成り整へる狀を稱せり。其は大凡を以て。次第に御名に配り當たるなり。（師說に、國土も神も其の神の生り坐し時の形狀の、各々其御名の如くなりしには非ず、此をよく辨へずは、疑ありなむものぞ、實は神は、初め天之御中主よりして、何れの神もみな、既に御形は滿足坐せり、面足神に至りて、初めて足らひ坐りとには非ず、また國土は、伊邪那岐伊邪那美神の時すら、未た固まらざりしを以て曉るべし、と言はれたる、國土のことは然る言ながら、神の事を言はれしは委からず、其は初發の段なる天御中主神はさらなり、高皇產靈、神皇產靈神二柱は、產靈の本つ大御祖神に坐しませば、本よりして御形は滿足坐けむ、葦牙比古遲神より始めて、次々の神等は、御祖神たちの產靈に依て成り坐せるなれば、其の成り始めは、かならず此に大凡の狀を、御名に負せ奉れる如く

ならずは有るまじき物なるをや、そは凡人の母の胎内にて、人となる趣をもても曉りつべし、なほ次に說ふを見べし）○伊邪那岐神。伊邪那美神。御名義。神代紀口訣に。伊弉者誘語と云へり。信に此の二柱神遘合して。國土を生成さむと。互に誘ひ催し給へる意にて。伊邪之伎伊邪之美と負せ奉りしなるべし。之を那と云へる例あまたあり。（麻奈子、手末、足末などの奈すなはち是なり）男神に伎と云ひ。女神に美と云よしは。神魯伎神魯美命是なり。或說に。伎は比古の倒反。美は比賣の倒反なりと云へり。然も有べし。（但し師は此說を、偶に合へるにこそ、とて用ひられず）また或說に。君を伎美と云は。此の伎と美とを合せたる言ならむと云へり。是また然も有らむか。（然して古言に、また君てふ言の美を畧きて、伎とのみも云へり、そは應神天皇の大御哥に、佐邪伎阿藝、また忍熊王の哥に、伊奢阿藝などある阿藝は、共に吾君の意なり、師も此の阿藝を引て、岡部翁の、伎は君、美は女君なりと云はれし說を用ひられ、女君を切むれば美となる、那は汝なるべしと言はれたれど、信がたく所思ゆ）下に沫那藝沫那美神。頰那藝頰那美神と言があれど。其の那藝那美は是と異なり。（なほ伊邪と名に負る神、また人、地名なども多かる、そは其の出る處々に注ふべし）さてこの御名を。御紀には。伊弉諾尊。伊弉冉尊と書れたり。（師云書紀は、神の名地の名などの文字、新に撰びて書れたりと見えて、他の古書に例なき書ざま多き中にも此の二柱の御名の字などは、殊にまぎらはしくして疑ふ人あり、故れ今此を辨ふ、諾は奴各の反なれば、吳音那久なるを、久を岐に轉して用ひたるなり、久韻を岐に用ひたる例多し、冉は史記管蔡世家に、冉季載と云あるを、正義に、冉作冄音奴甘反、或作那音同とあれば、此の冄の字なるべし、史記は古へよりあまねく見る書にて、殊に人の名なるも由あれば、取用ひられたるなるべし、奴甘反なれば、吳音那牟なるを、牟を美に轉し用ひたること、諸の例に同じ、是亦さる例多きことなり、今の本どもに、冊冊再などあるは、皆寫し誤なりと知べし）○以下。師云。以下以前などは

漢文にして。此間の言に非ず。故以下をば志母。以前をば麻傳と訓べし。○拜は阿波世氏と訓べし。(字書に、拜者合也とも見えたり)○神世七代。神世とは。上つ代を尊み。當世を貶して人の世と爲たる稱にて。神の所治看せる御世と云ふ意なるが(師説に、いと上つ代の人は、凡て皆神なりし故に、然言へりとあるは委からず、其は伊邪那岐、伊邪那美神の御世より、早く青人草蕃息りて、其の世に神と稱ひしは、中に重立たる神を申せることに心著れざりし故なり、そは第二十段、青人草の處に注ふを見べし)此に神世とあるは。天照大御神、速須佐之男命の時より。大國主神の世までに云へりし稱の。遺れりと所思たり。(古今集の序に、此の哥天地の開け始まりける時より出來にけり云々人の世となりては、須佐之男命よりぞ、三十もじ餘り一字は詠ける、とある天地の云々は、伊邪那岐伊邪那美命の時を云ひて、神世とはいはざれども、神世とせるなり、其は須佐之男命の時を、人世と云へるにて知られたり、按ふには、最上つ代の意の殘れる傳によりて、作れし文なるべし)

其は伊邪那岐命。天に參昇り留坐して後は。此の國土は至須佐之男命の治看べき由緒なるを。彼の神の豫母都國に入坐る後をば。其御子八嶋士奴美神より。御子の繼々治し看せる趣なるを。(これらの事どもは、第六十五段より、第七十九段までの傳に、往々注ひ出るを見て知べし)其後に大國主神。(亦名八千矛神)久しく治し看して。伊邪那岐命の作遺し給へる神功を竟給へれば。此の世までに此の七代を。神世と申せる稱の遺れるを。此處に語り傳へたる說なるへし。(信に此の七代は、天地の初發の時にして、神の狀も世の趣も、またいたく異なりしなり)然らば神世と云は。伊邪那岐伊邪那美神の御世までにて。是れより以來をば。神世とは言はざるかと云に然らず。天照大御神の詔命以て。其の皇美麻邇々藝命を天降して。所治看しめ給へりしかば。大國主神は幽事治給ふことと成りて。是より顯世と幽世と分りて。此の七代の神世は更なり。大國主神の治看し、間をも。邇々藝命より次々の御々代々に。神世と言ひたりと聞ゆ。其は萬葉に。八千桙之神之御世自云々。ま

た於保奈牟知須久奈比古那野神代欲里。伊比都藝家良志云々など詠る歌の多かるは。大國主神隱坐して。後の神世に言へりし稱の遺れるなり。（少毘古那神をも並べて申せるは、此の神久しく大國主神と共に、天下を造り給ひしかばなり、さて古事記に、八島士奴美神より次々、其の子々の名を擧て、右件自八島士奴美神以下、遠津山岬帶神以前、稱十七世神とある、其世々には信がたく所思ゆる神の名の多かる故に、採用ひざれど、其の世數に大國主神も加れり、此は按ふに、邇々藝命より次々の御世に言へりし稱の遺れるを、世の數も神の名も、訛りに訛りて傳はれる事なるべし、其は人の世となりて後に、鵜草葺不合命の御時までを申す如くに、邇々藝命より後の神代の時には、また大國主神の時を、かく申すべき事の情を濃く思ひて辨ふべし。）師云何時までを神代とし。何時より以來は神代ならずと云ふ。きはやかなる差はなき故に。萬葉の歌どもにも。たゞ古へを廣く神代と云へり。（六卷に、日本國は皇祖の、神の御代より敷座る、國にし有ればとは、神武天皇の御代を申し、同卷に、神代より芳野宮に蟻通ひ、高知すは、とあるは、これも人の代になりての事なり、十八卷に、皇神祖の神の大御世、と垂仁天皇の御世をよめり、また一卷には、當代をしも讃奉りて、神の御代とよめり。）然れども事を分て云ときは。鵜草葺不合命までを神代とし（書紀に此れまでの二卷を、神代上下と標され、姓氏錄にも、此れまでの御子孫を神別とし、神武天皇より、以來のを皇別とせられたり。）神倭磐余毘古命より以來を人の代とす。信に此の天皇命の御時より。世の開のありさま新なりしかば。然も云ひつべきものなり。七代は。那々余と訓べし。萬葉十九に。橘大臣を壽げる歌に。古昔爾君之三代經仕家利。吾大王波七世申禰とあり。（また父子相ひ續きもてゆくを、幾都岐といへば、那々都岐とも訓べし、聖武天皇紀に、尾張連濱主哥に、那々都岐乃美與爾とよめり、されどなほ那々余と訓むぞ勝るべき。）さて此は十二柱神のうち。初め二柱は獨神成り坐し。次十柱は。女男二柱つゞ耦坐れば。たゞ十二柱神世と申しては。其の趣分り難き故に。後の世嗣の

例に准へて。假に七代とは申せるなり。(されば此は、父子相ひ繼く如く、前の神の御代過て、次の神の御代とつゞけるには非ず、上にも云へる如く此七代の神たちは、追次ひて生り坐て、伊邪那岐伊邪那美神までも、なほ天地の初めの時なり、其證は次の巻に見えたり、○後の世に、此七代を、天神七代と申し、後の五代を地神五代と申すなるは、いかなるをこの者の云ひ初めつることにか、更に事の由をも考へず、たゞに強て、天と地とに配むとての漫説なるを、世に普く云ひなれて、その太じき非なることを辨へたる人も、をさをさ聞えぬるはいかにぞや、先つ此の七代を、天神と申せること、古書に見えたることなし、既に天之常立神の下に、上の件五柱を、天神と申すよしことわりたれば、其次々は、天神と申すに非ざること明し、天つ位を知看を天神と申すなど云説は、近き世の漢意の例の私言なり、天に坐す神をこそ、天神とは申すなれ、然るに伊邪那岐伊邪那美神の御事を、記せるさまを考るにも、天に坐す神とは見えず、此地に坐す神とこそ見えたれ、然ればかにかくに此の七代は、並此國土に就き坐る神たちにぞ有ける、然はあれども、又正しく是を地神と稱せることも、物に見えざるなり、地神とは、後の五代に至て、此國土なる神を、天神に對へて申す名にぞありける、さて又地神五代と申すも、甚く違へることなり、まづ天照大御神は、高天原を知看せば、天神なること更なり、次に天之忍穂耳命、日子番能邇々藝命も、高天原に成坐しつれば天神なり、故是を以て、穂々手見命より以下を、天神御子と申すなり、さて此の穂々手見命、鵜草葺不合命は、此國土に生れ坐て、此國土に坐まししかば、天神とは申さず、然れども又此を地神と申せることは、更に物に見えず、國土には生坐れども、天神の御正統に坐が故に、皇美麻とも、また漢文には天孫とも申すなり、かゝれば、天神七代、地神五代と申すは、返々當らぬ妄稱と知べし、又此の七代五代を、天の七星地の五行に象るといひ、或は易の八卦と云物に配當て説くたぐひは、耳に觸聞くも穢はしくなむ)○上二柱者云々。此は十二柱にして。七代なる由を云へるなり。○

各々とは。師云。己々と云ことなり。(己の假名淤能なれば各も然なり、袁を用るは誤なり、)稱德天皇紀の詔には。於乃毛於乃毛と有り。(毛は辭なり)○十神二神は。師云。登婆斯良。布多婆斯良と訓べし。上に二柱と書るは古言。十神二神は漢文なれば。古語の方に傚ひて訓ことなり。古事記に。如此一段の內に。同格の言を。古語と漢文とに書變たるも。古語の方を則として訓べき。凡ての例を知らせたるなり。他ノ段に。神たちの數を擧たるも。或は若干神。或は若干柱と書たり。みな準へて訓べし。(人の世となりての皇子たちの數を云へるも、みな若干柱と書り、さてまた二柱ノ神三柱ノ神など、云へることあるを、柱字を略きて、二神三神とも書ける、此の類は柱てふ言を添、また神の字をも訓べし、其處の文のさまに隨ひて、かにもかくにも訓むべし、)○篤胤按に。上。宇比地邇、須比智邇神と云より。伊邪那岐伊邪那美神まで。男女二神づゝ偶ひ坐る十神は。實は伊邪那岐伊邪那美二柱神のみにて。宇比地邇。須比智邇より。面足惶根と云までは。決めて伊邪那岐伊邪那美ノ神の御身の。漸々に成坐る狀を以て。次々に御名を負せ奉れるを。終に五代とは語り繼たる事と所思たり。其は宇比地邇須比智邇と申す神の。實に坐し坐たらむには。天ノ神の國土を修堅めむことをば。此の二柱にこそ命せ給ふべけれ。然るに最末なる二神に命せ給へること道理に叶はず。(殊には前なる四代の神たち、名のみ有て、何の要に成坐ると云こと詳ならず、將天地初發の時に成坐る神等は、一神として無用に成坐るはなく、天皇祖神の、天ツ國、大地、根國を作り給はむ爲に、天に二神、根ノ國に二神、大地に二神を產成し給へること疑なし、猶云はゞ、國々に坐す諸神の社は、幾千萬あるらむ、計り知べきに非ず、其中に、祭神の知られざるも多かれども、古く聞えたる御社に此神等を祭れりと云は、有ること無し、但し後の世に、物知らぬ神家者流など、第六天神と云は、面足惶根神なりなど云ふ類は、本より論に足らず、其外も此れ等に準へて、附會なる事を知るべし、)然れば此の神世七代は。國之底立神。豐斟淳神は。根國の神なれは。大地の神の代數に入べき謂なく。

宇比地邇神より。惶根神と云までは。伊邪那岐伊邪那美神なる故に。實には只一代にぞ有ける。然して天國に成坐る二神。根國に成坐る二神。ともに男神にて。大地に成坐せる神のみ。男女俱坐ること。潑き出ある事なるかも。(なほ第六段に注ふ說どもをも合せ見て、此段の十神は、伊邪那岐伊邪那美二柱神のみなるべき事を辨ふべし。)

〔五〕爾其天神諸之命以而、詔伊邪那岐命。伊邪那美命二柱神、修固成是漂在國而。賜天瓊戈而言依給矣。故二柱神、立天之浮橋而指下其瓊戈而畫給青海原則。鹽許袁呂許袁呂然畫鳴而。引上之時。自其戈之末垂落之潮。自然凝積而成嶋。是淤能碁呂嶋也。二柱神。於其嶋天降坐而。以其天神之所賜之天瓊戈。衝立其嶋而。爲國中之御柱而、見立天之御柱。化作八尋殿而。共住給矣。故其瓊戈。後者化小山矣。

天神諸は。初段に見えたる三柱の天神なり。(下に至りては、何事にも、高皇產靈神之命以而云々とあるを、此にのみは、彼の大神を分ては擧ずして、かく天神諸々とあるは、事始めの處なればなるべし、師は天之底立神、葦牙比古遲神を入れて、五柱神をいふ由に解れたれど、決めて彼の神たちの闕り給ふ命には非ずかし。)諸々とは三柱を集めて申せるにて。天神に屬たる言なり。其は師說に。天石屋の段に。八百萬神諸咲。倭建命の段に。后等及御子等諸下到而云々。孝謙天皇紀皇大后の宣命に、汝多知諸者吾近姪奈利。稱德天皇紀の宣命に。天下能人民諸乎惠賜ひ云々などある。是れ等と同し例にて。古語の用ひざまなり。また諸々とばかりも云へること多し。萬葉二十にも。母呂母呂波佐祁久等麻乎須。また藥師寺佛足石の歌に。都止米毛呂毛呂。などある是なり。(此の諸の字を加多閉能と訓るは非なり、此は眞字伊勢物語に、諸之人と見え、また漢籍にも然訓る

ことあり、其は誰にまれ、一人のことを云處に、その傍なる他の人共を指て云ゆゑに、加多閉能人とは訓めるなれば、固り其意異なるを辨へず、諸の字をば、凡て然訓むは妄りなり、)命以而。師云命は御言なり式の祝詞に。天津神能御言以て。更量給氏云々。などある例以て知べし。(即ち命の字の意なり、)是を神の御名に。某の命と申す命の意に見るは誤なり。以て母知氏と訓べし。(其由は記傳訓法條に云るが如し、また命哀と哀を添ずて、直に美許登母知氏と訓べきこと、右に引く祝詞の例、また彼の訓法の處に引る、哥どもなどの例を以て知べし、)さて此命以は國司などいふ母知とは意異なり。彼れは命を承はりて負持こゝろなり。此れは命爾氏と云むが如くにして。以は輕き辭なり。○伊邪那岐命。伊邪那美命。古事記にこ上段には神とあるを。此よりしては命と申せり。(こは別に意なし、上は他の神等みな某の神と申すゆゑに、それと等しく神とは申せるなり、下に至りては、大神と申せる處もあり、)さて凡て某の命と、御名の下に命てふことを添て申すは。尊む稱なり。(御名のみならず、天皇命、神命、御祖命、皇子命、父命、母命、那勢命、那邇妹命、妻命、妹命、汝命などゝも云る、古事記萬葉などに多かり、)さて美許登てふ言の意は。私記に。美許登猶如レ言ニ御事ト也。とあり是の意なるべし。(昔より人の云は、字に就て思へる説なれば信がたく、且ことわりも叶はず、はた師は此言の意は、未思ひ得ずと云はれたりき、また私記に、受ニ上天之御事ニ而奉行する故に、御事と云とやうに云へる説は非なり、)そは中昔の書共に。人を指ておことゝ云ことあり。是れと同語と聞えたり。(於許登は即ち御事にて、敬へる詞なり、)此は直は神人をさして。其名を某と呼ときは不禮き故に。稱へる言なるべし。(神命妹命などの類、たゞに神とも妹とも云てあるべきを、命てふ言を添たる趣の、しか聞ゆるを思ふべし、さて今の世に、人の上を云とて、某殿某樣といふも、直に其の人の名をさゝず、邊つらひて其の方を云にて、古に命てふ言を添て云ると、全ら同じ意ばへなり、さて佐麻てふ言には、方の字よく當れるを樣の字を書くは、訓を借て書るの

みなり〕さて命の字を書ことは。師云。本御言と云に此字を書けるを、言の同じきまゝに。尊む稱の美許登にも借て用ひたるなり。凡て言だに違はねば。文字の義には拘はらず。左に右に借て書るは古への常なり。(此字に目を付て、その意を思ふべきに非ず〕さて書紀には。この美許登を、尊の字と命字とに書別て。至貴曰尊。自餘曰命。並訓美擧登と註されたり。この君と臣と。稱の同じきを惡みて。强て別むために。文字を書かへ給ふ撰者の所爲にて。其尊は字の意を取て書れたれば正字なり。命は古へより書來しを。其隨なれば。猶借字なり。(然るを尊に對へて、この命の字をも、臣は君の命令を承はる意ぞなど云は、いたく强言なり、もし强て云はゞ、命令を出す人を命と云むは、猶ことわり有るに似たるを、其を承はる人を然云むは、甚く事たがへるをや〕〔是漂在國は。(本籍には、多陀用弊流之國と有しを、かく文を成せるなり〕初め大虛空に生りて。混沌たりし一物の。判りて天と萠上り去り。泉は垂下り付て。宙に止れる物を指て詔へるなり。(彼所にも

如浮雲無根係所而漂蕩とあると、言の同じきを以て悟るべし〕さて彼處にも云る師說の如く。未た國と云物はなき時なれども。出來て後の名を以て。其初めをも如此國とは語り傳へしなり。(實は此時は、たゞ潮の、かつ〴〵凝なむとして、たゞよへるのみぞ〕さて其漂へる狀は。此の時天日の御國は。既に萠上り成て。大空の中央に位處定まり。其處に居つゝ。いと健剛く旋轉りて在るが故に。其勢に掣れて。其の天日を中に置て。大運に周ながらも。仍屯々として締らず。漂ひて在しなり。(米具流と多陀用布とは、甚く異なれば、勿思ひ混へそよ、米具流とは、輪形に正しく行くを云ひ、漂ふとは締りなく屯々として動くなり〕〔修固成。修は作と同じことなり。師云國を修り固むと云語は。神皇產靈命の。少毘古那神の事を。大名牟遲神に。汝葦原志許男命と。兄弟と爲て。其の國を作り堅めよと詔しゝこと下に見え。また其の二柱神相並びて。此國を作堅むともあり。(文德天皇紀宣命に、佛毛平爾奉造固などもあり、和名抄に、修理職をば、平佐女豆久留豆加佐とあり〕

成とは。成し竟へよと云ことなり。是れも大名牟遲神の段に。國難成などあり。(書紀にも其處に、成不成の論ひあり、)さて作り堅むと成とは。似たることを。かく重ねて云は古語なり。○詔は。師云。能理碁知氐と訓べし。能流とは。人に物を云聞すことなり。己が名を人に云聞すを。名告と云にて知べし。また法を能理と云も。上より云々せよと。定めて云聞せ給ふより出たり。告また謂などの字をも。能留と訓めること。古事記また萬葉などに數多あり。(此れ等の字を、今の本には誤て異さまに訓る所多し、古語に昧き故なり、よく考へて正すべし、)さて此の詔の字。美許登能理とも能理賜布とも云り。(美許登能理は、御言詔なり、能理賜布は詔賜なり、常に能多麻布と云は、此の理を省けるなり、)其所の言のつゞきに因て。訓ざまいさゝか異るべし。されど能留てふ言は。いづくにても離れぬなり。本それより樣々に。用分たる故なり。能理碁都は。崇神天皇紀に。令諸國とあり。應神天皇紀に。令有司と見ゆ。(哥物語に、獨碁都、所聞碁都、政碁都など云ると同じ格にて、

詔言爲を約めたる言なり、源氏物語東屋卷に、帝の御口づから碁弖たまへるなりと有るは、能理碁知賜ふを後にいひなれて、能理を省ける語なるべし、)○天の瓊戈は。古事記に。天の沼矛と書き。神代紀に。また瓊矛とも書て。瓊此云努とあり。(但し是れをトホコと訓來れるは、云に足らぬ俗訓なり、努はヌの假字なる物をや、努字一本に貳とありしよし、私記に見えたり、古事記に、沼とかけるは借字なり、)瓊は說文に赤玉也とあれど。拘はるべからず。(其は字彙にも、按詩言以瓊者多矣、瓊華、瓊英、瓊瑩、瓊瑤、瓊玖、皆謂玉色之美爲瓊、說文訓作赤玉恐非也、謝莊雪賦林挺瓊樹、言其白也、豈赤之謂乎といへり、)師云玉を奴と云るは。神代紀に。瓊響瑲々此云奴儺等母々由羅爾とある奴儺等は。卽ち瓊の響なり(能と那と云も、淤を略くも例多し、さて神代紀今の本に、瓊響二字脱たり、また奴上に乎字あるも衍なり、また其說ども、皆誤なり、古事記と合せて考ふるときは、自ら明らけし、)かくて瓊を書紀に。常に邇と訓めば。それを通ふ音に奴とも云ひ

しなり。（今云、古事記なる天の沼琴を、詔琴と誤れる本共に依て、記傳にも其意に釋れたれど、實は沼琴にて、玉を奴と云へりし一の證なり、そは第八十六段の傳に注ぶを見るべし、なほ言はゞ、蘒字は青蘒玉、天蘒槍など云て、奴と訓るは常にて、玉の意なり、其は神名式に、隱岐國玉若酢命神社とあるを、三代實錄貞觀十三年八月の下に、蘒若酢神とあり、これ正しく、奴と多麻と相通へる例なり）和名抄に。楊雄方言云。戟或謂二之干一。或謂二之戈一和名保古とあり。（また同抄に、釋名云手戟曰レ矛、人所レ持也、字亦作レ鉾二和名天保古とあれど、此方の古書には、戟矛など、字にはかゝはらず、皆通はして書り、桙とも多く書たり、矛は天保古と云るは、古き名にはあらじ、手戟と云るにつきての事なるべし）上代には。殊に常に用ひし兵器にて。古書に多く見えたり。（今云、茅纒之矟、廣矛八尋矛、著鐸之矛槍矛など云稱見えたり）瓊戈は玉桙と云如く。玉以て飾れる矛なるべし。（古はかゝる物にも玉を飾れる、常のことなり）さて萬つの物に天之某と天てふ言を上に添へて呼ことは。皇美麻命の天降坐し時、大御身に服御物また御從の神等の。とりぐに持しゝ物など。凡て天より降り來し物多し。其時に此の國の物と別ちて。天物をば天之某と呼しなり。（今云天より持來坐る物の殊に卓れて美かりしこと、神武天皇の御執しの物どもを、長髓彥が見て踧踖たりしを以ても知べし）さて後には。此の國にて作る物も彼の天の物の制ざまに習へるをば。然云けらし。（今云、今世にも、唐物などいふに此の意ばへあり）また轉りては。何となく唯々美稱て云りと思はるゝも有るなり。（それはた天の物は美しかりしよりのことなり）さて此の類の天は。後には。みな阿麻能とのみ訓めど。倭建命の御歌に。阿米能迦具夜麻。仁德天皇紀の歌に。阿梅箇儺廮多など迦も有れば。阿米能某阿米某など訓べきも有べし。されど定かなる證の見えぬは、姑く舊訓に從ひつ）さて今國を作り固めよとして。此矛を賜へること。如何なる所以とも知べからず。穴畏。後の世の心もて。推量言な爲そ。（また此矛に、例の種種の說あれど、皆云にたらず、或は今伊勢の瀧祭

の宮の地底に藏るなど云も、いと〳〵信難きことなりかし。）○篤胤今按ふに。師は此の矛を賜へること。如何なる所以とも知べからず。と言れたれど。此は二柱の産巣日大神の。産靈の御德を。伊邪那岐伊邪那美二柱神に靈幸ひまして。國土を生み作り成さしめ給はむ。其の御璽として賜ひけむことは云も更にて。殊には彼の浮雲の。根係る所なきが如くして漂蕩へる一物の叢々として堅まらざるを。晝凝して。大地の固めの柱にせよとの御量にぞ有ける。（その趣下文に見えたれば、臆度言にはあらず。）さて其の瓊矛の狀は。いかなる物ぞと云はむに。是は天神の。靈妙なる御德を以て。造り出給へる物なれば。今いかにも考へ知べきには非ざれども。强て云はゞ。鐵氣の純なる物にて。金玉の凝成れるが如き質ならむ。と所思るなり。（其はいかにと云に、此の物に依て、大地の締固まり、終に小山と成て、國中の御柱と成れるを以て、然は思はるゝなり。）さて其の形は何ならむと云に決めて男柱の形狀なるべし。（其は此の瓊矛は、皇産靈大神の御靈にて、其本は、彼濵澾而含レ牙とある、牙の形に似たる物なるべき理りなればなり。）然らば瓊戈と云ふはいかにと云に。其の質は鐵なれども。玉の付たる故に。玉戈と云にも有るべし。（瓊戈と云も、玉戈と云ふも同じ言なり、斯て師說に、かゝる物にも玉を飾れる、常の事なりと云れつれど、此は飾のみにはあらで深き由ある事なるべし。）又たゞに。其物を稱美て云るにも有むか。（男柱も、是に擬へる物なるを、玉莖と云など思ひ合すべし、なほ次の段成餘之處、とある處をも、考へ合すべし。）或人問ひけらく。此を皇産靈大神の。造り給へりと云こと心得ず。然るは是時は。未だ金も玉もなき時なるを。いかにして造り出給へることぞ。答。天地をだに鎔造し給ふ神の。何物かは造成し給はざらむ。其の産靈に造り給へること言はまくも更なり。（凡て神の物を作り給ふこと皆これに準へて思べし、譬へば、伊邪那岐大神の御劒のごとき、唯に劒と云へば、常の劒の如く思ふに、稜威之尾羽張神と申て、現し身の神にも坐せり、然れば是れも、伊邪那岐神の産靈を別ちて、劒となし給へるが、また神とも成て坐

ますなり、なほ下なる化ニ作八尋殿ヲとある處にいふ説をも合せ考ふべし。)○賜は多麻比氐と訓べし(多麻波理氐と訓むは、受る方よりいふ言なれば、賜ふことを然讀むは、後の世の非讀なり。)さて多麻布と云ことは。師説に。伊邪那岐神の。天照大御神に。御頸玉を賜へる故事より出つらむ。故れその物を玉物とは云ならむ。と言はれたるは。然言ながら。彼より早き。此の玉戈を賜へる故事を本とすべし。其はこの御戈のみならず。伊邪那岐伊邪那美二柱神の御身も。産巣日神の産靈に成つれば更にも云ず。其御魂も産巣日神の賜へる物にて。賜物の有るが中にも。奇靈なる物にしあれば。此をうち任せて多麻とは云なり。是すなはち。幸魂奇魂になむ有ける。(そは神のみならず、人の靈を多麻と云も、同じく産巣日神の賦物なる由なり、なほ幸魂奇魂の事は、下第九十五段の傳に注ふを見べし。)言依給矣。師云。言は借字にて事なり。卽ち事と書る所もあり。若し言の意ならば。御言依しとあるべきに。何の書にも御と云るはなし。依は因とも寄とも所寄とも書て。卽ち字

の如く與須なるを延て云言なり。)佐須を切むれば卽ち須なり、凡て古語を、延ても縮ても云こと多し、其例は次の立の所に云。)然らば與世を延ては與佐世と云べきを。與佐斯と訓むはいかにと云に。古へは與世を與斯とも云るなり。(今云此の説は、第百十二段の哥に、米呂余斯邇、余斯余理許禰、とある處に注さむと、此には省きつ。)さて與佐斯と訓む慥なる證は。聖武天皇紀詔に。吾孫將知食國天下止與佐斯奉志麻爾麻爾とあり。佐を淸て誦べきことは、與須の延ひたる言なるを以て知べし、今の人多く濁るはひがことなり。)さて與佐須とは任字をも書く。事を其人に依任せて。執行はしむる意なり。(光仁天皇の藤原永手大臣の薨れしを悼み坐る大命に、大政官之政乎波誰任之加母罷伊麻須と詔へるも、誰に任せ置て、身罷坐ぞとなり、また封字を訓むも、其國の政を其人に依任す意なり、言依してふ語は、此卷の下にも、續日本紀の宣命式の祝詞などにも、あまた見えて、皆同じ意なり。)書紀には勅任ともあり。(また應神天皇紀に任ニ大山守命一、令レ掌ニ山川林野一などもあり。)給

ふは。上の賜ひとは異りて。たゞ尊みて申す附辭なり。○天之浮橋は。神の天より降り給ふ時に。大虛空に浮べて乘たまふ物なる故に。浮橋といひ(和名抄に、魏略五行志云、洛水浮橋、和名宇岐波之とある、訓はさることなれど、水上に浮たるなれば、物は異なり。)また如此乘て往來することは。水を乘る船と等しき物なる故に。天の磐船とも云なり。其由は下に委く注ふを見べし。(記傳に、此を丹後國、播磨國などの風土記に見えたる、天梯立と同物に解れたれど然らず、其由は第三十一段の傳に注ひ、浮橋と磐船と同物なる由は、第百三十七段の傳に注を見べし、師說とは甚異なり。)○立は。古書記に訓立云多々志、とあり。此は師の言の如く。依を與佐須と云に同くて。延たる言なり。(行を由迦須、取を登羅須、持を毛多須、守を毛羅須、待を麻多須など、凡て如此樣に延て云常のことなり、そは先つは尊みて云語の如く聞ゆ、然れともまた賤き者の上にも、然云へることあまた見えたり。)さて此の多々志は。常に立を延て云とは異にして。推古天皇紀の歌に。異泥多々須と

あるに同じく。出發したる由にて。萬葉の歌に。御輿發しと云へる如く。浮橋に御船發して。天より此の國土の上に寄來たまへるを云。そは此の時天と地とは。既に斷離たればなり。其は何を以て知ると云に。天神の此の御言にて知られたり。然るは天神諸高く天御國に坐し々て。此の國土の漂ひ在るを。見下し坐る趣の御言なること。是のと指し詔へる御言にて著明し。もし此時もなほ。天と地と斷離れざらましかば。其根と在る物の漂蕩たらむには。天も共に漂ふべき理なれば。いかで其を指て是漂在國とは詔ふべき。熟想ふべし。(然るを三大考に、此天浮橋と云を、天と地との連ける筋にて、天と地とは皇美麻命の天降坐て後に、斷離れたりと說けるは、委く思はざりしなり。)是時既に斷離れたりし故に。二柱神は天浮橋に御船發して寄來坐るなり。(さるを神代紀の一書に、二神立于天霧之中、とあるは、浮橋の事を脫せるにて委からず。)○指下は。かの虛空中に浮雲の如く漂へる一屯の。謂ゆる玄牝なる物の中へ。さし下し給ふなり。○青海原は。萬葉二十に。

阿乎宇奈波良とあるに據て訓べし。(青海原の字は神代紀に、滄海、滄海原などをかく訓るを取て、正字に書けること、徵に云へるが如し、其は式の祝詞にも、青海原と書たればなり。)上に天神諸の。是の漂在國と指し詔へる一の物を。廣く見悠かしたる狀もて稱へる名なり。宇那は宇の如く宇美なり。(そは原と連く言の便に、第四の音に轉して、宇那とは云なり。)按ふに此は生と本同言ならむか。然るは彼一物は。產巢日神の神靈に因て。產成し給へる物の初めなりしかば。宇美てふ名を專と負るなるべし、(宇牟斯は宇美と切まる、)さて其宇美は宇比と通ひ。宇牟とも活きて。宇夫と通へり。(そは事物の初々しきを、宇夫某と云こと常多し、)然ればその產成し給へるまゝの。初なる原と云義を以て。宇那原とは云なるべし。(かくて後に、字書等を見るに、海は天池也とも、或は大壑也とも云を思へは、海とはもと、大地の玄牝たる處を云名なるが、弘くなりたるなるべし、さて其の玄牝たる處はしも、萬の物を生出すとふ意を以て、宇美と云には非ざるか、然もあらば前に云と、宇美てふ言は同じけれど、宇牟と宇麻留々と、自他の異りあり、何れならむ猶よく考ふべし、)さて青とは。其初々しき時をさして云へる言か。(其は事物の初々しきを、青某と云こと多かり、青人草の青なども是なり、青女房、青侍など云ふこと、常に多かり、)さて見遙かしたる狀の。蒼々と廣く見ゆる故に云へるか。此の二つのうち今定めがたし(後人よく考へてよ、)さて青海てふ本の義はかくの如くにて。大地を總稱ふ名なりしを。後には海をのみ云ふ言となれり。其は式なる祝詞どもにも青海原と云るは。此意に云り。然れども是また謂有ことにて。未た國處の成ざりしほどは。總て潮原なりしかば。國處成て後も。その潮原なる處をば。本より言習へるまゝに。青海原と云繼ぎ來べき勢ひなりかし。(なほ第二十九段、速須佐之男命者、所知青海原潮之八百重、と依し坐る處に註ふ說ども、をも、合せ考へて辨ふべし、)○畫給則。師云畫字は。書紀一書にも畫滄海とも。畫成磤馭盧嶋、ともありて。似たる事ながら。猶此字の意には非ねば借字なり。(式の祈年祭祝詞にも、泥畫

寄豆と書り、此れら古へより書來し字を、そのままに用ひたるなり〕此の迦久は。攪の字などの意にして。俗語に加伎麻波須と云が如し。書紀に以二天之瓊矛一指下而探之とあり。〔彼の一書の畫を、口訣に、以レ矛探レ海也と解たる、よく當れり、畫字に就て云へる注は、なかなかに惡し〕さて其を迦久と云へるは。凡て手の末して爲るわざを。迦伎云々と云。〔迦伎上ぐ、迦伎因す、迦伎亂すなどのごとし〕また必しも手して爲ねども。其狀の同じきは。物もて爲る事をも然云なり。〔痒きを搔く、字繪などを書く、木の葉などをかくの類なり〕此は彼の空中に漂へる。潮に泥の和れる一と沌の物を固めむ爲に戈以て攪探り給ふなり。〔彼の書紀の探るは、上下の語を思ふに、探り求る意なり、此の迦久は、求る意には非ず若し是を然る意とせば、許袁呂許袁呂邇畫成すとあるに叶はず、且に天神の是漂有國と指て詔へば、漂有國は著明なれば、尋求給ふべきに非ず〕○鹽は潮なり。〔鹽と潮と字は異なれども、斯富てふ名は一なりと、師の言れたるがごとし〕和名抄に。潮和名字之保。齊

明天皇紀の大御歌に。于之裒とあり。また是を斯富とのみ云るも常のことなり。〔常に用ふる鹽を、うち任せて斯富と云へども、此の文に依りて思ふに、古くたゞに斯富と云ひしは、潮のことにて、用ふ鹽をば、堅鹽と云へりと所思ゆ、其の由は、用明天皇紀、堅鹽媛の處に注べし〕さて此にかく鹽とあるにて。其一物は。潮に泥の和りて火氣を含めるが。混成し質なること知られたり。〔そは宇比地邇、須比地邇神の御名にて、泥を含めること著く、もし火氣なく、潮と泥ばかりにては、凝固まりて、葦の生むことは更にも云ず、天も萌上るましき理なるをや、此を然まで言ずとも有べく思ふも有りなむか、其は猶不熟心なりかし〕さて其中に含まりたりし牙ちふ物は。萌上りて天國と成り。又根國と成べき物は垂下りて。其跡なる物を固めて。大地とは成し給へるなり。〔天國の事は第二段に出、根國の事は、第三段に既に云りき、また宇斯富と云は、初斯富の義にも有む〕○許袁呂許袁呂然ば。師云彼戈以て迦伎給ふに隨ひて。潮の漸々に凝ゆく狀なり。即ち許袁呂と凝と言も通

へり。(雄略天皇段に、大御盞に、落葉の浮けるを三重の婇女が哥に、美豆多麻宇伎爾、宇伎志阿夫良、淤知那豆佐比、美那許袁呂許袁呂爾、云々と有ると同じ)さて此の狀を。物に譬へて云はゞ。膏などを煑堅むるに。始めのほどは。水の如くなるを。匕もて迦伎めぐらせば。漸々に凝もてゆくが如し。(但し膏を煑むはさることなれど、潮は如何かきめぐらせばとても、凝らむこといかゞ、と云ふ疑も有りぬべけれど、此は產巢日神の產靈に依て、國土の初まるべき神の御爲なれば、今尋常の小理を以て、左に右に測云べきにあらず、今はたゞ、其狀をたとへて云るのみなり)(畫鳴は。師說の如く。彼漂へる物を迦伎て。稍凝たる物に成すなり。鳴は借字にて。成の意なり。卽御紀には畫成と書り(然らば直に成の字を書べきに、物遠き字を借れるは、今は如何ぞや思はるれども、古へは例の只何心なく書來し字を、やがて其まゝに書るなり、そは古へは、琴を彈鳴を比伎那須、笛を吹鳴すを布伎那須、鼓を打鳴すを宇知那須など凡て鳴すを那須と云し故に、成すに此字を借れるなり)さて其の迦伎成したまへる御手の運の狀を思ふに。譬へば挽臼などを廻らす狀に物し給ひけむことゝ。手の運びの自然にて。迦伎廻らすと云は。此狀を云ふことなりと。今現るに大地の一晝夜に右旋一轉する狀にて知られたり。(また此大地の右旋する理に因ることゝ見えて、草の蔓の物に纏著くを見るに、大かた右旋に纏へり、そを試に左旋に卷付けて見るに、決めて本の如く右に旋るなり、己幼き程より、かゝる事に心を附る僻ありて數た見し中に、百部根と云ものと、萆薢の蔓、その外に二種ばかりぞ、己が見知れる中には、左り旋に卷付て在ける、此らは變とも云ふべくや)此に就て敎へ子なる西原晁樹が言に。迦久と云言の義を猶思ふに。手の末をもて爲ことに專ら云は元よりにて。其の爲狀は何にまれ。我手もて。我身の方へ向けて爲すわざなり。(師の挽臼をまはす狀もて譬られたるは、熟當れり)萬葉に。赤駒の足搔を速みとあるも。信に馬の驅足といふ足づかひは。常に驟歩むとは甚異にして。前足は共に搔が如くにて。其蹄の跡もたゞ踏たるとは違ひて。土を搔

て跡つくる物なり。されば迦伎寄す。迦伎懐く迦伎鳴す迦伎握むも。みな外方へ物するには非ず。(また田人の田畑の、溝などを鍬もて決るを、吾が筑後國などにては、溝迦久と云も、鍬は己が身の方へ向て用ふ物なればかく云り、)木の葉などを迦久と云も。痒きを迦久と云も同じ。(また蜑のまてがきと云も、潛きする時に、左右の手を隙なく、身に向けて迦久をいふ、まて貝と云說は云にも足らぬ俗說にて、迦伎を言便に迦伊といひ、また迦比と訛れるなり、)されば直に迦伎廻す。迦伎返すなど云は。少か轉れる言ひ狀にて。是も元は匕などもて搔寄ては向ふへ戻し。若干度も然するより云へるならむ。(字をかく、畫をかくも、大かた筆つかひは、己が身に向けて物する故の言ときこゆ、)さて此に畫成すとあるは。彼の一の物の取締らず散ぼへるを。御戈もて大御身の方へ迦伎寄せ集めて。一と統に凝して。國土と成し固め給へる由なるべしと云り。○引上は。彼の指下し坐る戈をなり。○其戈之末。師云末は佐伎と訓べし。下に御刀之前。其劒之前など皆佐伎と云ひ。欽明天皇紀に鋒末。

新撰字鏡に。鈬保己乃佐伎とあればなり。(國栖等が、大雀命の御刀を見てよめる哥に、波加勢流多知、母登都流藝、須惠布由云々とあれば、須惠と訓むも誤ならねど。なほ多き方によるべし、)○垂落之潮。垂落は。師云斯多陀流と訓べし(書紀の訓も然なり、)また劒刄垂血などもあり○斯多陀流の斯多は。滴と云と同じ。(書紀にも滴瀝之潮、また垂落之潮、など書れたり、)○自然は。淤能豆迦良邇と訓べし。(こは自凝の意をとりて、殊に補へる文なり、)○凝積而は。許理都母理氐と訓べし。(こは、古事記に、累積と見え、御紀正書には凝とあり、一書には結而とあるを、考へ合せて記せり)○淤能碁呂嶋は。(碁を淸て、島のシを濁りて、ノコロジマと讀むは非なり、)師云私記に。自凝之嶋也。猶如言自凝也とあり。彼の許袁呂許袁呂爾かき成給へる潮の滴りて。積りて成れる故の名なり。(卽ち許袁呂を切れば許呂なり、さて此島は、國土の成れる初めなれば、地と云名は、泥の聯接て成れる由にて、都豆比遲の約まれるなるべし、)自と云ふ所以は。他の島國は。皆二柱神の生成給

へるに。此島のみは然らず。自然に成れゝばなり。故れ下に唯淤能碁呂島者。非所生とあり。（是の島を御國の本名として、丈夫島の意なりと云は、古語知らぬ者のひが言なり、袁能古の袁は音異なり、自は淤能の音にしてよく叶へり、後の世に、自の假字に袁を用ふるは誤なり、其餘も說とも多けれど、皆云に足らず、）さて此島の在所は下に云べし。○天降坐而は。師云阿母理麻志氏と訓べし萬葉二に。和射見我原乃行宮爾。安母理座而天下治め賜ひ云々。また三に。天降付天之芳來山。また十三に。葦原乃水穗之國丹手向爲跡。天降座兼云々。また十九に安母理麻之云々など有に依れり（阿麻久陀理と訓むもあしくはあらず、其は十八に葦原能美豆保國乎、安麻久太利、之良志賣之家流などもあればなり、安母理は。阿麻淤理の約りたる古言なり。（天下なり、）抑此の二柱大神は高天原に生坐る神には非れば。今初めて天降坐にはあらず。初め天神の大命を承り給ふとして。參上り坐るが降り給ふなり。（然るにその、參上り坐しことを初めに云はざるは、其事はさしも要なければ、省て語り傳へたるなるべし、書紀の傳には、天神の大命を承り給へる事をさへに省きたるをや、或人疑て云く、若し初めに高天原に參上り給へるが、降りたまふならば、下文にも反り降りとある如く、此も反降と云べきに非ずや、答、初に參上り坐し時は、いまだ淤能碁呂島は無き時なれば、於其島反りとは云べきにあらず、）○衝立は。其島より。大地の中に衝立給へる由なり。（そは爲國中之御柱と有にて論ひなし、）○國中之御柱。和名抄に。柱和名波之良とあり。國中とは。大地の中を云。卽ち彼の御戈を。大地の鎭固の御柱と爲給へるなり。是を以て始めに。天皇祖神たちの御戈を賜ひて。任し給へることは。其をもて大地を攪凝し衝立て。固めに爲よとの御量なりしこと知られたり（上の御戈を賜へりし處に注る說どもをも、考へ合すべし、○蘭學ちふ學問を、始めて唱たりし、前野蘭化と云ひし人の言とて、或人の語けらくは、遙西の國人の、世をかさねて、測考へ視て云へる說に、此大地の中心は鋏にて、それ謂ゆる、北極と云ふ邊りへ張出て、大地の軸となれる故に、大

地は、東西と旋れども、南北へは旋ることとなしと所見たり、と云ひしと語れり、これ實ならば、此の古傳に、よくも符へる說なりけり。)此御戈を突立坐せるに依て。彼の屯々と漂へりし物の。一所に凝結びて。眞金と海鹽と和合ひて。土を生つゝ漸々に締り堅まりかの元より生たりし葦は。土の繼と茂り生つゝ。此の國土は。かく大きに成れる物になむ有りける。(其は眞金は、元より物を吸寄る、性なるに、土は元より凝集る性なれば、寄著けむは然ることとなるに、潮の銕を腐す性なるが、滑りて、泥となりて在れば、殊に親しく集り、さて銕に鹽の克あひて、ます〱土を生し、其れに因りてまた益々に、中心の御戈の大きに成つゝ、彌固まりに堅まりたる物なること、予前に其の狀を眞似び見て、正しく其の趣を試し悟れり、葦の繼きとなれる趣は、第九十一段の傳に注を見るべし。)かくて今普く用ふる鐵をしも。土に生る物とのみ思ふは精からず。其は鐵の本は。謂ゆる鐵砂なるを。此は土に滑りて。何處にも在る物なるが。(但し吉備中山を始め、諸國に銕山とて、殊に多かる所もあれど、實はよく見れば、何處といへども、都になき處とては無し、唯々土に混りて見えざるのみなり。)此は如何して在る物ぞと云ふに。大地の土は。多く彼の御戈の眞金より。殖生れる物にしあれば。自然に鐵砂の含まり有るなり。(此說の實を知らまほしく思はむ人に、諭すべき事あり、そは銕の銹やすきは、鹽氣の多く含まれる故なるが、銹の出るは、やがて土に化る謂なるを、其を本の銕に比べては、此よなく多かる物なり、かくて其の銹を、よく擂りよく洗へば、銕砂あり其を集めて蹈鞴にかくれば、また銕となる、然れども其のさびは止まらず、そは此の本の謂れによりて、交れる鹽の、いかにしても、去ざればなり、故れまた腐りて土と化ては、また其の土より銕砂を出すこと、何までも同じ、凡て銕に限らず、銅なども、銹を生じて腐るは、自質に、鹽氣のあればぞかし、さて其銅の青ざびも、また本の銅となること、銕に異ならず、然れば何處にまれ、自然に銕砂あることは、中心の眞金より、右の諭しの如く、土を生たる其中より、再銕砂の分り出るなること知べし、然して海邊に

細砂のうち寄たる狀を見るに、銕砂はたゞの砂より重ければ、砂の下へ留まるべき理りなるに、其上にのみ、うち寄らるゝこそ奇しけれ、其は砂は白く、銕砂は黒き故に、よく見分るなり、さて潮のそゝぎつゝ、終には岩のごと堅まり、其上に、また砂を打上げ、砂の積りては、また其上に、銕砂の浮出て、堅まること右に同じ、扨其の銕砂の固まりたるを、缺取て見るに、板に鑄たらむ銕のさびたる狀に異ならず。こは前に、下總國海上郡の海邊を、見遊びける時に、熟見てよく覺えたり、斯て其の邊に、謂ゆる荒砥といふ砥石を、切出る所あり、其處は、今しこそ陵になりつれ、いと古くは、波打寄たる磯なりしこと、疑なく見えて、其砥石、やがて彼の打よせたる細砂の銕氣と潮とによりて、堅まれるにぞ有ける、そは高き岸の崩れたる所を見るに、漸々に砂の積りたるに、銕砂のその間々に敷交りて、化れる有狀、いち著く、筋入れたらむ樣に見ゆるを以て、漸々に國土の大きに成れる事の趣をも知り辨へつ、此は何れの國も、海近き所にては誰も見知れる事なるべけれど、未だ見知ざらむ人の爲にと、記し出つるを煩しと思はむ人は、見過してよ。)天皇祖神の。大地作堅めよと。此の御戈を賜へるに。妙なる理なくて有めや。大地の中心と爲して。崩れ傾かしめず。一日も無ては有まじき鐵をしも。然ばかり多に生幸へ賜ふこと。小縁の事には非ずかし。(また是れに就て思ふ由あり、其は磁石と云石の、よく銕を吸て、南北を指す物なるは、此石はも、其質を見るに、銕の銹の堅まりて、化れる物と見ゆるに、然る性を持たるは、銕の物をよする性氣の凝りて、かゝる一種の石と化たる故に、銕を吸ひ、その南北を指ことは、彼の御矛の本末の性氣を、自然に具ふるなるべし、然思ふは、常の剛銕をもて、刄物を造りて、燒刄を挂るに、磁石の如く、銕を吸しむる爲法あり、また銕は、其砂なる程こそ細にて、本末知べからねど、刄物また釘針などに造りては、やがて本末の出來る物なり、そは刄物にまれ、針釘にまれ、磁石に親しく著く方と、著ざる方のあるにて、曉るべし、煉鍛ひたる銕にしも、自然に本末の出來ることは、銕砂に元より本末あ

る故に、煉堅めて、刄物針などの類なる尖れる物に造りては、自然に本末の具はるにて、最も奇しき物なりかし、此は己れ思ふ旨ありて、鍛冶、水心子正秀、始めて風炮を造れる國友能當などに問ね、みづから試みもして知れるなり、然れば磁石のよく、北に向ふことは、謂ゆる北極のあたりに、鉾末の勢氣の集り凝れる所ありて、其氣に引れ向ふと所思たり、其は彼は大きく、此は小ければ、彼方に引かるべき理なり、されば舊說に、北方に銕塊の張出たる故に、同じ氣の相感けて、彼の方に向ふよし云へるを、闇に考へたる說の、當れるにぞ有ける。）然れば是の大地の廣く大なる中に。皇國の地は。これ國土の元本。また淤能碁呂嶋は大地の鎭固たる。御柱の地になむ有りける。（故神代紀に、便以磤馭盧島、爲國中之柱、といへる傳へも有りけり、阿波禮この御柱を、固め立給はざらましかば、大地は更なり、世に有ゆる事物の出來なむやも、謹おほにな思ひそ。）さて此嶋を基の所として。大八嶋を生給ひ。人種をも生給ひしかば。宜しこそ。皇大御國の地勢の堅固に。

人は更なり。成り出る物の。萬の國に卓越たることよ。正道に志し有らむ人は。まづ此の旨を熟思ひてよ。此は眞金の勢氣の。殊に勝れて有ればぞかし。（然るは、皇國に成り出る銕の、殊に勝れて良ことは、刄物の、萬の國のに勝りて、利をもて誰も知るらむを。中に瘡口破る、ひと小き刄物などは、痛なく破らるゝ故に、なほ彼れを勝れりと思ふ、癡人も有れど、其の痛みなきことは、銕のなまりて在るが故なり、そは顯微鏡と云をもて見れば、彼の刄物は、刄の直に通り、皇國のは、鋸刄のごと見ゆめり、故れ瘡の口など破るに、痛あるなり、然れど是れすら、國友能當などが鍛ひたるは彼れにいたく勝れり、況て刄物を、かゝる術に用ふるは、末の事にて、實の用は、木を伐り、事とありては、人を殺ず料の物にし有れば、痛しともなでふ事か有らむ、其の方に利をこそ、良とは爲なれ、謂ゆる南蠻銕など云を、いと良銕のごと思ふもあれど、實は皇國の鉧てふ銕に等きこと、打ば碎くるを以て知られたり、剛きは如此く、惡こはく、宜ほどならぬ事は、元より銕の惡しが上に、

其の地々の水土、また作る人も何も、皇國に甚く劣りて、鈍きが故に、及物も自然に、鈍なりけり、斯て皇國の鎮の勝れ、外國の鎮の劣れる事は、大地の本所と、定め給へる地にしあれば、鎮は更なり、凡て自然に成出る物の精萃きが、久美聚り輳るを以なり、さて人の勝れて強壯なることも、專ら此理に因れり、其由は、第九段の傳に注ふを合せ考ふべし、○舊き學者たちの、此段の事を説て、二柱神、天浮橋に立つとは、侌昜和合して、動き初まるを云へり、瓊戈を指下すとは、其の陰昜の動き始めて、國土に及ぶを云ひ、陰の潤を玉にたとへ、昜の芽を劔に、譬へて、天の瓊戈と云ふ、其滴凝て島となるとは、侌の潤、昜の芽の、海水に感合して、自ら國土となれるを、曲言して、瓊戈の滴凝て島と成るとは云へりと云ひ、然して皇國の劔の、萬の國に勝れたる由を、此故事に係て、日本は天瓊戈の滴凝て、成れる國なる故に、利劔その風土に因れり、など云り此説の如くは、謂ゆる侌昜と云物の、和合して動きて、國土となるは、皇國に限るまじきを、此故事を曲言と見ては、此理に因りて皇國の劔のみ、利かるべき謂なし、もし實に、瓊戈の故事に因て、皇國の劔の勝れたるならば、侌昜の理を、曲言したるなりと云ふは非なり、但し萬國には、侌昜と云物の、感合なきにや、笑ふべし、凡て舊き學者たちの、神世の實に奇靈なりし事を、其狹き心に、信ずること能はず、凡人の上に合せて、奇異からぬ趣に說むとする故に、かく齟齬ひて、かの首を隱して、尾を出せる如き說等ぞ多かりける、侌昜の理と云をもて、神典を釋る人々の言ども、皆是に准へて、その論ふに足らざることを辨ふべし、）さて佐藤信淵考に。二柱神の瓊戈を指下して。迦伎成給へる時しも。大地を量宜く修給ふとしては結寄まじき汚物。また甚く濁れる物のかぎりは御戈の鋒の神機に。悉く攪除き給ひけむが。大きくも小さくも。雨霰の如く。大空に分散りて。遠くも近くも居所を定めて。謂ゆる五星を始め。二十八宿。また衆星と成れるが。大地と共に。天日に從ひて。旋る事ぞ成にけむ。（五星とは、水星、金星、火星、木星、土星是なり、但し彼の混淆れ

る物の、次々に、分散るに、其の質の重きは、輕き物よりも速く分出て愈重きは、愈早く脱去りて謂ゆる恒天なる二十八宿、また衆星となり、其より稍晩く分出たるは、五星なるべし、○或る人問ふ五星の中に、水星火星は、大地よりも小さく見ゆれど、金星は、大凡大地の量あり、木星土星は、大地よりも遙に大きく、また二十八宿、及衆星は、最高き空に懸りたれば、此より打見るには、螢火なして見ゆれど、皆大地よりも大きなりと見ゆ、然るにそれ悉、大地より分散りたる物ぞと云說は、如何ぞや所思ゆ、答ふ、そは宇宙の眞理に闇き故にさる疑あり、天日の、大地より萌騰れる物なる事は、古傳に昭々たるが、其大きなること大地に數十倍なるをや、然れば星どもゝ、其分れ出たる程こそ、小さくも有けめ、某々に、天皇祖神の御依し坐て、宰神を定め給ひ、各々其量々に、修造しめ給へる物なること著く、衆星にも、各々宰神の在ことは、第百二十六段に、星神香々背男と云神あり、此を師說に、金星を宰る神ならむ、と解れたるは然る說にて、衆星にも、各々宰神あること、是をもて知べし、)さて二柱神の。御橋發して攪成給へる大空は。北極の上空なりけむ。其は極軸の。彼處に在るにて著明く。殊に熟々天象を視るに。北方には星甚多きを。南方には。星甚小きを以て察られたり。(然れど此考へは、尋常の見狹き人々は、心得がてなるも多かるべし、阿波禮心を、六合の外に放ちて、思ひ辨へむ人もがな、)抑世には。彼衆星どもを。何の要ともなき物のごと。心得たる族も有れど。其の成始こそ殊更に成し給へる趣には見えね。此は師說の如く。物毎に殊更めかぬぞ。天皇祖神たちの。産靈に物を成給ふ御德の趣なる。然るは我が皇大御國は。大地の最初に成て。萬國の宗國たるに。皇美麻命は。萬國の大總主に御坐して。萬國を悉所治看べき道理なること。師說に精しく著されたる如くなれば。(そは伊邪那岐大神の建速須佐之男神に、汝命者、所レ知二靑海原潮之八百重一焉、と事依し給ひ、其後に、須佐之男神、靑海原潮之八百重の萬國を巡り察行し坐て、吾兒所御之國、不レ有二浮寶一則未佳也、と詔給ひて、杉樟などを生し給ひ、浮寶に爲

れと定め給へるも、船を出して、異國々を從へ給はむ神慮なること灼し、是らの事も、師説に、いと精しく論はれたり、)今しこそ蕃人ども其の義理を悖知らずて在れ。終にその道理の顯れて。皇國より國司を頒遣し、外國々を治め給はむ時に。諸蕃の酋等が。貢物奉ると。大洋を渡りて。朝參せむに。空なる星を準的とせずては。絶て航を參らすべき術なし。故是をもて衆星をも成列ね給へるにぞ有るべき。(さるは天皇祖神たちの、天地を造り給へることは、下に見えたる師説の如く、青人草を蕃息し給はむ料にて、青人草を愛しみ給ふが主なる故に、六合の中に生出る物のかぎり、悉く青人草を養育み給ふ設に非ざるはなし、然れども、其産靈の御所爲にも、物等悉く、一方にのみは生し給ひ難く、そは國地に因りて、寒さ暑さにも、强きと弱きと有り、水土にも異あれば、形狀も性味も同からず、寒地に生るあり、熱地に生るあり、故れ南北相通はし、東西相交はるに非ざれば、人民の爲に宜からず、是をもて、萬國の有無を、互に取遣りて、平均くするは、船ばかり便宜きは、なく船路の準的をさし敎へて、往來を自由にするは、星より宜きは無ければ、殊更に造り給へるには非ざめれど、自然にさる益あることも、皆この蒼生を愛しみ給ふ神慮より、事始め給へる御擧なればぞかし、)阿夜畏きかも。穴貴きかも。と言へり。此の考へを信に然るべし。○星の成出たる事に付ては。一つの考へあり。抑星は。都て自己の光りなく。日光を受けて輝あれば。其質重濁なる物なり。故考ふるに。世の初め。一の物大空中に生りて。其形狀雞子の如しと有るは。皇國も亦縣も天竺も。同じ傳へなれば。此は動きなき眞の古説なり。扨この物分判れて。天地と成れる事は。大皇國の古傳に。明らかに見えて。上に詳に釋たるが如し。かくて此の一物の。分判せる時に。必その殼の如きもの。破裂して。雨雹の如く。四方にも上下にも。高く遠く飛散たるが。日の中央に凝結せる時しも。其の渦旋の健闘なる餘勢を受て。各々その座位定まり。猶次々に。大きくも成り。循環をなして。今の如くには成たる物なるべし。星の成始めは。究めて此時ならむと

所思ゆるなり。但し此は諦なる傳說も無く。唯推量の考へなれば。試に云のみぞ。上に擧たる信淵が說と。考へ合せて。見む人宜き方を採るべし。(猶星の事は、第百廿六段、星神の下、また大昊古曆傳に云ふを、合せ見よ、)○見立天之御柱。この御柱は。上なる國之御柱と。名は天と國とに異れども。全同し御柱也。其は其戈の小山に化れりと有るを思ふべし。彼の御戈は、淤能碁呂島に衝立て。國中之御柱と爲給へるに。小山に化るとは不審き事ならずや。然れば彼御戈は。國土を畫成竟て衝立坐る。其鋒は。國中の御柱と也。柄の土に出たる所を。八尋殿の眞中の御柱と爲て。其を天之御柱とは云ふなりけり。(さればこそ神代紀に、正書には國之柱と云ひ、一書には天之柱と云て、全く同し物と聞えたり、故是をもて、爲國中之御柱而、見立天之御柱と文を成せり、かく云ときは、國中の御柱と爲たる柱を、やがて天之御柱と立たる事となれば也、天之御柱を見立と讀むはわろし、)さて天之とは。天なる御柱のさまに立給へる故に。添て云へりと聞ゆ。斯て下に此の御柱を廻り給ふ事の有るを思ふに。天國に立給へる御柱は。國の中央に立て。天祖神たちの。其を廻りたまふべく構へたりと所思たり。(風神の御名を、天御柱國御柱命と申すを、此の國中之御柱、とあるに對へては見べからず、風神をしか稱へ申す由は、第十段の傳に委く注べし、凡て此の御柱のこと、師說も委からず、また世の學者たちの、種々言痛く說作せども、皆論にも足らぬ說どもなり、但し漢土の古書どもに、天柱坤軸など云ことの聞ゆるは、此の古傳の且々殘れるにも有るべし、)抑大地の國地は外面に付たれば。其御柱は地中に埋立給へれど。天つ御國は內方に在ること下に見えたる如くなれば。其御柱を。國の中央に立給へること。然有べき事にこそ。(天柱國の內方に在ることは、第百九段の傳に注ふを見べし、)さて見立とは。天なる御柱に擬へて立へ給る柱なる故に云り。俗言にも某を何と見立るなど。常に云言也。(師說に見は俗言に見送る見屆くなど云見にて、是らの見は、只に眼して視るのみを云にはあらず、其事を身に受て、己が任として知り行ふを云へり、されば此

も此の御柱をたて、殿を造ることに、御親與り知所看す義なり、と有れど受られず、或說に、見立は生立の畧言なり、と云るなどは、言にも足らず。)さて天之御柱と見立給へることは。御心の靜まり。と此を行廻りて。事始め給はむ料にて。其れはた。天皇祖神たちの御態に效ひ給へる。大禮なるべきこと。言ふも更なり。○八尋殿は。師云。夜比呂杼能と訓べし。之を添て讀むはわろし。(書紀には之字を加へて書れたれども。彼は凡て漢文の章を旨とせられたれば、かくざまの證には依がたし、さて和名抄に、殿和名止乃とあり。)さて此名。木花之佐久夜毘賣の段にも。作無戶八尋殿云々。神代紀にも。於秀起浪穗之上起八尋殿而云々などあり。(また履中天皇紀、山城風土記などに、八尋屋と云も有り、倭姬命世記には、八尋機屋と云も見えたり。)八尋は。殿の廣さの度を云るにて。八は必しも七八と數ふる八には非ず。彌の約まりたる言なり。凡て八重八雲。また八十。八百。八千。其の外八某と云こと古の常なり。昔同じことにて。唯重なり多きを云り。(然るを神道には、八數を尊むなど云て、此數に就て種々云ひなすは、皆例の漢書言にて都て古の意にあらず、物を八に齊ふるも、後の態なり、)尋は兩手を伸たる長さを云。今の人も。然して一尋と定むるなり。其は手を廣けて度る故に。一廣け二廣げの意なるべし。(漢國にても舒肘知尋などあれば、上代には然有けむを、八尺と定めしは、梢後のことならむ、御國には、今も猶八尺をば云ず、況て神代は思ひやるべし、且八尋矛と云も有るを以て、八尺六丈四尺にあらぬを悟べし、)さて先つ此殿を見立賜ふは。女男共に住て。御合し賜む料なり。そもそも其殿立賜ことまでは。云はでも有りぬべきを。先つ如此云は。古妻問するには。先つ其屋を建しことゝ見えて。須佐之男命の須賀の宮作りも。都麻碁微爾夜幣賀伎都久流と詠しゝをみれば。專ら妻を籠居む爲なること知られ。また萬葉三に。勝鹿の眞間娘子が墓を見て。赤人歌に。古昔有家武人之倭文幡乃。帶解替而廬屋立。妻問爲家牟云云。(是は契沖また師の考は異なれど、此に由ある事とも思はるゝ故に引つ、人好む方を取れ。)是も

古賤き者も。廬屋を立て妻問すといふ。云ひならはしの有る故に。かく續けて詠りと見ゆ。斯在ば此の八尋殿も。徒に云へるには非ず。由あることぞ。(故書紀には、同宮共住而生兒ともあるをや)〇化作。天之御柱に見立と書るは。古事記に書たまゝなり。此の化作は神代紀に依れり。同し語に。かく字を別にせる由は。彼は訓を知り。此は言の義を知しめむとの態なり。神代紀に。かく書れたる意を按ふに。是の時いまだ樹は無りしかば。神の御所爲にて。化作賜へると云意をもて。書れし事と所思ればなり。(師言に、書紀に化作化竪など書れたる、化字はいと心得ず、決めて此字の意には非ず、訓は古事記に依れるなり、と言れたる、訓のことはさる言なれど、化字を書れし意は、思ひ得られざりけり)さて其化作給へるは。如何してと云こと。今知べきに非ざれども。後世にも思合すべき神態なむ多かる。其は淳和天皇紀。天長九年五月の處に。伊豆國賀茂郡に坐す。伊古奈比咩神のことを。此神塞谿谷摧高巖。平造之地二十町許。作神宮二院池三處。神異之事不可勝計

と見え。仁明天皇紀承和七年九月の處に。同國上津嶋に坐す阿波神の。新に神宮四院。石屋二間。屋二間、闇室八基を化作給へる事を記せる文中に。東南角有新造院。周垣二重以壟築固。各高二許丈廣一許丈。南面有二門。其中央有一壟。周六六百許丈。高五百許丈。其南片岸有闇室八基。南面四基。西面四基。周各二十許丈。高十二許丈。其上階東有屋一基。瓷玉瓦形葺造之。長十許丈廣四許丈。高六許丈。其壁以白石立周。則南面有一戸。其西方有一屋。以黑瓦葺作之。其壁塗赤土。東面有一戸。院裏礫砂皆悉金色 云々。(此には唯一院の有狀を其儘に記せり、猶三院のことは、文ことに長ければ記し出ず、凡て目を驚かせる事どもなり)去承和五年七月五日夜出火。上津嶋左右海中燒炎如野火。十二童子相接取炬下海附火。諸童子履潮如地。入地如水。震上大石。以火燒摧炎煬達天。其狀朦朧。所々焱飛其間經旬云々とあり。(此事委曲くは、第百三十一段に、此神たちの御名の出たる處の傳に、全文を引て、其處に注すを見るべし、)また清和天皇紀に。

貞觀十七年十二月の處に。駿河國淺間明神の。神宮を化作坐ることを記して。富士大山西峰忽有ニ熾火一。燒ニ碎巖谷一云々。仰而見レ之。正中最頂餝ニ造社宮一。垣有ニ四隅一以ニ丹青石一立。其四面石高一丈八尺許。廣三尺厚一尺餘。立レ石之門相去一尺。中有ニ二重高閣一。以レ石構營。彩色美麗不レ可ニ勝言一云々と見ゆ。(阿夜可畏、これらの事どもの、國史に數多見えたるを、當時此事どもを記し傳へ給へる御世の博士等の、いかに心得て有けるにや、さしも驚き畏める趣には記されず、また世々の學者どもの、かゝる事をば殊にも記し出て、神の御稜威の畏き謂を、人にも諭すべき事なるに、然る人の、世々に一人も聞えざるは、皆由緒もなき漢神立須久美などの說に惑ひて、神の御上をば等閑に思ひ過して、心をば留ざる故なり、抑漢神佛どもなど、いかに神僭ひ喧ぐとも、いさゝかの眞似びこそすれ、斯ばかりの態はまねびにも得爲めやも、然る事の由をば思はずて、新物好みに蕃神らを、上なき物に齋ける故に、然しも御稜威速き神たちの、漸々に御稜威を隱して、坐々ぬごと、人とは遠く成たまひ、今しもかゝる御態どもの、古書に傳はれるを見ては、異むのみならず、徒に見過すことゝなも成にける。)畏けれど此神たちは。此の二柱神たちより。末とも末の神等なるに。其神威かくの如し。然れば此に化ニ作八尋殿一とあるを。右の神等の御態に準へて。其趣を想像奉るべし。(また右に引く神態どもによりて、其本つ御祖神たちの、天地の初發を成し坐る趣、また萬の事を始め給へる事の趣を想ひ奉るに、此神代卷に撫ひ記せる事迹どもは、其の奇靈なる神態の、千萬が中の一つにも足らじとぞおぼゆる。)さて此殿は。何樣に化作給へりと云こと。是また今知べからぬ事の如くなれど。後に神宮を造るに。まづ心御柱と申すを立て。四方に造るは。神世の宮作の狀を傳へたる業と聞ゆれば。彼天之御柱を中央に取らして。八尋四方に化竪給ひけむこと次に其御柱を行廻り給ふ事の有にて想像られたり。其れはた天皇祖神の宮造に擬ひて。造り給ひけむは言も更なり。(なほ次に、御柱を廻り給ふ處にも注ふを見るべし。)〇共住給矣。こは文のまゝに見ても有るべげ

れど。古き物語書どもに。男女親び語らひて。女の許へ男の通ひて居ることを。須牟と云ひしを思ふに。此も其意にて。此殿は妻籠の料に立て給へるなれば。女神ぞ主なる理りなる故に。男神の其に依給へりと云意に見るべし。(○故其瓊戈と云より以下は。二柱神の當時のことを云へるには非ず、此の神たちの御世過て。遥に後の世に。如此有りしことを語り傳たる文なり。(後に者の字を加たるは、この故ぞかし。)さて此に瓊戈とあるは。即ち上に謂ゆる天之御柱を云。そは天之御柱と云名は。殿の中央の柱と爲給へるを以て稱へる名なれど。實は彼の瓊戈なる故に。此には。かく云るなり。○化二小山一矣とは。此二柱神の御世過きて後の世に。かの天之御柱と見立給へる瓊戈は。淤能碁呂嶋に立ちたるまゝに。小山に化れる由なり。其は美濃國の喪山を初め。神世の物の後に山と化り。石と化れる類はいと多かり。出雲風土記にも。宇比多伎山大神之御屋也。また桙山大神之御桙也など。數多見えたり。(大神とは、大國主神を申せるなり。)さて此の淤能碁呂嶋の在り所のこと。忌部ノ正通ノ口訣に。磤馭盧嶋。自凝嶋也。在二淡路西北ノ隅一小嶋也とあり。是れ正説なり。其は仁徳天皇の淡路嶋に大坐ましての大御歌に。阿波志摩。淤能碁呂志摩。阿遲摩佐能志摩母美由。云々とあれば。淡嶋と並びて。淡路嶋の西北に當れり。(淡島のことは、次ノ段に委く云ひ、檳榔ノ島のことは、仁徳天皇ノ卷に注すを見べし。)大神ノ貫道と云し人の。此嶋に詣で見て記せる物に。淡路洲の西北の隅に在りて。俗に胞嶋と呼もの是なり。(こは神代紀に、以二磤馭盧島一爲レ胞スト云へる文によりて、唱へやすき故にかくは呼ふなり。)また淤能碁呂嶋てふ名も存れり。此嶋に圓く玉の如く湧出たる石。幾千と云ふ數を知らず。其の形を見るに。表は金の氣をもて包み。裏に土砂を含めり。是は瓊戈の滴り分散りて凝たる物なり。(今云、こは瀝の散て化れるには有るべからず、彼の御戈もとより金の氣ある玉の質なるべければ、然は化れる物なるべし。)其の外に彈盤また釜杓子など云具の形。みな自然の石に現れし。嶋の風景。樹木の葉色。岩の滑澤なる状など。書にも書にも著はしがたし。(また下の漢文

の所には、島中奇石磊落、多現男根女陰之狀、奇形怪狀不可勝數矣、又金玉之精湧出、其形如露似珠、表發金氣、裏含土砂矣 云々とも記せり。)さて其地方に。鶺鴒嶋と云あり。また其の邊りに式なる石屋神社あり。今は磐樟社と云ふ。岩窟の內に。二柱大神に。蛭子を合せ祭る。其東南方の山に。天地大神宮と云有。國常立尊。伊弉諾尊伊弉冉尊三座也、其攝社に。八十萬神あり。(今云石屋神社は、神名式に、淡路國津名郡九座とあるが中の一社なり、永萬記に石屋社と出たり、度會延經が考證に、今在石屋村稱天地明神、二社相並、亦海邊石窟中有小社、と云るに依れば、天地大明神と申すは、やがて石屋神社にて、磐樟社と云は、其本社の在し所なるべし、さて天地明神は。國常立尊と、二柱大神とあれど、此は日本紀に依て、後人の說なるべし、もし實に三座ならば、產巢日大神をこそ祭るべけれ、凡て社々に、國常立尊を祭れりと云ことの聞ゆるは、皆後人の日本紀に依れる漫說にぞ有ける。)また南に大和嶋と云あり。所人に問へば。昔より魔所なりと云傳へ。恐れて登る人なき由いへり。と見ゆ。信にこれぞ瓊戈の化れる山なるべき。今は淡路國津名郡に屬りと聞ゆ。(鶺鴒島、大和島、淤能碁呂島、今はいささか海にて隔てたりと聞ゆれども、いと古くは一聯の島なりけむとおぼゆ、然れば魔所など云て恐るゝことは、是の島に神々しき事どもの有るを、俗人の常なれば、然も言つべきことにこそ、)然るを釋紀に引たる私記に。在淡路嶋西南角小嶋是也。云俗猶存其名也。或說今在淡路國東由良驛下と云ひ。(西南は下に引く文に、坤方の小島とある是なり、故未申と訓つ、由良驛は、下に引く文に、由理驛とある是なり、然れば私記に、四の異說あるが如くにて、實は一說なり、)また或說云とて。淡路紀伊國兩國之堺。由理驛之西方小嶋云々然而彼淡路坤方小嶋于今得此號也。とあるを始め。說ども多有ど。皆かの大御歌に叶はざれば採り用ひがたし。(また纂疏に、舊說曰とて、和州之寶山也、一云江州之叡山也なども見えたれど、是らは僧原の云ひ出たる說どもにて、凡て論ふにも足らず、また淡路國人仲野安雄と云しが、

常磐草てふ誌を著はせるに、私記なる在淡路島西南角と云る說と、由理驛之西方小島云と云說を一にして、彼國の南方にある沼島と云を、これ沼矛島の省かりたる名にて、是なりと云へり、此島は、萬葉三卷に、人麿哥に、珠藻刈る敏馬を過て夏草の、野島が埼に舟近著きぬ、と詠る島にて、其邊に上立神とて、高さ十四丈ばかり直に立ちて、柱の如きと、下立神とて、高さ六丈ばかり柱の如く立たるとが有り、其外にも奇しき事どもある由なれど、上の大御哥に合ざれば信がたく、且小山に化れりと有にも叶はず、此島は、由良驛の下五里許西に在て、本國に近く、民屋千軒許もありて、大きなる島なりとぞ、然れば私記なる說どもは、凡て彼の大御哥に、淡島と並べて御製坐せるに叶はざれば據がたし、其は淡島は、次の段に注せる師說の如く、淡路の西北に在るに疑ひなければなり、大神氏、私記の西南を西北の誤りならむと云へり、此はさもあるべし、)〇或人問云。胞島を。淤能碁呂島としては疑あり。其故は。前に大地の中極の柱を。此の島より衝立給へる由云へる說の如くは。其地北極の處に在るべき理なるに。淡路國邊は。北極より五十五度ばかり。南方に寄たれば。彼の島を大地の樞軸の所とは言難きを如何。答。こは信淵說に。二柱神の。御橋發して。書成給へる大空は。北極の上空なりしこと。樞極の彼處に在にて著明なるに。其御戈を衝立給へる嶋の。然ばかり放れて在ることは。彼御戈の心をば。大地の中心と爲給へるに。玉を飾れる柄は。嶋の面に樹たるを。八尋殿の中央の御柱と爲給ひ。大地の漸々に凝り結び。漸々に。大きに成れりしかば。大八島を生むと爲給ふ時に。寒暖の度宜き所を撰びて。國引に引寄せ來まして。今の所に置居て。此嶋を基と爲て。次々に大八島國をば。產成給へるなり。(國引給ふと云こと、異しみ思ふ人も有なむか、此は八束水臣津奴命の、韓國の地を引來て、出雲國に縫付給へる故事を思ふべし、古史の第七十六段に出たり、さて皇國の在所は、大地圖どもに見えたる如く、大地の額と云べき所にて、赤道より北へ三十度、四十度の間なり、此れ大地界中に、最勝たる所なる故に、此所に定め給へるな

り。）大神貫道が礒馭盧島記に。旁無延縁。自溟海崛然而獨立。根無連著。隨潮波上下而自在。是故大地雖震敢不動。高浪蹴天奚可浸乎。と云へる如く。己れも株に往て見たるに。實にも浮島なるべく所思たり。（凡て浮島のことも、師の委き考あり、然れども此れ等の說は、腹に一天地ある人ならずは、其閫奥を伺ひ得むこと、難かるべし。）其はとまれ。彼の御戈は、北極の處より埋まり。中心と成て。其埋まりたる本所は。樞軸と成れり。是れに依て大地は、かの畫成坐る。御手の運のまに〳〵旋りて、十二時の間に一轉して。晝夜をなし。終古に違ざること。今の現に見るが如し。然れば淤能碁呂島は。御戈を衝立給へる往昔は。北極の所に在りしかど。後には今の所に移れるなり。（大地の固まり成れるは、正に彼の御戈の鋳氣に資ことなれば、其氣大地に充滿て、何れの地にも、此物多く、人の用と爲ことは、二柱神の、地軸と爲し給へる、御恩頼による事の、言もて行けば、天皇祖神たちの、產靈の御德に因ることなるは、云も更なり、是に就ても、皇國の

古傳の、尊き事を、見よ〳〵一つも、眞理に叶はずと異議ふべき事のあるかは、異國にも某々に、天地初發の傳への、少づゝは遺りたれど、皇國の如く、正しき古傳の、一つも有るかは、蠢けき蕃說に、惑ひたらむ人々、熟思ひてよ、御國の古事學は、萬學の基原なる物ぞ。）さて大地の。十二時に。一轉する神機は。小運にて。二柱神の。神功に資れる旋なるが。天日の旋動に從ひて。其を一周するを。大地の大運と云ふ。唯大地のみならず。五星を始め衆星も。皆その旋動に從ふ。是れ天日の御國に神留坐す神の。天之御柱を立給へる其靈機に資ことゝ。上に師の說れたるか如し。（但し初學の人の爲に、其旋る日時の大約を云はゞ、まづ日は六合の中央に在て、居ながら西より東へ、常に一旋して、瞬く間も斷こと無く、此の勢は掣れて、六合に在らゆる物、大空氣を始め、衆星も何も、旋風の吹旋らす如く、西より東へ、終古に運行を違へず、然れども日旋を離るゝことの、遠きに從ひ、旋行の勢ひ、漸々に緩くなりて、恒星二十八宿等の在所より、外になりては、日を距こ

と極遠ければ、殆と動きなきが如し、そは五星及び列宿の、各自の運歩を測量り見ば、直に其實徴は知らるべし、先日の旋りは、大地の二十五日半に一旋するを、水星は、第一郭に在て、日に最近けれど、日の運より遲くして、大約八十八日不足にて、其郭を、西より東に一周し、其次に金星なり、日の第二郭に在て、二百二十四日半餘にて一周し、其次は大地なり、日の第三郭に在て、三百六十五日三時などにて一周す、是を一年といふ、其間に、北に浮み昇りて冬をなし、南に沈み降りて夏をなし、寒暑の往來ありて、萬物の生成ことは、伊邪那岐、伊邪那美二柱神の、國中に御柱を衝立て、固め給へる、御恩賴に資ることとは、云も更なり、大地の次は火星なり、日の第四郭に在て、六百八十七日不足にて一周し、其次は木星なり、日の第五郭に在て、四千三百三十二日半などにて一周す、十二年には少し寡し、其次は土星なり、日の第六郭に在て、大約一萬七百五十九日餘にて一周す、二十九年半ほどなり、是皆日輪の運轉る勢ひに、掣ひ從ひて運るなる故に、愈近きは愈早く、愈遠きはいよゝ遲く、運ること、是を以て曉るべし、是即天日の御柱を立給へる、神機にぞ因れりける、扨この土星より外は、日を距ること甚遠ければ、旋轉の勢、漸々に衰へて、列星の在る恒天に至りては、大約一萬八千年などを經ざれば、一周せず、右の諸星の運行に、遲速交會などのあるを、審に測量り定むるを、曆數術とは云なり、また土星より、列宿の在る所までの間は、いと／＼遠ければ、五星の外にも、百年二百年、或は五百年、千年餘にて、一周する星の、幾百千か有むも知べからず、然れど其を、あながちに量り知らむと欲するは、蓋けく惡なる、蠻人の所爲にしあれば、俊傑たる人の、挂ても習ふまじき事なりけり〕と言へり。此れも然る説なり。なほ次々にも。注ふを見るべし。○（此後に。赤縣州の古傳を考ふるに。天皇氏と云神の。世界を修造り。五嶽を植たりと云事のあるを思ふに。小緣の事に非ず聞ゆるが。是に依れば。淤能碁呂島のみに非ず。大地の鎭固たるべき御柱を。四方にも立給へりと所思るなり。（此事は、殊に委く考へて、赤縣太古傳の、

天柱五岳餘論に、記せるを見て知べし、）實や天地をさへに作り給ふ大神等の、御所業なれば。いといと奇靈なる事の。多かりけむこと。能々思ひ辨ふべし。

〔六〕於是伊邪那岐命。於其妹伊邪那美命、問曰汝身者如何成則。答云吾身者成成而不成合處一處在矣。伊邪那岐命詔曰之。我身者成成而。成餘之處一處在。故以此吾身之成餘之處。刺塞汝身之不成合處而。以爲生成國土。奈何詔之則。伊邪那美命答曰然善矣。爾伊邪那岐命。然則吾與汝。行廻逢是天之御柱而。爲美斗能麻具波比詔之。如此云期而。乃詔曰汝者自左廻逢。吾者自右廻逢。約竟廻坐而、會一面之時。伊邪那美命。先唱曰阿那邇夜志愛袁登古袁。後伊邪那岐命。和曰阿那邇夜志愛袁登賣袁矣。各言竟而後。伊邪那岐命不悅給而。告其妹曰吾者男在則。當先唱理也。如何女人先言不良矣。雖然於久美度興而。御合坐時不知看其術。爾鶺鴒飛來。搖其首尾。二柱神見行而。學之得交道而。先生給子蛭子矣。此子者雖滿三歲。脚尙不立。故入葦船而順流放棄之。次生給淡嶋矣。是亦不入子之例也。

於是は。上の化作八尋殿而共住給矣の文を受たり。○汝身は。師云那賀美と訓べし。汝は上代の歌どもにも多く那と訓み。（此字常に漢文にては、那牟遲と訓み、古書には伊麻斯と訓たり、是らも惡しきには非ねど、）また那兄。那泥。汝妹。那禮。（吾を吾禮、己を己禮と云ふ如く、汝を汝禮と云なり、）汝者（允恭天皇紀に見ゆ、）汝命なども。皆那を本としたる稱なれば。汝は那と云ぞ本なりける。（那牟遲も、那を本として、牟遲は大穴牟遲などの牟遲なり、物語文には、伎牟遲と云稱も有り、伎

は君の意なり、さて又是を伊麻斯と云へるは（萬葉十一に。伊麻思毛吾毛事應成。また十四に。伊麻思乎多能美云々。高野天皇紀の大命に。先帝乃御命以天。朕仁勅之久。天下方朕子伊末之仁授給云々。是れ等なり。なほ續紀の宣命どもに。美麻斯ともあり。（萬葉十四、また後の物語などに、麻之ともあり、）今按に美麻斯は、御座の義にて尊みたる稱なるを、伊麻斯とも轉れるにや、）さて那も伊麻斯も。後には下方の人にのみ言へども。いと上代には然らず。其の本は尊む人にも云へる稱なり。（汝の字を當しを思へば、其頃になりては、早く尊む方には云ざりしにや、漢にても上古は、爾汝など云稱に、上下の別ちは無りしかども、御國へ文字の渡り參出來し頃は後なれば然らず、）己が夫を汝と云へること。沼河比賣命の歌。また須勢理毘賣命の歌等に見え。建内宿禰の歌には。天皇をしも那賀美古と申せり。（汝之御子なり）また某之と云を某賀と云母。後には賤む方に取れど。上代には是も上下別ぬ辭にて。之と云に同じ。〇如何成は師云。伊迦爾那禮流と訓べし。女神の大御身の成整ひたる形狀を。如何なるぞと。男神の問ひ賜ふなり。〇成々とは。師云。初生そめしより漸々に成て。成畢れるを云なり。（書紀に具成而と書るが如し。）繼々而。行々而などの格の言なり。〇不成合處とは。師云缺て滿はぬ如くなる處を詔へり。即御番登なり。〇詔曰之は。本に詔字のみなりしを。師の。能理多麻比都良久と訓て。續紀の詔に。詔賜都良久云々。また勅豆良久。云々止宣賜志など有を引れたるに依り。古事記の文法に效ひて文を成せり。（都良久と云る例は、古事記に、須佐之男命の御言にも、白都良久とあり、）さて詔之則は。此も本に無きを。師說に。此の所の御言の終に。登詔賜者と云ことを再讀添べし。是も彼の大命どもに依れり。古語の格なり。と言れしに據て文を成せり。下皆是に傚ふべし。（凡て此れ等の事どもは、記傳訓法條を見て知べし、）〇成餘之處とは。師說にふくれ出て。身の外に餘れるが如くなるを詔へり。と言れたるが如し。（神代紀には、不成合處を、雌元之處、また稱陰元者一處、とも書れ、成餘之處を、雄元之處、ま

た稱陽元者一處とも有れど、こは例の漢文なれば、いかゞなり、古事記に依て、其實をば知べきなり、)さて此の御問答の趣を熟々思ふにも。國土に成坐るは。上に云へる如く。此の二柱神ぞ初めなること。疑なく所思ゆる。其はもし實に宇比地邇。須比智邇神より。淤母陀琉訶志古泥神まで。四代の神等の御在むには。其の御世のほど幾千歲をか經けむ。其の間に男女の形い。何に變れる物ぞと云ことを。次々に所知看さで在べきかは。今かく新に御問答し坐る趣を。愼み畏み想奉るに。男神の御身の漸くに成々坐るを。見行すれば。成餘れる處一所あり。八握の御須も生給ひけむを。女神には御須もおはし坐さず。手弱かに坐すなど。御自身とは甚く異れる御形狀なるに。不審く所思坐して。御問坐るなるべし。互に吾身者成々而云々と詔賜へる大御語に。深く心をひそめて想像奉るべし。穴賢しや。(さて成餘之處、不成合處とばかりにて、名の無きこそ、最もいとも尊く感たき古傳の神語なりけれ、然るに神代紀に、陰元陽元など有るは、強て名つけられたる物なり、此時には、未だ名の無りしことは云も更なり、男女ともに陰處は名の出來て後も、其名をば言ざりしこと、第十九段、汝己見我情云々とある處の傳に、委く注を見るべし、)○以字は處袁の袁に當て讀べし。○刺は師云。插入るなり。塞に屬たる輕き辭にはあらず。○塞は。師云。布多岐と訓べし。(和名抄に、或以閇字爲男陰と云ことある、此にいさゝか由有りげなり、)○國土は。前に思ふ旨ありて。久邇都智と訓しかど。今よく思へば師の久邇と訓べし。(下に國土皆震とあるなどは、久邇都知と訓べけれど、また訶志比宮段に、不見國土とあるなどは、久邇とのみ訓べければなり、其さまによるべし、)と云れたるに從ふべし。○生成は。師云唯生ことなり。其を成すとも添て詔ふは。竹取物語に。己が成ぬ子なれば。心にも從へずと見え。うつぼ物語。(藤原君卷、)に。此の春子一人なして隱れましにき。と有り。これら生を那須と云り。(今世にも、まゝ親子を成ぬ中と云り、)また大祓詞に。國中爾成出武天之益人等とあるも。生出るを云へり。○以爲は。淤母布波と訓べし。

（本には爲字のみにて、師の言れたる説もあれど、今は眞福寺本に、以爲とあるに依れり、）邇々藝命の佐久夜毘賣に。吾欲目合汝者奈何と。詔へると語も意もよく似たり。〇奈何は師言の如く。伊加爾と訓べし。語の終にかく奈何と云こと。古事記中にも例あり。（また萬葉十六に、隱耳戀者辛苦山葉從、出來月之顯者如何とあり、これ此と語勢よく似たり）さて今しも始めて。女神の御身の成成れる有狀を問しろし看て。其成合ざる處に。己命の御身の成餘れる處を挿塞ぎて。國生成まく所思し著坐るは。是ぞ天皇祖神の賦賜へる產靈の御德の顯はれ給へるにて。奇とも妙なりとも。拙き言語に。挂まくは畏き事の極みなるを、今その由を申し顯はさむに。此はかの大空に生り出て。其狀いひ難かりける一物の。（彼牙の萌上りて、天日となれる、其跡の）女陰の狀にて在りけるを。其中に彼瓊戈を挿入れ攪成給へるに。其末より垂落る潮。自然に凝積りて。淤能碁呂島の成出しを。甚奇しと見行せるに。男神の御身に成餘りて。彼御戈の形なせる物あり。女神の御身に成合ずて。其狀言がたき物に似たる所あり。故是をもて忽然にその成り合ざる處に。成り餘れる處を挿塞きて。國生成むとは所思看つき給へるなり。（然るは是より前に、此の態のかつて無りしこと、云も更なれば、斯の如き態を行ひて、子を生む物と云ことは、是また都に聞知り給はざる事なるに、頓にかくしも所思看し著たまへる事は、產巢日大神の御靈に因らでは、あるまじき事、心を平かにして熟々思ふべし）故この御故事を深く思ふに。此の態はしも。人の爲べき業の多かる中に。最もやごと無きわざの。假初の戲事の如く。慢に行ふべき態には非ず。皇產靈大神の大御心を心として。生子を蕃息しむる。最も重き態なる事をし常に思ひて。忘べからぬ事にざりける。（なほ此事は、年頃深く考へて、殊に委き説あれど、此に云はむは中々に畏ければ別に記せる物ども有り）〇然善は。斯訶延祁牟と訓べし。（師は余祁牟と訓れたれど、延祁牟と云ふかた語古し）此は師言の如く。男神の詔へる事を。諾ひたる御答へなり。然は。吾も然思と云意にて。然也と云ひが如し。（然也を、然とばかり

云へること、後の物語などにも多かり、また志詞理と云は、然有の約まりたる語なり。)善と一つゝきの語にはあらず。讀切る心ばへに有べし。延祁牟は善加良牟と云に同じ。古語なり。天智天皇紀の童謠に。多拖尼之曳鷄武とある。曳は善なり。(同時の哥に、御吉野を美曳之努と有にて知べし、)萬葉などにも多かり。○是天之御柱とは。前に見ニ立天之御柱一とある御柱なり。(是とあるにて、おのづからに然聞えたり、)實は天瓊戈を大地の鎭固に衝立給へる其の柄なるを。天日の御國の御柱に擬へて。八尋殿の中央の柱と爲給へれは。此には直に。天之御柱と詔へり、(行廻逢而は。由伎米具理阿比氐と訓べし。師說に此れを分て解ば。行は。左右へ分れて行歩なり。廻は御柱を。廻るなり。逢は前にて行會なり。佛足石贊歌に。由伎米具利。萬葉十七に伊由伎米具禮流などあり。(さて行きを、古への哥には多く發語を置て、伊由伎とよめれば、此も然訓べきかともおぼしけれど、哥こそあれ、まゝの詞に、然云る例なければ、然は訓べからず、凡て哥と文とのけぢめ有ことを能考ふべし、凡てこのたぐひ、今人は辨へなくみだりなり)

凡そ夫婦遘合の初めに。先柱を行廻こと。上代の大禮と見えたり。此は其男女遘合の始めにして。先此の禮を行ひ給ふことは。甚々深き謂有ることなるべし。後世まで神の御殿造り奉るに。其中央に心御柱と云を建て。殊に齋ひかしづくは。其說どもこそ。後人の設つる言なれ。然する事は。上代よりの傳へなるべく。(心御柱てふ稱は後のことか、若上代よりの名ならば、心は中心の意にて、中央に立故の名ならむ、是れを人の心のことに取成て說るは、例の妄言なり)また今人の屋にも中央の柱を大黒柱と云て重くすめる。(大黒の稱は、後世人の、漢籍なる大極てふ語より云ひ出し、さかしら言ならむか)名こそ信られね。是も神代よりへける上代よりの傳はり事の。遺れるなるべければなり。(上古は貴き賤き差こそあれ、神宮人家とて、造りざま變れることなし、今の古き神宮作は卽上代の人の家のさまなり、雄畧天皇の御世に、志幾大縣主が舍に、堅魚木を上げて作れりし事な

ど思ひ合すべし、されば後世の心御柱と、大黑柱とは、本は一物なるべく思はる、伊勢神宮の記等に、心御柱の名を、天之御柱と云へるは、此の故事より自に傳はりしことか、若しかならば、多くの中にも、行き廻り給ひし柱は、殊に天之御柱と負せて傳へしならむ、されど後の人の引合せて云へるも知難し、彼まれ此まれ、ひがことには非じ。)偖また思ふに。柱といふ名の義は。波斯は間なるべし。(今云良は添はりたる辭なるべし。)間を波斯と云例多し。間人。また萬葉歌に。相競端爾と云へるも。端は借字にて間爾の意なり。(また木にもあらず草にもあぬ竹のよの、波斯に吾身はなりぬべらなり、と云ふ哥も、竹を木と草との間と云へるなり。)かくて柱は。屋と地との間に立る物なればなり。また橋も同意か。此の岸と彼岸との間に渡せばなり。(また今俗言に、妻どひの最初に、言を通はしそむる媒を、波斯加氣と云も、橋懸の意にて、右の柱の事にもおのづから通へり。)また箸と云名も。此物は。必す二つ相對ひより合ひて。其用をなす物なれば。夫婦の意に似たり。また事の初めを端といふも。此の御柱廻りの事に由あり。と言はれしは然る説ながら。中に御柱廻りのことを。凡人の如何とも測知べきに非ずと云ひ。廻り給へる柱の事をも。其中央の柱にぞ有けむと。たど〳〵しげに言はれつるは。猶委しからず。(されば試に強てとて言れし説も、當れりとは聞えずなむ。)其は前段に委曲く註せる如く。此は天日の御國なる中極の御柱に擬ひて。立給へる柱なる故に。天之御柱と名け給へること疑なきを。此に其を廻る御禮を行ひ給へるは。天御國なる御柱を。天皇祖神たちの廻り坐て。六合の旋轉る。神機の樞軸と成し給へる御態の有しに。習ひ坐る大禮なること著明し。そは今國生給はむと。夫婦遘合の道を始め給ふ所なる故に行ひ給へるなり。然れば八尋殿の柱のいかに多く立在とも。此中央の柱を除て。天之御柱と美稱べき柱の別に有べくも非ずかし。(度會久葛と云し人の説に、此の天之御柱といふ名を、記傳に、凡ての柱の如く説れたるは然らず、是は實に深き由ある柱にて、中央の柱なり、其はまづ大古の家造の狀、その屋の中心に、

最大なる柱を土に堀り立て、屋の上へ貫して、外より仰き見るばかりに、高く構へたる物と思はる、今の世に浮屠の塔の、中心の柱の如くなるべし、是ぞ柱の中に最も貴き柱なるが故に、初發に先つ忌愼みて經營れる物なり、二柱神の行廻り給へるも此柱なり、今の世に大黑柱とも云も、此の古製なるべし、此を伊勢神宮にても、古より忌柱とも、天御量柱とも、心御柱とも云るもの、今は御床の下の土中に埋みて、見えざる如くなるは、古の作り狀の、漸々に巧になり變りて、屋の心中に、かかる柱の在ては、便あしとて、上の方を斷取て、本の方のみ僅ばかり、御床の下に遺しけるを、又後世となりては、今の如く土中に埋みたる物なり、さて天照大御神を、天に擧奉り給ふ處に、是時天地相去未レ遠、故以二天柱一擧二於天上一とあるは天ツ御國は萌騰りたれど、共間の未た遠からざる故に、此天御柱より天上へ送上奉り給へるにや、古事記書紀を考ふるに、天降の時のみ浮橋のこと見えて、天上に昇る時に、浮橋のこと見えず、所以ある事にや、其は未た考へず、さて天御柱より昇給へる狀は、雷の墮て空へ上るには、必ず樹木などの高き物に據て上ること常多し、こはいと稚き證し言なれども、其狀を窺ふに、その意趣ありげなり、熟思ひ辨ふべしと云へり、信に然る説どもなり、天照大御神を送り擧け奉れる天御柱のこと、己が一の考もあり、第二十九段の傳に云べし、また神等の天上に昇り給ふ時に、浮橋のことの見えざる由も考あり、其は第三十二段の傳に委く註べし、)

○美斗能麻具波比は。具を淸波を濁りて訓むは非なり。(卜部兼俱など、此の淸濁の說あれど、云にたらぬ妄言なり、)美斗は御所なり。所を斗と云こと上に說り。(大斗能地神の下見べし、)其が中にも。夫婦隱り寢る所をも。分て所と云けむ。下に大穴牟遲神の。八上比賣に美刀阿多波志都とある美刀と同じ。(今云、こは第八十八段に見ゆ、彼處の傳に注ふを見るべし、)また久美度邇興とある度も是なり。(久美度のことは、次に云べし、此の美斗を、卽久美度と同言とするは、委しからず、其實は同じことなれども、言は本より別なり、)床の斗。嫁の斗なども是か。(嫁は所に就

か、具と濁るは、黃牛などの格に、下を音便に濁るもあるぞ、)戸を彼所に立隔るから出し名にや。麻は宇麻なり。宇を省く例多し。凡て何事にても。可美物爲を宇麻云々と云へること多し。繼體天皇紀の歌に。女男うまく寢ることを。于麻伊禰とある類なり。(宇麻の注は、葦牙比古遲神の下にあり、)具波比は。麻より連く故に。具と濁れども。古へ頭を濁る例なければ。本は久波比にて。久比阿比の約りたる言なり。(比阿は波と切まる、)凡物二ツが一ツに合をし。久比阿布と云。萬葉十六に。尺度氏娘子が。美き貴人のよばふをば聽ずて。なほ〱しき醜き男に逢と聞して。兒部女王の。美麗物何所不飽矣坂門等之。角乃布久禮爾四具比相爾計六。とある是なり。(是も四より連く故に具と濁る、此と同じ、)今世語に。物を作り合すを。志久波須と云も、卽ちこの志具比阿波須の約たるなり。(また俗に、物の具波比の善き惡きと云も、久比阿比の善き惡きなり、具と濁るは、是も本は志具波比とか何とか、上に連語のありけむを、後にそは省きしならむ、)また伊勢物語歌に。世をうみのあまとし人を見るからに。目久波世與とも賴るゝ哉。(後後の歌にもあり、)此の目久波須も。久比阿波須の約りたるにて。彼方此方目を見合すを云なり。是れ等にて其意を知べし、(楚辭九歌に、美人忽獨與余目成、ともあり、)彼不成合處と成餘處と。宇麻久久比阿布を。麻具波比とは云なり。(俗に嫁を一トつに爲と云も、此意ばへならむ、)さて記中に目合と云へること處々にあり。是も右の意以て見るに。麻具波比と訓べきなり。其れにつきて彼の目久波須と思ひ合すに。麻は目の意にも有むか。もし然らば具波比も。目を合すことになりて。右の考へとは。語の本合ず物異なり。されど目を合すは。心を交すにて。其をやがて交合のことに云ひなしつれば。末は一ツに落るぞ。なほ大名牟遲神の段。目合の下に云ふと。考へ合せて擇び取ねとあり。また六人部是香が說に。美斗は眞處の義にて。(眞は美稱る詞にて、御とも眞とも通し云ふこと、古の常なり、)女男の陰處の總名なるべし。然云よしは。人體に有ゆる處々。目耳鼻口を始め。皆やごとなき用をなす物なれば。何劣れりとには

非ねども。殊に陰處はしも。奇しき處の極にて。皇産靈大神の靈幸坐して。子を生しめ。蕃息繼べき態を成べき料に。造著給へる處にし有れば。軀中に取ては。此處ばかり尊き處なきなり。(かく云を異み思ふ人も有べけれど、世にある萬物は、二柱皇産靈大神の神靈によりて、成れることは論なきを、人躰に取ては、陰處ぞ、人として正に、産靈の德用をなす處なる、いかに尊き處の極みならずや。)故軀中にては。うち任せて斗と云稱をば負にけむ。然れども。上に何とも語なくて。斗とのみ言はむは。言足ずと思ふも有りなむか。此は師説に。最古くは男女ともに。此處を。那佐祁と云て甚く隱し。名をさへ避て負ざる處なり。と言はれし如くなれば。(此の師説は古くも近くも、人の得思ひたどらぬ事の、しかも決めて動くまじき考へなり、其は第十九段の傳に、委く注されたるを見るべし。)天地の始めの時より。名は無りしこと疑なきを。然りとて。正しく其處の在るからに。言では得有られぬ時には。唯に斗とのみ云へりしが。名の如く成れりと所思たり。(今世にも打まか

せて、彼の處といへば、陰處のことなりと知ると、同じ意ばへなり。)斯てまた師説に。宇比地邇神より以下八神の御名は。伊邪那岐。伊邪那美命の御身の。漸々に成整ひ坐る趣より負せ奉れる御名にて。實は伊邪那岐伊邪那美二神なるべし。と言れたるに據てなほ按ふに。大斗能地大斗乃辨神の斗は。始めて男女の形の別り給へる意をもて。稱奉れりと所思ゆ。其は角機活機と申す名は。御身の角具美活動くべき狀に成り給ふより申し。面足惶根とは。御形の成滿ひ坐る趣もて名け奉れるにて。其間なる大戸は。彼處にかけて。負せ奉れる御名なることを思ひ定むべし。(是に就ても八神の名は、實は伊邪那岐伊邪那美命の御身の、漸々に成坐る趣もて、次々に負たる物ぞと言れし説の、動くまじき考へなることを知り辨ふべし、然るを記傳に、斗は處にて、此御名は、地と成べき物の凝成て、國處の成れる由に附たるなり、と云れつれど、此時いまだ大地は固まらざる時なれば、大處と云べき處の有べくも非ず、前後の神名を、その御形狀もて負奉りつゝ、其間なる名を、大地の狀

もて負せ奉るべき理なし、かく云は、、宇比地邇須比智邇と申す御名は、いかにと疑ふ人も有べけれど、此御名は最初にあれば、地土の狀に依て負せ奉れりとして難なし、今は角橛と申す御名より以下を論ふのみ、)さて右の如く考へ定めて。美斗能麻具波比と云言の義を思ふに。美斗は眞處にて。陰處を稱へること著し。(記傳に、古へ夫婦隱り寢る處を、分ニ所と云けむ云々とあれど信がたし、隱處を御所と云はましかば、此に爲ニ美斗能麻具波比一とありて、下には忽に言を替て、久美度邇興とは云べからず、美斗能麻具波比の美斗は、右の意、久美度とあるは、隱處を云るなること疑なし、)と云へり。是も捨がたくぞ所思ゆる。但し師の御所なりと言れし說に據ときは。麻具波比は目合なるべく。是香が陰處といふと云へる說を用ふる時は。麻具波比は美合なるべく所思たり。(見む人擇ひて取りねかし、)〇如此云期は。師の加久伊比知岐理氏と訓て。蜻蛉日記に。かくいひちぎりつれば。思ひかへるべきにもあらず。と有るを引れたるに從ふべし。)〇汝者自左廻逢。吾者自右廻逢。(古事記に、此を汝者自右廻逢、我者自左廻逢とあるは、甚く誤れる傳なり、其由下に注ふを見べし、今は神代紀に據れり、)師云。岡部翁の言に。後世には美岐といへどと。美岐理なるべし。今も遠江などにては然云ふなりと云はれき。(今云、こは遠江のみならず、餘國にも然云ふ處々多かり、)伊勢が亭子院歌合日記に。上達部は。階のひだりみぎりに。皆分れて侍ひ給ふと有り。美岐理と訓べし。(此は比陀理に對へる稱なれば、信に美岐理と云ふべきことなり、故古き證はいまだ見當らねど、姑らく此の伊勢が文を據として、師說に從ひつ、)さて如此廻りの右左を定め賜ふは。故ある事なるべし。されど其傳へは無れば。度知べきに非ず。(然るを妄に、漢籍の陰陽と云ことを以て解くは、都て信られぬことなり、また是を月日の廻り坐すことに取なすも強言なり、)と言はれたるは然言ながら。左右を定め賜ふことは思ふ由あり。其は下に。伊邪那岐命の御禊し給ふ處に。左御手の手纏に成れる三神を。奥某神といひ。右の御手の手纏に成れる三神を。邊某神とある。(第二十三段

見るべし、)此を師說に。奧は海の奧。邊は海邊にて。常にも對へ言なり。左を奧に當るは。岡部翁說に。萬葉九に。吾妹兒者久志呂爾有奈武左手乃。吾奧手に纏而去麻師乎。とある此意なりと言れき。(今思ふに、釧は左右共にまく物なるに、取り分て左手としも云るは、左を奧として、殊に重くする意にてよめるなるべし、)此に依らば左の手を奧手とするなり。然れば右は邊なること著し。砌も邊の意にかなへり。(また萬の事を、まづ右の手にして爲も、邊の意ばへ有て、左は奧なるが如し、)と有るに據て思へば。左は男の位にて奧なり。上なり本なり。右は女の位にて。邊なり下なり末なり。かく思ひ定めて始めを思ふに。まづ產靈の女男の始めたる大神は。高皇產靈神。次神皇產靈神とあり。此の二柱神の生坐る處にも。伊邪那岐神。次妹伊邪那美神とあり。此は男神は左上に成坐し。女神は右下に成坐して。次とあるは。右に成生る由なるべく。是ぞ天地初發の時より。男は本にて尊く。女は末にて卑き義理の起原なりける。(內侍所御神樂次第にも、左を本方とし、右を末方とするを初め、神の御座も、左を上とし、右を下とすることは言も更なり、是ぞ神隨に始れる、上下本末の定りなる、然るを外國々には、左を上とし、右を下とする事もあれど、南に向ひては南を上とし、東に向ひては南を上とすと云ひ、或は西を上とし、東に向ひては南を上とすと云ひ、或は亂れ世には武を右にし文を左にす、治れる世には、文を右にし武を左にすと云ひ、また佛の右を本とし上とすなど云るは、神の道の自然に背ける、蕃人どものさかしらなり、神の本つ御國にも、後の世には、此さかしらに習へる事も多かれど、猶古への趣なるは官司に左を上とし本とし、常に人の並ひ座るにも、貴きは左に、卑きは右に著くことゝ知れるは、神隨の道にこそ、)然れば此も。男神は左より。女神は右より廻り給ふべき理なるに。男神は右に坐し。女神は左に坐て廻り給へる。是行違なり。

汝者自左吾者自右

逆

柱

男神

女神

其は下に改めて。男神は左より。女神は右より廻

汝者自レ右吾者自レ左

順

柱

女神

男神

給へりと有るにて知られたり。（是を以て古事記の此の傳へは甚く謬にて、神代紀の傳の、正きことを辨ふべし、然るを記傳に、いさゝかも其由を解かれざるは、いとも心得がたき事なり。）〇約竟は。師説の。如くこの約は。上の三段の約りを總ねて云なり。三段とは。初に以二此吾身成餘一處二云々。然善とあると。次に吾與レ汝行廻逢云々とあると。次に汝者自レ左云々。とあると是なり。知岐流は。行さきを懸て云々せむと。互に云ひ固むるなり。竟は只輕く見ても有りなむ。また極め盡す意にも有べし。萬葉十九に。春裏之樂終者梅花。手折毛致都追遊爾可有。この終も。春の中の樂き事の至極を云へり。祝詞どもに。稱辭竟奉と有も極め盡すを云へり。〇會二一面一之時は。美淤母袁阿波勢給布登伎邇と訓べし。互に行分り廻り給へるが。前にて御面と御面を。見會せ給ふ時を

云ふ。是ぞ謂ゆる目合なる。（今の世にも妻問の始に、見合ひと云ことをするも、此意ばへに叶へり、師説に、此會二一面一を東北方なるべしと纂疏にあるは、甚く信られず何方より廻りそめて、何方にて行逢給ふと云こと、傳へ無れば知べき事に非ずとあり、纂疏の説を破られたるは然ることなれど、何方より廻り初て、云々と云はれし説は委しからず。）〇阿那は。師云上件阿夜訶志古泥神の下にも且々云り。古語拾遺に。事之甚切皆稱二阿那一とあり。何事にまれ。さし當りて切に思ゆるを。阿那云々と云。神武天皇紀に。大醜此云二鞅奈彌爾句一とあり。（萬葉には、多く痛と書たり、）また伊勢物語に。鬼早一口に咋てけり。阿那夜と云けれど。雷鳴さわぎに得聞ざりけり。なども云り。（後には轉て阿良とも云なり、）〇邇夜志は。師云。邇てふ言に。夜志てふ辭を添たるなり。此を書紀には。憙哉また美哉など書き。一書には妍哉と書て此云二阿那邇惠夜一と見え。（また神武天皇紀には、妍哉此云二鞅奈珥夜一ともあり、字書に憙悦也とも、好也とも注し、妍麗也とも、美好也とも注せり、）是

等の字を以て。邇てふ言の意を解べし。(書紀の惠夜は、古事記の夜志の如し、惠を妍字に當て心得るは誤なり、神武天皇紀には、惠を省るにても知るべし、さて憙哉も美哉も、妍哉の訓注に從ひて、皆アナニエヤと訓べし、字をいろ〳〵に作れたるは、漢文のみにて、本の言は同しかるべければなり、さて何れも惠夜の意も、阿那の意も、哉字にこもれゝば、妍美憙字ぞ、正しく邇てふ言には當れる。)夜志は波斯祁夜斯。縱惠夜師などの夜志にて。歎の夜に志を添たる辭なり。(また武烈天皇紀、繼体天皇紀などの哥に、誰人を陀黎耶始比登とあり。)〇愛は。師云。神代紀ノ一書に。可愛と作て。此云レ哀と見え。本書には。可美。また一書には。善とあり。是等の字にて其意顯なり。神武天皇卷の大御歌に。延哀斯麻加牟とある延も。可愛少女と云ことなり。また雄略天皇卷の大御歌に。吉野を延斯怒と讀せ給ひ。善けむを曳鷄武とある。また佳吉。日吉の類。古余伎を延と云ること多し。今も然も云なり。(御紀の可愛は、字の意を取れゝども、古事記の愛は、只假字にて意なし、勿思ひまがへそ。)〇袁登古は。師云。古へは袁登賣と對ふ稱にて。古事記に。訓ニ壯夫ニ云ニ袁登古ニと見え。御紀には。少男此云ニ烏等孤ニなどあり。(少は若きをいふ。)萬葉にも。壯士などゝ書て。若く壯りなる男を云り。(老たる若きを云ず、男をすべて袁登古と云は、後のことなり、また於の假字を書も非なり。)〇袁登賣は。師云。袁登古に對ひて。盛りなる女を云ふ稱なり。)萬葉には、處女、未通女など書れば、未夫嫁ぬを云ふに似たれど然らず、既に嫁たるをも云、倭建命の御哥に、袁登賣能登許能辨爾、和賀淤伎斯都流岐能多知、云々とある此袁登賣は美夜受比賣にて、既に御合坐而、御刀を其許に置き給ひしことなり、また輕太子の、輕太郎女に姧て後の御哥にも、加流乃袁登賣とよみ給へり、是レ[illegible]嫁て後を云へり。)また童なるを云へること多し。(袁登古とは童なるをば云はず、中昔にも元服するを、壯士になると云へるにても知べし、然るに女は、童なるをも袁登賣と云は、女はひたすらに、少きを賞る故にやあらむ、〇終の袁を。師云。余と云に通ひて。袁登古余。袁登賣余と云むが如

し。此の例古へ多し。其八重垣袁などの袁も。八重垣余の意なり。(其八重垣袁作ると、上へ廻る袁にはあらず。)倭建命の御歌の末を續たる歌に。比邇波登袁加袁の袁。また履中天皇段の大御歌に。大坂爾遇夜嬢子袁道問者。の袁など皆同じ。此外も多し。(今云、なほ神代紀に、此の唱和の御言を、憙哉遇可美少男焉、また妍哉可愛少男歟、また善哉善少男など書たる、何れも阿那邇恵夜、愛袁登古袁と、五言二句に訓べき出をも、委く論はれたり、そは記傳に就て見るべし。)〇唱曰和曰。こは古事記には。言とあれど。神代紀に。かく書れたるに依れり。共に能理多麻比とも。宇多比多麻比とも訓べし。さるは此の御言は。五言二句づゝにて。即御歌に同ければなり。(此件の說どもは、師の彼此の書に言ひ置れたる說の、大略を摘み集め、また己が言をもそへて注せれば、其心して見るべし。)古今集序に。倭歌はひとつ心を、たねとして。萬の言のはとぞ成りける。(ひとつ心を、人の心とせる本どもは誤りなり、今は契沖說、また師說によりて、ひとつ心とある本をとりつ、萬の言のはに對する詞なればなり。)世の中にある人。ことわざしげき物なれば。心に思ふことを。見るもの聞くものにつけて歌ひ出せるなり。云々。此歌天地のひらけ始まりける時より出來にけり。(古注に、天の浮橋のしたにて、婦神夫神と成給へるを云へる哥なり、とあり、此の古注は、大納言公任卿のものし給へるなり、と云傳ふるは、然も有べし。)とあるは。此の唱和せし御言を云へり。信に歌の始にぞ有ける。抑宇多と云は。心に思ふことを。言にあやをなし。聲を長めて言ひ出るを。宇多布と云ふ。其を體言に爲して。宇多と云るにて。宇多布は心に思ふことを。言にもらし出ることなり。(或說に、宇多布は、心に思ふことを告訴ふる意なり、と云るは然る說にて、俗の言に、宇都多布流と云も、信に同言と聞えたり。)さて其宇多比出る初は。いかなる事によりて出來ると云に。物の阿波禮を知る心より出くる事なり。物の阿波禮を知る心とは。上に引る序に。ひとつ心を種として。萬の言のはとぞ成れりけるとある。此の心ぞ。即ち物の哀を知る心をさして云へるなる。斯て其の心

は。右の文のつゞきに。世の中にある人。ことわざ繁き物なれば。心に思ふことを。見る物きく物につけて言ひ出せるなり。と有るごとく。事に觸れ物にふれて。情のうごくを云て。或るときは懽しく。或時は悲しく。或は悅ばしく。或は樂しく。或は憤しく。或は惡ましく。或は愛しく。或は戀しく。或は恐ろしく。憂はしく厭はしくなど。種種に思ふことのある。是れすなはち物の阿波禮を知る故に。感動く情なり。（そは譬へば懽かるべき事にあひて懽く思ふは、其の懽しかるべき事の情をわきまへ知るゆゑに懽しく、また悲しかるべき事にあひて悲しく思ふは、其悲しかるべき事の情をわきまへ知る故に悲きなり、然れば事にふれて、其の懽しく悲き事の心をわきまへ知るを、物の阿波禮をしると云なり、其事の情を知らぬときは、懽しきこともなく、悲しきことも無れば、心に思ふこともなし、さて阿波禮を知ると云ふ中にも淺深ありて、深く物の阿波禮を知る人に比ぶれば、むげに物の哀を知らぬごと思はるゝ人もありて、大に異なる故に、常には物の阿波禮を知らぬといふ人も多きなり、こは實に知らぬには非ず、深きと淺きとの差別なり、なほ言はゞ、物に感ずると云が、即物の哀を知るなり、感ずるとは、俗に善事にのみいへども、然にはあらず、感は字書に、動也と注して、凡て何事によらず、懽しとも悲しとも、深く情の動くを云字なり、また阿波禮と云も、俗にはたゞ、悲しむ事にのみ云ひ、哀字を書けども、實には何事によらず、心に深く感ずる事のある時に、阿々波禮と歎く辭にて、阿那阿夜、また後世に、阿良など云と同じ言なること、上にも云へるが如し、さて字多は、この物の阿波禮を知ことの深き中より出くる物にて、其感に堪ざる時に言ひ出るなるを、其事にふれつゝも、物の阿波禮を知らぬ人は、阿波禮と思はぬ故に、阿々波禮といふ哥もなき也、其は譬へば、おどろ〳〵と神鳴さわげども、耳しひたる人は聞えざれば、鳴るとも思はず、鳴ると思はねば、恐ろしとも思はぬが如し、然るに、物の哀れを知る人は、阿波禮なる事にふれては、哀れと思はじとすれど、阿波禮と思はれて止がたく、耳よく聞く人は、鳴神を恐

れじとすれども、恐ろしく思ふが如し、）さて其の如く動く情の實を。長くも短くも。言に宇多比出るが。やがて歌なれば。二柱神の。天之御柱を。左右より行き廻り逢まして。御面を會せ給ふ時に互に阿那研しき善壯夫よ。阿那研しき善少女よと。所思し坐る御情のまことを。御言に顯はして。如此宇多比出給へるなれば。此を歌とは言へるなり。（然るに、記紀ともに、此を哥とは云ず、また紀にも、哥をばみな假字にて書るに、此は常の詞と等しく、漢文に書れしは、後世の哥にくらぶれば、詞のすくなく、たしかに哥と云べき趣に思ひなし難き故に、是ぞ信に哥なる、本の意をよくも辨へずて、常の詞とひとしく、漢文には書れしなるべし、然れども五言二句に調ひて、其詞の狀も、ただの詞には非ざる故に、唱といひ和といひて、常の詞に非ざることを、顯はされたる物なり、）されば古今集序に。此の唱和御言を以て。歌の始とせること。信にいはれたり。凡て何事も。始は後後の如くさだかには有らぬ物なり。（彼古注に、もじの數も定まらず、哥のやうにも非ざりけらし、

と言へるも、卽この意なり、）さて岡部翁の言に。如此詔ひ交せるは。いと上代の交合の初めの禮なるべし。と言れしは信に然る言なり。（そは次段に天神の詔命に、復還降而改言と詔給へるにて灼焉し、）〇不悅給而は。女神の前に御唱ひ坐ることを悅び給はざるなり。〇告はたゞ邇とのみ訓べし〇吾者男在則當先唱理也。男は元より尊く。女は元より卑き道理は。上に註せる如くなる故に。此の御詔あり。〇如何は。伊賀邇叙と訓べし。（イカンゾと云は、音便に頹れたる漢籍讀なり、）〇女人は。師云。袁美那袁と訓べし。（今云神代紀には、これを婦人と書れたるを、タヲヤメと訓めれど、其は師の言の如く、女の弱くはかなき方を云ときの稱にて、古書に多く其の意なる所に云へり、なほ手弱女のことは、第三十二段に註を見よ、袁登賣と云も、上に註へる如く、若きをいふ稱なり、）袁美那と云るは。應神天皇段。また雄略天皇段などの大御歌。また萬葉二十家持歌などに見えたり。（これを今ヲンナと云は、音便に頹れたるなり、）下に袁を添て讀は。語の調を助けむとなり。（愛袁登古袁

の袁に同じ。)○先言は。師云。許登佐伎陀知氐と訓べし。(書紀にも先言とありて然訓り、)萬葉十に。春去者先鳴鳥乃鶯之。事先立之君乎之將待とあり。古語なり。(事は借字にて言なり。)○不良は。師云。布佐波受と訓べし。(今云、なほ余訶良受とも、佐賀那志とも訓べき由をも註されたれど、此には漏しつ。)其は八千矛神の御歌に。云々許禮波布佐波受云々。許母布佐波受云々。許斯與呂志とありて。布佐波受は宜しの反にて。宜しからずと云なり。彼の御歌を考へて知べし。(今云、第九十九段の傳見るべし。)さて源氏物語などに。布佐波志加良受と云こと所々にあるも。心に應はぬことを云て。彼御歌なると同じ意なり。(また今世の語に、物の人に合應ひて幸あるを、布佐布といひ、否を布佐波奴と云、萬葉十八に、等理我奈久、安豆麻乎佐之天、布佐倍之爾、由可牟登於毛倍騰、與之母佐禰奈之、とある布佐倍之爾行とは、幸を得むとして行くなりと師說なり、布佐布、布佐比など活く言なるを、布佐倍と云は、布佐波勢の約りたるなり。)○雖然は。斯加禮杼母と訓べし。此の語萬葉にも多く有て。假字にも之可禮杼毛。など所々に見えたり。(女人言先立しは不良ことに所思して、然言れども、と云むが如し。)○久美度は。師云。夫婦隱り寢る處を云。(物語文などに貴人の寢たまふことを、大殿隱と云り。)久美は。許母理の約りたる言なること。岡部翁の說に見えて。既に。豐雲野神の下にも云り。(第三段の傳見べし。)雄略天皇段の大御歌に。伊久美陀氣。伊久美波泥受。多斯美陀氣。多斯爾波韋泥受。能知母久美泥牟云々。この伊久美波泥受は。隱者不寢にて。伊は發語なり。久美泥牟も隱將寢なり。須佐之男命の御歌に。都麻碁微爾。夜幣賀伎都久流の碁微も久美と通ふ語なり。(また武烈天皇紀の哥に、耶陛能矩瀰賀枳と云も、隱り垣なり、是れ等にて知べし。)さて度は處なることも。また夫婦隱り寢る所をしも別きて云ことも。上に說つるが如し。また萬葉二十防人が歌に。阿之可伎能久麻刀爾多知弖和藝毛古我。蘇弖毛志保々爾奈伎志曾母波由。この久麻刀は隈處にて。卽久美度と言は同じきなり。(なほ久美、久麻、許母理、相通ふこと、冠辭考

さす竹條に委し、)〇興而は。師云淤許斯豆と訓べし。(多氏々とも多知氐とも訓むはひがことなり、)此は男女交合することを。如此言へるなり。須佐之男命の段にも。以其櫛名田比賣久美度邇起而所生神名謂八嶋士怒美神とあり。此を書紀には。於奇御戸爲起而生兒云々と書れたり。(凡て書紀は、勤めて漢文に書る物なれども、間には其格に違ひて、此方の上古の物書格なることも無にあらず、其は古記にありし隨に、書れたるものと見えたり、今此爲起の爲字の用格も、漢文の方に取ては甚物遠し、是れも古記に、淤許志の志に當て書るを、其隨と見えたり古書には爲起とかける類此記などにも多し、奇御戸も借字にて古書のかき格なり、)さて交合のことを。如此しも云へる語のこゝろは。先凡て事の始まりを起りといひ。始むるを起すと云。されば此は。御子を生給はむ事を。久美度にして始め給ふ謂なり。(女男交合するは、子を生べきことの起りなればなり、)さる故に此の言は。かならず御子を生坐ことの端にのみ云て。たゞに交合する事のみには云る例なし。心を

つけて辨ふべし。(久美度に於て其の事を始めて、御子を生み坐と云むが如し、)〇御合坐時不知看其術とは。御合は御合坐しつゝも。其術を知り給はざりしとなり。〇鶺鴒飛來搖其首尾和名抄に。崔禹錫食經云。鶺鴒貌似雀而高飛作聲者也。(或作鶺鴒)和名爾波久奈布里日本紀私記に云。止豆木乎之閉止里とあり。(俗に鶺鴒と云ふ小鳥にて、脚長く頭小く喙ほそく、尾は長し脊黑く腹白きと、青黃に灰色なると二種あり、啼音は同じことなり、漢籍にも、飛則鳴、行則搖と云る如く、水邊なる小虫を求りつゝ、其尾を搖くことは、吾も人も常に見て知れるが如し、)雄畧天皇卷の大御歌に。麻奈波志良と御詠坐し。箋疏に一名津々麻奈波之羅とあるを始め。書共に。石多々伎。庭多々伎石久那岐など見えたれども。萬葉にし此鳥の歌はなし。(神代口訣に、又云稻負鳥と見え、和泉式部家集に、世の中に稻負鳥のをしへずは、人は戀路に迷はましやは、とあり、此は論ひあれど、此には要となき事なれば漏しつ、)〇學之得交道而は。(師のかく訓れたるに從へり、)鶺

鴿の。尾をもて地を叩く狀を見行し。おぼし付して。其狀を學びて。交合の狀を知り給へる由なり。止豆木乎之閉止里は。交接敎鳥にて。此の故事より負る名と聞えたり。(扶木集に、寂蓮法師、女郎花おほかる野邊の庭たゝき、さがなきことな人にをしへそ、)爾波久奈布里は。庭婚振にて。夫理は翁夫理。何夫理などいふ類の夫理にて。此鳥の尾を以て庭たゝくが。婚ぐ振なる故に負たる名なり。(經國集に、菅原淸人鶺鴒賦に、下集金門之內、頡頏玉階之前、とあるをも思ふべし、庭たゝきと云名も此の義なり、)そは一名を石久那岐と云ふ名もあるに。婚を古く久那岐と云しと聞えて。靈異記に。婚合また婚をクナガヒとあり。(加比は伎を延たる言にて、久奈岐なり、されば此の語は、久那岐、久那具、久那賀流など活く語也、)古事談に。大納言道綱卿舞を舞れける時に。冠を落せるを。衆人甚く笑ひける中に。右大臣顯光公も在りしに道綱放言して。何言を云ぞ。妻をば人に久那賀禮て。と云へりしかば。是を聽く人々彈指して。道綱所吐。不異禽獸。と云あへり。其は道綱。右府の北方に密通して在ける故なり。と云ことも見えたり。(或說に庭來狎鬮の義なり、男女相戲るゝを那夫流と云といひ、或は庭嬲にて、久は助語なりなども云へる皆非なり、また或人言に、今西國邊の俗言に、婬を行ふことを、クナグムと云といへり、是古言の殘れるなり、)また麻那婆斯羅と云ふ名の義は。學柱にて。交合の閒を渡せる義ならむか。(柱と云名は、閒を持つ故の稱なること、前段の傳に云へりき、)津々麻奈波之羅ともいふ。津々の義は未思ひ得ず。(新撰字鏡に、鶺豆々萬奈柱とあれど詳ならず、敎子なる竹內經成云く、津々は鳴く聲なるべし、其は此鳥ツ、ン／＼と鳴く故ならむと云り、然も有らむか、さて伊勢の大御神の神衣の大和錦に、此鳥の文あるを殊に尊むは、此に由ある事にや、安藝國また伊豆國三島の邊にては、神の鳥と云て妄りに捕へずと、谷川士淸が云へりき、)さて今交合し給ふ時に當りて。不意く此の鳥の飛來て。其尾を搖き。二柱神のそを學び給へること。幽き所以ある事なるかも。(大凡そ諸鳥は、天ツ御國に成始めたるを、國土に降し給へる物ならむ、と思

ふ山あり、そは第百十段の傳に、考へ記すを待て見るべし、さて鳥の多かる中に、鶺鴒は、鳥の祖とも云べかりけり、谷川士清說に、神而學於鳥、豈其偶然乎、道之於物皆然、河出圖洛出書、馬與龜亦無意、羲禹豈求而然、蓋自然之感耳、河圖羲忘其爲馬、洛書禹忘其爲龜と云るは、心にくき論ひなり、此は信に偶然の偶然ならざる、天つ御祖の御心にぞ有けむ。）○蛭子は。師說に。上代に蛭に似たる兒をいひし稱なり。（子を濁りて讀べし。）此の御子の名と心得るは非なり。とあり。手足なども弱くて。凡て萎々とあるが。蛭に似たるを云なるべし。（今世にも骨なしなど云て、さる不仁なる兒を生もの、をり〳〵見聞くことなり。）蛭は和名抄に。本草云。水蛭和名比流とあり。（契沖云、蛭は痺虫なれば、名づけたるか。）○雖滿三歳脚尚不立故は。（本籍には、雖已三歳、脚猶不立とあるを、師のかく訓れしに依て文を成せり。）唯大略に三歳ばかりを經たるに。萎々として。脚さへに立ざりしと云るなり。（此ほどは、いまだ歳次も定まらざる間のことなれば、必しも拘はるべからず。）○葦船は。師說に。阿斯夫泥と訓べし。（凡て某船と云例みな然なり、阿斯能とは讀ぬことぞ。）和名抄に。舟船和名布禰とあり。此なるは。葦を多く集めて。からみ作りたるなるべし。かの無間堅間之小船など思ひ合すべし。とあり。（また書紀纂疏に、以葦一葉爲船也、とある說をも擧て、さも有りなむと言れたれど、此說は、佛書にさる說のあるに依て、云れし事と見ゆれば採らず。）さて此時は。いまだ草木の無き時なるに。葦は既に在りしなり。然れば此は生とし生る物の祖にて。彼の一物の。大虛中に生り出ると。先つ生たりしこと。更に疑なき物なり。（なほ第二段の傳葦牙の所に注る說どもをも合せ考ふべし、）○順流放棄之とは。俗言に。流れしだひにと云が如く。青海原に放ちたるにて。其は水蛭子なる故に。惡まして棄給へるなり。（この水蛭子、後に彼の浦に著たり、此の汀に依れりなど云ひ、某社の主神は、此子に坐せり、また攝津國西宮に祭る、夷三郎と云ふ神を、此水蛭子なり、などいふ類の說ども多かれど、みな信られぬ說どもなり、

但し蛭子といひ、脚猶たゝずなどいへば、人躰の如くには有れど、國生給ふ始めなるを思ふに、萎萎とあらむも、其の實は國土なるべければ、後には必何處にか流れ著きて、あしき國とはなれるにや有らむ。)○淡嶋は。師說に。前段に引たる仁德天皇の大御歌に。阿波志摩とある嶋なり。また萬葉三卷に。武庫浦乎榜轉小舟粟嶋矣背爾見乍乏小舟。また四卷に。淡路乎過粟嶋乎。背爾見管云云。また七卷に。粟嶋爾許枳將レ渡等思鞆。赤石門浪未佐和來。これらに依るに、淡路の西北の方に在る嶋と見えたり。仙覺抄に。讚岐國屋嶋北去百歩許有レ嶋。名曰ニ淡嶋一とあり。猶よく尋ぬべし。九卷に。粟小嶋とよめるも是なるべし。(十五卷に、安波之麻とよめる二首あれど、そは別にて、周防の海に有るかと聞ゆるなり。)神代紀に。少彦名命の。淡嶋に至りて。粟莖に彈かれて。常世鄕に往坐ると有るは。風土記に依るに。伯耆國相見郡に在るなり。(また出雲風土記に、彼國の意宇郡にも粟島あり、)さて此の淡嶋を。志摩國紀國など云ふも。東の安房國なりと云も皆誤りなり。(また阿波能志摩と訓むも惡し、彼大御哥、また萬葉の哥どもにて、阿波志摩と讀こと明らけし、)さて此の嶋は。次段に。今吾所生之子不良。と詔へるを以て思ふに。源氏物語帚木卷に。爪彈をして云む方なしと。式部を阿波米惡みて。少し宜しからむ事を申せと。責給へど云々。(阿波米てふ詞、なほ明石卷、處女卷、總角卷、宿木卷、また紫式部日記などにも見えたり、あはむとも、あはむるとも活用く言なり、)この阿波米惡みを。河海抄に。淡惡と釋れたり。(後の注に、拒むなりと云ひ、また波を濁りてよむ、皆非なり、)其意にて。御親神の淡め惡み給ひし故に。淡嶋とは名けしなるべし。(又もしくは、淡は淡薄して、實なきを云ならむか、其は蛭子の萎々としたる狀など、思ひ合すべし、さて又神代紀に、先以ニ淡路洲一爲レ胞、意不快、故、名ニ之曰淡路洲一、とあるは、此淡島と、名の似たるから、混ひつる傳なり、)○是亦不レ入ニ子之例一は。師云。かの水蛭子は。流去給ひつれは。本より御子の數に入らざること知られたり。故淡嶋を是亦と云へり。許禮母を許母と云は古言也。

(不入は、伊良受とも、伊禮受とも訓べし、)さて例字は訶受と訓べし。書紀に。此亦不ㇾ充二兒數一とあるに依れり。(此の例字を、縣居翁は、列字の誤なるべしと云れたり、これも然る言なり、)是れ等を御子の數に入れぬは。不ㇾ良とて。淡め惡み給へる故なり。

○追つぎの考

(敎子なる下總國人、高岡康則云おこせけらく、第四段、宇比地邇、須比地邇神より、淤母陀琉、訶志古泥神まで、男女合せて八柱は、實は伊邪那岐、伊邪那美二柱大神の、生成たち給へる御有狀を、稱へ申せる御名なりと說き給へるは、最尊く、いと妙なる御敎へなること、今更に稱へ申すべくも非ずかし、かくて其御名の義を說給るやう、まづ宇比地邇神と申すは、初泥にて、彼殘り止りて、國地と成べき物の、稚々しく、稍泥の象の成出たる程に生坐たる義、須比地邇神と申すは、砂泥の義にて、彼稚しき泥に、やゝ砂泥の形も消れるより、負坐る御名なるべし、と說給へるを、康則畏みくも按ふるに、國土の初めと、神の初めとの

形狀に當て負せ奉りしには有べからず、此は直ちに、皇産靈大神の、伊邪那岐、伊邪那美二柱神を造り出給はむとして、彼國土と成べき物の、初泥砂泥なしけむ、其中より其泥土の精きを取て、かつがつ其御形像を、造り初給へるを云なるべし、又埿土も、此時はいまだ無りしを、其れをも作り出給るにも有むか、斯てまた邇と根とは、稱辭なり、とのみ說給へるも、委からず思ひ侍る、さるは此の二ッの辭、相ひ通ひて、邇は煑の本語、根は煉の本語なるが、煑るも煉も共に、埿もて、二柱神を造出給へる御有狀を、稱へ申せる事にて、既く神代紀に、埿土煑、沙土煑と書れたるぞ正字なる、さてこれ吉詞なれば、後には稱辭とも爲しなるべし、斯くて角樴、活樴神、こは其造り出給へる物の、神の御像なして、御手足などの、かつがつ都奴具美てやゝ活動くべき狀に、成給へる義の御名なるべし、さて、大斗能地、大斗能辨神と申すは、御目御口など、また男神の成り餘れる處、女神の成合はさる處なども、漸々に成り初め給へるを、稱へたる御名と思はる、また淤母陀琉、訶志

古泥神の御名の義は、面足惶根など書れたる字の如く、御形像の大抵に成り整ひ給ひて、最も具く、いとも尊く坐ます事を、諭したる物なるべし、上のくだり、角樴神より、惶根神までの御名の義ば、既に大人等の解き給へるに、大かた同しかるべし、故委くは申さず、扨かく考へて、また萬の理りに引合せ考ふるに、伊邪那岐、伊邪那美二柱大神はも、其のもと皇產靈大神の、泥土もて造成し給へる神にし坐せば、彼の美斗乃麻具波比して、國土を生成し給へる事も、然る道理と思ひ察られ、はた萬物の御祖大神の、もと土より成り出給へれば、土は萬の物の根元なるを、今その萬物の、其終りを尋ぬれば、悉く皆その土に歸るなども、いと奇靈き事ならずや、又師も宣へる如く、外國どものも古き傳を聞くに、何國も〱、人の始は、土なりける由なるが、此を浮たる說のごと聞えて、頓には信られざりしを、今かく考へ得て見れば、實然も有べき事と、思ひ合さるゝ中に、遙西の極なる國にては、其の始め天神の、塊を固めて、男女の神を造りて、萬物を產成さしめ給へる由を、云ひ傳ふとかや、此は疑なく、伊邪那岐、伊邪那美二柱神の事と聞えたるに、塊を以て造れりとあるは、未だ泥土煮、沙土煮など、、御名に稱へては云傳へざりし、いと前世の故事の、在りの儘なるが、彼國に傳はり行きしを、今世までに過またず、云ひ傳へたる古說なる事、思ひ知られて、いと〱尊くなむ、扨かく外國々の傳說さへに、一つに符へるを以て、吾が考へ、大かた違ひ有るまじくこそ、抑康則、いとも拙劣き身には有れど、師翁の御蔭に因りて、神の道の片端をも、かつ〲窺知たる儘に、少か考へ得たる說のあるを、申さで、止みなむも口惜く、さりとて人に見すべきにも非ざれば只しぬび〱書記して、師の御批判を乞ひ奉るになむ、阿那かしこ、と云へり、此はいと委き考へにて、然る說と聞ゆるなり、從ふべし、故その儘こゝに書つきぬ〕

○門人片桐春一。前島正彌。岩崎長世等いふ。此二の卷を板にゑらせつるは。信濃國伊那郡田島里人。前澤萬重なり。

古史傳三之卷

平篤胤謹撰　男　鐵胤　孫　延胤　續攷

神代上三之卷

〔七〕於是二柱神議云之。今吾所生之子不良。仍宜白天神之御所。即共參上而。具奏其狀而。請給天神之命矣。爾天神。於太兆卜相而。教之曰。因女言先立之而不良。復還降而。宜改言。詔之矣

於是は。上件の水蛭子と。淡嶋とを生給へる事を受たる文なり。○天神は。上に天神諸とありしと同く。初めの三柱天神なり。○御所は美母刀と訓べし。○白は。師云何れも麻袁須と訓べし。仁德天皇卷の哥に。母能麻袁須。雄略天皇卷の大御哥に。意富麻幣爾麻袁須など。此外萬葉などにも多く然あり。(萬葉に麻宇須とも有れど、そは乎を宇に寫し誤れるか、何にまれ宇と云は、音便に頽たるなり)○參上は。師云麻韋能煩理氏と訓べし。凡て參を古へは麻韋と云へり。參入を麻韋琉。(麻韋伊琉の約りたるなり、後世の假字に、麻伊琉と書くは誤りなり)參出を麻韋傳。參來を麻韋久と云類なり。(此麻韋を、後には多くは麻宇といへり、參出を詣といひ、參上をも麻宇能煩琉と云類なり、みな例の音便に頽れたるなり)○具は師云。都婆羅迦爾と訓べし。此は萬葉十九に。都婆良可爾今日者久良佐爾。また三に。淺茅原曲々二物念者。また十八に。可治能於登乃都婆良々々爾。また九に。委曲爾示賜者などあり。(曲々委曲など、今本は訓を誤れり)古事記中に所々ある委曲字も。如此よむべし。都麻毘良加と同言なり。(舒明天皇紀に、曲擧ともあり)また麻都夫佐爾とも訓べし。此語は。八千矛神の御歌に見ゆ。(都夫佐の都夫と、都婆良の都婆とは一つなり)○奏其狀とは。御柱を廻り給ひしより。水蛭子淡嶋などを生給ひし狀までを。一々に奏し給へるを云ふ。是を以て具とは言へり。其は師說の如く。都夫佐の都夫は。都婆良の

都婆と一にて。粒々と圓く放れたる物の狀を云より出たる語と聞ゆればなり。(其は沫に都夫立と云ひ、圓を都夫良と訓むを以ても知べし。)○請給ひ天神之命とは。師云。上件の狀を云々と。天神に白給ひて。是れ如何なる故ぞ。なほ如何し侍むと伺ひて。其の詔給ふ命を請ひ給ふなり。抑萬の事に。少も己が私を用ひずて。唯天神の命の隨に行ひ給ふことは。道の大義なり。此二柱大神すら猶如此有けるを。況て後世の凡人として。努己が私心もて。さかしら莫爲そ。○大兆は。古事記に。布斗麻邇とあるに依て訓べし。(太兆と書る字は、天神壽詞に依れり、兆字のことは、下に云べし。)太麻邇とは。神の御心を問奉る卜事の名なり。言義は師說に。太は太詔戸。太玉などの太にて。稱辭なり。麻邇は如何なる意にか。未だ思ひ得ず。と言れしを。信友說に。任の義にて。麻々と云に同じければ。萬葉の歌どもに。麻邇麻とある麻邇と同言なり。(麻邇は、任字の義なること、仁明天皇紀なる、興福寺の僧徒が長哥に、事乃任萬爾とあり、これ任を麻邇と訓めり、斯くて麻々と同じき由は、釋紀に、麻邇者、麻々也と既く云へり、また萬葉に、麻邇麻とある、下なる麻は、逢ずを逢ずマ懲ずを懲ずマと云へる如き格にて、言の調に添たるなり、又こを麻邇麻邇とも云ふ、下の邇は辭にて、逢ずまに、懲ずまに、など云ふ下のニと同じ格なり。)さて麻邇てふ言の本は。麻の一言に。任字の義あり。其は任く。任け任かすなど。活用かし云にて曉るべし。麻々と云は。その麻を疊たるならむ。(また麻邇麻の邇の、省りたるにもあるべし。)また麻邇を麻知とも言ひて。此れも同言なり。邇と知と同韻の音なれば。然云へるなるべし。(また麻は上に云へる如く、任の一言にて、其れに知と云ふ言を添たる言にても有るべし。)其は卜事を掌れる神の名を。久慈眞智神といひ。また釋記に。太占讀二太町一とも有ればなり。(神代紀の太占の舊訓に、フトマチと有るは古言の遺れるか、此の釋記に據たるなるか。)なほ言はゞ。神名式遠江國佐野郡に。己等乃麻知神社とあるを。文德天皇紀嘉祥三年の下に。遠江國任レ事神と書れたるは。任レ事といふ義に書るなるを以て。麻邇。麻知。麻

麻同言なることを思ひ定むべし。(なほ後の哥文どもにも、此社をコトノマヽと云る、いと多かり。)偖麻邇に。兆字を書ことは。漢國にて。卜へて出るしるしを兆と云ふ。其の意を取て當たるものなり。(今云、麻邇に兆字を當て書るに就ても、紛らはしき説どもの多かるを、信友精しく辨へたれど、其は此に得ものせずなり。)抑世間の事狀は。すべて神の御心に依て行はるゝ故に。其神々の御心を問ひて。其の御心の任に行ふ事なるが故に。此事の名を。太麻邇とは稱なり。太としも美稱ふ由は。神の御心の滿足ひ大きなる義にて。稱たるにて。其は萬葉に。眞木柱太心など有る太の意なり。汎に美稱たる言とのみ思ふは精からず。麻邇てふ言に調せて心得べし。(今言にも、太心の人など云へり、但し惡き人の心に專と云めれど、其は惡き方に心の太きなり、古言に太某と云へるに、心を認て見るべし何にまれ、其さして云物の滿足ひ大きなるを云へり。)○卜相而は。師説に宇良閇氏と訓べし。萬葉十四に。武藏野爾宇良名可多也伎とあり。宇良閇は宇良阿閇にて。その阿閇は。令合の約りたるなり。(阿を省く例常多し、殊に是は、良に阿韻あればさらなり。)令合を阿閇と云へる例は。雄略天皇卷の大御歌に。麻那婆志良袁由伎阿閇。とある是なり。(鶺鴒尾行合せなり。)なほ此格は。從はせてを從へて。違はせてを違へて。集はせてを集へてと云類多し。されば宇良閇氏は。卜令合而と云ことなり。(書紀にも、卜合と合字を添て書れたり。)凡て古書に卜とある。其所の使樣に因て。言の活き變るなり。其はまづ宇良と云は。其の事の體言なるを。其宇良を爲るを。用言に活かすときに。宇良布と云ふ。これ宇良阿波須てふ言なるが。阿を省き波須を約めて布となれるなり。如此て其本の言の合すは。合さむ合せなど活く故に。約りたる布も活きて。宇良波牟。宇良閇なども云なり。また其用言の宇良閇を居て。體言に爲たるも有り。萬葉十五に。保都手乃宇良敝乎可多夜伎豆。とある是なり。こは乎と有れは體言なり。(此例は、哥てふ體言を活らかして、歌ふとも云を、又それを居て、謠と體言にも云が如し、今引く哥の宇良敝の敝を濁りて、卜部と心得るは誤

なり、卜部は卜を業とする人の部を云て別なり、思混ふべからず。）また宇良那布と云ふも。一つの活かし格なり。萬葉十一に。玉桙路往占占相云。こは賂をするを麻比那布。商をするを阿伎那布。荷を爾那布と云ふ類にて。卜を爲るを云なり。（此外行ふ、養ふ、咒ふなど、那布てふことを添て云ふ言多し、皆同じ意也。）さて右の宇良布と宇良那布と。事は同じかれど。言の本は別也。思ひ混ふべからず。此も宇良那比氏と訓むも惡からねど。相字を加へたるも。阿閉の意なり。右の萬葉の占相の相は。同じ借字の中にも。殊に輕く用ひたる物にて。彼集の常なり。此の相字は借字ながら。阿閉の意を取て書れば。彼とは少し異なり。（また僧尼令に、卜相吉凶とあるは、義解に、灼亀曰卜、視地曰相とありて、其意異なり、）偖またトを爲て。兆に見はれ出たるを。宇良阿布と云ふ。漢文に是を卜食と云ふ。此方にも此食字を借りて書り。（なほ此食字のことは論あり、垂仁天皇卷に云べし、）さて上の宇良布は。此方より合す事をするを云ひ。是は彼方より合ふなり。此の令合と合ふとの別をよく辨ふべし。（さて其宇良阿布に、また食卜と、卜食との別あり、）凡て此卜てふ言の活用多くて。古書の訓に混はしく。誤れる事も多き故に。見む人の煩からむも思はで。長々と云なりと有り。（篤胤さきに成文を板に彫たる頃は、此の師説を信られず思へる由ありて、卜相而と訓りしかど、後になほ熟々に考へ讀て、此説は從ふ事とはなりにたり、）さて宇良てふ言義は。信友云。宇良は裏にて。表に見はれぬ心を云ふ言なり。（漢籍に心裏、また裏とのみ云へることも有る心ばへに、自づから似たり、）萬葉の歌詞に。宇良泣。宇良待。宇良戀しなど。猶宇良云々と云へる言の多かる。宇良の意を思ひ合せて。卜はもと心裏より出たる言なるを曉るべし。（また大江匡房卿の哥に、「香山のはゝかゞ下に宇良とけて、肩ぬく鹿の妻戀なせそ、」と詠れし宇良とけても、心解てにて、其心裏てふ言に卜をかけて詠れしなり、）また宇良と云ふは。斯多と云にも其の意大かた同じ。其は萬葉に。斯多待。斯多泣。斯多思ひなどの類。斯多云々と云へる言どもを思ひ合すべし。宇良と云ふ

も斷多と云ふも。大かた表に對へて云ふ言と聞えたり。と云へる如く。心裡を問ふ事なる故に。其をやがて其の事の名に轉して宇良といひ。(此事を。まさに宇良と云しは、萬葉十四に、告らぬ妹が名、宇良に出にけり、二巻に、大津皇子の哥に、津守が占に告むとは云々。此外にも猶あり、)また其の事を擬ふことに活らかし言こと。上に擧たる師説の如し。(凡て言の活用のまゝに、自然に用言の躰言となり、其躰言のまた用言と成れること多かるを、人皆常に其言を用ひながら、然る事とまでは得知らず在るは、是ぞ謂ゆる言靈の、いとも妙なる所にぞ有ける、)さて宇良閉とは。太麻邇の事を行ひて。其事に神の御心を合せて窺ふよしなり。其は垂仁天皇巻に。於太兆卜相而求何神之心。とあるにて悟るべし。(なほ此事は、かの御巻に委く注ふを見て知べし、)さて此なる太兆は。何様の御卜なりけむ。傳へなくて知べき由なし。是より後に。鹿の肩骨を燒て卜ふ事をも。太麻邇と云ふ故に。此の御卜をも。彼と同じ様の卜なるべしと思ふも有べけれど。此の御卜は。決めて鹿卜には非ずかし。(其由また鹿卜のことは、第五十二段の傳に委く注ふを見べし。)師云中古よりは。萬事漢様になれるから。卜はたゞ神事にのみ用ふる事になれゝど。上代には。萬の政にも。己がさかしらを用ひず。定め難き事をば。皆卜へて。神の御敎を受て。行ひ給ひしこと。古事記。書紀。その外にも多く見えたり。今天神すら如此くなるをや。(○或人疑ひて問けらく、異神の卜問は、皇産靈大神の御敎へを受給ふなるべければ謂れたるを、今此の天神の卜へ給ふは、何れの神の御敎を受給ふことぞ、篤胤答、皇産靈大神と申せども、知り給はざる事はありて、其知し看ざる事は、異神たちに問て決め給ふことなり、そを譬へて云はゞ、種種の事と物とを、各々某々に持分けて知れる人々を、多く臣に持たらむ君のあるに、他より彼の事はいかに、此の事はいかにと問はまほしく思ふに、誰は何の事を知り、彼は何の事を知たりと云こと、他よりは知られざる故に、其君とある人に問ふを、其君たる人の、彼の事は此れが知り、此の事は彼れが知れりと、某々に問ひて、其のとふ人に敎ふるが

如く、今皇産靈大神の卜問給ふことも、是に准へて想像り奉るべし、其は此時いまだ、神の多く御座さゞる頃なれど、猶上に天之御中主神坐まし、天之底立神、葦牙彦舅神、國之底立神、豊斟野神など坐せば、此れ等の神たちに問給ふなるべし、但し此は、現に人に物問ふ趣なるを、其問ふ意ばへは同じかれど、卜問は、しか現には問はず、大兆の事を爲て、其の兆に見はるゝ狀によりて、某れの由よし、某神の心と知ることとなる故に、心問とは云なり、かくて其の卜事の兆に、其の事を知り給ふ神の御心の見るゝことは、最も奇しく靈しき事にて、其の御心の見はれ給ふ神も、御親は、問はるゝとしも所知看さぬを、其御心の見はれて、其問ふ事の知らるゝは、是ぞ宇良事の、いとも妙なる道理なりける、猶委くは第五十二段の傳に説くを見て知べし、）〇敎之曰は之斯閇多麻波麻と訓べし。敎は日本紀竟宴歌に。袁志幣。和名抄に乎之閇と有て。袁志布と活く言なり。其の本は愛育むより出たる言には非ざるか。〇因二女言先立之一而不レ良は。師言の如く。上に伊邪岐命の。女人先レ言不レ良と詔へるは。女の言先ことの不良なるを。此は生給へる御子の宜からぬを指て詔ふなれば。（因とあるを以て辨ふべし、）同語ながら指事異なり。思ひ混ふべからず。〇宜二改言一は。師云俗言に。いひ直せと云ことなり。不祥御子を生坐るは。もはら彼唱和の次第の亂れに因りてなれば。御言の罪なり。故れかく詔へるなり。言とあること心を著べし。（上なる復は、また再ひの意にて、言と云へ係れり、）さて此段の大かたの趣を取總て。なほ委曲に云はむには。まづ初めに二柱神。天之御柱を行廻り給ひし時に。女神の言先だち給ひしは。女男の理に背ける故に。男神惡まして不レ良と詔へり。（女男の理とは、そのかみ男神女神の生坐せるに、男神先成坐て、女神は次に成坐る、是れ天地の始めより、女は男に後れて、從ふべき理にて、今に至るまで、自づから然なり、さるは甚々深き故ある事なるべけれど、人の得測り知ることには非ずかし、）さて然女男の理に違へるを。不レ良とは所思し看ながら。其れ故に。惡き御子生坐むとまでは。思ほしも懸ずして。卽御合ひ坐し

に。水蛭子と淡嶋を生給ひき。此の御子御心に叶はざりし故に。惡みて不良と詔へり。（上の不良は、女神の先言たまひしを惡みて詔ひ、此の不良は、御子の惡きを詔ふにて、本より別事なり、言の同じきに依て、思ひ混ふべからず、）されど是は彼女神の先言たまひし故に。如此ぞとまでは猶得さとり給はず。不審さに。天神の御許に參上りて。其の狀を申し給ひ。不良子の生れつるは。如何なる故にか。なほ如何爲て吉からむと。命を請給へるに。天神たちも。猶御心とは定め給はず。太麻邇にしも卜相たまひてぞ。其故とは知られたりける。（凡て神の御上の趣は、何事も後の世のさかしら心もて、猥りに論ふべき物には非ざるを、世の神道者流の說には、女の先言るは、陰陽の理に違へる故に、不良子生れ給しなりと、事もなげに云めれど、然さとり易き事ならむには、此大神のいかでか曉り給はざらむ、不良御子生ませる由緖は、天神たちの御心にすら、容易くは定め不得て卜へ給へるものをや、其故と知られて後こそ、女の先言しが不良と、御子の不良と貫きて一つなれ、いまだ其由緖の知られぬ前は、彼は彼、此は此にて二ツなれば、彼の不良をば所知めしながらも、此の不良御子生れ坐むとは思ほし懸ずて、御合坐しなり、然るを凡て事の跡を見、或は其所以しられて後に、其吉凶につきて、固より然あるべき理を、まだきより知がほに云ふは、漢意の僻にて、いとをこなる事ぞかし、後にいへば、理は何さまにも云るゝものなるをや、また或人の說に、不良子の生坐しは、女神先言したまひし故と云ことは、本より覺り給へれども、なほ天神の命を請たまふは、事を敬み給へるなりと云るは、彌猨意なり、若し自ら是をさとり給ふほどならば、初より理に違へることゝ知ながら、御合坐るは何ぞや、當時卽言ひ改め給ふべき事なり、また惡きを改めむは善ことなるを、其れをさへなほ敬みて、天神に白し給ふほどならば、其初めに甚く不良ことを知りながら、卽御合坐るは又何ぞや、重く敬むべき事をば敬まで、さしも非ぬ事を敬み給ふこと有べくも非ず、凡て敬みも事にこそよれ、其を道の旨と云ひなすは私言なり、また或人の、其始め不

良をば知りながら、御合坐るは御過ちなり、されどそを速けく改め給へるぞ大神には坐し坐ける、と云も亦さかしらなり。）斯て後に。この太兆の事に就て。考へ得たる說あり。其は赤縣太古傳。また太昊古易傳に委く注せれば、此に云ず。（その書どもに就て見るべし。）

［八］故二柱神。卽返降坐而。改而。伊邪那岐命者自左。伊邪那美命者自右。往廻其天之御柱而。遇之時。伊邪那岐命。先唱曰阿那邇夜志。愛袁登賣袁。後妹伊邪那美命。和曰阿那邇夜志。愛袁登古袁。如此言竟而後。御合坐而。御產之時。先以淡路穗之狹別島爲胞而。生給子大倭豐秋津島矣。亦名謂天御虛空豐秋津根別。次生給伊豫之二名島矣。此島者。身一而面有四。每面有名。故伊豫國謂愛比賣。讃岐國。謂飯依比古。粟國。謂大宜都比賣。土佐國。謂建依別。次生給筑紫島。此島者。身一而面有五。每面有名。故筑紫國。謂白日別。豐國謂豐日別。火國謂速日別。日向國謂豐久士比泥別。熊襲國謂建日別。次生給壹岐島。亦名謂天一柱。次生給津島。亦名謂天之狹手依比賣。次生給隱岐之三子島。亦名謂天之忍許呂別。次生給佐渡島矣。一傳云。雙生隱岐島。與佐渡島。世有雙生者。象此也。故此八島。因先生坐之國而。稱大八島國也。

返降坐而は。天神の御所より返りて、淤能碁呂嶋に降り給ふなり。（此語古事記中に、所々に見えたり。）改め而云々は。前に御柱廻り爲給へりし樣を改めて。伊邪那岐命は左上に立御して。左より廻り坐し。伊邪那美命は。右下に立御して。右より廻まし。御柱の前にて。御面を會せ給ふ時の

御言も。伊邪那岐命先に唱たまひ。伊邪那美命後に和給ふなり。（古事記には、前の御柱廻りに男神は左より、女神は右より廻り給ひ、今度も更如先行廻り給へりとあるは、甚く誤れる傳なること、第六段の傳、また徴にも既に云へりき、）抑左は男の位にて尊く。右は女の位にて卑きことは。天之御中主神高天原に事始めて。女男の御祖二柱の産靈大神を生給ひし時より。神隨に定まれる眞理にて。伊邪那岐伊邪那美命。はた其産靈の御德を承施し給ふなれば。亦その眞理の隨に。何事にも其本位を違へず。行ひ給はでは得有まじき道理なるを。先にその本位を過ちて。女神を左上に立て。男神は右下に立て廻り給ひ。その御唱和の先後をも過ち給ひし故に。不良御子を生給へるを。今度は改めて。本位の隨に行ひ給へる故に。其生給ひし國々。また神々も。皆宜しき御子なり。然して其成始め給ひし物ども。天地人物は更なり。國にも山にも男女あり。活とし生る物。成りとし生出る物の蕃。草木に至るまでも。左右男女の眞理あり。自然に具はる事は。最々奇しく。妙なる事の至極

にぞ有ける。（其は天地に、男女の理の具はれる事は、誰も觀るまゝに知られ、人また活とし生る物に、男女の形具はれるは更にも云ず、譬へば鳥の雄は左羽を上に疊ね、鵤は右羽を上になし、介類をもて云むには、鮑螺などの如き、牡貝は左に卷き、牝貝は右に卷き、草木また男女あること、實また蘂葉の狀にて慥に知られ、譬へば稻また芋の如きも、男は其莖左に纏ひ、女は其莖右に纏ふ、また火神は男神に坐すが故に、火炎は左に上り、水神は女神に坐すが故に、水の八百會など、水のうづ卷き落るに右に回り、風神は男女二柱なる故に、飄の吹くに左右あるが如き、最も奇しき事ならずや、捴て萬物に左右男女の眞理を具ふること己早く、かの其狀言ひ難しとある一物に、天瓊戈を挿下して國土を成し立て給へる事と、此の二神の、左右を論ひ給ひし事とに依り、また漢土の古傳、印度の古說をも參へ考へて、本注の如く記せりしを、門人宮負定雄と云もの己が其考へに依て、普ね萬物の男女左右を考へて、萬物牝牡考といふ書二卷を著はし、圖をもかき、此の小注に記せ

る事どひをも記せり、委くは其書に就て見べし、猶國また山にも男女ある事は次々に云を見べし、)○御合坐而は。即上にある美斗之麻具波比なり。(聖武天皇紀の詔詞に、伊波乃比賣命止御相坐而とあり、)○御產之時は。美古宇麻須時爾と訓べし。(御子を生むと云ふ義とは稍異なり、產をコウミと訓みて、御を添たる意なり、其心ばへに讀べし、)○先以淡路穗之狹別嶋爲胞而は。まづ師說に。淡路穗之狹別嶋は。南海道の淡路國なり。和名抄に。阿波知。應神天皇紀の大御歌に。阿波旋辭摩とあり。(後に國となりても、なほ淡路島とのみ云ひならへり、隱伎、佐渡も然り、)名義は。阿波國へ渡る海道に在る嶋なる由なり。(京路、山跡路など云は、常なる中にも、萬葉に築紫路、土左路とも詠み、また山跡道之島とも詠たれば阿波路之島うたがひ無し、また津島の名の意も似たるを思へ、)さて次の國々の例に依らば。生子淡道嶋。亦名謂穗之狹別。と有べきを。此嶋のみは。古へより亦名をも引連けて唱來しなるべし。穗之狹の意。未た思ひ得ず。(されど強て云はゞ、始に生坐る島な

れば、稻穗の先出そめたるに准へて、穗之早の意か、早蕨早穗などの早なり、)別は皇子たちなどの御名に多し。(其事は、景行天皇卷に云ふべし、)式に。出雲國出雲郡。比古佐和氣神社あり。こは狹別の例なりとあり。此れもさる說なれど。穗之狹別とは。此嶋は。餘の嶋々と異りて。大倭國を生坐る時の胞と爲て。生給へる嶋なる故に。穗之と云にや。(然るは人の生るゝ狀に准へて思ふに、胞は臍に、穗の如く著たる物なればなり、)また狹別の狹は早にて。此嶋は御子の上とある。大倭國の胞にて。最初に生別りつれば。早別とは云ならむ。(此島名の別は、皇子たちなどの御名に多かる別とは、異なるべくぞ所思ゆる、)胞は。其假字古書にいまだ見當らず。故神代紀に。エと訓るに從へり。(またエナとも訓たれど、此は俗言にちかし、)其は舊事紀に。先生大八洲。兄生淡路洲。謂淡路之穗之狹別。とあるを見れば。兄と同言と聞ゆればなり。(胞は、腹内にては、子を包みて在るが、子の生るゝ時に、破裂て、子よりは後に出る物なれば、產のいと輕きは、子も胞も共に出るも多かれば、

大倭國を生給へりし時も、しか有けむ故に、此を延と名けたるか、此島の西北邊に、今現に胞島と云ふ名の小島あるは、淡路島を、古くは胞島と稱りし名の、其の小島に遺れる物と知べし、）さて大倭國を生給ふにのみ胞のこと有りて、次の嶋々を生給ふ處には。胞の事を云ざるは。省れる傳へなり。實は次なる嶋々を生給ふ時も。みな胞の有けむこと決ければ。其邊々にある小嶋どもの中には。其胞なるが必有べし。また御子の上たる大倭國の最大きなる嶋の胞と有しかば。餘の嶋々の胞よりは殊に大きく。はた大倭國は。國てふ國の中に貴かるに合せて。其胞たりし淡路嶋をも。後には國と立られけむ。（師説に、以淡路洲爲胞とある、神代紀の傳へを論ひて、爲胞と云は、もと淡島の事なりけむを。淡路とせるは。名の似たるから、混れたる傳なるべし、と言れたるは、胞をば子の數にも入らさるばかりの益なき物に思はれたる樣にていかゞなり、二柱神、前には男女の理に違へる御過ありて、不良御子を生坐るを、こたびは理り正しく改め言ひて生坐る故に、その生坐る島々も、皆宜しき島々にて、其生るゝ時も、正しく胞を爲して生れにけむ、如此き、やごとなき傳の、古事記に洩たるは遺憾きを、書紀のつとめて漢文を飾りて書れたるに、胞の事を云へる傳を、四つまで書傳へられしは、最も歡ばしき事なり、）○大倭豐秋津嶋。大倭は意富夜麻登と訓べし。（そは和名抄に、大和於保夜末止、とあるを以てしるべし、）さて其の大倭といふは。長門の岬より。陸奥の末まで。海を隔てず連れる大地を云ふ。然れども其の夜麻登と云名は。もと畿内なる大和一國の名なるを。神武天皇此國に大宮敷坐るよりして。後の御代御代の京も。みな此國内なりける故に。自から天下の大名にも成れるなり。（加茂翁の萬葉考の別記に、夜麻登と云は、もと山邊郡倭郷より始まれる名なり、と言れたれど然らず、此名は固より一國の名なるを、彼郷名は、後に倭大國魂神の鎭り座るによりて、とり分て一國の名を負せて、其郷をも倭と云へりと聞ゆ、今の世に、伊勢の國内にても、大御神の宮の邊の里をさして、殊に伊勢といふと、同じ心ばへなり、）さて夜麻登と云名は。邇藝速日

命の天降らし、時に。虚空見倭國と云へる古語ありて。神代よりの名なり。（また其れより前に、八千矛神の御歌に、夜麻登能比登毛登須々伎と有れども、そは此の國の名を詠み給へるには非ず、第九十九段の傳に注ふを見るべし、）かくて神武天皇は。此の國に宮敷坐けるに依て。神倭伊波禮毘古命と。大御名を稱奉れり。（然るを却りて、此の大御名より起りて、國の名とも成れりと云ひ、或は神代より天の下の大名なりしを、神武天皇の御代よりして、分きて帝都の一國の名にも成れりと、云へるも、みな誤なり、）さて夜麻登といふ名義は。神武天皇紀に。天皇の御言に。此國の事を。青山四周云々。古事記に。倭建命の御歌に。青垣山籠れる夜麻登し美し。と詠み給へるを始め。此の國は。山の周れる中にある事を云へれば。夜麻の山なることは論ひなし。登は都富の約まりたるにて。山都富なるべし。都は例の之に通ふ助辭。富は字は假字にて。總て物に包まれ籠りたる處を云へる古言なり。然れば是また山の周れる由をもて負る名なり。（古言に、ふゝまる、ほゝまる、又ふほごもりなど云へるも、布と保とは通ふ音にて、含まり籠れる意、また懐も、今伊勢人などは、即ちほところとも云て、此も衣に包まれ籠れる所を云ふ、中昔の言に、山ぶところと云へるも、人の懐に譬へたるには非ず、たゞ山に籠れる地といふ意なり、なほ委くは景行天皇卷に、夜麻登波、久爾能麻本呂波云々、とある御哥の處に注ふを見べし、）さて秋津嶋と云ふ名義は。神武天皇紀に。腋上の嗛間丘に登り。國形を廻望ませる所に。曰雖内木綿之眞迮國猶如蜻蛉之臀呫焉。由是始有秋津洲之號也。とある大詔より起れる名にて。是も畿内なる大和の國内の地名なり。（腋上も嗛間丘も、みな相近き所にて、大和國葛上郡なり）斯て此の地は。孝安天皇の百年餘り。久しく敷坐りし京師なるから。秋津嶋倭に連けて云效ひ。其倭に引れて。遂に天下の大名にも成れるなり。（然るにかの神武天皇の、國形を御覽して、蜻蛉の臀呫せるが如しと詔へるを、或は天下の事とし、或は大和一國の事とするから、此秋津島てふ名をも、伊邪那岐命の御時よりの、天下の大名なりと心得

めれど然には非ず、そは國形を廻望とあるを思ふべし最も廣き天下の形狀は、嗛間丘より一目には、爭でか見わたし給ふべき、また内木綿の眞迮國と詔へるも、狹き國と云ふ事なるを思ふべし、國形とあるに就ては、なほ疑ふ人も有ぬべけれど、古へは後に郡鄉などに成れるほどの地をも、某國と云へる常の事なれば、何事かあらむ、)さて此に生給大倭豐秋津嶋とあるは。大倭も秋津嶋も。天下の大號になりての後の世より云へる語にして。神代の當昔の言には非ず。抑神代より。大八嶋國。葦原中國など云しに。其號を擧ずして。生大倭としも云へるは如何といふに。彼二の號は。八洲を總たる大號なるに。此はその内の七洲を除きて。一洲をいふ所にて。此の一洲の大號は別になき故に。姑く大倭とは云へり。(夜麻登は、一國の名なるが、天の下の大號にもなり、また一國の内にて、わきて京師をさしても云て、廣くも狹くも用ひらるゝ號なるが故なり、そは筑紫と云ふも、伊豫といふも、一國の名なるを、九國、四國の大名にもして、筑紫洲、伊豫之二名洲など云へる例に同じ、凡て本は狹き名の、後に廣くなる例多し、出羽加賀なども、本は郡の名なりしを、取りて國の名と爲られつること、國史に見え、其外にも猶多かり、)斯て正しく秋津嶋倭を大號とせるは。仁德天皇紀に。河内國茨田堤に。鴈が卵を産るを。建内宿禰に其事を問はせ給へる大御歌に。汝こそは 世の長人。秋津嶋。倭の國に。鴈子産ときくや。是に答へ奉れる歌にも。秋津嶋。倭の國に。鴈子産と。未だ聞かずと詠れたり。(古事記には、天皇日女島に幸せる時、其島にての事と爲たり、日女島は津國にあり、何れにまれ、大和の國内には非らず、)鴈の産むことは。凡て皇國にては珍しければ。此の夜麻登は。正しく天下の大號なり。(上件の說は、師の國號考をとり約めて、まゝ己が言をも加へて、目安く載せるなり、委くは國號考に就て見べし、また夜麻登といふに、和字倭字などを用ふる由をも、國號考に見えたるが、倭字の事は、己が皇國異稱考の附錄に說を用ふべし、)さて後には。しか八嶋を總たる大號にも云へど。此にては。長門の岬より。陸奥の末までを係たる號に 用ひたる

こと、上に云へるが如し。思ひ混ふべからず。○天御虚空豊秋津根別。この天は阿麻都と訓むべし(師は萬葉五に、久堅能阿麻能見虚喩、とあるに依りて、阿麻能と訓れたり、本より都は之に通ふ例なれば、其訓に從ふべきが如くなれど、所のさまに依りて、阿麻都と云へば、虚語にきこえ、阿麻能といへば、實語に聞ゆる事のなきに非ず、そは師の引れたる、右の五巻なる哥詞の、實語に聞ゆるを思ふべし、此は必ず虚語ならずは有まじき所なる故に、阿麻都とは訓めるなり)師云此名は。天照大御神の所知看す高天原に準へて。天皇の大坐す京師をも天とする故に。其意もて稱しにや有らむ。(萬葉十三巻に、久堅之王都とよめるも此意なり、大倭も秋津島も、京方を本として云へる名なればなり)また彼の虚空見倭といふ古語の由などにや有む。根は例の尊稱也。○伊豫之二名嶋。師云こは。阿波。讃岐。伊余。土左の四國を總たる名なり。(後世四國といふ是なり)萬葉三に。白浪乎伊與爾囘之とあるも。四國を總て云へりと聞ゆ。(これ本は一國の名なるが、大名になれること、筑紫の如し)二名は本より大名なるべし。此名義は。名は借字にて。二並なり。應神天皇紀の大御歌に。淡路嶋。異椰敷多那羅弭、小豆嶋。異椰敷多那羅弭。豫呂辭枳嶋々。これは淡道と小豆嶋と竝べえを。詠み給へるにて。此の二名嶋の事には非ねど。二竝てふ言の證なり。(萬葉九に、二並ひ筑波の山とも有り)さて此嶋は。飯依比古と愛比賣と男女竝び。建依別と大宜都比賣と。また竝べるを。二た竝びと云か。(此島東より見れば、讃岐の飯依比古と、粟の大宜都比賣と二並なり、西より見るも、土左の建依別と伊余の愛比賣と二並なり、北より見るも、南より見るも同じ、故に男女の名を負せて、二並島とは云ならむ、また萬葉六巻に、土佐國へ行くことを、刺並之國爾出坐、とよめるは、別意か、また是も二並の意にても有むか、今俗に、二人相對ふを、さしむかひと云ふ、また二人して爲ることを、さし、と云を思ふべし、○今云、土佐國の敎子、吉田正準云けらく、刺並之國云々の哥は、並之の間に、土佐てふ言の脱たるにて、刺並は土にかゝる發語なり、其は刺並

の鄰とよめる哥にても知べし、と云へり、信に然も有べし。)また伊豫をも本よりの大名とせば。彌の意にて彼御歌の語の如く。彌二竝嶋なるべし。(いやをいよ、とも云ふ、今伊余の海中に、大二島と云あり、大二島大明神の社もそこに在り、二名島は是なりと、國人は云ども信られず、其は越智郡なる、大野神社などを、唱へ誤れるには非ぬか)○此嶋者。身一而とは。四國一嶋なるを云ふ。○面有四とは。師云四に分たるを云ふ。其はたゞ國名の分れたるのみには非て。本より嶋の形の。四に分れたる勢あるなるべし。(偖こそ四國には分れけめ。)さて如此人に準へて。身と云ひ面と云は。次に三子嶋。兩兒嶋なども云ひ。また山にも頂腹御富登なども云類なり。面は游母と訓べし。)淤母氐と云は、後を宇志呂氐といふが如し。)萬葉二に讃岐國は云々。天地日月と共に滿行む。神の御面。とよめるは此處を思へるなり。(昔はかくかりそめにも、古の傳へ言を物しけるに、後の世は、只俗意をのみ思ひて、古の雅を忘れたるこそ、淺ましけれ。)○伊豫國は。また伊余と母書るが。後には

伊豫とのみ書效へり。師云。此は伊豫郡より出たる名なるべし。(其例多し。)神名式に。彼郡に。伊豫神社も有り。同郡に伊豫豆比子神社と云もあり。(こは地名より出たる神名なるべし。)○愛比賣は。師云。兄弟の女子は。兄比賣弟比賣と云例多かれば。此國は。女子の始めの意にて。兄比賣か。(皇極天皇紀に、長女ともあり、伊勢國多氣郡には、兄國弟國てふ村の名もあり。)また伊豫を。元よりの大名にして見れば。彼の大御歌の如く。彌二竝宜嶋々の意にて。愛は宜き意か。(吉を愛と云は古言なり、上の愛袁登賣のたぐひなり。)比賣は。比古に對へて。女を美て云稱にて。比は產巢日などの日の意なり。賣は女なり。(書紀には、凡て比古に彥字、比賣に姬、また媛字を用ひられたり、其は大抵皇胤の女には姬字、他姓の女には、媛字を書れたり。)○讃岐國。師云和名抄に。佐奴岐。(岐は古は濁りていひしなり。)○今云、師はかく云れたれと、續紀四十卷に、紗拔と有り、是に依れば濁るべからず、故今も淸みて訓り。)この名義未だ思ひ得ず。強ていはゞ。古語拾遺。神武天皇御世

の事どもを云へる所に、手置帆負命之孫。造二矛竿一。其裔今分在二讃岐國一。毎レ年調庸之外貢二八百竿一。是其事等證也と見え。臨時祭式に。凡桙本千二百四十四竿　讃岐國十一月以前。差二綱丁一進納とある。是に因て思ふに。竿調和か。（乃都は奴と切り、乎を省けるなり。）と有り。（この説に依りて按へば竿木國ならむも知べからず。）神名式に。大和國廣瀨郡讃岐神社あり。和名抄に。散吉と見ゆ。（陽成天皇紀に、元慶七年十二月、授二正六位上散吉大建命神、散吉伊能城神、並從五位下一とあり、）國に由緣ある神か。また國名義とは異なるか。考ふべし〇飯依比古。師云鄰の粟國を。大宜都比賣と云へば。飯もそれに由あるか。（鵜足郡に、飯神社あり、式に見ゆ、）依は余呂志の切れるなり。（委くは、玉依毘賣命の下に注ふを見べし、）比古は男を美て云稱にて。比は上に云へるが如し。古は子なり。〇粟國。師云即阿波國なり。粟は。神代紀にも粟田と云ひ。神武天皇紀の大御歌にも。阿波布をよみ給ひて。古に殊に多く作りし物なり。（萬葉三にも、春日の野邊に、粟種ましを、と詠たり、）

故粟のよく出來る國なる故の名なるべし。（和名抄に、唐韻云、粟禾子也、和名阿波、とあるは、粟字につきたる義なり、漢國にては、たなつ物を、凡て粟と云ことも有る故なり。されど皇國にて粟と云は、一種の名にて、總てには通らぬを、禾子也と云ふ注を引ながら、和名阿波とせしは、順朝臣の誤りなり、）古語拾遺に。求二肥饒地一遣二阿波國一云々。こは穀麻を殖む爲なれど。肥地ならば。粟もよく登るべし。（伯耆風土記に、相見郡、郡家之西北有二粟島一、少日子命蒔レ粟、秀實離々、故云二粟島一也、これも粟の、島の名となれる、思ひ合すべし、）〇大宜都比賣。此の名も粟に依れる名にて。宜は食。（大食と連きて濁る故に、濁音の宜を書たり、キと訓むは非なり、）都は之に通ふ助辭なり。（なほ第十三段、豐宇氣毘賣神の下に云を見べし、）〇土佐國。和名抄に。土佐郡土佐郷あれば。其れより出たる國名なるべし。神名式に。此所に都佐坐神社あり。此は當國の風土記に。有二土左高賀茂大社一。其神名爲二一言主尊一。とある社にて。一宮と稱ふを。此の郡に。此の國へ舟入る、水門あり。

其ひ門いと狹き故に。門狹と云しが。郡郷の名となり。國の名とも爲たるかと。吉田正準が云へる然も有べし。(師說に、土佐大神の名を、一言主神と申すを、此神雄略天皇の御世に、現はれ坐て、自から言離之神と名告給へるに因て思ふに、土左は、許士左久の略たるにや、とも思へど、國名、かの御世より先にこそ有らめと有り、國名の後御世より先なるのみならず、言離を、師は許士佐久と訓れつれど、其は非訓にて、伊比波那都、と訓べき語なれば、この師說は用ふべきことなし)○建依別は。師云。何となき稱名と聞ゆ。依は上の飯依比古の依に同じ。(神名式に、安藝郡に多氣神社あり)さて古事記を始めて古書どもに。多祁と云に。建字を用ふるは。健字の偏を省けるなり。古は偏を省きて書る例多し。(今云、此事は、第八十三段、吳公の下に注ふを見べし)書紀には凡て武字を書り。(今云、此なる建を、元々集に引たるに速と作り、また舊事紀、世にある本どもにも、速と書たり)さて四國を擧たる序。後世の定に異なり。伊余は大名になれる故に先擧るか。然して

次々に右へめぐれり。次なる嶋々の例によらば。此四國も。菜國亦名謂レ某。と有べきを。是は一嶋の中にて。分れたる國なる故に。文を異て。亦名とは云はぬなるべし。(筑紫島の國々も、此例なり)○筑紫嶋。萬葉二十に。都久之乃之麻とあり。是も伊余の如く。もと一國の名より出て。五國の總名にはなれるなり。此嶋後に。西海道と云ひ。九國と成り。(北山抄に、西之道とあり、俗に九州と云ふ)○面有五とは。筑紫國と。豐國と。火國と。日向國と。熊襲國と五なり。○筑紫國。師云。萬葉五に。都久紫能君仁とあり。後に二國に分れたり。和名抄に。筑前(筑紫乃三知乃久知、)筑後。(筑紫乃三知乃之里、)とある是なり。風土記に。筑後國者。本與二筑前國一、合爲二一國一。と云へり。(道口、道の後のことは、孝靈天皇卷に注ふべし、)さて如是二つに分れしは。何御世とも知られず。(景行天皇紀十八年の下に、筑紫後國とあれば、是れより前か、はた分れしは後なれど、前へも及ぼしてかくは書るか、)都久志と云ふ名義は。筑後風土記に。三説ある中の一に。昔この前と後との堺なる

山に。荒ぶる神ありて。往來人多に取り殺されき。故其神を。人命盡神となむ云ける。後に祝祭りて。筑紫神と申すと有り。此説さも有ぬべく聞ゆ。(今二の説も、共に盡の意なれど非説と聞ゆ、また書紀私記に、國形の木兎に似たる故とあるを、世世の人々用ひたれど、此も非説ときこゆ、また近き世に、貝原篤信が釋名てふ物に、古異國より寇來を、防がむがために、筑前の北方の海濱に、石垣を多く築せ給ひし故に、築石の意ならむと云る、是も由ありて思ゆれど、異國の賊を防がれし事は、上代には無き事なり。)式に。筑前國御笠郡に。筑紫神社あり。此神なるべし。(今云、此社は、式に名神大とあり、御紀に、貞觀元年正月、授二從五位下筑紫神從四位下一、元慶三年六月、授二從四位下筑紫神從四位上一、など見え、貝原氏が和爾雅に、在二御笠郡原田村一といひ、或説に、此原田村の鄉村に、筑紫村あり、昔は原田村も、筑紫村の内なり、社は原田村の北なる林の、高き處に在り、祭神は、五十猛神なりと云へれど、祭神は、推當の説と聞えて信られず。)○白日別は。師説に。白は向字の誤にて。向日別ならむと言れたれど。萬葉三に。白縫筑紫と連けし白縫は。不知火と聞ゆるが。筑紫に由あるを思ふに。若は火の灼然き意を以て。白日とは言ならむか。(火に白と云ふこと縁あり、□に、御火白く燒けなど云を思ふべし。)○豐國は。師云登與久邇と訓べし。(何書にも皆しか有り、登與乃久爾とは云はず。)是も後に二國に分れて。和名抄に。豐前。(止與久邇乃美知乃久知、)豐後。(止與久邇乃美知乃之利)とあり。(分れしは、何時とも知られず。)さて景行天皇紀十二年の下に。遂幸二筑紫一到二豐前國長峽縣一興二行宮一而居。故號二其處一曰レ京也。冬十月到二碩田一其地形廣大麗。因名二碩田一也とあり。(風土記にも此事あり、)然れば。其國の大名を。豐國と云も。此意なるべし。(豐はゆたけく大きなる意なり、豐後風土記の、豐國の名の説はいかゞ、)碩田は後に郡となれり。(和名抄に、豐後國大分郡これなり、また大隅國桑原郡にも、大分、豐國てふ二郷ならびてあり、是は別ながら由あることなるべし。)○豐日別。名義國名に同じかるべし。然

て豊前國中津郷に。今現に豊日別宮と稱ふ社あり。此社の傳記に。祭神を豊日別國魂神と。比咩大神と二座にて。豊日別神と申すは。伊邪那岐命の靈神なり。比咩大神と申すは。瀬織津姫神なるよし委曲に記せり。（中に少かは、信がたき事もなきに非ねど。）上代の傳の遺れりと見えて。社名の此に符へるなど。小縁ならず聞ゆるは。決めて古き社なるべし。（然るに神名式に載られざるは、何なる事にか心得がたし、然れど彼式よりは、甚古き社の、式に載られぬが、諸書にいと多く、其は中臣氏に縁なきは記し洩せりと、古語拾遺に見えたる謂などに依りて、洩されたりけむも知るべからず。）○火國は。肥後風土記に。崇神天皇の御世に。火君等祖健緒組に勅して。此國なる打猨頸猨といふ二人の土蛛を誅に遣し、時に。健緒組そを誅夷て。國内を巡りて。八代郡白髪山に到りて。日暗しかば。止宿けるに。其夜虚空に火あり。燎つつ降りて。此山に燒著たり。健緒組大きに驚き。行事をへて參上り。此行狀を奏しかば。天皇の御言に。火從空下燒山亦怪。火下之國。可名火國。と詔へる事のあるを以て。此國の名義明なり。（また景行天皇紀十八年の下にも、此火の事見えたり、猶崇神天皇卷、また景行天皇卷に、委く載せるを見るべし、是ぞ謂ゆる筑紫の下知火なりける。）また風土記に。肥後國者。本與肥前國合爲一國と見えて。此れも二國に分れたり。和名抄に。肥前。（比乃美知乃久知、）肥後。（比乃美知乃之利、）とあり。分れたるは。何の時とも知られず。（神功皇后紀に、火前國と見ゆれば、其より前か、はた分れしは後なれど、前へも及ぼして、かくは書るか。）後に火と云ことを忌て。肥の字には改めしなるべし。（和銅六年五月の詔に、諸國郡郷名著好字とあり、此時改めたりしか。）師云。此の傳へは。火國を面一に取れり。然るに國圖を考ふるに。肥前と肥後とは。海の隔りて地接かず。正しく二に分れたれば。面一には取がたき國形なり。故考ふるに。崇神天皇の御世。また景行天皇の御世などの。火國の故事は。地名に依るに。皆肥後の地なり。然れば火國と云しは。初めはたゞ肥後方のみにて。肥前の地は。本は筑紫國の内なりしが。

稍後に火國に屬しにや有む。肥前は筑前筑後と地接きて。此三國は。面一にも取つべき國形にて。肥後とは淸く離たればなり。(然れど此れらは上代のこと、詳には辨へがたし、たゞ試に驚かしおくのみなり)さて日向の域も。北方半國ばかりは。元は此肥國の內なりけむを。稍後に分れて。一國にはなれるなり。(肥後と日向とは、面一に取つべき地形なり)○速日別。名義速は速秋津日子。速秋津日賣などの速に同じ稱名なり。○日向國。景行天皇紀に。十七年三月。幸子湯縣。遊于丹裳小野。時。東望之謂左右曰。是國也直向於日出方。故號其國曰日向也とある。國名の義これにて著明なり。(萬葉十三に、日向爾云々、龍田風神祭詞に、朝日乃日向處などあり、垂仁天皇紀に、人名にも倭日向武日向彥とあり)○豐久士比泥別。師云。久士比は奇靈なり。(比は靈の意なること、皇產靈神の下に云るが如し)また比は夫流と活く辭にても有べし。神代紀に。日向高千穗槵觸之峰。また此を。日向槵日高千穗之峯とも有ればなり。(偖こゝの亦名も、即此峰名に依れるにや有らむ)さて士比の淸濁のこと。士を淸み比を濁りて。志備と讀べき言なるに。士比と書るは。(士は濁音、比は淸音の假字なり)彼槵觸之峯をも。古事記には。久士布流多氣と書るを合せて思ふに。奇を久志備とも。久志夫流とも云ときは。古は音便にて淸濁互に變りて。久士比。久士布流と云しなるべし。かゝる例他にもあり。(雄略天皇段の歌に、日影るを、比賀氣流とよみ、萬葉十九に、夜降にを、夜具多知爾とよみ、馬多藝行てを、馬太伎由吉弖、と詠めるなど是なり、後世の心を以て、みだりに疑ふこと勿れ)○熊襲國。師云襲國なり。襲と云は。神代紀に。日向襲とある地にして。和名抄に。大隅國囎唹郡ある是なり。(唹は囎の韻に書るなり、木國を紀伊と書くに同じ、此の例なほ數あり、民部式に、凡諸國部內郡里等名、並用二字必取嘉名とある如く、其れより以前にも、此制ありしなるべし筑前筑後などの風士記にも、球磨、囎唹など書たり)國名となりて有し事は。景行天皇紀に。十二年十二月。議討熊襲。於是天皇詔群卿曰。朕聞之。襲國有厚

鹿文迮鹿文者。是兩人熊襲之渠帥者也。衆類甚多。是謂熊襲八十梟帥。其鋒不可當焉云々。また十三年五月。悉平襲國などあり。是を以て襲國。即熊襲なる事をも知べし。(肥後國球磨郡と云は別なり、思ひ混ふべからず、文德天皇紀に、天安元年六月、在肥後國、從五位上曾男神、授正五位下とあり、是も別か、はた彼噌唹は、肥後の堺にも近くて、同所を肥後とも有るにや、さる類も古は多し、なほ是らは國形を知らねば定めがたし。)彼梟帥どもの。甚建かりし故に。熊襲とは云なり。熊鰐。熊鷲。熊鷹なども。皆猛きを云稱なり。(熊は獸中に猛き物なれば、其れに准らへて猛き物をも云か、はた久麻と云は、本より猛きをいふ言なるを、熊も名に負るか、本末は知らず。)さて曾と云ふ名義は。古語拾遺に。天鈿女命。古語天乃於須女。其神強悍猛固。故以爲名。今俗強女謂於須志。此の緣也と見え。源氏物語帚木卷に。かくおぞましくは。いみじき契深くとも。絕てまた見じと見ゆ。(また俗語にも、おぞき、おそろしきなど云ふ。)然れば曾は。此の於曾の約まりたるにて。

是も猛き意なるべし。書紀に襲と云字をしも用られたるは。本言於曾なる故なるべし。(今云、教子なる筑後柳川の殿人、西原晁樹云けらく、我が國にて兒子の泣き哭ちるをおどし止るに、おそが出たと云ふ、此は古言の存れるなるべしと云り、然も有べし、釋紀に、襲國の襲てふ言をときて、山襲重之義也、と云へるは、師說の如く、高千穗峰のことに依て、此襲字の意を以て說るひが說なり、襲は借字にて、其意を取れるに非ざるをや、)また思ふに。曾は勇男の約りたるか。佐乎を切れば曾にて。伊を略くは常なり。書紀に渠帥をもイサヲと訓り。また功をも伊曾と云を思ふべし。○建日別。此れも猛きよしの名なり。○筑紫嶋を五として。其一を熊襲國と云へるは。後に定められたる日向國の。南方半國ばかりより。大隅薩摩の地までを總て云し。上代の大名なり。上に引たる景行天皇紀に。襲國とあるも是なり。(但し神代紀に、日向襲と見え、また元明天皇紀に、和銅六年四月、割日向國肝坏、贈於、大隅、姶䆙、四郡、始置大隅國、と見えたれば、大隅國の地は、古は日向國內

にて、襲と云も日向の內なるに、別に熊襲を一國とせるは、如何と思ふ人も有べけれど、そはなほ精からず、其由は師說の如く、熊襲と云へる名は、上に引る如く、景行天皇の十二年に、既に見えたれば、上代よりの名にして、今の日向の南半より、大隅國、薩摩國までを係たる、大名なりしを、やゝ後に至りて、其大名は廢て、鄰國の日向と云名ぞ、其邊りまでの大名には成れりける、故神代紀には、其時の狀を以て、日向襲と書れしものなり、斯て本の襲國てふ名は、わづかに殘りて、其れも日向の中に入て、後に一郡の名になりて有しを、和銅六年に、その邊りの四郡を割て、一國と建られたれば、大隅國も、本は熊襲國內なりしが、中ごろ日向の內には、入りて有しなり、さて薩摩はもと、隼人國と云へり、其事は、第百五十九段の傳に注を見るべし、然れど此には、其國を別に擧ざれば、是も上代には、熊曾の中にこもり、やゝ後には、日向の內に入れりしなり、光仁天皇紀大寶二年の處に、筑紫七國とあるも、日向に大隅薩摩はこもれる故なり、また邇々藝命の御陵を、日向可愛之山陵、とある可愛も、薩摩國なり、此事は、第百四十九段の傳に注ふべし、是また古は、薩摩までをかけて、日向と云し證なり、〕○壹岐嶋は。師云萬葉十五に。由吉能之麻と見え。和名抄にも。壹岐嶋由岐。とあるに因て。由伎を古訓と思ふ人あれど。繼體天皇紀の歌に。以祇と詠み。古事記にも伊字をかき。壹字も由の假字に非ねば。本は伊伎なること明らけし。然れども懷風藻に。伊支連と云姓を。目錄には雪連と書き。またかの萬葉に由吉と有などを以て思ふに。必ず由伎と通はし云ふべき故ある名義と見えたり。〔行きも、通はして、伊伎とも云へり、これも同し例なり、〕故思ふに。天武天皇紀に。齋忌此云ニ踰既ニ。とある齋忌は。伊牟。伊波布。由麻波留。由々志。由豆。伊豆など樣々に云言にて。伊と由と通へり。斯れば齋忌も。古へは伊伎とも云べし。然れば古く此の嶋にして。神祭り坐とて。齋忌のこと有けむ故の名にもや有らむ。〔若くは、神功皇后の、辛國を征に幸行し時などにもや、齋忌、古へは大嘗に限るべからず、〕または辛國へ渡るに。先つこの嶋に

舟とめて息む故に。息ひの嶋か。(されど國所の名は、凡て昔いさゝかの國縁を以てつけ初しが多かれば、後世の空考へは理りこそさも有らめ、實には當れりや否や定め難くなむ、然りとてはた一向に、不可知とて有べきにも非ねば、人も我も心のかぎり、推量り言はするなり。)○天一柱は。本に天比登都柱とあり。師云海中に離れて一ある嶋なれば。如此云へるならむ。(萬葉三卷に、淡路島、中爾立置而、とよめるも、柱と云つべき由あり。)○津嶋。師云萬葉十五に。毛佁布禰乃波都流對馬とよめる如く。韓國の往還の舟の泊る津なる嶋なり。(魏志と云ふから書に、此島のことを、對馬國とあり、此は津島と云を、彼の國にて聞傳へ誤りて、かくは書る物なり、然るを書紀に、やがて此文字を、假字に取用ひて、對馬島と書れたり、津島の假字に、對馬とかゝむは、然る例あれば、さも有りなむを、島字を添られたるこそ、いと心得ね、島々と重ねて云名は有べき事かは、淡海の海など云例とは異なるをや、敏達天皇紀に、津島と書れたる所あり、是れ古の書ざまなり、)○天之狹手依比賣は。記傳に名義思ひ得ず。狹手彦など云人も有れば。名に負よし有る言と聞ゆ。和名抄魚取具に纏てふ物もあり。萬葉の歌にも見ゆとあり。(今按ふに、狹は例の眞に通ふ言、手は妙の切れるにて、稱美へたる名には非じか、)○隱岐之三子嶋。師云名義は。海原の奧中にある嶋と云なり。(神代紀口訣に、奧也、西北之隅謂二之奧一とあるは、似たる事ながら、漢籍にかゝれる故に、事違へり、日本紀纂疏の說も同じ、)三子嶋とは。或說に。此國三嶋ある故に云と云へり。今國圖を考ふるに。まづ此國四嶋に分れたる。其中に。東北方に在りて大きなるを。俗に嶋後と云ひ。その西南方に。(今道五里ばかり離れて、)天之嶋。向之嶋。知夫嶋とて三あり。此三嶋を統て嶋前と云なり。(嶋後に比ぶれば、何れも小し、)三子とは。信に此れをもて云なるべし。○天之忍許呂別。師云名義。忍は大の約りたるなり。神代紀に。熊野忍隅命を。また熊野大隅命とあり。これ通ふ例なり。(また凡河内を、大河内とも有り、これ大を、おほしと云例なり、)許呂はいまだ思ひ得ず。(神代紀に、發二

稜威之嘖讓一とある、此意などにや、凡て建きさまを以て稱るは、古の名の常ぞ、）大神宮儀式に。鴨神社一處。稱二大水上兒。石己呂和居命一。は許呂別の例なり。（今云、神名式に、陸奥國安積郡に宇奈己呂和氣神社あり、姓氏錄に、建己呂命といふあり、然して己呂は、即心なり、其は第六十段の傳に注ふを見べし、）（佐渡嶋。名義は。師云狹門か。此嶋へ舟入るゝ水門の狹きにや。（凡て海に、島門、水門、迫門など云へること多かり、）なほ國形をよく尋ねて定むべし。（此國天平十五年二月には、越後國に併され、勝寶四年十一月に、また一國とせらる、續紀に見えたり、）さて此嶋のみ。亦名のなきは。古より脫たるなるべし。（口訣、また元々集などに、建日別とあれど、是は舊事紀に、次熊襲國謂二建日別一、一云二佐渡島一、と有るを取て云へるひが言なれば、依るに足らず、舊事紀は、古事記に、佐渡島に、亦名のなきを疑ひ、また熊曾國と云は、後の九國に無き名なれば、此を佐渡のことかとも思ひて、おし當に、一云二佐渡島一、と云へるなれば、例の妄り言なるをや、また口訣一本に、達日別ともあるは、後の寫し誤なり、是またに信るに足らず、）〇神代紀に。八嶋の數に。越洲と云ふが入たる傳への三あるに依て。京人上田百樹が考へに。神代紀なる越洲は。古事記を始め古書どもに。此名ある事なく。洲の在所も。先つ人のよく考へたるは見當らず。（師のうずに山陰に、越洲は、海を隔たる洲にも非ざるに、入りたるはいかゞと見え、谷川氏の通證に、越州疑今毛人島歟と見えて、共に精からず、）故按ふるに。越洲と云へるは。即佐度嶋の事なりけり。抑この國は。天平十五年二月以二佐度國一併二越後國一。また天平勝寶四年十一月復置二佐度國一と御紀に見え。此の兩國の間。海上十三里隔れるのみにて。實に鄰れり。（また此島を擧たる條々、みな佐度洲の直次に、越洲を載たり、是れもと佐度洲、やがて越洲なる一證なり、なほ下に云を見べし、）さて師の言れたる如く。高志とは。越後國に。古志郡あれば。他の例に依るに。是より出たる名にて。本は越前。越中。越後。加賀。能登など。みな高志の國內なりしを。後に五國に分れつれど。歌などには。猶な

べて越と云へれば。佐渡國をも。越と云べきなり。北國巡杖記と云ものに。佐渡國加茂郡に。湖あり。竪一里十七町。横十八町ばかりの湖水にして。海際わづかに隔て橋を架たり。貫之の歌に。「汐のぼる越の湖近ければ。濱ぐりも亦ゆられ來ぬらむ」。また俊成卿歌に「恨みても何にかはせむ逢でのみ。越の湖みるめ無れば、」とあり。（百樹按ふに、爲兼卿の哥に、「年を經て積りし越の湖は、五月雨山の森の雫か、」と詠れたるも、此湖をさすか、佐渡國畧風土記に、五月雨山は、雑太郡にありて、羽黒山と云ふ、此山に松茂れりと云り、また同所に、雪の高濱は、羽茂郡小伯村の濱を云といひ、爲兼卿哥に「降つゞく雪の高濱はる／＼と、木蔭も見えぬ越の浦風、」とあり、また越松原は、雑太郡にあり、哥に「塩風にえやは向はむ枝も葉も、背向に立る越の松原、」と見ゆ、右の哥どもは、後世なれば、證とするには足ざれども、見しまゝに記し置なり、）さて神代紀に。雙三生億伎洲。與二佐度洲一。とあるは。億伎國を三子に生給ひしを。億伎と佐度と。兩兒に生給ひしと。傳へ誤れるなり。

其故は。億伎と佐度とは。方位大に隔れるを以て辨ふべし。然れども如此混つる故に。また次に越洲を。別に生給ひしとも傳へたり。古傳には。往往かゝる混雜の有ことなり。然れど其傳への誤りに依て。佐度洲を。越洲と云へりし事も。明かに知られたり。と言へり。（此はいにし年、或人の、百樹が說なりとて、少かおぼえに記せるを見せたるが、然る說と所思ゆるまゝに、此に記しつ、）○雙生は。布多基通宇義廬須。と訓べし。（前にフタゴウミニス、と訓りしは惡かりき、）此は今世にも。胞一にして。兒の二人生るゝを。雙生。と云ふ如く。隱岐嶋と佐渡嶋とを。胞一にして。生給へりと云る傳へなり。然れども此は誤りの傳へなること。百樹が說の如し。（然るに此をも、一傳として載たるは、下文の捨かたきに依りてなり、）○世有二雙生者一。象レ此也とは。聞えたる如く。二柱神の。かく雙生たまへる因緣に象りて。世に二子生む者あり。然れど不祥ことには非ず。と云意を含めて。語り傳へし說なるべし。此の後に。木花之佐久夜毘賣命も。火須勢理命と。火遠理命とを。雙生に

生坐し。(こは第百四十八段の傳を見て知べし、)景行天皇の大后。稲日大郎女命も。大碓命と。小碓命とを。同胞に生給へり。其にいと祥たき例なり。(然るを俗に雙生める者あるを、不祥ことに云ひ、其の生る者も恥なる事に思ひて、人に隠さむと爲めり、此の傳へを思ひて、其非ことを辨ふべし、此雙生の傳へは、よし傳への誤りにもあれ、隠岐國をば、三子に生給へり、なほ此の雙生のことに、論ふべき事ども有れど、其は第百四十八段の傳に注ふを待て見べし、)〇上件。八嶋を生坐す序次。まづ淡能碁呂嶋にして御合坐て。生み始めたまへる淡嶋は。彼嶋の近き鄰なり。次に淡路嶋を胞として。大倭嶋を生坐し。次に伊豫之二名の嶋。つぎに筑紫嶋と生坐し。北へ折れて。壹岐嶋。津嶋を生坐し。東に廻りて。隠岐嶋を。三子に生坐し。次に佐渡嶋を生坐るなり。〇故此八嶋因先生坐之國而。稱大八嶋國也は。師云。書紀にも生坐る次第は。傳々異なれども。八の數は同くて。由是始起大八洲國之號焉とあり。(今云、本文また書紀の文意は、聞えたる如く、皇大御國の總號を、大八島國といふは、此なる八島ぞ、まづ生坐る國なる故に云ふ、と云へるなり、其の八は、大倭島の胞として生坐る、淡路島を入れて、八島なり、)抑志麻とは。周廻りに界限のありて。一區なる域を云名なり。然云ふ本の意は。志麻琉。志自麻琉。勢麻琉。勢婆斯。など云ふ言と同きなるべし。此れ等も取はなち。曠く界限なくは有らで。界限ありて。取しまれる意より云ふ言なればなり。然れば。志麻てふ名も。本は必す海のみならず。國中にて。山川などの廻れる地にも云へりと見ゆ。(其由は、上なる秋津島の下に、注せる説を見て知べし、)また此の大八嶋など云ふ名の如く。いと大きなるにも云へれば。必しも小きをのみ云へるに非ず。(但し小くて、海の中にあるは、殊にめぐりの界限も灼焉ければ、専さる地のみの名の如くにも、自づから成れるなり、)さて嶋洲などの字を塡て書るも。其海の周れる地をいふ。一方に就てなり。(然れど是らの字に泥みて、必す元より海の中なるをのみ云ひ、また小きをのみ云ふ名なり、とな思ひ誤りそ、凡て皇國の言に、漢字を當たるは、全

く當れるもあり、また傍は當りて、かたへは當らざるも多かるを、後の世には、唯ひたぶるに、字にのみ依る故に、言の本の意を誤る事のみ多きぞかし。）さて此の大八嶋の嶋も。海の周りて隔れる。一界の國を云へるにて。其例は。神代紀に。三韓國をも。韓郷之嶋といひ。萬葉集の歌には。海を隔てゝは。大和國の方をさしても。倭嶋とよみ。また此の大八嶋をすべても。倭嶋根と詠めるなど是なり。偖八嶋としも云ふは。海を隔てずて。一連なるをば。幾國にまれ。一嶋として。其數八つなればなり。斯てその八は。例の彌にて。本はただ嶋の數の多かる意の號なりけむを。稍後に。八つの意にとりて。其數を整へて云ひ傳へたるか。とも疑はるめれども。古事記に記されたる八つにて。畿内七道の諸國みな備はり。また他の嶋々は。一つも交らずして。餘れるも無く足ざるも無れば。本より八の數は動かざるにこそ。（書紀の傳々には、此内に他の島々も交れるが有りて、八の數の動くも有れど、古事記の正しきに就きて定むべきなり。）さて此號は。外國に對はず獨だちて。天の下を統言ふ號なり。八千矛神の御歌に。夜斯麻久爾とよみ給ひ。倭建命の御言に。吾者坐纏向之日代宮。所知大八嶋國。大帯日子淤斯呂和氣天皇之御子ゝと宣たまひ。孝徳天皇の詔にも。爲現明神御大八嶋國天皇。とのり給へり。公式令の詔書式にも。朝廷の大事に用ひらるゝ詔には。明神御宇大八洲。天皇詔旨。とのり賜ふと見えたり。（或人問けらく、次にもなほ生坐る島々はある物を、先八島を限りて、國號とせるは如何ぞ、答ふ、上の八島は、次第に生廻りて、旋り竟て、本の淤能碁呂島の方へ復り給ふまで、一周に生坐る故なり、其旨次の語に、還坐之時とあるにて著明し、）

〔九〕然後還坐之時。生給吉備兒島。亦名謂建日方別。次生給小豆島。亦名謂大野手比賣。次生給大島。亦名謂大多麻流別。次生給女島。亦名謂天一根。次生給知訶島。亦名謂天之忍男。次生給

兩兒島。亦名謂天兩屋。故處處之小島者。皆澹沫之凝成矣。

然後は。佐氐能知と訓べし。(サはシカの切れるなれば、然して後と云ふに同く、上の大八島國を生竟まして後、と云へるなり。)○還坐之時は。師云上の八嶋を生廻りて。本の淤能碁呂嶋の方へ還り給ひしを云なり。備次の吉備兒嶋より次々は。みな淤能碁呂嶋より西にありて。今還り給へる路には非ねば。其は既に還り坐て。また更に西の方へ生つゝ幸行なり。(故れ上の八島は、限りて國號にもなり、此より次なる島々は、別物となれるなり。)○吉備兒島師云。吉備は後に三國に分る。和名抄に。備前。(伎比乃美知乃久知。)備中。(吉備乃美知乃奈加。)備後。(吉備乃美知乃之利。)とある是なり。吉備中國。仁徳天皇紀に見ゆ。(こは當昔旣に、三に分れて有りしにや、但し此後も多く、吉備國とのみあり、天武天皇紀に、吉備國守なる人見えたるは、三國を統たる守にや、また同紀に、吉備太宰と云職もみえたり。)また和銅六年に。備前國の六郡を分て。美作國と爲られたり。名は黍より出たるなるべし。(和名抄に、黍は木美と有れども、美と備は、古へ常に通はし云へり。)兒嶋は。仁德天皇段にも見ゆ。吉備國に。兒の如く附る故の名なるべし。(或説に昔百濟國の人、兄弟三人、いまだ兒なりしとき、吾か朝に來り、吉備國にして、一つの島に止まれり、其の旗幟に、みな兒と云字を記したる故に、其島を兒島と名く、其兄弟その後三宅を姓とし、宇喜多とも稱れり、これ此國の、宇喜多家の先祖なり、と云へるは、凡て信られぬ説なり。)萬葉六の巻に歌あり。後に備前國の郡なれり。欽明天皇紀に。備前兒嶋郡とあり。和名抄に。兒嶋。(古之末。)郡是なり。(さて神代紀には、此島大八島の一つに入れり。)○建日方別。崇神天皇紀に。天日方奇日方命とある人を。姓氏錄に。久斯比賀多命とあり。これ日方の例なり。また日方と云ふ風もあり。萬葉七に。天霧相日方吹羅之云々と詠めり。(なほ日方てふ言の由は、神武天皇巻に注ふを見るべし。)○小豆嶋は。師云。備前と讃岐との間の海中に。讃岐の方によりて在り。(淡

路島の西、兒島の東なり、)桓武天皇紀には。備前國兒嶋郡。小豆嶋とあり。今は讃岐國寒川郡に屬り。此嶋應神天皇紀の大御歌に見えて。伊豫二名嶋の下に引るが如し。(彼時淡道より、吉備へ幸行すとて、此島に遊び坐しことも見えたり、)名義未だ思ひ得ず。字も正字か借字か。定めがたし○大野手比賣。名義。師は未思得ず。若くは鐸か。と言れたり。式に河內國大縣郡に。鐸比古神社。鐸比賣神社あれば然も有べし。○大嶋は。師云周防國大嶋郡是か。此の郡は。離れたる嶋にて。今八代嶋といへり。上關の東。安藝の嚴嶋の西南にあり。(長さ今の道八九里ばかり、橫五六里ばかりなる島なり、)萬葉十五に。過大嶋鳴門而云々。巨禮也巳能。名爾於布奈流門能、宇頭之保爾。多麻毛可流登布。安麻乎等女杼毛。とよみ。(此の鳴門今もあり、大畑迫戸と云て、周防の地と、大島との間の迫門なり、潮滿たる時は、鳴響いと高くて、舟人の恐るゝ處なりとぞ、)國造本紀に。大嶋國造とあるは。(阿岐の次、周防の前に載たれば、)皆此の大嶋なり。後撰集戀の一に。「人しれず思ふ心は大嶋のなるとはなしに歎くころかな。」同四に。大嶋の水を運びし早船の云々。これらも同じ。(此の後撰集なる大島を、備前とするは誤なり、)また筑前國宗像郡神湊より。今の道三里北の海中にも。大嶋あり是か。(胸形中津宮と申すは、此島なり、)源氏物語玉鬘卷に。「船人も誰を戀とか大嶋の。うら悲しげに聲の聞ゆる。」と有るも。此の大嶋なり。(河海抄に、大島、筑前國なり、鐘御崎の近邊とあり、鐘岬の西の方に當れり、)また肥前國松浦郡。平戶の東北の方にも大嶋あり。是か。(肥前の北、壹岐島の南なり、)此外なほ國々に。大嶋と云は多く有れども。此なるは。右の三の內なるべし、(餘はみな非じ、雄略天皇紀に、吉備臣田狹が子、弟君てふ人、百濟より貢れる、今來の才伎どもを大島の中に聚へて、風候ふと託稱て、淹く留まれりと見え、繼躰天皇紀にも、加羅國に遣はし、御使、物部伊勢連父根、云々の由にて、却還大嶋とあるは、右の肥前のか、筑前のか、二つの內なるべし、)また神代紀に。越州次生大嶋とあるも。此なると同じかるべし。(然るに、伊豆の大島なりと

云は、西の國國の大島どもを、知らざる者のひが說ぞ。)さて書紀には。此嶋も大八洲の一つなり。○大多麻流別。師云。名義未思得ず。若くは。多麻は玉にて。流は泥の誤りにも有むか。(記中泥を流に誤れる例あり。)泥は稱名なり。○日女嶋は。本に女嶋とあり。師云。日字の脫たるなり。(今此の師說によりて、日字を補へり。)此は今筑前の海中。玄海嶋と。肥前の名兒屋との間の海路にて。同國の唐津より。今の道二里ばかり。東北の方に有り。と云ふ姫嶋なるべし。(また豐後國直入郡の、東北の海にも、姫島あれど、其には非じ。)攝津國風土記に。昔新羅國有二女神一。遁二去其夫一來。暫住二筑紫國伊伎比賣嶋一。云々とある。(今云、こは難波比賣碁曾社の故事なり、垂仁天皇卷に載して、委く說くを見べし。)此の伊岐比賣嶋と云へる。即かの筑前のなり。名の義は。彼の女神の來て。暫住たまひし由緒なるべし。(また出雲國島根郡にも、比賣島と云あり、風土記に見ゆ。)とあり。此の日女嶋の在所のこと。前には此の師說に依れりしを。後に己が敎子なる。豐後杵築殿人小串重威が。此は我か豐後國國東郡なる。伊波比洋の。西南にある姫嶋にて。記傳の說は信がたきよし。委く考へて。日女嶋考と云を著せり。此說さることなり。(こは己が三五本國考の附錄と爲つれば、此に記さず、其書に就て見べし、かくて大島も、周防のなるよし云り、此も然るべし。)○天一根は。師云。上の天一柱の名義と同しかるべし。根は稱名の泥か。(また島根と云こともあり。)○知訶嶋は。肥前國風土記に。松浦郡値嘉嶋とありて。景行天皇巡幸の時に。志式嶋の行宮に御在て。西海を御覽し。阿曇連百足てふ人して。此嶋を察しめ給ひし事を記して。於レ玆勅云。此嶋雖レ遠。猶見レ如レ近。可レ謂二近嶋一。因曰二値嘉嶋一。或有二一百餘近嶋一。或有二八十餘近嶋一とあり。(師は風土記の全本を見られざりしか、釋紀に引たる畧文を引て、此勅は、何れの御世にか有けむ、と言はれたり、猶この全文は、景行天皇卷の本文に採りつれば、委くは、彼の御卷の傳に注ふを見べし。)師云。聖武天皇紀に。松浦郡値嘉嶋と見え。和名抄にも。松浦郡鄉名に載たり。按に此嶋は。今の五嶋。平戸などの嶋々を。

總稱なるべし。(或人、今筑前、肥前の堺あたりより、北の海中に、ちかの島と云ありと云へども、其には非ず。)其故は。此の嶋歴史に見えて。清和天皇紀貞觀十八年の下の文にても。大なる嶋と聞え。在所もよく叶ひ。風土記に數多くある由云へるも、能く叶へればなり。(五島、平戸は、肥前國の西北の海より、西の方へ遙に聯なりて、多くの島島あり、今も松浦郡に屬り、後に平戸と云は、かの庇羅鄕より出たる名なるべし。)○天之忍男。師云忍は。上の忍許呂別の忍に同じ。(式に、陸奥國行方郡押雄神社あり、こは忍男の例なり。)○兩兒嶋は。師云此より外に。古書には見えたることなし。在處も詳ならず。古今集の顯昭註に。明石の沖は。遙にちり〴〵なる嶋ども見え侍り。ふたご嶋。みなほし嶋。たれか嶋。くらかけ嶋。家嶋など。打散たるやうに侍る云々。(袖中抄にも此趣あり。)餘材抄に。顯昭の申されたる島々は。明石よりは遙に西南の方にあり。未たよく彼の邊りを見ずして。推量に申されけるにやと云り。(今按に、神名式によるに、家島は、揖保郡なれば、兩兒島も、

明石よりは遙に西なりとも、なほ播磨國にては有べし、然れど次第を思ふに、此の兩兒島は、其には非じ、なほ西方筑紫の邊にぞ在べき、今肥前國長崎の西南方、祝島といふ島近き海路に、二子島とて、小き島二つ並びて在りと云ども、其などには非じ、また或人は、長門國の北の海中に、二生島と云はありと云へり、此島のこと、西海路をかよふ船人などに問て、よく尋ぬべし。)若くは書紀に。隱伎洲と。佐渡洲とを。雙生たまふと有る傳へを誤りて。別に一嶋の名と傳たる物か。(今云、また追つぎの考に、筑前國の或人云おこせけらく今筑前國遠賀郡の北の海中に、島鄕と云所あり、東西五里、南北一里なる島にて、二十村あり、其内に二島村と云ありて、其處に小島二つあり、此によりて二島村とは云なり、此の二つの小島、いづれも周り九十間ありて、岸けはしく、何方よりも上り難し、矢箆竹おほく生て、大きなる蛇すめり、長門國の北の海中に、二生島ありと有るは、是を誤れるなるべし、此島海上より見れば、長門に屬るが如くなれども、長門の島には非ず、二生と云

名も違へり、即二子島と云なりと云ひ遣せたり、兩兒島是ならむか、然れどこはなほ決め難し、とあり〕〇天兩屋。名義。上の一柱。また一根の例を思ふに。此嶋は兩兒に生給ひし故に。何となく兩屋とは稱へしにや。〇上件六嶋の序。在所詳ならぬも有れど。師説の如く。先は東より生つゝ。西へ幸せり。四海に。嶋はしも甚多なるに。八嶋に次て。只此の六嶋を擧たるは。故ある事なるべし。〔師はまた上代に、殊に名高き限りを擧たるにも有らむか、とも言はれたり〕二柱大神の所生坐る。必す此の六つには限らじとぞ思ふ。〔六島みな西國なり、凡て神代の古事は、多く西國になむ有ける〕其は次の條に採れる本文に、國の八十國。嶋の八十嶋を生給ふと見え。右の嶋々の外に。なほ近き邊りに。同じ水土なる嶋々の。多きを以て知られたり。〇故處々之小嶋者。皆潮沫之凝成矣とは。大八嶋は更なり。彼の六嶋の外にも。我が近き邊りなる同じ水土の嶋々を除て。なほ多かる嶋々は。二柱大神の生坐るに非ずとなり。其は師説の如く。處々の小嶋と有るは。必しも小き嶋のみに限らず。皇國の外なるを。皆凡て如此は云へるなれば。其中には大きなるも有るぞかし。然れば皇國の水土に異なる。諸の外國ども。大きなる小きを云ず。皆此の内なること知べし。若然らずとせば、外國々は、何して有りとせむ、然るを此に、處々の小島とのみ云るは、眼の及ぶ際りの國々を、打見るまゝに、語り傳へるにぞ有ける〕さて師説に。二柱神の生坐る嶋々の。亦名どもを。其の國御魂神の名と謂ふは非なり。此は唯に其の嶋國を指て云る名なり。斯て其名の女男ある所以はいまだ知らず。〔國のみならず、山にも女男あり、古へ大和國なる、三山の妻爭ひのこと、播磨國風土記、萬葉一卷などに見ゆ〕と言れたるに就きて猶思ふに。前段豐日別の下に引たる。豐日別宮傳記に。豐日別國魂神と申すは。伊邪那岐命の靈神なりと有り。今この由を考ふるに。嶋々に女男の名あることは。共に二柱神の御間に生坐れど。國によりては。男神に屬と。女神に屬との別きありて。人こそ得知らね。人に女男のある如く。其の形質に。女男の差別、おのづからに具りて。二柱神の御魂

の別り留まり。其れやがて國魂なるを嶋と御魂を相ひかねて。女男の名をし負別たりけむ。(其は下の條々に、大山津見神、野椎神、因二山野一持別而云々、速秋津日子神、速秋津日賣神、因二河海一特別而云々、などあるを思合するにも、島々に女男の名あるは、二柱神の持別給へる、謂れありげに思はるゝなり。)然るは天地の成れる始めより。女男の理神隨に備り。其理りに因循ひ坐て。國生坐る二柱神に坐せば。其の生給へる嶋々にも。然る理の備はりけむは。實さも有べき義にこそ。但し身一つに生給へる嶋なるに。面の數有けるを。面ごとに。女男の名の替れるは如何。と云ふも有むかなれど。神代には。八俣遠呂智なども有つれば。身一つにして、面あまた有けむを疑ふべきに非ず。(然るは赤縣洲の往古にも、身一つにして、頭あまた有ける物の多かりし由、古書等に記せるを、皆僞りとは云べからず、また後の世に、稀には人にも、頭二つある兒の生れたるも有と云ひ、また兩質とて、女男の情を兼たるも有とか、また正しく鳥獸には、身一つにして頭二つあるを見たる

事も有けり、また草木なども、正しく女男の別りつゝも、牡木牡草に、女種もまじり生り、牝木牝草に、男種も交り生るを思へば、神隨なる道に、固より然る理の備れる事と見えたり)また若くは。身一つなりと云は。後に現に見えたる形狀を以て言ひ傳へたるにて。人にこそ見えね實には。其身の區別有けむも知るべからず。(また世の始め大虚に生出たる一物の、陰陽交合の狀なりしをも思ひ合せて辨ふべし)爰に或人問ひけらく。二柱大神の。人の兒を產如くに。國土を生給ふと云こと甚疑はし。此は其國々の神を生給ふを云か。實は國々を巡りて。經營り給ふを。如此言なせるにも有べし。其の故は。初天神の大命にも。修二固成是漂在國一とこそ事依し給ひつれ。國を產成せとは詔はず。いかゞ。答ふ。此を疑ふは。師の言の如く。例のなま賢しらなる戎意にして。神の御所爲の。奇く靈くして。測り難きを知ざる物なれば。論ふまでも非ず。但しかの。天神の大命のことは論ひあり。其はまづ豫美都國段に。男神の御言に。吾與レ汝所作之國。未二作竟一故。可還とあ

るは。既に産生は爲給ひつれども。未だうるはしく經營成し竟ねば。還り坐して經營成し。また更に國生給へ。と詔へるなり。(經營なし竟たまふは、大名牟遲、少毘古那神の時なり、)其は平坂段に。女神の御言に。吾與レ汝既生國矣。奈何更求生乎。とあるは。男神の右の御言の。御對なるを以て知べし。(此御言にて、二柱神の、人の兒を産ごとく、國生給へる事は論ひなきを、世々の學者たちの、此を誣ひて、經營の事に云ひ成さむと欲るは、何ちふ僻見ぞも、)然れば。初めの天つ神の大命は。かの漂蕩へる物を固めて。先づ國土産べき基を成すより始めて。(國産たまふべき基は、即ち淤能碁呂島なり、)國土を産生て。善しく成し固め。青人草を産ことまでを係て詔へるにて。都久流と云は廣くして。産給ふことも其中に存るなり。(若また生とあるも、實はたゞ經營の事なりとなほ言はゞかの御身の成不レ合處、成餘處を尋ねて、麻具波比し給へる事などを、委曲に云るは、何の要ぞや、是ら經營には、然しも關係るべき事ならず、且淡路島を胞とすと云ひ、隱岐島と、佐渡島とを双生ますなど云へるも、みな人の兒を産ごとくに、生給へる故なるをや此は實は師の答へなるを、今已が思ふ旨をも加へて言へるなり、)服部中庸說に。二柱神の。大八嶋國を産給へること、世の人戎意をもて見る故に。是を信ずして。種々生さかしき說あれども。其はみな私說なれば。取るに足らず。たゞ古傳の隨に心得べし。但し其委き狀はいかに有けむ。傳へ無れば知り難けれども。今これを思ふに。まづ天降坐す時に。天浮橋に立して。瓊戈をもて。彼の漂へる物を搔成し。引上給ふ時に。其戈の鋒より。滴り落たる物凝りて。淤能碁呂嶋と成れる。其戈の滴りは。微なる物なれども。其物に因て漂へる物聚り。凝固まりて。廣く大きになりて。一つの嶋とは成れり。(今云、かの指下し給へる御戈は、やがて玄牡にて、搔成し給へる一物は、玄牝にて在ける故に、然は凝固まれること、第五段に注せるが如し、然るに中庸、三大考を著せる當時いまだ予が玄牡玄牝の說を、聞かざる頃なるを如此しも思ひ得たりしは、最も感たき事なりけり、)然れば大八嶋を産給へるも。

其の如くにて。先つ二柱神の交合の滴女神の御腹の内に。合凝成りて然て御腹より產出し給ふところは。微小き物なれども。其物に。かの漂へる物寄聚りて。國土とは成れるなり。(近くは人の身の成る初めにても知べし、父母の交合の時に、滴る物は、微なれども、月を經て兒の形となるに非ずや、また人も鳥獸魚虫なども、生れ出たる時は、なほ小さけれども、漸々に大きになる、其中にも、殊に蛇などは、生れたるなどは、尋常の小き虫なるが、年久しく經て、大蛇となるに至りては、殊の外に大きなる形ならずや、また草木も同じことにて、生ひ初たる二葉の時は、いと小けれども、年を經ては、雲居をしのぐ大木となるなどをも思ふべし、)神代の開の年序は。いとも久しき事なれば。此國土も產出し給へるより。全く國土と成竟るまでは。幾萬歲をか經けむ。其間には何ほども大きになるべし。殊に國土の初めなどは。產靈大神の殊なる產靈に依りて成れる事なれば。女神の御腹より產出し給へること。更に疑ふべきに非ず。然て國を產成し賜ひて。國土と海水と分れて。漸漸に大地は堅まれるなり。(今云、二柱神、國土を產成し給へる傳へを、生戎意なる徒の、得信ざるは然る物にて、同じ鈴屋の鈴音聲ける徒さへに生倭心なるは、信がてに思ふ事なるを、中庸が說さとし得て、最も感たし、然は有れ、是にもなほ悟らざる人あるが故に、予が天說辨々などの書は出來にけり、此に就て思ふに、諸越ぶみ、遁甲開山圖といふ物に、麗山氏產二生山谷一元氣分自レ此也、と云るを始め、相似たる說等多く、遠き西の國なる古傳を載せる物の中に、世の初に、天神既に天地を造り竟りて後に、土塊を二つ丸めて、男女の神と化たるが、男神の名を阿陀牟といひ、女神の名を延波と云るが、此二人して、國土を產たりと云ふ說の聞ゆるは、正に此の古傳の訛りなりかし)さて外國々の初めは。二柱神。大八嶋を生給ひて。國土と海水と。漸に分るゝに隨ひて。此處彼處と。潮沫の自づからに。凝固合たるどもの。大きにも小くも成れる物なり。是はた產靈大神の產靈に因りて。成れる事は等けれども外國は。二柱神の產給へる國に非ず。これ皇國と初より尊き卑

き美き惡き差別の分る丶所なり。然後に。外國はみな。少毘古那神の天降らして。經營給へるなり。此れらの事ども。古事記傳に見えたり。披き見て然る所以を知るべし、と言へり。此事記傳には、ただ少毘古那神のみ、外國々を造り給へる由を記されつれど、己其説を梯として、猶委く外國籍どもを考へたるに、漢土を始め、外國々を造れる神は、少彦名神のみならず。此の二柱神まづ渡りまして、事始め給ひ、次に速須佐之男命もかの國形を定め給ひ。其後に大國主神わたり坐て、種々の事ども敎へ給へるが、少毘古那神は、其神たちに副てぞ功を成し給ひける。其は赤縣大古傳に、委く考へ記せるを見て知るべし。）さて此大地のもとは、始め大虛中に成出たりし頃は。滲々として堅まらず在ける中に、かの御柱を立給ひしより。締り固まり。圓體と成りて、虛空に懸れば、何方を上とも下とも、横とも、云べきに非ず、と思ふ倫も有めれど、謂ゆる北極に當る所、これ大地の首。南極に當る所、これ大地の尾なり。（此は古今の天學家の、論ひ定めたる説なれば、今更に委くは云ず。）かくて皇國は、大地の額たる所に位して、卽大地の前面なり。是をもて天日を、や丶南の方に受るなり。（或人問けらく、然らば天日を南のそらに望む國々は、皆地の額と云べし、額いかでか皇國に限らむ、答ふ、皇國の地の額なることは、天日を南に望む故に、然りとするには非ず、固より額なるが故に、天日を前に望むなり、然れば皇國と同じ樣に、天日を南の空に望む國あるは、偶に皇國の東西に當る度に近きが故にて、謂ゆる枕骨鬢先など云ふ邊りの如くなれば、天日を同じ樣に望めばとて、額と云べきに非ず、額の左右後に當れり、是をもて其邊に當る國々、氣候は大かた皇國の氣候に相類て、其餘の國々には、甚く勝りて聞ゆる事ども有り、然れど皆共に、神の産給へる國ならねば、水土は甚く劣りて、卑しく惡く、戎夷の風は免かれざるなり。）大地に上下前後の、神ながらに具はれること、天地の實理に、ふかく思ひを潛めむ人は、萬國の全圖を見たらむにも、其有狀を速に悟りなむ物ぞ。○この大八州の國々嶋々の御靈の御功德を總稱へて。生島足島と申し。

また生國足國とも稱す。其はまづ此神の事は。古語拾遺に。神武天皇の御世の事記せる處の。皇天二祖神之詔命に從り。神籬を建て。祭り給へる神の中に。生嶋是大八洲之靈。今生嶋巫所奉齋也。と有りて。神名式に。神祇官西院坐生嶋巫祭神二座。（並、大、月次、新嘗、）生嶋神。足嶋神とありて。古へより最重く祭らせ給へり。即ち八十嶋祭と云是なり。（舊事紀にも、生嶋是大八洲之靈、今生嶋巫齋祀矣、と見え、）清和天皇紀貞觀元年正月。奉授神祇官無位生嶋神足嶋神並從四位上。また同年二月授正四位下と見ゆ。（攝津志に、生嶋祠、在河邊郡栗山村、相傳、此地嘗爲生嶋神祭田、故有此祠と云り、）さて此神を祭る祝詞に。生嶋能御巫能稱辭竟奉。皇神等能前爾白久。生國足國登御名者白氐。稱辭竟奉者。（一神に二名を負せて、二座と祭れる例は、豐磐門、櫛磐門神、太詔戶、櫛眞智神など、なほ例あまたあり、生と足と對へ云例は、生玉足玉、生産靈足産靈、生日の足日など數あり、）皇神乃敷坐嶋能八十嶋者。（嶋とは即國をいふ、次の文に、狹き國者廣久云々と云へるを思ふべし、たゞ語を互にしたるのみなり、）谷蟆能狹度極。（師云狹は借字にて、眞渡るなり、此物はいづくまでも、靈く行き通る物なる故に云り、）鹽沫能留限。（縣居大人云、こは海潮の滿ゆく時、流るゝ沫の、至り留る果といふにて、天の下の遠き限りをたとふ、）狹國者廣久。峻國者平久。嶋能八十嶋墜事無。（おつる事なくとは、漏るゝ事なく、と云が如し、）皇神等能依左志奉故。（皇神の敷坐國の有ゆる限を、皇美麻命に依さし奉ると云るなり、）皇御孫命能宇豆乃幣帛乎。稱辭竟奉久登宣とあり。また臨時祭の式に。八十嶋神祭。（中宮准此、）とありて。（次に祭料の物を載されたり、其は、）五色帛名一匹二丈。絁一匹二丈。絲卅絇。綿卅屯。倭文一端三丈八尺。木綿麻各卅斤。庸布十段。紙二百張。挿幣木一百廿枝。麁御服八具料庸布八段。御輿形四十具。覆料紫帛四丈。鍬四十口。錢三貫文。（二貫文散料、一貫文雜鮮魚、菓子直、）金銀人像各八十枚金塗鈴八十口。鏡八十二面。（二面五寸、八十面一寸、）玉一百枚。太刀一口。弓一張。矢五十雙。胡籙一具。

黃蘗八十枚。鉇堝各廿口。坏八十口。米酒各一石。糟八斗。缶六口。鰒。堅魚。腊。海藻各八籠。鮭五十雙。鹽五籠。槲二俵。稻廿束。席。薦各八枚。食薦八枚。輿籠五脚。明櫃四合。匏十柄。祝詞料絁二匹。調布二端。と見え。また東宮にも此御祭ありて。其料の物をも載せり。(其量は少けれど、品物は同じき故に、此に記さず。)さて次に此の御祭に預り給ふ神々をも記されたり。其は住吉神四座。大依羅神四座。海神二座。垂水神二座。住道神二座。と有りて。此神等の料の物は。座別五色帛各五尺絹五尺。絲一絇。綿一屯。倭文一尺。裹料布三尺。住吉社神主料絹一匹。祝弁大依羅祝。料各布二端。垂水社祝布二端。海神住道社祝布各一端。生嶋巫各絹二匹。布二端。擔夫十人。と見え。右八十嶋祭御巫生嶋巫。弁史一人。御琴彈一人。神部二人。及内侍一人。内藏屬一人。舍人二人。赴難波湖祭之。とあり。(江次第に、八十島祭大嘗會次年、後之、多在大神寶之後云々、袖中抄に、代始めにぞ八十嶋の使とて、内の御めのとたち、八十島めぐりと云ことは侍る、それも島々にて祓すべきを、住吉の濱のこなたにて、西の海に向ひて、諸々の嶋々の神を祭る、と云り。)なほ神名式に。信濃國小縣郡に。生嶋足嶋神社二座。(名神大、)とあるも。同神なるは更にも言ず。和泉國大嶋郡生國神社あり。是も同神か。さてまた攝津國東生郡にも。難波坐生國魂神社二座。(並名神大、月次、相嘗、新嘗、)とあり。(釋紀また或本どもに、生國咲國魂神社とあれど、下に引く御紀、また名神祭式にも、難波坐生國魂神社二座とあれば、釋紀或本どもは取らず、但し生國魂咲國魂とも、舊く稱申せることもこそ有りけめ、)清和天皇紀に。貞觀元年正月。奉授難波生國魂神從四位下とあり。(孝德天皇の紀の本注に、削生國魂社樹とあるも此御社なり、)四時祭式。また臨時祭式祈雨神祭の條などに。難波の大社と出たり。(今も御社難波に在て、生玉社とのみ申せり、)神名式考證に、生玉社記云、明應年中本願寺僧來此處、而創寺院、以神地接境内矣、依斯神惡不潔罸彼僧也、于時懷神殿造替之宿禱而、令神主藤原吉勝告願辭也、數日後起寢床、遂

遷替神殿、其後信長兵燹之日、殿閣悉爲灰燼、纔以神靈遷別處、慶長年中、秀吉築城郭之序、遷今神地云々と云へり、攝津志に、天正中豐太閤加其祭田とあり。)

爾神伊邪那岐。伊邪那美命。妹妋二柱嫁繼而。生竟國之八十國。島之八十島。生給八百萬之神。亦悉生給萬物。然後。伊邪那岐命詔曰。吾所生之國。唯朝霧而薰滿哉詔之而。於吹撥之御氣。成坐神之名志那都比古神。次志那都比賣神。亦云志斗辨神。此者風神也。亦名謂天之御柱命。國之御柱命。此者坐龍田立野神也。故亦謂龍田比古。龍田比女神。

神伊邪那岐。伊邪那美命と云より。八十嶋と云までは。鎭火祭祝詞に依て記るなり。(委くは古史徵に云るを見べし。)さて此二柱神に。神とそへて稱せること。此より外に見えたることなし。(餘神たちには、神皇産靈神をはじめ、神直毘神、神速須佐之男命神吾田都比賣、神大市比賣など猶有り。)此は祝詞なれば。殊に稱へてかく稱せるなるべし。さて伊邪那岐命の。命てふ言を畧きて。伊邪那岐伊邪那美命と連けて。申せる文例を按るに。並ひ坐す神に多く如此狀に云り。其は高皇産靈。神皇産靈神。神魯企神魯美命。大名牟遲。少毘古那神など云るたぐひ。大凡文にあやを爲す處にかく有れば。此も祝詞なる故に。如此は申せるなるべし。○妹妋。此を次第の順に正く云はゞ。妋妹と云べきに。如此かへさまに云ふこと。言狀の一の格にて。女男。尾首。西東など云が如し。(常の言にも、尻首。後前など多くあり、また漢語にも、草木、陰陽など云るもこれと同格なり。)さて妋字は。字書に見當らず。そも〳〵勢と云には。古書に多く兄の字を書て。此は凡ては夫婦兄弟の間のみならず。女を妹と云如く。(女を妹と云ふ例は、第四段の傳に委く云へり。)凡て男を尊び親みてよぶ稱なるを。其に正しく當れる字のなき故に。姑く兄弟の間の勢に就て。當たるものなれば。夫を云

ふに。兄の字を書むことは。いかゞに思ひて。（漢字にも、親族のことに用ふ字は、女に並へるがおほかれば）御國にて製れる字なるべし。（なほ勢ふ言は、第十八段、那勢命の下に、師說を委く注せり）嫁繼は。斗都伎と訓べし。其は師說に。嫁を斗都伎と訓むは。所に就なるべし。と言れたる如くにて。斗は美斗。久美度などの斗にて。處の意なり。（此等のことは、既に第六段の傳に注へり）さて都久とは。その久美處に就て。夫婦の睦を爲すよしなり。（然れば伎を濁りて、斗都岐と訓は非ならむ、また此に就て按に、繼次などの字を今は都岐と濁りていへども、古くは都伎と、清て云ることゝ所思たり、其は次を須伎とも云にて、然は思はるゝなり、さて繼次を都岐と云ふは、付ともと同言なるべく思はる、其は繼は彼と此と付く意あり、次は彼に此の付意あれば也）○生竟國之八十國。嶋之八十嶋は。二柱神の生給へるは。上件大八嶋國と。六嶋とのみなるに。此にかく有るは。一度り如何とも思るれど。猶よく思ふに。彼處々之小嶋者。皆潮沫之凝成矣と有て。實に產給へるには非ねど。此も卽產靈の御靈に因りて。成生出たることは論無れば。其を生給へりと云はむも。違へるには非ざれば。取總て大らかに云へるなり。殊に此は上にも云る如く祝詞なれば。國土生成坐る御功德を善美く稱へたる。上代の文辭なるをや。（祝詞は凡て、かゝる狀に、言を太じく云ものなる故に、稱辭竟とは云なり）○八百萬神とは限なく多くの神々を。取すべいふ古言なること。今更云までもあらず。但し此に如此云ることは論あり。其はまづ伊邪那美命の。豫母都國に往坐ざりし前に。二柱神生坐る神々は。古書どもを熟考ふるに。風神を生坐るが始にて。火神。金神。水神。土神のみ有りて。風神より前に生坐る神は。一柱だにあることなきを。（その由は、次段に云ふを見て知べし）此にかく云るは。傳の誤ならむかと思へど。此本書なる鎭火祭祝詞は。天神の大御口づから傳給へる祝詞言の中に。もとも正き傳說にて。少も紛らはしきふしは無れば。此も決めて深き由あることならむと。猶つら〳〵考ふるに。此は青人草の始めの祖神を。生給へる

傳になむ有ける。(されば此なる八百萬神は、稱は同じかれど、下に八百萬神と云るとは異なり、思ひまがふべからず。)其はまづ青人草の二柱神の御世より。既く有しことの證は。男神の桃に勅給へる御言の中に。青人草のこと見えたるを始め。豫母都平坂段の女神の御言に。汝國之人草と宣ひ。須佐之男命の哭泣のところに。人草多被夭折矣とも見えたり。(此外にも有て、かくの如く青人草の多かるを、此始をいかにと、尋ねては得有まじきものなり、(然れば御祖二柱神の大御世より。既に人草の有しこと炳焉を。古事記書紀などに。その始を云へる傳の見ざるは。たまたまに漏れたるなり。(然るを世々に、學問せし人たちの、此をしも驚かしおかざりしは、疎なりけり。)さて人草の始ならむには。八百萬神とは云まじきが如くなれど。神代の人は。人といへども。猶その量々に。神なる事をもちて。神なりしかば。大らかに加微とは語り傳へしなるべし。(其は神をも、從者、御食人などと云ときは、比登と云は更にも云はず、石屋戸段に、大御神の御言に、此頃人雖多請と詔ひ、海

宮段に、井有人影と、火遠理命のことを申し、崇神天皇卷に、大物主神を、貴人と云ることも有るなどを思ふべし、なほ有を、今は一二つ擧たるなり。)但し加微とはいへども。風火金水土の神等は申すも更なり。また豫美國段に生坐る神等。また御禊の度に生坐る神等の。勝れて神なる神等に比べては德すくなく。其趣も自然に劣りけむ故に。なべては比登てふ稱を負しならむ。(神と云へども、みな人なり、人の中に、殊に勝れて上たる人を神といふ、猶次に云を見よ。)然れば人草てふ稱も。神の少きに對へて。人は多きより云る言なるべく所思たり。(なほ比登てふ言の意、また人草と云ことも、凡ては第二十段、宇都志伎青人草の下に、委く云を見るべし。)偖もはら神なる神等も。人草も共に。二柱神の生坐るなるに。人の威力の。甚く神に劣れる故はいかにと云に。某神某神と申せる神たちを。生坐る事實をつらつら考ふるに。殊なる由ありて。深く所念し入り坐る事の有て。其方に御心を凝し坐るときに生坐る故に。其生れ坐る神等。いづれも其方に。神なる御業の

勝れませる事と所思るを。(この事なほ次々に、委く云を見て思ひ辨ふべし、)青人草を生給ふには。しか御心を凝し給ふことなく。唯多に生まく思欲して。生坐けむ故に。神なる事の。こよなく劣れること丶所思たり。(然は有れど、其が中にも、威力の大なる小き、また思慮の勝劣など有けむは云も更なり、こは今の凡人にも、さる、差別の有に准へて思やるべし、)さてかく固より。人と神との差別の自然に有て。神は尊く人は卑き物と爲たる故に。上代の敎語に。我が御世の事。能こそ神習へ青人草ならはめや。と云語も有しならむ。(此事は、垂仁天皇卷に擧たり、彼處に委く注べし、最も尊き語なるかも、)彼此思ひ合せて。神を人とも云ひ。人をも神と云へれども。實は其所生に差別の有けむ謂を曉りてよ。(此事よくせずは、心得難かるべし、○是に就て凡人の上を思ふに、誰も善子を生ま欲く思はむは、同じ心なるべけれど、其父母とあらむ者の、常に君親には、忠孝に仕へむ事を思ひ、學問の道は更なり、萬の業にも、功しからむ事を、濃く思ひ凝したらむには、其生る丶子、

必其親の氣質を受べき理りなり、世の中の有樣を見るに、多くこれに符へり、但し此は、善きに付て云なれど、惡き方に思ひ凝せるも又然り、彼楠正成ぬしの、最期の一念に依りて、善惡の生を引くといはれしも、唯その期に臨みて、念ふのみには非ず、常に思ふことの、其期に至りて、ます〳〵堅きを云へるなり、然れば挂まくは、畏けれど、皇產靈大神の、伊邪那岐、伊邪那美二柱大神に、この漂在る國を修固成せと詔ひて、天瓊戈を賜へるに、二柱大神、その御心を御心として、思し召し凝し給つゝ、功しみ成給へるに依りて、天照大御神、須佐之男大神の御上は、申すも更なり、其ほか世に太じき功德を爲給ふ神々を、生成給へる御事跡を、畏み〳〵も想像り奉りて、また畏み〳〵も、其御業所に、神習ひ奉り、下が下なる身なりとも、其量々に、其爲べき道に、功しからむ子を求めむと仕へ奉るぞ、人の眞の道には有べき、又しか神習ふぞ、卽神の御恩みの、千々の一も、報い奉る理ならむかし、此は別に記せる物あれば、此に委くは云はず、)さて此に。生給八百萬之神

とあるは。人草を生給へる事と考へ定め。立返りて二柱神に。天神の。修二固成是漂在國一と言依し給へゐことを。滚く考ふるに。彼大詔命の旨は。彼むら〳〵と漂蕩へる一物を。瓊戈もて搔鳴して。先國土產べき基を成給ふより始めて。國土を產み。靑人草を產むことまでをかけて詔へるにて。其が中にも。人草を生給はむことを依給ふぞ。主とある大御心には有ける。(其は國土生固給はむことを、依し給へるを思ふに、靑人草を住せ給はむとの御心ならずは、何の要とかせむ、いとも徒なるわざに非ずや、)故二柱神の。その大御心を御心と爲て。國土產給ひて後に。いと速く。靑人草を生坐るなり。また此後の事實をも考るに。伊邪那岐大神。天照大御神の御言の上に。左に右に。靑人草を愛み給へる御心のほどを。想像り奉るべき御事ども多かり。(そは伊邪那岐命の、桃に勅へる御言に、靑人草之、落二苦瀨一而將二惚苦一時、可レ助也と詔へるを始め、豫母都平坂段の、二柱神の御あらそひの言にも、人草を殺さむ、產むの御言見え、また須佐之男命の哭泣のところに、汝治二此國一則

多二所殘傷一と詔へるも、人草の殘傷れむことをおぼしたる御言なること、其處に云が如く、また天照大御神の、穀物の種の生出たるを悅び坐して、此物者、則顯見蒼生可二食而活一之也、と詔へる御言などを、よく思ふべし、)其が中にも。皇美麻命御天降の度に。可レ治二葦原中國一と詔へる御言を想ひ奉るべし。此はたゞに。國とは詔へれど。葦原中國なる人草を治めよと。詔へるに等き御命なること。此も其處に云ふが如くなるをや。(第百六段に委く云ふべし、)かく必定おきて。神代の事實を見もて行に。今此に。風神を生給ふを始め。次々神々の生坐る事狀の。左ゆき右ゆき。また各々某々に。神德を持分たまふ事狀。また皇美麻命を天降し給へるは。云ふも更にて。御天降の後に。天忍雲根命を。水取にふたゝび天へ奉上たまへるまで。都て靑人草をうつくしみ給ふ。皇祖大神の御心なること。次々に考へ注が如くなるを。愼みてよく思ふべし。熟察ふべし。此事すべて。神代の御典を讀奉る者の。まづ最初に。熟く心得居るべき。第一義なる故に。まづ此にかく諭し

置になん。此旨を思はで。神典を讀まむ人は。徒に字を數ふる人とこそ云べけれ。（或人問けらく、御國の人草の初めは、此に八百萬之神を生給へりとあるが始にて、其裔の、漸くにふえひろごれるなることは、上に云る言どもを以て知らるゝを、外國々の人草の始は、如何して成れる事ぞ、大名牟遅、少毘古名神の、渡り坐るよしも聞えたれば、其御末なるか、もしは外國々の人草の始も、伊邪那岐、伊邪那美命の生給へるなるか、いかゞ、答ふ、外國々の人の始は、御國の古に其傳無れば、其はじめは、いかにして生けむと云こと、知べき由なし、然れども其國々の人どもの、皇國の人に比べては、形貌も異に、こよなく卑陋く見ゆるに就て思ふに、まづ漢國の古傳に、人の始めは、女媧氏と云るが、黄土を摶めて作始め、また泥中に縄絙を引て、其を以て人と爲せるが、貴人は、其黄土の化れるなり、賤者は、其絙もて爲れる人なりと云ひ、其西の極なる國にても、人の始は、天神の魂を摶めて、爲れるなども語傳ふれば、信に外國々の人草の初は、かゝる事にて成けむも知べからず、さて其天神と云は、卽伊邪那岐、伊邪那美命などの御事を申し、女媧氏と云傳ふるも、やがて彼國に渡坐る皇國の神なるを、かゝる名に云傳へたるにも有べし、然もあらば、其神々の御裔も、必有べき理なり、假令塊を摶めて爲れるにも有れ、泥に絙を引て生たるにもあれ、皇産靈大神の御靈に因て、成れることは論なし、また印度の國初には、大梵天王と云が天降りて、世間を造立し、人種萬物をも、化生したる由云傳ふるも、必我が古傳の訛りならむと思はるゝなり、是らの事等は、殊によく考へ明すべき事なるを、既に思ひ寄れる事もなきには非ねど、容易からぬ業なればこの古史の神代の、傳の草稿を書畢たらむ後に、委く考へ著さむとす、）〇悉生給萬物は。悉は許登許登邇と訓べし。此は鳥獸蟲魚。すべて活とし活る物は更にも云はず。世に有と有る物の。始祖を生給へるを云ふ。（師説に、萬物の神を生給へるならむ、と云れつれど然らず、其は前後に云る說をも、考へ合せて辨ふべし、）上にも云如く。八百萬之神と有るは。有ゆる靑人草の始の祖を云ひ。

此に萬物とあるは。其青人草に對へて。其他の萬物を云へるなり。唯朝霧而薫滿哉は。朝は佐と訓べし。朝字をしも書るは。霧は多く朝に立つ物なれば。其意を以て書るなるべけれど。字のまゝに。阿佐と訓むは非なり。(序なればいふ、朝はもとサにて、阿は加はりたる言には非ざるか、然もあらば、其佐は、早を佐といふと同言にぞ有べき、)佐霧とは。師説に。佐は眞と同意の言なり。佐牡鹿を眞男鹿とも云るにて知べし。また佐夜中は眞夜中。佐衣は眞衣といふに同じ。(此餘も、佐某と云こと多し、皆同じ、)また地名に。佐檜前など云は。眞熊野など云と通ひて聞ゆるを。その眞熊野を。御熊野とも云て。眞と御と通へるに。大祓詞に。朝之御霧。夕之御霧とあるを以て。狹霧は眞霧なることを知べしと有り。薫滿とは。霧の立こめ棚引たるを云ふ。(俗に迦須美の立つ、また母夜の降たるなど云ふ、即ち是なり、さて迦遠理と云ふ言。今は香にのみ云へど。烟にまれ。香にまれ。霧にまれ。棚引ひろごれる物を云言なり。冠辭考に。萬葉に。朝霞鹿火屋之下に云々。この冠辭は。朝霞の加乎留といふ語なるを。略きて。かの一言にいひかけし成べしと云はれ。此の朝霧而薫滿之哉。とあるも同く。また萬葉に。鹽氣能味。香乎禮留國爾とも云ひ。古へは雲霞烟霧などの曇るを。加乎留と云つれば也。(今昔物語にすら、烟の薫り合たる中より、かきまぎれて云々と書き、)と云れ。神樂歌に。伊勢之末乃也。安末乃止女良可。太久保乃計。於介於介。多久保乃計。以曾良加佐支仁。加保利安不。於介於介。など見ゆ。(この加保利は乎と保と假字は違へれど同語と思ゆ、其は上の、鹽許袁呂々々に搔鳴し、とある許袁呂は、冰と同言なればり、押て知べし、さて此に薫字をしも書るは、加袁理てふ言のかく弘くて、正しく此言に當べき字のなき故に、姑く香の方に就て、此字を當たるならむ、)さて此時は。國土は產成し給ひて。未いくほどもあらざる世なれば。晴ることなく。唯狹霧のみ立こもれりしなり。○吹撥之御氣は。氣は伊夫伎と訓べし。萬葉二巻に。神風に伊吹惑しと詠み。近江國に。伊夫伎神社と云も有りて。國土に霧の立こめくもれるを。

吹撥はむと。所念し凝らし、御靈によりて。其御氣に。神の生坐るなり。さて此吹撥ひ坐る御氣は。やがて風の始にて。(此より以前に、風は有こと無し、)其風に因て生出坐し。即其を掌たまふ神なる故に。風神とは申すなり。(志那都比古神。志那戶辨神。名義。志那は。書紀纂疏に。息長と云むが如しと有り。此意なり。(長を那と云へる例は、式なる伊豆國加茂郡、伊波乃比咩命は、磐長比賣命に坐を、文德天皇紀に、石奈比咩命とあり、)其は此二柱神は。伊邪那岐命の。薰滿る雲霧を。撥たまふと爲ては。御息を長く吹たまふべく。其御氣より生給へる故に。息長とは申すなるべし。(風をシともチとも云ふ)縣居翁說に。萬葉の歌に。志長鳥と云るは。鸊鷉のことにて。息長鳥と云むが如し。また二十卷に。「にほどりの於吉奈我河波。と連け詠るを以て知べし。(今云、於吉奈我河波は、息長川にて、近江國坂田郡なり、)此鳥水底に入て。浮出ては長く息つく故に。云かけしならむ。と言れしは然言なり。さて此二神の御名の都は。例の之に通ふ助辭なり。女神の御名の斗辨といふ斗は。これも之に通ふ斗にて。助辭なるべく。辨は大斗の辨神の辨と同く。賣に通ふ辨なり。然れば此御名は。息長之女神と云むが如し。(斗辨を引連けて、女の稱名なり、と云れし師說は信がたし、其由は、伊斯許理度賣命の下に云べし、)さて師說に。科戶之風とは。此神の御名より云て。凡ての風のことなりと有り。(西北の風を云とは、後世のことなり、)○天之御柱命。國之御柱命。名義は。男神を天之と云ひ。女神を國之と云て。美稱たるなり。(天といひ國と云て、女男神を別ちたることは、即風神祭詞に、我名者、天之御柱命、國之御柱命云々と有て、末文に、奉宇豆乃幣帛者、比古神爾云々、比賣神爾云々と有にて知べし、)さて御柱とは。縣居翁言に。即風のことなりと言れしを。師も信に然るべきなり。天と地との閒を支持ものは。風なればなり。と云れたるは然言なり。其は柱の波志は。閒橋など、同義なるをも思ひ合せ。また天稚日子段に。下照比賣之哭聲與風響而達于天。と有を始め。速飄神の事などを思ふにも。(是を以て漢籍にも、風者天地之使也、な

ど云へる語ども多く見たり）風は天地の間を。通
ひ持つ物なる故に。負せ奉れる御名なること炳焉
し。（今現に、東風の吹ときは、東方の物音香など
よく聞え、南風の吹ときは、南方の事の、よく響
くをもても、風は、天地の使なる理を悟るべし）
かくて又按ふに。摠て神を祈奉るに。遙拜とて。
遠き境に坐す神に。祈言を申す。其言の。其神に
達えて祥あることも。皆此神の御德に因ることな
り。（また我が言の、彼が耳にきこえ、彼が言の、
わが耳に聞ゆるなど、みな同じ理なりと知るべし、
然れば此を熟思ひて、神を祈るには、必其以前に、
まづ此神に、其事を願申して後に、其神を祈申す
べき理にこそ）さて風は。伊邪那岐大神の御息よ
り起れるに就て思ふに。凡人の氣息も卽風にて。
音聲を爲し。語言を爲すも。皆此神の御靈を蒙り
奉れる事なるは云も更にて。此氣息を身に持てる
間を生と云ふは。息と同言にて。命と云も。息内
といふ言なるべく。死は息去なるべし。（死ること
を、息絶と云ふにても、此意の言とは聞えたり、
風をも息をもシと云ことは、既に上にいへり）然
れば息長帶比賣命を始奉り。（息長水依比賣、息長
日子、息長田別王、息長眞若中比賣、息長眞手王、
息長宿禰など云名見え、また姓にも、息長君など
あり）息長てふことを號たるは。（老翁をオキナと
云も、息長の義なるべし）皆命長かれと。祝たる
になむ有ける。（此を思へは、壽命を長くと祈るべ
き神は、此大神になむ坐ましける）○龍田立野。
神名式に。大和國平群郡龍田坐天御柱。國御柱神
社二座。（並名神、大、月次、新嘗）龍田比古。龍
田比賣神社二座とあり。（此神の、此處に鎭坐ます
由は、崇神天皇卷に見えたる、其處に委く云ふべ
し）縣居大人說に。此社は。龍田山の西の麓なる。
立野と云所に坐ぬ。（今も此處を立野村と云り）其
立野の杜の。瑞垣の内に。東に向て大なる社二つ
あり。これ比古神比賣神なり。（その大社の東に小
社あり、是は後に齋るにて知がたし、さて今法隆
寺の所に、よろしき社二つあり、此を龍田の本宮
ぞと云ひなすは、例のいつはりなり、こゝは立野の
御旅所なること、今もしかり、また此社のうらに
窟のあるは、古へ陵墓の地なる事しるし、然るを

此處をのみ拜みて、立野のもとを知らで過る人あり、立野は、その法隆寺より南のかたへ、今の道二十町ばかりあり、木深くて物ふりたる社なり、必行て拜むべし、(今云式社考に、以上四座同宮地、今法隆寺坤、別稱龍田者離宮也とあり、)さて天御柱國御柱神社と。龍田比古。龍田比賣神社とを。別に擧られし。今も別社に齋奉るは。和魂荒魂のよしか。(また一神も、二名負するは、其功に依て、別に齋ふ類なるか、)萬葉歌に。龍田彥。勤この花を風に落すな。とて次歌に。風な吹そと打越て。名に負る社に風祭り爲な。とあるなどを合せて知べきなり。(但し上に擧たる哥に、龍田彥と云るは、哥なれば、一神を云のみ、後世の哥に、龍田姬と申すも即これなり、)と云れき。(此は祝詞考に記されたるを、こゝに抄出たるなり、委くは本書に就て見べし、)さて天武天皇紀。白鳳四年四月癸未。遣小紫美野王。小錦下佐伯連廣足。祠風神于龍田立野。とあり。是より始めて。次なる持統天皇御世までは。大かた每年の四月七月に。廣瀨社と共に祭り給へるよし。御紀に見えたり。(然るに此前後の御代々に、此事の見えざるは、何なることにか、)此後は。稱德天皇紀。神護景雲三年七月。遣使奉幣於五畿內風伯。と云事あり。(龍田社とも、風神とも稱ずして、風伯としも記し給へるは、此頃は、漢學の專ら行はれたる御世なればなり、此後にも時々みゆ、)桓武天皇紀延曆十八年六月戊子勅。祭祀之事在德與敬。心不致敬神寧享之。廣瀨龍田祭所以鎭弭風災禱祈年穀也。而大和國司觸事怠慢。都無肅敬。差遣史生。祗承朝代。祀無報應。職此之由。自今以後。守介一人。齋戒祗承。若有事故。聽遣判官。と見ゆ。(信に宜なる大御言なりけり、)嵯峨天皇紀。弘仁十三年八月。奉授龍田神從五位下。と見え。文德天皇紀。嘉祥三年七月。龍田天御柱命神。國御柱命神並加從五位上。また仁壽二年六月。大和國天御柱命神。國御柱命神並加從四位下。また同年十月並加從三位。と見え。また淸和天皇紀貞觀元年正月。奉授正三位。と有り。また。陽成天皇紀。元慶二年七月。大和國龍田社造立倉一宇。爲納神寶也。など云ふことも見

え給へり。(右に引出たる事ども、大かた廣瀨社と、同樣に成し給へり。)なほ此神を祭れる社は。神名式。伊豆國那賀郡。國御柱命神社。(この社に並て、稻宮命神社あり、こは今君澤郡土肥村に坐す古社にして、末社多く社邊の稻、六月の初に熟す、故に稻宮と云か、今は神明と云、と伊豆志に云り、此社の並坐すこと、廣瀨龍田と並べて、古へいつもいみじく祭り給へるに由あり、また鄰郡田方郡に、廣瀨神社も坐ませり。)河內國石川郡に。科長神社(この御社は、今山田村と云地に在て、八社大明神と稱すとぞ。)など有り。また倭姬命世記に。大御神の攝社に。風神志那都比古神。(龍田同神也。)とあり。(神祇本源に、此社の神躰を、八咫鏡坐といへり、また神名祕書には、風神社、謂志那賀都比古神とあり。)此神のこと。北畠親房卿の元元集に。舊記を引て。正應六年三月二十日。官符改社號奉授宮號預官幣二宮同前也。依異國降伏之御祈禱也。嘉元正遷宮之時。被增作寶殿と見ゆ。(この委き由は度會淸在が世記抄に、此神元は、風神社と稱せるを、後宇多院弘安四年六月、蒙古の賊船、十萬八千餘艘來りしに、同月二十日、神祇官に行幸ありて、此事を祈たまふに七月朔日、大風雹電して、賊船悉く覆沒す、故に閏七月二日、公卿勅使を立て、此事を賽し給ふ、また其靈驗に由て、伏見院正應六年三月二十日の官符に、社號を改めて宮號を授け、官幣に預り給ふ、二宮の風神社同時なり、太平記に、弘安四年七月七日、皇大神宮禰宜、荒木田尙良、豐受大神宮禰宜、度會□□等十二人、起請連署を捧げて上奏しけるは、二宮末社風社、寶殿鳴動すること良久し、六日曉天に及びて、神殿より赤雲一村立出て、天地を耀かし山川を照す、其光中より、夜叉羅刹の如くなる、靑色鬼神顯れ出て、土囊の結目をとく、火風其口より出て、沙漠を揚げ、大木を吹拔倒す、知ぬ、九州の異狄等、此日即可滅と云事、若誠有て奇瑞變に應せば、年來申請る處の宮號、以叡感儀可被宣下、とぞ奏じける、と見えたり、されど神宮の舊記に、宮號を請たりと云明證なし、只叡慮より出たるなるべし、と云り、今按に、太平記に、靑色の鬼神と云ひ、囊の結目

をとくなど云るは、記者の附會にも有べけれど、凡ては然も有けむと覺えたり、）また此御社を。風日祈宮とも申て。每年の七月朔日より三十日まで。禰宜及日祈内人など。年穀の豊に登らむことを祈る祭あり。日祈神事と云は是なり。此祭のこと。式に。每年七月日祈内人。爲レ祈ニ平風雨一絹四丈。木綿麻各十五斤五兩六分。並神宮司充レ之とあれば。いと古より有し御祭なるべし。また世記に。外宮の攝社にも。風神。（靈形石坐）とあり。此神のこと。神名秘書に。件神者。内宮風神同體也。所レ謂欲レ令三診風不レ吹。稼穡滋登。故有ニ此祭（今云、これまで令の文なり、）舊記云。山谷水變成ニ甘水一浸ニ潤苗稼一得ニ其全稔一故有ニ風神祭一名曰ニ植流一也。豐年則浮流通。凶年則沈覆損。四月七月祭レ之と見ゆ。（此社も、宮號の宣下、内宮風宮と同時なりしこと、上に記せるが如し、七月四日に、風日祈神事あることも、内宮風宮に同じ、）さて淸和天皇紀に。元慶七年十二月。安藝國正六位上風伯神從五位下。また貞觀十七年三月。伊豫國正六位上風伯神從五位下。など見たるも。此神なるべし。（こを風伯と書るは、漢風なること、既に上に云へりき、）

○淡路穗之狹別嶋の下

狹別の狹は。例の眞に通ふ佐なり。別は若と同言にて。和久とも和伎とも活き。（若を和久と云は、和久産巣日神、和久子、また和伎と云は、若宮、稚郎子などにて、）物を美ていふ言なり。（次の豊秋津根別の別も同じ、）然れば穗之狹別は。穗之眞若なるべし。（眞若王、品陀眞若王、息長眞若中比賣など云ひ、また後世に、幸若猿若など云も、皆美たる稱なり、かれ某若某別と云ふ、みな男にのみ稱へり、扨師は何れも、吾君兄の意なりと云れたり、能く考へて定むべし、）かくて戸の別も同義なるか。此はいまだ考へず。（師說の如く、諸國の戸の別は、某之別と云を、國また人名のは、唯に某別と云ひて、之とは云ず、但し戸の別も、美る意なる事は同じかるべく聞ゆ、其は同じ戸に君と云も有るを思ふべし、猶この戸の事は、景行天皇卷に委く云ふを見べし、）

○門人馬島穀生。北原信質。岩崎長世等いふ。此ノ三の巻を。久々能智神に奉れるは。信濃國伊那郡供野里人。松尾元珍が家刀自。竹村多世。同じ郡の麻績里人。中島範武。佐々木吉雄等なり。

古史傳四之巻

平篤胤謹撰
男　鐵胤
孫　延胤　續攷

神代上四之巻

爾伊邪那美命。於麻奈弟子。生給火產靈神而。御蕃登被燒而石隱坐而。於伊邪那岐命。告曰夜七夜晝七日。勿見吾。御那勢命矣。不足此七日而。其隱坐事爲奇而。見所行之時。生給火而所燒御蕃登而。病臥坐也。其悶熱懊惱之時。於多具理成坐神之名。金山毘古神。次金山毘賣神。此者金神也。

麻奈弟子。縣居大人說に。最末の子と云義にて。麻奈は眞之なり。いとも始を麻佐伎。いたりて末を。麻須惠と云に同じ。(また出雲風土記に、伊弉奈枳乃麻奈子坐、熊野加武呂乃命といひ、神壽詞に、伊射奈伎乃日眞名子云々、櫛御氣野命と見え、萬葉哥にも、父母に吾は眞名子ぞ、など云る麻奈子も、眞之子の意にて同じ、さて萬葉に、麻奈子を愛子と書るもあれば、實の子と云て、愛しみの言なるよしなれば、麻奈てふ言は同じかれど、たゞに麻奈子と云とは用ひざま異なり)と云れつる如く。此神を眞之弟子と申すことは國々嶋々を生竟たまひ。青人草の初とある。八百萬神等をも生給ひて。最末の弟子に生給ふとなり。○火產靈神は。師云富牟須備と訓べし。能てふ言を入れて。富能牟須備と訓むは非なり。(凡て某產靈と云例、之てふ辞なきを思ひわたして知べく、たゞ舊事紀に、火之產靈と有るは、古語を知らずして書る非事なり)火神に坐すこと。下に見えたるが如し。さて火は。萬物を產成す德ある物なる故に。此神を火產靈神とは申すなり。(萬物を產成す德のことは、下に委く云を見るべし)○御蕃登は御陰なり。名義は火處にて。其は火の出たる處なる故に。然云るならむ。陰門をヒナドと云は、火の門か、ヒノは、ホとなる、また今も火をおく處を富

登と云ふ、それも意は同じ、)縣居大人の說に。蕃登は含處なり。萬葉に。保々萬留とも。布保隱とも云へるに同じ。頰も。物を含む故の名なりと有り。(いづれ宜けむ、見む人擇みて取るべし、)神武天皇卷に。富登多多良伊須須岐比賣命坐せり。此御名の富登も。陰處の意なり。(其は此比賣命は、大物主神の御子なるが、始め其御祖、勢夜陀多良比賣の廁に入たるを大物主神、丹塗矢に化りて、其陰處を突給へる由緖に因りて、負給へる御名なるが上に、後にその富登てふ言を惡みて、比賣多多良伊須氣余理比賣命、と改め給へりとも有れば、陰處の意なること云も更なり、さて蕃登の登字は、清音に用ふる字なれば、濁りては唱ふまじきか、猶よく考ふべし、)然るにまた應神天皇卷に。意富富杼王と云王坐せり。此富杼も。同く陰處の意なるか。又は別義なるか。(此は濁音の杼字書たるが上に、男王に御坐せば、大陰處など云むも、何ぞや所思ゆればなり、猶應神天皇卷に云を合せ考ふべし、)〇被燒は。夜迦延と訓むぞ古言なる。凡て被レ燒所レ食などの類の。禮と流とは。古は延と云

ひ由と云り。(其例いと多し、其は也行と良行は、相通ふ聲なればなり、)火は此時に。伊邪那美命の。始て生坐る物にて。是より前に火は有ことなし。さて其產給へる火と俱に。火產靈神の生坐て。此神の御體すなはち火にて。其火やがて火產靈神なる故に。御蕃登を燒れ給へるなり。(猶次々に云る事どもを、合せ考ふべし、)〇石隱坐とは。(迦久禮を、迦久理と云は古言なり、)石屋を閉て。堅く幽居ます由にて。其は此度の御產の有狀の。いみじからむ事を。豫て思ほし坐て。其狀を。男神に見せたまはじとの御心しらびなり。(其よし下に見ゆ、)さて此は。何處ならむと云ふに。伊布夜坂の石窟なり。(さて石隱てふ本義は、如レ此くにて、此に始て有し事なるを、後に人の死る世となりて、其屍を、石搆の内に隱すこと始まりて、そを石隱と云ことになれり、萬葉哥に、「明日香の原に久堅の、天津御門を懼くも、定賜ひて神さまと、磐隱坐す云々、また天原石戸を閉て神上り、上りいましましぬ、などやうに詠る哥どもを見て知るべし、また倭姫命世記に、此姫皇子の薨り給へる事を、

自退尾上山峯、石隱坐など云るもこれなり、然るを後世の學者たち、その本義をばよくも尋ねず、此に此大神の、石隱坐而とあるをさへに、其かたに思ひなして、太じき漫說どもを言あへる、甚も慨く畏きことなりかし、猶徵にも云れば、考へ合すべし。)○夜七夜晝七日は。彼五百八百などの類ひ。大概の數を云ふと異にして。正しき日數を詔へるにて。後に七日七夜の齋と云は。此の故事より起つらむ。其はまづ古くは。仲哀天皇卷に。皇后選吉日而入齋宮親爲神主云々。逮于七日七夜とあるこれ始なり。(此より前には、古事記に、天若日子が死たる時に、日八日夜八夜以遊也と見え、また神武天皇卷にも、建角見命の、神集集而、七日七夜樂遊とあるも、齋しつゝ遊びたるなること論ひなけれど、正しく齊と云るに非ねば、上に引たるを、まづ物に見えたる始とは云なり、さて此より後の書どもにも、重き齋の日數の、七日七夜なること、彼此に見ゆれば、上代より定れる禮式にぞ有けむ、)さて母能伊美てふ言義は。物忌にて。母能とは。自に對ひて。ひろく餘を云ふ言に

て。伊牟とは。もと齋清まはるより出たる言なるを。(しか清まはるとしては、他より來る者をも、汚穢のあらむ事を思ひて避る故に其言を移して、避ることをも伊牟と云ひ、)後世には愼こもりて人に逢ざることをも。物忌と云へり。此の故事も。其と同じ意ばへにて。男神の見給はむ事を忌避て。幽居ませる由なり。扨その日數を。夜七夜日七日と限りて詔へる事は。深き由ある事なるべけれど。凡人のいかにとも知べき由なし。と云むは事も無れと。試に云はゞ。此日數を經れば。男神に恥給ふことのなき狀に。御產のことの全く整ひて。生坐りし惡御子の神性も。よく鎭まるなどの由ありて。かく日數を限りて詔へるならむか。然云ふ故は。後世の齋忌をも。七日七夜する事なるを。其齋する本義を考ふるに。火を革め清むるが本にて。此日數經れば。其時まで。身に受納れふれたりし火と。改めたる火と入替りて。火の功德の齊ひ廻り。身も何もよく清まり竟るよし有て。上代よりかく日數を定めたるならむ。と推量らるゝなり。凡て物忌する事の本義は。此理を推て辨ふべし。(此に

就て思ふに、世に藥を服ことに云を始め、七日を一廻とすること多かるは、此謂に依る事なるべし、又異國にも、此に似たること有るは、たまたま古傳の遺れるにもあるべし〕さて此處に論ふべき事あり。其は此時は。いまだ火神を生給はず。大日靈命も。生坐さぬ間のことなるに。夜七夜晝七日と詔ひ。はた下文に。此七日には滿ずとも有れば。既く晝夜の有しこと炳焉し。故是を以て。彼萌騰りて天と成れる物の。澄明かりし物なることをも。また天地の。早く斷離れたりし事をも。思ひ定むべし。其は第五段の下に云へる如く。天日は疾く斷離れて。上方に位所を定め。大地は漂ひ旋りて其天に對へる處は晝をなし。天に背ける所は。夜をなしゝかば。かゝる御言の有しなり。（もし此時も、猶天地の斷離れざらましかば、ぬば玉の夜は、出べくも非ずかし〕〇勿見吾は。吾平奈見給比曾と訓べし。（即本書にかく有ればなり〕さて謂ゆる禁止の辭に。勿見曾。勿聞曾。勿爲曾など云ふ類ひ。那てふ言を先に云ふこと。外國ぶりの言に似て。言の主客違へるが如くなれど。天津神の御傳言に。如此有る上は。正き古言なり。また下に付ても云り。其は此本書に。吾平見給布奈止申乎。とも有るを見るべし。（然れば此の言は、上にも下にも、語のしらべに依て云言と聞えたり〕さて此御言は。吾が幽居る石屋を。かならずかいま見る爲給ふこと勿れと約たまへる御言なり。〇我那勢命とは。師云。女神の。男神を申たまふ稱なり。那は汝。勢は兄にて。凡ては夫婦兄弟の間のみならず。女を妹と云如く。（今云女を妹と云ふ例は、第四段に委しく注せり〕凡て男を尊み親みて呼ぶ稱なり。（書紀夜見段に、吾夫君此云二阿我儺勢一とあり、されど此は、其處の一義に就て書る文字なり、夫君の字は、那勢の凡ての意には當らず〕天照大御神の御言に。御弟の須佐之男命を。我那勢命と詔ひ。（今云、第三十二段に見ゆ〕哀祁命は。御兄を指て汝兄と詔へり。（今云、顯宗天皇卷に、見ゆ〕萬葉十六に。名兄乃君。また十四に。奈勢能古なども詠り。吾背。また吾背子など云も同じ。（男どちも然呼こと、妹といふ例の如し〕〇不レ足二此七日一而とは。女神の約たまへる。七日七

夜の日數にはいまだ足ざるに。其日數の過を待あへ給はずてなり。扨その見行し丶時に。既に火を生て坐りしかば。四日五日ばかりも立し程にぞ有けむ。〇其隱坐事爲奇而は。本書には。隱坐事奇止氐とあり。(其字は上の石隱坐而の文を受る處なる故に、予が私に加たるなり、)爲奇而は。奇と爲して。と云意なれば。爲を止に當て書るなり。(凡て古言に安國止云々、また長御食乃遠御食止云云、など云ふ止てふ言は、爲字の意なる言なり、)さて其隱り坐る事を。奇み給へるは上件國々嶋々。また人草の祖たる八百萬神。また萬物を生給ふ時などを。かく石隱ては生坐さゞりけむを。此時こと更に斯在しかば。奇とは思ほしけむかし。〇見所行之時は。見流を。ゐやまひ言に。見曾那波須と云ふ。(故古書に、御覽字をかく訓ること多かり、)さて曾那波須とは。見る所行を云辭なる故に其意を得て、所行とは書るものなり。然るは。石屋戸を引開てぞ。見顯し給ひけむ。(下に女神の見阿波多志給比津、と詔へるを以ても、然る狀に聞ゆるなり、)〇生給火而は。さきに火産靈神を生

給ふとあるは。卽火を産給へる事なる由は。既に云るが如し。然るに此處に。また火を生給ふよしなるは。如何といふに。此は御産の後の物。また謂ゆる經水までを云へるなり。(火は卽血、血は卽火なることは、下に伊邪那岐命の、火神を斬給へる處に、其血の磐群草木に激越る故に、草木砂石も、おのづからに火を含むとあるにて論ひなし、凡て人身中にある血の、赤きは卽火の色にて、其れやがて火なること、志豆の石屋に委く云へり、)また是に就て思ふに。後宮名目に。月事を火と云ひ。今も女の經水となるを、火になると云ひ。月水の經來ぬを。火の止ると云も。此の謂に因る事なるべし。(また上に、夜七夜晝七日、と詔へるは、正しき日數を、詔へるなれば月水の日數の、大抵は七日ばかりなるも、此の謂れに因ることなるべし、)また其經水のめぐる間は。物忌に籠りて。人に逢ざるも。汚穢を愼みて爲るのみならず。是も此の謂に因る事なるべし。(經水の穢のことは、景行天皇卷、美夜受比賣の下に云ふべし、)さて火は。伊邪那美大神の。御身より産給へる處は。同じ趣

に聞ゆれど。既に産出給へる上は。正しく二種となりて。先に生給へる火産靈神の火は。清淨き火の限りなるが。後に生給へるは。汚穢き火にて。豫美都國の火は。是より出來初つるなるべし。○病臥在也。師云。臥を許夜須と云は古言なり。廐戸皇子命の御歌に。伊比爾惠氐許夜勢屡。（飯に飢て臥るなり）と見え。此餘なほ多し。（また許夜流許伊布須、許伊麻呂夫など古書どもにある許伊も、同言の活けるなり、やいゆえよの通ひなり）○悶熱懊惱之時は。（此訓は、御紀の訓に從へり）文字に依て義を知べし。惱は疼病なりと師の云れき。さて。如此いみじき御惱のことの有る故に。そを男神の見給はむ事を恥て石屋に堅く幽居まして。莫見たまひそ。とは約り給へるなり。（荒ぶる子とさへ詔へるばかりの、此神を産坐りしかば、御産に甚く苦惱しけむは然る御事にこそ）○於ニ多具理ニは。御紀に。悶熱懊惱因爲吐。と有る義なりさて言義は。師云。髮を揚るを。萬葉二に。多氣ばぬれ。多賀ねば長き妹が髮云々。また九に。小放に髮多久までに。などよみ。又十四に。古麻は多具とも。また十九に。馬太伎ゆきて。（手綱してひき、上る意と聞ゆ）など詠ると同じきか。纒などをたぐると云も。搔上る意ありて同じ。（噦噎の久理も、この具理とおなじ、俗に歐氣を世具理と云ひ、兒のよだれをも久留と云ひ、また咳をせくと云ことを、播磨國の邊にては、せきを多具留と云となり）さて和名抄には。歐吐。（倍止都久、又太麻比）嘔吐（豆太美）と有り。（豆太美は乳吐なり。）○金山毘古。金山毘賣神。名義は。師說に。枯惱ましなり。上に悶熱懊惱とある意なり。枯と云故は。垂仁天皇卷に。其兒八年之間干萎病枯矣。とある意なり。（哀、憔悴の加、憊の加留などみな枯なり）とあり。さて迦禰は。この悶熱まして。枯惱しゝ時の御吐に。始めて生出たる故に。迦禰と云ひ。また其迦禰に從て生出まし。其を掌給ふ神なる故に。金山てふ名は負坐るなり。（或人問、その金は何の金なりしぞ、答、鏃をはじめ、その餘あらゆる加禰にぞ有けむ、其故は、天石屋段に、金山の鏃を取たる事の見えたる、其金山は、香山と一つ山なること、彼處に云へるが如く、扨その

香山は、下十五段に云る如く、火神の御骸の化れるなれば、此に由ありて所思ればなり、又問、銕も此時に、始て生出たりと云こと、始に天神の二柱神に依し給へる戈は、銕なるべきよし、其處に云ると違へるはいかゞ、答、彼は天神の、國中之柱とせよ、とて賜へるなれば、産靈の御量に成れるにて、同じ銕とは云へども、此なるとは本より別なり、されば彼は彼として心得べし、さてこゝに生出たるは、なべての銕の始なりと知るべし、)さて金神は、伊邪那美命の御吐には生坐つれど、實は火神の枯悩し給へるに因て。生坐たるなれば。火神のかたに屬坐す謂なり。抑迦爾は。火もて枯悩し鍛へずては、用難き物なることも。此因縁による事なり。(さて加爾と云加爾の多かる中に、銕をしも眞賀爾と云に就て、思ひ寄れる事あり、然るはまづ赤縣の國にては、金と云は黄賀爾のことにて、餘加爾をば、みな其よりは卑賤めたるもの故に、金に从へて、銕とも鉛とも作るなり、また外の國々にても黄金を加爾の上と、尊まぬ國もなきに、神の御國にては、銕を眞加爾と云て尊めり、然るは檜を眞木、萱を眞草、埴を眞土、鵟を眞鳥、蟆を眞虫、と云に同じければ、加爾の上と定たることは炳焉を、其は外國々にて、黄賀爾を加爾の上とするとは、事そきて思ゆれど、是ぞ神の定めおき給へる加爾の級にて、實のことには有ける、其は金銀は、たゞに見る目の美はしくは所思れど、實には何の要とか爲、なくても有ぬべき物ぞかし、銕は一日もなくて有めや、さて眞加爾に次ては、銅は、なくては得有まじき加爾なり、赤縣にて、此字を金に从へ、同に作れるも、心有てなるべし、抑かの須佐之男命の、韓郷之島者、有金銀と詔へるも、唯に目かゞやくばかりの美しさを、愛給へるまでの御言なる事、そこに云が如くにて、古はたゞ物の飾にのみ、金銀は用ひたりしを、漸々に、外國風の移りもて來て、此を物の代りに用ふること始まりしより、此加爾をのみ尊みあひて、銕を眞賀爾としも、思ひたらぬ世となりて、人の心も隨く成れるは、銕を眞賀爾と名づけ給へる神の坐す世に、など斯は移り來にけむ、いと異しくこそ、さて世に、此を多く集へもたる人どもを、

熟々に見れば、其を奪はれじ、失はじとの心しらびに、痛く枯惱むも多かれば、然ばかりは有らずとも、あはれ道に係る書等を、弘めむ程の幸もがな此を持たるも持たらぬも、枯惱む事實をば遁れ得ぬは、此も又いと奇異き事ぞかし、)さて此神の御社は。式に。河内國大縣郡に。金山孫神社。(河内志に、傳在青谷村山上、老松一株猶存、今移山下といへり)金山比女神社。(此社は、河内志に在雁多尾畑村、今稱山王といへり)竝坐せり。大和國吉野郡金峰神社。(名神、大、月次、相嘗、新嘗)文德天皇紀。仁壽二年十一月辛丑。特加大和國金峰神從三位。同三年六月己巳。以大和國金峯神預名神。齊衡元年六月甲寅以大和國金峯神預於相嘗月次並神今食祭也。清和天皇紀。貞觀元年正月廿七日。金峯正三位。(帳考云、在吉野山村、今稱金精明神、土人云、吉野山地主神、金御嵩之號、起於此神社、○始に云べきを忘れたり、帳考とは、度會延經主の、神名帳考證の事なり、所せき故に省きて稱へり、下みな爾り)美濃國不破郡に。仲山金山彦神社。(名神大)仁明

天皇紀。承和三年十一月己巳。美濃國不破郡。仲山金山彦大神。奉授從五位下。即預名神。同十三年五月戊申。奉授美濃國不破郡。從五位下中山金山彦神正五位下。清和天皇紀。貞觀元年正月廿七日。美濃國。從三位仲山金山彦神正三位。同六年五月廿二日。授美濃國正三位。仲山金山彦神從二位。同十五年四月五日。授美濃國從二位。仲山金山彦神正二位。(信友云、永萬記に、南宮社とあり、今も南宮と稱すなり、さて此國の式社考に、在宮代村中山下、去垂井驛南八町許と有り、また帳考に、鳥居題曰正一位勳一等、金山彦大神と云へり、此位階を授け奉られしは、何の御代なりけむ)同國加茂郡中山神社。(當國の神名帳に、仲山明神とあり)清和天皇紀。貞觀十一年十二月廿五日。美濃國正六位上金神從五位下。とあるは是か。(和名抄、武藝郡に、白金郷あるは、由あるか、されど郡異なればいかゞ有む)式に尾張國山田郡金神社。(帳考云、今在山田庄水野村小金山、天野信景云、今從三位金天神と申すよし、國帳に、從三位金天神一作小金、○信友云、式外國帳に、

金名神と云ふあり、）美作國苫東郡中山神社。（名神大）此社は。清和天皇紀。貞觀二年正月廿七日。授美作國正五位下。中山神從四位下。同六年八月十四日。詔以美作國從四位下。仲山大神。列官社。同七年七月廿六日。進美作國仲山神階。加從三位。同十七年四月五日。授美作國從三位。中山神正三位。などあり。（祭神を、社傳には、鏡作命なりと云ひ、一宮記には、大己貴命と見えたれど、催馬樂古哥に、眞金吹吉備中山と詠ることありて、此國は、和銅六年に、備前國の六郡を分て、立られたる國なれば、金神に坐すこと決し、さて美濃國の仲山神社も、此より移したる故に、仲山とは云ならむ、また宇治拾遺物語に、此社に、年經つる猿丸の仕て、人を取れる故事見えたり、そを直に此社の神のごと傳へたるは誤なり、然る妖々しき物を住せおき給ひけむ神の御心は、いと異しき物なり、此社は國の一宮にて、今津山の北、一里ばかり、田邊保中山麓に在て、長良宮と申すと、帳考に書入たる書等にいへり、また式に。陸奥國小田郡。黄金山神社。この社は。聖武天皇紀に。天平廿一年二月丁巳。當國より始て黄金を貢りしかば。此時より祠れるならむと思ふに。其年の閏五月甲辰に。此神に仕奉る神主。小田郡日下部深淵てふ人に。外少初位を賜へる事見ゆれば。いと上つ代よりの社なりけり。（帳考云、今屬牡鹿郡、曰之金華山、此地古小田郡、稱陸奥山、去鮎川東十餘町、其山高峻突兀、高八十丈、島廻三十二里、山頂立天女堂、有寺號曰金華山大金寺、式所載黄金山神社是也、然後世安佛像立淫祠、永沒古往神社社號、皆是浮圖役徒之輩、所以逞其術、固其誕而惑世誣民之久臻此者也、といへり、黄金の訓、古賀禰、久賀禰など訓來つれど、今は本草和名の訓に從ひて、正く伎賀禰とよみつ、）また對馬國下縣郡に。銀山上神社。また銀山神社あり。仁明天皇紀に。承和七年十一月庚辰。對馬島銀山神預官社。とあるは。是御社なるべし。さて此二社は。天武天皇紀に。三年三月丙辰に。當國より始めて。銀を掘出て貢れる事を記して。凡銀有倭國。初出于此時。とあり。此社は此時などに祠始め給るか。扨また式には見

ゑ給はねど。文徳天皇紀。嘉祥三年十一月乙未。進越前國金山彦神階。加從四位下と有り。(此御社何處に在か、よく尋ぬべし、)

於是伊邪那美命白曰。吾那勢命之。勿見吾白然。見阿波多志吾給焉申給而。我那勢命者。可知看上津國。吾者將知下津國白而。復石隱給而。至坐與美津枚坂而所思食之。吾那勢命之所知食於上津國生置心惡子而來詔之而。返坐而更生給御子。生給水神。土神。天吉葛。川菜矣。故於御尿成坐神之名。彌都波能賣神。此者水神也。次於御屎成坐神之名。埴夜須毘賣神。(埴安神)亦云健。亦名丹生都比賣神。亦云爾保都比賣神。亦名新具蘇比賣神。亦名埴山毘賣神。此者土神也。生給此四種之物而。此心惡子之心荒則。水神瓠。土神持川菜而。鎭奉焉。事教悟給矣

凡伊邪那岐伊邪那美二柱神。共所生之島十四島。神五神也。此者伊邪那美神。未神避坐之以前生坐也。唯淤能碁呂島者。非所生坐。亦蛭子與淡島。不入子之列也

吾那勢命之。この之は。常に之と有るよりは力ありて。吾那勢命之よ。と恨み坐る御心もこもりて聞ゆるは。古文の妙なる所なり。(その恨み坐る御言は、勿見吾白然云々、これなり、)○白然は。本書に。申乎とあり。此の乎てふ言に。然の字の意あり。(其は前に、必見給ふな、と申おけり、)然るを其言をきかずて、見阿波多志給ひつる事よ、と云べき語勢あればなり、)故然の字を當て書り。○見阿波多志給焉は。阿波多志てふ言は。外に例を見當らねど。此の狀を以て思ふに。彼阿波牟流。(この言の意は、淡島の下に注せり、)と云言。また阿良波須と云ふ言と。二つの意を。兼たる意の

有げに聞ゆる言なり。阿婆良ニ。阿婆久など云言の婆も。本は清音にて。其阿波は。此の阿波多志の阿波と。同言なるべくおぼゆ。(そは阿波と云言の上に、自らに、淡め顯はす趣のこもれるげに聞ゆればなり。)扨この見ニ阿波多志給吾ー焉までにて。御恨の御言を終たり。是ればかりの文中に。限りなき御恨の御心の。著明く聞ゆるは。最も妙なる古文なりけり。さて此れより以下の文は。別に改めて申し給へる御言なり。○上津國。下津國。上津國とは。御紀に。上國此云ニ羽播豆矩儞ーとありて。即ちこの國土を云ひ。下津國とは。其に對ひて。國土の根底に成れる。夜見國を詔へるなり。さて彼國に。往坐まく欲し立しは。火を生給へる御有狀の。見苦しさを。男神の御覽し給はむ事を。やさしみ給ひて。勿見給ひそと申して。石屋に堅くさし隱り給へるを。男神の其を訝しみ給ひて。見行はしゝ事を恥恨まして。男神と。此の同じ國土に坐て。御面を合せ給はむ事を。恥給ふ御心の止あへ給はず。男神の御許を離れ。下津國に往坐て。再び御面を合せ給はじと思ほしての事なり。

(其は豐玉毘賣命の御產の狀を、その妹神の見行しゝを、恥たまひて、海坂をせきて、海宮に還り坐し、また彼の比賣碁曾神も、其妹を避て、御國の地に渡り來しなどの故事を、合せ考へて悟るべし。)さて此の御故事を讀奉るに就ても。神の御心の直く坐す事を曉りて。神習ふべき人なればこ心も直く有らまほし。其は國土產坐る大神に坐てだに。恥べきことは恥給ひ。恨むべき事は恨み坐ける物をや。(吾か師の言に、神はその御所業の、廣く大きく奇靈に坐ます事は、人と異にませど、情は人と變りなく、彼の佛聖人など云ものゝ如く、尋常の人情と、異なる狀のものには非ず、と云れしは、實にさる說にて、此の故事を讀に就て思ふにも、更に人の情と異なる事なく、其は凡人の上にても、凡て女の情として、昔も今も產む時、或は經水などのむくつけく汚きをば、男にかくし、また恥恨むる事などをも、左右にやり捨がてにするぞ、女の性なる、其は厚き薄き差こそ有れ、男も然る物にて、此の二柱神の御胤と生出し、神の御國の人草なれば、然生れ得つべき謂りなるを、

それ有るまじき事ぞと嚴しく敎へ立て、己れも然る心は持らぬ狀に、誇り貌するぞ、佛聖人などのうつけわざにぞ有ける。）○知看は。志呂志賣須と訓べし。此の言は。古書にいと多く。所聞食す。志良須。召須。食須など。大凡同じ意にて。國地。または萬事を領知することに云詞なり。（委くは記傳七の卷八葉また十七葉に師の證例を引て釋注されたるが如し。）○與美津枚坂は。下には豫母都平坂とあり。此の國土より。夜見の國に往く堺にある坂にて。名の義は。師云。平易なる意なり。（此坂のこと、猶第二十段の傳に注べし。）○所思食之は。上津國を避て。根の國に往坐さむとして。與美津枚坂まで到り坐るが。此處にてふと。所思著たまへる由なり。○生二置心惡子一而來は。心惡子は即火神なり。此の神を祭る詞に。御心一速比給波志止爲氐。進物波云々と有て。心惡きとは。此のいち速び給ふ御心を詔へるなり。（あなかしこ、俗に惡心など云ふ言と同じ意ばへに勿思ひ混へそ。）さて如此詔へるばかりなれど。男神の所知看す上津國に。いたく御心を殘し給へる狀に聞ゆるは。是また古文の妙なる所ぞ。（其の御心を殘し給へる由は、下に見ゆ。）○返坐而は。與美津枚坂より。本居坐る處に返り坐すなり。（其地は何所なりしか、知りがたし、强て云はゞ、淤能碁呂島ならむか、其は彼所に宮を立給へればなり。）さて如此立還り坐しは。この上津國に。火の神を生置き給ひつれば。その荒び坐して。災事あらむ事を。御心苦く思ほしてなり。（故れこの神の荒びを鎭め奉るべき水神、瓠、川菜、埴山毘賣を生み坐せり。）但し此は。男神に。御面を合せ給ふ事をば。恥給ひつゝも。其は御自らの私事なるを。天神の御依しに因りて。國土。青人草を生坐るは。大義なれば。其を重みし給ひ。人草を大切に愛しみ。火の災事あらせじ。と思ほしての事になむ有ける。（猶その御心のほどは、上にも下にも云へるを、合せ考へて悟るべし。）○更生二給御子一とは。前に國々島々を生給ひて。麻奈弟子に火神を生給ひつれど。返り坐て。また更に御子生給へりとなり。○生給水神。土神。天吉葛。川菜矣。生二水神土神一とは。其の神たちを生給ふのみならず。直に水をも。土

をも生給へる由なり。(其は下の文に、四種之物と有るにて曉るべし。)さて其水は。下に見えたる御尿これなり。土とは。下に見えたる御屎にて。埴すなはち是なり。(なほ下に云を見て知べし。)扱この物等は。正しく麻理出給へるなるを。生給ふと云へる由は。下に云ふべし。○天吉葛は。御紀に。此云阿摩能與佐圖羅。(一云與曾豆羅。)と有り。下に瓠と有るは。即ちこの葛の實なり。(なほ其處に云を見べし、但し此處も、本書には瓠とあれど、此は其の本を云所なる故に、御紀に因りて如此は書り。)さてこの物は。凡て瓜てふ名を負る。葛物の祖なりけり。○川菜は。和名抄に。水苔。一名河苔。和名加波奈とあり。(古今集に、かはなぐさと云ふも、この物なり。)さて此の物は。凡て水に生る草どもの祖なり。(なほ下に云を見るべし。)○御尿は。師說に。書紀に。屎此云愈麻理とあり。(また和名抄に、尿は小便也、由波利とあれど、此はやゝ後に轉れる言なるべし、○俗に遺尿をよつばりと云は、夜尿なり、馬の小便を、ばりと云ふ。)由は湯。麻理は。屎麻理の麻理に同くて。其出るを云と云はれき。(屎尿は同字なり。)さて此時麻理給へる湯は。即ち水の始めなり。(此より前に、水は有ることなし。)其は此れに從りて。生坐る神の御名にて炳焉し。(此に就て思ふに、湯とは、水の火の氣を厚くうけ含みて、煖なるを云ふ稱なれば、水は火氣を薄く含める故に、水とあるにて、其の更に火の氣を受ざる時には、冰と成るを見れば、水の元質は冰なりけり、其は夏の溫なるは、國土に火の氣の厚きが故に凍る事なきを、冬は國土に水の氣のいと薄き時なるが故に、冰を結ぶを以て、此理を悟るべし。)彌都波能賣神。名義は。師說に。彌都は水。波は早の意か。萬葉十二に。石走る垂水の水の早敷やし。これ波の一言を早き意に取て連たりとあり。(但し此は、後に捨られたる考へなれど、予は此れに心引るれば、此を取つ、其は、はやを、はと云例は、浪速を難波と云にても知べし。)さて水之早と云ふ由は火をしめさむと所念凝して。麻理給へる勢の。早かりしより云へるにや有らむ。(速川、速水、速瀬など水に速てふ言を多く云へるは、水の速きをめで稱へたる言なる

を思ふべし。)さて今の世の人は。大概美豆と濁りて云へども。古へは美都とも美豆とも。二たかたに云へりしなり。其は此には淸音の都を書れど。(紀記式ともにしかり、)末に彌豆麻岐神。(此神の彌豆は水なること、第七十五段の傳に注べし。)と有る豆は。濁音の假字なればなり。(今も常陸下總などには、美都と淸て云所多し、然れば今も二たかたに云ふなり、是に就て思ふに、美都てふ言の意、美は眞に通ふ稱へ言にて、都の一言は本語なるべし、口中に溜る水を、津といふにても曉るべし。)扨かく伊邪那美命の生給へる。水と倶に生坐て。其を掌給ふ神なる故に。水神とは申すなり、式に阿波國美馬郡に。彌都波能賣神社。(或人云、美馬郡名は、彼の神社に依て稱ふか、美は彌都の略り、馬は賣と通ふと云へり。)出雲國楯縫郡。水神社。(風土記抄に、楯縫鄕古井津浦、三社大明神也とあり。)壹岐島壹岐郡に。水神社あり。(今布氣村と云處に在り、と或書に云へり、)また隱岐國周吉郡に。水祖神社あり。此も水神に坐すこと決し。(其は木祖、草祖、土祖なと申す例を思ふべし、)

)御屎は。和名抄に。糞屎也。和名久曾とあり。扨この御屎は。即ち埴の始なり。(此より前に、埴はあること無し、)其は此れに從りて生坐る神の御名にて炳焉し。(埴夜須毘賣神。(亦云健埴安神))名義和名抄に。釋名云。土黃而細密曰埴。和名波爾。(字鏡に、埴黏土也、波爾、また萬葉にも、多く黃土と作り、)とあり。師云埴夜須は、埴黏なり。字鏡に。埏謂作泥物也。禰也須とあり(からぶみ尙書禹貢に、厥土赤埴墳、とある埴を、古訓に禰延とあり、史記も同じ、說文に、埴黏土也とあり、禰夜須は合黏なり、合肥を、許夜須といふと同格なり、○今云、俗に禰流、また許禰流、また許奈須などいふ禰奈は、即ち禰延の轉れる言なり。)と云れき。扨かく伊邪那美命の生給へる、埴と倶に生坐して。土を總掌たまふ神なる故に。土神とは申すなり。(或人問ふ、風火の此時より始めて、有けると云は、此より以前に、風火の有げに見えねば、然も有べきを、水と埴とは、此より前に既く有りける物と見えたり、其は第五段の傳に、淳凝々然盡成給へりとある其淳は、これ水に非ず

して何ぞ、また埴は、此に始めて成出ぬと云ふは、前に宇比地邇神の比地を、埿なりと云へるに叶はず、然るは其の比地、やがて埴に非ずして何ぞ、答ふ、そは滷と水とを混らし、埿と埴とを一つに混らしたる問なり、滷と水とは、其狀の似ては有れども、其質は甚く異なる物なり、其は海なる滷は、水の流れ交りて有れども、世にニガリと云物は、滷の純なる物なり、そを水と比べ見て、其の異を知べし、また埿と埴とは、是また同し類に見ゆる物から、其の異を云はゞ、字鏡に、埴は黏土也、と云へる如く、ねばりて密なる物なり、埿はねばりなく、麁き物なり、其は手に持て、その差別を見わかつべし、また都知とは、埴埿砂をさへに統たる名にて、大きに云ときは、此の國土全をさへに云なり、さて埴は伊邪那美命の御屎に、始めて麻理給ひて、其れに依て生れ坐る神の、土を統掌り給ふこと、固より然るべき斷き由緣ある事ならむを、何か疑はむ、〇健埴安神。健は稱辭なり。（建と書くは省字なり、）此の御社は。式に大和國十市郡。畝尾坐健土安神社。（大、月次、新嘗、）

あり。清和天皇紀。貞觀元年正月廿七日。大和國畝尾。建土安神從五位上と見ゆ。（師云、畝尾は、香山の畝尾にて、地名となれり、さて此の神社の號に依れば、此の神名は、此の香山なる地の名より出たるに似たれど、然には非じ、凡て此の前後の神に、地名を取て名けたる例なし、彼地名は、却りて此の土安神の鎭り坐すより出けむ、其は畝尾坐とあるを以ても、土安は地名に非ず、もと神の名なること知るべし、）山城國愛宕郡。賀茂波爾神社あり。此も同神に坐すこと。云までも非ず。（帳考に、今上賀茂攝社、土師尾社歟と云へり、）丹生都比賣神。（亦云爾保都比賣神）名義。丹生は埴生の波の省かりたるにて。埴生とは。（粟の生る地を粟田と云ひ、豆の生る地を豆田と云ひ、また蓬生、菅生、淺茅生なども云如く、）埴なる地を云ふ言なれば。此も土を掌給ふ由の御名なり。さて埴とは。上に云如く。和名抄に。云土黄而細密と有て。黃なるが本にて。世にも眞土と云ふ土なるを。其の波を省きて邇と云ひ。其の名を移しては。赤をも青をも。細密なるをば。總て云へり。

(赤土青土など、古書に多く見ゆ、)さて色のくさぐさ多かる中に。赤色をば。上つ代より殊に愛たりし故に。(其は大國主神の御哥に、黑き御衣を云云、此れはふさはず云々、青き御衣を云々、此れもふさはず云々、茜つき染木が汁にしめ衣を云々、此し良し、と詠るなどを思ふべし、)赤土の殊更に賞られて。遂に波邇。また邇てふ名は。赤土に主と云ふ言となりて。(丹塗矢など思ふべし、)實の波邇は。波邇の中の。黃なる一種の如く成りにたり。(哥詞に、阿加土、阿遠土てふ言は有れど、黃土と云へる言の無きにても爾と云稱の、もと黃なる埴のことなる由は知られたり、)斯て此の御名の邇に、丹の字を書るも。赤きを主と爲たるよりの事なり。また爾保都比賣神とも申す保は。生の轉れるにて。別なる意なし。扨この神。息長帶比賣命の韓を征伐たまふ時に幸ひ給ひて。赤土を賜へる事あり。(此の神の名の丹生は、此の謂に依りて書るかとも思へど、なほ然には非じ、)さて大后の還坐て後に。木國管川藤代峯に鎮り坐さしめ給へり。(此事は、仲哀天皇の卷に委く注べし、)其は神

名式に。紀伊國伊都郡。丹生都比女神社。(名神、大、月次、新嘗、)とある卽ち是なり。此の社は。清和天皇紀。貞觀元年正月廿七日紀伊國從五位下勳八等。丹生都比賣神從四位下と見え陽成天皇紀。元慶七年十二月廿八日。紀伊國從四位下勳八等。丹生都比賣神。授從四位上。また百錬抄。玉海などに壽永二年十月九日。紀伊國丹生高野神。奉加二階と見え。本國神名帳には。正一位勳八等。丹生津比咩大神。と有り。さて此の神の鎮り坐す山は。卽ち高野山なる故に。釋紀に。丹生都比賣社者。高野天野明神也。とは云へるなり。(今も天野村、慈尊院の地に坐ますとぞ、さて南紀名勝志に、天野神社、一之宮丹生津姫神、二之宮高野大明神、三之宮蟻通大明神、四之宮嚴島大明神、と見えたれば、四社に坐ましけり、その高野大明神と申すは、扶桑畧記に、延喜六年二月、授高野御子神從五位下と見え、本國神名帳にも、正一位高野御子神とあり、また諸神記、寺家申狀、と云ふ物に、丹生明神者、伊弉諾、伊弉冉之御娘、高野權現者、日神之御甥也、とあるに依れば、丹生都

比賣神の御子に坐て、男神と聞ゆるを、古書に考ふべき由なし、さて此山は、後に空海法師、金剛峰寺を建て、此神を鎮守と定めて、くさぐ〵云へる説どもあれど聞くも穢はしき説どもなれば、此に云はず。)また備後國奴可郡に。爾比都賣神社とあるも。爾比は丹生の轉れるにて。此の神なるべし。(都賣の開比の字脫たるか。)また式には見えねど。淸和天皇紀に貞觀十七年十二月五日。授二上野國正六位上。丹生神從五位下一とあるも。此の神なるべし。(當國神名帳に、甘良郡に、從一位丹生明神とあるは、此神なるべし、)○播磨風土記の逸文に、國堅大神之子、爾保都比賣命者、云々とある事の論は、仲哀天皇の卷に云べし。)○新具蘇比賣神。名義。屎まることは。伊邪那美命より始まりしかば。如此も名を負ひ坐るなるべし。(また若くは、新は、上に擧たる爾比都賣と申す御名に准へて按ふに、此も土にて、土生具蘇の義ならむも知べからず。)式に石見國安濃郡に。新具蘇姬命神社あり。(社傳の古記に、埴夜須毘賣神とも、土御祖神とも云よし、國人竹內正芳云へり、是れいと正

しき傳なり、其は木神を木祖、野神を草祖、水神を水祖など申す類にて、此の神を土祖とまをすことは、然もあるべき事なり。)また此れに並びて。邇幣姬神社あり。(幣を弊と作る本もあり、此の社は、今土江村と云處に在、と正芳云へり、土江決めて由ある事なり、銕胤云、この村名、今何と唱ふるか知らねど、此はもと邇幣の幣を、えの如く唱ふるより、土江と誤れるには非じか、此は試に云なり。)これも同じ神なるべし。○埴山毘賣神。師說に。屎のさる。山にも似たる故に。然も云へるにやと云はれき。(此外に云れし說ども有れど、並よくも有らず。)式に。阿波國美馬郡に。波邇移麻比彌神社あり。(此は上に擧たる、彌都波能賣神社に並び坐せり、さて本に彌を禰と誤れるを、今は師の改られしに從れり、また祜に作る本も有る由なれど、其れも惡し。)○生二給此四種之物一而は。四種之物とは。水。埴。天吉葛。川菜をいふ。さて此の中に。水と埴とは。正しく麻理出給へるなるを。此に生給ふと有れば。凡て宇牟と云言は。目にまれ。口にまれ。尻にまれ。また產靈に成せ

るにも有れ。無りし物を。生成し出すを云ふ言なりけり。(御目より生出坐る天照大御神を、伊邪那岐大神の御言に、吾者御子生々而、於生終云々、と詔へる御言を思ふべし。また上に更生給御子矣、と有て、此の四種の物を生給へれば、許と云も、元は神人に限らず、何にても、我より生し出たる物を云ふ稱にぞ有ける、さてこそ嶋をも、御子とは有るなれ。)さて此の四種の物は。火神のいち速び給ふ時に。鎮め奉るべき料に爲むとて。前後の文を考へ合せて悟べし。(水と埴の、火を防ぎ鎮むる徳あることは、全こゝの謂れに依ることなり、然るを此の屎まり尿まりを、吐と同く病臥し在るなどの御態と思ふは、紀記ともに此段は、多く洩れ落たる事の有るに心付かず、鎮火の祝詞と、くらべ見ざる誤りにぞ有ける。)また文の趣にては。此の四種を。各々別に生給へる状に聞ゆれど。按ふに。天吉葛は。御屎に、川菜は御尿に生つらむ。(さるは川菜の水に生るは、更にも云はず、予れ若きほど、田舍わたらひして見るに、青葛を、則の傍に植て、其の則に生かゝらせおく處なむ多かる、故れ試に問へば、如此爲れば、火伏になる由答へき、此れ決めて此に由あることゝ思ゆればなり。)如此て。水神に瓠。土神に川菜と。替て持しめ給ふことは。深き由ある事なるべし。○心荒則は。心荒備曾婆と訓べし。(即ち本書に荒比曾波と有り。)此は荒備勢婆と有べき處なるに。曾婆と云へるは。勢曾の通ひにて。如此も云へることゝ聞えたり。(さて其の曾は、決めて所の字の意の言なるべきこと、熟く言の意を味ひて悟るべし。)○水神瓠とは。水神は瓠を持ち。と云べきを。如此云へるは。古文なり。(土神持川菜而、と云へると、對へ考へて悟るべし。)さて瓠とは。天吉葛と有る物の實なり。(彼は、この物の本を云所なる故に、天吉葛と云ひ、此は水を汲み用ふるに云所なる故に、本のまゝ瓠として在るなり、さて此は世に、夕貞瓢簞、布久倍などを、都て云ふ名なり。)水神に此を依し賜へるは。此を以て水を汲て。火を鎮せとの事なり。外宮儀式造に儲雜器下に。木匏廿柄。匏廿柄と有り。和名抄木具部に。

杓和名比佐古。唐韻云、斟器也。瓢和名奈利比佐古、瓠也。瓠匏也。匏可爲飲器者也とあり。(然れども、此の和名抄の書躰よろしからず、然るは、比佐基と云は、古名なるを、奈利比佐古と云は、薑の有るに對ひて、椒を奈流波自加美、といふに同く、木の杓に對ひて、草の蔓になりたる杓と云意に云へる、後の稱なるべければなり、實は、瓢比佐古、瓠也瓠匏也、匏可爲飲器者也、杓唐韻云、斟器也、和名木比佐古、とこそ書べけれ、本ある名を客とし、後に出來つる物を、主として云ふべき由の有らめやは、彼の書には、如此本末を誤りたる事多かれば、讀む人心してよ、)上代に。此を水を汲む器と定めたるは。此の故事より起れる事なり。(世に竹をまげ、木に穴をくりあけなどして、水を汲むに用ふる器を、比佐古と云ふは、たゞ誤れる名の存れるなり、)さて此物は。いと輕くして。水に沈むことなく。(彼仲哀天皇の巻なる眞木灰納瓠云々の故事など思ふべし、)また水に著て腐る事なく。水を汲むに。最上器なるは。此大神の生賦給へる。此物の性にぞ有ける。(なほ

下に取り總て云ふを見べし、)土神持川菜而は。縣居翁云。今も水苔と云物ありて。能く水を含む物なる故に。植木の根を。此の物して絡ひて。遠き處に送るめり。殿などに。此の筥の形を彫るは。卽ち火鎮のためぞと云ふも。よく叶へり。(但し殿に彫ることは、此の宮造りの様にあらず、漢國のしわざを、後に學びしならむ、)と云れき。(此外に云れし說ども有れど、いかにぞや思はるゝふしぐ〳〵多ければ、此に擧ず、)今按ふに。諸越にも。此の物を。火を鎮むべき物ぞと云ふ傳への。かつがつ殘れるより、爲始めたる事にぞ有るべき。(然る類も多かればなり、)さて此の物を。土神に依し給へるは、(水神に瓠を依し給へるは、それに水を汲み入て、ものせよとの事なるを、合せて思ふに、)此れと埴とを和合して。火を防げとの御量なるべし。〇事敎悟給矣。事は言にて。言ひ敎へ給へる由か。又は字の儘にて。上の件の事どもを。敎へ悟し給へり。との事にも有べし。(然らば事依し、事議りなどの事と同じ、)〇上第七段に、於太兆卜相而敎之曰、と見え、こゝに事敎悟給矣、と

もあるを以て、古く教へと云事の、くさぐさ有しこと知べし、此も上に云べきを忘れたる故に、ここに云り。)さて如此生賦け。教へ置き給へる御言のまに〳〵。水と土の火を防ぎ鎭むる功德は更にも云はず。瓠川菜の火を鎭むる功も。今に炳焉かるは。國土生坐る神の御言の。いとも畏きを畏まりて。其の御靈を賦賜はり。生出る故にぞ有ける。(其は人の、過りて火に燒れたる時など、瓠に水を汲て、その傷處を洗へば、速に痛を去るなどの事は、まゝ爲る事なるを、生なる川菜の汁をもみ取て、火傷處に沃ぎかくれば、痛を去などは、予もしばしば見たる驗なり、また此れに就てなほ思ふに、種々の物に、各々某々の能ありて、病を直すをはじめ、互に相制ち相助て、功を爲すことは、都て神のしかくさぐ〳〵に、性を賦おき給へるに依てなり、其は物ごとに其傳へこそ無けれ、此なる傳へ、また第二十段に見えたる、伊邪那岐大神の、桃に勅たまへる御言に、汝如レ助レ我云々、青人草之云々、將レ惣苦ニ時可レ助、と詔へるまに〳〵、桃の惡鬼を避る功ある事などを、思ひ合せ准へて

悟るべし、さて川菩は、水田などに生る物にて、俗に多くはヒルモと云へり。)○島十四島は。師云。志麻登遠麻理余志麻と訓べし。餘と云べきを。阿を省て。麻理と云は古言なり。此の例は。續後紀十五に。尾張連濱主てふ人。百十三歲にて。毛毛知萬利止遠乃於支奈。(百餘十之翁なり。)と自ら歌へる是なり。○神五神也。伊邪那美神の、いまだ神避坐ざりし以前に生坐る神は。風神女男二柱。火神。金神女男二柱。水神。土神と。凡て七柱なるを。五神と記るは。(記傳五卷六十二葉に、委く辨へられたる如く。)比古比賣と並ひ坐すをば。一神として數へ記せるなり。此は師も故あるべし。と云れたるに驚きて。つら〳〵に思へば。深き由ある事なりけり。其は此の神は。一柱に坐すと思へば。二柱三柱に坐し。此は二柱に坐すと思ふに。一柱に坐し。また男神に坐すと思へば。女神に坐し。女神に坐すと思ふに。男神に坐て。おぼろおぼろと分り難く。最も奇き物にこそ。其を一つ二つ云はゞ。禍津日神の別名を。大屋毘古神と申せば。男神に坐すを。瀬織津比賣神とも申せば。女

神にも坐すなり。また須佐之男命の男神に坐す事は。云までもなきを。其の分魂は、速佐須良比賣と申す。女神の御名を負坐り。また伊豆能賣神。こは賣と申せば。女神に坐すを。速秋津日子。速秋津比賣とも申て。女男二柱にも坐せり。また和多都美神は。水底。中。水上とに。三柱生れ給へるに。阿曇連等を。和多都美神の子。宇都志日金拆命の子孫なる由なれば。一柱なりと見ゆるなり。(彼の海宮段にては、豊玉毘古命とて、一柱なるを思ふべし、)また本體は男神なるに。分身は女神に坐し。本體は女神なるに。分身は男神に坐す類も。いと多かり。斯て其女男。おぼ〳〵しき中に。御子生坐すなど。奇しとも奇しき事どもなるを。今は少かその端を云のみぞ。(なほ其の處々に云を見るべし、)○因に云、分身てふ事、伊勢の書等に多く見ゆるを、世の學者たちの、一向に、佛籍の説として、嫌ふ事なれども、委く事實を考へ通すに、信に神に分身あるを如何せむ、其は分魂と云ことも聞ゆるは、やがて分身と云ふに義同じかれば、此はたま〳〵に、佛籍の説と符る言とこそ云べけれ、)上件。伊邪那岐。伊邪那美大神の。神たちを生坐る事状を。なほ取り總て云はゞ。まづ女男二柱の皇産靈大神。はやく高天原に坐まして。彼の一物は生出給ひ。それやがて。天と地とに分り。其の地のなほ固まらず在りし間に。宇比地邇。須比智邇神より次々。伊邪那岐。伊邪那美神までを。生出たまひ。其が中に、此の二柱神に。其の神靈の御璽とある。彼の御戈を賜ひて。國土を生成給はむ事を依し給へるを想ふに。此の二柱神は。殊に御德の卓越たまへる故こそ坐ましけめ。如此て其の大詔命のまに〳〵。國土を生竟給ひて。後に青人草の初めとある。八百萬神を生給へる事は。第一とある御業に坐まし。其勤み給ふ事毎に。天神の大詔命を。御心としての御所爲ならぬは無し。(其由は、上にも下にも云へるを、合せ見るべし、)さて神たちを生坐る序次。まづ國土の狹霧を撥はむと所念して。男神は風神を吹生し給ひ。次に女神は。火神を生給ひ。さて此の神の荒びを鎭め給はむと爲て。水神。土神をも生給ひ。その神たちのみならず。直に其の物をさへに生給へり。女神

の豫美都國に往坐さゞりし程に。二柱して。其大御心と生給へる神々は。此の風神。火神。水神。土神より餘に。坐すことなし。さて金神は。上に云へる如く。火神を生給ふ御惱のほどに。不意く生坐るなれど。生給へる事は違なければ。此の神をも入れて五柱なり。妙なるかも。奇しきかも。此の生坐る神等の。各々その產靈の御德をよく思ふべし。天地の間なる萬の物。何物かは此の神たちの產靈に洩たる。又何物かは。此神々の產靈の理りを以て。其の大かたの知られざらむ。凡人心に。此を生坐る事蹟を見れば。たま／＼如此在し事の如く思はれ。はた其の事の朦朧として。捕へ難く。云ひ得がたき狀なれど。其ぞ神の御德の。廣く大きく妙なる所にて。左行き右ゆき。移りもて行く有狀の。偶然るげに思はるゝ事實の因に。萬の物の生成整ふぞ神の御所爲には有ける。斯て此の五柱の神等を生坐る事は。此頃までは。風火金水土の五つ。なほ分らず。(但し此に土と云は、國土と云土には非ず、埴の事なり。)一混に在て。二柱神の大御身に具れるを。國土を成し覺へ。青

人草を生成し給へる世となりては。其分らでは得有るまじき。幽き理りの有てこそ。如此分りつらめ。(また後には、女神は遂に、豫母都國に神避り坐し、男神は日之少宮に神留り坐べき、幽き契のあるなれば、是の時かく分らでは、得あるまじき理りはいと著きものをや。)然れば。彼の五柱の神等は。その物の分れ別るゝ間に。其の物に因て生出坐し。某々に持分て。掌給ふにて。其を一つに都ては。伊邪那岐。伊邪那美命の御神德につゞまり。其の本を求むれば。女男二柱の皇產靈大神の神靈に止まり。なほ風火金水土の神たちの。その向々枝々を掌給ふ神たち多く。(そは次々の段々を見て知べし。)其の御神德の。千ぢとなり萬づと爲り。天地の間に充滿て。至らぬ隈なく。世に成り出る物の限り。その御靈に洩るゝ事なき故に。悉く此の理を推て。其の大概の知られざる事なきは。最も妙なる物ならずや。(是に就て思ふに、西の極なる國々の人どもの、萬の物の有る理りを考へ究めむと、濺く心を碎くけにや、然すがに悟り得て、世にある萬の物、すべて風火水土の理に、洩たる

事なしとて、此を四元と號けて、太じき物に云ふなるは、信に然ることとなり、然は有れど、古への正しき傳說の無れば、其の四元の元の由を知ること能はず、たゞに其の物を捕へて、理をのみ云めるは、猶未だしき事なりけり、また漢人も、かつがつ此理を知たりげに、五行など云稱を設けて、其中に、風はなくして木を加れなど、くさ〴〵云へる說ども有れど、其れはた空考への妄說どもなれば云に足らず、）〇或人問。世に晋く云說に。南方を火の掌る方にて。夏は專その氣の行はるゝ時とし。北方を水の掌る方にて。冬は專らその氣の行はるゝ時。といふの類。かゝる說どもの多かるは。其の理ある事なるが。又前に火神を生み給へる所に。火の色を赤と云へる、此は眼に見るがまに〳〵云へる說なれば。疑なきを。餘の四種の物にも。各々その色ありや。また人の生れ出る理はいかに。唯に天地の間なる萬の物。すべて此の五柱の神の御靈に洩るゝ事なし（とばかりにては。思ひ寄べき便なし。少か其端を聞かむ。答。信に其說どもの古傳に符ひ。事實に合ふこと有り。其

はまづ東西南北と云ふ方の名の。起れる原を明めおきて。後に辨ふべきことなり。抑々大地は圓體にて。その大虛空に漂蕩ふ狀は。譬へば。球を擲上たる如くなる物ゆゑに。何處を所と定めて、西とも東とも。名くべき由なきが如くなれど。國處を定めて。人その地に住ときは。自然に方の名の起るべき由あり。其は人情の。殊におむかしみ思ふ方ぞ。方の始めとは成るめる。其は何方を向しみ思ふと云に。天津日の始めて見え給ふ方をなむ。神代より日向とは云て。おむかしみける。（此は人のみならず、活とし活るもの、木草に至るまで皆然なり、鉢に植たる木草の、東とは無けれど、明き方に枝葉の向ふなども、みな日をおむかしみてなり、）これ東は方の原始なるべき所以なり。斯て此の方に對へる方は。西にて。其を爾斯と云は。古說に。日往しなりと云へるは。然も有べし。（ヒイは、イと切りて、イニシなるを、其のイの自からに省かりて、ニシとのみ言べき語の勢ひなればなり、）かく東前と。西後と對ふ方の定まりては。又左右の方も。自然に定まること。然らでは得有

るまじき勢なる故に。南北と云ふ方の定まれるなり。(南をミナミと云ひ、北をキタと云ふ言の意は知らず、舊記に、ミナミは皆見にて、日を皆見る由たりと云ひ、キタは汙しの略き言にて、日の旋ら四方なる故に云ふ、といへる説も有れど、信なりとも聞えず、)さて東西南北の四方の。かく定まりては。又おのづからに四隅ありて。其を巨細に云はむとては、東南の間。南西の間。西北の間。北東の間など云べき勢ひなれば。是四方四隅てふ語の。かならず定まるべき所以なり。さて方の名の定まれる次序は。必ず上に云へる如くなるべき理は、著明ものから。其方位の順次は。かならず東南西北と次第べき理あり。さるは試に。東に正向ひて。右と左とに。面目を廻らし見るに。左の方より右の方へ面向けよきは。是れ天地の道の。かく有るべき理りの極みと所思ゆ。(其は大地の旋りも左より右に旋ることは、更にも云はず、草の蔓もその如く纏ひより、また字を書くを始め、何を爲るにも、左より右へ物するにて知べし、此を思ふに、左をヒダリと云義は知らねど、右をミギリと云は、見切にて、見切りよき由ならむも知るへからず、)かゝれば。東南西北と順次を立るぞ。自然の定まりなりける。さて此の四方より運行はるゝ氣に依りて。萬の物の生成出る事實を。つらつらに考ふるに。(但し其考への、世に云説と合ふと合ざるに心なし、唯古傳の趣きと、今の現に見る儘の事實に依て云のみぞ、たま〳〵外國々の説とおなじ趣きのあらば、其は彼が考へ得て、たま〳〵合へるものと知るべし、)まづ東の方は。風神の御靈の。專と係る方にして。其氣の春に行はれて。風の色は青し。(さるはまづ此の神の御言に、吾宮者、朝日乃日向處、夕日乃日隱處乃、龍田乃立野乃小野爾定奉豆、と詔へる御言は、東を前に、西を後に爲まほしく思ぼす由にて、東方に御心のむける狀なると、内宮年中行事に、風日祈宮神拜著座東上と有て、注に、東方拜有二子細一歟、と見えたるなど、由ありて聞ゆるに就て思ふに、四方四隅より、くさ〴〵に吹く風の多かる中に、東方より吹く風の、能く物を生し立るは、此方に御靈の向ひ坐す故よし有べく思はるればなり、さて風

の色を青と云故は、まづ風とは、神の御氣の、動きて物に觸るゝ上の稱にて。其の本は氣なるを、試みに草木を風あたらぬ處に植おくに、決めて綠の色をなさぬは、氣の色の青なる所以なり、其は綠は青と黄と合ひて、現はるゝ色なるを、風あたらぬ處に生たる草木は、其莖葉の、たゞに黄ばみ白みてのみ有るを以て、此理を悟るべし、〇因に云、古も今も阿袁とは、草木の葉の色したるをも、空の色したるをも云へども、今予が謂ゆる青は、空の色を云なり、漢籍にても、青と云は、御國と同じさまに、木葉の色したるをも、空の色したるをも云れども、荀子に、青出之藍而青於藍、と云へるなどは、正しく空の色したるを、青と云へるなれば、此方の阿袁を取て云なり、〕次に南の方は。火神の御靈の專と係る方にて。其の氣の夏に行はれて。火の色は赤し。〔さるは此方より吹風の、煖にして、此方の風の、日を經て吹く時は、ともすれば災事の有を以て、然知らるゝなり、此は火の氣を、風の吹おくり來す故にぞ有べき、是に就て猶思ふに、風は火の氣を助け、火は風によりて其氣を益すことは、決めて然るべき故あらむ、男神の、風神を生給ひて、さし次に、女神の、火神を生坐ること、決めて由ありげに思はるれど、其由いまだ思ひ得ず、さて火の色の赤き事は、今更に云までは非ず、草木の花實などの赤きは、凡て火氣の染たる色になむ有ける、其は赤花の草木の、日向ふ所に咲るは、殊に赤色をますを以て知べし〕次に西方は。金神の御靈の。專と係る方にて。其の氣の秋に行はれて。金色は黑し。〔さるは此の方より吹く風の、草木にあたる狀を、つらつら觀るに、枯し惱ます有狀の、自然に見ゆればなり、さて金の色を黑しと云ふゆゑは、金の色は種々有て、金てふ金の多かる中に、其の祖は鐵なればなり、但し草木などの花實に、此色をば現はさねど、其の幹の固く立伸るは、是れ全く金の氣を受たるにぞ有りける、そは第五段の傳に云へる如く、眞金は、國土の御柱と成て有る故なり、〇梅津忠周云く、草木の花實に、黑色を現はさぬは、これ枯し惱ます金の氣なれば、生育つ物の色に、現はるべき理なし、されば枯て後には、其色の現

はるゝを以て、其理を思ひ辨ふべしと云へり、實に然る說なり、)次に北の方は。水神の御靈の。專と係る方にて。其の氣の冬に行はれて。水色は白し。(さるは此の方より吹風の、いたく寒かるを以て、此の方は、水神の御靈の、向ひ坐す方と知らるゝなり、扨水の色の白きは、今更に云までも非ず、草木の花の白きは、水の色を現はせるになむ有ける。)次に中央は。土神の知し看す理りは。今更云ふまでは有べからず。斯て其の色は黃なり。(さるは土の色は、くさ／＼多かる中に、土の上とある埴は、其の色黃にて、其は伊邪那美大神の御屎に生り始めたるを以て、土の黃なるが本なる事を知るべし、風あたらぬ處に生たる草の葉などの、黃ばみてあるも此故なり、また木草の花實も多く黃なるは、土の色を現はしたるになむ有ける、○上の件云へる事どもは、正に眼に見る有狀と、古傳の趣とを考へ合せて、有のまに／＼、大かたを云へるのみにて、其の濺き由あるべき事の、考へて知べき由なき事どもは、都て推量りには云はず、其は譬へば、草木の花の青きは、風の色、赤きは火の色、白きは水の色、黃なるは土の色など云ことは、容易く人の思ひ得らるゝ事なるを、木により草に依て、絞と云花の咲て、くさ／＼の色に染分ち、又同木にして、此の櫻木は白花の咲き、彼の櫻木は赤花の咲く、また白花の、いかほど日に向へばとて、其をあかく染なすこと無く、白きは元より白く、赤きは元より赤きあり、又咲初し程は白くて、一日二日と有る內に、赤花となるなどの類は、いかにして然るにか、更に知べき由なし、凡て神の產靈の測り難きこと、是を以て曉るべし、如此在は、此の傳に、注し著はしたる考へども、、花の青きは、風の染なしたる色ぞと云事を、僅に知りたるまでの事にて、青と赤との色に咲分ちたるは、何なる故とも得しらざる類にて、神の德の千重の一重を、伺ひたるにぞ有べき、あな小さき人の智かも、)さて上の件。五柱神の生坐せる序次と。四季に行はるゝ時候と。四方より行はるゝ氣と。よく符ひて。其の季々。その方々を。五柱神の。持分け坐す事の炳焉く。其の互に相助け相制ちて。睠合ふ閒に。萬の物の生成出る有狀の。此

の傳へにいと熟く符ふも。また妙なる物ならずや。(さて異國にも、上に云へる如く、此に似たる説どもの有て、其の中に、能く考へ得たるも有れど、もと古傳の詳ならざるを、強て説る事なれば、違へる説も多かるめり、其が中にも赤縣にて、風を入れずて木を加へ、木火土金水を五行と云ひて、此を東南中央西北の五つに當たるは、然る説にも聞ゆれど、金の色を、白と定めたるは、銕の、加爾の祖なる理を知らざりしかば、誤れるも諾なれど、水の色を黒と定めたるは、甚く強説なり、此は古傳の詳ならざる國にして、唯一端の理をのみ執へて、臆度に配當たる物なる故に、かゝる誣説のいでこしなるべし、此は思ふに、深き淵などを臨むに、藍の色の如く見えて、まづは黒き狀にも見なさるゝ物ゆゑに、云へるにも有べけれど、其は水の疊りて濃き故に、然見ゆるにて、實の黒きには非ず、至りて濃きは、靑また赤なども、黒く見ゆるを、此をも黒と云ひて可からめや、彼の國籍にも、古く□□記に、水無レ當ニ五色一と云るぞ、却りて穩當なる、さて五方を掌る神々の事の、彼の國に見えたる古傳は、別に論へる物あれば、此處には云はず、扨また西の極なる國々にて、風火水土を四元と云て、其理を云ふ説には、然ることと聞ゆるも有れど、金を洩したるは、古傳の詳ならざる國人の、眼に見ゆる理をのみ思ひて、云へる説なればなり、又天竺國にては、釋迦より以前に、婆羅門と云ふ徒の、風火水土を四大と號けて、其の理を云ひ合へるは、正に西洋の國々の説と、異なる事なきは、本は一説と聞えたり、斯て釋迦法師も此を用ひて、言を立おきたりしを、後には此れに空と云を加へて、五大と云へれども、空は四大を收たる器にこそ有れ、其理なければ妄説なり、猶この餘に、種々煩さき妄説ども多かれど、此には少か其の本をのみ辨へおくを、餘は此に准へて悟るべし、ゆめ、古傳に違へる妄説にな惑ひそよ。)扨また人の生出る事は。父母の賜物なる事は。今云までは無く。但し其成出る元は。神の産靈の神靈に賴りて。此に生坐る神たちの掌坐ます。風火水土。四種の物を結び成し給ひ。其れに心魂を幸ひ賦りて。生れしめ給ふ事なり。(但し其はい

かにして、結び成し給ふと云事は知べからず、此は現在に見えたる有の儘を以て云ふのみぞ、現在に見えたるまゝとは、人活て居る間の呼吸は、風に非ずや、伊邪那岐命の御氣に、風神の生坐るを思ふべし、また人の躰のかく煖なるは、火に非ずや、また躰の滋潤は水に非ずして何ぞ、骸を埋みて何物にかはなる、土に化るにあらずや、たゞ金に受たるは、何物と云こと知られ難きが如くなれど、決めて骨なるべくぞ思はるゝ、然るは骨は人躰の柱とある事の、彼の御戈を國土の中心と爲給へる事に符ひて思はるればなり、猶眞柱に云へるを見るべし。）如此在ば。此の古傳に依りて。世に有る事物の。然有ることの本の理は。大かた辨へ知らるゝにあらずや。

故是火產靈神。亦名火雷神。亦名火之迦具土神。亦名火之燒速男神。亦名火之炫毘古神。即此火產靈神。娶埴山毘賣神而。生坐神之名。稚產靈神。亦云若御魂神。此神之御子。謂豐宇氣毘賣神。亦云豐遠迦比賣神。亦云登由宇氣神。亦名宇氣母智神。亦名大宜都比賣神。亦云大御膳都神。亦名宇迦之御魂神。亦名若宇迦能賣神。亦云豐宇賀能賣神。亦云大宇迦神。此神之幸御魂神。謂木神久久能智神。亦云木祖神。次野神草野比賣神。亦名野椎神。亦云草祖神。亦合此二神而。號屋船神。即御殿之神也。

火雷神。齋火武主比神。火雷は富奴伊加豆智と訓べし。（其は下に擧たる穗雷命を、清和天皇紀に、保沼雷と作ればなり。）伊加豆智とは。凡て猛く剛き物を云ふ稱なり。（其の由は、第十六段、大雷神

の下に委く云べし、）火神は。いとも猛く荒び給ふ神なる故に。如此も申せるなり。また齋火武主比としも申すは。火は。齋み清まはるを以て本とすればなるべし。式に。大膳職坐神三座（竝小）の中に。火雷神社と見え。清和天皇紀。貞觀元年正月廿七日。奉レ授二大膳職從五位下。火雷神。大炊寮從五位下。齋火武主比命神。竝從五位上一とあるにて。火雷。齋火武主比。一神なること知られたり。（中右記に、內膳司御竈神、一所庭火、是尋常御飯奉レ仕神也、一所忌火、是十一月新嘗、六月神今食祭奉レ仕神也、と見えたり、此職にても、殊に此神を重みし給ふこと、庭火神を、尋常の御飯に仕奉ると云ひ、忌火は、新嘗神今食に祭る、と云へるにて炳焉し、）また式に。山城國乙訓郡に。乙訓坐火雷神社（名神、大、月次、新嘗、此社の事は、神武天皇の卷に、此の神の丹塗矢に化て、活玉依毘賣命を貯ませ給へる事の見えたる、其下に委く云べし、）大和國廣瀨郡に。穗雷命神社。この社は。清和天皇紀貞觀七年十月九日。授二大和國正六位上保沼雷神從五位下一とあり（今城下郡に

屬て、保田村、川合村と云村の東に在りと、帳考に云へり、）また式に。忍海郡に。葛木坐火雷神社二座。（竝名神大、月次、相嘗、新嘗、）此神は。貞觀元年正月廿七日。奉レ授二正三位葛木火雷神從二位一と有り。（今笛吹村、笛吹神祠の旁に在、と志に云へり、さて此一座は、何神ならむ知べからず、若くは伊邪那美命に坐すか、）また式に。大和國宇智郡に。火雷神社。貞觀元年四月十日。授二正四位上火雷神從三位一。陽成天皇紀。元慶三年六月八日。授二正三位一と見えたり。（今火打野村と云處に在て、雷師と稱す、と帳考に云へり、）また式に。上野國那波郡に。火雷神社。（當國神名帳、鎭守十二社の中に、從一位火雷大明神とあり、）また清和天皇紀。貞觀八年十月廿四日。授二伊勢國無位火雷神從五位下一。（此神の在所詳ならず、）また陽成天皇紀。元慶二年四月十四日。授二駿河國正六位上。火雷神從五位下一。（此神の在所も詳ならず、）さてまた式に。伊豆國田方郡に。火牟須比命神社あり。（此社は、今伊豆權現上宮の傍に在て、雷電宮と云よし、考に云へり、）○火之迦具土神。師云。迦具

は赫くと云意。其は迦賀とも。迦藝とも。迦宜とも活て。同言なり。迦藝と云る例は。若櫻宮（履中天皇）段の大御歌に。火を加藝漏肥とよみ給へる是れなり。（萬葉にも、香切火のもゆる荒野とあり）迦宜は。影と云是なり。さて土は。都は例の助辭。知は例の尊稱なり。（此例上に委く云り、）○火之燒速男神。（燒は記に、夜藝と書るに依らば、濁りて唱ふべし、今は舊事紀に依て、正字を書つ）速は。此の神の御稜威の。いち速きを云なるべし。○火之炫思古神。師云。炫は迦賀と訓べし。靈異記に。炫を加々也計利と訓り。字書にも。耀光也とも。火光也とも。明也とも注せり。さて右の三の名の火之は。みな肥能と訓べき例なり。（本能と訓は誤なり、凡て火を本と云は、木を許と云と同格にて、木末木陰木立などの如く、下に言を聯ぬるとき、火影、火中、火瓮、火處など云ふ、中に、之を夾みても、木葉、木本、木芽などの如く、焰、火氣など云、然るに此は其類に非ず、火之と姑らく切るゝが如くにて、下の言へ、直に聯なるに非ねば、本と訓む例には非ず、右の格の外に、たゞ火とのみ有るをも、本とよむは誤なりまた某火と、下に附く時も、肥と訓む例にて、本と訓むは誤なり、此等も木と同格ぞ、是れらの格を、知らずて、妄りに本と云を、古言ぞと、世の人の思へる故に、くはしく辨へおくなり、）と有り。さて神名式に。紀伊國名草郡に。香都知神社。（南紀名勝志に、中郷鳴神村の東北、二丁許に在り、今社なし、碑あり國帳に、從四位上香都知神と有りと云へり）同郡に。靜火神社。（名神大）あり。此社は。仁明天皇紀。承和十一年十一月辛亥。奉レ授二從五位下靜火神正五位下一。嘉祥三年十月乙丑。靜火神加二從四位下一。また清和天皇紀。貞觀元年正月廿七日。奉レ授二正四位上一。同十七年十月十七日。授二正三位一など見えたり。（南紀名勝志に、在二宮郷和田村北二町許一といへり、）此は靜火と書る字の如くにて。火神の荒びを鎭むる由にて。水神土神を祭れる社なるべし。また丹波國桑田郡に。阿多古神社。（卽京西の愛宕なり、）此の社は。貞觀六年五月十日。授二丹波國正六位上。愛當護神從五位下一。また同十四年十一月廿九日。授二從五位

上ﾃ。元慶三年閏十月廿四日。授ﾆ從四位下ｦ。同四年四月廿日、授ﾆ丹波國阿當護山。無位雷神。破无神竝從五位下ｦ。と見えたり。（或書に、此の社は伊邪那美命と、火産靈神を祭るよし見えたれば、雷神、破无神は、其の相殿に坐すなり、さるにても、破无神とは、何神ならむ知らず、信友云、或書に、光仁天皇の天應元年、釋慶俊今處に移す、當社始めは、山城國愛宕郡鷹峰の北にあり、今に石門存れり、上加茂大門村はもと、其の社の大門の有し處と云ふ、今の社の坐す山は、今は葛野郡に屬り、然れども舊の名を唱へて、愛宕と云ひ、山をも阿多古と云へり、慶俊勝軍地藏を併せ祭る、須佐之男命と迦具土神を、奧院と號けてこれを祭る、其を今太郎坊と稱し、地藏の本宮とす、是より社人跡絕たり、と云へり、信友按に、源平盛衰記、山門堂々の事の段に、北京にはあたご高雄の山も、昔は堂搭の軒をきしり、行學功をつもりけれども、一夜の中にあれしかば、今は天狗のすみかと成にけり、とあり、此の記書る頃も、阿多古を、北京と云へれば、はやう山城に屬たりけり、さて今山城の愛宕郡は、舊阿多古神の坐す地名より、出たるなるべし、阿多古は、迦具土神の爲に、御母命の、火に焦れ給へれば、仇子と云義にや、と鈴屋翁云れき、然れば郡名の愛宕も、本は阿多古と唱へけむを、仇子と云詞の、いま〳〵しきを忌て、後に於多藝と唱へ替たる物にて、神の名は、古への儘に稱すなるべし、さて當社は、産火を忌惡ひ給ふと云ひ傳へたり、其は神の忌給ふは、なべての例にて、素は此の神の御火にて、御祖の燒れ給ひつる、さがなき事を忌て、産火の當社にふるゝを避たるが、事の因縁なるべし、相殿は、伊邪那美命ならで、須佐之男命なりと云說も有けり、さて此社の事に就て、云へる妄說どもいと多く、都て云にも足らず。）扨また仁明天皇紀。承和十四年七月壬申。加ﾆ安房國。火神。竝從祭神。正稅穀一百斛ｦ。と見えたるは。迦具土神なるべく思はるれど。また熟思ふに。火字は太字の誤にて。天太玉命なるべく所思たり。（さるは此御紀の趣を考ふるに、當國に古くより、太玉命神社をれきて、火神の、然ばかり大社に祭られ給へること聞えず、且

は火大二字、互に誤れる事も數見ゆればなり、されど猶よく考ふべし、）さて式に。豐後國速見郡に。火男火賣神社二座とあるは。此の神の御靈を。女男二柱として。祭れるなるべし。仁明天皇紀。嘉祥二年六月癸未朔。奉授豐後國火男火咩神。從五位下と見え。清和天皇紀。貞觀九年二月廿六日。太宰府言。從五位上火男神。從五位下火女神二社。在豐後國速見郷鶴見山嶺。山頂有三池。一池泥水色青。一池黑。一池赤。去正月廿日池震動。其聲如雷。俄而臭如硫黄。遍滿國內。磐石飛亂上下無數。石大者方丈。小者如甕。晝黑雲蒸。夜炎火熾。沙泥雪散積於數里。池中元出溫泉。泉水沸騰。自成河流。山脚道路往還不通。溫泉之水入於衆流。魚醉死者千萬數。其震動之聲經歷三日。と云ことも見えたり。（信友云、弘安圖田帳に、鶴見社御神領十五町餘、と見ゆ、今も鶴見山に在て、鶴見權現と云と云へり、さて火男火賣神と申すに就て、按に備後國三谿郡に、知波夜比古神社、これに並びて隣郡三次郡に、知波夜比賣神社とあるも、此神には非さるか、その知波夜としも申すは、此の神を祭る祝詞に、御心一速比給波志止爲氏、とあるなど思ひ合さるればなり、））埴山毘賣神は。上なる土神なり。伊邪那岐。伊邪那美命の交接の道を始め給ひて後に。男女御合坐るは。これ始めなり。さて火神と土神とは同母兄弟に坐すを。御合坐せることは。此れより前に。かゝる事のなきは。更にも云はず。人の世と成りても。曾てなき例にて。皇御祖神の。堅く禁め惡み給ふ事と見ゆるを。此の御合のみは。御親神の許し給へるにて。極めて深き由ある事とぞ。思はるゝ。其はまづ皇神の。同母兄弟の婚を禁め給ふ事は。允恭天皇卷に。木梨輕太子の。同母妹。輕太郎皇女に姧け給へる時に。天皇の御膳の羹汁の。時は六月なるに。氷と爲れることの有りしを以て。知らるゝなり。（此事は、彼卷に委く見えたり、）然れば同母兄弟の婚は。火神土神の御合に限ることにて。此れのみは。御親神たちの免し給へるにて。幽き由有事ならむとは云なり。其を今試に云はゞ。火神土神の御德の。和合では。穀物草木などの。生成がたき故にぞ有べき。（草木

は、土と火の相和して生る物なり、其は火を以て誘へば、火は燃出て天に上り、土は殘れるを以て知るべし。)其は此二柱御合坐して。稚產靈神の生坐し。其の御子に。豐宇氣毘賣神の生坐るを以て。如此は云なり。(師説に、此婚の事を論ひて、迦具土神は惡神なれば、此は通例の事に非ず、惡行とすべし、と云れしは委からさるなり。)また若くは。同母兄弟の婚を禁め給ふは。火神の御祟ならむか。其は兄弟御合坐る事は。己命に限るべき。殊き由ある事なる故に。此の事の有る時に。驗を露し示し給ふにも有るべし。(さるは彼の御羹の氷と成れるは、此神の御德を、止め給へるが故に依る事なるを以て、如此は云なり、)此の二つのうち。何れにても有べし。○稚產靈神亦云ニ若御魂神一。稚は和久と訓べし。即ち古事記に然あり凡て稚を古言に。和久と言へること多し。(武烈天皇卷の哥、繼体天皇卷の哥、また萬葉十四の哥にも見えたり、なほ第三十七段、腋子の下に云ふを見るべし。)產靈の事は。上に出たり。さて此の神は。既に風火水土の神たち生坐て。次に穀物。また草木の成るへき產靈の神なり。稚としも申す故は。御子豐宇氣毘賣神に至りて。穀物草木は成出たるを。此の神は。その產靈の御德を持給へるのみにて。いまだ成し給はざりしかば。豐宇氣毘賣神の御德の。廣く大きなるに對へて御親なれども。稚とは申すなるべし。(さてしか御親子にして、その神德の全く成整へる事は、殊き由ある事なるかも、)神名式に。大和國城上郡に。卷向坐若御魂神社。(大月次、相甞新甞、)清和天皇紀。貞觀元年正月廿七日。從五位下を授け奉り給へること見えたり。(此社の此の處に鎭坐すこと、第百三十四段に委く云を見べし、)豐宇氣毘賣神。豐遠迦比賣神。登由宇氣神。私記に。宇氣者食之義也。とある如く。此の神は食物を掌給ふ神に坐す故に。かく御名に負坐るなり。此を豐遠迦比賣と申せることは。神樂歌に見えたり。(遠迦は、師説の如く、宇氣の轉れる言なり、)また登由宇氣神とは。登余を轉して。登由と云へるにて。異なる意なし。下(第百三十四段、)に。登由宇氣神。此者坐ニ外宮之度會一神也と有て。式に。伊勢國度會郡に。度會宮四座。(相殿坐神三座、

並大、月次、新嘗）とある卽ち是なり。（さて此宮は、大御神の御食都神に坐り、其の由は、第百三十四段の傳に、委くいふを見るべし。）また丹後國丹波郡に。比沼麻奈爲神社も此の神に坐り。（此社の事は、雄略天皇卷二十一年の下に委く注べし。）宇氣母智神。御紀に。保食神と書きて。此云宇氣母知能加微とあり。私記に。言是保持食物之神也と云へり。此の意なり。（大宜都比賣神。大御膳都神。師云宜は食。（大食と連きて濁る故に、濁音の宜假字を用り、キと訓は非なり。）都は例の助辭なり。さて此の食を放ちては。宇氣と云ふ。上なる豐宇氣の宇氣是なり。此は大食と連く故に。省きて云。（凡て上に言を置て、連け言とき、宇を省く例、古言にいと多し、食も大食、御食など云ときこそ、氣とは云へ、さらで只には、心宇氣、宇迦と云ぞ。）大御膳都神。（津の下に、之を添て唱ふるは非なり、凡て某津と云語に、さる例なきを思へ。）と云は。正しく此と同名なり。（凡て大御とも大とも御とも云、みな同意なり。）神祇官に坐。御巫の祭神八座の中の御食津神を。祈年祭祝詞に

は。大御膳都神と有り。清和天皇紀。貞觀三年五月甲戌朔。授園池司無位御氣津神。從五位下。とあるは此の神なり。宇迦之御魂神。御紀に。倉稻魂命と書て。此云宇介能美拕磨。とあり。今は古事記に依れり。（師云、介は書紀にはカの假字にのみ用ひたり、氣に用ひたる例なし、和名抄に、稻魂、和名宇氣乃美太萬、俗云宇加乃美太萬、とあるは誤なり、此は書紀の介字を、ケと讀る誤りと見ゆ。）師云。宇氣を轉して宇迦と云なり。（こは風を加邪、稻を伊那、酒を佐加と云と同く、第四音の、第一音に轉る格なり。）如此れば。氣。宇氣。宇迦。みな同言にて。右の御名。いづれも此食の意なり。（御膳御饌などゝも書て、食物のことなり、書紀に、倉稻と書れたるは、意を得てのことぞ。）御魂とは。恩賴。（神靈、靈なともあり。）ある意にて。其の功德を稱たる名なり。と云れき。また萬葉五に。あがぬしの美多麻たまひて。などまた內宮儀式帳。葭原神社の下に。宇加乃御玉御祖命とも有り。さて式に。山城國紀伊郡に。稻荷神社三座。（並名神、大、月次、新嘗）とあるは。

此の神を祭れる御社なり。其は二十二社注式に。稻荷社。倉稻魂命。（一名豊宇氣姫命、）大和國廣瀨。伊勢外宮同體。元明天皇和銅四年。始顯レ坐ニ伊奈利山三峰ニ。とあり。（顯坐とは、鎭坐せるを云ふ、）さて相殿二座は、注式に、下社大宮女命、中社稻倉魂命、上社猿田彦命といへり、猶第五十七段、大宮能賣命の處合せ見るべし、信友云、或人の說に、伏見稻荷は、本三座なれども、弘長三年告文ありて、文永三年正月十六日、田中社四大神を併祭りて、五座とせしより以來、稻荷五社と崇め奉れり、神祇伯忠富王記、永正二年三月七日、稻荷祭禮役勅裁案にも、稻荷五社と見えて、稻荷五祖と云こと明かなり、此の社明應年中、今の地へ造殿ありしと云へり、此の或說に、田中社と云へるは、同郡に坐す、飛鳥田神社をいひ、四大神とは、是も同郡なる御諸神社を云、といへり、後拾遺集に、惠慶法師、いなり山三つの玉がきうちたゝき、我がねぎごとを神もこたへよ、と詠れば、此頃までは、なほ三座なりけり、さて二月初午の日に、此の社を拜みたる事は、貫之集に、延喜六年月次の屛風の哥の中に、二月初午、いなり詣したる處、獨のみ我がこえなくに稻荷山、春の霞のたち隱すらむ、夫木集に、光俊、二月やけふ初午のしるしとて、稻荷の杉のもとつ葉もなし、また七日詣せしことは、拾遺集に、瀧の水かへりてすまば稻荷山、七日のぼりしるしと思はむ、また枕冊子にも、淸少納言が二月初午の日に、稻荷山へ詣ける時に、山にて見たる女の、丸は七度まうでし侍るぞ、三度はまうでぬ、四度はことにもあらず、ひつじには、下向しぬべし、と道にあひたる人にうち云へることも見えたり）さて此の社は。仁明天皇紀。承和十年十二月戊午。奉レ授ニ從五位下ヲ。同十一年十一月壬子。從四位下。同十二年十二月庚辰。預ル名神例ニ。文德天皇紀。嘉祥三年十月辛亥。進レ階授ニ從四位上ヲ。天安元年四月乙酉。三前各授ニ正四位下ヲ。淸和天皇紀。貞觀元年正月廿七日。三前正四位上。同十六年閏四月七日。稻荷上中下三名神。並奉レ授ニ正三位ヲなど見ゆ。此等みな宇迦之御魂神。と云ふ御名を以て祭れる社なり。（凡て同神を祭れるも、其社に依て其御名の異

ること、例いと多し。）かくて此を伊奈利と稱すことは。山城風土記に。秦中家忌寸等遠祖。伊呂具秦公。積稻梁有富裕。乃用餅爲的者。化成白鳥。飛翔居山峯。遂爲社名とあり。（諸社記に、稻荷秦氏之祖神也、と云へるは、此謂に依て、祖神と仰ぎ祭れるなるべし、なほ此社に就ては、空海法師が、東寺の門前にて、稻を負る老人に逢ひて、其を祭りて、東寺の鎮守と爲し、その稻を荷へるを以て、稻荷と云、などいへる類の妄說どもいと多し、必す惑ふこと勿かれ。）また伊勢調御倉神も。此の御名にて祭られしたり。其は倭姫命世記に。調御倉神。宇賀能美多麻神坐。亦號大宜都比賣。亦名保食神。神祇官社內座。御膳神是也。亦神服機殿祝祭。三狐神同神也と見え。御鎮座傳記に。御倉神三座。宇賀之御魂命。亦名專女三狐神。とあり。（この記等に、三狐神と書るは、御食都と云に借りて書けるなり、俗に、稻荷神を狐ぞなど云めるは、かゝる事より云ひ出たる誤にぞ有べき。）○若宇迦能賣神。豐宇賀能賣神。大宇迦神。若も豐も大も。共に稱名にて。異なる意なし。式に。大和國廣瀨郡に。廣瀨坐和加宇加乃賣神社。（名神、大、月次、新嘗。）とあり。此の社は天武天皇紀四年四月癸未。遣小錦中間人連大蓋。大山中曾禰連韓犬。祭大忌神於廣瀨河曲。（此文の狀にては、此時に始めて祭りたまへる狀に聞ゆれど然らず、其は此上文に、祠風神于龍田立野、とあるにて曉るべし、こは崇神天皇の御世に、祠給へる社なるをや、此處に鎮り坐る事は、いと上代よりの事なるべし、此社の緣起に、大忌廣瀨社、若宇加乃賣命、伊勢外宮分身也、當社者、崇神天皇御宇、大和國廣瀨郡河合村出現給、託里長藤時曰、汝家北有池、號水足池、是池上可造立社、藤時答言、冷水八百會也、何爲可建社、異人曰、吾池變陸地言訖忽不見、其明日平旦、水足池成陸地、里長達天聽、則被立勅使、仰諸司百官、造立七宇社、號水足明神、件池變陸地之砌、枳木一萬餘本、長二丈餘、一夜出生、是影向之奇特也、持統天皇行幸之時、枳實犬喰之惱亂、天皇知當社之祟、令祈請忽犬平癒、畜類不食柑類、自是起乎、元明天皇、自高市郡藤原

宮、遷都於奈良之砌、先行幸當社、于時河水太湛、波濤盆漲、無通達之途、爰河上有聲、言只可有行幸河上、于時水一二丈派不流、天皇彌感奇瑞、王卿殊敬神威、行幸及度々、代々帝王諸臣、寄附神地、田數五百餘町也、源平兩家逆亂之時、有退轉之時矣とあり、此は然も有べく思はるゝかぎりを抄て記せるなり、此記に、崇神天皇御世より、此社を祭り給へる由云へるは、由あることなり、其は其の御卷に記せるを見るべし、さて此社は、考に、今在廣瀨河合村、泊瀨川、倉橋川此地、と云へり、こゝに見えたるを始め。龍田風神と共に。御代々々重く祭らせ給ひて。位階もいと高く坐ませり。文德天皇紀。嘉祥三年七月丙戌。從五位上。仁壽二年七月庚寅。從四位下。同年十月甲子從三位を加へ給ひ。陽成天皇紀。元慶二年七月廿六日。廣瀨龍田兩社。造立倉各一宇。爲納神寶など見えたり。さて此社を。大忌神と申し。大忌祭とて。いつも風神と共に祭り給ふことは。崇神天皇御世に。風神の御託より始まれる事にて。(其の由は彼の御卷に記せり。)穀物の豐登らむ事を。祈り給ふ神事なり。(外宮は、大御神の御食津神に坐まし、廣瀨社は、天皇命の大御膳神、また豐稔を祈る神に坐すなり、其は此神を祭る祝詞に、御膳持須留若宇加能賣能命、登御名者白支云々、皇御孫命能、長御膳能遠御膳登、赤丹能穗爾聞食牟、五穀物、皇神能御刀代乎始弖云々、天下公民能、手肱爾水沫畫垂、向股爾泥畫寄弖、取將作奧都御歲乎、八束穗爾、皇神能成幸賜者云々、とあるを以て思ひ辨ふべし。)其は神祇令。大忌祭の下の義解に。謂廣瀨龍田二祭也。欲令山谷水變成甘水。浸潤苗稼。得其全稔也。故有此祭也と見え。また風神祭の下の義解に。謂廣瀨龍田二祭也。欲令沴風不吹。稼穡滋登。故有此祭也。などあるを以て曉るべし。(また集解にも、大忌祭、釋云、廣瀨龍田祭、自山谷下水矣、甘水成而、爲令五穀成熟祭也、差五位以上充使也、風神祭、釋云、廣瀨龍田祭也、亦五位以上充使と見えたり、また廣瀨緣起にも、此令の文を引て、被孕國土、不貴其主靈者、非情難生長、何況於人倫乎、靈氣之所覆養

其地也、生其地者、不祭其神者、爭食其國土土地哉、積氣血骨肉於神明、受所生養育於當社、萬行之修力、莫非此神恩、可仰可信、能思深思顧而莫怠矣とあり、）また伊豆國田方郡に。廣瀨神社（當國神階記に、從一位廣瀨大明神とあり、今小濱と云地に坐して、廣瀨と云は、小濱池旁の地名なり、今小祠にて辨天と云ひ、また當國の第四宮と云て、祭神は、稻魂命なるよし、伊豆志に云へり、また考に、三島攝社也と云へり、さて隣郡那賀郡に、國柱命神社、稻宮命神社並坐すこと由あり、）武藏國入間郡に、廣瀨神社。文德天皇紀。嘉祥三年六月己酉。詔以武藏國廣瀨神。列於官社とあり。（和名抄に、廣瀨は比呂世とあり、）また式に。出羽國飽海郡に。大物忌神社。（名神大、）とある社も。倉稻魂神に坐すよし、諸書に見えたり。さて此社の事は。仁明天皇紀。承和五年五月丁卯奉授從五位上勳五等大物忌神。正五位下と見えたるを始め。同七年七月己亥、奉授從四位下。賞充神封二戶。清和天皇紀、貞觀四年十一月乙丑朔、預官社。同六年二月五日。授正四位上。同年十一月五日。授從二位。同十五年四月五日。授正三位。陽成天皇紀。元慶二年八月四日。進勳二等。同四年二月廿七日。授從二位。など見えたる中に。承和七年七月。從四位下を授奉り給へる時の詔に。天皇我詔旨爾坐。大物忌大神爾申賜波久。頃皇朝緣有物怪天卜詢爾。大神爲祟賜倍利。加以遣唐第二船等。廻來申久。去年八月爾。南賊境爾漂落氐。相戰時。彼衆我寡氐。力甚不敵奈利。儻而克敵留波。似有神助止申。今依此事氐臆量爾。去年出羽國言上太留。大神乃於雲裏氐。十日間作戰聲後爾。兵石零利止申世利之月日。與彼南海戰鬪。正是符契世利。大神乃威稜。令遠被太留事乎。歡喜故以。從四位爵乎奉授。兩戶之封奉充良久乎。申賜波久申と見え。（此に兵石とあるは、謂ゆる矢根石なり、予も此の處より出たるを、二つ三つ藏めおきつ、此石の事に就て、漢學の徒など、何くれと論へる說あれど、例の生さかしき說なれば、云に足らず、）また貞觀十三年五月十六日の下に。先是出羽國司言。大物忌神社。在飽海郡山上。巖石壁立人跡

稀。到夏冬戴雪。禿無草木。四月八日。山上有火燒土石。又有聲如雷。自山所出之河。泥水溢其色青黑。臭氣充滿。人不堪聞。死魚多浮擁塞不流。有兩大蛇長十許丈。相充出入于海口。小蛇隨者不知其數。緣流損者多。或染濁水臭氣。猶不生。聞于古老。未嘗有如此之異。但弘仁年中見火。其後不幾有事兵仗。決之蓍龜。並曰。彼國名神因所禱未賽。又冢墓骸骨汚其山水。由是發怒燒山。致此災異。若不鎮謝。可有兵役。是日下知國宰。賽宿禱去舊骸汚焉。と見え。また元慶二年八月。勳三等に進め奉り給へる時に。此の社に並坐す。小物忌神社へ。勳七等。それに並坐す月山神社へ。勳四等を進め給へることを記して。先是右中辨藤原朝臣保利奏言。此三神自上古時。方有征戰標奇驗。去五月賊徒襲來挑戰。官軍當此之時雲霞晦合。對坐不相見。營中擾亂。官軍敗績。求之蓍龜。神氣歸賊。我祈無感。増其爵級。必有靈應。國宰齋戒。祈請慇懃。望請加進位階。將答神望。仍増此等級。など見えたり。望たまふ事の有て。其を果さむが爲に。崇を爲し給ふこと。餘神にも例いと多し。(此の社のこと、兵家茶話と云ものに、飽海郡吹浦に、大物忌神社あり、これ出羽の一宮にして、今一宮兩所權現と云ふ社家の說に、大同元年奉遷吹浦村、とあり、と云り、さて小物忌神社、月山神社も、共に此の社に由ある神なるべけれど、今知りがたし、○國人安倍佐知云く、小物忌神社は、今飛島に在り、此島は、往古陸地に連きて有しが、海中に飛たる故に、飛島と云ふよし云傳ふ、陸より八九里、島の周廻六七里許ありて、今も飽海郡に屬りとぞ、)豐宇賀能賣神。伊勢酒殿神は。此の御名を以て祭れり。其は倭姬命世記に。酒殿神一座。和久產巢日神子。豐宇賀能賣命座也。丹後國竹野郡。奈具神社是也。五穀種所化神。保食神分身。善釀淸酒。靈形石坐。と云ひ。御鎭座傳記にも。同說を記して。亦酒造天之甕口。大神之靈器也。以散拜祭也。とあり。(此の世記などの說に依て按ふに、雄畧天皇の御世に、度會宮を、比沼麻奈井より遷し奉られし時に、奈具神社をも遷し奉りて、其れ

やがて酒殿神なるべくぞ思はるゝ、然らば奈具神社は、大御神の、彼の國に往坐る時に、酒を掌給へる御靈を祭れる社にて、奈具と云義は、酒に依れる名ならむ、彼應神天皇卷の大御歌に、許登那具志、惠具志爾、和禮惠比邇祁理、とあるを思ひ合すべし、風土記に、奈具てふ社名の由を云へる傳は信がたし）○大宇迦神。この御名を以て祭れる社は。丹後國竹野郡に。大宇加神社あり。また是れに竝びて。奈具神社あり。此は風土記に。豐宇賀能賣命也と云へり。（但し此記に、此社の故事を云へる天女の說は、附會にて信がたし、其は雄略天皇の卷に辨ふるを見るべし、）また加佐郡にも。奈具神社あり。（此國の事を記せる、田邊府志と云書に、今天遡社とも、天酒社とも、云て宇賀乃咩命とも、豐宇氣比女命、とも云よし見えたり、竹野郡なるをも然云よし、諸社一覽に見ゆ、）○幸御魂神。幸御魂の事は。下（第九十五段の傳、）に注べし。○木神久久能智神。木祖神。名義。師云。久々は莖なり。和名抄（木具部、）に。莖和名久木。とあり。（莖は字書に、草木之幹也と云へり、）其を

久々と云へるは。萬葉十四に久君美良。（莖韮なり）また九久多知。（和名抄に、薹久久太知、蔓菁之苗也、）などあり。（俗に物の速に長る貌を、久々登、と云も此意なり、）下に久々年神。久々紀若室葛根神あり。これらの久々も同じ。（故れ思ふに。莖はもと莖木の約まれる名なるべし、）智は。男を尊む稱にて。前に云へり。（第二段の傳、）○木祖とは。木を生し給へる。始めの祖なる由にて。彼水祖。土祖など申すに同じ。次なる草祖も。これに準へて知るべし。（祖を美淤夜と訓るは、神皇產靈御祖命、大山積御祖命、大土御祖命、大藏御祖命などの例に效へり、御紀に、木祖、草祖とあるを、師はあやしみて、神と云ずして祖と云へるは、いかなる由ぞや、と云はれつれど、其は委く思はれざりしなりけり、）清和天皇紀に。貞觀十七年十二月五日。飛驒國正六位上木母國津神。從五位下。また陽成天皇紀。元慶元年閏二月廿六日。飛驒國木母神從五位下。（上にも從五位下とあれば、此の下は、上の誤なるべし、）とあるは。決めて此神なるべし。（其は木母は。伎能美於夜と訓て、木祖と

書ると同意なるべし、むかし此國より、番匠多く出つれば、此の國に此の神の御靈を祠れること、由有ればなり。）○草野比賣神。名義。師云。記に以二鵜羽一爲二葺草一とある下に。訓二葺草一云二加夜一。と注せるぞ本義にて。何にも有れ。屋を葺む料の草を云ふ名なり。（萬葉一の卷に、吾が勢子は借廬作らす草なくば、小松が下の草を苅さね、また四の卷に、板葺の黑木の屋根は山近し、明む日取て持て參來む、また黑樹取り草も苅つゝ仕へめど、勤しき和氣と、擧むとも在らず、また八卷に、はたすゝき尾花逆葺黑木用て、造れる家は、萬代までに、此らを合せて思ふべし。）茅と云一種あるも。屋ふくに。主と用ふる故の名なり。さて野神の御名に負給へる故は。野の主とある物は草にて。草の用は。屋葺ぞ主なりける。故草字を。やがて加夜とも訓り。上代は大御殿を始めて。凡て草以て葺つればなり。（今云、茅の野に生たる狀をつら〳〵に見れば、草てふ草の中に、草の上とも云べき狀に見ゆるは、師の言に依て思ふに、此は屋葺べき料に、此の神の、殊更に生給へるにぞ有

べき草てふ草の多かる中に、此の草を、眞草と云を思ふべし。）式に。遠江國佐野郡に。眞草神社あり。（此社は、今眞葺村と云に在て、所の者は、眞草樣と云よし、考に云へり、然れば此神名の眞草は、麻具佐か麻加夜か思ひ決めがたし、さて郡の名の佐野を、諸本に佐埜とあれど、埜野同字なれば孰にても有べし、この郡の名を續紀に、遠江國佐益郡と作き、鴨長明か□□□にも、サヤノ中山と書ければ、佐夜と唱へたるも、久しき事なれど、元は決めて、佐奴と唱へて、其は野を稱へて云るにぞ有るべき、和名抄には、佐野と書きたれば、音訓いづれに唱へたりけむ知らねど、今も國人はサノと云ふなり、かくて此野に、眞草神の鎭り坐す事は、由ある事ならむを、古書に依り考ふべき便なし、若くは上代に、御殿を葺く茅を、此野に取らせ給へるなどの事はなきか、よく尋ぬべし、又按に、因幡國法美郡大草を、和名抄に於保加也と有れば、麻加夜の神と訓むべきにや。）○野椎神。椎は豆知と訓べし。名義（縣居大人の說もあれど。）師說に。豆知の豆は。例の助字にて。知は

久々能智などの智と同く。偁む名にて。野之智と云むが如し。と云はれしに從ふべし。（石屋戸段に、此神に、令採五百箇野薦之八十玉串、とあるも、野神に坐すが故なり。）屋船神。御名の義は。次に廻して。まづ木神草神の事を云はむ。其は此の二神を。御紀古事記ともに。伊邪那岐伊邪那美命の御子と記されたれど。其は共に錯ひたる傳へにて。實に豐宇氣毘賣神の。幸魂の神になむ坐ましける。其は大殿祭祝詞に。皇御孫命乃。天之御翳日之御翳止、造奉仕禮留瑞之御殿乎。汝屋船命爾。天津奇護言乎。言壽鎭白久。此乃敷坐大宮地波。底津磐根乃極美。下津綱根。波府蟲能禍無久。高天原波。青雲乃靄極美。天乃血垂。飛鳥乃禍無久。掘堅多留柱。桁梁。戸牖乃錯動鳴事無久、引結幣留葛目能緩比。取葺計留草乃噪岐無久。御床都比能佐夜伎。夜目乃伊須々伎。伊豆都志伎事無久。平氣久安氣久。奉護留神御名乎白久、屋船久々遲命。（是木靈也、）屋船豐宇氣姬命。登（是稻靈也、）御名乎波奉稱利弖。皇御孫命乃御世乎、堅磐爾常磐爾奉護利、五十橿御世乃足良志御世爾。田永能御世登奉福爾依弖。云云とあり。（この全文は、神武天皇卷の本文に擧つれば、其處に委く注べし。）此の文に。掘堅多留柱桁梁戸牖乃錯動鳴事無久。と云へるは。木神久々能智神の。幸ひ給ふ功德に係り。引結幣留葛目乃緩比。取葺計留草乃噪岐無久。と云へるは。野神。草野比賣神の幸ひ給ふ功德に係れり。（餘の文は、屋船命と申す御名の、すべての功にかゝれり。）然るを。萱野比賣神と云はず。豐宇氣姬命と云へるは。如何と云に。此の神實は稻穀を生し坐る神に坐を。餘草をも生し給へるは。其の幸魂の御業なる故に。此はその本つ御靈の名を以て云へるなり（また稻も茅も、共に草なれば、取すべても云つべし。）殿造には。草は木に次て。やごとなき物なる故に。其事をかく委曲に。言壽ぎ祈奉る事なるに。草野比賣神を祭らざる事の有べきかは。上文に。たゞ屋船命と申せるは。御殿に幸ひ給ふ御靈を。都て云へる御名にて。下の文に。屋船久々遲命。屋船豐宇氣姬命と云へるは。木と草とに幸ひ給ふ御靈を。別ち云へるものなり。（御鎭座傳記

に、屋船命とある下の注に、木靈久々能遲命也、稻靈豐宇加能姫命也と見え、御鎭座本記には、屋船命は草木靈とも、また和久産巣日神子、豐宇可能賣命は屋船稻靈神也とも、見えたり、此れ信の古傳の趣に符ひて、此書どもの、こよなき賜物にぞ有ける。)如是れば。紀記ともに。木神野神を。伊邪那岐。伊邪那美命の生坐る神と爲たるは。混亂なること媽馬し。(師の大祓詞後釋附錄に、大殿祭詞に、右の如くあるを怪みて、云れし言どもは、いまだ委く考へられざりしなり。)さて木草に幸ひ給ふ御靈を。屋船命と申す。此の御名の意は(師は心得がたしと云れ、篶居大人は、屋船は借字にて、彌生根にて、木、穀物を彌生に生ひ茂らしむるを云ふ、根は凡の物の本を云ふ言なり、と云れつれど、)屋を古言に。屋船と言へるにはあらじか。と年頃思へるに合せて。御鎭座本記を見れば。外宮神を。御船代に鎭め奉れる事を云へる下の注に。船代。則謂天村木屋船之靈。故瑞舍名屋船。緣也。とあり。(此の文、謂より靈までは、文躰あやしくて聞取がたけれど、全文を見通して、其意を取べし。)此に依れば。屋船とは。瑞殿を云ふ古言にて。船代とは。御靈實を納め奉る器を。屋船代と云意に活かして云ふ名なり。然れば屋船命とは。豐宇氣毘賣命の。屋船を幸ひ護り給ふ御靈を稱す御名にぞ有りける。(今の世にも、屋骨また屋尸など云ふ言もあるは、古言の訛り傳はれるにも有べし。)かくて。神祇令に。季夏月次祭、集義解に謂。於神祇官祭。與祈年祭同。即如庶人宅神祭也と見え。野府記曰。長元元年十一月廿五日乙卯。宅神祭。與儀抄に。保食神は。宅神也とも見え。また□□□に。宅神は。倉稻魂命云々、とあるなどを合せて思ふに。此頃までは。なほ屋船命と申すは。豐宇氣毘賣神の事なる由を。世の人の知りて。宅神と云ひて月々に。いみじく祭りけむこと知られたり。あな尊きかも。この大神はも。食物を幸ひ坐す御功德は更にも云さず。紝織の事も。此の大神の御身に。蠶の生れるより始まり。水にも草にも幸ひ給ひて。屋船をさへに守護給へば。食物。住所。衣服の道を靈幸へ坐す。本つ御祖神に坐て。尊しなど申すも更なる神德にな

む坐々ける。うべ天照大御神の。重く此の御靈を祭らせ給ひける事よ。(此のこと第四十一段に見えたり。)二柱御祖神の。國生たまひ。青人草を生給ひ。風火金水土神の生坐して後に。火神土神の御孫に。此の神の生坐る事は。言むとするに。言ひも得がたき。妙なる理りの備れる事なるを。熟思ふべし。深く想ふべし。(なほ此の神の神德の現れ給へる事は、第四十一段に見えたる、其處に委く云べし。)さて神名式に。伊勢國度會郡に。淸野井庭神社。と有る社は。屋船命と申す御名にて。祭れる社なりとぞ。(此事も、御鎭座本記に、屋船命草木靈、今號ニ度會郡坐淸野井庭神社一也、と見えたり、此れも此書の賜物なりけり、其は彼の書には、僞れる說も多かれど、此れ等は然る僞りの助けとなるべき事にも有なねば、信に古傳の、たまたま殘れること、疑なき物なり、扨此の社は、在ニ沼木鄉山田村、大間社東野一と云へり、また或說に、こを俗に、小間社と云ふと云へり。)〇門人。新田目道茂云く。先つ日大人の御講說に。屋船命の御名義を。屋は舟に似たる由の名ならむ。と說給へるを承はりて。反復おもひ廻らすに。悟り得がたきふしなむ侍る。其はしか言ひては。舟てふ物まづ有りて後に。屋をば造れる物の如く聞ゆるも。いかゞ侍らむ。抑舟てふ言を以て。名に負へる物に。覆槽。馬槽。酒槽。餅槽など。皆凡て物を載する方より云へる名なり。(葦船、磐船などは云ふも更なり。)さて屋はイヤの義にして。重なるを云ふ言にて。屋の主とする處は。雨露の御蔭にして。物を載るの爲には非ざれば。屋と舟と。其の主とする處異なり。然るを舟を以て。屋の名に負すべき由なし。(屋を以て舟の名に負はして、俗に、屋形舟など云へるは又よし。)故思ふに。屋船は屋骨の義ならむ。其はまづ木神草神を。屋船としも稱奉れるは。必ず屋造りの事に係れる時の御名なるは論ひなく。前に師の引給へる。大殿祭の祝詞は更にも申さず。太田命の傳の注にも。屋舟久々遲命。屋舟豐宇氣姬命と見え。謂ニ造宮之材一。與ニ茨レ殿稻藁一也とあり。材と藁とは。誠に屋を造るの骨には侍らずや。(但し此には稻藁とのみ有れど、葦篠など、凡て屋を茨く草を云ふなるべ

し〕俗に屋戸と云も。木柱の張立を云ひ。(又屋の字の戸に從ふも、その意あるか〕又舟と骨と言の通ひたるは。舟も元は。帆根の義なるべし。(言は互に通へど、骨は火根にて、義は別なり〕其は穗に顯れ見ゆる方よりの名にて。舟の字も卽ち帆の形なるをや。(舟を、行く事の疾き方より取て、フネと羽と通へり、など云へる說はいまだし〕さて大人に對ひ奉りて。かゝる事をし聞え侍るは。甚も〳〵畏く。禮なき所爲には侍れど。思ふ事の端端をもらしつゝ。御敎へをも蒙り奉らむ物をと。かくは伺ひ侍るになむ。穴かしこ。と云へり。此の考へも然るべし。(後の人なほよく考ふべし〕

故其伊邪那美神者。因㆑生㆓坐火產靈神㆒而。遂神避坐也　於是伊邪那岐命詔之。愛之我那邇妹命乎　替㆓子之一木㆒哉詔之而。匍匐哭之時。於㆓御淚㆒成坐神之名。泣澤女神。此者坐㆓香山之畝尾之樹本㆒神也。故其伊

邪那美神者。坐㆓木國熊野之有馬村㆒。土俗祭㆓此神之御魂㆒。有㆑花時則以㆑花祭之。又立㆑旗鼓敲。笛吹歌舞而祭之。

因㆑生㆓坐火產靈神㆒而は。火產靈神を生坐るより事起りて。と云むが如し。(御紀古事記の紛れたる傳へに目なれたる人、此の神に燒えて、身亡給へることゝな思ひそよ、凡て此段は、殊に徵を熟く讀置て見るべし〕〇遂神避坐也とは。上の件の謂に依て。男神に御面を合せ給はじと。下津國に避坐むと爲給ひつゝも。火神の荒びを鎭めむとて。途より還り坐て。上の件の神等をさへに。生給ひしかど。かの恥思ほす御心の止み給はで。遂にまた男神の御許を。下津國に立ち避り往坐りとの事なり。(遂の字かるくな見過しそ、俗にとうとうなど云ふが如き意ばへの所ぞ〕其を神避と云は。避てふ言に。(佐理は、佐加理の加の省かりたる言なり〕尊辭の神をそへて云るにて。神集。神議。神祝。神逐。神和などゝ同じ類にて。凡て神の御上に附け言ふ言なり。(然るを俗に神を加微と訓て、

其を御魂のことゝ思ひなし、神避とは、魂の身を去る由なり、など解る説の開ゆるは、いみじき非言なり、）愛之は。古歌に。愛しき吾が稚兒。愛しき人。愛し妹。愛し母。など多く有て。むつましみ親むどち云言なり。（俗に開の好なと云が如し、さて之の字は、御紀の一書に、此字あるに從れるなり、）○我那邇妹命乎。履中天皇紀に。汝妹此云儺邇毛。とあり。師云。邇は伊と同韻を通はして云か。はた萬葉九の卷に。妹名根ともあれば。名根妹の。儺伊を切めて云か。乎の字は夜と訓べし。（須勢理毘賣命の長哥に、八千矛の神の命夜云云とある語勢に似たればなり、）此の夜は。呼出す辭にて。余と云むが如し。○替子之一木哉。師云。一木は私記に。子之一木。古者謂木爲介と云へり。此の訓古き傳へと聞えたり。猶古へに。木を氣と云し例は。景行天皇紀に。御木。木此云開。萬葉二十に。眞木柱を。麻氣波之良。また松の木を麻都能氣とよめり。（また近江の佐々木を、和名抄に、篠筒ともあり、）と云れき。さて木を氣と云由は。須佐之男命の。御身の毛を。木種と爲し給へる故事より。起れる事にて。氣と云ぞ本なりける。（其由は、第六十六段に委く云べし、）さて今子一人とあるべきを。かく詔ふ由は。（師は未思ひ得ずと云れつれど、）按ふに。木と書るは借字にて。毛の意なるべし。其は伊邪那美命を。おもく愛しみ所思すに對へて。毛一本ばかりの此の子に替て。吾が愛しき汝妹命を。下津國に避坐せつることよ。と悼み惜み給へる御言なり。（今の俗にも、毛一本とも思はぬなど輕しめ云も、此意はへに似たり、私記に、古以貴人喩於木、故謂神及貴人爲一柱一木矣、以賤人喩於草、故謂天下人民爲青人草也、と云れど、師の云はれたる如く、此説は可からず、）○匍匐は。（たゞ波布と訓べき所も有れど、此は、）波良婆比と訓べし。（御紀の訓も然り、）萬葉十九に。赤駒之腹婆布田爲。靈異記に。匍匐波良波布などあり。と師説なり。○御涙。師云。那美陀は。泣水垂の意か。○泣澤女神。名義。師云。下の須佐之男命のことに。啼伊佐知とあるを合せて思へば。泣伊佐波女の意か。また雨を佐米とも云ふは。此の佐波米か。（佐波は

佐と約まる、涙の落るさま、雨の降ると同じことぞ、更科日記に、さめ〲となき給ふを、云々とある、今の世にも云ふ語なり、此も涙のおつる狀を云て、さはめ〱なるべし、）香山之畝尾之樹本。香山は。大和國十市郡に在る香山なり。彼の山はもと、天御國に在し山なるを。深き由有りて。天神の天降し給へるなり。其は此時よりは。遙に後なれども。此の神の。後に此地に鎭り坐す世に。記せる傳なる故に。まづこの所に。此山の名の出たるなり。（此山の始まりは。次段に注ひ、其委き事は、第四十五段に云べく、此山を、此國土に降し給へる事は、第百四十五段に注べし、）畝尾は。和名抄に。畝和名字禰と有り。縣居大人云。此の山の畝尾は。西へも引き。殊に東へは長く引き渡りけむ。今はその畝尾の形。いさゝか殘れは。樹本は。師云神名式に十市郡畝尾坐健土安神社。畝尾都多本神社。とあるを以て思へば畝尾も樹の本も。地名に爲れるなり。（姓氏錄に、畝尾の連と云姓もあり、此處よりぞ出けむ、今も樹本村と云あり、）さて樹本を。都多本とも云ひしにや。（御紀の

注どもに、是を何處にまれ、田畝或は樹本と云意ぞ、と云は非なり、）萬葉二の卷に。哭澤の神社に三輪すゑ禱れども。我王は高日知らしぬ。（今云ふ、昔かく人の命を、此神に祈りけむ由は、伊邪那美神の、與母都界に往坐るを、哀み給へる御涙より、生坐る神なる故なり、其は人は死れば、八十隈手に隱るゝは、他界に往が如くなれば、其を隱さじ、避らせじと祈る意にて、然も有べき事なり、度會元長神祇百首に、別、添ふだにも別れの道を悲みて、泣澤姫の名を殘しつゝ、）是は此神社と聞えたり、（彼の都多本の社とは、同じきや否ずや、よく尋ぬべし、）○木國熊野之有馬村。（南紀名勝志に、熊野村新宮庄に、上熊野村、中熊野村、下熊野村あり、今新宮村と云も、元は熊野村の内なれども、新宮大神鎭坐以後、所の名と爲るが、諸書に、熊野村と云へるは、此處なるべし、凡て牟婁一郡を、熊野と云へるは、新宮熊野村に因て云ふと見えたり、また有馬村は木之本庄、木之本村の南、卄町許りにあり、村の中央に、有馬と云處の西邊に產田神社あり、伊弉冉尊を葬りたる處

と云へり、或曰花窟に葬ると云へり、一本に、花窟は、世俗大般若窟と云、といへり、此の窟は、有馬庄有馬村の東北に在り、岩の高さ廿六丈、石表あり、高さ一丈三尺、岩窟より西北一町、山の上に燈籠峰と名くる有り、毎年正五九月、僧讀經而祭焉、また云く、熊野本宮府城の東、卅二里、那智山の西北七里許にあり、以上は、名勝志の説なるが、猶よく考ふべし、此の中に、伊邪那美命を、崩御の趣に、葬るなど云へるは、誤りなること、次にくはしく論へるを見て知べし、）〇或人問、此の段は。古事記に。乃匍匐御枕方、匍匐御足方而哭時。云々。故其所神避之伊邪那美神者。葬出雲國與伯伎國堺比婆之山也。（御紀には、葬於紀伊國云々、また伊弉諾尊、欲見其妹、乃到殯斂之處、是時伊弉冉尊、猶如生平出迎共語、）と有て。伊邪那美命は。正しく崩坐る趣なるに。此の傳文の中に。たゞ匍匐哭時の四字を。存し留めて文を爲し。餘はみな除けるはいかに。答。あや忌はしき問言かも。此は神魯企神魯美命の傳へ坐る。鎮火祭の太祝詞辭を讀奉りて。

記紀なる傳へは。早く亂れたるなる事を。曉り得つればなり。其は彼祝詞なる傳の趣は。（第十二段に委く注せる如く、）伊邪那美命の。御產の有狀を。妹神の御覽し給へるを恥恨まして。御面を合せ給はじと。男神の御許を離避て。現身ながら往坐るなるをや。此の正しき傳へを一つ得たらむ上は。など餘のまぎれたる傳へどもに。心を殘さむ。然てはまづ。神避てふ語を。死る事を云ふ。古言の如く云說の由來しは。いと久しき事にて。此は夜見と云に。西戎國の文章語なる。黃泉字を當て。（夜見に黃泉字を當たることの非なる由は、靈能眞柱に委く云へり、予が此史に、黃泉字を用ひざるは、この故なり、）伊邪那美命は。其の黃泉に往坐りと云へるより。（漢籍に黃泉と云へるは、人の死て往く處の如く云るに、心を移されて、）其は死坐しての事と。非心得しつるまゝに。彼の神の離れ去り給へる事を。男神の悔みて。匍匐哭たまひ。其の御淚に。泣澤女神の生坐りとの傳へを。やがて女神の骸の。御枕方御足方に。哭吟ひ給へることゝ思ひ成

して。何なるをこは中世人かゞ如此も言ひ傳へたるより。なほ訛に謬を重ねつゝ。其の尊骸を葬奉れるは。此處ぞ彼處ぞ。（御紀に有間村と云ひ、古事記に、比婆之山と云へるたぐひなり。）或は殯斂之處よ。なと語り傳へて。可畏しとも可畏く。見るも聞くも。身の毛竪ばかりなる。胡亂說どもの弘ごれるは。いとも慨く。哀しなど云も更にて。かく辨へ云だに。心痛きまでになむ。（斯ばかりの事だに思ひ誤る世となりしは、みな外國籍の渡り參來し以來、その方にのみ心引れて、實の有狀をばよくも尋ねず、漸々に、古意を失ひつるより亂れたるにて、西戎の毛人どもの賢しかるをば、日知など、甚も畏き名を負せ、その西なる國より疎び來し乞食の祖を、客神とかしくづにぞ、彼らは、所得がほに神ごろひ、玉の臺に齋かれて、神は雨もる板屋の宮に、所狹かれ給ふ狀には成りにたり。）いでや神避と云言は。（上に云へる如く。）避てふ言に。尊辭の神を加へて云へるにて。此は上件の謂によりて。伊邪那美命に言始めて。餘神をも。至りて尊かるをば。其の退去給ふ事を。稀にかく申しけむと思はる。其は紀記ともに。伊邪那美命のことは。神避。神退。神退去など記され。（なほ御紀には、見焦而化去、また所焦而終矣、など書れし所もあれど、此等は、神避てふ言を、死のことゝ、非心得したる上にて書る文なれば、今云ふ限りに非ず、）餘には御紀に。素戔嗚尊の。御荒びの所の一書に。稚日女尊。乃驚而墮機以所持梭傷體而神退矣。とたゞ一所あるのみにて。此は文の狀の紛らはしき故に。死たる事の如く聞ゆれども。身を傷ふばかりに。驚畏みて。其の所を退避給へりとの事なり。（そは彼の本書に、天照大神、方織神衣居齋服殿云々、驚動以梭傷身由是云々、閉磐戸而幽居焉、とあると同じ趣なるを、合せ考へて悟るべし、御紀に、始に、至貴曰尊、とことわり置れたると、稚日女尊にのみ、神退と書れしにて、至て貴神に、稀に申せる事なり、と云說の意をわきまふべし、）此の餘には。神退神避など云る例の。一つも無きにて曉るべし。正しく死たるをば。死と記して。古事記に。天衣織女。見驚而。於梭衝陰上而死。また中

天若日子。寢胡床之高胸坂以死。また御紀にも保食神實已死矣。また天稚彦云々。中矢立死。などのみ有て。神避神退など書る例は。一所も有ることなし。」但し舊事紀に、饒速日尊の死り坐る事を、神殞去と書つれと、彼の書は、神避てふ事を、死のことゝ思ひ誤れる世になりて記せる書なれは、例とはなし難き上に、紀記なる神退神避などの字をおきて、神殞去と書るなどは、いと憎き狡意なりけり、(此れ等を考へ通して。紀記二典を記されし頃も。既に神避てふ言を。死の事と謬りつゝも。猶弘く普くは言ざりし事を辨ふべし。」如此考へ定めて。天神祖命の。大御口づから傳へ坐る。天祝詞の太祝辭に從て。間に云へる文どもをば除たるなり。」是に就てなほ按ふに、御紀に伊邪那岐命の御往方は、本文に記されたれど、伊邪那美命の御往方を、本文に記されざる事は、其の忌はしきを嫌ひて、除かれしなるべし、其は御紀を撰ひ給へるほど、戸々家々に藏たりし傳どもは、何れも現し身ながら、往坐る狀には傳へざりしなるべし、故その說どもを、一書に記して、本書には洩されしならむ、然る御心は難有けれど、など鎮火祝詞の傳へをば、考へられざりけむ、甚惜くこそ、然れば祝詞をば祝詞として、さしも心とめず、事實のかたには、只世に傳はる說をのみ用ひたりしは、いと古き事なりけり、(あな可畏。伊邪那岐。伊邪那美二柱神の。一柱も崩御坐しなば。此の世は忽に滅ふべき物そ。あなかしこ。(或人また問ふ、祝詞なる傳に依て、紀記の傳を正したる、其說は然る言にも聞ゆれども、今現に、熊野の有馬村に、葬し奉れりと云ふ古跡を存し、また比婆之山も、詳には有らねども、記傳に注されたる、伯耆國人の物語に、今出雲國の內、伯耆の堺に近き處の山間に、だわの內と云處ありて、そこに、伊邪那美命の陵なりとて、冢あり、小竹など生茂れり、此冢の草をば、牛馬も食はず、牛馬を牽來て、草を飼むとすれども、此冢のあたりへは、牛馬よりつかず、退き去るなり、又この冢の竹を、杖につきて行くときは、蛇のたぐひ寄つかず、蛇の居る處へ、其杖を衝立れば、すくみて動くこと能はず、甚奇異き事どもなり、と云へる事を記さ

れたるを見るに、いとも畏き御稜威なり、比婆山に葬奉れりと云ふ傳の、空説ならむには、かくは有るまじき事なり、いかが、答、古書に見えたる事に就て、其の跡を作るは、世の常なれば、其はいと古き世に作れる古蹟にぞ有るべき、空物語の事跡をさへに、信しげに作れるも多かるをや、さて其のたわの内などの事蹟も、昔人の然云へるより、即ちその處として、祭りもし拜みもしつるままに、彼御靈の移り坐して、然る御稜威を現はし給ふにて、世に例多かる事なり、其は師の、神の御靈を、彼此に移し祠ることを、火以て譬へられしを熟思ひて、其のたわの内なる家をも、事實の信と信ならぬとを論はず、かしこみて、能く拜祭るべきものぞ〕門人北原信質。關秀矩。岩崎長世等いふ。この四乃巻を。木に上せつる人々は。信濃國伊那郡大河原の里人。前島政遂。飯田の城戸にすめる。樋口光信。筑摩郡岐蘇の道の中。贄川の驛に家をる。小澤重喬等なり。かくて。第一巻より。此巻に至りて。台せて四巻。これを初帙とす。

古史傳五之卷

平篤胤謹撰

男　鐵胤

孫　延胤　續攷

神代上五之卷

於是伊邪那岐命。拔御佩之十拳劍而。斬其御子迦具土神而。爲結二段矣。爾於其御刀之刄垂落之血。激上而。爲天之安河原在五百箇石村矣。復於其御刀之鋒垂落之血。激越其磐石而。成坐神之名。磐裂神。次根裂神二神矣。此神之子。磐筒之男神。次磐筒之女神。此者經津主神之御祖也。復於其御刀之鐔垂落之血。激越其磐石而。成坐神之名。甕速日神。一神矣。此神之子熯速日神。此者建御雷之男神之御祖也。是時之血。激灑而。染石礫樹草。此草木沙石。自然含火之緣也。故所斬之御刀之名。謂天之尾羽張。亦謂伊都之尾羽張神。亦謂稜威之雄走神。

御佩之は。下御刀の處に注すを見て辨ふべし。　十拳劍は。師云。登都迦都留岐と訓べし。八拳鬚七拳脛などの例なり。（能を添て讀むはわろし。また劍は、多知とも訓る例多かれど、此はなほ都留岐にて有りなむ。御紀には、九握劍、八握劍と云も有り、同じことながら、是は能を添て訓べし、十拳は、大方の劍の常度と見えて、何となく、ただ劍とて有ぬべき所に、みな十拳劍と云へれば、能と云べからず。）拳は搏むにて。四指を並べたる長さを云ふ。（されば古書に、搦字をも、握字をも書り。）上代に。手して搏みて。幾搏と物の長さを量れるなり。然爲ること今も遺れり。（束ぬるも、手して物を搏集むるを云なり。）さて十拳は。劍身の長さを云なり。（纂疏に、柄之量とあるは、都加と云語につきて、誤り給へるなり、柄を都加と云は、握む處なる故なり。）とあり。劍のことは。下

(第七十段、都牟刈之大刀の處、)に注せり。○三段は。師云。段を伎陀と訓むは。和名抄に。筑前國鞍手郡。新分。爾比岐多とある。此分字を。岐多と云に同じ。豊後大分郡も。本はおほきだなり。景行紀に。碩田とかきて。於保岐陀と訓注有り。○御刀は。師云。景行紀に。御刀此云彌波迦志。とあるに依て訓べし。(倭建命段には、御佩ともあり、)波加志とは。佩を延たる言なり。さて御佩給ふ劔。と云ことを。其の用言を體言。に言ひなして。即其物の名とすること。御執給ふ弓を。御執と云に同じ。(此の格古も今も、萬の物名に多し、)○垂落之血。血は知と訓べし。(師云、阿世と訓は非なり、血を阿世と云は、齋宮の忌詞にこそあれ、常に然よまむは由なし、)○激上而。此の三字は本に無きを。予が私に加へたるなり。其は此の垂落る血。天之安河原なる。磐群と化れゝば。激上れる事。論ひ無ればなり。○天之安河原は。(安下に、之字を加へても書れば、阿米能夜須能迦波良、と訓べし、)天上にある河原なり。名義。師云。古語拾遺に、天八湍河原とも有れば。彌瀬之河にや。

(書紀に、天八十河中とあるも、同河と聞ゆ、須と世と皆通ふ音なり、)と云れき。さて此河名は。下の段々にも見えて。皆同河なり。(師は、神代の天上の故事を云へる、皆この河名を云て、他河名は見えざれば、是は一の河名にあらでたゞ流のいく筋も有て、大きなる河を云なるべし、と云れつれど、然には非ず、其は天上にて、山とし云へば、香山と云ふが如く、河は此の河、山は彼の山に限るべき、妙なる由ある事なるをや、なほ次々云を見て知べし、)萬葉に。天漢安之川原乃。また天漢安渡とも詠る歌の。天漢と書る字に依て。其の事とな思ひそよ。(師云、凡て萬葉に賦るは、皆七夕の哥なり、其は漢國にて云ことなるを、御國にも倣ひて、彼の集より哥にも多く詠める其の棚機女、また安河など云名は、此方の古への傳を取て、引合せたる物なり、因に云ふ、彼の七夕の故事は、漢土の中世人の、ふと言出たりし漫談なるを、詩にも賦るより、其風の此方に移りて、くさぐさ引合せ説して、正なき事を哥に詠みつゝ、七夕祭など云事さへして、其夜は、とありかゝりな

ど、妄言して、尋常の人は、信に然ること有りと、思ふ世とは成にたり、既く彼國人すらも、心あるは、天上を汚す妄說ぞ、など云るもあるを、哥作者流は、然は思はざるにや、互に競ひ相ひつゝ、妄言の言比べすなるは、甚々かたはら痛しや、加茂翁の七夕哥に、たなばたの天津少女の事をだに、こちたく誰か言傳へけむ、と詠れしは、いと有難くこそ〕此は天日の御國に。ある河ぞ。(釋紀に引る天書と云ものに、此の河を天漢のことゝ爲て、くさぐ〵云へる妄說を始め、俗にも其事と、非心得したる徒も多かれば、かくは云なり〕○五百箇石村。古事記には。湯津石村とあり。師云縣居大人說に、五百を約めて由と云へり。(今云、伊富を切むれば與なれど、與と由とは、殊に近く通ふ音なり、自を古言に、由とも與とも云ふ類なり〕湯津桂。湯津爪櫛なども。枝の多く。齒の繁きを云ふ。村は群の意なりとあり。(萬葉一に、河上の湯津磐村、また祝詞に、湯津磐村乃如塞坐と云ふ語多し〕○其の磐村とは。御刀の刄の血の。天之安河原に激たりて。まづ成れる磐村を云ふ。○激越の訓は。古事記に。走就とあるを。師の多婆斯理都伎と訓て。萬葉十に。我が袖に雹手走る。また二十に。霜上にあられ多婆之理。などあり。(俗に、とばしりと云も、多の訛れるなり〕と云れしに依れり。○磐裂神根裂神。神代卷に。磐裂此云二以簸娑窶一。とあり。名義は。師云。式の祝詞に。磐根木根履佐久彌氐。萬葉二に。石根佐久見手名積來之。(また六卷には、五百重山伊去割見とも、二十卷には、浪の間をいゆき佐具久見、とも詠めり〕など有るを。或說に。人面のたくぼくあるを。しやくみづらと云に同じくて。岩の凸凹ある上を。通行くを云なり。馬ざくりと云も。能の面に。さくみと云があるも。同詞なりと云へり。此の意なるべし。(源氏物語に、兒童のこざかしきを、さくじりおよすげたる、とあるも、平穩ならぬ意にて同じ、或說に、岩根をも、履裂きて行くなりと云はわろし〕さて此の神名は。石根拆と云言を。二つに分ちて。二柱に名けたる物なれば。根も石根の意なり。○此の神とは。磐裂根裂神を申せり。(但し此は、神代紀下卷に、磐裂根裂神之

子、磐筒男磐筒女所生之經津主神、とあるに依てなり。）磐筒之男神。磐筒之女神。名義。磐は御親神の磐に同じ。筒は借字にて。都知に通ひ。（塩土老翁を、鹽筒ともあるにて悟るべし。）其都は。例の之に通ふ辭。知は女男共に云ふ尊稱なること上に云へり。（第二段、葦牙比古遲神の處、）此者。經津主神之御祖也。經津主神は。皇美麻命の天降坐す時に。功の卓越坐して。名高き神に坐す故に。此に。其の御祖の成坐る因に。まづ其の出自を知らしめたる傳へなり。（さて經津主神の名義は、下第百十三段の傳に云べし。）鐔。和名抄に。唐韻曰。鐔劔鼻也。和名都美波とあり。今都婆と云ふ物なり。甕速日神は。師云。美迦波夜備と訓べし。（今云、迦下に之を添て唱ふるは非ぬこと、また備と濁るべき由も、第三十四段、勝速日命の處に、師說を注すを見るべし。）甕は借字なり。（此字に就て、云說は非なり、凡て何速日てふ語は、みな用語よりつゞく例なり。）さて其の美迦は。伊迦に通ふ言にて。其伊迦は。嚴矛。（舒明天皇紀に、此云伊箇之保虚。）重日。（皇極天皇紀に、此云伊柯之比。）伊賀志御世。（祝詞、）また伊迦米志。伊迦志。（源氏葵卷に、たけく、いかき、ひたぶる心、いできて、また手習卷に、いかきさまを、人に見せむと思ひて、などあり。）などの伊迦なり。その美迦と通ふ例は。武甕槌神を。健雷命とあり。（美迦豆知、伊迦豆知、通ふ故なり。）また嚴きを美迦と云へる例は。仁德天皇卷の歌に。瀰箇始報し破利摩波揶摩智。云々とある。此瀰箇始報は。速待と云む枕詞にて。嚴めしき潮の。速きと云意のつゞけなり。（三日潮の說ひがことなり、）下に謂ゆる甕星も。嚴きを云ひ。（惡神と云ひ、先誅ふといへるにて、嚴きこと知らる。）甕栗も嚴栗なり。此の外も。神及人名に甕と云は。皆此の意と知べし。（怒りの伊迦も、此れなるべし。）此の神とは。甕速日神を申せり。（但し此も、神代紀下卷に、甕速日神之子、熯速日神、とあるに依て記せり。）熯速日神。此の御名は。師云。比波夜備と訓べし。（書紀に、唯一つ、熯之と書る所あるは、後の謬訓に、耳なれたる人の加へたるなり、今云、姓氏錄にも、熯之速日命、と二所にあれど、此も

御紀に傚はれたり、と見ゆれば從りがたし、）熛字。玉篇に。火盛乾也。と注せる意なり。（易說卦に、燥萬物者、莫熛乎火とあり、）下に。樋速日子命とあるは。即この神なるべし。（此のこと第百十三段に註すを考へ合すべし、）さて姓氏錄に。服連熛之速日命之後也。服部連。熛之速日命十二世孫。麻羅宿禰之後也。などあるは。おぼつか無き傳へなり。（其の由は、第四十九段、服部連の下に論ふを見て知べし、）○此者建御雷之男神之神祖也。建御雷之男神も。皇美麻命の御天降の時に。功の卓越坐して。名高き神に坐故に。此に其の御祖の成坐る因に。まづその出自を知らしめたる傳なり。さて師は古事記に依て。此神と布都主神とは。一柱に坐すよし。委曲に解置れつれど。熟考ふるに。此は二柱にして。一柱の如く。一柱かと思へば。此處に成坐る御祖も。詳に別りて。正しく二柱にして。其差の髣髴しきは。幽き所以ある事と所思ゆる由あり。其は下に云へり。（第百十三段に、武甕槌之男神の、亦名の出たる處見べし、）○此時之血とは。火神を斬給へる時に。激上れる血を云て。即火なり。○激灑而。染石礫樹草とは。其火の天上に激上れるのみならず。此の國土なる石礫草木にも激り著りとなり。○草木沙石。自然含火は。聞えたる儘なれど。此はたゞに。其の一端を云へる傳へにて。實は物として。火を含まぬ物なし。其は石と金とに火を含める事は。更にも云はず。木と木を轢りて火を出し。海底に生出る物さへに。火は含まり有るになも。（其は下に見えたる、櫛八玉神の、海底なる海布海蓴を咋出て火を鑽出たるを以て知るべし、）○天之尾羽張。師云。或說に。尾は鋒を云り。劒は諸刄にて。鋒の方の張りたる物なる故に云ふ。國名の尾張も。熱田の神劒より出て。此意なりと云へり。此說然も有べし。（鋒を尾と云こと、いまだ例を見ざれど、然云まじきに非ず、）鋒の張たる劒を云なるべし。また尾は雄にて。雄々しきを云にも有べし。（稜威之雄走とも云名の、稜威之雄誥、など云へる言の連きと、同きをも思ふべし、）羽は刄の意なるべし。（今の世に波婆理と云針は、刄のつきたる針と云意にや、若また、刄張の針、と云意の名な

らば、此と同じ、また物の滿はびこる事を、はゞると云も意近し。)(伊都之尾羽張神。稜威之雄走神。前には直に。其御刀をさして云へる故に。神と云はざるを。此は其の御靈を云ゆゑに。神と云へり。さて伊都は。本に。稜威此云伊都。と有るを採れり。師云此は。伊知速の伊知と同言にて。知波夜夫流の知も是れなり。(此等の詞の意は、冠辭考ちはやぶるの條に委く見ゆ。)さて此言の例は。稜威之雄誥。稜威之道別。稜威之嘖讓など云ひて。武きを云ふ言なり。(稜威字は、文選に見えたり、さて漢書に、威稜憺乎隣國、注に、神靈之威曰稜とあり、この意にてぞ書れけむ、)と有り。信友云。此伊都は、武きを云言ながら。また伊豆とも云て齋清淨つる意にも云ふ言なり。伊豆能賣、嚴彌都波女、嚴山雷、(なほ伊豆某と云言いと多し、)などの伊豆すなはち是にて。もと同言なり。健きには清く。清きには健き意あり。熟々味ひて知るべし。と云へり。(此は信友が正卜考に、委く考へて記しおけるを、說長ければ、此處には、あらましを取て記しつ、)さて雄走とは。師說に。

雄は上に云へる如く。雄々しきを云ふ。走は劔の利をいふ。利は疾と同言にて。走と意同じ。(俗に口利く物言を口の走ると云も同じ。)とあり。さて上件の神等は。此の御刀の御靈と。火神の御靈とに因て。生坐りしなり。(其由下に云べし。)〇此段に。御名の出たる神等。(御刀の御靈神をおきて。)すべて八柱あれど。此の時成坐る神は。磐裂神。根裂神。甕速日神のみにて。磐筒之男。磐筒之女神。熯速火神は。經津主。武甕槌之男神の出自を語るとて。此處に御名の出たるなり。(此者、經津主神之御祖也、此者武甕槌之男神之御祖也、とある文に心を付て辨ふべし。)さて磐裂根裂神。甕速日神。すべては。御刀と火に因て化れる。石村に所生れど。分て云はゞ磐裂根裂神二柱は。石村により。(其は始め、御刀の刄より、垂落れる血の化たる、磐村の磐てふ語を名に負坐し其の子をも、石筒之男、石筒之女神と申すを思ふべし。)甕速日神は。御刀によれり。(第百十三段に、稜威之雄走神之子、甕速日神之子、熯速日神之子、武甕槌之男神とあるを思ふべし。)かくて石に因れる神は。

二ばしら成坐し。(其子も、石筒之男、石筒之女神、二柱坐り、)御刀に因れる神は。一柱成坐り。(其子も、熯速日神一柱なり、)此は幽き謂ある事なるべけれど。凡人の測り知るべきことに非ず。(但し磐裂神、根裂神と二柱、磐筒之男神、磐筒之女神と二柱には坐せど、一柱にして二柱と坐し、二柱にして一柱に坐ならむと思ゆ、其は神代紀に、磐裂根裂神之子、磐筒男磐筒女神之子、經津主神とある趣のしか聞ゆるを、第十二段、神五神也、とある下に云へる説に、思ひ合せて曉るべし、)扨その火と御刀とに因りて成坐る。二御胤の神の。正しく二柱にして。(經津主神、武甕槌神を申す、)後には一柱と坐まして。其を稜威之雄走神の子と申し。(これ即御刀の御靈なり、)さて劒は火に燒き。また石に礪て其用をなす物なれば。火と御刀とに因て成坐る神等。みな武甕槌神の徳を助け成して。其の功は。すべて此神に約まり。國生固め坐せる二柱神の。大正統と坐す、皇美麻命の天降坐して。此國土所知看す時に。此國土の荒ぶる神を言向まして。伊邪那岐大神の。此時の御稜威の。

其時顯れたまふことは。幽き謂あることなるかも。○此段の傳に因て。悟得つることなどある。其は火神を斬給へる。御刀の刃より垂落れる血の。天上に激上りて。まづ五百箇磐村と化り。また其鋒と鐔よりしたゝる血も。悉に其磐村に激越きて。神等の生坐るを想ふに。火は如此生り出し初めより。上に昇る勢氣ある物にて。今現もその如く。燃立つ勢の昇りあがるは。淺き謂ある事なるべし。天日の御國を。目のあたり見放奉るに。火の盛に燃て見ゆるは。此の傳の謂に依て。火の寄憑て有る故に。此國土よりは。燃る火に見ゆるなるべし。然在ば。天はその萌騰れる初めより。澄明き質なるが上に。火の寄憑るが故に。ます／＼明く。此の後日神の所知看すことゝ爲りて。その大御光の照徹坐して。彌々益々明きにぞ有ける。(外國人など、斯在謂の元因を知らず、唯にこの國土より見放るまゝに、日は火の凝集れる物ぞと云ひ、或は火精ぞなどのみ云めるは、神代の古傳の傳はらざればなりけり、但し其は、外國人こそ然も有らめ、御國人すらに、只に其說をのみ信じ

て、此の古傳を詠むものとも思ひたらぬは、いと悲しくこそ。)さて國土より打見ては。火に見ゆるを以て。神の御世より。比とは云けるなるべし。(然るは沼河比賣神の哥に、青山に比が隱らば、ぬば玉の夜は出なむ、と詠める比は、天日をさして云るなり、猶此哥のことは、第九十八段に云ふを見べし。)然在ば燃る火と。言義の異なる事なきを。漢字參渡りて後に。天つ比には日字をあて。燃る比には火字を當たるを以て。言義の異なるが如く思はるゝは。此の元の謂れを深く考へざればなり。さて然天つ日に寄憑る火氣の。虛空にちり滿て。至らぬ隈なく。產靈の神靈を佐けつゝ。地に照入り土氣鹽氣火氣相和ちて。千ぢに變り。萬づに化りて。(彼硫黃、鹽硝など云を始め、くさぐさかゝる類の物の多かるは、皆これに因て成れるなり。)物類を生成して。青人草の要を爲し。其の產し成せる草木を以て。火を集むれば。大きくも小さくも凝集り。それ燃盡れば灰と化て殘り。(また此を分れば、土と鹽とに分るめり。)火氣は元の虛空に歸る。これぞ火產靈神の德のあらましには有ける。實に火ばかり奇靈なる物は有らじとぞ思ふ。(是に就て按ふに、奇く妙なる事物の稱言に、比てふ言を云は、世に火ばかり奇異き物のなき故に、其名を借て、弘く言ひならへるならむか。)なほ次々言ふを見るべし。

爾其被殺坐之。迦具土神之御骸之。每段各化神矣。於其一段成坐神之名。大雷神。次於其一段成坐神之名。大山祇神。次於其一段成坐神之名。高龗神。凡三神矣。一傳云。迦具土神之於頭成坐神之名。正鹿山津見神。次於胸成坐神之名。淤縢山津見神。次於腹成坐神之名。奧山津見神。次於陰成坐神之名。闇山津見神。次於左手成坐神之名。志藝山津見神。次於右手成坐神之名。羽山津見神。次於左足成坐神之名。原山津見神。次於右足成坐神之名。戶山津見神。并八神也。

被殺は。許呂佐延と訓べし。(佐延は、佐禮の古言

なり、上に云へり。）御骸は。美加婆禰と訓て。幹骨の義なるべし。（ラは省かり、保と婆とは通ふ音なり。）大雷神。雷は。師説に。萬葉三に。伊加土。佛足石の御歌に。伊加豆知。これら此名の正しく見えたるなり。名意は嚴なり。豆は例の之に通ふ助辭。知は美稱なりとあり。さて伊加豆知と云言義は。師説の如くにして。其伊加豆知と名に負る物を。普く考へ通すに。凡て猛く嚴きをば。神をも物をも弘く稱ふ古言なりけり。其は火神を火雷と云ひ。山積神を山雷と云ひ。武甕槌神を健雷と云ひ。天忍雲根命を鳴雷と云ひ。（此事第百四十三段に委く注べし。）また三諸岳神の。大蛇の形なりしを。雷と云へる。（此事は、雄略天皇卷に見えたり。）などを以て。剛く猛き物を。ひろく稱ふ言なるを曉べし。（下に豫母都醜女を、雷と云り、合せ考ふべし。）さて伊加豆知とは。かく弘く言稱なるを。世に雷神ばかり。嚴く猛きはなき故に。專この神の稱とはなれるなり。（然る例いと多かり。）扨この御骸に。まづ此神の成坐ることは。伊邪那岐大神の。甚く怒坐しての御所爲なるに。況

て御母神も。心惡子と詔へるばかりの。猛く剛き火雷神の。殺さえ給ふ。その御怒も有べければ。始めに此神の生出給ひけむこと。然有べき理なり。（なほ此神の德の事は、下に委く云を考へ合すべし。）神名式に。和泉國大鳥郡大雷神社。（大字、今本火と作るを、今は信友が、異本三を校へ合せて、改たるに依れり、また雷を電と作る本も有り、同じことなり、）越前國丹生郡。雷神社。但馬國氣多郡雷神社。（名神大、）仁明天皇紀。承和九年十月乙亥預官社。淸和天皇紀。貞觀十年十二月廿七日。從五位下雷神從五位上。とあり。また此れより以前。文武天皇紀慶雲三年七月乙丑。丹波但馬二國山災。遣使奉幣帛于神祇。卽雷聲忽應不撲自滅。と云事も見えたり。また文德天皇紀。齊衡元年四月丙辰。授河內國大雷大明神從五位下。ともあり。○大山祇神。祇字は津見と訓む。（淸音なり、豆美と濁りて唱ふるは非なり。）名義。（縣居大人の說もあれど。）師説に。津は例の之に通ふ助辭。見は比に通ひて。かの產靈などの靈なり、さて津見は。禍津日神。庭津日神などの津日と義

同じ。と云はれたるに從ふべし。神名式に。伊豫國。越智郡。大山積神社。(名神大、名神祭式に、此神のなきは脫たるなり、其は承和四年四月預名神、と、續後紀に見ゆればなり、)改曆雜事記曰。崇峻天皇御宇庚戌歲。伊與國越智郡。三嶋大明神出現 光仁天皇寶龜十己未。自伊與此處鎭座也。乃大山祇尊也とあり。(當國風土記に。宇知郡御嶋坐神御名。大山積神。一名和多志大神也 是神者。所顯難波高津宮御宇天皇御世。此神自百濟國度來坐而。津國御嶋坐謂御嶋也とあり。(此神の百濟國より、度來坐りと云記は、いぶかしき傳へなれど、高津宮御世と云說は、由ある傳なるへし、さるはこの神、今も大三島と云島に鎭坐す由にて、其三島と云ふ地名は、津國の三島より移せる名なるべければ、高津宮御世まで、津國三島に坐るを、故ありて、當國に移したることを、誤り傳たるならむ、と思はるればなり、一名を、和多志大神と申すも、他所に度し奉れるに由ての御名なるべし、他所へ移したるを、和多須と云へる例は、五十猛神の御妹、大屋津比賣命、柧津比賣命を、木國に渡奉るとある是なり、)稱德天皇紀。天平神護二年四月甲辰。授從四位下。充神戶五烟と見え。仁明天皇紀。承和四年八月戊戌預名神。清和天皇紀。貞觀二年閏十月。加從三位。同八年閏三月。加正三位。同十二年八月從二位。同十七年三月廿九日授正二位とあり。(東齋隨筆に、參議佐理、大宰秩滿歸洛、歷伊豫三島、風浪惡不能發船、夢三島神告曰乞書額、覺乃書、座時海上穩、榜曰日本總鎭守大山積明神と見え、また十訓抄に、能因入道、(俗名承永、)伊豫守實綱に伴ひて、彼國に下りけるに、夏の初め日久しく照りて、民の歎き淺からざりけるに、神は和哥に感給ふものなり、試に詠て、三島に奉るべき由を、國司頻にすゝめければ、天河苗代水にせき下せ、天くだります神ならば神、と詠るを、幣に書て、社司をして申上させたりければ、炎旱の天俄にくもりて、大なる雨降て、枯たる稻葉おしなべて、綠にかへりけるとあり、此哥金葉集に收て、その詞書に、國の一宮とあり、)さて山津見神は。山を掌給ふを。木は山に生る物なる故に。

山開きには此神を祭るぞ古道なる。其はまづ大殿祭詞に。皇御孫命乃御殿乎　今奧山乃大峽小峽爾立留木乎。（考云、峽は山と山の間なり、萬葉に山かひ、古今集に山のかひ、と云る是にて、萬葉に、山乃多和、と云へるも相似たり、此に大山小山などいはで、峽と云を思ふに、今も見るごと、良材は、嶺などにはあらで、山のたわみに多きものなれば、かく云ふか。）齋部能齋斧乎以伐採弖。（考云、貞觀儀式の大嘗宮條に、稻實卜部、率造酒童女云々、爲採內院料材向卜食山、即祭山神云々、祭畢、造酒童女、先執齋斧伐樹、工匠次之、役夫次之、乾婦來とあり、これ類にて、祭り常の宮造りの材をば、忌部その山に向ひて、祭りして伐り始むること、此文にて知べし、記にも後の物にも、宮材を採に、山神木靈を祭ること見えたり。）本末乎波山神爾祭弖。中間乎持出來弖。（考云、この中間を用ふるは、固よりの事なり、本末乎神に祭るは、今も遠江國人は、大木を伐ては、その梢を折て、切たる本株の中らにさし立るなり、古へも然するを、本末を山神に祭るとは云な

らむ、他國にてもしか爲るか問ふべし。）とあり。また山口に鎭坐す山神たちを祭る詞に。山口坐皇神等。（此者山神に坐すこと、上に引る大殿祭詞と、合せ考へて知べし。）能前爾白久。飛鳥。（高市郡。）石寸。（十市郡、）忍坂。（城上郡、）長谷。（上に同じ。）畝火。（高市郡、）耳無。（十市郡。）登御名者白弖。（考云、其社の在所を、御名と云なせるなり、凡そ山口坐神と云は多かれど、殊に此次の社を、月次新嘗に祭らる、さて畝火耳無は孤立し山にて、今にては、宮材となるべき木はあらねど、いと上代に、この六の山にて、採り初められし故有て、諸國にて採せらるゝにも、まづこの山口の社を、祭りたまふ事とや成つらむ。）遠山近山爾生立留大木小木乎。本末打切弖持參來氐。（考云、遠き山は、諸國の山なり、萬葉に、藤原の宮造の材を、近江の田上、その外四方の國々より、持參る事を云へり、是を以て此を知べし、近き山は、この六の山のみならず、すべて近きを云ふ。）皇御孫命能。瑞能御舍仕奉氐。天御蔭日御蔭登隱坐氐。（天は雨の借字にて、雨を覆ひ、日を覆ふがための

屋なるを、文にかく云ひなせり、）安國登平久知食須賀故。皇御孫命能宇豆乃幣帛乎。稱辭竟奉久登宣。とあるを以て知べし。さて此祝詞に見え給へる。山口の社々は。式に大和國高市郡。飛鳥山口坐神社。（大、月次、新嘗、○この社は、今飛鳥村の上方、鳥形山と云に在りとぞ、）同郡畝火山口坐神社。（大、月次、新嘗、○この社、むかしは畝火山の腹に在しが、今は山頂に在りとぞ、）十市郡石村山口神社。（大、月次、新嘗、○村、本に寸に作るを、其は省字なれば、今一本に依りて、正く書つ、）同郡耳成山口神社。（大、月次、新嘗、○此社は、今俗に、天神山といふ、其天神は、山口神かと、或書に云へり、）城上郡長谷山口坐神社。（大、月次、新嘗、○此社は今長谷町中に在り、と或書にいへり、）同郡忍坂山口坐神社。（大、月次、新嘗、○此社は、今赤尾村と云に在て、天一神と稱す、と或書に云へり、）とある即是なり。此御社ども。何れも清和天皇紀。貞觀元年正月廿七日。正五位下を授奉り給へり。なほ此外に。山口神社と申すが多く有りて。添上郡夜支布山口神社。（大、月次、新嘗、）文德天皇紀。嘉祥三年十月辛亥從五位下。清和天皇紀。貞觀元年正月廿七日。正五位上。（この社は、今大柳生村と云に在て、天王と稱すと、或書に云へり、和名抄に、楊生也木布とあり、）平群郡伊古麻山口神社。（大、月次、新嘗、○この社は、椋原村と云ふに在て、今は瀧宮と稱よし、或書に云へり、）葛上郡巨勢山口神社。（大、月次、新嘗、○此社は、今關屋村と云にあり、と或書に云へり、）同郡鴨山口神社。（大、月次、新嘗、○この社は、帳考に、在㆓倶尸羅村高鴨山㆒、松樹一株下在㆓小祠㆒、土人云、樹頭時々見㆓靈灯㆒、）葛下郡當麻山口神社。（大、月次、新嘗、○大より下五字、本に脫たるを、信友が、一本に依て補ひ、大十三座とあるに合へり、と云るに從ひつ、この社は、高雄寺山口の藥師堂の西に在て、今新宮と稱よし、帳考に云り、）同郡大坂山口神社。（大、月次、新嘗、○この社は、穴蒸村と云に在て、今牛頭天王と稱よし、帳考に云り、）吉野郡吉野山口神社。（大、月次、新嘗、○この社は、龍門莊山口村に在て、今天神といふよし、帳考に云へり、）山邊郡都祁山口神社。（大、月次、

新嘗、(この社は、山口村と云ふに在り、と帳考にいへり。)などあるも。凡て山神と知べし。さて伊古麻山口神社より下。七社。竝に貞觀元年正月廿七日。正五位下を授奉給へり。(さて祝詞に見え給へる六社の中に、四社は、並に山口坐とあるを、夜支布山口神社より下八社は、坐と云はざるは、何なる由にか、又祝詞に見えたる六社より、位階の高く坐すことも、何なる由にか、未考へ得ず。)次段に。引ける四時祭式。廣瀨大忌祭條に。是日以二山口十四座一合祭。と有るは。此御社どもなり。また山城國愛宕郡。賀茂山口神社あり。淸和天皇紀、貞觀元年正月廿七日。從五位下を授奉り給へり。(此も山神に坐すこと、云ふまでもあらず、)

○高龗神。龗は御紀に。此云二於箇美一と見え。記にも淤加美と書けるに依て訓べし。字書に龍也。又靈神也ともあり。(また靈字とも通ふ、)名義。師説に。淤加の意は思ひ得ねど。美は龍蛇の類の稱なり。和名抄に。水神また蛟を。和名美豆知。とある美これなり。(豆は例の之に通ふ辭、知は尊稱にて、野椎などの例の如し。)また蛇蝮などの美も此なり。(また日讀の巳を美と訓るも此意なるべし。)景行天皇卷に。天皇豊國に行幸る時に。御膳に仕へ奉る人。泉水を汲けるに。蛇龗の居たりしかば。天皇必將レ有レ虺。莫令レ汲と勅へること有り。萬葉二に。吾岡之於可美爾言而令落。雪之摧之彼所爾塵家武。とある。これらを思ふに。此神は龍にて。雨を物する神なり。と云れたるが如し。さて高と申すは。龗神のあるが中に。此は初に生出まして。其を統領り給ふ故に稱なるべし。さて此もいと猛き物なれば。御父子の御怒りに因てぞ成にけむ。(甚く怒りて死し人などの、後に雷になり。蛇になりて復すること、昔も今も多きは是故ぞ、古くは、上毛野君田道の靈の、大蛇と化りて、蝦夷どもを殺したるなどを思ふべし。)神名式に。備後國甲奴郡に。意加美神社。惠蘇郡に多加意加美神社。河内國石川郡に。太祁於賀美神社。(志に、今在二古市郡大黑村一、稱二山王一と云り、さて此神名に依れば、高を太祁とも訓べきか、また式に、此社に並て、建水分神社もあり、由ある事なり。)また茨田郡に。意賀美神社。(志に、在二伊加

賀村後山と云り、)和泉國和泉郡に。意賀美神社。(志に、武塔天神社、在上村と云り、)また日根郡に。意賀美神社。越前國坂井郡。意賀美神社。壹岐嶋石田郡。國津意加美神社。(こは壹岐島の靇神なる山か、さて此社は、今武生水村に在りと或書に云り、)大和國吉野郡。丹生川上雨師神社。(名神、大、月次、新嘗、)雨師字、本に脱たるを、今諸書に依て加へたり、さて雨師とは、抱朴子に、辰日雨師者龍也とあり、此神を雨師と云も、漢風の稱なり、三代格、寛平十七年符に、名神本紀曰、不聞人聲之深山、吉野丹生川上上、立我宮柱以敬祀者、爲天下降甘雨止霖雨者、依神宣造作社云々、とあるを併せ考ふべし、注式の或説に、靇神と云るは正説なり、餘は非なり、)さて仁明天皇紀。承和七年十月己酉。奉授正五位下丹生川上雨師神正五位上、同八年九月戊戌從四位下、同十年九月戊戌從四位上。また文德天皇紀。嘉祥三年七月丙戌正四位下。淸和天皇紀。貞觀元年正月廿七日從三位。陽成天皇紀。元慶元年六月廿三日正三位。さて此社は。註式に。天武天皇白鳳四年御垂跡。當社爲大和之別社事見延喜格と云へり。(此こと大和神社記にも見えたり、引て考ふべし、)新葉集に、芳野の行宮にて、雨師の社へ、止雨の奉幣使など立られける頃、後醍醐天皇御製、この里は丹生の川上ほど近し、祈らばはれよ五月雨の空、)また相摸國大住郡。阿夫利神社も此神なるべし。(今謂ゆる大山これなり、地の者は雨降山と云ふ、額にもかく有り、或人の説に、元八大龍王と稱へるを、其の社を、別當八大坊の門の前なる、高き處に移して、額に大山地主と記しあり、と云へり、此に依て按ふに、此神は、もと山上に坐しゝを、謂ゆる石尊を祀る時に、八大坊の門前に移せるならむ、さて八大龍王とは、例の僧どもの號けたるには有れど、龍王と云を思へば、靇神なること決し、雨降山とは、やがて阿夫利の正字なり、但し八大龍王と云號をつけたるも、いと古き事とは見えたり、其は鎌倉右大臣殿の哥に、時によりすぐれば民のなげきなり、八大龍王雨止め給へ、と詠れしは、此社を云へるならむ、と思はるればなり、また八大坊と云も、此號より

つけたるにぞ有べき、猶この社の事に付ては、僧徒のかき亂せる事いと多かるを、今委しく辨へむも煩はしければ、此に云はず。）この外に。清和天皇紀。貞觀十二年八月。授伊豫國正四位下龍神。正四位上。ともあり。（此社今何處に在か知るべからず。）また大和國宇陀郡に。室生龍穴神社あるも。此社なるか。貞觀九年八月。大和國從五位下。室生龍穴神正五位下とあり。（松下見林室生山記に、室生山龍穴事、彼山有三龍穴云々、龍穴之底入十五丈、有五丈池、左右有穴、左穴最方也、此内有石戸、廣三尺厚二寸、以爲戸扉云々、此内入七尺、大岩有之、從地一尺二寸、上有最方穴、廣一尺八寸、高一丈五寸、云々と云り、今室生山麓にあり、と書どもに云へり。）○上件三柱の中に。山神の成坐るに就きて考ふるに。火神の御體の。これもまた天上に上越て山となり。大山津見神は。其に因て生坐ると知られたり。其の山は。天之香山なり。迦具土神の御體の化れる山なる故に。香山とは云なるべし。（岩屋戸段に、彼の山より招禱奉りし品を取れるも、幽く妙なる由あることなり、其は彼の段に云へるを見るべし。）さて山の始まりは。火神の御體の化れる謂に因て。諸高山の頂より。火の燃るならむ。（外國人の説に、高き山の峰には、硫黄の有るが故ぞなど、事もなげに云めれど、其れやがて、火と土と和合ふ間に、成出る物の一種なれば、此の謂に依るなること論なし。）○上件文の趣にては。大山津見神は。雷神より後に。御名の出たるを以て。後れてこ次に成坐るごと聞ゆれども。此三柱の成坐るは。みな同時にて。其が中に。山神は中段に成坐るなるべし。さるは其御體の。香山と爲れることは論ひなく。文の趣にても。御名こそ次に出給へれ。此神は。中に上首と坐ましけむ。と思はるゝ狀に見ゆるをや。斯て雷神靇神ともに。山に住む神なるも。此の謂に因ることなるべく。はた靇神の。龍の類の祖にて。其を統領たまふ事は更にも云はず。雷神は謂ゆる雷獸の祖神にて。其を統領り給ひ。（雷獸と云は漢語なるを、此方にては、處に依りて、此を直に、カミナリとも、イカヅチとも云なり、又サ、クマと云ふ處もあり。）山津見神は。

鹿の祖神に坐して。其を統領り給ふことゝ思ふ由あり。抑々かゝる事をさへに言ふをば。人は然こそ言過たることゝ思べけれど。其れなほいまだ。漢意の除こらぬものぞ。（さるはまづ、靇神の、龍の類の祖なることは、上に引る、景行天皇卷に記せる故事にて、更に論なきを、彼の雷獸はしも、予いと弱くて、秋田に居たりしほどに、親しく見つるが、大きさ狸ばかりにて、毛は彼の獸より長く、やゝ黑き物なり、往し寬政元年なりしが、五月頃に、いたく夕立して、神鳴りはたゝき、神降して、間もなく晴たりし後に、予が從弟なる者の、庭の築山のほとりに、蟻を喰ひて居たりしかば、此は雷獸よとて立さはぎ、棒よ槍よと手ごとに持て、事もなく打殺してけり、然るに從弟が家と予が家とは二十町許も隔れゝば、知らで有しを、二日ばかり有て、其事をきゝて往て見るに、彼の獸をば、若き人々うち集ひて、早く喰竟て、たゞ皮と頭とを殘し置ぬさて味ひは、麻美狸と云物の如くにて、いと美かりしなど云に、甚ほいなくなむ有ける、かくて後に、また或人地內に降居たりしを、此は投網てふ物を打かけて、生捕にしたりしかば、其時おのれよく見つるなり、さて其を鷲の竹屋に入れて、養おきけるに、常は狸などを畜たらむやうにて、さしも猛くはあらぬ獸なるを、空の陰れるときは、勢氣さらに常とは別にして、竹屋を破りもすべき狀なる故に、其の屋の上に、石など置て、破らせじと搆へつるに、一日太じく夕立して、かき陰れる時に、遂に竹屋を打破りて、雲に飛入り去りけるが、卽鳴とよみつるは、其れかあらぬか、さて此の獸、常は山に住て、其山邊人の言をきくに、此が多かる處は、神の鳴こと繁かる故に、雷獸と云ことを爲れば、神の鳴ること少しとぞ、此れ等を以て按ふに、彼は雷神の御末にて、此に成坐る雷神は、其御祖に坐して、彼の獸を掌給ふ狀に思ひなさるゝに非ずや、彼の海神の、鰐の祖に坐すなどを思ふべし、猶下に、八俣大蛇の尸の、雷となれる處合せ考ふべし、第七十段傳を見よ、）さて彼の雷獸と云獸はしも。雲に乘て鳴はたたくなど。信に。神なれども。人に制せらるゝばかり。常は卑き物なるは。甚々奇異きに就て。なほ思ふ

に、雷神の用ひ給ふに依てぞ。彼は神なる所爲のあるにて。實は彼が神なるには非ざりけり。(其は鳴神のはたゝくはしに、處を撰ばず神降して、石を碎き木を拆などは、心なくて爲す事のごと、凡人は思ひ居れど、世のため人の爲に善からぬ物を、別にえりて撃ひしぎ、また神功皇后の、迹驚岡を掘しめ給ふ時に、大石の塞りて、穿得ざりしを、大后の神に祈り給ひしかば、霹靂して其磐を蹴裂きて、水を通したる類の事の多かるなど、これら人に養て喰はるゝばかりの獸の、爲し得べき事ならめや、雷神の其元を掌り給ふが故に、かゝる功をなすぞかし。)さるは凡人も。神に誘はれて幽冥に入り。やがて其の神に使はるゝ時は。常に變りて。靈異なる事をも爲す由なり。(こは慥なる事實を聞持てる故に、かくは云なり。)但し此は人に限らず。凡ての鳥獸も必然るべし。(殊に此雷獸と云ふ物は、常にも幽冥に近き物をや。)さて神降しつる事實を。つら〳〵按ふるに。其善らぬ物を撃給ふはさる事なるを。時としては然もあらぬ物の撃るゝ事もあるは。凡人の少き智もて。かにかくに測り

知らるゝ際にあらねど。是ぞ神の功の。弘く大きなる所にて、然る細しき撰びなく。御稜威を震ひ給ふはしに。稀に然る事の有て。物にまれ人にまれ。謂ゆる運あしく。偶その御稜威に觸るにぞ有ける。(其は天ッ日の照ますによりて、物は生成り立つを、まゝ其照日に傷はれて、死るゝ物も有ると同じ理なれば、是ぞ神の功の大なる所とは云ふなり。)然れば。何ほど善人と云へども。たま〳〵然ることに逢むも。測りがたきわざなれば。一向にその御稜威の畏きを。畏まりて在より外はなき事になむ。斯て彼の甚く怒りて死し人の。神魂となりては。此の謂れに依て。雷神と共に。稜威速ぶる功を爲すにて。其は彼の獸を用ひつゝ。勢を顯すにぞ有べき。(然らずば、彼荒ぶる事の有べくも非ず、熟々に事實を察て曉るべし。)さて雷神の。世間に功を爲し給ふ跡を。つら〳〵考ふるに。人の思畏むは然るものにて。禽獸蟲の類も恐れ惑ひ。また世に惡き病を流行する妖鬼も。甚く怖るゝげにて。其病のやすまるなど。いとも畏く奇異くこそ。(其は彼の疱瘡などを煩ひ居るほどに、雷鳴あ

れば、直に石疵とか云になりて、事故なくひだつなどはまゝ見つる事なれば、如此は云ぞ、國生坐る大神の御怒り。火神の御祭とに因て。成坐る神の御稜威は。いかに太じき物ならずや。此神の御稜威を。かく世に及施らし給ふ故にこそ。百足の比禮。蛇の比禮をも、用ふること無き世とは有るなれ。(この比禮どもの事は、第八十三段の傳に注べし。)然る御德をば思ひ通さで。たゞに荒ぶる神のごと嫌ひ思ふぞ。凡人の習ひなりける。(道に志さむ人は、此理をよく思ひて、雷鳴の時には、必其の御祭を爲べき事とぞ思ひ奉らるゝ、)○傳云、此は古事記に採て記せる事、徵に云へるが如し。)正鹿山津見神。名義。師は口訣に眞坂なり。と云へるに從られつれど。其の義には非じとぞ思ふ。(其由下にいへり。)○淤縢山津見神。師云。淤縢は。下處の意か。今も下る處を。淤理斗と云なり。さてかくさまに活くラリルレは。省く例多し。○奥山津見神。奥山は聞えたる儘なり。陰は裒婆世と訓べし。(師は富登と訓れつれど、火神は男神に坐せば、此訓いかにぞやおぼゆ。)○闇山津見神。師云。闇とは谷の事なり。○志藝山津見神。師云。志藝山は。繁山なるべし。○羽山津見神。師云。羽山は。端山の意と云說よろし。又葉山にても有べし。青葉山と云こともあり。○原山津見神。師云。原山は字の如けむ。○戸山津見神。師云。戸山は。奥山に對ひて。外山の意なるべし。と有り(御紀の亦一書には、五段に斬て、五の山祇になれりともあり。)此傳へ委きに似たれども。雷神と靇神の生坐る事のなきは。却りて粗き傳へなりけり。按に。かく種々の山津見の名あることは。大山祇神の御靈の。次々に分りて。其處々を持分坐すより。かゝる傳への出來しにぞ有べき。さて此傳に。まづ始めに生坐る。正鹿山津見神と云名の正鹿は。正字にて。此は決く。大山祇神の御靈に因て成れる。鹿神なるべく所思たり。(高靇神は、龍神、大雷神は雷獸の祖、海神は鰐神なるなどを、思ひ合すべし。)其は信友も既く。加具土の香山に通ひ。正鹿の眞名鹿に通ひて聞ゆるは。由ありげなり。と云へりしは然る言にて。彼此思ひ合すべき事どもの多かるを。其は下に。次々言

を見て知べし。(第四十五段、眞名鹿の處、また第百十三段、天之迦具神の處を、合せ考ふべし、)

故其大山積神。亦云大山罪御祖命。亦名大水上神。亦云大水神。亦云大水上御祖命。亦名山雷神。此神之子。謂高水上神。亦云高水神。此大山津見神。與野椎神二柱。因山野持別而。生坐神之名。天之狹土神。次國之狹土神。次天之狹霧神。次國之狹霧神。次天之闇戸神。次國之闇戸神。次大戸惑子神。次大戸惑女神。凡八神矣。

大山罪御祖命。御祖は。種々の山祇神の御祖。と云意なるべし。(其は、神産巣日御祖命、大土之御祖命など稱すが如し、)○大水上神。大水神。大水上御祖命。此れら大山祇神の亦名なることの證は。此の御名ども。延暦儀式帳に見えて。式に。度會郡大水神社。とある社を。大水神社一處。(稱大山罪御祖命、形無、倭姫内親王定祝、○罪下に乃字ある本もあれど、今はなきに依れり、)とあるにて。大水神と云ひ。大水上神と云は。大山祇神なること知られたり。(此の神を、御祖命と云ことも、此書に始めて見えたり、)さて此神を。大水上と稱すことは。まづ四時祭式。廣瀬大忌祭條に。是日以御縣六座。山口十四座合祭と見え。(この山口十四座と申すは、前段に擧たる、山口神社十四座を申すなり、)祝詞式に。廣瀬大忌祭祝詞の次に。この十四座の山口神社に白す祝詞ありて。其の文に。倭國能六御縣乃山口爾坐。皇神等前爾母。(前の件に引たる山口祭祝詞は、宮材を採るにつきて祭る詞、こゝは、田地に依りて祭る祝詞なり、)皇御孫命能宇豆乃幣乎云々。(こゝに奉物の品々の目あるを、今は省きて引きつ、)如此奉者。皇神等乃敷坐須山々乃自口。狹久那多利爾下賜水乎。(考云、久那の約り迦なれば、逆垂を延て、佐久那陀理と云へり、大祓の詞に、高山之末短山之末與利、佐久那太理爾落多岐都、速川之瀬坐云

云、と云るに同じ、）甘水登受而。（令の大忌祭の義解に、欲令山谷水變成甘水、浸潤苗稼、得其全稔、故有此祭と云るに同じ意なり、）天下乃公民乃取作禮留奧都御歳乎。惡風荒水爾不相賜。汝命乃成幸波閉賜者。初穗者云々。（こゝに奉り物の品々あるを、今は省きて引けり、）如横山打積置氏。奉牟登云々。（此に御前に集ひて、拜む人々の目あるを、今は省きて引つ、）諸參出來氏。皇神前爾。宇事物頸根築拔氏朝日乃豐榮登爾。稱辭竟奉久止宣。と有るを見れば。山神は山を知看して。其山々の口より。佐久那太理爾落し下し給ふ水を。田に受て。穀物を取作る故に。山は水の水上と云意を以て。其功を稱へて。大水上神。また大水神とは申すなりけり。また大水上御祖命とも申す事は。大山祇御祖命と申すと同く。殊に稱へたる御名なるべし。神名式に。伊勢國度會郡大水神社。（此社は、今宇治鄕畑村と云に在と、帳考に云へり、さて此社に並ひて、式に津長大水神社あれど、一本に、大水の二字なし、其正き本なり、此考へ、垂仁天皇卷、二十五年の處に注べし、）田上大水神社。（此社は、今繼橋鄕宮崎と云處に在、と帳考に云へり、下に引ける世記に、高水神の、田上御田を進らせり、と有に、由ある事と所思ゆ、）石見國邇摩郡。水上神社。（此社のことは、第七十四段、大山咋神の處に委く云べし、）讚岐國三野郡。大水上神社。此の社は。淸和天皇紀。貞觀七年十月九日。授正五位下。同十七年五月二十七日。授大水上天神正五位上。と見えたり。（いま神田の別れ村、羽方村と云ふ處に、一宮二宮三宮など云社ありて、其の二宮なりと云傳ふ、其の邊り五村の氏神也と、帳考に云り、）これに竝びて。鄕郡大内郡に。水主神社あり。是も同し神なるべし。此社は。仁明天皇紀承和三年十一月壬申。奉授從五位下。淸和天皇紀。貞觀八年四月九日。授從五位上。とあり。（今水主村と云に在て、別當を大水寺と云、長寬□年賴業勘文に、當社昇正五位とあり、と帳考に云へり、大水寺と云別當寺あるにても、大水神なることは知られたり、また山城國久世郡にも、水主神社あれど別神なり、其は第四十六段、火明命の處に云ふ、）〇山雷神。山

神の生坐る所以は、前の件に見えたる如く、伊邪那岐大神の。御怒り坐して斬給へる。火神の御體に成坐りしかば。猛く剛く坐すこと知べし。故雷と云稱を負給ひけむかし。（此雷を、豆知また都美と訓は非なり、但し某雷とかける例を思ふに、神武天皇紀に、嚴香來雷、嚴山雷、武甕雷神など見えたり、此うち香來雷、山雷、二の雷字は、イカヅチとも訓べけれど、武甕雷の雷は、イカヅチとは訓がたければ、此を例として、何れも豆知と訓べきか、されど此處は、必山伊加豆知なるべく思ゆれば、上の如くは訓みつ、猶よく考ふべし）○高水上神。名義。大水上の大に對へて。高とは稱へしならむ。延暦儀式帳に。坂手神社。稱大水上兒。高水上形石坐。倭姫内親王定祝。とあり。小社神社大水上兒。高水上命。形石坐。（宮巡りと云ものに、小社を遠古曾と訓て、佐々津比古命二座と云へり）新川神社。大水上神兒。高水上命。形石坐。（宮巡には、新川姫命といへり、）石井神社。大水神兒。高水上命。形石坐。宇治乃奴鬼神社。大水上御兒。高水上。形石坐。など見えたり。（此餘にも、大水上神兒と云神多く、儀式に見えたれど、おぼつかなき事どもあれば、此に擧ず、そは垂仁天皇卷の傳に論へるを見るべし、）さて此の神の事蹟は。世記に。倭姫命。大御神の宮地を求めて。度會郡に至り坐る時の事を記せる處に。高水神。（上てふ言を省けるは、大水上を、大水と稱に同かるべし、）參相支。汝國名何問給。白久。岳高田深坂手國止白天。田上御田進支。其處仁坂手社定給支。とあり。此は甚く時代違へるに似たれども。此宮地求の時は。某々に鎭り坐す神等の。みな現人神と現はれまして。御田進り。また御饗など獻られしかば。此神も現はれて。御田進らししなり。（此れ等の事、委く垂仁天皇の卷に云ふべし、）かくて此功によりて。坂手社は。祝ひ定め給ひけむかし。（儀式に、倭姫内親王定祝、とあるによく符り、）さて其社は。式に。度會郡坂手國生神社。とある是なるべし。（此社は、田邊村荒木田氏社の北方の、小鹽崎と云ふ池の邊にあり、坂手は、此邊の古名なる由、いひ傳ふと、帳考に云へり、）なほ大山津見神の御子は。いと多かり。（其は下に

次々見えたり。）○因二山野一。山野は師說に。（常には、怒夜麻と訓む例なれど、此は、）夜麻怒と訓べし。（下の河海の例の如し。）とあり。さて因とは。山神は山に倚坐し。野神は。野に因り坐てなり。○持別而生坐とは。此の神たちの。凡その上を云へるにて。二柱神。山と野とに別々に生み坐せるとには非ず。その持別て坐す二柱の。產靈の御間に生坐るとの事なり。（また御合ませる山にも非ず。勿思ひまがへそ。）○天之狹土神。國之狹土神。（本書に、訓レ土云二豆知一とあれば、濁りて豆知と唱ふべし。）名義。師說に。狹は志那の切まりたる言にて。其の志那は級にて。坂路のことなり。（其由は、師の冠辭考、しなてる、またしなざかるの條に委し。）其を佐とのみ云へる例は。應神天皇卷の大御歌に。丸邇坂を。和邇佐と有り。坂と云も。加は處の意にて。（ありか、すみかなどの、かも是なり。）級處なり。豆は例の助辭。知は尊稱にて。野豆知の如く。坂豆知なり。（今云、御紀に、天地の始めの處に、國常立尊の次に、國狹槌尊とあるは、例の甚く錯れたる傳へなり、）とあり。然れば此の二柱は。山の坂處を掌る神に坐せり。○天之狹霧神。國之狹霧神。名義。狹は狹土の狹と異にして。眞に通ふ佐なり。（さて佐霧てふ言の意は、上風神の處に云へるが如し。）さて坂處に居て。霧を發る神なるべし。（師說と異なり、合せ考へてよ。）○天之闇戸神。國之闇戸神。名義師說に。久良は谷のことなり。（闇と書るは借字なり、）大祓詞に。高山末短山之末與理。佐久那太理爾落多支都速川能云々。これ谷川の水の落來る狀にて。佐は眞に通ふ言。久那は久良に通ひて。谷のこと。（此の神名の闇戸と云と、式に近江國栗太郡なる、佐久奈度神と云ふとを引合せて思ふべし。）多理は。少くも多くも。水の落るを云。（此ことは、師の冠辭考、石走垂水の下に委し。）谷と云名も。もと此の多理の轉れるなるべし。萬葉十七に。鶯のなく久良多爾と詠めるも。（此名には非す。）かの久那太理と通ひて。たゞ谷のことぞ。（骻のくらも、人の身にとりては、谷の如くなる處なる故の名なり。）また諸國に。何倉。倉某と云地名の多かるも。谷よりぞ出つらむ。戸は處なり

と有り。さて上の件。天之狹土神より次々。皆天之。國之と云は。（師はたゞ二柱並坐神の名を對へて、稱へたるまでにて、天と國とに異なる意は有べからず、と云れつれど。）天之御柱命。國之御柱命の。女男に坐すに準へて按ふに。此なる神たちも。女男二柱づゝ生坐しけむかし。（○大戸惑子神。大戸惑女神。（本書に、訓惑云麻刀比、とあれば、卜を淸て唱ふべし、惑は今はマドヒ、と濁りて云へども、古へは淸てぞ云けむ。）名義戸は處。惑は字の意にて。此の神は。谷處に居て。霧を發る神なるを。霧こむれば。惑はしかるより。如此名を負せたるならむ。（師説と異なり、合せ考ふべし。）狹土神に狹霧神を屬け。闇戸神に戸惑子。戸惑女神を屬け。引合せて此神たちは。坂處と谷處とに居て。霧を發る神たちなる事を悟るべし。（○師云、凡て古語は、意はいと易らかにて、事もなき物から、千歳の後の世に、其を解ことは、いと難きわざになむ有ける、其の故は、よろづの詞は、その躰も意も、世々に移轉て、いたく變りきぬる事なるに、然る流の末より、遙なる源をうかゞふ業なれば、その間いく瀨のほどか隔たりぬらむを、奈何か容易くは心得らるべき、彼の狹土の狹を、坂ぞと云が如きも、坂てふ言にのみ耳なれつる、流の末の人の心には、甚も物遠くて、信られぬことに思ふめり、こは古學をよくして、川の八十隈を經のぼりて源に至り見む時ぞ、然ることゝは覺りぬべき、然あるものを、代々の學者等の、書紀の神名などを説たるは、後の世の心詞を以て、直に當たる故に、ことも無く、今の人の耳には安らかに聞ゆめれど、源に泝りて見れば、皆非ぬことにて、中々に物遠くなむ。）○此處に少か。天神地祇の。國土に幸ひ給ふ御德を諭てむとす。其は上に言へる如く。伊邪那岐。伊邪那美二柱大御神。天皇祖命の大詔命を受給ひて。その爲給ふ事ごとに。國土のため。青人草の爲との御所爲ならぬは無りしかば。（此こと上に、をり／＼云りき。）その生坐る御子神たち。此は彼の謂に依て生坐し。彼は此の謂に依て生坐ると。其の生坐る謂れこそ。各々異なれども。凡て二柱神の。國土を成し堅めて。青人草を愛み給はむの大御心

より。生成し給へるなる故に。其の神たちの。今の現に。國土青人草に幸ひ給ふ。御功德の蹟をとめて。つら〳〵に察もて行けば。また此の御謂は。少かも違ふことなし。其は近く譬をとりて言はゞ。稻種を田に殖るを。天つ日の烝生すことは。彼の火神の。埴山毘賣神に御合坐して。稚產靈神の生坐ると。全く同し理にて。火神土神水神の御靈に因るなり。斯て山々の口より。佐久那太理に落來る水を。甘き水と受て。風そよぎつゝ登らする事は。山神風神の御靈によるを。火の土に照入ることの烈ければ。惡き虫も多く生出て。稻も枯なむとするを其烈く照入る火氣に烝されて。山に含める水の。天の狹霧と發升りて。雨と降るは。これ山神。土神。水神の幸へ給ふ所なり。（但し此を密に分て云はゞ、霧に發せ給ふ神は、此段に成坐る神たちにて、其を降らし分り給ふは、下に見えたる、水分神、久比奢母智神の掌給ふ御事なり）さて如此火氣と水氣と。互に爭ふはしに。雷神のおどろ〳〵と鳴出て。龗神の。冰雨をさへに降し給ひ。（萬葉に、我が岡の龗にいひてふらせつる、雪の摧けしそこにちりけむ）人すらにおびえ魂ぎるばかりに畏めば。況て虫などは。深く穴に隱れ死もすめり。さて天霧ひ雨の過れば。風の吹出て吹き撥ひ。風の烈しければ。火氣の盛りになりて。災事も起らむとするを。其火氣は催されて雲起り。雨の降來て風を和め。如此神々の御所業の互に相助け相制て。國土青人草を幸ひ給ふ。其元の理をおし考ふれば。天神祖命の。此の國土修固成せと。御言依し給へる大詔命を。二柱神の重みし給ふ大御心に。生成給へる神たちに坐すが故なり。（然るを外國人どもの、物の理を究めむとはすれど、然すがに、神國の人ならねば、其元の謂を得知らずて、火の土を烝によりて雨は降り、火と水と爭ふはしに、雷は鳴るなど、極めもてつけて、其象を器に造りなどして、自然なる物とのみ思ひて、如此神たちの、掌り分け坐す御德と知らで居るは、譬へば人の闇き處より礫を打ち出すを、此方に居る人の、然ることゝは知らで、礫の自に飛來ると思ひ居るが如く、いと淺ましくこそ、祈りて雨降り、祈りて晴るにても、神の御心に因ることとな

るを熟く思ひて、穴かしこ、古へ學の徒は、ゆめ外國の說にな、惑ひそね、彼のさひづるや戎人すら、心あるは、光神鳴り、風烈き時などは、甚く畏めるも有るをや。)○上の件云へる神たちの。其の生坐る元の謂は。風神を除きては。凡て火神の由緣に因て。生坐るに就て。(但し風神の、最初に生坐して、さし次に、火神の生坐ること、現に見る處の事實とを合せて考ふるに、此れも幽き契ありげなることは、上に云るが如し、)なほ按ふに。火は萬物を害ひ亡して。甚く世の災事をなす畏き物なるを。また有りと有る萬物を幸ひ生し。萬事を發し初むる物なること。上なる傳どもを熟味ふべく。此後伊邪那岐命の。豫母都國に往坐して。其穢に觸れ給ひ。其を御滌まして。多くの神たちの生坐るなど。云ひもて行けば。元は火神を生坐る事より起れる事なるは。いとも靈妙なる事ならずや。(なほ次々に云ふを見て曉るべし。)

於是伊邪那岐命。欲相見其妹伊邪那美命而。追往豫母都國矣。故其伊邪那美命。自殿騰戶出向之時。伊邪那岐命語詔之。愛之吾那邇妹命。悲思汝之故來。吾與汝所作之國。未作竟故。可還詔矣。爾伊邪那美命答白。悔哉不速來而。吾已爲豫母都戶喫。雖然。愛之吾那勢命入來坐之事恐故。欲還。且與豫母都神相論。族也。莫視我白而。還入其殿內之間。甚久而難待矣。故刺左之御美豆良。湯津柧櫛之男柱一箇取闕而。燭一火入見之時。宇士多加禮斗呂呂岐而。八雷公副居矣。

欲相見。相は師云。逢の意に見るべし。○豫母都國は。上に下津國とある國のことにて。卽夜見國を云ふ。(然るを豫母都國と云は、豫母都醜女、豫母都平坂など云例にて、都は之に通ふ助辭なり。)名義は。字の如く夜見なり。其は此國は。大地の根底に成りて。(此事は、第三段に委く注へり。)國土に隔られて。天の光を受ざる國なる故

に。暗かりしかば。如此は云なり。（下文に、燭一火一とあるを思ふべし、）○追往。師云。往は伊傳麻志と訓べし。凡て行給ふことを。古言に伊傳坐と云へり。故行幸をも。古くは伊傳麻志と云へり。此の語本は。出る意に云へるにも有べけれど。必すさらでもたゞ行賜にも。來賜と云にも云へり。（今の俗語にも、御出なさると云を、行くことにも、來ことにも用ふると、同じ心ばへなり、）○殿騰戸。こは。登能々阿宜度と訓べし。伊邪那美大神の住給ふ。御屋の戸なり。騰戸と云は。下より上へ引上る戸を云なるべし。今も有るものなり。師説に。崇神卷歌に。瀰和能等能度とあり。（三輪之殿戸なり、）此に依て。登能度と訓べし。と云れたれと。さては騰字無用なり。（但し眞福寺本には騰とあり、此によれば、クミドなど訓べきにや、猶考ふべし、）○汝字。師云。前には那と訓つれど。此は美麻斯と訓むべし。元正紀宣命に。美麻斯乃父止坐天皇乃。美麻斯爾賜志天下之業止云々。美麻斯親王乃齡乃弱爾云々。吾子美麻斯爾云々。（此の美麻斯は、聖武天皇を指て、元正天皇の詔へるなり、）光仁紀に。美麻之大臣。（こは藤原永手公をさして、光仁天皇の詔へるなり、）など有るに依れり。さて言義は。御坐か。今も尊びては。御所御前など云へり。（また若くは御身しにて、しは助辭にても有るか、）○所作之國は。所生之國と云むが如し。其は生を成とも云ひ。成を作るとも云へばなり。○未作竟故とは。師言に。下に大名牟遲與少毘古那。二柱神相並而。作堅此國たまふことある。是今妹妋神の未作竟たまはぬ所ある故なり。相照して見るべし。とあり。さて妹妋二柱神の。國作給へる事實は。物に見えざれども。尾張風土記に。國造坐大神と見え。出雲風土記に。神門郡古志郷の處に。伊弉那美命之時。以日淵河築造池とあるを思へば。只に生給へるのみならず。作堅も爲給へるなり。（其は池を造ることは、潮にまれ、水にまれ、彼此の水を、一處によせて、餘處を涸さむとてするは本よりにて、また旱魃の時の用水にもする事なり、）○可還詔矣。師云。麻世の世を延て。佐泥と云は。古言の常の格なり。○悔哉不速來而。師云。哉字書紀に。

伽夜。（神武卷）とも。柯依（顯宗卷）とも注せれども。なほ加母と云ぞ常なる。（加那と云ことは、奈良のころまでは見えず。）さて此は。既に豫母都戸喫し給へることを。悔給へる御言なり。（豫母都戸契。師說に。閇とは即竈のことなり。戸字を書くは。竈を本にて。民戸をも然云故なり。（漢國にて、民家を戸と云故に、此方にても、民の家を閇と云に、此字を用ふるなり、さて竈を以て民家をよぶこと、今世の言にも、幾竈と云、また竈が絕るなども云めり、また民戸幾烟、と云ふも此意なり。）さて豫母都戸喫とは。夜見國の竈にて。煑炊たる物を食を云へり。是なむ火を忌清むる事の本なりける。（纂疏に問、水火是天生之物、無レ分ニ染淨一、而神事忌レ火何也、曰火雖ニ是淨一、因レ物而穢、故不レ食ニ炊爨之物一而已、とある、水火は天生の物なれば、穢れなしと云は、妄りに理りをのみ思ふ漢意なり、もし物に因て穢るとせば、夜見の物は、炊爨の具に限らず、惣て穢れたるべきを、取分て竈をしも云は、もと其火に穢の有る故ならずや、後に男神の御身に著る御衣服など、穢しと

て投棄たまふは、夜見の凡ての穢れなり、然るに今此には、他の物をのたまはずして、唯戸喫をしも詔ふは、火の穢れの重き故なり、さて火に淨と穢とがあることは、如何なる所以とも測り知べきにあらぬを、其理なしと思ひたるは、神の御言を信ずして、妄りに己が心を信むものなり、今の世には、神事の時、また神の坐す地などにこそ、火を忌こと有めれど、なべて世閒には、然るわざもせぬは、火の穢れを云は愚なることゝ、さかしらがる漢意の弘ごれるなり、今云、上に云へる如く、御祖神の生給へる處、すでに二種にて、其れやがて淸きと穢きと、異なる狀に見ゆる上は、其を撰まずは有べからず。）あなかしこ。萬の禍は。火の穢るゝから起るぞかし。神道に志さむ人は。由なき漢意を捨て。よく此を思ふべきことぞ。かゝれば民を撫で。世を治めむには。先づ天下の火を忌淸めて。神の御心を取奉るべきものぞ。さて今此に如此申し給ふは。族離がたき御心は坐まして。また此の國土に還り坐まほしくは思ほし食ものから。此豫母都戸喫の穢れに因りて。還り坐すこと

不能るよしなり。此御言をよく味ひて。あなかしこ。火の穢れをなほざりにな思ひなしそ。と有りし(此は實に然る說なり、猶次々に云を見よ、)さて此神は。しか夜見國を忌惡み給ふ故に。彼の國に屬る事物をば。返遣てむ。失ひてむと。稜威速び給ふ御靈の盛りなるに依て。石屋戶の段に。萬づの物を。此神の御體の化れる。香山より取れるなり。其は彼度の神事は。夜見國より起れる禍を。返し遣り失はむとするの事なりしかばなり。(委くは彼處に云べし、)○雖然は。豫母都戶喫して。還り坐がたき御身の上となり坐せり。然れどもと云むが如し。(本は然字のみなりしを、師の訓に依りて、雖字を加へたり、)○恐故は。俗に難有勿體なければ。など云意ばへにて。吾は豫母都戶喫して。歸りがたき身ながらも。汝妹命の。御自身歸り坐せとて。入來り坐る事の恐ければ。となり。○欲還師云。此袁てふ助辭は。古歌をよく知れらむ人は。自ら味ひ知べし。と云れたるが如し。○且字は。斯婆良久と訓べし。其は豫母都神と相論ふ間を。姑く待て。我を視給ふなとなり。(下文に、甚久而難待矣、とあると、かけ合ふ語なり、)○豫母都神は。如何なる神と云こと。御名の無れば。知べき山なけれど。既く此の國の成り初し時に。國之底立神。豐斟渟神の成坐しつれば。此國に元より神の坐ましける。其初は詳なり。さて下に伊邪那美神を。豫母都大神と申すよし見えたれば。此神の大神と爲り給はざりしほどは。此に見えたる豫母都神ぞ。大神とは坐ましけむ。故此の神と相論はむ。とは宣へるなるべし。○相論。師云。阿宜は言擧の如し。都良布は引づらふ。拄づらふなどの類にて。其の貌を云辭なり。(今云、相字に其意あり、)さて此は。上國に歸り坐むとすることを。相議りたまふを云なるべし。莫視吾は。夜見國の。實の御有狀の見苦さを。男神に見せ給はじとてなり。(其は下文に、宇士多加禮斗呂呂岐而、とあるを思ふべし、)然在ばこの出迎坐す時は、夜見の實の御貌を製ひて。元の御貌にて相見坐るなり。(其は下の文に、その實の御有狀を御覽して、男神の始めて畏ましゝを思ふべし、)○殿内は。師云。登能奴知と訓べし。(神功皇后紀の哥

に、腹内を波邏濃知と詠み、萬葉に、國内を久奴知と訓る例なり。）○閼は。師云。（阿比陀と云むも惡からねど、なほ。）富杼と訓べし。然訓る例。萬葉十一に有り。○甚久而　甚は。師云。伊登と萬葉に訓めり。（すべて伊登てふ言には、甚字よく叶へり、最字は當らず。）と云れき。さて此は。上に且云々と有ると。挂合へる語なり。○難待矣。師言に。待かねと云語。萬葉に多し。加禰には多く不得と書り。（凡て迦泥と云は、みな此の不得字の意にて、待かねは待得ざるを云ふ、俗に云とはいさゝか違ひあり。）難字も意は通へり。（また語も、加豆と云に通へれども、此の難を、直にしか訓ては惡し。）と有り。さて此は前に。且くと詔へるに合せては。甚久しきに待あへ給はざりしなり。○御美豆良。此は御紀に髻とあり。正字なり。師云美豆良は。上代に。男の御裝にて。髮を左右へ分て。結綰たるものなり。下に天照大御神の。解御髮而纏御髻たまふ。とあるも。息長足比賣命の。橿日浦にして。御髮を解して。海に入り洗たまひて占たまふに。御髮自分れたるを。卽その

分れたるまゝに結て。御髻に爲たまふ事あるも。假に男貌と爲給ふなり。また崇峻天皇卷に。古俗年少兒。年十五六閒束髮於額。十七八閒分爲角子。今亦然之とある。此の角子卽美豆良なり。（十七八の閒とあるは、やゝ後の事なるべし、いと上代は、凡て男は然せしこと、右に云が如し、○角子をあげまきと訓るは、後の稱なり、卽みづらと訓べし。）萬葉七に。角髮とあり。左右に有るが角の如くなる故に。かゝる稱は有るなり。（後の世に鬟頰と云ふは、此の美豆良を訛れる言なり、江次第に、幼主之時、垂鬟頰ともあり。）扨かの大御神の御裝の所を以て見れば。美豆良にも珠を飾りしなり。（萬葉二十に、阿母とじも玉にもがもやいただきて、美豆良の中にあへまかまくも。）○湯津爪櫛は。湯津は。五百箇の約れるなり。（第十五段に、師說を引て注せるが如し。）爪は。師云借字にて。加都麻の上を略けるなり。加都麻は堅津閒にて。（多都を切むれば都なり、）櫛の齒のしげくて。閒の堅くせまれるを云へり。无閒勝閒小船の勝閒も。此意なりとあり。按ふに。爪は。都麻理

てふ言の理の省りたるにて。櫛の齒のしげくて。閇の迫れるを云なるべし。(又もしくは、爪は正字にて、齒の狀、爪に似たれば、如此云か、)櫛は。師云。本串と同名なり。火を燭し賜ふを思へば。上代の櫛の齒は。やゝ長かりしかば。串と同し類ぞかし。男柱は。師云紀に。雄柱とあり。(これをホトリバと訓るは、邊齒の意にて、中古の稱なるべし、二記共に柱とあれば、古言は然らじ、)共に袁婆斯羅と訓べし。字鏡に。橦柄橋梁之左右之柱。乎止古柱とあり。(大神宮年中行事に、東男柱西御云々、これは、御殿の高欄の男柱にて、字鏡に云ると同じ、)是に準ふれば。櫛も左右の端の大きなる齒を。男柱と云けむ。さて此れを取闕て。火燭たまひしを思へば。上代の櫛の齒は。やゝ長かりけむこと知らる。○一火。たゞ火とても有ぬべきを一火。としも云へる由は。次の段に云べし。(今の世人、夜忌燭一火、とある處、)○宇士多加禮斗呂々岐而。御紀に。蛆沸膿流而と書り。師云蛆は本草てふ書に。(李時珍云、)蛆蠅之子也。凡物敗臭則生之とあり。和名抄には。胆を波閉乃古。とありて。宇士てふ訓はなし。(胆と蛆とは通ふ、)字鏡には。蜡を宇自とあり。(蜡の字自なるべき由は、いかゞ知らず、)今も腐爛たる物に生る小虫を。宇士とぞ云。多加禮は。今世の語に。すべて鳥虫などの。物に多く集まるを多加留と云。(人多加理と、人にも云へり、また、即宇士がたかるとも常に云へり、)但し其は。良利留禮と活く辭なるを。(たからむ、たかり、たかる、たかれ、)此は禮と有れば。今世の用格とは少し異りて。(今の語の如くならば、此は多加理とあるべき格なり、)禮。留。留々。と活く格なり。(たかれ、たかる、たかるゝ、)されど其は。通ふ例も多し。(離れ、はなり、恐れ、おそり、亂れ、みだりのたぐひなり、)斗呂呂岐而は。斗呂祁氏と云に同じ。盪滌などの字を。とらかすと訓も。とろけさすといふ言なり。(薯蕷汁を斗呂々と云も、とろけたる意なり、)○八雷公とは。即下に見えたる。八人之豫母都志許賣これなり。(此こと徵に委く論へり、)其を伊加豆知としも云よしは。上なる大雷神の處に云へる如く。伊加豆知と云は。凡て猛く剛き物

を云ふ稱なればなり。○副居矣とは。紀に。上有八色雷公とある如く。伊邪那美命の御上に。此の雷等の附副奉りて居たりしとなり。さて夜美國の實の有狀は。かく穢く甚き狀なる故に。其をまた男神の御覽さむことをやさしみ給ひて。前に姑く待て。見給ふなとは約り給へるなりけり。○此段の故事と。下に大國主神の。夜見國に往坐る段に見えたる。蛇室屋。呉公。蜂室屋などのこと。また須佐之男大神の。御頭の虱に。呉公のたかりて有りし事などを合せて。つら／＼に按ふに。實にも彼の國は。伊邪那岐大神の。不須也凶目汚穢之國。と詔へる如く。甚も穢き國なりけり。其は彼の國に入坐せれば。卓越て尊き神たちと申せども。其の汚穢にまみれて。かゝる御有貌と爲り給ふと見えたり。抑彼の國はしも。始めかの大虚空に生出たる一物より。輕く赤く清かる物の萠騰りて。天と成れる後に。また彼の一物の根底に生れるを以て。考ふるに。此の國土の重く濁れる。其底に成れるなれば。なほ殊に重く濁り。はた穢き物の。凝集りてぞ成にけむ。故上件の如き事等の有るならむ。(其は人躰を以て考ふるにも、頭の方は尊く清かるを、腰より下は、卑く淨からぬ處もあるなど、自ら此理に叶ふめり)さて此の夜見國は。後には大地と斷離れて。月夜見と爲れるを。猶彼の國の成し邊に成れる國々は。大地の下方なる故に。自に穢き物の流落つゝ。禍事惡き事の行留るべき謂なれば。國柄の卑かるべき理の具はれるを。よく思ふべし。

於是伊邪那岐命見畏而。吾不意。到伊那志許米伎汚穢國矣詔而。逃還之時。伊邪那美命恥恨而白曰。何不用要言而。令恥見吾耶。汝已見我情。我復見汝情白之時。伊邪那岐命亦慙焉。因將出返之時。不直默歸而。盟之曰。族離不負於族詔之而。乃唾之時。成坐神之名。速玉之男神。次掃之時成坐神之名。豫母都事解之男神。亦名謂大事忍男神。凡二

神矣。今世人。夜忌レ燭二一火一者。此其緣也。

見畏而は。師云見て畏むなり。古事記に所々此の詞あり。(また見驚、見喜、見感、なども有て、みな古語ぞ。)加志許牟は。おそるゝことなり。推古紀歌に。訶之胡彌弖とあり。(字鏡に、悸を惶也と注し、加志古牟とも、於曾留とも有り。)○伊那志許米伎汚穢國。伊那は。辭否などゝ同言にて。此は惡み賦ふ御言なり。(書紀に、不須也と也字を添られたる信にその意あり、姑く語を切て心得べし。)○志許米伎は。まづ志許は。師說に。志許賣の志許と一にて。醜なり。萬葉に。鬼乃益卜雄。鬼乃志許草。志許霍公鳥。鬼之四忌手。之許都於吉奈。(これらの鬼字を、於爾乃、と訓るは非なり、こは醜字の偏を略るか、又醜女の意を得て鬼とは書くか、いづれにまれ、志許なり。)など云へる。皆其の物を惡み罵て。志許とは云なり。米伎は。(めかむ、めき、めく、めけ、と活く辭なり、)ひらめく。ひしめく。さゝめく。なまめくなど。多く云ふ米久の活けるにて。(此は、直に夜見のありさまを指して詔ふなれば、用言にて、)其貌を云ふ辭なり。書紀に。不須也凶目汚穢。此云二伊儺之居梅枳枳多儺枳一。とあり。(又天忍穗耳尊の天降ます處に、不須也頗傾凶目杵之國とあり、)○到矣は。彼の國に行給ひし事を歎息て。かく詔へるなり。○逃還。逃てふ言は。雄略天皇卷の大御歌に。爾宜能煩理斯とあり。○何は那彼母と訓べし。痛く咎め給へる御言なり。○不レ用二要言一而は。知岐理斯言袁伎加受氐。と訓むべし。(用字を常の訓のままに、母知比と訓むは非なり、)さて其要りませる御言は。かの且與二豫母都神一相論。莫レ視レ吾。と詔へる是なり。○令レ恥レ見吾耶は。恥を與るを恥見すと云は古語なり。さて如此白し給ふは。彼の汚穢き御有狀を。男神の見給はむことを恥給ひて。莫視給ひそ。と禁たまへるを。用給はで御覽しゝ事を。甚く恨怒坐る御言なり。(前に御產の處を、御覽しゝ時は、たゞ恨み坐る趣なるを、此の御言は、御怒りの御心の、御言の上に著明く見えて、いと畏くなむ、)其は豫母都戸喫し給ひて。歸り坐がたき御身ながら。男神の入り來坐るに。

さすがに歸り坐むの御心ありて。豫母都神と相論て。其道あらば歸らむと。議し給ふ間を。待あへ給はで。恥見せ給へりしかば。其懇懃なる御心の餘りに。かへりて御怒を發し給へるなり。穴かしこ。○情は。麻宇良と訓べし。(舊くコヽロと訓めるは非なり。)此は女神の御陰處のことにて。言義は眞心なり。○下(第百六十三段、)に。豊玉毘賣命雖恨伺情事。とある情も同じ。(此をも舊く、コヽロと訓るは非なる事、上に同じ。)さて此を。前に那佐氣と訓つれど。後の稱なる故に改めつ。(其は已れ前に成文を撰める時に、既くコヽロと訓るが非なる事を悟りて、中世の戯籍どもに陰處をナサケドコロ、と云へることあるは、上古より彼處をば、其名を顯に言はざりし趣に聞ゆれば、名避の義にて、實の名をば言はざりしにこそ、斯て情字をナサケと訓むは、彼處は、情の本處なる故に、是より轉して、物の哀を知る心をも云ならむ、と思ひて、ナサケと訓しかど、此はその正しき始めの稱を以て、云べき所なればなり。)かくて眞心は語の本なるが、(漢字を塡れば、即ち情字よく當れり、)此を轉用して。陰具をも然稱へるは。彼處ばかり人の眞情の。疑結べる處の無ればなり。(伊藤長胤が辨疑錄に、情者好惡之實、人心之無僞飾者也、古書中或替實字說、曾子曰、如得其情哀矜而勿喜、大學曰、無情者不得盡其辭、左傳稱晉文公曰、民之情僞盡知之、故或曰事情、或曰情願、好色之心人之所必有、而最無僞者、故曰情欲情實、則相沿爲好色之心、亦其心之所好而無僞者也、と云へるはよく叶へり、詩小序標有梅、男女及時也の注に、陳氏曰、男女及時之說、聖人之慮天下也、血氣既壯、難盡自撿、情竇既開、奚顧禮義、云々など見え、なほ情字を、陰處に關係せる語いと多く、念彼處に凝思するを、情痴と名け、彼處を人に委するを情人、或は情郎と云ふ、六朝遺事に、煬帝戯月賓曰、儂之愛汝只是情と云へるなどは、陰處を直に情と云へり、猶多かれど、然のみ擧むこと煩ければ洩しつ、)但し此は。女陰をのみ云に非ず。本より男根をも云ふを思へば。麻宇良は男女に通る稱なり。(其は次の文に、我復見汝情時

伊弉諾尊亦慚焉、とあるにて著し。)抒また麻字良を。麻良とも云へり。(こは約言にて、字を省くは常なり、印度籍に、梵語に、根を母羅と云ひ、また麼羅とも云へり、さて彼の大梵自在天王を、麼羅と云ひ、其の后神を毘摩羅天と有て、夫婦共に、麻羅と云を思へば、男女に通る稱なること、いよよ論ひなし。)然るに女陰を。此方にて然云へること。未たその例を見ず。さて男陽を麼羅と云へるは。まづ靈異記に。閛萬良と見え。和名抄に。房內經云。玉莖男陰名也。楊氏漢語抄云。屌(亦作ㇾ體、破前、一云麻羅、今案ニ玉篇等ニ屌ハ臀骨ナリ、可ㇾ爲ニ玉莖ノ義不ㇾ見、)と有り。此を今印本に。屌(破前、一曰麻前良。)と有れど麻字の下なる前は衍なり。(こは破前の前字を誤りて、寫し入たる物と見えたり、さて破前は元より假字なり、但しいささか意を用ひて書たる字にや有む、○或人云、はぜと云魚あり、形ち玉莖に似たり、それ故に名けたるか。)さて此麻羅てふ語を。前に思ひけらく。男易の稱は。古語拾遺に。男莖を袁婆斯と訓み。和名抄に破前。太秦牛祭文に。大閛などある。是れ古名にて。麻羅ちふ名は。中世の比丘等が事好みに。梵語を以て稱せるが。世に弘まれる稱ならむ。(なほ太秦牛祭文に、また閛風とも見え、新猿樂記に、閛大而長八寸四伏、云々など有り、なほ麻羅ちふ名は、書等に數見えたり。)其は古事記を始め。古書どもに。天津麻羅命。大麻羅命。天都赤麻良命。天照眞良建雄命など云名あり。(姓氏錄に、麻羅宿禰と云人も見ゆ、)麻羅てふ語。もし元より陰具を云名ならば。其を神名に負べくも非ず。神名の麻羅は。眞浦とも。麻占とも書たる例有れば。此は萬葉歌に。且日照る島の御門に鬱悒しく。人音も爲ねば眞浦悲しも。と詠たる眞浦と同じ古言にて。眞心の義なれば。(偖こそ天津赤占とも見えたれ、浦占ともに借字にて、心の義なること、言ふも更なり。)陰具を云ふ麻良とは。元より別なりと。思ひ決めて在けるに。此頃大自在天の神實の天根なると。彼の御戈の古傳を思ひ合せて。神名の麻良。また陰具を麻羅と云も。元より古言にて梵語に。自在天を麼羅と云も。我が古言の。彼の國に傳はれるにて。同語なる事を解り得たり。

(そは我友荻野長は、佛籍にこよなき博覧なれば、上に云へる、陰具を麻羅と云は、梵語にて、神名の麻良とは別ならむ、と思へる考へを語りしかば、長云く、印度にて、華蔓を摩羅と云ふ、是れ語の本にて、自在天をもしか云は、其飾れる華蔓の、美麗なるより負る名と聞ゆ、そは我が古に、珠玉を身の飾りとせるを思ふに、天津麻羅命など云ふ神名も、由有て聞ゆれば、陰を麻羅と云も。元より此方の古言なるべし、猶今一度とり並べて考へよ、と云に催されて也けり。)彼これ思ひ合するに。神の名の麻良も。眞心なる上は。此處の情字は。麻宇羅と訓まむに論ひ無れば。御典を記せる人々。其意を以て。此字をば書れけむ。然れば。男女の陰處に通る名なること。(既に云へる加く。)御紀の文にて著明なるを。上に引く靈異記。和名抄。また餘の書等にも。玉茎のみの名として。今も然稱ふれど。此は後の事と爲べし。(女陰の名は、鎭火祭詞に、保止、古事記に蕃登、靈異記に、開口保、神樂哥に、陰名久保、桑家漢語抄に、陰門比奈登、和名抄に、房内經云、玉門女陰名也、

通鼻、楊氏漢語抄云、吉舌比奈佐伎、などあり、男陽をヲバセと云は、男柱の轉語と聞ゆ、實に男の柱なりかし、但し此名は、彼の瓊戈を、國中の御柱と爲給へる謂れよりそ名けたりけむ、また此に依て思へば、神また貴人を計へて、幾柱と云ことも、師説は有れど、男茎を柱と云より出たる語なるか、扨また往年駿府に物せる時に、小原雄英老翁が語に、男陰を閉能許と云は、保古と同語ならむ、閉能の切まり保なればなり、と云るを、聞入れむとも所思ざりしかど、今思へば、少か由なき說には非ず、但し和名抄に、陰核俗云篇乃古、刑德敎云、丈夫淫亂割其勢、勢者則陰核也、と有は、字彙に、宮刑男子割勢、勢外腎也と云るに據れば、睾丸をいふ語なるを、今は並て玉茎を云ふ語となれり、名の趣を思へば、玉茎の名めきて聞ゆるは、今いふ所正しくて、陰核の名とせるは、和名抄の誤ならむも知べからず、衆經音義に、勢峯謂陰茎也とあり、餘の西戎籍にも、此名あるか、面白き名なりかし。)なほ摩羅と云語に就きては印度に謂ゆる。大梵自在天王を云を始め。男陽

女陰の名どものこと。取總て。印度藏志の大千世界品。未節の處に。諸經論を引て。委く論ふを合せ見るべし。○盟之曰言義下に注べし。(第三十二段。)○族離。族は本書に。宇我邏と訓注あり。親屬また親族。同族など有るを。皆しか訓り。言義いまだ考へ得ず。(安康天皇卷に、等族といふ言もあり、師も宇賀良は生族、夜賀良は家族の意か、なほよく考ふべし、と云れたり。)さて此は。夫婦の御むつびを斷給はむとなり。其は上件の。穢く畏き有狀を御覽しゝかば。御後を追て來坐る御心の。失給ひつればなるべし。(俗にあいそのつきたる、など云心ばへなり。)、唾之時。和名抄に。唾ハ和名豆波岐とあり。師云。唾は。津吐の意なるべしと有り。(なほ記傳十の五十葉に說あり、)さて唾し給へるは。彼穢き有狀を御覽して。其穢きに得堪給はずての御所爲なり。(今も穢き物を見て、堪がたく思ふ時は、人も然爲るわざなり。)○速玉之男神。名義。速は唾し給へる狀の。速かりしより申せるか。また例の。たゞに稱へたる言にも有べし。玉は津吐の形の。玉にも似たれば。かくは申すか。神名式に。出雲國意宇郡に。速玉神社。紀伊國牟婁郡。熊野早玉神社。(大、○早字速に作る本もあり。)此社は。淸和天皇紀。貞觀元年正月廿七日。從五位下熊野早玉神從五位上。同年五月從二位。同五年三月二日正二位。と見え。長寬二年賴業勘文に。天慶三年二月正一位とあり。熊野新宮と稱すは是なり。(夫木集に、撿挍法親王、なぎの葉にみがける露のはや玉を、むすぶの宮や光りそふらむ、新宮、とあり、さて新宮とは、此社に並びて、熊野坐神社あるに對へて云なるべし、南紀名勝志に、熊野村新宮庄に、上熊野村、中熊野村、下熊野村あり、今新宮村と云も、元は熊野村の內なれども、新宮大神鎭座以後、所名とせるが、諸書に、熊野村と云るは、此處なるべし、凡て牟婁一郡を、熊野と云へるは、新宮熊野村に因て云ふと見えたり、また有馬村は、木之本庄、木之本村の南、二十町許にあり、村の中央に、有馬と云處の西邊に、產田神社ありて、伊弉冉尊を葬たる處、と言傳ふと云り、なほ此熊野村のことは、第七十九段、熊成峰の處に、委く云ふを合せ考ふ

べし〕〇掃之時。此は何を以て。いかにして掃ひ給へりと云こと。今知べきにあらねど。若は御衣の袖にて掃ひ給へるならむか。（其は今も、心よからぬ物を掃ふとては、然爲ることあるを思ふべし〕〇豫母都事解之男神。大事忍男神。此二名義。師云。まづ事解之男とは。（この解字、昔より佐加と訓めども、然訓べきさだかなる、證も例もなければ、登計ならむ〕女神男神族離たまふ方に就て。負せ奉りし名なるを下に女神の御言に。吾與汝已生國矣。（また伊邪那岐大御神、神功既畢、御德亦大矣とも〕と有れば。夫婦離給ふも。旣に大なる事業の成竟し故なれば。此の神名は。其方に就て事解とも。大事とも稱へしならむ。然れば此二名、いひもて行けば。一意に當れり。忍男は例の稱なりと有り。（師の此說に依て、なほ按ふに、解と遂とは、本同言ならむか、今の世の言にも事を爲し竟ることを、爲遂ると云を思ふべし〕速玉之男神。大事忍男神の。此の時成り坐る由は。速須佐之男命の生坐る處に。云へる言を合せ考ふべし。〇今世人夜忌一燭一火者。此其緣也

は、伊邪那岐命の。此時一火燭して見給へることの。夜見にて有しことなると同しきを忌て。世人の一火燭さぬとのことなり。然れば。古へ燭火は。二ツ三ツもまたいくつも燃す物なりけむ。（師云、今の世にも、石見國などにては、神に供ふる燈を、一つともすことを忌て、必二口にともし、また櫛を投ることをも忌むなり、と彼の國人云へりき〕

於是伊邪那美命。卽遣豫母都志許賣。亦云豫母都曰狹女。八人而。令追矣。故伊邪那岐命。拔御佩之十拳劒而。於後手揮作逃行。取黑御鬘而。投棄之則。乃蒲萄子生矣。豫母都志許賣摭食之間。逃行然。噉了而仍追則。亦刺其右之御美豆良。引闕湯津爪櫛而投棄之則。乃筍生矣。豫母都志許女又拔食其筍。噉了而更追。最後則其妹伊邪那美命。身自追來焉。是時伊邪

那岐命。已到坐豫母都平坂、隱坐其坂之桃樹下而。其實三箇採而。待擊之則。雷等悉迯返矣。爾伊邪那岐命告桃曰。汝如助吾所有宇都志伎青人草之落苦瀨而惚苦之時。可助焉詔之而。賜大加牟豆美命云名矣。此桃之避惡鬼事本也。又夜忌擲櫛者、此其緣也

豫母都志許賣八人は。御紀に醜女此云志許賣とあり。今は此注と。古事記に從て記せり。八人は。(本に、ヤツヒトと訓たれど、)此は也多理と訓べし。さて師說に。私記に。或說黃泉之鬼也と云へり。(但し鬼とは、儒佛の書にとく鬼の意には非ず、たゞ尋常の人の類ならで、おそろしき物を、世に鬼と云是なり。)書紀欽明卷に。魃鬼とあるも其意なり。(和名抄には、この醜女を、鬼魅の部に載たり。)さて名義は。形のおそろしく。見惡きを云ふ。下文に。伊那志許米云々。と有ると同じ。(猶彼處に言べし、)とあり。此の八人の志許賣は。

上に。八色之雷神とある即ち是なり。(上第十八段に言へるを見るべし。)さて此をまた豫母都日狹女とも云は。名義いまだ思ひ得ず。(試みに云はゞ、和名抄に、販婦比佐岐女とあるを思ふに、日狹女は比佐岐女にて、豫母都國の粢炊きの事などを掌る、卑き物と聞えたり、然らば醜女とは、其容の醜きをいふ稱、比佐女とは、其掌事よりいふ稱にて、此を雷と云へるは、伊邪那岐命を追奉れる嚴きわざより云るにや有べき、○鐵胤云、世にたけ短き鬼の如き物を、シカミと云は、此のシコメの轉れるには非ざるか、さて又ヒサメと云ふに付て思ふに、シカミは丈短き物と見ゆるを、世に扁みて潰れたる物を、ヒシャグと云ふ、此はヒサメに、由ある事には非ざるか、此は孰れも試に云なり、猶よく考ふべし。〕)遺而は。師云都迦波志氐と訓べし。○御佩之十拳劔は。上に出たり。○後手は。師云手を後ざまへ廻して物するなり。うつぼ物語に。しりへ手にしばり云々と有り。○揮乍。師云。古言に振を布久とも云し例。萬葉に。草の山吹を山振とも書たり。風の吹と云も。振と通ふ。(應神

卷に、振風比禮と云あり、)また皇極紀に。揮劒ともあり。乍は此れを爲ながら。彼をも爲るを云辭なり。且々の約まりたる辭とあり。さて此處は。豫母都醜女の追來るを。防ぎます御所爲なり。されど相向て防ぐときは。得逃給はぬに依て。逃ながら防ぎます故に。後手に物し給ふなり。(師もしか云れたり、)〇逃行。師云行字は。伊傳坐と訓べし。そは必す出坐すならねど。行き給ふと云ことをも。然言ふは古言なり。　黑御鬘。師云、凡て加豆良に三つの品あり。葛(蔓も同じ、)と鬘と。髲となり。まづ葛は葛かづら。五味。忍冬など。凡て草蔓のことなり。鬘は頭の飾に懸る物なり。(古書に縵とも、鬘とも書り、縵は字書に見えず、縵は見えたれども、鬘の意なし。髲は鬘のかきざまの異なるなり、)髲は和名抄に。和名加都良。釋名云。髲少者所以被助其髮也。と有りて。俗に加毛自と云物なり。如此さま〴〵あれども。本は一つより轉れる名にて。草の葛より出たり。さて其葛の本の名は。都良にて。古事記中に。登許呂豆良。都豆良。書紀萬葉に。磨左棄逗邏。和名抄に。千歲蘽。百部など云ひ。(これらの都良を、加豆良の略と思ふは、本末たがへり、)忍冬も。字鏡には須比豆良とあり。(拾遺集雜下に、さだめなく、なるなる瓜のつら見ても、と詠るは、蔓に頰を云かけたるなり、今都留と云は、都良のうつれるなり、弓の弦をも、萬葉に都良とよめり、馬具の轡鞚頭の都良も、草の蔓よりぞ出けむ、轡は手綱のことなり、)さて何にまれ。蔓草を以て。頭の飾にかくるを。髪葛と云ふ。是れ即ち鬘なり。さて然鬘に用ふるから。立かへりて草の葛をも。加豆良とは云ならむ。また髲も。髪を飾具なれば。鬘とおなじ名を負せつらね。さて鬘は。上代には。女男ともに懸る物にて。蔓草を用ひしことは。石屋戸の段に。眞拆をかけしを始めて。(今云、師は、古事記に依りて、眞拆を鬘にせし由に言れたれど、此は誤りにて、眞拆は手次なること、其段の徵に論へるが如し、)日影鬘など。また必しも蔓ならねど。花鬘。菖蒲鬘。柳鬘。木綿鬘などあり。(これらも、加豆良と云名は、蔓草より出たるなり、)また絲などを以ても作りしにや。珠をかざ

ること。天照大御神の御飾に見えたり。（今云、此こと第三十四段にあり。）玉鬘と云は是なり。（髮にも葛にも玉かつらと云は、此の玉鬘の名を移して呼か、また只ほめて云ふにもあるべし。）安康卷に。押木玉縵と云も有て。貴き寶なりしこと見ゆ。萬葉に。波禰縵と云こともあり。（縵字は、此の物草にても糸にても造れる故に、設たる字にや。しか此方にて作れる字多し、縵も本の字義にはかゝはらで、右の意もて用ふるなるべし、○和名抄に、花鬘を伽藍具に載たれども、此もと天竺の人の頭の飾なり、○今云、萬葉に、波禰縵と有るは、凡て縵は垂るゝ物なるを、波禰上るべく造りたるを云にや、其は今の世に童女の挂る、波禰元結と云物は、元結とは云へど、髮の飾に挂るものにて、實は縵なるに准へて、然思はるゝなり）さて此に黑とあるは。色もて云なるべけれど。何物にて。何如作れりとも知がたし。（都豆良を黑葛とかけども、そは此に由なし、）蒲子の成れるに就きて思へば。此鬘のさま。蒲萄葛に似て、玉を垂たるが、彼の實のなれる形にや似たりけむ。色の黑かりけむも。彼の實によしあるにや。と有り。

○棄は。師云。八千矛神の御歌に。脱棄を奴岐宇氐とよみ給へり。（紀に吹棄此云浮枳于都屢とあり。）此に依て宇氐と訓べし。○蒲萄子。師云。和名抄に。紫葛。和名衣比加豆良。蒲萄。和名衣比加豆良乃美とあり。或說に。此の物鬚ありて。蝦に似たる蔓草なる故に。然名くと云り。○摭は。師云。字書に。拾也とも取也とも注せり。さて比呂比は。比理比と古言に云へり。（萬葉十五に、おきつ白玉比利比てゆかな、などなほ有り。）○逃行然。○然字は。師の行字を。伊傳坐袁。と訓まれたる袁にあてゝ予が加へたるなり。○湯津抓櫛。師云前には。男柱を取闕とあるを。此にはたゞ引闕とあれば。（引と取とには、異なる意なし、）凡の齒の中を引闕たまふなり。又前なるは。左の御髻なる御櫛。此なるは右のなり。○筍は。師云字鏡に。筍笋太加牟奈。和名抄にも。筍亦作笋。和名太加無奈とあり。（後の物に。多加宇奈とも云へり、凡て牟を宇と云ひなす例多し、音便なり。）名の意は。竹芽菜なり。（菜は食に添へて喰ふ物の、

凡の名なり、かゝれば筍も、菜にするときの名を、たかむなと云ひ、たゞには竹子と云故に、哥には竹子とのみよめり、此は拔き食むとあれば、菜なり、）櫛の齒の狀。竹子の竝立るに似たり。下に鹽土老翁が。玄櫛を投しかば。五百箇竹林になれりと有るも。此の類なり。○最後は。師云。神武卷に。伊夜佐岐陀氏流とある。大御歌詞に依て。伊夜波氏と訓べし。（かの御歌の前の詞に、知立於最前とあり、○拾芥抄、人名字の中に、最を彌の下に出せり、なほ伊夜と云言は、彼大御歌の所に云べし、）大名牟遲神段にも。於最後來坐とあり、（枕冊子に、さいはての車、と云るは、最後之車なり、其頭は、最字を音にこぞ云けむ、また今の言に、最前と、音にて云も、もと伊夜佐伎てふ言よりぞ出けむ、）波氏とは。何事にまれ。物の終を云こと。今も古へも同じ。○身自は。師云美々豆加良と訓べし。常には自一字を。みづからと訓めども。おのづから。（己自なり、）てづから。（手自なり、）くちづから。（口自なり、）なども云へば。自は加良にて。みづからは身づ自なり。（今云、此

餘に、國から、人から、日がらなど云類の加良も、みな自なるべし、柄の意には非じ、）○桃樹。木の名の物に見えたる始めなり。○待擊之は。師說に。來るものを待受て打なり。景行卷に。倭建命の。蒜の片端を以て。足柄の坂神を待打たまふとあるに同じ。古言には。待問。待取。待攻。待戰。待向。など云ること多かり。（此は早く來むことを欲するを、待と云とは、異なり、たゞ來る者を、向ひ承るを云なり、後の物語などにも、待云々と云語おほし、○今云、伊勢山田邊にて、礫を打ことを、白桃をくらはせる、と云とぞ、此に由ありげなり、）とあり。○悉は。師云。許登碁登邇。と訓べし。（火遠理命の大御哥、また萬葉五卷に見えたり、）○如助吾とは。師云。即ち今この桃の子を以て。迫追來し者共を。擊退けて。難をのがれ給ふ故に詔ふなり。○所有は。阿良由流と訓べし。伊波由琉と同格の言にして。共に古言なり。（由は、流に通ふ古言の格なり、此の阿良由琉、伊波由琉などを、たゞ漢籍讀の言とのみ思ふは誤りなり、凡てからぶみよみに、古言の遺れること多き

ぞかし。）○宇都志伎青人草。御紀に。顯見此云宇都志枳。とあり。師云。私記に。顯見者。見在之義也とあり。かゝれば宇都は現。志伎は嬉悲の類の志伎にて。辭なり。（神武紀に、顯齋此云于圖詩怡破毘、續紀十宣命に、宇都志久母、などあり。）さて人草の事を如此詔ふは。書紀大穴牟遲命の御言に。吾所治顯露事者。皇孫當治。吾將退治幽事。云々。かく幽冥事に對て。顯露事と云へるが如く。目に見えず。顯ならぬ神に對へて。顯たる世の人と云ことぞ。（應神卷に、神習、青人草習、と云ことある、此も世の人を、神に對へて云るなり。）雄略天皇の。葛木神の。形を顯はして見え奉り給ふを。宇都志意美と詔へる。また師說に。萬葉に。空蟬（借字なり）宇都曾臣などあるも。みな顯しき身と云ことなり。とある。また現心。夢現などの現。みな同言なり。青人草と云所以は。次の文に。千人死。千五百人生。とある意にて。草の彌益々に生茂。はびこるに譬へたる稱なり。青としも云へるに心を著べし。（私記に、貴人を木にたとへ、賤民を草にたとふ、と云說は非ことなり。）故此の稱は。神の。人の利益を爲給ふことゝ。人の損害を爲給ふことゝにのみ。必す用ふ稱なり（。神の人を利益たまふは、千五百人生る意なり、さて損害をなすは、其れに逆ひ敵むなり、故れ共に此稱を云なり、古書どもをよく見通して、眼を著べし、予が云ことの虚しからざること、自さとりなむ、○から國に、蒼生、黔首など云意とは、甚く異なり、ゆめ此の文字に迷ひて、意をとり誤ること勿れ、書紀に、蒼生と作れたるは、たゞたまたま似たる稱の文字を、取られたるのみなり。）○苦瀨は。師云。（久留志伎勢と訓むも、然ることなれどなほ、）師の宇伎勢と訓れたるぞよき。瀨は歌に。嬉勢。哀勢。戀勢。逢勢。如是有勢。など賦ことなり。この勢てふ言は。凡て縦にも横にも用ふ。縦とは時なり。長く經行時の閒に。人に逢時を指て。逢勢と云ふ。此の餘も同じ。横とは處なり。川の山など是なり。川に云は。上より下まで長き流の閒に。濟る處を指て勢とは云ぞ。（古哥に、渡瀨とある是なり、さて川は、淺き處をえりて渡るものなれば、渡り瀨は、必淺き

處なり、故それより轉りて、必渡る處ならねど、淺き處をも瀨とは云なり、またたぎつせ、早瀨なども、本はわたりせよりぞ出つらむ）また痛く後のことなれど。西行が歌に。此處を勢にせむ。と云へるも。此を其の處とせむと云意なり。此の苦瀨は。苦患ことに當れるを云て。縱橫にわたれりとあり。○落は。師云。沈と同じ。凡て凶にゆくを。落とも沈とも云ひ。吉にゆくを上るとも浮むども云へり。○惚苦は。（本に患惚とあるを、火遠理命段に、惚苦とあるが、よく通ゆれば替つ）師云。久留志牟と訓べし。天智紀の童謠に。愛俱流之衛云々。阿例播俱流之衛とよめり。（惚は愡の俗字とあり、字書に、愡恫不得志也とも、不得意貌とも、また悾愡不得志也とも注し、また偬とも通はし書て、窮困也、迫促也、苦也とも、また恫痛也、呻吟也ともあり、）○可助焉。師云多須祁氐余と訓べし。上の如助吾を。此へかけて見べし。今吾を助けしが如くに。可助と云ことなりとあり。焉字は私に加へたるなり。○大加牟豆美は。師云。大神之實なりと。谷川氏云へり。

さも有べし。（但し大神とつゞける言にはあらず、神つ實に、大てふ言を添へて稱へしなり）此の號は。奇功を美て。かく神とは稱へ給ひしなり。（○今云、豆美の義は、師の今一つの考へも有て山津見の津見と、同じ意に解れたれど、此豆美は、之實の意にぞ有べき）○此桃之避惡鬼事本也。師云。桃の後の世まで。鬼魅を避るは。此の大詔によれり。（漢籍にしも、桃のさる功能あることをこれかれに記せるを見れば、御國のみならず、外國の末までも、此の大神の大詔の驗ありけること知られて、いと貴し、○今云、なほ第十二段、瓠、川菜の、火を鎭むる功能あることを云る處に、注せる說どもを合せ考ふべし、さて尾張國などにて、雷の鳴るとき、童子どもの、雷よ落よ、桃木でたたかう、と云とぞ、此の故事に由あることなるべし）又夜忌擲櫛者。此其緣也。擲櫛は。那宜具斯と訓べし。卽ち本書に然有り。（櫛を擲ると訓むは非なり）其は本は。櫛を擲るよしなれど。既に其事の稱になれる語なればなり。事の本也は。記傳三十四聞えたるが如し。（然れど其の解は、記傳三十四

卷、四十八丁に見ゆ、）

於是伊邪那岐命。以千引磐。引塞其坂路而。中置其石。各對立而。度事戸之時。伊邪那美命白曰。愛之吾名妹命。汝如此言則。吾汝國之人草。一日千頭將絞殺白給矣。爾伊邪那岐命詔曰。愛之我汝妹命。汝然爲之則吾哉。一日當立千五百産屋。自此以還莫來詔而。卽投棄其御杖矣。是以一日必千人死。一日必千五百人生也

千引磐は。師云知毘伎伊波と訓べし。（知毘伎能と よまぬぞ、古言の格なる。）此を書紀に。千人所引磐石。と書れたるは。稱の意を顯はせるなり。萬葉四に。吾戀は千引の石を七ばかり。頸に繫むも云々。和名抄には。知比木乃以之とあり。私記も同じ。（かく有れども、石は伊波と訓でよき、）また下に。五百引石と云も見ゆ。〇引塞は。師云比伎佐閉と訓べし。佐閉は令障なり。（はらせを切むれば閉なり、令合を阿閉と云と同じ格なり、）下に。以五百引石。取塞其室戸とも有り。（引取とは、たゞ同じことなり、上に櫛の齒を引闕とも、取闕ともあるが如し、）如此爲て。追來坐る女神を。禦留め奉り給ふなり。〇各對立而は。師云。阿比牟伎多々志氐。と訓べし。萬葉八に。天漢相向立而。（また河向立）などあり。書紀に。此を相向而立と書り。〇度事戸は。許登度袁和多須と訓べし。其は御紀に。建絶妻之誓。と書て。絶妻之誓。此云許等度。とあり。私記に。度者猶如言度とあり。（師云、今俗言に、人に受持しむべき事を言付くるを、申し渡すと云ふ、よく似たり、）さて許登度てふことは。御紀に書れたる字にて。大意は聞えたり。荒木田久老説に。萬葉二卷に。狂言等かも。（二所にあり、）十七卷に、多婆許登々かも、とも書り、）七卷に。事等有なくに。十九卷に。神言等また公之事跡乎。などあるに依て考ふるに。此なる事戸は。御誓言の切ちなるを云ならむ。神代紀に。大諄辭此云布斗能理斗とある下の斗は。事戸の戸に同じ。なほ萬葉集中に例多く。皆その事を。切にいひきはむるに

添たる意は同じ。（さてこの添いふ登の言は、やゝ後の哥にも見ゆるを。今の哥人は、さる言ありとも知らぬは、凡て古に證さむものとも思はず、心を用ひぬが故なり。）と云て。例を多く擧たるを。其は此人の。萬葉解に就きて見るべし（銕胤云、右に引たる、萬葉十九巻なる、公之事跡乎、とあるは、其の全哥を見るに、大伴家持卿の哥にて、玉桙之道爾出立往吾者、公之事跡乎負而之將去、と有り、今其意を考ふるに、年まねく馴親みつる人と、今立別れなむ事のいと哀く、悽ましく思ゆるに付ては、事戸ちふ言は、絶妻之誓ともありて、妹脊の中さへに、末永く絶離るゝ程の事なれば、中々に今餞別にあづかる公より、その離別の誓たる事跡をし、おのれ受賜はり負ひ持て、夫婦にはあらねど、馴親みつる睦びを斷て出立むには、却りて心安からむと、離別を悲しみ思ふ餘りに、此段の故事に依て、かくは詠出られたるなるべし。）○如此言則とは。石を引塞て。事戸を度し給ふを云ふ。○汝國とは。此の顯國をさすなり。抑御親生成給へる國をしも。かく他げに詔ふ。彼國此國の隔りを思へば。其も悲哀き御言にざりける。○千頭。師云千人と云べきを如此詔ふは。絞につきたる御言なり。同じ事を次には。千人死と云へるに合せて思ふべし。（書紀には產方をも、千五百頭と書れたるは何ぞや、たゞ文に拘はりて、古語を思ほさぬ故のしわざなり、）○絞は。師云字鏡に。縊絞也、經也。久比留とあり。頸をしめて殺すを云。（漢國の代々の死刑の中にも、絞と云あり、周禮に磬と云も此なり、）さて今たゞ殺すとあらで。絞殺とあるは。いと上代に人を殺すには。もはら絞りしにや有らむ。（また殺にさま〴〵ある、何れも身に傷を、たゞ絞るのみ傷かず、故神の殺し給ふも、其跡あらはに見えねば、かく云ふにや、）○然爲之則。師云絞殺をさす。上には。如此爲と云ひ。こゝにはかく云は。文をかへたるのみならず。凡て加久と志加とは。細く云へば差あり。加久は我につきたる事。またさし當りたる事を指して云ひ。志加は向ふ人。また向ふ物につきたる事。またその言事などを指て云ふ。此と其との差の如し。（文章に、上を承て云にも、此けぢめあり、）され

どまた。如是と然とを通はして云へることも。古事記中に有り。（萬葉四に、吾背子が如是戀れこそ、云々などのたぐひは、然と云べきを如是と云へり、）　産屋は。末に其の事見ゆ。彼處に注べし。（第百六十段、）師云。今たゞ産むとは詔はで。立ニ産屋一としも詔へるは、上代の言に。子を生むを然云ならはしけむ。榮花物語（根合卷）に。大將殿も。女御の御産屋四月なるに。今二月三月をすぐさせたまはずなりぬる。いみじうくちをしうおぼしなげく云々。これも御産のことを御うぶやと云り。〇師云。上の將ニ絞殺一を。久毘理許呂佐那。云り。ここの當レ立を。多氏々那と訓べし。其は崇神卷歌に。伊傳氏由加那。（出て行むなり）仲哀卷。忍熊王歌に。迦豆伎勢那。和。（潜きせむ我れなり、）また伊邪阿波那和禮波。（いさ逢はむ我はなり、）萬葉一に。去來結手名。（いざ結ひてむなり、）また二に。君爾因奈名。（君に因りなむなり、）また玉藻苅手名。（苅てむなり）これら。牟と云べきを那と云。（てむをてな、なむをなゝと云へり、）古語の一の格なり。さて如此交に詔ふは。たゞ多からむことを云にて。必すしも。千と千五百の數に限らむとには非ず。〇莫來は。久那と訓へし。（那伎曾と訓むは非なり、）其は此に因りて成坐る神の。久那斗神と申す御名を負坐る。本因の處なればなり、〇杖は。和名抄に。杖和名都惠とあり。〇千人は。師云知比登。千五百人は。知伊富比登と訓べし。凡て人の數を比登理。布多理。美多理。與多理など云。登古言なれど。（仁德卷哥に、比登理布多理。書紀同卷の哥に、赴駄利、又夜儴利などあり、但し三人四人などの例を以ていはゞ、一人二人をも、比登多理、布多々理と云べきに、是のみ比登理、布多理と云は、比登理は多を省き、布多理は多々を約めて多と云なり、書紀神武卷に、一人を毘儴利とあるも、登多を約めて儴と云へるなり、さて右の駄儴などの假字に依らば、何れも登多を濁るべきか、とも思はるれど、記に、比登理とあれば、此に准へて、皆常に云如く清むべきなり、さて又さきには、書紀に、五婦人をイツトリノヲムナ、五人をイトリなど訓る處あり、此トリを正訓とせば、箇座の切まりたる言にて、一人は一座、二人

は二座、三人は三座、四人は四座にや、座ト云は、神に幾座と云に由ありとも思ひしかども、此トリてふ訓は、一人に效ひて、後に設たる言にこそあらめ、)多きを云には。神武紀の歌に。愛瀰詩烏毘儺利。毛々那比苔。(蝦夷を一人百之人なり、)とある如く。若干比登とぞ云けむ。(されば書紀に、醜女八人、又垂仁紀に、壹佰人などある訓も、古言なるべし、))死は師云。志邇と訓べし。雄畧紀の歌に。伊能知志那麻斯とあり。(なほ萬葉にも數しらず多し)古言なり。(今云、第九十八段に見えたる、沼河比賣歌に、伊能知波、那斯勢多麻比曾、とある斯勢は令レ死にて、これ死てふことの、哥に見えたる始めか)志爾は過去なり。須岐は志と切まる。志奴留は過去るなり。(然るを志邇は、死字の音と思ふは非ず、)生也。師曰世に日々に死る人よりも。生るゝが多かるは。今此の御言に由れり。大祓詞に。國中爾成出武天之益人等と見え。また青人草と云も此意なること。上に云へるが如し。凡て人の死るは。豫母都大神の御所爲にて。此の千頭將ニ絞殺一と詔へる御言の驗に因り。

生出るは。伊邪那岐ノ大神の御恩賴ぞかし。(漢國には、此傳をえしらで、天命など云めるは、聖人の託言に欺れ、また空理を信ずるひがことなり、)千五百人那母と訓む。那母は。續紀の宣命などにいと多き辭にて。後の世の文章に。那牟と云是なり。(那牟に、那母の轉れるなり、))鋳胤云。この卷を板に彫らせたる者は。甲斐國巨摩郡江原里人。内藤昌實。同郡古市塲邑に住る。矢崎隨美。また同所なる。矢崎豐長らなり。

古史傳六之卷

平篤胤謹撰
男　鐵胤　續攷
孫　延胤

神代上六之卷

於是伊邪那岐命復詔曰。始爲レ族。悲及思哀者。吾怯也矣詔之時。伊邪那美命。託豫母都道守者。及菊理比咩神一而。令レ白曰。吾與レ汝已生レ國矣。奈何更求レ生乎。吾則留二此國一而。不二共去一。白給矣。伊邪那岐命聞而善之。乃散去矣。故其所謂豫母都比良坂者。今謂二出雲國之伊賦夜坂一也。亦伊邪那美命。號二豫母都大神一。亦以二其追及一而。號二道敷大神一。亦於二其投棄之御杖一成坐神之名。來名戸之祖神。亦云二久那斗神一。亦名衝立船戸神。亦云二岐神一。亦於二其豫美坂一所レ塞之石者。號二道反大神一。亦號二塞坐豫美戸大神一。示號二八衢比古八衢比賣神一。凡三神矣。

上件。久那斗神。八衢比古八衢比賣神三柱者。所謂障神等也。

悲及思哀者は。伊邪那美命の神避往坐ることを歎かして。追往坐るを詔へり。○豫母都道守者は。聞えたる如く。夜見國の道を守り居る微き神にぞ有けむ。○者は本に。ヽ比登と訓たれど。なほ此は加微と訓ぞよき。○菊理比咩神。此神は。夜見國に本より坐しヽ神か。顯國の神か知るべからねど。此の狀に依りて思ふに。夜見國に坐して。伊邪那美命に。副侍ふ神のごと聞えたり。○(伊邪那美命の心化神など云へる說は非なり。)また名義も思ひ得ねど試に云はゞ。二柱神の御爭ひの御中執持て。女神の詔ふ御言を。男神に聞看しめ。男神の詔ふ御言を。女神に聞入しめ奉らしヽ功に依て。負た

るにて。聞入の意か。神名式に。加賀國石川郡に。白山比咩神社は。中。菊理比咩神　東。伊邪那岐命。西。伊邪那美命なるよし。書等に見えたり。これ正しき説ならば。此處に由あり　さて此社のこと。(大鏡には、伊邪那美命とあり、)文徳天皇紀。仁壽二年十月己卯。授從三位。清和天皇紀。貞觀元年正月廿七日。正三位と見え。(百練抄に、延久二年六月廿七日、加賀國白山御体燒損、以舊体殘奉籠新像哉之由、令勘先例、また平戸記に、仁治三年四月六日、今日加賀國白山社御祭也、仍予並國司、今朝早旦行水修解除、爲神事、月水者出之、重輕服輩不入門內、於魚喰者不憚、如去年十一月、但鳥兎之類者、深以禁斷之、社例、云々とも見えたり、)或人云、白山權現は、白山比咩神社と、十里計りはなれたり、白山と云は高山なれど、白山神社は短山にて、字音には唱へず、今もシラヤマと云と云へり、○記は。此二人の神に詔ひ著て。男神に白し給ふよしなり。○己生國矣云々は。初天神の大詔命ありしまにく。國を生竟給ひて。既に大きなる事業の

成竟坐れば。復更に生まくは欲し給はぬよしなり。(求字を師の、ホリセムと訓れたるは、いとよく訓み得られたり、)さてかく詔へるは。上件伊邪那岐命の御所爲と。詔り直し給へる御言とに依りて。追及坐るひたぶる心の。和み給へる御言なり。○善之は。女神の御心の和坐して。右の如く白し給へるを聞し看て。其を善給ふなり。○散去矣は。阿良氣麻志伎と訓べし。清寧天皇卷に。各退とあり。師云阿良久とは。會有者の各別れて。罷散るを云。齊明紀に。誘聚散卒などあり。(疎く放るを荒、と云と本一意なり、又俗言に、物の間を濶くするを、阿良久と云も意同じ、)とあり。○所謂豫母都比良坂者云々。所謂は。師云。伊波由流と訓べし。古言なり。(此の言、漢籍訓にあるをのみ見馴て、古言にあらじかと思ふは、中々に非なり、凡て古言の、漢籍訓に遺れるも多きぞかし、伊波由流とは、所言と云ふことなり、流々を由流と云は、古言の格なり、所言とは、上に云へるを指して云り、また上文には言はざれども、世に言ひならへるを指て云こともあり、)さて此の

文に。二つの義あり。一つには。豫母都平坂と云處は。卽ち出雲の伊布夜坂の事なり。と今人は云となり。(此れに就かば、伊賦夜坂那理登伊布、と訓べきなり。)今一つには。此の豫母都平坂のことを。今は出雲の伊布夜坂と名くとなり。(このときは、出雲國之と云へるは、いかゞに聞ゆれども、京にての言なれば、さも有なむ、さて書紀に、或所謂泉津平坂者、不復別有處所、但臨死氣絶之際、是之謂歟とあるは、こざかしき後人の書き加へたる文にて、云に足ぬことなり、縱ひ撰者の言にもあれ、謂歟と疑へれば、古傳には非ず、已が推し度りなること明けし、然るを世の學者たちの、ひたすら如是る意を悦ひて、猶樣々と空理を說は、皆うるさき漢籍の癖なり、只此の古傳に任せて心得べし。)さて此伊賦夜坂の。豫母都平坂なることは。當時伊邪那岐神の。夜見より還り給ふ時。此地にぞ出給ひけむ。と云はれき。さて其の在り處は。大地の中に入らむとする際なり。其は出雲國之伊賦夜坂也。とあるにて炳焉し。(伊賦夜坂、名義未だ考へ得ず、若くは伊賦夜は、岩屋の意にても有むか、平坂は、字の如くなるべし。)神名式に。意宇郡揖夜神社あり。此の處なるべし。此神貞觀九年五月二日。授從五位上。同十三年十一月十日。授正五位下と見え。風土記にも。意宇郡に在て。伊布夜社とかけり。(抄に在筑陽鄕餘戶里揖屋村と云ひ、帳考に、今湯屋村と云にありて、玉作湯土地と遙に隔り、湯屋明神と申すといへり、(師云、出雲風土記、出雲郡宇賀鄕下云、北海濱有磯、西方有窟戶、高廣各六尺許、窟內在穴、人不得入不知深淺也、夢至此磯窟之邊者必死、故俗人自古至今、號黃泉之坂、黃泉之穴也とあり、此は伊賦夜坂とは、遙に隔りて別なれど、是も神代に、夜見に通れる一つの道なるべし、かゝる事を、世のさかしら人等の心には、いと愚なることゝ思ふべけれど、然愚げに聞ゆる事に、却りてそこひもなき、深き理の有るものなり、人の小き智もて、其理は何でか知らむ。)齊明紀五年の處に。是歲命出雲國造。修嚴神之宮云々。狗嚙置死人手臂於言屋社。(言屋此云伊浮琊、天子崩兆。)と見えたるは。此社なり。さ

て此社に祀る神は。決めて伊邪那美命なるべくぞ思はるゝ。其はかの一日將絞殺千頭。と詔へる御荒び心を和め奉りて。必すその御社を建べき處なればなり。豫母都大神。(都之と、之を加へて訓むは誤りなり、凡て助辭の都の下に、之と云例なきこと、上にもしるせり、)さきに豫母都神と云ありて。此時まで。大神と坐けむが。此れよりは。伊邪那美命の。大神と爲坐るなり。○追及。師云。仁德天皇の御歌に。夜麻斯呂邇。伊斯祁登理夜麻。伊斯祁伊斯祁。阿賀波斯豆摩邇。伊斯伎阿波牟迦母。この伊斯祁は。伊は發語にて及なり、(祁と云へるは仰る言、)道を追及ぶを斯久と古言に云へり。(俗に追ひ付くといふ意なり、)そは後方より續て重なる意なれば。萬葉歌などに。重浪。又浪のしくしくなど多く云へると。本同言なるべし。(今も物の優劣を云には、及ものなし、及ずなど云言殘れり、)此は伊邪那美命の。黃泉比良坂にして。男神に追及坐るを云なりとあり。○道敷。師云道字常には美知とのみ訓めども。本言はたゞ知にて。美知は御を添たる言なり。(下に味御路などあるこれなり、)必すしも尊むにはあらねど。地名にも何にも御を添る例多し。敷は借字にて。即ち上の及の意なり。○來名戶之祖神。久那斗神。來名戶は久那斗。祖は佐閉と訓べし。(祖を本に、オホチと訓めるは非なり、)即來莫門之塞神と云義にて。かの御杖を投て。自此勿來。と障留め給へる門に成り坐れば。如此御名に負坐るなり。塞に祖字をしも書ることは。下に師說を擧て云が如く。漢國にて行神を祖神と云に就きて。其の意を得て書れたるのみなり。(其は和名抄に、道祖風俗通云、共工氏子好遠遊、故其死後祀以爲祖神、漢語抄云、道祖佐倍乃加美、とあるをも見るべし、和名抄の此文に、論べきことあり、其は塞に祖を配て書るは、御紀の作ざまなれば、いかゞはせむ、彼の紀を證して訓を記さむことは、さても有べきを、漢國の共工氏と云が子の、死たるを、祀れりと云を擧て、佐倍神の事とせるは、あまりに畏き漫說なり、言のついでになほ論はゞ、彼抄の卷首に、造天地經云、佛令寶應菩薩造日、とは何事ぞや、挂まくも畏きことなりかし、其外かゝる非

說いと多し、されどまた古言を知らむには、いと善き書なれば、人も吾ももてはやすは、此撰者の賜物なり、吾れより學に長なき人は、よく心得て見るべく、よく撰びて取べきなり、）○衝立船戸神。岐神。船は借字にて。經莫なり。此處を經て來莫と云意なり。戸は字の如し衝立とは。（師云、人の爲意ならば、都伎多都琉と訓べけれど、こは自然る意なれば、多都と訓むべし、）彼の御杖を投棄たまへる時に。衝立たりしかば。如此は云ならむ。また岐字を書ることは。此神の岐に在て。守り給ふ意を以て作るなるべし。（此事の、彼祖神てふものゝことに似たるを以て、混に莫思ひそよ、師云、口訣、纂疏などに、船戸神を道祖神なりと云ひ、和名抄にも、道祖佐倍乃加美とあり、また後に幸神と云は、塞神を訛れる語にて、幸ひを祈る意とするは附會なり、さて道祖と云文字は、漢國にて、行神を祖と云ひ、また其神を、旅だちに祭ることをも、祖と云故に、此の佐倍神に當て書のみなり、神名の意はいたく異なり、字に惑ふこと勿れ、また和名抄に、道神は多無介乃加美とあるも、同く彼の道祖を云なるべし、こは旅ゆく人の、手向する神なれば、名くるならむ、（下に布都主神の。此の神を鄉導と爲て。周流たまふこと見えたるは。濺き由ある事なり。（こは第百二十六段に注ふを見べし、）さて式に。河内國大縣郡に。常世岐姬神社あり。此の社は。貞觀九年二月廿六日。預ニ官社ニと見えたり。（今神宮寺村と云に在て、八王子と稱すと、河内志に云り、）然れば久那斗神は。姬神におはしけり。（なほ下に取凡て云を見るべし、）○豫美坂は。卽豫母都平坂なり。（共に異なる意なし、）○道反大神。道反は。女神を塞て。道より反し奉し故の御名なり。（神武天皇卷に、道反玉と云ふあり、此に由ある玉なるべし、）○塞坐豫美戸大神。塞坐は。佐夜理坐と訓べし、師云。上に引塞とある塞は。佐閉と訓み。所塞は。佐夜禮理斯とよみ。此の塞坐は佐夜理坐と訓べし。其故は。まづ始めなるは。是を以て塞たまふ。伊邪那岐神に就きて云なれば。佐閉と訓べし。後の二つは。其の所塞石に就て云なれば。佐波理とか。佐夜理とか云べき格なり。同言も他の爲と

自ら然るとの差あり。さて佐波理を佐夜理とは。神武卷の歌に。志藝波佐夜良受云々。久治良佐夜流。萬葉五に。奈爾可佐夜禮留。また許良爾佐夜理奴などあるに依りて訓つ。(かゝれば此言は、やいゆえと、はひふへと、二行にて活く言と見ゆれば、佐夜理は、人の爲るときは、佐延と活くべけれど、然書る例をいまだ見あたらねば、始めの塞は、佐閉と書つ、こは佐波理の活けるなり。)豫美戸は。卽ちかの平坂を云て。夜見國に入門なりとあり。さて此神は。正しく上の千引石なるを。此に大神と申せることは。其石の豫美門に塞りて。彼國より來る物を。禦留る功ある處は。やがて神なる故に。神とは云など解おかむことは。所謂徒言めきて。其は文のまゝなる一通りの解ざまなるを。なほ熟思へば。久那斗神も。此神も。共に伊邪那岐大御神の。豫美都國より荒疎び來る物を。此國に入れじと所念し凝し給へる。大御靈の分りて。杖に因り石に因りて生坐し。石にまれ御杖にまれ留坐して。其方に功を爲し給ひ。また時としては現身を顯坐し。幸給ふ神たちになむ有ける。

其は船戸神は。下に布都主神の。鄕導し給へる事實のあれば。更に論ひなきを。道反大神も。比古と比賣と。二柱にも坐すを思ふに。當時二柱に顯れ給へる事蹟の有らざらましかば。正に如此は申さめやも。(是に就て、世にある事實を考ふるに、凡人と云へども、一偏に念ひを凝して爲たることは、禁厭呪詛の事の驗あるは、更にも云はず、手以て造れる物にも、まゝ奇しきことの有るは、此の謂れに依て、自然に神に似る也けり。)〇八衢比古。八衢比賣神。此の御名は。道反大神の。夜見門に塞坐して。彼の國より荒び來る物を。防ぎ守護たまふ謂より。其御靈をうつして。京を始め諸國にも。四隅の衢に祭るより。負せ奉れる御名にて。道饗祭と云は。卽ち此に生坐る神たちの祭なり。(但し其は、寓に女男の名を負たるには非ず、正に二柱なる故にかく申せること、上に云が如し。)さて此祭のことは。神祇令に。季夏道饗祭。(季冬同レ之、)と有て。其の義解に。卜部等於二京城四隅道上一而祭レ之。(卜部とは、神祇官に置て、卜事を掌らせ賜ふ部の人を云、縣居大人云、此祭は、四

隅同時に祭れば、卜部四人を用ひらる、故に、等と云ふか、京城四隅とは、京の外郭の外の四隅なり、)言欲令鬼魅之自外來者不敢入京師。(鬼魅とは、和名抄に、醜女を鬼魅部に收たる意にて、豫母都國より、荒び來る物をはじめ、凡て世に禍を爲し、疫を流行する類の妖物のことを、弘くさせる漢文なり、)故豫迎於路而饗遏也。(此文に、疑はしきことあり、其は下に云べし、)と見えて。六月と十二月との晦日の申時に。(かく日時を定め給へるは、後の事なるは論なきを、其の古へはいかに有けむ知らず、)まづ大祓のこと有て。次に此の祭あり。(さて夜に入て、鎭火祭あり、)但し此は。年に兩度の常例なるを。また臨時にも祭ること有て。其は縣居大人說に。國に疫病など起るときは。國堺にて祭り。京に疫の起れる時は。宮城の四隅にて祭る。是をば後に。四角四堺の祭と云ふ。(寶龜元年六月十一日の紀に、祭疫神於京師四隅畿內十堺、また同九年三月の紀に、畿內諸堺祭疫神と見え、臨時祭式にも、畿內堺十所、疫神祭あり、また天平七年八月の紀に、太宰府疫死

者多云々、長門以還諸國司、守、若內、專成道饗祭と有にて、諸國にても、此祭を行ふことを知るべし、)宮城とは、內裡の外郭にて、外重のことなり、四堺とは、山城の京にては、和泉堺、會坂界、大枝堺、山崎堺を云、と朝野群載に見えたり、大和の京にては、奈良、立田、大坂、吉野、宇智、宇多などの道のはてどもに、十處あり、)と云れたるか如し。(なほ云れし言どもあれど、いかにぞや思ゆる說どもは洩しつ、)さて此祭の祝詞に。高天原彌事始氏(天皇の御大祖と坐す、邇々藝命の天降坐して、此御國を知看しゝことは、高天原に坐す産靈大神、天照大御神の御議に事始まりて、其御世治看す萬の御政は、やがて天御祖神たちの定め給へる事のまにまに、行ひ給ふことなる故に、かくは云也、)皇御孫命止稱辭竟奉。(此の命は、皇御孫に屬る命に非ず、皇御孫の御言と爲て、と云意なり、命てふことをつけず、たゞ皇御孫と申せること例いと多し、さて上文を引連けて、高天原に坐す御祖神たちの、事始め給ひて、御世知看す、皇御孫の御言として、稱辭竟奉ると云はむが如

し、然るを文の足らぬげなるは、古文なればなり、扨皇御孫とは、邇々藝命より次々に、天皇を申すこと、今更に云までもあらず、）大八衢爾。加茂翁云、八は彌にて、衢の數の多きを云、さて宮城、京城などの四隅には、大道の縱橫になれる所あり、そこに此祭は行ふなり、）湯津石村之如久塞坐。（この神たちの功の、弘く大きなることを、湯津石村にたとへ、はた彼千引石の、豫美戸に塞れるにも係て云へる文なり、）皇神等之前爾申久。（皇とは、御祖神たちに申すこととなるを、其功をたゝへ給ふとては、何れの神にもかく申すこと也、）八衢比古。八衢比賣。久那斗止御名者申氐。稱辭竟奉（八衢比古、八衢比賣、久那斗止御名者申氐。稱辭竟奉）久波。（此文によれば、八衢比古、八衢比賣と申す御名は、衢に祭り給ふより、稱へ申せる御名なること著く、また此文にて、八衢比古、八衢比賣とは、道反大神なること論なし、然るを記傳に、伊邪那岐大神の御禊の處に、投棄る御褌に成れりとある、道俣神と云を、同し神ならむ、と云れつるは、大じき非説なり、其は道俣神と云は、徵に論へる如く、混亂しき神名なるが上に、彼段に生れるは、何れも禍神なること、次の段に云へるが如くなれば、彼これ見合せて悟るべし、）根國底國與利麁備疎備來物爾。（凡て世にある禍事妖物の本は、根國底國より發れるなる故に、かくは云なり、）相率相口會事無久。（率とは、他よりものする事に、うつり乘るを云ひ、口會とは、先の言ふことを受け入れて、それに心を同くするを云なり、故れこの神たちに、夜見より荒と疎び來つる妖物どもの爲すこと、又その言ふことに率りて、心を同く爲給ふこと無く、とまづ云へるなり、師説と異なり、合せ考ふべし、）下行者下乎守理。上行者上乎守理。（かの根國より起り來つる禍事妖物の、下を行むとせば、下を守り給へ、上を行むとせば、上を守りて、防き給へとなり、）夜之守日之守爾。守奉齋奉禮止。（此處にかく、嚴重に齋奉れと令せ給へること、皇御孫の御言ならむも然ることながら、始めに高天原爾事始氐と云ひ、終文に、天津祝詞乃太祝詞事乎以氐、稱辭竟奉る、とあるとを合せて考ふるに、根國底國與利と云へるより、此までの文は、御孫命の天降坐しゝ時に、天神の、

此神等を祭らむ時に、如此言へと詔り傳へ坐せる、太祝詞言のまゝにて、其れやがて天神の、衢神に令せ給へる御言なるべくぞ思はるゝ、其は上には、皇神と申し、御名者申氏と云ひ、下には聞食氏云云、幸閉奉給云々、齋給部止云々、など云へる文どもにかけ合ず、此の文のみいとも嚴重なるを以て、熟く文の意を考ふべし、さて守奉齋奉禮とは、皇美麻命をなり、)進幣帛者云々。(此間に、例の進物の品々あるを、其は略きて引るなり、)横山之如久置所足氏。進宇豆能幣帛乎。平氣久聞食氏。八衢爾。湯津磐村之如久塞坐氏。皇御孫命乎。堅磐爾常磐爾齋奉。茂御世爾幸閉奉給止申。又申久。(申久二字は、本になきを、平野祭祝詞の例にならひて、今補たるなり、此は決めて脱たりけむ、)親王王等臣等。百官人等。天下公民爾至萬氏爾。平氣久齋給部止。神官。天津祝詞乃太祝詞事乎以氏。稱辭竟奉止申。(これにて此神たちの功の、大きなること知べし、)さて餘神々をば。某々の社の前にて祭らるゝを。此の神たちは。其時々に如此衢に御饗を進つりて。祭り給ふ故に。此祭の稱を。道饗とは云ならむ。(然るを上に引ける義解文に、鬼魅自レ外來者云々、豫迎ニ於路一而饗遏也とありて、其饗を外より來る鬼魅に備ふるよしに解れしは、背へり、其はこの御饗の祝詞に、八衢比古、八衢比賣、久那斗神に御饗を奉らるゝ由は見えたれども、鬼魅に備ふるよしは、見えざるにて知られたり、然れば義解の文は、既く此祭の古意を、心得誤まれるものとこそ思はるれ、然るに祝詞考に、此の道饗祭は、令の義解に、鬼魅の來るを、道にて饗し遏むといへれば、却ニ祟神一祭の如く、その惡神を饗し和して、かへすことをも云べきに、たゞ衢神を祭ることのみあるはいかに、文の拙くして、言のゆかぬ故に、漏たるにや、と云はれしは、疑ひの本末たがへり、はた此文に、何の拙き所か有らむ、縣居の大人の祝詞の文を論はれし說どもには、凡て信がたきこと多かり、また伊邪那岐命の、醜女どもに追はれ給へる時に、蒲萄子、桃子などを投給へることを此れぞ道饗祭の本なる、と云れしも違へり、蒲萄子は、醜女が啖ひたりしかば、然云ひもすべけれ

ど、桃子をば、恐れて逃たるを、いかで此を饗とは云はむ、師もこの縣居の大人の説を、よろしと思はれたるか、記傳に、其まゝ記されたれど、此は二大人ともに、思ひ誤られたりしなりけり。）また臨時祭式に。障神祭と云こと有り。其は外國人の參來れる時と。罷歸れる時とにある事にて。客等入京せば。前二日京城四隅。爲障神祭と見えて。此は蕃國の客人どもに。蕃神の屬來らむことを厭ひ給ひて。其をこの神に。塞留めしめむとの御祭なり。また蕃客送堺神祭條にも。京城四隅爲障神祭。と見えて。此は蕃人どもに屬來れる蕃神の。立歸る事のあらむを。塞神たちに。障しめ給はむとなり。此れ等を考へ通して。古へ外國々を。根國に準へて。穢きものに爲給へることを。熟く思ふべし。（蕃神は、夜見神には係らじと云べけれど、由緒も知られぬ蕃國なれば、其神にも、穢れあらむことを、厭ひ給へるなり、此はいと古き儀式なるべく思はれて、いと〳〵古意に叶へる尊きことなり、いかで今も障神の御靈の、いちはやく、西國の海邊まで、さる神たちを、儺ひ塞へ

給はむこともがな。）さてまた萬葉に。夕衢占と云ことあり。其は三卷長歌に。「杖策毛不衝毛去而夕衢占問。」云々。（杖をつく事は、第七十六段に注べし。）十一に。「事靈の八十衢夕占問。占正謂妹相依。」また「玉桙路往占占相。妹逢我謂。」などなほ多かり。此は塞神三柱は。衢に坐して。幸ひ給ふ神に坐す故に。占問ふことゝ聞えたり。其の占相たりしさまは。拾芥抄に。問夕食歌とて（夕食と書る食は借字なりユフケてふ言義は、下に注ふべし）「ふなどさへゆふけの神に物問へば。（按ふに、問へばは、問はむの誤寫なるべし。）道行人ようらまさにせよ。（今の印本に、フケドサヤとあるは、寫誤なり、今は清輔袋草紙に、フナドサへ、とあるに依て改めつ。）と云歌を擧て。兒女子云。持黄楊櫛。女三人向三辻問之。又午歲女午日問之。今按三度誦此歌。作堺散米鳴櫛齒。三度後境內來人答爲內人。言語聞推古凶。と見えたり。此歌に。ふなどさへと云へるは。莫戸塞にて。上に擧たる萬葉に。杖策も衝ずも去て。と云へると合せて思ふに。彼の船戸神の。

御杖に生り坐る謂れに依て。杖を衝作て占へることにぞ有べき。(さらでは、ふなどさへてふ一句聞え難し、彼の萬葉の杖策も云々を、道往く勞を助くる料に、つけりと思はむは委からず、然れば拾芥抄の文に、杖を作ることを言洩したるなり、若くは誦此哥の下に、脱文ありて、作堺とは、杖を作るよしならむも知べからず、今も道に踏迷へる時などに、杖を作て、そのころびたる方を、往方と定むることの有をも、合せ思ふべし)さて此れより以下のことは。伴信友が説に。ゆふけの神とは。夕來經する人に。かの寨り坐す神の託りて諭たまふ由にて。夕來經之神とは云へるなり。(來經の約り計なり)さてその來經る人の言を以て。神の教と卜合るなるべし。(境内來人答爲内人、言語聞推吉凶、とあるこれなり、)さて此卜は。夜爲る術なるが故に。夕と云へるなり。(萬葉に、「夜占問、吾か袖に置く白露を、と見え、すべて夕と云を思ふべし、由布とは、暮つ方より、初夜の間を云へり、)萬葉に、夕占、夕卜、夕衢占、などあるは、例の義をとりて書るなり、卜占などの字に、計と云言を當たるにはあらず、)持黃楊櫛云々とは。卜問に神の告あらむことを祝てなるべし。黃楊と告同語なり。(篤胤云、櫛を持て卜なふことは、伊邪那岐命の、投棄たまへる櫛に、筍の生て、それに醜女が喰ひ留りしことの謂れに依て、妖鬼を喰留めて、衢神に、正しき卜問ひせむとの事には非ざるか、米を散すことも、鬼魅を避むとての所爲なるをも、思ひ合すべし、さて櫛は本より、黃楊木にて作れる物なりけむが、その都宜と云名は、此卜に櫛を用ふる故に、都宜櫛と云るが、終に彼の木の名と成れるにも有べし)續後拾遺集。(崇德院御製しもつけのはな、と云を物の名)に。「刺櫛もつげの齒なくて吾妹子が。ゆふけの占を問ひぞわづらふ。」と有るを思ひ證すべし(またに寶治百首に、前内大臣、「なぐさめを占問ふ橋よまさしかれ、つれなき中を待もわたらむ、」こは橋にして、夕來經の卜問を爲し狀なり、橋も衢も、必人の來經る處なる故に、其處にして卜問ふなるべし、)女三人向三辻問之とあるは。後にさかしらに。理をつけたるなるべし。(辻は十字街と云よ

り出て作れる、和字と聞えて、和名抄に、辻はツ。ムジとあり、俗に四辻と云これなり、或書に、辻占の術とて、四辻に出て、手に黃楊櫛を持ち、心に道祖神を念じて、哥を唱ふ、其哥は、「辻や辻四辻が占の市四辻、占正しかれ辻占の神、」これを三返し、見え來る人の語を以て、吉凶を定む、とあり、此は三辻と云へるよりは古風なり）其は三辻とは。卜。かゝる狀なる衢を云なるべければ。此は卜字を象れるなり。（〇今云、此卜字に象れることの、さかしらなる由は正卜考に委く辨へたるを說長ければ、此には洩しつ）按に古は。十字街にあらずとも。便よく人の來經る衢に出て。卜合たるなるべし。かの八十衢に夕占問ふなど詠るを思ふべし。また女三人とあるは。女には限るべからぬを。（萬葉の哥主をも思ふべし、女ばかりはなき物をや）後世には。此卜法をはかなき事と思ひなりて。男は爲ぬ風俗となりて。眞心なる女のみ爲ることの如くなれるなり。三人と云へるは。かの卜かゝる三岐の路を。卜へ處と境定て。一人づゝ配り居たるなるべし。（然れば四辻ならむには、四人ならむと云、こは卜ふ人の心々にて、獨しても卜はるべきなり）また作レ堺散米とあるは。解除法にて。式大殿祭など。其外にも有りて。卜部の爲る解除わざに見ゆ。（さらぬ世の人もせしさまに、書どもに見えたり、米を女詞に、打まきと云ふも、解除より出たるなり、〇篤胤云、米を散すことを解除といふも、かの鬼魅を避る法なり、其は神武天皇卷、大殿祭詞の處に云ふを見るべし）作レ堺とは。其占處と定めたる衢の堺をしめて。米を散き淸むる法なるべし。さて櫛の齒を三度鳴らすは。岐神を迎ふる法にして。（今云、此わざは、岐神を迎ふる法のみならず、鬼魅を避る意をも兼たるならむ、と思ふよしは、持二黃楊櫛一とある處に云り）さて後に。彼の淸めたる堺の內に。入來經る人の語を神の諭として。卜合るなるべし。答へとは。實は道行ぶりの人語なるを。此方には卜問に答ふる。神の御言とせるなり。內人とは。彼の境の內へ入來經る人を。卜問に答へせむ人と定めたる稱なるべし。此を考へ合せて辻占のさまを。大方は推量るべし。（或書に、辻占を聞く法、何にて

も占なはむとすることのある時に、四辻へ出て、一百辻へ四辻が中の一の辻、占まさしかれ辻占の神此哥を三遍唱へて待ほどに、道行人の、三人めにあたる人の言を聞て、思ひ合せて占ふなり、但し三人めに當る人、もの言ざれば、其次々物言ふ人の言をとるなりと有り、これも一つの法なるべし）さて此辻占の爲始めたる本は。凶事の源を卜問ふ意なりけむが。何事も卜問ふことゝ爲成べし。（それも神の御心ならむ、）道饗祭に。卜部の關れるも本より卜に由ありし事なるべし。と云へり。さて此の塞神たちは。かく大じき有功神に坐すが故に下ざまにても。弘く祭れることにて。其は扶桑略記。（天慶元年九月の處）に。近日東西兩京大小路衢。刻レ木作二神相對安置一。云々或所レ作女形對二丈夫一向二立之一。云々。兒童猥雜禮拜。般懃捧二幣帛一或供二香花一號二岐神一。又稱二御靈一未レ知二何神一。時人奇レ之と見えたり。此に女形對二丈夫一とあるは。八衢比古。八衢比賣。二柱の御靈代なるべく。さて此を岐神と號へること。道反之大神も。此處を經莫と塞へ給へる石に成坐すなれば。如此申さむ

理はさることなれど。其御形を。女男二つ設たるを見れば。三柱の中に。久那斗神を洩したるなり（されど、岐神と號せるは、即ち此神をも祭る意なることは炳焉し、按ふに此は、下ざまにて爲し事なれば、古傳の旨を、よくも正しあへざりしにや、又此に引る略記に、未レ知二何神一、時人奇レ之と云へるは、いと鈍なり、さるは岐神と稱せるにて、神の名のいと著かるものをや、常時の事識人は、大かたかく鈍なりしなり、）また明月記。（建永元年八月廿一日の處）に。今日稱二御靈一有二辻祭一。上邊雜人日來結構。去十八日依レ仰延引。今日可レ渡二御棧敷一云々。施二種々風情一（各輿渡、）とも見えたれば。此ほどは公にも。御覽し給ふことゝさへなりぬ。（天野信景云、神輿を渡し、種々風流を施し延服を心に任せて用ひ、貴介の有貌をなす故に、放免と稱す、または故事を作り物などにす、加茂祭に此事ありし後に、疫を送るを、御靈會と稱して、またさま〴〵の付物を渡せしなり、今諸州に、季夏天王を祭るに似たり、木偶男女の影を作り居ゑ、陰根を作り備へて祭り、石に彫て道衢におけりと

そ、今も東國にあり、此を後に、石地藏と混じて、舊像は、何れも分ちがたければ、大かた地藏とて、寺院にあがめあり、また幸神と云も同じ、此をまた猿田毘古神なりとも云は附會なり、正體一變して淫祠となり、再變して趣をうしなひ、また、附會をなして、外の物となれる類少からず、と云り、さて幸神を猿田毘古神と云へるは、和名抄などに、塞神に、道祖を配たるより起れることにて、其は彼の神の、天八衢に出向ひて、皇美麻命の導ひきし給へるに、會せたるものなり、また猿田毘古の、猿てふ字より思ひ付るにや、道家の庚申祭など云ことを會せて、衢に庚申塔など云ふ物を建て、其をも猿田毘古と云ひ、また天台の一心三觀とて、不見不聞不言と云ことあるを附會せ、また眞言宗より、青面金剛なりと牽強て各々さる石塔など立つるを、神家者流は、それやがて猿田毘古神なりと強ひ、然のみならず、宋學の敬と云說をも取合せて、彼の天の八衢に導きし給へる事を、神道を敎へ給へることに、說きなすなどのたぐひ、言もてゆけば、果しなきばかりに、妄說のひろこれるは、甚もうるさき事なりかし、）さて如此下ざまにて。祭り奉れる事の發りを考ふるに。仁明天皇紀、承和六年正月の處に。勅令三郷邑毎レ季敬二禮疫神一。と見え。（此文に、たゞ疫神とありて、何神とも知られぬが如くなれども、次に引たる御紀の文にて、塞神なることは知られたり、世に疫を流行する妖鬼をも、疫神と云ふことの有ると、思ひ混ふべからず。）また聖武天皇紀。天平七年八月の處に。太宰府疫死者多。云々。長門以還。諸國守若介。專齋戒道饗祭祀。稱德天皇紀。寶龜元年六月の處に。祭二疫神於京師四隅。畿內十堺一。など見え。（なほ多かるを、今は一二引出つ。）また臨時祭式にも畿內堺十所疫神祭。とも見えたるを按ふに。彼の八衢に塞り坐して。疫を流行する鬼魅を。追避たまふ功の坐す故に。疫神と稱して。かく臨時にも祭り給へるより轉りて。禍を攘ひ。幸を求むる意に取て。祭れるにぞ有べき。然るにても。御靈と申すことは詳ならねど。（但し彼の八所の御靈を、御靈と稱するに准へて思ふに、殊更に齋き祭るとしては、其功德の、ことにいちはやき由を以て稱

へだるにや。)かく申せるも古きことにて。其は天野信景かしほじりに。清和紀貞觀五年(五月十日の處)に。於神泉苑修御靈會。また毎至夏天秋節。修御靈會往々不斷とあるは。神泉苑の御靈會の始めか。また後世牛頭天王祭の權輿か。(此祭に、御靈と云るは、扶桑略記に謂ゆる御靈にや。)と云へるは然ることにて。祇園祭の狀を思ふに。決く道饗祭より。移れる辻祭より再轉れるにて。塞神と祇園社の神とを。一つに合せ祀れるならむと思はれたり。そはまづ祇園社と申すは。謂ゆる式外の神にて。山城國愛宕郡八坂鄕。感神院と云地に坐す神なるを。(此の社の、此處に坐すことには、種々混はしき說どもの多かる中に、)二十一社記に。祇園社。自播磨廣峯遷坐。號牛頭天王とあるは信なるべし。(二十二社本緣にもかくあり又注式に、陽成院元慶年中に移せるよし云り。)然るは神名式に。播磨國飾磨郡に。射楯兵主神社二座。とある社は。今廣峯に在りて。此は須佐之男命。奇稻田比賣命を祀れる社なるべく思はるれば。(此こと第七十一段に委く云べし、)此れより遷したりと云こと。實の旨に符ひて聞ゆればなり。扨此峯に坐す神と。塞神とを合せ祀れるならむと思ふ由は。或書に。聖武天皇天平年中に。吉備公唐土より。曆書を得て歸朝せられし時に。播磨國廣峯に。曆神を祭られしを。後に遷せるが。今の祇園社にて。彼の社に祀る神は。曆神なりと云へるに依て按ふに。その歸朝せられし時に。彼の地にて塞神を祭り。其の御靈を。兵主神社二座に合せて。曆神に當て崇たるなるべし。其はまづ塞神を祭りつらむと思ふ由は。上に言へる如く。外國人の參來れる時。また罷歸れる時などに。障神祭して。蕃神を儺ひ給ふに准へて。唐土に久しく留りて歸れるなれば。かの蕃神の屬來らむ事を厭ひて。御國の地に著ては。禊ぎ祓し。障神祭は。必す有べきことゝ推量らるればなり。(其ば神功皇后の、韓國を征て歸坐して、間もなく太子の、高志國に御禊を爲に往坐るに准らへて、上代より、然る儀式の有けむことを、思ひ合すべし。)其の配せ祭りたらむことは。祇園祭の狀の。辻祭の狀によく似て。祇園神をも疫神と稱し。また御靈と申すをも

思ひ合せて悟るべし。(須佐之男命、櫛稲田比賣のみならむには、疫神と稱すべき由あらめや、備後風土記、簠簋内傳などに云る說は、牛頭天王と云名をつけて、後に作れる妄說なれば、云に足らず)また彼の社に祭る神は三座にて。中の間は須佐之男命に坐し。(此を天道神とも云は、曆神に配たる稱なり、また後には、佛法ざまの名をつけて、牛頭天王と稱し、今もしか云めり、近江國野洲郡なる兵主神社をも、俗には牛頭天王と云とぞ)西間は櫛稲田比賣に坐し。(此を歳德神とも云は、曆神に配せたる稱なり、また後に、佛法ざまの名をつけて、婆利釆女と稱すなり)東の間は八王子と稱すよし。社傳を始め諸書に見えたり。(是を以て、上に引る或書に、祇園神は、曆神を祭れりと云る說の據ありて云る說なるを悟るべし)此八王子と申すぞ。寒神には坐ましける。(其は上に擧たる、河内國岐姬神社をも、八王子と稱するをも、合せ考ふべし、五男三女と云說はわろし)さて八王子と申す名の義は。須佐之男命を。天道神にあて。櫛稲田比賣を。歳德神にあて寒神を八將神に配て。

其を天道神。歳德神の子と云說を作れるより。八王子と云稱を負たるものなり。是にて祇園社の神を。疫神と稱す。元の因を辨ふべし。(なほ此社のことは、第七十一段の傳に云べし、また彼の社に仕へ奉る、江戶爲之が乞に依て、牛頭天王曆神辨と云をも著せれば、就て見るべし、此には其本緣を少か云ふのみ)○上件。伊邪那岐命の。豫母都國に追往坐るより此までを。なほ總ねて言はゞ。伊邪那美命。火を生給へる甚じき御有狀を。男神の御覽しゝことを恥恨まして。豫母都國に避往坐るを。其は生坐る國を。指竟給はぬなどの事なりしかば。男神は其を歎き思ほし。はた愛みおぼす御心も忍びあへ給はず。追往坐して。還給へと詔ふに。女神は男神の御親ら追來坐る。厚き大御心を畏み諾ひたまひ。彼の恥恨みまし〻御心をやり捨給ひて。豫母都戶喫は爲給へれど。なほ還るべき術あらば還らむと。豫母都神と議坐す間を。男神のまた待あへ給はで。入見給へりしなり。如是て彼のしこめき穢き有狀を見行して。いたく畏み給ひ。その追往坐る御心の失せ給ひて。疾く逃

還坐しを。伊邪那美命は。まへには見給ふなと白し給へる。御產の狀を見行して。恥見せたまひ。今また且見給ふなと約たまへるをも聽給はで。入見坐るに。御恨の上に。御怒りをさへに發し給ひて。追及たまひ。彼伊賦夜坂にて。男神の言戸を度し給ふほどまで。其御怒の熾に坐して。汝國の人草一日に千頭絞り殺さむ。とまで詔へりしを。男神はそれに言勝たまひて。千五百の產屋を立てむと詔直し給ひ。はた言戸を度し給ふ御言と。その御所爲の驗によりて。（其御言とは、族離れむと盟まし、また自此莫來、また始爲族悲、及思哀者、吾怯也、と詔へるなど是なり、その御所爲とは、御唾して掃ひ給ひ、また御杖を投棄給ひ、千引磐を引塞たまへるなど是なり。）終には伊邪那美命の御心も和み給ひて。豫母都道守者。菊理比賣神して。吾與汝已生國矣。奈何更求生乎。吾則留此國而不共去。と白し給ひて散去まし。はた此より前にも。我那勢命者可知看上津國。吾者將知下津國。と詔へる御言の如く。御心の所欲まに〳〵。豫美の國の大神となり給ひて。

常磐に彼の國に。神留坐すことゝはなれるなり。（是はた二柱の皇產靈大神の神靈に依て終には如此有べき、幽き謂れのあることなるべし、）さて伊邪那岐命は彼の國より荒び疎び來るものを。此方に入れじと太じく所念凝し給へる御心に。彼國此國の往來を禁止たまひて。彼豫美都戶に突立給ひ。引塞ましゝ久那斗神。道反大神。はた五百箇磐村の如く塞り坐して。彼國方より荒び來る者の。上行くときは上を守り。下行くときは下を守衞て。攘ひ給ふことになむ有ける。（此皇神たちの、此處をいみじく守衞坐すことは、大國主神を、追行坐しゝ大神の、其室屋を、引仆し坐しゝばかりの御稜威なるも、此處の坂をば越たまはで、大國主神を、遙々に望て、呼び詔へるを以て曉るべし、然らば其大國主神の、往來し給へるはいかにと云に、此は祓の旨と相應ふ、幽き謂れの有て、其御身の禍を、彼國に祓ひ棄しめ給はむと、木國大神の神慮なれば、事異なり、其は第八十二段に云を見べし、）さて如此上津國知しゝ神と。下津國知らする神と。二柱誓坐して定め給へりしかば。彼

の大國主神の。往て還坐し後は。永く彼國此國の往來止て。神も人も。現身は更にも云はず。其靈の往來しつることもなきは。伊邪那岐大神の。いとも尊き神慮にぞ有ける。よく思ふべし。熟く思ふべし。(然るを中世より、人の死れば、其魂は盡く、彼國に歸くと云る説の聞ゆるは、神代の事實をよく明らめず、國生坐せる大神の、神御慮を思ひ奉らぬ誤りなりけり、○或人問、上に引る齊明紀の文に、狗嚙置死人手臂於言屋社、天子崩兆と見え、また出雲風土記に見えたる、黄泉之穴のことを思ふに、夢に此窟の邊に至ると見れば、必死ぬと云ことのあるは、亡魂の夜見に往ことの、證しとすべき事どもなり、いかゞ答ふ、そは人死ぬれば、其屍は、汚穢物のかぎりとなるを、凡て穢きものは、夜見に屬く理のあれば、死ては其骸を土に埋むより、かゝる兆あり、其魂の夜見に歸によりての兆には非ず、但し此は豫母都大神の、一日に千頭將絞殺と詔へる驗によりて、屍を土に埋むことゝなり、其の所由によりて、かゝる兆の有ならむ、神代の事ども、すべて幽に其謂に應ふものなればなり、なほ此れ等のことは、靈の眞柱にも云へり、)

伊邪那岐大神。既還坐而。悔之曰。吾至伊那志許米。志許米伎汚穢國而在。故欲滌去御身之穢惡詔而。往見粟門及速吸名門。然此二門者。潮太急。故到坐筑紫日向之橘之小戸之阿波岐原而。禊祓給矣。故於投棄御帶成坐神之名。道之長乳齒神。亦云長道磐神。次於投棄御衣成坐神之名。和豆良比之宇斯能神。亦云煩神。次於投棄御褌成坐神之名。飽咋之宇斯能神。亦云開囓神。次於投棄左御手之手纏成坐神之名。奧疎神。次奧津那藝佐毘古神。次奧津甲斐辨羅神。次於投棄右御手之手纏成坐神之名。邊疎神。次邊津那藝佐毘古神。次邊津甲斐

辨羅神。凡九神矣。

上件自道之長乳齒神以下。邊津甲斐辨羅神以前。九柱神者。因脫著身之物而。成神也。

大神。古事記に爰に始て。此神を大神と申せるは。故ある事にや。下には大御神ともあり。（試に言はば、此御禊よりして其大きなる御德の成れるを以て、稱白せるにや。）○悔は上に出たり。（第十八段。）伊邪は。辭否などゝ同言にて。此は惡み厭ふ御言なり。（此にて姑く語を切りて心得べし。）○志許目。師云。この目は。憂こと辛ことに逢を。（俗に憂目を見る。辛き目を見るなど云ふ目なり。）云々の目にあふとも云ふ。）志許は。醜目の醜と一つなり。萬葉に鬼のますらを。鬼のしこ草。しこ霍公。鬼のしき手。しこつおきな。（これらの鬼字を、於爾乃と訓るは非なり、醜字の偏を畧るか、また醜女の意を得て鬼とは書くか、何にまれ志許なり。）など云へる。皆其物を惡み罵て。志許とは云なり。此も夜見國の穢きありさまを見給ひつるを醜目と詔ふなり。（目は見給ふによることぞ。）○志許米伎は。醜如なり。師云直に。夜見のありさまを指て詔ふなれば。用言にて。如は。（めかむ、めき、めく、めけ、と活く辭なり。）ひらめく。ひしめく。さゝめく。なまめくなど云ふ。めくの活けるにて。其貌を云辭なり。○汚穢國は。上に出たり。（第十九段。）在哉は。其事を歎息く意ある辭なり。（故本に都理とあるを、今哉をあてたり。）○御身は。（記傳に、貞觀儀式に、御體詞云。於保美麻。とあるに依て、意富美麻と訓れつれど、其は下より天皇の御事を申す言なれば、於保と云なれど、此は御親詔ふ處なれば、なほたゞに）美麻と訓べし。身は古言に。牟とも多く云れば。麻とも云しにこそ。）筑紫は。筑前筑後の域を云は本よりなれど。九箇國を都ても云へり。（名義は、第八段の傳に注へりき。）○穢惡は。（また汚穢とも、また徒に穢とばかりも書り。）氣我禮と訓むべし。名義いまだ考へ得ず。字書に。惡也汚也。また不淨之稱なども有て。俗に云處も大抵同じ神祇令に。凡散齋之內云々。不預穢惡之事。（謂穢惡者、

不淨之物、鬼神所レ惡也、」と見え。また貞觀儀式。大嘗祭儀の處にも。可レ忌事六條云々。預二穢惡之事一。(祓詞所レ云天罪國罪之類、皆神之所レ爲レ穢所レ惡也、」など有を見て知るべし。(なほ罪穢の事は、師の大祓詞後釋に、委く論ひ諭されたるを見るべし。」)粟門は。阿波國の海門にて。謂ゆる鳴門を云か。猶考ふべし。)○速吸名門。此はくさ〴〵論ひある處なれども。詳ならざるを。近頃豐前國小倉人。西田直養の。速吸門考と云物あり。其考に云く。古事記中卷曰。上略即自二日向一發幸御二筑紫一。故到二豐國宇沙一之時。其土人名宇沙都比古。宇沙都比賣二人。作二足一騰宮一而。獻二大御饗一。自二其地一遷移而。於二竺紫之岡田宮一一年坐。亦從二其國一上幸而。於二阿岐國之多祁理宮一七年坐。亦從二其國一遷上幸而。於二吉備之高島宮一八年坐。故從二其國一上幸之時。乘二龜甲一。爲釣乍。打羽擧來人。遇二于速吸門一。略故從二其國一上行之時。經二波速之渡一而。泊二青雲之白肩津一。略傳に曰く。筑紫とは九國を總いへども。此は其の中の一國の筑紫にて。後の筑前筑後の域を云ふ。速吸門は。波夜須比那度と訓べし。神名帳に。豐後國海部郡。早吸日女神社あり。此地にて。此の神の名によれる地名なるべし。(ある人は、速吸門は、豐前の早鞆浦のことならむ、と云り、まことに潮の速きことは、名に負れども、さてはいたく地理違へり、書紀の傳へに依ても、宇佐より前にあればあはず、)此一段の事。書紀には。日向を發坐て宇沙に至り坐す前にあり。此記と次第異なり。故思ふに。此の地名正しく豐後國にあれば。書紀の傳へぞ正しかるべき。吉備國より。難波までの間には。此の地名あることを聞ず。此記は。此の一段の次第。亂れつるなるべし云々。直養考ふるに。大人の說の如く。此記を亂れたりとして。書紀のかたもて說きたらむには。いと穩なるわざなるべけれど。猶此の記を正しとして。とかまほしき心ちのせられて。一つの考へをはたてたるなり。初めに。自二日向一發幸御二筑紫一。故到二豐國宇沙一之時。とあるもて思ふに。こは日向より。直に筑紫にいでまし。夫れより。豐國の宇沙にいたり坐しにはあらず。まづ自二日向一發幸。御二筑紫一とあるは。文の綱なり。故到二豐國宇

沙ニ之時。とあるは文の目なり。其は彼の二人が。大御饗たてまつりし事のつゞきに。自ニ其地一遷移而。於ニ竺紫之岡田宮一。一年坐。とあるもて知れつべし。こゝの文の格もておしみるに。亦從ニ其國一上幸而。於ニ阿岐國之多祁理宮一。七年坐。亦從ニ其國一遷上幸而。於ニ吉備之高嶋宮一。八年坐とあるは。かの岡田宮より。大和國へいでましゝ。道行の綱の文にして。故從ニ其國一上幸之時。乘ニ龜甲一云々。故從ニ其國一上行之時。經ニ浪速之渡一云々。とあるは。岡田宮より。大和の國へいでましゝ。道行の目の文なり。是前に。綱をふたつならべ擧て。後に目をふたつ並べ擧たるなり。わきやすくかゝば。自ニ其地一遷移而。於ニ竺紫之岡田宮一。一年坐。故從ニ其國一上幸之時乘ニ龜甲一。爲釣。乍。打羽擧來人。遇ニ于速吸門一(中畧)亦從ニ其國一上幸而。於ニ阿岐國之多祁理宮一。七年坐。亦從ニ其國一遷上幸而。於ニ吉備之高嶋宮一。八年坐。故從ニ其國一上行之時。經ニ浪速之渡一而。泊ニ青雲之白肩津一(下畧)と。綱に目をそへてしるすべきを。綱をば綱に前にならべ出し。目をば目に。後にならべ

ず出せるなり。然れば。まがふ方もなく。速吸門は。岡田宮と。多祁理宮との間のことにて。彼或人のいへる。早鞆浦ならむ。とある方こそ。よりどころなれ。(多祁理と高島との間の事なきを、あやしむべけれど、そはもとより記べき事無ればなり。)また書紀神代紀の一書に。伊弉諾尊。追ニ至伊弉冉尊所在處一(中畧)乃所唾之神。號曰ニ速玉之男一(中畧)此既不祥。故欲ニ濯ニ除其穢惡一。乃往見ニ粟門及速吸名門一。然此二門潮既太急。故還ニ向於橘之小門一而拂濯也。とあるもておもふに。此速玉之男と申す神の御名も。ハヤトモと云へる地名に。似つかはしく。今速戸社とも祭れる御神も。やがて此速玉之男の御事ならむも。はかり難し。(いま正殿に、玉依姫、相殿に、鸕鷀草葺不合尊、彥火々出見尊、豐玉姫、阿曇礒良神をまつれり、この内の豐玉と云へる御名、速玉と似たれば、元は速玉なるを、豐玉とうつりけむか。)長門を。いにしへは穴門。(書紀仲哀紀にも、穴門とあり。)と云へれば。粟門は穴門なるべし。(土俗の傳へに、古へは今の壇の浦と、速戸との間、道つゞき

にて、その所に大きなる穴ありて、その内を舟ゆきゝす、かれ穴門といふ、しかるを、その地ながれて、赤馬關の前にいたりぬ、いま巖流島と云ふ、）こゝに。潮既太急とあるも。今の潮のはやきをも思ふべし。速吸といへる詞も。すふとは。多く下にすひこむ事を云なれば。速戸の瀨戸の潮はやく。さかまくあひだに。渦おびたゞしく卷て。水底に吸ひこめるなども。都て當れり。また書紀に。名曰珍彦（ウヅヒコと云、ウヅの詞も、渦のかなあへるなり、）釣魚於曲浦と云ことあり。田浦。（すでに平家物語に出たり、）とて。速戸のあたりにあるも。ワダノウラの上畧にや。または。曲字の一畫を。あやまりて唱ふるにや。又むかひのきしを。壇の浦と云。ダンとワダとも。音かよへり。（曲浦と云は、もとより地名にはあらず、さるをかく云は、ひがことのやうなれども、高砂などの例も有り、思ふべし、）萬葉集卷六。帥大伴卿。遙思芳野離宮作歌に。隼人乃湍門乃磐母年魚走。芳野之瀧爾尙不及家里。とあるを。畧解には。はや人の枕詞を。やがて薩摩として詠めり。和名鈔。

薩摩出水郡勢度あり。これかと云はれたれど。此歌の前に。筑前なる香椎浦の歌を出し。また後に。おなじ國なる。次田の温泉の歌あり。いともかけはなれたる。薩摩がたの事を。此歌のつゞきに擧べくも非ず。此はまたく。此の速戸の湍門の事なるべし。むかしは隼人と書るを。近きころ。今の速戸とは改まりたる也。されば。古事記なる速吸門も。日本紀なる速吸名門も。萬葉集なる隼人の湍門も。名は異なれど。ひとつ所にして。我か豐國の企救郡なる。速戸の事なること明らけし。とあり。此考いと委し。從ふべし。（但し此中に、粟門を穴門ならむと云るなどは、信がたく覺ゆれば、此は猶よく考ふべし、）○橘之小戸。師云日向國に。此地名物に見えず。古は大隅薩摩の地までかけて日向。と云へるを。（此事第八段に委く云り、）其の國々にも凡て見えず。今も聞ゆることなし。（但し日向國に、今現に、此舊跡はたしかありと云り、然れども古書に依て、舊跡を設け作ること、世に多ければ、かろ〴〵しくは信がたし、）されば後に。此地名は失つるなるべし。（今云、貝原

氏の說に、筑前國糟谷郡に、立花と云處あり、また席田郡にも、早戸郡にも、靑木村と云もありて、海邊なりと云り、信に此御禊に成坐る墨江大神、また志加海神の鎭座も、みな彼國なれば、由ありて聞ゆれど、國異なれば、此もおぼ束なし、）小戸は地名とも云べけれど。（かの靑木村のあたりに、小戸と云もありと、貝原氏は云り、）たゞ小き水門にて。川の落口なりけむ。（萬葉に、明大門ともあり、）○阿波岐原。御紀に。檍原と書て。檍此云二阿波岐一とあり。（岐を濁るべし、また之を添て訓もわろし、）師云。和名抄に。說文云。檍梓之屬也。日本紀私記云。阿波木。今按又橿木一名也見二爾雅注一とあれば。此樹は今世に。阿乎木と云物にはあらじ。なほよく尋ぬべし。（續古今集なる卜部兼直が哥に、あをきがはらとあり、されどこれも古本には、あはきがはらとぞある、）扨是も地名にはあらで。松原。檜原。柳原。柞原などの類にて。たゞ此の木の多く生たる地を云へるなるべし。（和名抄、筑前國下座郡、また筑後國三瀦郡などに、靑木といふ鄕は見ゆ、）と有りて。師翁も。此木の

事は。いまだ考へ得られず。神代紀に。檍原と書れたるを。俗の學者らの。アヲキガ原と訓て。今世に。靑木と云ふ木ぞ。と心得たる說は更なり。和名抄に。梓之屬也とも。橿木一名也とも云へる。皆非なり。此は殿村常久說に。新井君美主の東雅萩條に。朝鮮人らに。萩を見せたるに。杻字を當て出せり。と云れしに就て。杻字を考ふるに。爾雅に。杻檍と見え。其註疏どもに。杻一名檍とも。或謂二之檍一。とも云へるを擧て。此の阿波岐を萩なりと云へり。此說宜し。從ふべし。（銕胤云、右の考に就て思ふに、今ミソハギと云ふもの有て、萩の如くにて小く、七月の靈祭の時に、世俗水むけと云ふ事に用ふるものなり、扨ミソハギは、身禊萩にて、彼の大神の御禊し給へる處なるより、然は名に負へるならむか、然もあらば、此の阿波岐、もしくは此ミソハギには非ざるか、水供と云ことに用ふるも、因ありけに思はるゝ故に、試に云なり、）○禊祓給矣は。師云。美曾岐波良比給伎と訓べし。美曾岐は身滌なり。（上文に、欲レ滌二去御身之穢惡一とあるを始めて、下に潜二于中瀨一而

滌之と見え、）萬葉に。潔身。身祓などあるを以て知るべし。（常には沃また注字などを、ソヽグと訓て、そゝぐと、すゝぐと、少し異なるが如く聞ゆめれど、浣滌濯盪浴洒などの字をも、ソヽグともスヽグとも訓て、たゞ同言なり、すゞろともそゞろとも、通はし云が如し、又そゝる進むなども同例なり、）今も除服などに。海川邊に出て清まはり。また許理とて。水浴ること爲るは。みな禊の意ばへなり。（許理は、川降の約まりたるなり、垢離字を書は、云にたらぬことなり、また月事の日數を畢て清まはるを、伊勢にて、かりやすぎとも、たやすぎとも云、此も過にはあらで、禊なるべし、）波良比は拂なり。（上文の滌去の去字、その義なり、）また洗とも言通へり。（今俗に、物を買ひたる直を出すを、拂ふとも、拂ひをするとも云ふは、祓除の意に當れり、また此を濟すと云も、令レ清の意にて、祓の義に通へり、さて禊も祓も、常には体言にのみ言へども。本は用語なること、今更云まではあらず、）さて美曾岐は。必水邊に出てするに限りて云へり。古書皆然り。禊字も其意

なり。波良比は。水邊にてするをも。然らぬをも。廣くいふ名なり。（故朱雀門前の大祓、また人に負する祓などを、美曾岐とは云はず、水邊の禊をば、波良比とも云は常なり、○天皇、皇后、齋王などに禊と云ひ、凡人に祓と云などは、後世の名目にこそさも云はめ、古への本義にはあらず、（さて如此禊祓たまひき。と先つ云ひおきて。次に其の事を細に云は文法なり。（中古の物語文などにも、この格多し、）○投棄は。上に出たり。（第二十段、）○御帶は。師云。美淤備と訓べし、（又烈卷哥に、淤富伎美能美淤備とあり、）淤備は。淤夫と云用語を。體語にしたる名なり。（萬葉に、帶にせると云ことを、淤婆世留ともあり、）○道之長乳齒神。長道磐神。師云。萬葉に。遠き道のことを。道之長手と多くよめる。長乳は。卽ちこの長手にて同言なり。（手は、蠅手また物に、鎰之手など云手なり、道の行手なども云へり、）またたゞ長道磐神とも云へば。乳も道にて。道之長道か。萬葉廿に。道乃長道ともあり。（今云、萬葉に、道之長手とある手も、やがて道にて、道を手とも云へるなり、

其は親く通ふ言なれば、八十隈道を、八十隈手と云ひ、宇麻志麻遲命を、宇麻志麻手命ともあるを思ふべし。）齒も磐も。借字にては有べけれど。意得がたし。（今云、若くは早の意か、さるは御身に服る物を、棄給へる中に、御帶は、最早に棄給へるなればなり、此は試みに云ふのみぞ。）御名の由は。帶の狀。道の長手に似たればなるべし。（○信友云、道に迷へる時に、紐以て占ふる法も有しにや、六帖紐の題の哥に、「奥山のしげりに立て迷ふとも、妹が結びし紐を解めや、」とあるを、契沖の說に、此は紐は二つある物なれば、道に迷へる時に解て、何れの方に行むと占ふなるべし、と云り、但し紐は二つあるものなれば、と云るは偏なり、紐も帶も大方同じものなれば、一條の紐ならむには、二つの末を振り分て、行べき方の道を占へたるなるべし、此の道之長乳齒神は、物實の御帶によりて、道の長手に由ありて、彼岐神と似たる趣なり、夫木集に、爲相卿、「めぐり逢はむ契の末は長乳齒の、神のしるべを賴むばかりぞ、」とあるも、彼紐占の事を裏に含みて、詠れしと聞えたり、然れば此の紐占は、道之長乳齒神に卜問ふ法なり、此は記傳に云れたるに驚かされて、いさゝか考へをそへて云へり。）○御衣は。師云。（美曾と云も古言なれど、なほ、）美祁斯と訓べし。八千矛神の御歌に見えたり。（此こと第九十九段に、委く注べし。）和豆良比能宇斯能神。煩神。師云。和豆良布は。物に障り滯る意なり。萬葉五に。かにかくに。思ひ和豆良比ねのみしなかゆ。（上に其さはる事を云て、かく云へり。）また病を云も。病にさへられて。淸々しからぬ意なり。宇斯のことは上に注へり。（第一段、天之御中主神の處。）さて此の神名。御衣に由ありても聞えず。强て云はゞ。穢れたる御衣を。脫棄たるは。煩はしき事を脫れて。無心のさはやぎたるに似たればか。（後世の哥に、無名立らるゝを、濡衣著と云も、衣に譬へたる意は似たり、さて今の俗に行遇神に行き遇て、病ふと云こと有るは、此神などにもや、此前後の神、みな道路に依れり。）○御褌。師云和名抄に。袴八賀萬。とある是なり。雄畧卷歌に。たへのはかまを七重をし。とあり。さて字鏡に。褌は口大袴也。

志太乃波加萬。和名抄に。褌須萬之毛能。（一云、知比佐岐毛乃。）などあり、如此分て呼は後のことにて。本は袴も褌もたゞ波加麻なるべし。（字には拘はるべからず、此に褌字を書たれども、必しも、犢鼻褌などの事とも定むべからず、かの雄略卷哥に、七重をしとよめるを以て、表の裝束なるをも、波加麻と云ることを知るべし、○今云、或說に、波加麻とは、波久裙の意かと云り、然もあるべし。）○飽咋之宇斯能神。開囓神。名義。師云。飽は開にて。褌を脫たる處の。口の開たる貌。咋は口の轉れるか。また口に見成して。咋とも云へるか。（咋ももと、口に依れる言ならむ、）神名式に。和泉國大鳥郡。開口神社あり。（今云、此の社を擧られたるは、たゞ開口てふ例を、示せられたるのみなり、必しも此社は、開囓神なりとの事にはあらず。）○手纏。師云。仁德卷に。田道てふ人の。蝦夷と戰ひて死し處に。時從者。取得田道之手纏而。與其妻。則乃抱手纏而縊死矣。と見え。萬葉十五に。和多都美のたまきの玉を云々。清和紀（貞觀十二年正月の處、）に。勅充壹岐嶋。冑幷手纏各二百具。などあり。和名抄には。射藝具に。韝。和名多末岐。（一云、小手也、）とあり。まことに後に云。小手の如くなる物と聞えたり。（射藝のみの具になれるは、後の事なり、上代には、常にも著る物なりき、）また是を。手結とも名けしにや。萬葉三に。丈夫の手結が浦。とつゞけよめり。足なるを脚帶といへば。手なるをも然も云ひけむ。右の萬葉十五なる歌に依れば。此物にも玉を飾しなり。（但し彼れはたゞ、手にまける玉と云ことにて、此の手纏と云物のことには有らぬにや、とも思ゆ、されど手に玉を纏たる、其れすなはち手纏なり、）○奥疎神。師云。これより下。六柱の御名は。一に合せて說べし。まづ左の御手纏に成れる三神を。奥といひ。右のに成れる三神を邊と云。奥は海の奥。邊は海邊にて。常にも對言なり。さて左を奥に當るは。師說に。萬葉九に。吾妹兒は久志呂に有らなむ左り手の。吾が奥の手に纏て去ましを。とある即ち此意なり。と云れき。（今思ふに、釧は臂にまく物なれば、臂を手の奥と云意にて、左手を奥手と云へるには非るか、とも覺ゆれ

ど、左右共にまくべき物に、取分て左手としも云るは、左を奥として、殊に重くする意にて詠るなるべし、）此に依らば。左手を奥手とするなり。然れば。右は邊なること著し。砌も邊の意に叶へり。（また萬の事を、まづ右の手して爲るも、邊の意ばへ有て、左は奥なるが如し、）さて淤伎と淤久とは同言なり。邊は端方なり。波志を切めて比となり。比倍を切めて閉となれるなり。（かれ海邊を宇那備、濱邊を波萬備、岡邊を乎加備とも、古哥によめり、）疎は。（古書に、多く放また離字などをも訓り、）今の言にも。遠ざかると云。即ち其の意なり。（佐加留と、佐久留とは、自然ると、物を然するとの差あり、）さて本に。訓レ疎云二奢加留一と有て、奢を濁るは。奥より言の連く故なり。那藝佐は。下に波限と有る。其處（第百六十一段、）に委く云ふべし。甲斐辨羅神。甲斐は開なり。山開を峽と云が如し。（甲斐國も、山開國と云ことなり、）開はもと合の意にて。彼と此と合ふ處を云へるより出たり。此は疎處と。波限との開の意ぞ。（祓詞に、八鹽道乃鹽乃八百會と云へるも、此の開の意にかなひ、合にもおのづから通へり、なほ加比と阿比と通ふ例は、花の散かふも、散相なり、また心をかはす、詞をかはすも、合はすなり、古哥に、眞玉手之玉手指更佐宿夜、など云も、指し合はせにて、加波之と云も、また同じ言なるを思へ、）辨は方なり。羅は下に置く助辭にて。例多き中にも。萬葉十四に。與許夜麻備呂。（横山方なり、）とよめる呂と全く同じ。さて疎は。海路にて奥なれば。甲斐辨羅は。奥と波限との開方。と云意の御名なり。さて左方の三神を。各々奥某と云ひ。右方の三神を。各々邊津某と云て。左と右とを。奥と邊とにあて。また其の左なるも右なるも。各々疎（奥にあたる、）と。波限（邊にあたる、）と。甲斐（開なり、）とを以て三神に當たり。されば六神の御名。いづれも上に奥邊と云へると。下に疎。波限。甲斐と云へるとは。別に離して意得べし。（もし連ねて見るときは、奥津那藝佐と云名など、いと意得かたくこそ、）上件。道之長乳齒神より。邊津甲斐辨羅神まで。合せて九柱の神たちの成れる本因を考ふるに。皆御身に著る穢物を脫棄て。それ

に成れるなれば。此神たちぞ。實に夜見國の汚穢に依て。成れるには有ける。然れば此は何れも決めて。善神なるまじき謂なり。さて前の三神は陸に屬き。後の六神は海河に屬きて。禍事をなす神なるべし。末に火瓮なす光神。石根。木根立。草の片葉。青水沫も言ひて。荒びたりしは。此神たちの所爲なるべし。然らでは。かゝる妖事の有べくもあらず。熟思ふべし。大國主神の。岐神を。武甕槌之男神。經津主神二柱にすゝめ給ひしを。二柱神の。此神を鄕導として。禍神を拂ひ給へることは。深き由あること也けり。

此是伊邪那岐大神。興言曰上瀬者瀬急。下瀬者瀬弱而。初於中瀬墮迦豆伎而。滌之時。吹生大禍津日神。亦云八十枉津日神。亦云大之麻我都比神。此神者。到坐其穢繁國之時。因汚垢而所成之神也。次爲直其禍而。吹生大直毘神。亦云神直日神。次伊豆能賣神。亦云速秋津日神。次洗給御鼻之時。成坐之神名。速佐須良比賣神。凡四神矣。

上瀬下瀬は。上に云へる如く。橘小門は。川の落口なるべければ。其處の瀬々なり。○瀬急とは。流の急きを云なり。弱きに對へて云れば。はげしき意を兼たり。○瀬弱とは。師云。流の緩なるを云なり。(さて急きにも弱きにも、瀬てふ言を上に置るは、古言と聞ゆれば、瀬急をも、勢婆夜斯、と波を濁りて、一言に讀、瀬弱をも、その心ばへに讀べし、)さて弱きを取たまはぬは。あまり流の緩き處は。潔からぬ故なるべし。○興言は。御紀に。揚言また稱之なども見え。古事記景行天皇巻に。言擧。萬葉にも言擧。(また事上、辭擧なども有り、)同十八巻に。許登安氣世受杼毛と有り。(私記にも、古止安介と、訓注見えたり、)師云。許登は言か。又事の意にてもあるべし。阿宜は。論などの阿宜にて。事のさま有べき狀を。云々と

擧て言立るを。言擧と云なり。と有り。○初てとは。吹生と云へ係れる言なり。(中瀬へ係て云には非ず。)○中瀬。師云凡て物の中間を中と云は。もと此の中瀬より出たる言にて。清明と云ことならむか。(阿と那と通ふは常なり、此の次段の中筒之男を、赤土命とも云を思ふべし。)其故は。今禊したまひて。清明くなり給ふ瀬なればなり。○墮迦豆伎。墮は淤理と訓べし。(墮は降の誤りなるべし、と云れしは何ぞや、字書に、落也墜也などあれば、淤理と訓むに妨げなし。)迦豆伎は師云。水の中に入ることにて。萬葉などに多し。水鳥の沒るをもいひ。海人の海の底に入て物とるをも。體語にも云へり。縣居大人云。迦豆久は。拜を額衝と云如く。水に頭を衝入てふ意の語なり。と云れき。潜をガヅクと訓り。○滌之とは。即御禊なり。○大禍津日神。八十枉津日神。天之麻我都比神。禍は麻賀と訓む。麻賀とは。萬の凶惡ことをいひて。即ち禍字の意なり。(祝詞式に、惡事、古語麻我許登と見え、景行天皇卷に、禍害などあるを以て、その意を曉べし、師の麻賀と穢とを、一ッ意に釋れし説はいかゞ有らむ。)津は助辭。日は(淸て訓むべし、いまだ濁れる例を見ざればなり。)產靈神の靈に同く。禍に奇靈なる由なり。八十は禍の多きを云か。又は大と同く稱辭にも有べし。天之麻我都比神。此名は。御門祭の詞に見えたるが。天之は稱辭なり。さて此神は。伊邪那岐大神の。其のふれ坐せる夜見國の汚穢を。疾く祓去むと。太じく所念し入り坐し、御靈に依て。彼の穢の大御體を。はらひ出る驗とて。最初に此神の生坐るなり。(さるは二柱大神の、神たちを生し坐る事實を、つら〳〵に察奉るに、凡てその大御靈を、一偏に所念し凝し給ふ時に、神たちは生れ坐て、其生れ坐る神々の、其事に靈幸ひ坐すなり、其を一ッ二ッいはゞ、國の狹霧を撥はむと、御心を凝し給へば、風神の生坐し、火神の荒ひを靜めむとては、水神土神を生まし、夜見國より荒びくる物を止めむと、塞へ給へる御杖、また千引磐に、塞神たちの成り坐るなどを以て、此の理を曉るべし、此等一偏に、御靈を凝し給へるに就て、其生坐る神たちの、其方に功ある跡の、炳焉きものぞ。)故

この神は。穢き事を甚く惡みて。汚穢たる事のあれば。荒び給ひて。禍事を爲し給ふ故に。禍津日てふ御名は負坐るなり。（然るを師說に、禍津日神は、黃泉國の穢に因て生坐る故に、火に汚穢の有れば、此の神ところ得て荒ぶる故に、萬の禍おこるなり、と云れしは、古事記に就て云れたるにて、未た委からず、處得てにはあらず。伊邪那岐命の穢を惡み給ふ御靈に依て、生坐る神に坐す故、穢のあれば怒り荒び坐て、理の如くならぬ、曲事をさへに爲給ふを、汚穢の淸まり竟れば、御荒びなきは更にも云ず、いみじき功をさへに爲し給ふなり、其は下に微あり、其處々に云べし、此神を、一向に惡く邪なる神とのみ思はむは、あなかしこ、甚じきひがことぞ、）○吹生とは。御身に受給へる。夜見國の汚穢を祓はむと。御氣吹し給ふ。その御氣に吹き生し坐せりとのことなり。○穢繁國は。淸まるべき間なく。穢き事のみ多かる國。と云意なるべし。○爲レ直二其禍一而は。禍津日神の爲給ふ禍を。直さむと所念しての意なり。（那富須は令レ直なり、）○大直毘神。神直日神。直とは直からざるを。直す意の御名なり。上に爲レ直とあるを以て曉るべし。大と云ひ神と云は稱辭なり。（師說と異なり、合せ考べし、）さて此神は。伊邪那岐大神。かの穢を祓ひ給ひて。禍津日神を吹生給ひつゝも。彼の神の荒ぶる神に坐して。其御心に穢く思ほすことの有れば。直ちに怒り荒び坐て。甚く國土の禍害となる神に坐す故に。其を憚り所思まして。其荒び給はむ時の禍事を直さむと。所念し凝しゝ大御靈に。直毘神を吹生し給へるなり。（其は伊邪那美神の、火神の荒を鎭め給はむ料に、水神土神を生坐しゝ由緣と、合せ考へて悟るべし、）故此神は。世に有る禍を直して。吉善に和し還し給ふ神に坐すなり。（なほ禍津日神、直毘神のことは、下に亦名を擧たる處に、委く云べし、）○伊豆能賣神。速秋津日神。師云。伊豆は。明津の約りたる言なり。（亦名の秋津即ち是なり、阿伎は伊と約る、）さて伊豆てふ言の例は。神武卷に。時勅二道臣命一曰。今以二高皇産靈神一。朕親作二顯齋一。用レ汝爲二齋主一。授二嚴比賣之號一而。其所置埴瓮名二爲嚴瓮一。火名二爲嚴迦具土一。水名二爲嚴彌

「都波能賣。糧物名。爲嚴宇迦之女。薪名。爲嚴山雷。草名。爲嚴野椎。天皇嘗其嚴瓮之粮云々。」また垂仁卷に。以天照大御神令鎭坐於磯城嚴橿本而。祠之云々。神賀詞に。伊都幣また伊豆能眞屋。また伊豆能席などあり。是れ皆神を祭る時の事にして。齋ひ清淨つる意を以て。伊豆とは云なり。（今云、此に伊豆と伊都と、二つの別ある由を云はれつる說あれど、其は信友が、同言なる由を、委く辨へたる說に從ひて擧ず、上なる稜威之尾羽張神の處考ふべし。）また伊都久。伊波布。伊牟なども。本は穢惡を除き去て。淸明する意なれば。皆此の伊豆より出たる言なり。（後には伊都久は、敬ふ方に、伊波布はことぶく方に、伊牟はきらふ方になりて、別意なるが如くなれど、本は皆一つにて、古書には相通はして云ること多し。）また齋忌。齋庭などの齋も。伊豆と同意にて。語も本は一つなり。とあり。（なほ次段に云るを見べし。）速佐須良比賣神。御名の義下に注ふべし。（第二十七段。）

於是於水底沈濯之時。吹生坐之神名。底津綿津見神。次底筒之男命。亦云底土命。於中潜濯之時。吹生坐之神名。中津綿津見神。次中筒之男命。亦云赤土命。於水上浮濯之時。吹生坐之神名。上津綿津見神。次上筒之男命。亦云磐土命。亦云石上毘古神。石巢比賣神。凡八神矣。故此三柱之和多都美神者。阿曇連等之祖神以伊都久。筑紫志加大神也。此大綿津見神亦名豐玉之子。宇都志日金拆命。亦名穗毘古命。高見命者。安曇連。凡海連。海犬養。阿曇犬養等之祖也。亦子布留多麻命者。八太造之祖也。其底筒之男命。中筒之男命。上筒之男命三柱神者。津守連之齋祠。墨江

之三前大神也。

於是は。上件速佐須良比賣神までを。生坐るを受て云へるなり。　底津綿津見神。名義。底は上文の水底の底にて。卽ち海の底を云ふ。津は助辭なり。縣居大人說に。綿は借字にて海なり。海を和多と云ふは。渡ると云ことなり。古書に。山には越といひ。海には渡るといへり。（今云、齊明天皇紀の大御哥に、山こえて海わたるとも、など有り。）萬葉一卷に。對馬の渡渡中に。などよめるを思へ。津は例の助字。見は毛知の約りたるにて。海津持てふ意なり。（これ海を持神なればなり、）因河海持別而云々。因山野持別而云々。とある持別の言を以て知るべし。と有り。（上なる宇氣母智神、また下に、久比奢母智神、また末に、佐比持神などある、母知の例をも思ふべし、なほ都美てふことは、師說も有れど、縣居大人の說に從ふべし、其は神武天皇卷、武津之見命の處合せ見べし。）底筒之男命。底土命。筒は借字にて。都知と同じ。故亦底土命とも云せり。さて師說に。都は例の之に通ふ助辭。知は男の稱名なり。其例いと多し。都知之男と連く例は。建御雷之男などの如し。と有り。○中筒之男命。赤土命。那加と阿加とは同言なること。前段に師說を擧て云へるが如し。○上筒之男命。磐土命。石土毘古神。石巢比賣神。磐は宇波の轉れるにて。異なる意なし。（古事記の神生の段は、石土毘古神、石巢比賣神を生坐りとあるは、この磐土命といふ御名を、かくも申せるを、異神と爲て、語り傳へたる物なり。）さて和多都美三柱を神と云ひ。筒之男三柱を命と云は。異なる意あるか。（其よし未た思ひ得ず、御紀には、和多都美三柱をも命と云れば、異なる意なきにも有べし。）阿曇連。下に注ふ。○祖神は。意夜賀美登と。登字を訓付べし。（爲祖神の意なり。）師云。凡て上代は。父母に限らず。幾世にても。遠祖までを通はして。皆たゞ意夜と云り。（其證は、古書にあまた見ゆ、父母は其の意夜の中の一世なるが、有が中に近く親き故に、殊に其稱を專と負て、後には意夜と云へば、たゞ其父母のみの稱の如くなれりしなり、後の世のならひを以て、

古をな疑ひそ、○今云、其父母の中にも、母は殊
に親きもの故に、また其稱を專と負へり、其は母
を御祖と云る事の多きを思ふべし、）故古書に。祖
字を意夜と訓て。親の事にも用ひたり。（意富々々
遲、意富遲などは、事を分て云ときの稱にて、す
べては、何れもみな意夜なり、）書紀には。遠祖。
上祖。本祖。始祖など書て。登富都意夜と訓り。
是れも古稱にて。萬葉十八にも。遠都神祖などあ
り。されど古事記には。何れも祖とのみ有りて。
遠祖など書ること一つも無れば。たゞ意夜と訓む
例なり。（今云、此の成文に、御紀を採れる處にも、
たゞ祖と書るは、此師說に從ひて、古事記の例に
效へるなり、）されば上代には。其姓の本祖と云を
も。たゞ祖とぞ云ひけむ。（また子と云も、己が生
るに限らず、子々孫々までかけて云稱なり、此事
は後に出づ、）とあり。さて安曇連が。海神を祖神
と爲て祭ることは。其御裔なればなり。（そは下に
見えたり、）以伊都久。以は母知と訓む。（即ち
持の意なり、）此語下にも多く見えたり。師云。祝
詞に。持齋波利。持可可呑。持佐須良比などある
持と一つにて。もてなす。もてはやすなどの母氐
に同じ。（祖神と母知云々、と訓べし、）伊都久は齋
なり。（萬葉十九に、住吉に伊都久祝か云々、また
春日野に伊都久三諸の云々、と詠り、）○筑紫志加
大神。（此は本になき文なるを、式に依て擧つるな
り、）神名式に。筑前國糟屋郡志加海神社三座。
（並名神、大、）とある是なり。貞觀元年正月廿七
日。從五位上を授奉給へり。師說に。此御社志賀
嶋と云に有て。今は那珂郡に屬りとぞ。（志賀島福
岡より、海上三里なり、○今云、日向國にも那珂
郡有て、其はかの御禊より出たる地名なるべきこ
と、上に云るが如くなれば、筑前の那珂郡も、此
大神の鎭坐すとり、負たる郡名なるべし、又その
日向那珂郡の鄕、宮埼郡にも、志加てふ地ある由、
路程全國に見ゆ、）景行天皇卷（十二年の處、）に。
志我神と有り。萬葉七に。千磐破金之三崎乎過鞆。
吾者不忘牡鹿之須賣神。また十六に。糟屋郡志
賀村。和名抄同郡に。志訶鄕あり。（今本訶を阿に
誤れり、）この處は。萬葉歌などにも多く見えて。
名高き地なりと有り。（この地名、萬葉に數所に出

たる、鹿とも、四可とも、之加ともかき、其外古書どもに、多くは清音字を用ひたるに依て、師は加を清て讀べし、今も清て呼ぶと云れつれど、景行天皇卷に志我、萬葉十六に、志賀とも書れば、いと古くは、加を濁りても呼びしにや、なほ志加島としも云由は、仲哀天皇卷、息長帶比賣命の、韓を征に幸ませる處に見ゆ、)此外に。播磨國明石郡。海神社三座。(並名神、大、月次、新嘗、〇諸本に並字なきを、信友が、例に依て補へるぞよき、)偖此御社貞觀元年正月廿七日。從五位下海神從五位上。とあり。(上田百樹云、此を式今本に、タルミと訓り、和名抄に、垂見鄉見え、且今も垂見村ありて、神社もありと云り、されば海字の上に、垂字脫たるにやと思へど、臨時祭式にも、三代實錄にも、たゞ海神とあれば、脫字に非ず、故れ思ふに、神社の在る地名もて、垂見神とも稱せるを、やがて訓につけたるにや有む、)但馬國城崎郡。海神社。(名神大、)仁明天皇紀承和九年十月預官社。と有り。清和天皇紀。貞觀十年十二月。從五位下海神。從五位上と見ゆ、信友云、此神社絹卷山と

云に在て、舟人難風に逢へる時に、祈れば即ち驗ありと云、三代實錄仁和元年二月の處に、但馬國正六位上絹卷神從五位上とあるは、此神なるべし、さて姓氏錄に、但馬海直火明命之後也とあるは、此神に由ありて聞ゆ、)紀伊國牟婁郡海神社三座(此御社は、本宮庄本宮村の東、七越峰の東の山腰に在て、底海神社と云よし、帳考に云り、南紀名勝志にもしか有り、)また那賀郡海神社。(此御社は、池田庄神領村の西北なる、松林の中に在と、南紀名勝志と云り、今按に、郡名を那賀と云ことは、此神の鎭坐すより出つらむ、然れば此社は、筑前より移したるなるか、)隱岐國知夫郡。海神社二座。(此社に並ひて、同郡に、由良比女神社、名神大、元名和多須神、と申す社坐り、此は承和九年九月、官社に預り給ふよし、國史に見え、和名抄に、知夫郡に由良鄉あるは、此神の鎭坐す處なるべし、上田百樹云、當國の事を記せる、視聽合記と云書に、浦鄉薄子浦の山岬に由良明神と稱す小社あり、いと小さく古果て、里人もしる者なしと云ひ、また知夫郡多澤村より棹し出れば、

左に元名は渡島あり、長さ六町二十間、横三町ばかり、其西の崎に、渡明神と號す社あり、と記せり、按に當國神名帳にも、從三位上由良姫大明神と、從四位上和田須明神と二つあれば、式に由良比女神社の下に、元名和田須神とある六字は、海神社二座の下に有べきなり、土佐日記に、わたつみのちぶりの神に手向する、すさのおろ風やまず吹かなむ、とよめる哥も、此神をさせるなるべし、さて袖中抄にも、と云り、この考へ信に然るべし、隱岐國にこそ、ちぶり崎といふ處に、わたすの宮と云ふ神はおはすなれ、舟いだすとては、その神に奉幣して、わたりを祈るとぞ、とあり、さて和多須神と云名義は、海を渡す由に心得たらむは、ことも無れど、海住の意ならむか、須美を須とのみ云るは、日隅を日栖、片隅國を堅洲國、と云へるなど是なり、此に就てなほ按ふに、和多都美と申す御名の義も、海住ならむも知べからず、須と都と通ふことは、次を須伎とも云是なり、然れば山津見も山住か、其は建茅渟祇の都美は、決めて住の義なるべく思はるればなり、）攝津國住吉郡。

大海神社二座。（元津守氏人神、今住吉神社の西北に在り、大綿津見神、玉依毘賣命にして、津守の嫡流、大領氏社司たるよし、帳考に云り、）壹岐嶋石田郡に海神社。（大、）此御社は。清和天皇紀。貞觀元年正月廿七日。從五位下海神從五位上と見え。（今筒城村と云に在て、豐玉彦神を祭るよし、帳考に見ゆ、）對馬嶋上縣郡。和多都美神社。（名神、大）仁明天皇紀。承和四年二月戊戌。无位和多都美神。奉授從五位下。清和天皇紀。貞觀元年正月廿七日從五位上。同十二年三月五日。正五位下と見ゆ。（今三根郷木坂村に在て、神功皇后社と稱よし、帳考に云り、）また同郡和多都美御子神社。（名神大、）と號す御社も在て。承和七年十一月庚辰。官社に預り給ひ。貞觀十二年三月五日。從五位上を授け奉り給へり。（此社も、今三根郷木坂村に在て、神功皇后の社の西なり、と帳考に云へり、また阿波國名方郡に、和多都美豐玉比賣神社と云も有て、元慶七年十二月、從五位上を授け給へり、）下縣郡。和多都美神社。（名前大）清和天皇紀貞觀十二年三月五日。從五位上和多都美神。正

五位下と見ゆ。(國府の八幡宮は、此社歟と帳考に見ゆ。)和多都美神社。この社も上に同く。貞觀十二年三月五日。從五位上と見ゆ。(今仁位郷仁位村に在て、今に至るまで、安曇氏人神主に任る由、帳考に云り。)○大綿津見神。豐玉毘古命。この二御名は上件三柱の和多都美の。一柱と坐す時の御名にて。(此神は、底中上と、正しく三柱生坐るを、かく一柱と坐すを以て、神は身を分坐し、また身を合せ坐すことをも辨ふべし。上文に此三柱之和多都美神者、安曇連等之祖神云々、とあるも、三柱を、直に一柱と爲たる趣に聞え、はた海宮段にては、豐玉毘古命と申て、一柱に坐ませるを熟思ひ、なほ下に引ける、姓氏錄の傳どもの趣も、すべて一柱と坐すをも熟く思ふべし。)大と稱ひ豐玉と云は。ともに美稱なり。(なほ豐玉毘古と稱へたる御名の義は、海宮段に注べし。)○宇都志日金拆命。穗高見命。師云。宇都志は顯なり。(書紀に、顯此云于都志、此外も多し。)日金は。式に信濃國更級郡。氷鉇斗賣神社。和名抄に。同郡氷鉇(比加奈、)郷あり。(今はヒカノと云て、郷とは云はず、長き村にて、上中下と、三つに分ちいふよし。)また斗女てふ郷も有り。此より出たる御名なるべし。其故は。彼の國に安曇郡もありて。其郡に穗高神社。(名神大、○今云 松本より北へ五里、穗高村と云に在て、神主は穗高氏にて、二家あり、と帳考に云へり。)式に見えて、姓氏錄(河內國地祇。)に。安曇連。綿積神命兒。穗高見命之後也。また(右京神別。)安曇宿禰。海神。綿積豐玉彥神子。穗高見命之後也。などあればなり。拆はまた彼の國に佐久郡あり。此によるにや。(さてかく信濃國に、此氏の由縁どものある、其故はいまだ考へ得ず。)また姓氏錄に。安曇連。于都斯賀奈命之後也。とも有り。(今云、賀奈を本に、奈賀に誤れり、今は古事記に、金とあるに依て改つ。)○安曇連。安曇は阿豆美と訓む。(曇は、ドムの音を轉して用ふるなり。)師說に。安曇は式姓。連は加婆禰にて。(姓氏加婆禰の事は、允恭天皇卷に委しく云ふべし。)牟良自と訓む。(萬葉八に、中臣朝臣武良自、續紀九に、紀朝臣牟良自など、人名にも見ゆ。)群主の意か。(主を自と云は、宮

主の如し、戸母主の自も、此れなるべし。）其群の中の主と云意なり。（凡て加婆禰は、貴みて云稱なり、故れ師は崇名の約りたるなり、と云れたり。）さて連字を書く故は詳ならず。（禮記の王制に、十國以爲連連有師云々、注に合十國爲連比、有師以統之也、とあり、是を取れるなりと、谷川氏は云き、さも有べきか、群主の意、即かの連師に似たり、又、）萬葉二十に。多々美氣米牟良自加己蘇乃と續たるは。疊薦を編と云かけたるなり。（阿を畧く。）とある師說をもて思ふに。たゞ語の上のみの續にも非で。牟良自と云ふ編連る意ある故にても有べし。とあり。さて阿豆美といふ由は。師說に。應神卷（三年の處。）に。處々海人訕哤而不從命則、遣安曇連祖大濱宿禰、而令平其訕哤、因爲海人之宰、（また履中卷に、對曰、淡路野島之海人也、安曇連濱子云々、此段をも考ふべし、是も海人を掌れる據なり。）とあるを考ふるに。此氏は。海神の子孫なるから。固より海人のことを執し故に。其の訕哤を平げしめ給ひ。さて其宰に爲ては。いよ〳〵其事を掌りつるを以て。海人つ持と負せしが約りたるなるべし。（麻を略き母智を約めて美と云なり、其例は既に前にいへり。）かの志訶の海人の名高き（神功卷にも見え、萬葉哥にも多くよめり。）も。此由なるべく。また下に。海犬養。凡海連なども。海人に依れる姓なるべし。（今云、此事なほ予考へあり、其は下、凡海連の下に云るを見るべし。）また高橋朝臣と。此姓と世々御膳のことに與れり。高橋の然る由緒は。景行天皇の御世の故事にて知らるゝを。此姓のことは。如何なる由とも物に見えず。是も海人を掌るより。事起りしなるべし。（海人は、御饌物を取る者なればなり。）和名抄に。筑前國糟屋郡に。阿曇鄉あり。（今本、曇を雲に誤れり。）こは此氏人の住し故の地名なるべし。（今云、糟屋郡志加鄉に、海神の鎭り坐すこと、上に云るが如く、はた安曇連等が祖神と持齋くとあれば、此御社に、此氏人の仕へ奉りけむこと著し、然れば筑前國に、この氏人に由ある鄉名の有むこと、然有べきことなり。）扨此の氏は。連の加婆泥にてありしを。（書紀の卷々に出たる、みな安曇連とあり。）天武紀。

十二年十二月の處に。阿曇連賜姓曰宿禰。（持統紀、五年に詔して、祖墓記を上進らしむる、十八氏の内にも入れり、）〇凡海連。姓氏錄（右京地祇、）に。凡海連。海神綿積命男。穗高見命之後也。とあるに依て記せり。また攝津國（地祇）にも。凡海連。安曇宿禰同祖。綿積命六世孫。小栲梨命之後也とあり。（また左京、未定雜姓の中にも、凡海連火明命之後也、と見えたれども、此は別姓なり、火明命の御裔にして、凡海姓を負ることをいぶかしみて、未定雜姓には出されしなるべし、されど左京神別にも、但馬海直火明命之後也とありて、式に、但馬國城崎郡に、海神社あれば、此社に由有て負へるなるべし。）さて凡海は。和名抄に。鄉名（丹波國加佐郡、）に。凡海を。於布之安萬とあるに依りて。意布斯阿麻と訓べし。言義は。（第六十二段、）天忍人命の處に注べし。天武天皇紀十三年十二月。凡海連。賜姓曰宿禰と見ゆ。〇海犬養。姓氏錄（右京地祇、）に。海犬養。海神綿積命之後也。とあるに依て記せり。犬養のことは。下（第四十九段、天日鷲命の處）に注べし。天武天皇紀。十三年十二月。海犬養連賜姓曰宿禰とあり。〇阿曇犬養。姓氏錄（攝津國地祇、）に。阿曇犬養。海神大和多罪神三世孫。穗己都久命之後也。とあるに依て記せり。（攝津志に、西成郡安曇廢寺、大坂安堂寺町地藏石像尚存、日本紀曰、孝德天皇五年七月、旻法師臥病阿曇寺云々、續紀曰、天平十六年二月、帝幸安曇江、遊覽松林云々、江次第曰、舊例三日有三所禊、近代同日行之、三津濱禊、三津濱下方禊、安曇口禊、按昔齋王難波御禊、野宮故蹤亦當此西、とあり、內山眞龍云、幸安曇江遊覽松林云々、取三島路行幸紫香樂宮、とあるに依れば、安曇は、菟原、住吉邊にあるべし、と云へるは、さることなり、）式に住吉郡に。大海神社あるは。由ある事なるべし。（其は諸國に、海神社の多かる中に、當國の社のみ、大海神社と云て、姓氏錄に、此姓の處にのみ、大和多罪神とあるも、由ありげなればなり、さて此社の神官は、必この氏なるべきに、津守氏の仕へ奉ることは、住吉社に、此の氏人の仕へ奉れるが別れたるなるべけれど、少か心得がたくなむ、）〇

布留多麻命。名義いまだ思ひ得ず。下（第百六十二段）に擧たる掃守連祖。天忍人命の四世祖に。振魂命と云あり。（この振魂を、布留牟須毘と訓むは誤りなり、此に布留多麻とあるに依て訓むべくこそ）決めてこの神と同神なる可し。（其由は、第百六十二段に注ふを見べし）上に擧たる。對馬國上縣郡。和多都美御子神社。（名神大）と有るは。宇都志日金拆命か。此命なるべし。（また若くは、豐玉毘賣命、玉依毘賣命の中ならむか）〇八太造。姓氏錄（右京地祇）に。八太造。和多罪豐玉彦命兒。布留多摩乃命之後也。とあるに依て記しつ。八太は和名抄に。大和國高市郡に。波多鄕ある是なり。神名式に。同郡に波多神社もあり。今も畑村と云處あるよし。大和志に見えたり。（なほ御紀、古事記ともに、波多臣數人あり、姓氏錄に、波多祝、波多門部造、など云姓の見えたるは、みな此地名に依れるなるべし）造は。師說の如く美夜都古と訓べし。卽御臣の義なり。（委くは、成務天皇卷に云ふべし）〇津守連。此は天之忍穗耳命の御子。天火明命より出たる姓なり。（其由、第三十七段、津守連の處に注ふを見るべし）〇墨江之三前大神。こは攝津國住吉郡。住吉坐神社四座。（並名神、大、月次、相嘗、新嘗）とあるを申せるなり。（師云、住吉を須美與志と唱ふるは、後の世のことにて、那良の頃までは、須美能延とのみ云り、まづ古事記にて墨江とかき、書紀、萬葉には、住吉と書ても、須美乃延とよみ、また萬葉に、墨之江、淸江、須美乃延、など有て、須美與志と云ることは一つもなし）此處に此の大神の鎭り坐ることは。息長帶比賣命の。韓を征て歸り坐し〻處に。委く云べし。三前は師說に。三座と云に同じと有り。（なほ八前二前など、神に幾前と云ふこと多し）さて前と云ことは。下（第九十五段）に。治二吾前一と有る處に詳に注ふべし。（但し四座とあるは、海神三柱と、神功皇后を配せ祭れる由なり）この外式に見えたるは。陸奧國磐城郡住吉神社。播磨國賀茂郡住吉神社。長門國豐浦郡住吉坐荒御魂神社三座。（並名神大、）筑前國那珂郡住吉神社三座。（並名神大）壹岐國壹岐郡住吉神社。（名神大）對馬國下縣郡住吉神社。（名神大、）など見

えたり。（右の社々に就ては。論ふべき事なきには非ねど。委くは神功皇后卷に注はむとして。今は略きぬ。

然後因洗給左御目而。所成坐神之御名者。撞賢木嚴之御魂天疎向津比賣命。亦御名天照大御神。亦御名謂大日孁貴命。亦云天照大日孁命。亦云豐日孁命。亦云天照坐皇大御神。復因洗給右御目而。所成坐神之御名者。月夜見命。亦云月弓命。亦御名健速須佐之男命。亦云神速須佐之男命。亦云神須佐之男命。凡二神矣。（上件。自大禍津日神以下。速須佐之男命以前。十二柱神者。因滌給御身而。生坐之神等也。）

然後因洗給左御目而。これは上件。十柱神成り坐て後の事なり。然後とあるに。心を著て辨ふべし。（されば御目を洗ひ給ふは、かの水底、中、水の上に滌きたまふ事は、竟りて後なり、師もしか云れき。）さて師説に。此は正しく洗ひ給ふ時にあたりて成坐すには非ず。既に洗ひ竟たまふ時なるべし。（かれ洗をば、みな阿良比給比斯と訓みつ。）と言はれしは。信に然る説なりけり。○撞賢木嚴之御魂天疎向津比賣命。御名義師説に。撞賢木は齋賢木にて。伊豆の發辭なり。神祭る賢木は。忌清むる物なる故につゞく。伊豆は上に云へる如く。清淨き意なり。さて天照大御神は。伊邪那岐大神の。御禊し給ひて。清まり坐る時に生出坐る故に。伊豆之御靈なり。天疎向津比賣と申すは。此の國土より。天日を仰瞻奉る意の御名なり。とあり。さて此御名は。大御神の御親御名告ませる御名なり。（息長帶比賣命の、韓を征たまへる處、合せ見べし。）○天照大御神。師云照は。（神名式に、阿麻氐留神社など云もあれば、氐流と訓むも誤には非ねど、なほ萬葉十八に、安麻泥良須可未、とあるに依て、）氐良須と訓べし。さて此は天を

照すと云とは少し異て。たゞ氏流を延て氏長須と云。古言の格にて。(立を多々須と云が如し、)天照は。天に坐々て照り賜ふ意。高光と云に同じ。(陽成紀、元慶四年藤原基經公を、太政大臣に任たまふ宣命に、朕我食國乎、平久安久、天照之治聞食須故波、此大臣之力奈利、とある、こは此大御神に准へて、天皇の天下知看をも、天照と云へり、めづらしき詞なり、)と有り。大字を。古事記一本に。太と作るは非なり。(此は伊勢には、凡て然書ならへる故に、其を正しと思ひて、改めたるなるべけれど、古事記の諸本皆大と作き、御紀も大抵大と有り、其外の古書も多くは然り、これ古体なればなり、)また常には。御を略きて。大神と書けども。(大神と書て、オホムガミと唱へ奉る、オホムは、即ち大御の、音便に轉れる後の唱へなり、物語文などにて、御一字をオホムと讀も、語は大御にて、今の俗言に、おみ某と云も同じ、さるを重言と爲は誤りなり、)萬葉。讀紀。式。祝詞。などにも。多く大御神と書り。(御を正しく美と讀み、神の迦を淸て讀み奉るべし、)大日孁貴命。

大日孁は。御紀訓注に。此云於保比屢咩と有り。此は天日を知看す由の御名にて。孁はすなはち女なり。〇月夜見命。月弓命。師云。月は都久と訓べし。月夜をば都久用とのみ。萬葉などにも詠めればなり(都夜用とあるをば、古書に見あたらず、)とあり。さて月弓命とも申す。弓は借字にて。夜見てふ言の轉れるなり。(然るを此れ等の字に就て、御名の義を説などは、例の論にも足らず、)さて月夜見とは。即ち今見放る月のことにて。(萬葉に、月の光を、月讀之光ともよめるを思ふべし、)此は元大地の根底に成れる夜見國なるを。須佐之男命の知看して。後に地と斷離て。今現に。見るが如くなれりしかば。須佐之男命は。即月夜見命と申す御名を負坐るなり。(なほ下に次々云るを見るべし、)私記云、問、日者是陽精、月者是陰精也、而今謂日神爲女神、謂月神爲男神也、何其反乎、答、所問者是唐書之義也、謂日神爲於保比留咩、謂月神爲月人男、是本朝神靈之事耳、未必與唐書同也、或説云生者、生而其主神也云々、釋紀云、異朝者有巨人盤古、觀

則爲晝、暝則爲夜壽八萬歲、死後目爲日月、骨爲金石、胎血爲江河、毛髮爲草木云々、伊弉諾尊、洗左右眼生日月神之由、相似盤古之昔歟、）さて此の大神を祭く御社は。式に。山城國葛野郡葛野坐。月讀神社。（名神大、月次新嘗、○此御社の起は、顯宗天皇卷三年の處に見ゆ、合せ見るべし、）綴喜郡。月讀神社。（大、月次新嘗、）此御社は、今大住村と云にありと、帳考に云り、）伊勢國度會郡。月讀宮二座。（荒御魂命、一座、並大、月次新嘗、）世記にも。此の御社のことを記して。月夜見命二座。（形、馬乘男形也、一書云、御形馬乘男形、著紫御衣、金作大刀佩也、）荒魂命（右方、）形鏡坐。（飛鳥宮御宇、丙寅年十一月十一日遷、魚見神社也、）と見ゆ。神祇式云。月讀宮二座、去大神宮北三里。內人二人。物忌父各一人。加御巫內人一人。宇治鄉中村に在り。（今云、帳考には、河原田村と云に在りと云り、）古は。荒魂命も別殿あり。伊佐奈岐。伊佐奈彌四區を總て。月讀宮一院と云へり。とあり。神名祕書に、荒魂命一座。右方。靈御形。月夜見命同形座。

（但御馬櫪無之、）寶龜三年八月入於官社。（伊佐奈岐社同時也、）又依御祟出御卜。准荒祭宮神嘗祭之時。神馬一匹被引進之。（大神宮禰宜最世記云、寶龜三年八月甲寅、幸難波內親王第、是日異常、風雨拔樹發屋、卜之伊勢月讀神爲祟、於是每年九月、准荒祭神奉馬云々、）仁壽二年八月廿八日依洪水神殿流損。同十月一日。任宮司伊度人。神宮禰宜注申。造立寶殿。齋衡二年九月廿日奉遷云々。伊弉諾神。與伊弉冉尊。又月夜見命。與同荒魂命。正殿洪水之時御同座之間。奉任神慮奉鎭于同殿也。貞觀九年八月改社稱宮。置內人員。以來月夜見命。與同荒魂命同殿座也。同十年增作寶殿。但伊弉冉社。月夜見之荒魂命無增作也。如本今號小殿是也とあり。（なほ下第三十一段、伊佐奈岐宮の處に引る文を、合せ考ふべし、）さて同書に。此神の御形のことを。卷向宮（景行天皇、）御代。豐玉彥命。豐玉姬命。承神託而刻木馬天童形。以奉獻。大神財是也。飛鳥宮（天武天皇）御代。丙寅歲十一月十一日。月夜見命。荒魂命靈鏡。奉遷于魚見

社ニ。是神託也。以後宮號之時。以三木馬與二天童一。木爲二神靈一者也。月夜見命靈。豊玉彦命所レ作。木馬天童。荒魂命靈豊玉姫命所レ作木馬座也。從二大神寶殿一奉レ渡二于月夜見宮一也。春秋考異郵云。月精爲レ馬云々。海神乘二駿馬一云々。とあり。然れば世記に。月夜見命の御形を。馬乘男形也と云へるは。此御形なりけり。(さるにても、其を豊玉彦、豊玉姫命の作れりとあるは、例の信がたき妄說にて、此は月夜見命は、海原を所知看すと云傳へを、海のことに思ひ誤り、萬葉に、月を月讀壯子、月人壯士、左佐良榎壯子、などよめると、漢籍に、月精爲レ馬と云、海神乘二駿馬一と云るに牽强たる、妄事と聞えたり、海神たちの作れりと云へるも、此より思ひつける妄說なるべし、)さて此はもと。大御神宮に。いと古くより有し神財なるを。月夜見命。同荒魂命の靈鏡を。魚見社に遷奉れる時に。此を御形と爲したるにて。後の御形なるを。(但し此も、淺き由ある事なるべけれど、今考ふべきたづきなし、)荒御魂命の御形を。鏡坐と云へるは。古き傳へなりけり。また式に。度會郡に。月夜見神社。此御社のこと。土御門天皇承元四年五月廿二日。改レ社爲レ宮。列二別宮一。在二沼木郷山田村一。(或說に、今の新月讀宮と云は是なり、と云と帳考にいへり、)また壹岐島壹岐郡。月讀神社。(名神大、)清和天皇貞觀元年正月從五位上と見ゆ。(今國分村と云に在と、帳考に云り、)さて出雲風土記に。島根郡千酌驛。伊佐奈枳命御子。都久豆美命此處坐。然則可レ謂二都久豆美一。而今人號二千酌鄕一とある。(坐、諸本に生とあるは誤なり、今は一本に依れり、)此都久豆美命を。內山眞龍說に。伊佐奈枳命の御子とあれば。月持にて。月夜見命なるべし。と云へるは信に然言なり。(其は月夜見命は、日向橘之小戶に生坐て、此命やがて須佐之男命にまし、出雲に久しく坐ませること、下に見えたるが如くなればなり、)また同記に。此鄕に。爾佐社と云有て。此記の鈔に。千酌鄕三社大神是也。合二祀都久豆美命。伊弉諾尊。伊弉冉命一と云へり。

○健速須佐之男命。健また速と申す由は。下(第三十段、)に見えたり。須佐の事は。下に於二勝佐備一云々。とある處に注べし。(第四十二段、)之男は。

建御雷之男。箇之男などの例なり。○上件。八十枉津日神より。速須佐之男命まで。凡て十二柱神も。伊邪那美命を以て御母とするなり。(其由は、下第三十段、須佐之男命の御言に、母國と詔へる處に云べし、又按ふに、伊邪那岐命の、御子生坐る事は、伊邪那美命と、もと御夫婦のちなみ坐るに依てなれば、伊邪那美命は、御伊なる謂なり、

故其八十枉津日神。亦名大綾津日神。亦名大屋毘古神。亦名瀬織津比賣神。此者天照大御神之荒御魂也。次其神直日神。亦名大戸日別神。亦名氣吹戸主神。亦名天之吹男神。亦名風木津別之忍男神。此者天照大御神之和御魂也。次速秋津日神者亦云速秋津日子神。次妹速秋津比賣神。此者水戸神也。次速佐須良比賣神者。與速須佐之男命。合力而座神也。

上件。瀬織津比賣神。氣吹戸主神。速秋津日神。速佐須良比賣神四柱者。所謂祓戸神等也。

大綾津日神。師云。綾は禍の意にて。語も通へり。(あやまつ、人をあやむるなどのあや、又さはる事のあるを、俗にあやのあると云ひ、又わやく者など云、みな禍の意なり、)○大屋毘古神。師云。大綾の阿を省て。大屋と云は。古語の常なり。(古事記に、繼体天皇の皇女、若屋郎女と申すを、書紀には、稚綾姫とかけり、然れば大綾をも、即意富夜とも訓べし、)津は例の助辭なれば。固より省きても云べし。と有り。(なほ第六十七段、大屋津比賣命の處考へ合すべし、)陽成天皇紀。元慶三年三月九日。授正六位上。綾都比神從五位下。と見ゆ。○瀬織津比賣神。御名義織は借字にて。瀬墮なり。其は瀬に降潜きて。最初に生坐るに依て。かく御名に負坐るなるべし。さて禍津日神は。大屋毘古神とも申せば。男神なりと思ふに。かく比賣とも申せれば。女神にも坐ましけり。(なほ下に、取すべて云を見よ、)○此者天照大御神之荒御

魂也。神名式に。伊勢國度會郡。荒祭宮。（大月次、新嘗。）とある宮を。內宮儀式に。稱大神荒魂宮。と見え。世記には。皇大神荒魂。伊弉那伎大神所生神。名八十枉津日神也。一名瀨織津比賣神是也。とあり。（また御鎮座傳記にも、荒祭宮一座、名曰天照大神荒魂也、謂祓戸神、瀨織津比咩神、是也とあり。）此甚正しき傳へなり。（そのよし下に、取總て云を見るべし、）○大戸日別神。師云。那富を約れば能となり。能と登とは橫通音なれば。大戸日は。大直毘と云に義異ならず。（能に通ふ登は、多く濁る例なれば、戸字をにごり、日を清むべし。）○氣吹戸主神。氣吹は氣吹にて氣吹戸とは。御禊坐る水戸を云ふ。（其は禍を直さむとして、御氣吹し給へる戸なればなり。）さて直毘神は。その氣吹門を主して。禍を吹失ひ給ふ故に。かく御名を負坐るなり。（大祓詞に、氣吹戸坐須、氣吹戸主止云神、根國底之國爾、氣吹放氐牟、とあるを思ふべし。）○天之吹男神。此御名も。禍を吹失ひ給ふよしなり。さて吹男と申せば。直毘神は。男神に坐けり。されどまた然は決がたき由あり。其は式に。山城國相樂郡に。和伎坐天乃夫支賣神社。と云も見えたれば。此は吹男。吹女と並べる御名にて。例の女男一柱にも坐ましけむ。と思はるればなり。（其は禍津日神を、大屋毘古、大屋毘賣と申して、女男二柱にも坐まし、伊豆能賣神を、速秋津日古、速秋津比賣と申て、女男二柱にも坐ますを以て、然は推量らるゝことなり。）○風木津別之忍男神。註訓風云加邪。訓木以音と有り。故師云。こは訓も名意も。いと〳〵心得がたし。思ふに。以音二字は。云宜の誤りならむか。宜を音の字に誤れるから。云字をば。さかしらに以に改めつらむ。（さて木を氣と云ことは、上の、子之一木の所に委しく云へり。）宜字を書るは。風木とつゞく音便に。濁るゆゑなり。さて式に。大和國高市郡。氣都和既神社と云あり。（但し此社は、姓氏錄に、伊我香色乎命男、氣津別命と云あり、是などを祭れるか、いかにもあれ、氣都和氣てふ語の據なり。）姑く此考へに依て。加邪宜都和氣と訓つ。なほも考ふべしとあり。○天照大御神之和御魂也。神名式に。伊勢國度會郡に。高宮（大、月次、

新嘗〕とある宮を。世記に。皇大神第一攝神。和魂多賀宮と見え。（また寶基本記にも、高宮和魂宮是也、と云り、）また多賀宮一座。伊邪那伎大神所レ生神。名伊吹戸主神。亦名神直日神。大直日神是也とあり。（また御鎮座傳記にも、多賀宮則伊吹戸主神、祓戸神、天照大神第一之攝神也と見え、御鎮座本紀には、多賀宮號二伊吹戸主神一、即大神分身坐、とも見えたり、なほ多かるを、今は一二引出つるなり〕此甚正しき傳なり。（外宮儀式を始め、此神を、豐受大神荒魂也、と云へる說どもあれど、其は誤なること、古史徵に委く辨へたるを見べし〕さて禍津日神。直毘神は。かく天照大御神の荒魂。和魂とのみ傳へつれど。實は速須佐之男命の荒魂和魂にも坐ましけり。其は五十猛神と申すは。（此神の事は、下第六十七段に注ふ〕卽禍津日神の亦名なるを。下に須佐之男命の御子と有り。天照大御神の荒魂と有る禍津日神を。須佐之男命の御子と申して。屬副坐ますは。然る謂よし無てあらめや。（但し御子と云るに疑ひあるべけれど、荒魂和魂は、謂ゆる分身に坐せば、御子とも申べきことなり〕さて荒魂の。かく二方に係るうへは。其和魂も。須佐之男命にも係ることは炳焉を。諸書に其由見えざるは。傳への洩たるなり。（されど須佐之男命、かの御荒びの後に、祓して、太じき功を立たまひ、其分魂、速佐須良比咩神の、其禍を持さすらひ失ひ給へるは、即直日神の、和魂に坐すしるしなり〕さて本體と坐す大御神。須佐之男命は。その荒魂和魂神より後に生坐ることに。疑ひあるべけれど。荒魂和魂は。かの分身にて。御體を分け給へるなれば。本體より前に生レ坐さむこと。然有るべき理なり。（また御子と申べき理も、自に著明し〕さて禍津日神。直毘神。かく二柱の荒魂和魂には坐せども。其荒魂は。須佐之男命に屬坐し。（五十猛神を師て、とあるを思ふべし〕直毘神は。大御神に屬坐し。（其は須佐之男命の御荒を、見直し聞直し給ひ、終には須佐之男命の御荒び心の、直りたるを以て曉るべし〕然は有れども。實は二柱神の荒魂和魂に坐が故に。互に其御魂の通ひ屬たまふ事になむ坐ましける。（そ之は男佐須命、御身の解除竟たまひて後に、外國

國を廻坐て、韓國之島者、有金銀、吾兒所御之國、不有浮寶則不佳也、と詔ひて、後に征たしめ給はむと、定め置き給へるを、帶中津日子天皇の御代になりて、大御神のしか御誨し坐て、伐しめ給へるを熟思ふべし、）妙なるかも奇しきかも。奇きかも妙なるかも。○荒御魂。和御魂。師説に。まづ古言に。阿羅と邇岐とを對へ言こと多し。和多閉荒多閉。和稻荒稻。和海布荒海布。毛柔物毛麁物。（爾基は、爾岐と同言なり、）などの如し。此和荒に。種々の意ありて。荒金。荒玉などの類は。物の生れるまゝにて。未だ修理を加へぬを云。其れに對へて。修治たる物を。和某と云。（右の荒稻和稻なども是なり、此は生熟の字の意なり、邇岐多豆と云地名を、熟田津と書り、）また物の麁きと精きとをも云。強きと柔なるとをも云ふ。また人家などの荒るゝと饒ふと（此饒も同言ぞ、）また浪風の騷ぐを荒ると云ひ。靜まるを和ぐと云ひ。神の心なども荒ると云ひ和むと云ふ。（那具、那岐、那基牟なども、爾岐、爾基、爾基牟など、同言なり、）さてまた物の間隙の間遠なるを麁しと云ふ。（大間麁籠、あらゝ松原などの類なり、）遠放るを荒ぶと云ひ。（萬葉にあらぶる君、またあらびなゆきそ、など云る是なり、）分散をあらくと云。（此れに對へて、和云々と云言は未だ思ひ得ず、大かた爾岐、阿羅の、右のくさ〳〵を、漢字にていはゞ、生熟、精麁、疎密などに當れり、其中に、疎を阿羅と云ことは多けれども、其對に、密を爾岐と云ことは未思得ず、爾岐波布など是に近し、また剛柔の柔をば、爾岐と云へども、其對の剛を、阿羅と云ることはなし、柔の對の阿羅は、強暴などの字に當れり、）右の種々を思ひわたして、和御魂荒御魂てふ名の義を度り知べし。さて此二御魂のさまは。仲哀卷に。住吉神の御誨に。和御魂者。服玉身而守壽命。荒御魂者。爲先鋒而導師船。と見え。出雲風土記に。天神千五百萬。地祇千五百萬云々。海若等。大神之和魂者靜而。荒魂者皆悉依給。云々とあるを以て。二御魂のさまを知るべし。（また下に、幸魂、奇魂とあるは、共に和御魂の德用を云へる名なり、然るを、幸魂を荒魂に、奇魂を、和魂に當たる説は

非なり、○今云、幸魂奇魂のことは、師說と異なり、其は第九十五段に注ふを見るべし。)さて神の御靈を。此二に對言は。たゞ其德用を云名にこそあれ。全體の御靈は御靈にして。必しも此二に分れたる外無には非ず。其はまづ一の火あらむに。其を分取て。燭と薪とに著れば。燭にも薪にも移りて燃れども。本の火も亦滅ることなく。滅ることもなくして。有しまゝなるが如く。全體の御靈は本の火にして。和御魂荒御魂は。燭と薪とに移し取たる火の如し。(今云、然るを世人此義を知らず、二社に鎭坐す神々をば、その全体の御魂を、此二に分ちて、其片つ方荒魂なれば、今片つ方をば推て必和魂と心得るは非なり、たとへば伊勢の荒祭宮は、大御神の荒魂に坐せども、然りとて本宮は、和魂と申す物にはあらず、全體の御魂に坐して、和魂は高宮に坐り、また津國の廣田神社も、天照大御神の荒魂なり、かく同神の荒魂の、一に限らざるも、彼の火をいくつも、薪に分取りたらむが如し、また大和國大和神社は、大國主神の荒魂に坐せども、出雲國杵築大社は、和魂にはあらず、全躰の御魂に坐して、和魂は大三輪社に坐り、然るにまた狹井神社は、其大三輪神の荒魂なるは、和魂神に、また荒魂あるなり、此は彼の分取りたる燭の火を、また分取て、薪に移したらむが如し、さてかく大御神、大國主神ともに、和魂も荒魂も坐せども、伊勢本宮、杵築大社も、また同神々の全躰の御魂に坐すは、本の火も、なほ本のまゝなるが如し、但し此はもと師說なるを、少か論ひ直して記せるなり、合せ考ふべし、○或人吾が師に問ふ、書紀に、住吉大神の荒魂は長門國に、和魂は津國に祠り給ふとある、然らば、其全躰の御靈は、何れの社ぞや、師答、社を建て祀ると、不ざるとは此方の事にて、彼方の御靈のうへにはあづからず、されば神代に、尊き神たちの中にも、其主とある社は無きも多し、さりとて其神は、御靈無しと云べからず、且韓を征給へる度に、住吉大神を祭給へるは、其和魂荒魂の御ちはひによりて功成し故に、其を祭給ふなり、かくて和魂荒魂とて、別物には非ず、即其神の御靈なれば、其外に別に、全躰の御靈の社とてはなきも、何事かあら

む、さてまた何神にもあれ、社を建て、和魂とも荒魂とも無くて、此處にも彼處にも祭ることある、其れも同じ御靈なり、必しも、和魂荒魂と云に限ることには非ず、但し同神といへども、其祭る社に隨ひて、其御靈もほど〳〵に、尊卑大小けぢめなどはある、此彼火を分取るに、燭薪にまれ、其餘何にまれ、著る物の、大小多少に隨ひて、うつれる火も、其けぢめ有が如し。)これらを以て。御靈の全體は必しも二に分れて。それに限れる物には非ざることを曉るべし。と云はれたるを熟思ひて。神の御靈の奇しき理を辨へ。また下に見ゆる。禍津日神。直毘神の事實を考へ通して。荒御魂和御魂の德用を辨ふべし。(其は須佐之男命の、宇氣毋智神を殺し給へるに依て、穀物の生り、又その荒び給ふを、大御神の見直し聞直し給ひて、終に須佐之男命の和み坐して、くさ〴〵の功を立給へるなどなり。)扨この二柱神は。天照大御神。須佐之男命の御靈とは申せども。其本を深く想へば。伊邪那岐命の御靈の分りて。大御神と須佐之男命の。荒御魂和御魂と現れ坐るなり。(其は禍津日神は、

夜見國の穢を、惡み所思す御靈に因て生坐し、直毘神は、其禍を直さむと、所念し凝し坐る御靈に因て、生坐る由緒より。深く考へて悟るべし。)是はた彼風火金水土の神たちの。分り坐ると同く。此時かく分らでは得有るまじき。幽き謂れのあることにて。二柱の皇產靈大神の。御靈に依てなることは。言までもあらず。(なほ彼處に言へる說を、合せ辨ふべし。)さて終には。禍津日神の正身は。須佐之男命に。直毘神の正身は。大御神に屬坐して。天上と夜見とに分りて。永に其國々に神留坐しつゝも。此國土に靈幸ひ坐すこと。風火の處として至らぬことなく。物として。風火金水土の理の具はれると同じきなり。故世中に。吉善ことに凶惡ことといつぎ。禍事に福事のいつぐぞかし。其は國土のみならず。神も人も。各々某々に。此二柱神の御靈は。賦り賜はり有るになも。(其は神も人も、其本は皇產靈大神、國產坐る大神の御靈に依て、生出たるなれば、然有るべき理は炳焉し。)然る故に。神も人も。穢きことと惡き事を憎み怒らぬはなく。善神善人と云へども。怒ては荒ぶる事

をも爲給ふぞかし。爲ぞかし。これ禍津日神の御靈を賜はり有ればなり。然在に。その惡み怒る心を和し靜めて。聞直し見直し給ひ。思ひ直すは。これ直毘神の御靈を賜り有ればなり。(いと善き神たちの、その祭のおろそかなる、或は穢きことなどの有るを怒坐して、荒び坐る事の、古書に多く見ゆるは此故ぞ、かれ祟神を祭る祝詞、その外にも、神直日大直日爾直志給比弖、と稱へ、中にも大殿祭祝詞は、屋船命に白す辭なるに、漏落武事乎波、神直日命。大直日命聞直志見直志氐、と云るを熟思ふべし、此諸神たちにも、漏落たることを怒り給ふ、禍津日の御靈は有り、また其を聞直し見直し給ふ、直毘の御靈も有るが故に、かくは稱ふるなるをや、此れに准へて、人も各々然るべき理を悟ねかし)さて祝詞文どもに。禍津日神の爲給ふ禍事に。相率り相口會ふこと無くと稱す事の、此彼見ゆるに就て言はゞ。彼の怒る心を思ひ直さで。荒ぶる事の彌進みに進みゆくを。禍津日神の爲給ふ禍事に。相率相口會ふとは言べからむ。(あなかしこ、勿率りそ、勿口會ひそ、穴かしこ、)

然は有れど。此二柱神の御靈は。譬ば車に兩輪あるが如く。誰もなくては得有るまじき謂れあり。其は彼元亨の御代の事などを思ふに。新田義貞朝臣。楠正成朝臣など。北條が穢き所爲を惡み。世の亂れを直さむの心ありて。天皇の御命を待搆へられしは。禍津日。直毘二御靈を兼たるなるを。さる心も無く。北條が勢の大なるに恐れて。とあるもかゝるも。神の御心に因て然るなれば。如何せむ。人力の及ぶべきに非ずとて。武士の道をも熟はず。默止あらむは。和魂の所爲にも有れ。更に言ふがひなき事ならむを。待搆へたるまに〳〵。天皇の御命かしこみ。世のまめ君の御爲に。自の力の微を思はず。軍を發して北條を亡したるぞ。荒魂の德用には有ける。(但し此は大略の狀を言ふなるを、猶密に言はゞ、和魂の用に荒魂の用をかね、荒魂の用に、和魂の用を兼ずては事を成さず、言ひもて行けば、其德用の一に歸て、おほ〳〵しきは、其本は、伊邪那岐命の、一御靈の、二に分りたる謂によることゝぞ思はるゝ)かくて後に。また足利の醜臣が。御世を亂したるにも。彼が勢

ひの大なるに。少も屈ることなく。千ぢに心を碎つゝ。宸襟をやすめ奉らむと爲しかども。終に心の如くならざりしかば。道の大義のまゝに。討死せられしかど。(義貞朝臣は、此後させる事もなかりしかど、正成朝臣は、)死てもなむ其靈を。生子うからやからに移しつゝ。其本懷を遂むと爲られしは。是ぞ和魂荒魂をかね用かして。事成らざらましかば。死となりて全からむより。玉となりて碎かるべき。人の靈の鏡なりける。(是に就て或人の、吾なみ古道を說明さむと勤むを詰りて、今は人草おし並て、外國說に率りて、古道を聞く人とては、かばかり多き人草の、千萬人の其中に、一人二人もなきさまなるを、何の世にかは、此道の弘まるべき、勞きたりとも、功は立まじき徒事なり、と言に答へけらく、世人の此道の尊きを知らざるは、其知らざる人の誤りにこそ、此方にはあづからぬ事なり、邪說を惡み、古を學ぶは、人の道なるを、人の知ると知らぬに心をおきて、など學ばでは有べき、其は譬へば、武士とあらむ人の、今は兵器を用ふる事なき世なりとて、其道を習はでは得有るまじきが如し、此道を用ふる人なく、聞人なしとて、其善を知りつゝ、明めむともせず、世人なみに率りて有むは、荒魂和魂の用を知らざるものぞ、然れば他道々の惡むべき謂をよく辨へて、古道をよく明らめ、他道の曲れるを直さむと搆へて、其用ひられむ時をまつぞ、學問者の勤なる、其は今しこそ、此道の、他道々に押けたれて、聞入るゝ人もなき樣なれど、他より入來し說すらも、かく弘ごれるを思ふに、固有し神ながらなる道の、本の如く、行はれざる事の有べきかは、今既に其氣の見えてあるをや、又凡人すらに、心あるは、神の道の尊きを辨へて、尊み合ふを、ましで人草を撫治め給ふ君は、神にし坐ませば、其明なる御心に、此道の神ながらなる事を知看さで有べきかは、神の御國に、いかで永く、他國の道を用ひ給はむ、終には神の道を主と立給はむは、言までも非ず、然るを今はなほ、人草どもの欲するまに〳〵、寛裕にして治給ふは、淺き謂の有ことならむを、其廣き厚き御恵のほどは、凡人のいかで伺ひ測るべき、此を思はで、只に聞人なき世

に、古道を學ぶは、いたづら事の如く思ひ、又此を學ぶ人の、其を用ふる人なきを憤り、道の學びに怠りなどして、上より御命を令して、此を弘め給はむ時を待かまへ、さて己が生涯に事成らずは、楯ぬしの如く、生の子、弟子に靈幸ひて、世に用ひられむ時を、待べきことを知ざらむは、共に荒魂のすさびにて、和魂の用を、辨へ知らぬ人とこそ云べけれ、されば書物を著作りて世に遺しおくは、大くも小くも、我が魂を人に幸ふ事なるが、わが説く趣は、一つなれども、門人の聞取やうに異あり、たとへば一の火を以て、薪に移したらむにも、堅木と雜木は異なるが如くなるべし、但し此は學問のうへのみならず、何事にも通ることぞ、)

(速秋津日子神。速秋津比賣神。師説に。秋は借字にて。秋津は清明き意なり。(明津を約めては伊豆と云こと、上に云ふが如し、續紀宣命に、明支清支直支誠之心以而云々、すべて清きをあかきと云こと、赤心など古言に例多し、)とあり。さて此神は。上には伊豆能賣神と云て、一柱に坐り、(書紀には、速秋津日神と云て、一柱に坐し、大祓詞にも、速秋都比咩と云て、一柱に坐り、)然るにまたかく詳に。此古比賣二柱にも坐まして。次段に。河海に因て持別て。御子をさへに生坐るは。例の分身に坐ますが故なり。(第百二十五段に、此神の子孫に、櫛八玉神と云も見えたり、)さて此二柱神は。伊邪那岐大神の。豫母都國の穢惡を速に祓清めて。明くなり給はむと。所念し凝し坐る御靈に依て。生坐る故に。かく御名に負坐るなるべし。(禍津日神は、穢を惡み給ふ御靈に座り、伊豆能賣神は、穢を清め給はむとする御靈に憑れり、此差を思ひ混ふべからず、)○水戸神。師説に。水戸は。(水門と書るも同じことなり、扨古く美斗と云訓も有て、今はたさる地名もあるなれば、然讀むも、惡きには非ず、土佐日記に、あはのみとを渡る、とあり、されどなほ、)齊明紀の大御歌に。瀰儺斗と云こと有り。(萬葉哥にも多し、)是に依て訓べし。即水之門の意にて。門は海の出入る戸口なること。上なる粟門の處に云が如し。(和名抄には、湊和名三奈止とあり、俗にも此字を用ふ、)とあり。さて上に引る外宮の書どもに。禍津日神。

直毘神を。祓戸神と云由見え。（世にも此神等をしか云めり。）また直毘神を。氣吹戸主とも申すを思ふに。御禊し給へる水戸は。即ちこの時の祓戸にて。其を氣吹戸と云は。上に云へる如く。氣吹して祓ひ坐る戸なればなり。かくて瀬織津比咩。氣吹戸主。速秋都比咩ともに。祓して氣吹坐る。水戸に生坐るなれば。其處にて。禍を祓ふ功を爲し給ふなり。（其は大祓詞に。高山之末短山之末與理。佐久那太理爾。落多岐津速川能瀬坐。瀬織津比咩止云神。大海原爾持出奈武。如此持出往波。荒潮之潮乃八百道乃八潮道之。潮乃八百會爾坐須。速開都比咩止云神。持可可呑氐牟。如此可可呑氐波。氣吹戸坐須。氣吹戸主止云神。根國底之國爾氣吹放氐牟。とあるを思ふべし。）故三柱ともに。祓戸神とも。水戸神とも申べき筈なるを。中に速秋津日神をのみ。水戸神と申すことは。直毘神。禍津日神は。上に云へる如く。其御體は。大御神と須佐之男命に屬て。天上と夜見とに分り坐ればこそ。其水戸に坐して。禍を祓ひ給ふは。其幸御靈の徳用に坐ませり（然れば氣吹戸主。瀬織津比咩と申す御名は。亦名とは申せども。實は祓戸に坐て。禍を祓ひ給ふ御靈を申す御名になむ有ける。故大祓詞に。この御名を擧たり。）然在に。速秋津日神は。永に水戸に坐して。汚穢を滌むる功を主と掌給ふ故に。水戸神とは申すならむ（其は下に。河海に因て。御子生給へるにても。水戸は主と。此神の知看す事は知られたり。）また此三柱神の生坐る事實を。なほ委く考ふるに。上にも云へる如く。禍津日神は。穢を惡み給ふ御靈に因て生坐し。直毘神は。其禍を直さむと爲たまふ御靈に依て生坐し。伊豆能賣神は。穢を祓清めむと爲給ふ御靈に因りて。生坐るなれば。此神の。主と此方に功の坐ますことは。信に然在べき理なり。（熟思ふべし。よく考べし。）さて式に。伊勢國度會郡に。瀧原宮（大。月次。新嘗。）とある宮を。內宮儀式に。稱天照大神遙宮（御形鏡坐。）と見え。世紀に。瀧原宮一座（靈御形鏡坐。）水戸神。名。速秋津日子神是也。とあるなどを合せて考ふるに。此神も。天照大御神の分御魂に坐ますと聞えたり。其は大御神の遙宮に鎭坐すと。其伊豆能賣てふ御名の。

撞賢木嚴之御魂。と申す大御神の御名に由あるを。潑く考へて曉るべし。（そも〳〵遙宮のことは、離宮とも稱て、本宮のあるに對へて、その御幸の宮、また遙より拜み奉る料に、本宮より離して建たる宮を云名なれば、必その本宮と同じ御靈を、祀るべき謂なればなり、彼伊雜宮をも、大御神の遙宮なるよし、內宮儀式に見えて、其祭神を、世記に、天日別命子、玉柱屋姬命是也、と見えたれども、此を天日別命の子なるよし云へるは、決めて後人の臆度に云る說なり、さるは此宮も、大御神の遙宮と申すうへは、其御魂をこそ齋くべき理なるに、日別命の子を祭るべき由あらめや、なほ言はゞ、神名祕書てふものに引る、機殿儀式帳と云書は、古書と聞えたるに、機殿の祭神を、大神御靈、麻績屋姬神と申すよし、見えたるなどを思ふに、玉柱屋姬命と申すは、此と同じ類の御名にて、大御神を、伊雜宮にて稱す御名なるべきこと、疑ふべくもあらず、なほ伊雜宮のことは、垂仁天皇卷、二十五年の處に云ふを見るべし、此にはただ例を論ふのみぞ。）然れば伊豆能賣神を。天照

大御神の。世の汚穢を祓ひ清め給ふ御靈と申さむも。いたく違ふには非じかし。さて又瀧原宮にならびて。竝宮一院とある宮を。世記に。竝宮一座。（靈御形鏡坐）速秋津日子神。妹。速秋津比賣神是也。と云り。（或書に、竝宮、亦皇大神宮遙宮、在瀧原宮地內、故云瀧原竝宮也と云り。）式に。たゞ瀧原宮とのみ有て。二座となりけれど。此竝宮をこめたるにぞ有べき。○速佐須良比賣神。御名の義。速は速秋津日神の速と同く。稱言なり。佐須良は。大祓詞に。速佐須良比咩止云神。持佐須良比失弖牟。とある佐須良比なるを。比賣の比と。二つ疊りて約れるなり。（同音のかさなるは、自然に切まりて、一になれる例は、いと多かり。）言義は。崇神天皇紀に。流離とある如くにて。別に潑き御鼻の汚穢の。流離ひ出るに因りて。生出坐し。其謂によりて。萬の穢禍事を。根國底國に。持流離ひ失ひ給ふ神に坐す故に。かく御名に負坐るなり。（後世の書どもに、左遷をさすらひと云も、此謂によることなり、其由は、第七十九段に委く注べし。）○與速須佐之男命。合

力而座神也。さきに。洗給御鼻之時云々と記し。此にかく記せる事は。御鎮座傳記に。伊弉諾尊。到筑紫日向小戸橘之檍原而。祓除之時云々。亦洗鼻因以生神。號速佐須良比賣神。素戔烏尊與合力座給也。と見えたる傳へに據れり。然るは此傳ぞよく實の旨に符ひて。決めて後人の言出まじき說にて。御紀古事記の謬をさへに。正し明らむべき。最も妙なる傳へなればなり。其は此傳の實の旨に符由は。大祓詞に。瀬織津比咩止云神。大海原爾持出奈武。如此持出往波云々。鹽乃八百會爾座須。速開津比咩止云神。持可々呑氏牟。如此可々呑氏波。氣吹戸坐須。氣吹戸主止云神云々。氣吹放氏牟。如此氣吹放氏波。根國底之國爾坐。速佐須良比咩登云神。持佐須良比失比氏牟。とある。瀬織津比咩。（すなはち八十枉津日神なり、）速開津比咩。（すなはち伊豆能賣神なり、）氣吹戸主。（即神直毘神なり、）ともに。此時生坐る神等にて。此の傳へによく符るを。速佐須良比咩ばかりは。御紀古事記ともに。此の傳になき神なるは。傳漏したること炳焉し。かくて二典ともに。天照大御神の生坐して後に。御鼻を洗ひ給ふ時に。速須佐之男命の生坐ると傳へたれど。此は實の旨に符はざる。誤傳なりかし。其は上に言へる如く。鼻は萬の汚惡の。先入る所の。汚穢の出る所なるに。御鼻より受給へる汚惡を。いまだ去り給はざる前に。大御神の生坐るとしては。御親撞賢木伊豆之御魂。と御名告坐るに符はずなむ。（其は伊豆之御魂とは、清まり極たまへる由の御名なればなり、）然れば御紀古事記に。御鼻を洗ひたまふ時に。速須佐之男命の生坐りと傳へたるは。速佐須良比賣神の生坐る傳を誤れるにて。御鎮座傳記に。此傳の存れるは。甚もいとも尊く歡ばしく。此よなき賜物になむ有ける。（阿波禮、この御鎮座傳記を著せりしは、何人ならむ、いかに禍神に率られけむ、無上至尊き天照大御神に次て、いとも〱やごとなき豊受大御神を、國之常立神に爲欲く思ふ心より、種々の妄事どもを記したるが、然すがに古き世のわざなりしかば、古事をも多く採つと見えて、餘の正しき書に漏たる事の、やごとなき事もおほく存るが中に、この速佐須良比賣神の傳

を、採輯し殘せる功は、古學のいみじき助となりて、二典の誤をさへに、此傳に據て、正し明めらるゝことよ、種々妄說を記せりし罪は、この功にくらべては、何ばかりの罪にもあらず、贖はるべくぞ所思ゆる〕さて合力而座神也とは。速佐須良比賣神は。かく前に生坐れど。實は速須佐之男命の。分魂神に坐て。須佐之男命の持たまふべき事を。此神の持たまふ故に。合力とは云るなるべし。〔此事委くは、第七十九段に注べし、御紀、古事記に、御鼻を洗ひたまふ時に、須佐之男命の生坐り、と傳たることも、かゝる事よりぞ混たりけむ〕さて上に出たる。速玉之男神は。豫美國の汚穢を惡ひて。御唾爲たまへるに因て生坐し。此神は豫美國の汚穢を。流離失ひてむと欲せる御靈によりて。生坐る神なる故に。ともに速須佐之男命に屬坐せり。〔そは速玉之男神を、熊野新宮と申して、須佐之男命と同神の如く申し、速佐須良比賣神を、與須佐之男命、合力而座たまふ、とあるを深く考へて思ひ明らむべし〕岡田正利と云人の。此傳記の注に。籛川記云。素戔嗚尊。根國に

退たまひ。御名を八束髮早佐須良神と申奉る。とありと云へり。〔八束髮は、早の枕言にて、髮生やと係たるなるべし〕予いまだ。その籛川記と云書を見ざれども。此亦後人の。かつて作り出まじき神名なれば。決めて古傳の存れるにて。此に由ある傳なるべくぞ所思たる。○祓戶神等。祓戶は。祓する處を云。神祇令に。大祓〔義解云。謂祓者解除不祥也〕云々。百官男女聚集祓所と見え。貞觀儀式に。大祓條に。百官會集祓處。神祇式。大祓條に。向祓所とある是なり。また同條に。祓庭とも見えたり〔また元正天皇紀、養老五年七月の下に、令會於大祓之所、とも見えたれど、此は大祓と云へるから、之所とは云るなり〕さて上件四柱神は。大祓の時に。其所にて祭る神たちなる故に。祓戶神とは云なり。御鎭座傳記に。荒祭宮の下に。祓戶神。瀨織津比咩神是也といひ。多賀宮の下に。伊吹戶主神。祓戶神也と見えたり。速秋津日神と。速佐須良比賣神とは。祓戶神と申せること。物に見えねど。大祓詞に據て按に。祓戶神と申すべきこと論ひなければ。此にかくは記

せるなり。(朝野群載に、中臣祭文とて、大祓詞を記されたるに、祓戸乃八百萬御神達、と云へるが非なるを始め、今世の神奴たちの祓する時に、八十柱津日神、神直日神、大直日神、底津少童命、底筒男命、中津少童命、中筒男命、表津少童命、表筒男命、九柱を、祓戸神と祭ることは、故實を明らめざる中世人の、御紀の御禊の段によりて杜撰れる、漫事にならへる誤なり、底津和多都美神以下六柱も、この御禊の時に生坐るにはあれど、祓禊の事に、功を爲たまふ神等には坐まさぬものをや、)さて瀨織津比咩神は。伊邪那岐命の、汚穢を惡ひ給ふ御魂に因て生坐し。(即枉津日神なること、上に見えたるが如し、)氣吹戸主神は。禍を直さむと欲す御魂に因て生坐し。(すなはち直毘神なること、上に見えたるが如し、)速秋津日神は。汚惡を淸めむと欲す御魂に因て生坐し。(即伊豆能賣神なること、上に見えたり、)速佐須良比賣神は。豫美の汚濁を流離失ひてむ　と欲す御魂に因て生坐せり。此四柱の中に、直毘神と伊豆能賣神とは。大御神に屬坐し。枉津日神と速佐須良比賣神とは。須佐之男命に屬坐れど。和魂。直毘神と。荒魂。禍津日神とは。須佐之男命と。大御神とに通ひ屬たまひ。(此事上に委く云へりき、)伊豆能賣神と。佐須良比賣神とは。分り屬給ふのみにて。通ひ屬たまふ事なく。かくて四柱共に祓處にして。諸の枉事罪穢を祓失ひ。此時伊邪那岐命の御禊ませる謂のまに〳〵。功を爲給ふことは。妙なりとも奇靈なりとも。なかなかに。想ひ得つる意の。百千が一も語りがたき事なりかし。(なほ第七十九段に注へるを、合せ考ふべし、)

○銕胤云。この卷を上木したる者は。第五卷と同く。甲斐國巨摩郡古市場村に住る。矢崎隨美。また同所なる。矢崎豊長。また同郡江原村に家居る。内藤昌實らなり。

古史傳七之巻

平篤胤謹撰　男　鐵胤　續攷
孫　延胤

神代上七之巻

故其速秋津日子神。速秋津比賣神二柱。因河海持別而。生坐之神名。沫那藝神。次沫那美神。次頰那藝神。次頰那美神。次天之水分神。次國之水分神。次天之久比奢母智神。次國之久比奢母智神。凡八神矣。

因河海とは。師云まづ水戸は。河水の海へ落る所の戸口にて。（河口と云こともあり。）河と海との際なるを。此神一柱は。其河の方に倚坐し。一柱は海の方に因坐て也。さて何を河の方。何を海の方とせむ。かの大祓詞に。比賣神を。八鹽道之鹽乃八百會爾坐と云ひ。また上の山津見。野椎の例にも依て。姑く日子神は河の方に。比賣神は海の方に。因坐と定むべし。河海は加波宇美と訓べし。（常には宇美加波と云なれたる故に。河海と書るをも。然訓ことなれど。此は河方の比古神は上に。海方の比賣神は下にあり。また常に何となく。宇美加波といふとも。少異なればなり。）○持別而とは。師云。同水戸の内を。河に因れる方と。海による方と。二柱神の別て持坐を云なり。（さて持別而生。とつゞきたれども。持別は此神たちの凡の上を云るにて。生に係れることには非ず。）○沫那藝神。沫那美神。名義。師云。沫は字の如く水の沫なり。（假字は阿和なり。阿波とかくはひが事ぞ。）那藝は水上の和たる意なるべし。（或人も然云き。）さて此に那美と對ひたるは。那美は水上の騒ぐを云言にて。波と云名もそれより出たるなるべし。（今云。伊邪那岐。伊邪那美の御名の。那岐那美と異なり。思ひ混ふべからず。）頰那藝神。頰那美神。名義。師云。頰は借字にて。訓は和名抄に。頰和名豆良とあるに依べし。都良は都夫良の切りたる言なり。其は下（第百四十二

段、)に。猨田毘古神云々。其海水之都夫多都時之名謂二都夫多都御魂一。其阿和佐久時之名謂二阿和佐久御魂一。とあり。都夫良は即都夫多都音にて。其貌をも云なり。沫と竝びたるも。彼と同きを以て知べし。(萬葉十八巻に、かぢのおとの都婆良都婆良に、と讀めるも、櫓の水にさはりて、つぶだつ音を云て、同言なり、又廿巻に、ほりえこぐいつての舟のかぢ都夫米、おとしばたちぬみをはやみかも、」此都夫米もつぶら〳〵と鳴を、つぶめと云なるべし、又つぶりと沒入ると云も、物の水におちいれば、つぶたつありさまを云ふ、)圓を都夫良と云も。其形より出たり。(猶彼段に云言どもをも、引合せ見よ、)今云、人の頭を都夫利と云も、まろきより云か、)○天之水分神。國之水分神。本に訓レ分云二久麻理一とあり。名義。久麻理は分配にて。(即書紀に、分を久婆留とも訓り、)水を分り給ふ由の御名なり。神名式に。大和國吉野郡に。吉野水分神社。(大、月次、新嘗、)文武天皇紀。二年四月。奉二馬于吉野水分峯神一祈レ雨也。と見えたるを始め。仁明天皇紀。承和七年七月己酉授二無位水分神從五位下一と見え。萬葉七巻に。神さぶる磐根こゞしき三芳野の。水分山を見ればかなしも。と詠るも此なり。(今子守明神と稱して、丹治村と云に在り、昔は水中址水分山に在りしを、年々に山崩れしかば、此に遷したりと云傳ふるよし、帳考に云り、師云、丹後國與謝郡籠神社は、天水分神なりと云、また古今六帖、片戀題哥どもに、美許母理神と多くよみ、清少納言が冊子に、神はと云中にも、美許母理神あり、是らも水分を訛れる名か、吉野なるをも、後世には然云なり、今云、籠神社は、嘉祥二年二月、奉レ授二從五位下一、と見えたるを始め、貞觀六年十二月、授二正五位下一、同十三年六月、從四位下、元慶元年十二月、從四位上、など見えたり、さて常國のことを記せる書どもに、籠宮大明神は、與謝郡府中村にありて、一名は籠守大明神とも云、里人は籠大明神と云、今在記には、天水分神なりと云、正一位籠之大明神と云額をうちたりと云ひ、また同國加佐郡の方へ開きて、海中に周廻三里ばかりの島あり、其を小島と云、社ありて、老人島大明

神と云ふ、ヲシマと云へるは、老人島の轉れるにや、同國河守里大神宮の社人、此社を預れり、式籠神社是なり、など云へり、よく探ぬべし、）宇陀郡に。宇太水分神社。（大、月次、新甞、○今毋里村と云に在り、と帳考に云ひ、大和志には、在下井足村と云り、何れか是ならむ、）山邊郡に。都祁水分神社。（大、月次、新甞、○和名抄には、都介と作り、縣居大人云、今山邊郡鞆田村と云に、都介山と云山あり、此なるべし、）葛上郡に。葛木水分神社。（大、月次、新甞、○本に名神とあれど、名神祭式に載ざれば、衍なるべし、故上に擧たる三社の例に依て除きつ、さて此社は、今關屋村と云に在、と帳考に云り、縣居大人云、今葛木郡増村と云に、みこもりと云處あり、）あり。此社々何れも清和天皇貞觀元年正月。正五位下を授奉り給へり。祈年祭に。此四社をも祭給ひて。その祝詞に。水分坐（水分神の坐所々を、即水分と云なり、）皇神等能前爾白久。吉野。宇陀。都祁。葛木登御名者白豆。（その坐ます處を、やがて御名と云ひなせり、即上に擧たる四社なり、）稱辭竟

奉者。皇神等能寄志奉牟奥津御年乎。八束穗能伊加志穗爾寄志奉者。（此等の文の意は、第七十四段、御歲神の處に、此祝詞を引たれば、其處に注べし、）皇神等爾初穗乎波。頴爾母汁爾母瓺閇高知。瓺腹滿雙氐稱辭竟奉豆。遺乎波。皇御孫命能。（遺乎と云ること、餘の祝詞に例なきことなるは、殊に此神を尊み坐るよしなるか、外に故由ある事なるか、）朝御食夕御食能加牟加比爾。（考云、神是も朝夕の御食料の、神顯にして、と云なり、神は即神に奉れる遺と云よりうつりて、是をも祟み云のみ、加比は稻穗の名なれど、米のことにも云例は、御年の神等に申す文に云へるが如し、下に和稻と云も、卽米なり、）長御食能遠御食登（長も遠も祝言なり、）赤丹穗爾聞食故丹。（赤丹とは、赤土を云、且その赤き餘光を穗といふ、萬葉に、紅に衣染まく欲けども、著なば丹穗や人の知べき、など云り、扨こゝも御孫命の御病おはしまさず、大御顏の赤きを申せり、下神賀詞に、赤玉能御阿加良毘坐と云も同じことなり、）皇御孫命能宇豆能幣帛乎。稱辭竟奉久乎。諸聞食登宣。と見

えて。新年に此神をも祭り給ふは。雨をほどよく分り給ひて。穀物のよく登らむことを祈り給ふなり。右四社の外にも。式に河内國石川郡に。建水分神社。此社は。貞觀五年八月。授從五位上建水分神正五位下。同十六年三月。授正五位上建水分神從四位下。元慶三年九月。授從四位上。など御紀に見ゆ。（河内志に、延元二年四月授正一位、有額題云正一位建水分神、其背面云、延元二年丁丑四月二十七日、勅授位記、五年庚辰四月八日、左衛門少尉楠正行書、とあるよし云り、今は水分村といふに御社あり、と大野廣則云り）攝津國住吉郡に。天水分豐浦命神社。（豐浦命と云は、仁德天命の大宮などに由有て、負給へる御名なるべし、帳考に、在安立町、今稱歩王と云り、）清和天皇紀。貞觀元年三月の處に。安藝國正六位上。水分天神授從五位下ともあり。（此社今詳ならず、）○天之久比奢母智神。國之久比奢母智神。名義。師説に。久比奢母智は。汲匏持なり。（美比を約めて比といひ、棊を省けり、その省ける棊の濁の、佐へうつりて奢となれるは、語の自然の勢なり、）其由は。鎭火祭祝詞に。火結神生給氏云々。水神匏乎持氏鎭奉禮。止事敎悟給支。（今云、此こと第十二段に見えたり、合せ考べし、）とあると合せ考へて悟べし。但し彼は火神の荒ぶるを鎭めむ備に爲給ふといふ傳なり。此は其のみならず。水分神と同く。凡て萬に水を施して。功を成しむる神なり。とあり。扨この二柱は。上の水分神と名は異なれども。水を分る功は同じければ。水分と云ひ。久比奢母智と云は。此なる四柱にわたる御名なるべし。さるは大和國に。水分神社と云四社ありて。久比奢母智神社と云はなく。祝詞にも。水分とのみ有ればなり。熟事狀を思ひ辨ふべし。

此時伊邪那岐命。大歡喜而詔曰。吾者生生子而。於生終。得二柱貴子也詔矣。爾其天照大御神。質性光華明彩坐而。照徹於天地。故伊邪那岐命詔曰。吾子雖多未有若此靈異之子。不宜雷此國也詔而。

卽其御頸珠之玉緒。瑲瑲然取由良迦志而。賜天照大御神而詔之。汝命者所知高天原矣。事依而賜也。故其御頸珠之名。謂御倉板擧之神。是時。天地相去。未遠之故。以天之御柱。擧奉天上矣。故天照大御神者。隨其依賜之命而。知看高天原矣。次詔健速須佐之男命曰。汝命者。所知青海原潮之八百重也。事依給矣。爾此神亦質性。光彩亞日神而。明麗坐矣。

大歡喜而。師云。この言。古事記に往々に見ゆ。(大歡とも、歡喜ともあり、)大は伊多久と訓べし。例は萬葉七に。大莫逝とあり。(また十一卷に、極大とあり、)伊多久てふ言は。古事記に。伊多久佐夜藝豆と見ゆ。痛の意にて。卽萬葉に此字を數書り。(また甚字をも訓り、)さて如此き大字。その所に依て。伊登とも訓べし。其も意は同じかれど。語の連に依て異ることぞ。(意富伊爾と訓は漢文讀にて、古の格に非ず、)〇子とは。師云。

神のみならず。上の嶋國。青人艸の祖たる。八百萬神。また萬物をもかけて詔ふなり、始に淡嶋を不入子之例とあるを以て知べし。〇生々而。は師云。次第にいと數多生坐るを云。行々て。戀々て。居々てのたぐひの古言なり。〇於生終。師云。宇美乃波豆邇と訓べし。萬葉九に。夕鹽之滿乃登等美爾など有ると。同じ語の格なり。(此餘も此格なほ多し、)〇貴子は。師云書紀に。珍子と書て。訓注に。珍此云于圖とあり。また大殿祭祝詞に。皇我宇都御子。皇御孫之命。とある。これらを合せて。宇豆能美古と訓べし。(また玉篇に、珍字に貴也、と云注もあれば字も、然訓むに難もなし、)さて宇豆は。縣居大人說に。高く嚴きことなりと有り。(今言に人の容貌を宇豆高きと云ふも、よく叶へり、)なほ例は。萬葉六に。天皇朕宇頭乃御手以云々。と云る宇豆。天地の神宇豆那比の宇豆も此なり。(祝詞考に、宇豆那比と、宇倍那比と、一に解れしは非なり、)また諸祝詞に。宇豆の幣帛などもあり。扨此語勢萬葉二に。吾はもや安見兒得たり。と云歌に似たれば。得は

延多理と訓べし。○光華明彩坐而。此は全の御體の光華明彩坐るにて。其は伊邪那岐神の御禊祓し給ひて。清まり竟たまへる。撞賢木伊豆の御靈に生成給へるしるしにぞ依けむ。(天地。本に六合之内とあるを。師の阿米都知と訓れたるに依て。正字を書き。)照徹は。字のまゝに。氐理登保理と訓むも。あしきには非ねども。氐理和多良勢理と訓べし。其は下に。味鉏高日子根神の身の。二丘二谷に映ける事を。妹下照比賣の歌に。美多邇布多和多良須。と詠れば。映く狀を。和多留と云は古言なり。(今世にも、光りわたるなど云めり。)○靈異。二字を連ねて久志備と訓べし。(書紀に、久志備爾阿夜斯伎、と訓るは、古語の格に非ず、)さて久志備てふ言義は。下(第三十一段、久志備濱の處)に注べし。○御頸珠。師說に。古は男女共に。玉を緒に連貫て。頭にも頸にも。手足にも衣にも、凡て飾りしことと云もさらなり。其中に火遠理命の御裝束に。御頸之璵見え。(此事第百五十三段に見ゆ、)高比賣命の歌に。おとたなばたのうながせる。珠のみすまる云々。萬葉十六に。

吾がうながげる珠の七條云々などあるは。頸に懸たるなり。(うながせるも、うながげるも、頸にかけたるを云り。)大神宮式にも。頸玉。手玉。足玉緒云々とあり。安閑卷に。皤比賣。物部尾輿の瓔珞を偸て。春日皇后に獻しことあり。(是によれば、當昔頸玉に、貴き品ありつと見えたり、)さて頸は久毘と訓べし。(今世には、犬猫などの頸に結ふ紐を、頸玉と云も、此古の名の遺れるなり、)○今云、世に頸をたゞに久毘多麻と云ことあり、此は頸珠を懸たりし處なれば、今は其事なけれど、其語のみ遺れるにも有べし、)和名抄に。頸頭莖也とあり。と云れたるにて頸に珠を懸たることは知らるゝを。其珠を懸る本の由緣は。かの天瓊戈を賜へるより事起り。魂のしるしと爲て。(第五段、天瓊矛の處合せ考ふべし、)壽命眞幸くと祝の飾に。頸にうながげるが本にて。髻にも手足にも懸ることゝは成にけむ。大殿祭詞に。齋玉作等我。持齋麻波利。持淨麻波利造仕禮留。瑞八尺瓊能御吹支乃。五百都御統乃玉爾。明和幣曜和幣乎附氐。云々。(この御祭は、御吹玉を獻りて、禱白すを、む

ねと爲たる御祭なり、其は宮內省式に、大殿祭、此云於保登能保加比と有て、保加比は、保伎を延たる語なると、文に、御吹支乃五百都御統乃玉爾、明和幣曜和幣乎附豆と云て、玉を主と爲たるを以て辨ふべし。）出雲國造が。神賀詞を奏す時に。白玉赤玉靑玉を獻りて。其詞に。御禱乃神賓云々。白玉能大御白髮坐。赤玉能御阿加良毘坐。靑玉能水江玉乃行相爾。大八嶋國所知天皇命。と禱奏すなどを考へ通して。古に玉を帶たるは。祝乃飾りなりしことを曉べし。さて上に引たる大殿祭詞に。御吹支乃玉とある。御吹は。臨時祭式に。御富岐玉六十連とある。御富岐と同く。富岐は吹の轉れる言にて。凡て富久てふ言は。玉を以て壽より出たる言なり。（其よし第五十一段、天櫛明玉命に、玉を作らしむる處に、委く云を見て辨ふべし。）○瑲々然は。本に母由良邇とあるを。師の邇は辭なりと云れ。書紀に。瑲々此云母由羅爾とあるに依て。正字をかきつ。（モユラ邇の邇は辭なるを、訓注二ともに衍なり、アラハ二とある、二の衍なるが如し、）師云。緒に貫る玉どもの動きて。相觸つゝ鳴さまを云。御誓段に。瓊響瑲々而。（書紀本書に、瓊響瑲瑲、此云奴儺等母母由羅爾、と注せり。）とあるにて知べし。（瑲々は、字書に玉聲也と有り。）萬葉十に。足玉母手珠母由良に織る機を。又十三に。手に卷る玉も湯良羅に。などあり。（また十一に、玉響とも有、）また袁祁天皇大御歌に。ぬで由良久もや。萬葉十三に。小鈴も由良に。など鈴にも云り。萬葉二十に。由良久玉の緒と詠るも同じ。（由良久の久を濁るはわろし、何處も皆淸音字を用ひたり、さて由良爾、由良々爾など云ときは鳴貌なり、由良久は鳴を云なり。）さて右の中に。萬葉なるは。みな母は辭なるを。（足玉母手玉母、といふにて知べし、）此なるは辭に非ず。（書紀の訓注に、母字二あるもて知らる、其上の母は辭なり。）眞の意なるべし。○取由良迦志而は。御手に執持し振搖して。令瑲々なり。（なほ下に云るを見べし。）○賜は。多麻比豆と訓べし。（師云、タマハリテと訓は非なり、たまはるは、被賜にて、其物を受る人に就て云言なり、萬葉十六に、被給而とあるは、即

たまはりてなり、故に被字を添たり、）凡て多麻布といふ言は。天神の瓊戈を賜へる事。また此御頸玉の故事よりぞ出つらむ。さて如此御頸玉を賜ふは。既に國土また青人草。萬物をも生竟給ひて。其を幸ひ坐べき神たちをも生給ひ。生の御終に。この大御神を生得給へれば。天神の御命蒙り坐る御功業の立ぬることを。大歡喜坐て。有が中にも。此御子を愛く貴く所思看して。是より以後は。世に靈幸ひ坐す御德を。盡に此大御神に禪り給ふ御璽に。賜へりと知られたり。（下に、日之少宮に留坐す由見えたるも、然ることゝ聞えたり、誠に此大御神を生得給ひしには、然有けむことうべなざりける、）その玉緒瑲々に取ゆらかして賜ふは。然御德を禪りたまふと爲ては。大御神の御壽を遠長に天足し給へと。禱坐ての御爲なり。（たゞに歎坐しての御爲と思ふは委からず、）其は神武天皇卷に擧たる。櫛玉饒速日命段に。天神の種々の玉を依給ひて。其御言に。若痛所あらば。此十種の寶を合せて。布留部。由良由良止布留部。如此爲之則。死人將ニ生返ー。と詔へる故事の。御鎭魂祭の本にて。職員令鎭魂の義解に。言招ニ離遊之運魂ー。鎭ニ身體之中府ー。故曰ニ鎭魂ーと見えて。その御祭の時に。御衣の筥を振動かす事の。後まで遺れるなどを。思ひ通して曉べし。（なほ言はゞ、萬葉二十に正月三日、群臣に、玉箒を賜ひけるに、大伴家持卿の、初春の初音の今日の玉箒、手に執るからにゆらく玉の緒、と詠れしも、天皇命の祝て賜ふ大御心をうけて、この賜ふ玉箒を、手に執るがまに〳〵、躰の活動榮えて、壽命の眞幸く延る、と詠れし哥なり、此外にも哥詞に死ることを、玉の緒の絕ゆと云も、古に命眞幸くと飾れる玉は、五百箇の珠を緒に統通して、頸に懸たりし故に、其緒の絕るをば、死る兆として云るなり、なほ玉緒と詠る古き哥どもを、委く考へて悟るべし、）また下に。大國主神の。須佐之男大神の。天之沼琴を取て逃返り坐しも。此謂に因る事にて。須佐之男命の。國土を作り固めたまふべき御魂を。承賜はり給ふ御所爲なり。（此は第八十六段に云ふを見て、合せ考べし、）また此神のうれがせる。瑞の八尺瓊を披て。御孫命に奉り給へ

るも。現事顯事を讓り給ふ御しるしと。殘し給へるなり。(此事は、第百廿三段に注り、合せ考べし。)さて人の魂を多麻と云こととも。是より出たる言なり。其は産靈神の。産靈の御魂を。瓊戈に託て。二柱神に賜ひ。今また伊邪那岐命の。御靈の御璽たる御頸玉を。大御神に賜へるを思ふに。神も人も。産靈神。伊邪那岐。伊邪那美二柱神の御魂に依て。魂をも託てかく生出たる物にて。身にとりては。魂ばかりやごとなき物のなき故に。うち任せて。魂を多麻とは云ならし。(こは殊に深く考へて曉べし、○鈴胤云、多滿と云物は、古は神も人も、徒に愛たる物なり、とのみ思はむは、一わたりの説にて委からず、然るはまづ、人の靈魂も、神より賜はれる物なるを、我身ながらも、其形狀は知べからざれど、神の御上より御覧さむには、必玉の形なるべし、然れば、魂を則玉として、此を全く齋き持てるを、命の長かるべき徵とはするなるべし、斯て御統の玉は、又その多滿を幾つともなく、すべ結べるを云て、彌倍々に壽命の常とはに長からむ事を祝へる物なるべし、其は

字こそ異れ玉も靈魂も、同く多滿と云へるをもて辨ふべし。)さて玉を頸に挂る本の由は。かく深き謂の有ことなるを。世に美玉ばかり麗しき物はなき故に。本は魂のしるしなるも。後には自然に。その麗しきを愛しむ方にも移りて。何となき玩物とも爲たりしなり。(其は却祟神詞に、見明物止鏡、翫物止玉、射放物止弓矢、打斷物止太刀、馳出物止御馬、と見えたるを思ふべし。)かくてまた石屋戸段に。御統の玉を奉れることは。翫物の如くにも聞ゆれども。此はまた殊に深き由ある事と思はる。其はこの時に。奉れる御玉を。後に御孫命の。天降坐る時に。天つ日嗣の御璽として。賜へるを思ふべし。(此事、第百三十三段の傳に云べし。)扨また漢土天竺など。其餘の國々にも。古くは玉を佩もし。うなぎもしたるを。漢土にては。溫潤の德に比して佩るなど。さかしげに云ひ。天竺にては飾ともいひ。或は唱言の數を記ゆる料の物ぞなど云て。本の謂を失ひ果たるは。末國なれば。據考ふべき古傳の失たる故なり。然るを祖國とある御國の尊さに。其本の謂をも。かく伺ひ

知らるゝ事は。いともく辱き事なりかし。〇汝命は。師云。那賀美許登と訓べし。(賀は之なり)續紀宣命に。奈賀御命。また武内宿禰歌に。大雀命を指奉て。那賀美古ともよめる。此等に依れり。前にも云る如く。後世には。汝と云は。卑めたる稱なれども。上代には。尊む人をも云り。故命とも云へるなり。(神武巻に、神沼河耳命、御兄を指て那泥、汝命とも詔ひ、式の祝詞に、倭六御縣乃山口坐神等を指ても、汝命と詔命給へる文見ゆ、)〇高天原は。師云。すなはち天なり。(然るを、天皇の京を云など云る説は、太じく古傳にそむける私説なり、凡て世の儒者ら、みな漢籍意に泥み溺れて、神の御上の奇靈きを疑ひて、高天原の事實を信ず、何くれとさかしら説するは、いと愚なり、)かくてたゞ天と云と。高天原と云との差別は如何と云に。まづ天は前にも云る如く。天神の坐ます御國なるが故に。山川木草のたぐひ。宮殿そのほか。萬の物も事も。全皇美麻命の所知看す。此御國土の如くにして。なほすぐれたる處にしあれば。(かゝることゞもは、漢籍に謂ゆる天とは、甚く異なる物ぞ、ゆめ彼の國書の説に惑ひて、正しき神代の傳を勿説曲そ、凡て外國には、正しき古傳説の無き故に、天の實のさまをば得知らずて、たゞおしはかりの空理をのみ云なり、)大方のありさまも。神たちの御上の萬の事も。此國土に有る事の如くになむあるを。(此は神代の天の事實を見て知べし、みな正しき太古の傳説なり、)高天原としも云は。其天にして有る事を。語るときの稱なり。(然るを萬葉哥などに、天原ふりさけ見れば、とよめるなどは、やゝ後の事なるべし、如此さまに、たゞ打見たるのみの空などを、天原と云るが如きは、神代の御典などには見えぬ事なり、)さて然稱ふ由は。高とは是も天を云稱にて。たゞに高き意に云へるとはいさゝか異なり。(然れば此高は躰言なり、)日の枕詞に高光と云も天照と同意。高御座も。天の御座と云ことにて。是等の高も同じ。また高行や隼別などは。(仁徳巻の哥にあり、)虚空を高と云るなり。(此も高く行と云には非ず、抑天と虚空とは別なれば、精くは分て云ることもあれども、共に上方にあれば、此

國土よりは、天をそらとも、虚空を天とも通はし云も常にて、天つそらなども云り、されば高と云も、天と虚空とを通はしたる名なり、共に高き方にあれば也、）今世にも。天つ虚空を然言ふことあり。（物の虚空に高く上るを、高へ上るなど云めり、但し此は、天下にあまねく云には非るか知らず、此伊勢國などにては、をり〳〵然云を聞くなり、古言ののこれるなるべし。）原とは。廣く平らなる處を云。海原。野原、河原。葦原などの如し。（萬葉哥に國原ともあり、）かゝれば天をも天原とは云なり。（之原と云例も、海之原など、其ほかもあり、高天が原と唱ふは非なり、○今云、祝詞に、高天之原とかけるもて知べし、）さて其に高てふ言を添て。高天原とは。此國土より云ことなり。凡て天を高とも云は、高きを以て云稱なればなり。）されば古事記に。天照大御神の。天石屋に隱坐る處の御言。（天原自闇云く、）また書紀の。須佐之男命の。天に上坐時。また御誓の處の。天照大御神の御言。（必當レ奪ニ我天原ニ云々、令レ治ニ天原ニ也云々、）などには。皆たゞ天原とあり。

其は天にして詔ふ御言なるが故なり。（然るに神代紀下卷に、同大御神の、吾高天原と詔へる處の一あるは、撰者の何心もなく書れたるか、いかにもあれ、たゞ此一をもて、なべてを疑ふべきには非ず、多きに就て決むべきものぞ、）これらの餘。此國土より云るところになむ。高天原とはある。凡て古文は。かゝることのいと正しきなり。○所知は。斯良世と訓べし。（斯禮を延たる言なり。）なほ此詞のことは。下に師說を擧て委曲に注へり。事依而は。上（第五段、）に注る如く。事を其人に任せて。執行はしむる意なり。（なほ彼處に云るを見よ。）○賜也は。右の御頸玉を賜なり。かく重ねて言は。古言の常ぞ。○御倉板擧之神。師云。こは御祖神の賜ひし重き御寶として。天照大御神の御倉に藏め。その棚の上に安置奉て。崇祭たまひし故の御名なるべし。（今云、たゞに御寶と爲たまふのみならず、御父神の御靈幸ひの御靈なれば、然有けむこと、うべにざりける、）さて板擧は。（垂仁紀に、天湯河板擧てふ人名ありて、板擧此云ニ挖儺ニ、と訓注あり、）板を高く舁擧て。物

置所に排ふる故に。如此書るならむ。字鏡に。棚閣也太奈。(和名抄にもかく見ゆ、)とあり。常にも此棚字を用ふ。(萬葉にも、多那てふ言の借字に、此を書り、さて御代御代に傳坐、三種神寶の中の神靈は、此御頸玉なりと云說あり、理はまことに、然も聞ゆれども非なり、其由は第百三十三段に見ゆ、)○天地相去未遠。(相去を師の阿比太と訓れたれど、なほ波那留々許登と訓ぞよき、)とは。師の天地分れ成りて。いまだいくほどもあらざる代なればなり。と云れき。抑天は初葦牙の如く萌騰れりしを。漸々に高く騰りて。終には今現に見るがごと。位處の定れるなる。其さまを想ふに。二柱神の國土を畫成たまへるほどは。殊にいと近かりしさまに見え。其後に伊邪那岐命の。火神を斬給へる時の有狀を思ふに。其御骸も何も。天に上りたるなど。なほ間近く聞え。此にも如此相去未遠とあるを。皇御孫命の天降坐る時の狀を思ふに。排分天之八重棚雲而。稜威之道別道別など。いと遠く聞ゆるを。また此後に。天忍雲根命の。天水を取に上らしゝ時などは。なほ殊に遠く聞えて。其上らしゝ功績の。別に高く聞ゆるなどを思ふに。初萌上りし時はいと近く。それより漸々に遠く離れて。今の現の如くには成れるなり。是はた二柱の產靈大神の御靈に依て。如此有らでは得有まじき。深き理の具れることなるべし。(釋紀に、漢籍三五暦記を引て、天日高一丈、地日厚一丈、盤古日長一丈、如此萬八千歲、天數極高、地數極深、盤古極大、後乃有三皇云々、故天去地九萬里、先師說云、神代天地相去不遠、尤叶此儀歟、と云る如く、此は彼國にも、古傳の有しことにこそ、)○以天之御柱とは。(師說に、縣居大人言に、此天柱は、伊邪那岐大神の御息にて風なり、立田風神御名を、天御柱、國御柱命と申すを、合せてしるべし、と云れき、信に然るべきなり、天と地との間を支持ものは、風なればなり、と言れたれど、)此は下に見たる天梯立を云るにて。其を天に登たまふ御足溜として。登せ奉り給へる由なるべし。(私記云、天照大神、光華無雙、故以天之御柱為其登橋、即送之於天也、天柱甚短、而爲其登橋者、是時天地相

去未遠之故也、或說凡云天柱者、是天神先所賜瓊矛也、方今洲國已生、萬功皆畢、故以其瓊矛返上於天也、說者云、此說非也、彼矛即爲小山也、然則傳自彼山登天歟、是以天柱爲其橋之義也、公望私記云、天柱者瓊矛也、此矛爲山、傳自彼山云々、）以は余理と訓べし。（猶第三十一段に云を見べし、）〇擧奉天上矣。

天照大御神を。かく天上を知看す神と定給ふは。その御德の廣大く。大御體の光華明彩坐して。天地の裡に照徹坐し故に。天の清明かる御國に。相應くおもほしゝかば。其君とは定賜へるならむ。（或人問、伊邪那岐神の大詔命に依て、大御神の天上を所知看すに就て思ふに、伊邪那岐命は、貴しと申せども、なほ天上には、御祖の天神坐ますを、御親の御心と、大御神を天の君と定給へること、初め不良御子を生坐る時すら、天神の御心を問給へるなどに合せ考ふるに、御心のまゝなる御爲の如く聞ゆるはいかに、答此は然も有べき疑なり、然は有れど熟事狀を想像るに、初め天神の、その神靈の御璽とある、瓊矛を賜ひて、此國土修固よと御詔依し給へるは、國土造るべき基を成よりはじめて、神たちを生給ふまでに係りて、神代の事實の、とあるもかゝるも、悉彼大詔命に因づくを思ふに、最終に此大神の生坐て、高天原を知看すことは、固より如此有べき、幽き理のそなはれる事にて、これ卽天神の本よりの大御心にぞ有べき、殊に淡島蛭子などを生給へる時に、天神の御心を問たまへるは、不良ぬ御子なるからに、奇しみ坐て、其疑を晴けむとして、問に上り坐るなるをや、）さて此大御神は。此の大命のまに〳〵。今目前仰ぎ見る。天津日の御國に坐々て。四海萬國を見霽し。知看し坐ますこと。申すも更なり。（然るを世には、此大御神を、大和國、或は近江國、或は豐前國、或は常陸國に都坐つ、など云說の聞ゆるに就て、師言に、此等凡て皆いみじき邪說なり、まづ此邪說は、天照大御神は、たゞ天皇の大祖に坐故に、其德を天日に配て、日神と申すにこそあれ、實は天日の神を申には非ずと思ひ、また天を空虛のことゝ誤れる後世意に、天はたゞ氣のみにて、形躰なき物なるに、此國土の如く、さま

ざまの事を云るは、決めて有まじき理なれば、高天原と云るも、たゞ皇都のことにて、其事實はみな、此國土にありし物ぞと意得るより起れり、是皆漢籍に溺れたる、私の推はかりの邪見なり、凡て漢人は、たゞ今日見聞事物の、尋常の理になづみて、其外に測りがたき妙理のある事を得知らぬを、此方の人も、ひたすら其をよきことに思ひ習ひて、動すれば、神代の奇事どもをも、凡心の常理に強て當むとするは、返々も謬れる事ぞかし、そが中にも、此大御神の都は、某國ぞなど云なるは、殊に甚じき強言なり、抑この大御神を、天日の神とは別にて、此國土に坐々つとせば、かの天の石屋の段などは、いかに説なすべきぞ、當時しばらく隱り坐しゝ間だに有るものを、若既に崩坐なば、況て其後は世間ながく常夜なるべきに、さる事なく、常に明けく照し給ふをばいかにとか云む、若また崩まさで、なほ此世にまし坐すと云はゞ、人代になりて後は、何處に移坐ますとかせむ、また何故に其都坐しゝ國をば棄たまへるぞ、凡て／＼心得ず、果して大和にまれ、近江にまれ、坐ましゝ物ならば、皇御孫命も相續て、其都に坐ましてこそ、天下は所知看べきに、さる中土の都をおきながら、西邊の國へ降し奉り給ふは、何の由とかせむ、凡て世の學者、古傳説をば信ずして、己が私の漢意に説曲むとするから、如此くさ／″＼かなはぬ事どもの有を、なほ強てその曲説を飾るは、いとも／＼淺ましきことなりかし、）○隨其依賜之命而。師云。賜ふはたゞ崇辭なり。（賜ふと云ふ崇辭は、物を賜ふより轉たる言なるべし、其故は奉ると云も、物を獻るより轉りて、たゞ崇辭にも、云々し奉ると云、この奉と賜と、全く反對なればなり、また敬辭に、己が上を侍候など云も、本は貴人の前に伺候するより轉り、また今の俗文に、申すと云ことを萬に附て、云々し申すと云も、貴人に物を白すより轉り來れり、凡て尊卑き間の附言は、其實事を云より轉り來ること、他の例みな右の如くなれば、賜もまた然ることを知べし、但し己が事に賜ふと云へる例も多し、こはいまだ其解を得ねど、強ていはば、今の俗に、己がうへの事に、御座有申と云こ

と多し、御座とは、人を尊みて云言なれど、對ふ人を崇むるとては、己がうへにもかく崇言を附ることあり、また御見廻申、御禮を申なども、己が上に御を附くる、是みな對ふ人を敬ふ語なり、されば己が上に賜ふと云も、此たぐひとせむか、）命は御言なり。隨は。續紀九詔に。吾孫將レ知食國天下止。與佐志奉志麻爾麻爾などあり。（○知看高天原ニ矣。知看は。師云。此言古書に常多し。（祝詞式に、所知食古語云ニ志呂志女須ニとあり、）萬葉哥には。之良志賣之とも處々にあり。（志良志を志呂志と云は、所聞看を、伎許志米須と云に同じ）看は見すなり。但し常に使ニ人見ニを見す。と云とは異て。たゞ見を美須と云。見給を美志給と云。一の古言なり。（立をたゝす、立をたゝしと云格なり）此例は萬葉一に。埴安乃堤上に在立し。見之賜へばとあり。（今云、なほ例を擧られたるを、今はその一を記し出しつ、）さて此見之を賣之とも通はし云るは。萬葉二に。召賜らし神岳の。山の黄葉を云々。明日もかも召賜はまし。（これら見之たまふにて、召はみな借字なり、）十八に。吉野の宮をありかよひ賣須。（見すなり、）二十に。大君乃賣之思野邊には。（めしゝは見しゝにて、下の思は、過去しことば也、）かゝれば所知看などの看も。本は物を見ことなるを。國を治め有坐ことに通はし用ふる由は。次段。夜之食國の處に云るが如し。（萬葉一に、藤原がうへに食國を、賣之賜牟と、二に、吾大君の所聞見す、春友の國の、などあるにていよゝ明けし、）さて此看に食字をも書は。物食と物見るとを通はし云こと。是も夜食國の處に云べし。（今世飯を賣志と云も、食物なる故なり、また人を召を賣須と云も、見すより出たるべし、○また萬葉二に、所知行と書る、この行字のことは、倭建命段に、看行とある、彼處にいふべし、）さて天照大御神は。此の御事依のまにまに。天地の共無窮に高天原を所知看て。天地の表裏を。くまなく御照し坐まして。天下にあらゆる萬國。此御靈を蒙らずと云こと無ければ。天地乃限の大君主に坐々て。世に無上至尊きは。此大御神になむましましける。（此より先に、高天原に、既く五柱神は坐ませども、いまだ高天原

を所知看、と申せることなければ、君主とは申しがたし、君主はたゞ、此天照大御神ぞ、初めには坐ましける、然るを世に、天之御中主神、或は國之常立神などをも、君主の如く說なすは、古傳に違へり、然りとてまた、彼神等を人臣神と申さむも非なり、君ならずとて、何でか臣とは云はむ、人の世の意を以て、天地の始めにも、君臣の分を說むとするは、漢意のひがことなり、さてまた四海萬國、此大御神の御光を蒙り、御靈を蒙りながら、其初めの趣をも知らず、此御國に生坐ることをも知らずて、皇國のすぐれて尊きことをも、すべて知らずてあるは、外國には凡て、神代の正傳說のなき故なり、)と言れたる如く。此大御神。高天原の御門おし張り。見霽し坐て。惠み給ふは更にも白さず。その見霽かし給ふ國の盡。天皇命に寄賜ふことになも坐ましける。故その祈白す宣詞文(祝詞式、祈年祭、六月十二月月次祭條に見ゆ、)に。伊勢爾坐。天照大御神能大前爾白久。皇大御神能。(本に大御の二字を脱したるを、考に、下に皇大御神と二所ある例に依て、補はれたるぞよき、)見霽志在四方國者。(此文また垂仁天皇卷に記せる、大御神の宮處求段の御誨に、我坐二高天原一而瞻戸押張原如レ見、見求之國宮處者是也、と詔へる御言に依て、大御神の天日の御國に坐まして、四海萬國を見霽かし、御照し坐すこと知べし、あなかしこ、さて瞻戸は御門の借字なり、)天能壁立極(考云、天の壁の如く、四方に側て見ゆるを云とあり、)國能退立限(考云、國は地と云に、同じ、退立は遠放立と云に同じ、立は上の壁立の立の如し、仁德卷哥に、雲放れ曾岐遠理とも、と詠ると合て知べし、と有り、)青雲能靄極。白雲能墜坐向伏限。(青といひ白といふは、言をかへて文をなせるにて、萬葉の長哥に多き言なり、向伏とは、遙に向ひ見るに、墜伏てある雲の限を云ひて、萬葉に天雲の向伏國、と見えたると合せて、其意を辨ふべし、〇上文に、天と云ひ國と云は、上下をいひ、こゝに、青雲云々、白雲云々、とあるは、四方を云へるなり、)青海原者棹柁不レ干。(青海原のことは、第五段に注る如くなるを、此ほどは、海を云ふことゝなれる故に、此に如此あ

り、初めに伊勢爾坐云々、と云るを以て、やゝ後の文なることを辨ふべし、棹柁不レ干は、船の間もなく通ふを云、仲哀天皇巻に、新羅王が言に、不レ乾二船腹一不レ乾二柂檝一云々、と云へるをも合せ考ふべし、）舟艫能至留極。（下文に、陸を云とては、馬爪能至留限と云るに同く、舟の渡り往べき限を云る文なり、）大海爾舟滿都々氣氐。（下文に、陸を云とては、長道無レ間云々と云るに同じ、）自レ陸往道者。荷緒結堅氐。（陸より奉る貢物は、馬に負けて、緒以て結堅むるを、かく云なせり、萬葉に、東人之荷向乃篋の荷緒にも、とよめるなど思合すべし、）磐根木根履佐久彌氐。（磐根木根などの有て、凸凹ある上を通行て、御調に勤むさまを云るなり、）馬爪能至留限。（上文に、海を云とては、舟艫能至留極と云るに同く、馬の通ひなるべき限を、云る文なり、）長道無間久立都都氣氐。（上文に、海を云とては、大海爾舟滿都都氣氐、と云るに同く、道の長手の間なきばかりに、貢物の荷馬の立つゞくを云へり、）狹國者廣久。峻國者平久。（狹國峻國より、御調進るとしては、其道の狹く峻く、物進るにさはる事の有べきを、然ることなくと云を、かく云ひなせり、長道無レ間久立都々氣、と云るより、引連けて其意を辨ふべし、）遠國者八十綱打挂氐引寄如レ事。（崇神天皇の御世の七年に、戎人の初めて參來しより以來、三韓は更にも云はず、餘の國々よりも、次次に貢物奉りしこと、古へに多かりしかば、其を八十綱かけて、引寄ることの如し、とは云ひなせり、）皇大御神能寄奉良波。（右の事ども、皆此大御神の、天皇命に依給ふ御事なるを以て、かく云り、其は御孫命御天降の段に、大御神の御言に、葦原中國を知看せと、御事依し給へるは、此國土を並知看せと、詔へるにひとしき御言なることを、彼段に委く云る、また仲哀天皇の御世に、御託まして、韓を征しめ給へること、また上文に宣へる事の、此國土すべてを云る文なるを以て、天皇命は、この國土を並治看すべき大君に坐して、それ即大御神の御依なる古意を辨ふべし、）荷前者。（諸國より奉る御調の初物を、朝廷に奉りて、大内より、伊勢大御神を始て、諸陵へも奉り給ふを

云、萬葉考の別記見るべし。）皇大御神能大前爾。如横山打積置氏。（此は例多かる文にて、聞えたるが如し。）殘平波平久聞看。（大御神へ奉給へる殘りを、天皇命の嘗看すよしなり、御尊みのほど知べし、○久字本に無きを、例に依て、今補ひつ。）又皇御孫命御世乎。手長御世登。（手長は足長の畧言にて、祝言なり。）堅磐爾常磐爾。（この二の爾は、考に堅磐の如くに、常盤の如くに、と云を畧ける辭なり、萬葉に多き格なり、と云れたるが如し。）齋奉茂御世爾幸閉奉故。（考云、此は天照大御神の、御孫命の御世をも、御命をも、常盤堅磐に、茂御世に、齋幸奉ますを以て云るなり。）皇吾睦。（師云、皇は天皇を申す、凡て須賣良賀云々と云こと、宣命などに例多し、睦はむつましきを云、天照大御神は、皇孫命の御祖に坐こと更にも申さず、高御産巣日神も、外祖父に坐せば、共に親しき御生祖なり、さて是を世に、皇親とつらねて讀慣へるは宜しからず、皇を離して親神漏岐とつゞけ讀べし、彼孝德記に、我親神祖と詔ひ、出雲神賀にも、親神漏伎と云るをや、又此

親は、次なる神漏美へもかゝる詞なり、と云れたるが如し。）神漏伎神漏彌命登。（神漏伎命とは、高皇産靈神を申し、神漏彌命とは、神皇産靈神を申す御稱なるを、此に大御神一柱をかく稱せることは、上件の御幸ひ坐す故に、別にかく尊み稱奉るよしなり、其は女男二柱に申す言を、大御神一柱に稱せるを以て辨ふべし、故命登と云るなり、此登は神漏伎神漏彌命登稱奉氏、と云意の登なるをよく思ふべし、委くは第一段に云るを合せ考てよ。）宇事物。頸根衝拔。（考に、鵜鳥が潜くには、頭を倒に水に衝入るゝを、人の頭を地につき敬ふに譬たり、且頸根は首根なり、頭を倒にするには、先頸がもとなるを以て云、事物は、即その物を云辭にて、萬葉に、鴨自物水に浮居てと、船の浮びゐるを云ひ、宍自物膝折伏氏と、人の膝をかゞめて敬ふに譬たる類なり、衝拔は突通すと云に同くて、事を強く云なりとあり、此説の中に、事物は即その物を云辭、と言れしは違へり、此は師説に、鵜の如く鴨の如く、と云意ぞ、と云れたるに從ふべし、さてこは御孫命の御命として、幣帛を奉る人

の、大前に畏まりて、捧るさまを云るなり、)皇御孫命能宇豆乃幣帛乎。稱辭竟奉久登宣。とあるを熟讀み熟辨ふべし。○青海原淖之八百重。青海原とは。上(第五段、)に云る如く。大地全を云ふ古言なるを。淖之八百重と連ね云ことは。なほ廣く委く云るにて。八百重の波の重疊りて。至り極る極みを云て。祝詞文に。淖沫能留限と云に同じきなり。(なほ眞柱に著せる圖を見て、此國土の狀の、淖之八百重と云つべき物なることを辨ふべし、此なる淖之八百重と、大祓詞なる、鹽乃八百會と一に意得たる說どもの聞ゆるは、委く思はざる非言なり、また公望私記に、云八百重、欲明海水之甚深矣、言海水之深如重八百也、といへるも非なり、)然れば須佐之男命にかく依し給へるは。此國土を。幷所知看せと依給へるにて。此は天照大御神に。可治高天原。と依し給へるに對へて。天と地とを依し分け給ふこと。二の御目より生坐せる。二柱の珍子に坐ませば。かく御すべきこと。理の至極にぞ有ける。(なほ第六十五段、須佐之男命の、天壁立極廻坐し、處、第百

三十四段、皇御孫命、御天降の處に云ふ言どもを、合せ考ふべし、)○亞日神而とは。天照大御神の大御光の。天地の裏に照徹り給ふに亞てなり。然れば須佐之男命の御光りは。大御神には劣り給へるなりけり。(此は畏けれど、然もおはすべくなむ、)さて此段の傳への趣にて。天照大御神。速須佐之男命の。大御體の光りませること。更に論ひ無きを。此に就てなほ熟く思ふに。神代の神たちは。此二柱のみならず。御體の光り坐しけるにやと思ふ出あり。其は味鉏高日子根神の。天稚日子の喪を弔ひて。天上に昇坐し、處に。此神の容儀華艷まして。二丘二谷の間に光映せること。其處の文にも歌にも見えたるを。天稚日子の父。及妻子などの。天稚日子に見混へたるを思へば。天稚日子も高日子根神と同貌に光れりしなり。(然らずは見混ふべくも非ずかし、)また猨田毘古神の。天之八衢に參迎へ給へる貌を云へる處に。上は高天原を光し。下は葦原中國を光したり。と有るを思へば。此神も御身の光りませること炳焉し。(また豐玉毘賣命の、御子產むとして來たまへる時に、

海を光して來坐れば、御身の光り坐ることは云までもなく、又この比賣神の、火遠理命に献り給へる御歌に、赤玉は緒さへ光れど白玉の、君が儀したふとく有けり、と詠ませるを思ふに、此も只に玉に寄へたる耳には非で、火遠理命の御躰の光り給へるならむ、とさへ思はるゝなり。)また人世となりても。神武天皇卷に記せる井光比賣の故事。また伊勢都比古命の。伊勢國を去る時に。海を光して去れる。また允恭天皇の后。衣通比賣命などの事を思ふに。人世となりてだに。かくたま〳〵は。體の光れるも有しかば。神代の神等の御體の。光り坐しけむことは。然も有べき事なりかし。猶言ば。御孫命の御天降の事議り爲給ふ處に。如レ螢光神。如ニ火瓮一光神など見えたるは。邪神どもの光少きを云るにて。此は正しき神たちの光の大なるに對へて。螢なすと云ひ。火瓮なすと云りと聞ゆれは彌ます〳〵神代の神たちの。何れも光り坐るならむとは。推量らるゝなり。然るに誰神も。みな光り坐せる事の見えざるは。然る事實の因のなき故にて。高日子根神。猨田毘古神の御體の。光坐ることの見えたるなどは。たま〳〵事實に由有て。傳の遺れるにぞ有ける。(事狀を深く考へて、此謂を辨ふべし、)さて神たちの御身の何れも光ませる中に。天照大御神の大御光は太じく。其に亞ては。月夜見命に坐しかば。此二柱の御光のことのみを。殊更に語傳へたるならむ。(かくて此二柱神の、日と月とを知看て、夜と晝とを持別たまふ事も、幽き由あることなるべし、)さて上に云へるは。現身の光り坐るなるを。御魂の神の光り坐るは。大國主神の和御魂。大物主神の。海を照して歸來給へるが。書に見えたるを始めて。其外數ふるに暇あらず。

爾健速須佐之男命。不レ治ニ其所命之國一而。八拳須至ニ于心前一。哭伊佐知恚矣。其啼泣之狀者。青山如ニ枯山一泣枯。河海者悉泣乾。示勇悍安忍而。人草多夭折矣。故伊邪那岐大御神。詔ニ速須佐之男命一曰。何由哉汝者。不レ治ニ事依之國一而。哭伊佐知流耶

詔之則。答白。吾者欲罷母國根之堅洲國之故。哭也白給矣。於是伊邪那岐大御神。大忿怒而。然則汝者勿住此國。汝治此國則。殘傷多焉。任情所知夜之食國詔矣。故速須佐之男命白曰。然則請天照大御神而。將罷焉白給則。伊邪那岐命勅許之。因乃參上天矣。

不治而は。師云。斯良佐受氐と訓べし。(上の天照大御神の、知看高天原てふ言を承て、云處なればなり、)○八拳須。師云。夜都迦比牙と訓べし。(八拳の意は、十拳劔の下に既に云り、)なほ八束穗なども云り。何れも必八に限るに非ず彌束にて。面たゞ長き由なり。須は鬚の本字にて。說文に。面毛也と注せり。(漢書注には、在頤曰須、在頰曰髯などあり、)○今云、和名抄に、髭口上鬚也、加美豆比介、鬚髯下毛也、之毛豆比介と見えたれど、かく上と下とを別て云は、後のことにて、古は上下ともに、たゞに比牙とぞ云ひけむ、)或人。比介は鰭毛の意と云へり。然も有むか。(また秀毛にても有るべし、)○心前は。師云。牟那佐伎と訓べし。今世にも云ことなり。(牟那佐加と訓は非なり、)○至は。師云。伊多流麻傳と訓む。但尋常に。此字を如此訓むとは。少か言の意異にて此は及至の意にて。伊多流は心前に至るなり。麻傳は成長坐て。如此る頃までと云ことなり。(垂仁卷に、本牟智別御子をも、八拳鬚至于心前、眞言不問とあり、)此たゞ齡の長しくなれるを云古語なり。凡ていと上代の語は。如此其となく。其狀を寛舒に云て。いとも雅やかなるものなり。(然るを勇悍之異相を云など注せるは、古を知らぬ後世心の妄言なり、)○哭伊佐智恚矣。哭伊佐知は。師云。谷川氏說に。猶言足摩而泣也。小兒忿泣時有此狀と云り。さも有むか。(小兒の足をすりて行を、伊佐留と云も、此伊佐と本同じ言にや、)上に匍匐哭之。とある狀も似たり。(然らばかの泣澤女は、啼伊佐波女の意にや、)萬葉五に。立をどり足ずりさけび伏仰ぎ。むねうちなげきなどもあり。(下に味鉏高日子根神の、晝夜哭坐し

ことの有を、合せ見るべし。)○青山は。師云。木草の茂りて。青々と見ゆる山を云て。沼河比賣の歌に。○阿遠夜麻とあるを始め。古書に多く見ゆ。○枯山は。師云。岾字の意にて。木草の無き山を云なるべし。凡て物の無くて。空きを迦良と云。その意なり。また字に依て云はゞ。本有し木草の皆枯て。無くなりたる山か。(冬枯のころの山を云りとも聞えず、またなべての木の、枯ながら植る山は、有べくも有らず。)さて迦流々は。水の涸。聲の嗄。なども。乾る意にて。草木の枯るも。潤澤のなくなるなれば。同意なり。また物の無きを迦良と云も。此意より轉たるにやあらむ。(もし然らば、初の義も、いひもて行けば一に落めり。)さて枯を迦良と云は。仁徳天皇朝に。船名枯野(哥に加良怒とあり。)などあり古言なり(皇極紀に、鞍作得志が奇術を云る中に、或使ニ枯山一變爲ニ青山一と云ふことあり。)○河海は、宇美加波と訓む。古言の格なり。抑此神の泣給ふに因て。山海河の枯乾るは。如何なる理にかあらむ。(師の言れつる説はあれど、いかにぞやおぼゆ。)たゞ

神性に然るなるべし。○勇悍安忍而。世記に。○(一書曰とて。)惡神伊不加理弖。人民多亡火氣發起而。天下不レ安と云言あり。同言か。(俗に、人をイビルと云は是か。)○人草多夭折矣。(本に人民とあるを、古事記に依て、人草と作つ。)夭折は曾許那波延と訓べし。(延は禮なることと上に云り。)さて此神の如此有は。御母の坐す國に。罷らむと思ほしてなること。下の御答への御言に見えたり。(師云、例の漢籍にまよへる徒の、此神を金性の神なりと云なし、其金氣にて、青山變ニ枯山一と云は、いと惡きものゝ、且は可笑し、若然らば金生レ水べきに、海河を泣乾したまふは、如何か云まし。)○何由哉。(哉字、本に以とあるを、今は師の訓に依て改めつ。)那爾登可母と訓べし。○母は。波々と訓べし。(師説に、父母をば、加叙伊呂波と云を、古稱と心得て、古書なるを、皆然訓るは如何なり、萬葉などにも、凡て知々波々とのみ見え、續紀宣命にも、婆々とあり、此外にも波々と云ることは多くて、加叙とも伊呂波とも云へることは、凡て古くは見えず、唯顯宗紀に、鹿

父てふ人名有て、其注に、俗呼父爲柯曾とあるのみなり、此も正しく、父を指て云へる所にはあらず、また伊呂波は、遙に後の、大江朝綱の哥によめるなどばかりなり、縱有とも、なべてのことには非ず、然るを和名抄に、父加曾、母伊呂波、俗云父知々、母波々と云るは、古言を知ずて、妄に云るなり、但し加曾も伊呂波も、古稱にては有べけれど、普く言し稱にはあらざりけむ、されば數多例あるに依て、知々波々と訓べきなり、とあり）さて此母は。伊邪那美命を指て白給ふなり。抑天照大御神。速須佐之男命などは。伊邪那岐大神の。御禊にこそ成坐つれ。伊邪那美命の生坐る神等には非ぬを。母と白給ふ由は。下に云を見よ。○根之堅洲國。師云。根とは下つ底に有る故に云。（草木の根も同じ、）底津根之國とも。大祓詞に。根國底國ともあり。（根國とは出雲を云と云ひ、或は須佐之男命の配所の名なり、など云説は、例の私の漢意なり、篤胤按に、釋紀に、根國私記曰、謂黄泉也と見え、また私記云、問伊弉冉尊、既行黄泉而、今云、從母於根國然則泉國與根國爲同哉、答、先師相傳云、一名泉國、故上文云泉國、今此云根國、其實同耳とも、また根國私記曰、謂黄泉也ともあり）堅洲國は。片隅國の意なり。其は横（東西南北など、）の隅にはあらで。縱（上下）の片隅にて。下つ底の方を云なり。（書紀に極遠之根國と有も、下へ遠きを云ふ、帶中日子天皇を、汝者向一道と神の詔へるも、片隅へ往けと云むが如し、）さて隅を須と云る例は。下（第百十六段、）に。所謂天日隅宮を。出雲風土記に。天日栖宮とあり。（栖字古書に必須と訓る例なり、）また天之御巣と云るも。日隅と通へり。（姓氏錄に、吾田片隅命と云を、舊事記には、阿田賀田須命とあり、）さて此根國と云は。即豫母都國のことなり。（下に須佐之男命所坐根堅洲國とあり、）○欲罷。師説に。凡て麻加流とは。貴所より退去るを云。（故に去所を尊み、趣方を卑むる時に云言なり、萬葉十八に、京より越中へ下れることを、越中に末可利天とよめり、此意に符へり、）參は貴所へ向行を云。（こは出る方を卑めて、趣所を尊む時に言なり、）と反對なり。

故中古までは此辨を知て用へるを。（中昔の物語文などに、罷出と云るも叶へり、但し必しも貴所ならねど、同じほどの所にても、其對へる人を尊みて云詞には、他へ去を罷ると云ひ、また高にて京へ行を、罷ると云るなど、對へる人を尊みて語る詞なり。）近代に至ては泥れ。とあり。さてかく豫母都國に。罷らむと所欲せることの由は下に云。）然則は。欲罷根之堅洲國と詔へるを承て。然も有ばと詔ふなり。○此國とは。上に依し給へる青海原を云て。即此國土のことなり。（これにても、青海原と云は、即此國土を、すべて云古言なることを辨ふべし、師說はいまだ委からず。）嫉傷多焉は。上に勇悍安忍而。人草多夭折矣。とあると合せて思ふに。須佐之男命の。根國に罷まく欲す御爲に依ては。天神の御命畏み。生遣し丶國土を傷ひ。はたかの愛く所思看す青人草の。夭折る丶ことを。痛ましく所思しての御詔なり。その大忿怒ませることは。其生得給へる時は。貴子を得たりと。大歡喜して。天照大御神に高天原。此神に此國土と依給へるを。其御依しの御心

に背ひて。甚く汚穢み悪み所思看す。根之堅洲國に住まく欲し。泣給ふに依てなり。此はうべなる大御忿にぞ有ける。（然るを二大考に、須佐之男命の、欲罷根之堅洲國故哭と詔へる、欲罷を論ひて、此は母國に罷らむことを、願欲し給ふ如く聞ゆめれど然らず、欲字は將の意にて、罷らむとすと云るにて、穢き夜見國に罷らむことの哀さに、愁哭給ふ由なりと云りしは、考の及ざるなり、もし此說の如くならむには、伊邪那岐命の御忿ませるをば如何とか云はむ、强て此をも、其依し給へる國を罷らむ事を哀み給へるを、忿給へりとも云べけれど、其御詔に、然則汝者不可住此國、と詔へる然則、また任情とあるなどをば、如何とも解なし難きことなるをや猶微に云へるを見べし。）然は有れど。畏み愼み熟に事狀を淺く思へば。速須佐之男命の。根國に罷まく所欲し丶事は。幽き謂れの有こと也けり。其は上に須佐之男命の御言に。伊邪那美命を。母と詔へる事より。先よく心得べし。抑天照大御神。須佐之男命などは。上にも云る如く。伊邪那岐命の。御禊し給ひてこ

そ生坐つれ。伊邪那美命の生坐る神等には非ぬを。母と申給ふ由は。始めに天都神たちの。二柱の神に。國生固むべき産靈の業を依し給へるを。二柱神。その御依しを承賜はり坐ては。既にその御徳は。産靈神たちに異なること無ければ。二柱神の御開に成る御業どもは。わたり事蹟をのみ見ては。此は伊邪那岐命に係り。彼は伊邪那美命に係れりと見ゆる。物から。悉くこの二柱神の承賜はり坐る。産靈の神業の御開に成ること故に。實には彼此の隔なく。男神の御業は女神にも係り。女神の御業は。男神にも係る事なり。（そは風神また塞神たち、また此御禊の時に成坐る神十二柱などは、男神にのみ係りて、女神には更に由なきが如く覺ゆれど、女神にも御子なり、また火神、金神、水神、土神などは、女神にのみ係りて、男神には更に由なきが如くなれど、男神にも御子なることは云も更なり。）其は親たまふ御靈の。互に通ふ御開より。成坐る事なればなり。然は有れど。其本を云ときは。二柱の産靈大神の。産靈の御靈を給へる故に。彼二柱神の御徳御業と等かるになむ有ける。（其は産靈大神はしも、女男二柱には坐ませども、夫婦の道を爲たまふには非ざるを、天地をはじめ、産靈の御開に成る萬事、また唯に産靈の御開に生坐して、御身より生出たまへるに非ぬ神たちをも、或は高魂神の御子と申し、或は神魂神の御子と申て、彼此の隔なく申すをもて曉るべし。）また此に就てなほ按に。親はもと。産靈と同言なるべく所思ゆ。（都と須とは、親しく通ふ音なること、次を主基といふたぐひいと多かり。）其は朋友にまれ。兄弟にまれ。夫婦にまれ。親子にまれ。君臣にまれ。睦び親みて。いはゆる親魂の通ふ中より。物も事も成就ふを。親魂の通ひ合はでは。事も物も調はざればなり。（然れば君臣親子夫婦兄弟朋友など、すべて親み睦ぶべき物なることは、云までもなく、何につけても神習ふべき人の道を、忘るべからぬ物にざりける、萬葉三に、王之親魂根哉云々、十二に靈合者相宿物を云々、）また結も本は同言の活用けるなるべし。（むすび、むすぶ、むすべ、むすばむ、と活用けるなり、）其は拾遺集に。「君見ればむすぶの神ぞう

らめしき。つれなき人をなに造りけむ。」と詠み。狹衣物語に。いとかくしも造りおききこえさせけむ。ねすぶの神さへ恨めしければ。など云るは。產靈をむすぶと活かし云るなるを以て知るべし。（また長淸集に、「とけやらぬ人の心のつらきより、むすぶの神を恨みつるかな、」とも詠り、かゝる狀によめる哥、後世にはいと多かるが、それみな產靈神のむすびを。活かし云なれたるにて、俗にも親みを結ふなど云も。皆この心なりかし、其は男女の道にかぎらず、遠く隔ちたる國のしらぬ人どち、逢ふがまに〱親しみて、夫婦とも爲り、親子ともなり、朋友ともなりて、親び合ふなど、すべて神の結びに依ことにて、恨を結ぶはその裡なりかし、）かくて其親魂の通ひ結ばる狀を。つらつら按ふに。互に親交し。聽交し。言かはし。動交し。思ひ交す事の入交ひて。己が身おのが心に結ばるゝなること。知を知食すといひ。聽を聞食すと云て。食とはやがて受入るゝ事なるを以て曉るべし。（米須と云に、食字を書こと此故なり、）さて魂相るどちの交には。その言こと動ことを。

實もと受入るゝ。是やがて心に結ぶなり。また心相ざる人の。我を惡ざまに言ひなし爲なす事は。憎くも恨めしくも思ふ。これも己が身おのが心に受入れ結ばる故に。恨みを結ぶとも云めり。（故に愛かりし交をやむるを、親をたつといひ、善からぬ中を直すを、恨をとくといふ、此は共に結ぶに因れる言なる由を思ふべし。）さて伊邪那岐。伊邪那美二柱神の成たまへる事どもは。始終すべて產靈神の御德を承賜はり。御心を混一に爲て。いそしみ坐る御業なれば。御互に親魂の相通ひて。甚深く親みまし。此時の御禊も。その御親より事起つれば。天照大御神。須佐之男命まで。共に二柱神の御子なること。灼焉ものなり。（此謂は、うひ學の人、また生さかしらなる徒などは、速に信ひくまじき事なるを、熟々思ひ辨ふべき物なり、然るを私記に、問、素盞嗚尊、非伊弉冉尊之所生、何故欲從母於根國哉、答、昔伊弉諾與伊弉冉爲夫婦、素盞嗚尊、縱非伊弉冉之所生、猶爲伊弉冉之子、因其本約、假云欲從母耳、其實非母是明也、是頗難會文也、と云るは、此旨をよ

く得ざる故の非説なりかし、)さて須佐之男命の御性質として。御母の國に罷坐まく所欲し丶事は。伊邪那岐命。彼豫母都國の穢き狀を見畏たまひて。族離れむと詔ひ。御唾爲て撥ひ坐し。また御禊し給へる其驗に因て。かの濺く親び給へる御親みの。御體に受け所知看し丶が。此時に大御身を祓ひ竟ぬる驗とて。須佐之男命は生坐せりと知られたり。故此神は。依給へる此國土を治さずて。根之堅洲國に坐す御母がり。往坐さむと所欲してぞ哭坐けむ。(熟思ふべし、濺く思ふべし、天照大御神は、比賣神に坐を、伊邪那岐命の方に屬坐て、天つ日の御國を所知看し、須佐之男命は比古神に坐を、伊邪那美命の方に屬坐て、月夜見國を所知看すことは、妙なりとも妙なる、幽き謂れの中にも、妙なる契にて、此みな如此有らでは得有まじき、妙なる理の具れることなるべく、はた二柱の產靈大御神の神靈に因てなることは、言までも非ず、)さて然一向に。大御母の國に罷坐まく所欲しつ丶も。岩屋戸の御荒びの後に。解除竟たまひては。然すがに。大御父の大御神の。御依坐る御言を畏み給ひて。所欲す隨には罷坐さず。久しく此國土に坐々て太じき御功ども立給ひ。さて終には理の如く。根國に入坐て。月夜見神とはなり給ひしなり。(なほ次々に云ふを見るべし、)○白　曰は。伊邪那岐命に請奏給ふなり。(故書紀には請曰とあり、)○然則は、伊邪那岐命の。任情所知夜之食國と許容し給へる御言を承て詔るなり。○請天照大御神而將罷焉。請は麻袁志と訓べし。(雄略天皇紀などにも、然訓る例あり、)さてかく請給ふは。永く夜見國に罷給ふ故に。大御神に御暇請し給はむとのことなり。御兄を敬ひ慕ひ給ふ理。信に然も有べく。有りがたき御心にこそ。○勅　許之。その請給ふことの。然有べき理なるに因てなるべし。○參上天矣。此にまづ如此云おきて。下に其昇給ふ事を。細に云は。文法なり。(上の禊祓の處にも、此格の文あり、)さて參上を。麻韋能煩理坐と訓むことは。師說に。仁德天皇卷の。大御歌に。麻韋久禮。(參來なり、)萬葉十八に。麻爲泥許之。(參出來しなり、)など有例に依れり。(然るを韋を宇と云成して、參上を麻宇能煩留、參

來を麻宇久、參出を麻宇傳など云るは、後の音便に轉れる言なり、今に至るまで、正しく云ふは、たゞ參入のみなり、）萬葉六に。參昇八十氏人の。云々とあり。

於是伊邪那岐大御神者。神功既畢而。昇坐天報命白給而。仍留宅日之少宮。又坐淡海之多賀。亦坐淡路洲。此大御神。爲通行天而。梯作立給矣。此云天梯立。大神之御寢之間。仆伏矣。仍怪久志備坐矣。乃在丹波國。久志備之濱是也。

神功既畢而とは。天神の御言のまに〳〵。國生み固め。青人草を生坐し。諸々の神たちを生給ひ。生々終に。二柱の貴子を生得給ひて。其神々の。某々に功を持分しめ給ふまでを約て云るなり。○報命白給而は。天神になり。其は始め天神の御言を承給はり坐て。勤しみ給へる御業なりしかばなり。○仍留宅日之少宮。日之少宮とは。天に在る宮を云て。名義は。天照大御神の大宮の有るに對へて。其永に寂然に。隱坐ます宮なるを以て。少とは申すなるべし。（然るを私記に、日之少宮是東北之地、云々と云るを始め、くさ〴〵云る說どもあれど非なり、師云、日之少宮は、天上なること、仍留二字にて著きものをや、）仍留宅とは。此時天上に登給へるまゝにて。此國土に復降り給ふこと無く。留宅りとなり。祝詞文に。高天原爾神留坐。とあるも此意なり。（是に就てなほ思ふに、伊邪那岐大神は、御頸玉をさへに、大日孁命に賜ひて、天上を知らしめ給ひ、己命も天に神留坐し、伊邪那美大神は、豫母都國に鎭坐して、月夜見命の其國を所知看すこと、やがて伊邪那岐、伊邪那美二柱大神の御功德を、日神月神の受繼給ひ、其御子命の、此國土の大君と坐す事、悉く深謂ある事なる哉、）○坐淡海之多賀。淡海は。師云。息長帶比賣命段の歌に。阿布美とあり。（和名抄に、近江知加津阿不美とあるは、遠江に對へて、後に云る名にして、古も今も、常には近江と書ても、たゝ阿布美と云なり、）さて此は湖ある故の名にして。即阿波宇美の切まりたるなり。（淡

海とは、淳ならぬ淡しき海を云なり、さて其は湖の名なれば、其國をば、淡海國とは云べけれど、淡海とのみ云ては、國名には非るが如くなれども、本を以てやがて末の名にすることも、常に例多きことなり。)と有り。さて多賀は。神名式に。近江國犬上郡。多何神社二座。と見ゆ是なるべし。(和名抄に、田可郷あり、また永萬記には、田呵社とあり、と信友云り、さて此一座は、伊邪那美命なるべし、其は伊勢の伊弉諾宮の一座は、伊邪那美命なるを以て、然は思はるゝなり、扨俗に、伊勢へ七度、熊野へ三度、愛宕樣へは月參り、と云ふ諺のあるを、此國にては、御多賀樣へは月參り、と云由にて、伊勢大御神宮と、此御社に詣でぬ人なし、と國人云り、然も有べきことにこそ、)さて此御社に竝びて日向神社。(大和國城上郡にも、大三輪神社に並て、神座日向神社あり、三代實錄、仁和元年の處に、近江國犬上郡、少初位下、神人氏岳と云人ありて、姓氏錄に、神人大國主命五世孫、大田々根古命之後也、と有は由ありげなり、)都惠神社あり。(此御社は、彦根東四五町ばかり山腰に在て、千代社と云とぞ、)日向神は。日向にて御禊し給へるに由あり。都惠神は。彼投棄給へる御杖に由ありておぼゆ。(後人よく考へてよ、)坐は。師云。麻志麻須と訓べし。凡て此言。上の麻志は。坐字にあたりて。居給ふことなり。下の麻須は。附て云ふ崇辭にて。給ふと云たぐひなり。(さて麻須と、多麻布とは、似たる崇辭なれど、其事に從て差別あり、相混べからず、中古よりしては、坐と云こと、をさ〳〵止て、なべて給ふと云なり、されど古書の訓を附るには、必この差別を辨ふべし、其は古事記、また古き宣命祝詞などを見て、定まれる例を考へ知るべきなり、)○亦坐淡路洲。神名式に。淡路國津名郡。淡路伊邪奈伎神社。(名神大、)とある是なり。清和天皇紀。貞觀元年正月。授淡路國無位勳八等。伊佐奈伎命一品。とあり。(さて此御社は、國の一宮にて、今郡家村に在、と帳考に云り、履中天皇卷五年の處に、此神の、飼部等が黥の血臭を惡まして、祝に御託し坐る事あり、)さて師說に伊邪那岐大神の現御身は。終に天上なる日少宮に留坐まし

て。淡路と多賀とは。其御靈の鎭坐御社なり。然るを坐于多賀。坐淡路洲と云るは。譬ば天照大御神は。長に天上に坐ませども。伊勢伊須受宮坐と常に申し。また手力男神者坐佐那縣とも。大山咋神を。此神者坐近淡海國之日枝山。亦坐葛野之松尾。ともある類の例にて。皆其神を拜祭る御社を。かく云る古の格なり。(凡て神の御事を云傳へたるに、其現身と御靈との差別あるを、たゞ同じさまに云傳へたるものなる故に、後世に至りては、此差別をしらで、皆人の疑ふこと多し、心得おくべきことなり。)と云れき。猶此外も。此大神の坐ます御社は。大和國添下郡。伊射奈岐神社。(大、月次新嘗、)淸和天皇紀。貞観元年正月。伊弉奈岐神從五位上と見ゆ。葛下郡伊射奈岐神社。(此御社は、今下牧村と云に在て五社と稱し、その古宮址は、忍山の東に在、と帳考に云り、)城上郡伊射奈岐神社。(此御社は、在所詳ならず、或は柳本村三輪社是なり、と云と帳考に云り、)攝津國嶋下郡。伊射奈岐神社二座。(並大、月次新嘗、)淸和天皇紀に。貞観元年正月從五位上と見ゆ。(此御社一座は、山田庄小川邑と云に在て、今五社と稱し、一座は佐井寺村と云に在て、今春日と稱す、と帳考に云り、さて此一座も、伊邪那美命なるべし、)若狭國大飯郡。伊射奈伎神社。(この御社の上に並て、同郡に青海神社あり、此は須佐之男命に所知青海原と依し給へる謂に依て祭れるにて、彼神などには非るにや、)出雲國出雲郡。神伊佐那伎神社。伊勢國度會郡。伊佐奈岐宮二座。(伊佐奈彌命一座、並大、月次、新嘗、)など神名式に載れり。(なほ式に載ざる御社、國々に聞ゆ、)さて此伊勢國なる伊佐奈岐宮は。世記にも。伊佐奈岐社二座。伊弉諾尊。(左方、)靈御形鏡座。伊弉冉尊。(右方、)靈御形鏡座。(伊佐奈岐と書るは、古の書格なるを、伊弉諾、伊弉冉など書るは、後人書紀に依て、書き改めつるなり、さるは此記に、伊佐奈岐社とあるは、末宮と稱さぬほどに記せるなり、なほ此事は、別に世記考に云へり、)と有て。神名祕書云。延暦儀式雖不載神形。撿神宮神祇本記。御鏡坐也。光仁天皇寳龜三年。入於官社。仁壽三年八月二十八日。依

洪水神殿流損。同年十月一日。任宮司伊度人注申。造進神殿。齊衡二年九月廿日。奉遷神體。伊弉諾神與伊弉冉神。又月夜見命與同荒魂命。正體洪水之時。各御同座之間。奉任神慮。奉鎮于同殿也。貞觀九年八月戊辰。勅伊勢國伊佐奈岐。伊佐奈彌神。改社稱宮預月次祭。幷置内人員。(此事國史にも見えたり、)同十年増作寶殿寸法者也。(但伊弉冉社無増作、伊弉諾尊同殿御座也、月夜見之荒魂命社、亦無造作如本、月夜見命同殿御座也、並今號小殿是也、凡月讀、伊弉諾、貞觀以來黒木様同、丸木板敷御座也、)とあり。猶上(第二十六段、月夜見宮の處、)に注せると合せ考ふべし。さて此宮神祇式に。伊佐奈岐宮二座。去大神宮北三里。内人二人。物忌父各一人と見えて。今宇治郷中村と云に在とぞ。(即月夜見宮の地内なり、神名祕書に、東月讀宮、西伊佐奈岐宮、各南向座と云り、度會満在云、世記に伊佐奈岐宮を、月讀宮の上に載たれば、古は此宮を、月讀宮より上と爲たるか、今は月讀宮を以て、諸祭の次第も、内人の列も、皆此宮の上とす、且

宮中の例、東を以て上とす、然るに一院の内、月讀宮は、東に在り、此宮は西に在り、是に由て觀るときは、古へより月讀宮を上として、世記は、偶載する處の次序を失れるなるべし、且宮制も、今月讀宮東西一丈八尺四寸、南北一丈二尺二寸、伊佐奈岐宮は、東西一丈四尺、南北一丈なり、殿の大小も自觀るべし、と云るは然も有べく聞ゆれども、神名式にも、伊佐奈岐宮は、月讀宮の上に載られたれば、此は上古よりの次序にて、世記の誤りには非ず、但し伊佐奈岐宮よりは、月讀宮の大きなることは訝しけれど、此は寶龜三年八月、祟を爲し給へる時より、宮號を奉られ、神馬を奉らるゝこと始まり、伊佐奈岐社も、此時より宮と稱せるなどを思ふに、別に月讀宮を、崇め給ふべき謂の有りてなるべし、)○天梯立。梯立は高きに昇らむ料に。搆立る梯にて。今俗に階子と云物也。即是より出たる名なり。○其は垂仁天皇卷(八十七年の處、)に。石上神社に仕奉られたる。五十瓊敷命の。其妹大中比賣命に。其職をゆづり給ふ時に。大中比賣命の辭て。吾者手弱女也。何能

登子天神之庫。と白し給へりしかば。五十瓊敷命。神庫雖高造梯則不登乎。と言へること有て。故諺曰神之神庫隨梯樹。此其縁也。とあるを以て。梯立やがて。今世に有る階子と云物の狀に。高きに昇る料に作れる物なることを辨ふべし。然れば此なる天梯立は。天磐船に乘て。（天磐船は、天浮橋と云と同し物なる事、第百三十七段に委く云ふべし、）天上に昇給ふ時の船居に。作給へるにぞ有ける。（其は神たちの、磐船に乘て、天降坐しゝ事實を熟考ふるに、みな高山の頂上なるは、その降坐すに、便りよきに依てならむ、と思ひ合さるればなり、然れば此梯立を造り給へるは、いまだ高山の生出ざる間にぞ有けむ、其は高山の本より有らむには、梯立を作り給ふべくも有らねばなり、）かくて天上より降たまふ其降口にも。梯立は有しなり。其は下（第百四十三段、）に擧たる。天二登命の。天上に參上りて。歸降りませる時の言に。大橋は皇大神。並に皇御孫命の天降坐るを畏みて。後方の小橋より參上れり。と白し給へることの有ればなり。（この大橋小橋と云るは、即天なる橋立なり、其は天に有らむことを何ぞや思ふべけれど、此は船居なれば、天にも、國土にも、必有べき理にこそ、）扨上（第二十九段、）に。天照大御神を。天之御柱以て。天上に擧奉りたまへりと有る天之御柱は。彼處に注せる師説も有れど。此なる梯立と同物にて。天浮橋に乘せ奉り。梯立を船居として。天上に擧給へりとの事にぞ有べき。（但し彼も柱と云ひ、此は梯と云るに疑有べけれど、此は本同言にて、共に波志と言が本なれば、同物ならむと云ふ考に害なし、）然れば大御神を。天上に擧給へる處の。天之御柱は。始めに淤能碁呂嶋に見立給へる。天之御柱と。名は同くして。別物にぞ有ける。（然れども、名の本は一なること、上に言るが如し、）〇怪久志備坐矣。久志備は奇異にて。仆るまじく作り給へる梯立の。仆伏たるに。奇異のおもひをなし給へる由なり。扨この久志備てふ言を。今は體言にするてのみ言へども。此に久志備坐と有れば。本は用言にて。久志備。久志夫流と活く言なり。故日向の高千穗峰を。槵日二上峰とも。高千穗槵觸之峰と

もあり。（櫰は共に借字にて、靈異なり、日觸は活用ける辭なり、）○久志備濱。名義伊邪那岐命の。彼梯立の仆伏たるを。怪み奇異び給へるを以て。負る名なり。さて本書（丹後國風土記、）に。與謝郡郡家東北隅方有速石里。此里之海有長大石前。長二千二百廿九丈。廣或所九丈以下。或所十丈以上。廿丈以下。先名天梯立。後名久志濱。云々。（この畧ける文、即本文に擧たる傳へこれなり、）此中間云久志。自此東海云與謝海。西海云阿蘇海。是二面海雜魚具住。但蛤乏之とあり。（大江山いくのゝ道の遠ければ、まだふみも見ず天のはしだて、此外にも哥に詠たる多く見ゆ、）さて天に通坐むとして。作立給へる階なれば。高く立て有しを。神の御寢坐る間に。仆れ横たはりて。丹後國の海に遺れるなり。（また播磨風土記に、賀古郡益氣里有石橋。傳云、上古之時此橋至天、八十人衆上下往來、故曰八十橋、とある、是も天に往來ふ一の橋立と見ゆ、さるにても此傳に、此橋至天云々と云て、天に連る趣に言るは、傳への誤りなるべし、其は第五段に注る如く、天は本より動き旋らず、國土は本より旋り動ける物なりしかば、連べくもあらず、且浮橋も、徒なる物となればなり、信友云、國人の物語に、此石橋の中間に祉ありて、女男二柱神を祭る、土人は愛宕と云と云り、夫木集に、大納言顯朝、雪あれば天の羽衣白たへに、風さえわたる八十の岩橋、）此を天浮橋と。一物に思はれし師説は。未委からざりしなり。（天梯立の町數二千二百二十九丈、この間數三千七百十五間、町に直して六十一町と五十五間なり、）

於是健速須佐之男命。參上天之時。山川悉動。國土皆震。此者神性之雄健而使然也。爾天照大御神聞驚而。我那勢命之上來由者。必不善心。欲奪我國耳。吾雖手弱女。何當避乎詔而。卽解御髮。纏御髻而。縛御裳而爲袴。於左右之御美豆羅。亦於御鬘。亦於左右之御手。各纒持八尺勾璁之五百津之美須麻流之珠。

而。於曾毘良者。負千入之靫、於比良者。附五百入之靫、臂者。取佩伊都之高鞆而、弓腹振立、劒之手上急握而。堅庭者。於向股蹈那豆美、如沫雪蹶散而。伊都之男健蹈健、發稜威之嘖讓而、御親迎而、待問之、何故上來耶問給矣。爾速須佐之男命答白。吾者無邪心。唯大御神之命以而。問給吾之哭伊佐知流事之故。白都良久、吾欲往母國而哭也白之則。大御神、然則汝者、勿住此國、焉詔而、夜良比給之故、以爲請將罷往之狀而也。跋涉雲霧而。參上耳。不意姉命之翻起嚴顏矣。吾無異心也白給則。天照大御神詔、然則汝心之清明事者、何以將知矣。於是速須佐之男命白曰。各宇氣比而。於其誓之間、當生子也白給矣。

山川は。師云山と川となり。(山の川には非ず、)加を清て讀べし。○動は。師云。登余美と訓べし。萬葉六に例あり。(また七に、大海の水底豊三立浪之、十一に、居名山響み行水の、などあり、)また同六卷に。山も動響に左男鹿は。妻呼び響めなども見え。動々を登々呂と訓る處などもあれば。動むはとゞろきひゞくことなり。(猶この言下八千矛神の御哥に見ゆ、其處にも云べし、)○國土は。山川に對へて云へれど。二には非ず。たゞ地を云なり。久邇都知と訓べし。(此二字を久邇と訓べき處あれど、こゝは久邇都知と訓むぞ宜けむ、)下に天沼琴拂樹而地動響矣。ともあり。(第八十六段、)○震。師云震は。(書紀に地震と見えたれば、布流とも訓べけれど、)武烈卷歌に。斯多杼余美那韋賀余理許婆。(下動地震來者なり、)とあれば。由流ぞ猶古言ならむ。(余と由とは通例、つねおほし、)今言にも然言なり。○神性は。加牟佐賀と訓べし。神は尊辭にて。神功の神に同じ。佐賀は師說に。性を佐賀と云は古語にて。後歌に憂世之佐賀など云も。是によく叶へり。其は元より自然に。

然有ことを云言なり。（今云、下に使然也と終たるを思ふべし、）佐賀那伎は。其反にて。自然然有べきさまに。背き違へるを云ひて。是も古語と見ゆ。後の物語に。言多くて人を惡く云なすを。さがなしと云は。用樣の移れるなりとあり。（なほ夢の祥などの祥を佐賀と訓など凡て佐賀と云ひ、佐賀那志と云言の、後世に心得誤れることゞもを、委く辨へられたるを、今は其を遺して擧つ、記傳四卷披見べし、）さて此神の御稜威の太じきこと。此文にて想像り奉られたり。○聞驚而は。師云。伎々淤杼呂迦志氐と訓べし。（伎を延て迦志と云は、例の古言の一格なり、人を令驚意とは異なり、）此言古事記に處々に見ゆ。見驚とも。また聞喜見喜などもあり。皆古語なり。○我那勢命は。上（第十一段、）に見ゆ。（こを書紀に、吾弟と書れたるは、漢文に依れるなり、）善心は。師云。宇流波斯伎心と訓べし。此は書紀（神代下卷、）に友善とある。（古事記には愛友とあり、）善字の意にて。（漢籍にても、かくさまの善字は、古よりウルハシと訓り、）人の交の睦まかにて。異心なきを

云へり。○欲奪我國耳は。師云。我國哀奪牟登欲須爾許曾。と訓べし。（耳字を許曾にあて、訓む由は、記傳首卷に云り、）さて我國とは。高天原を詔ふなり。（其由上に見ゆ、）奪は萬葉五に。有婆比氐てふ言見えたり。さて例に引くは畏けれど。神武卷に。長髓彦聞之曰夫天神子等所以來者。必將奪我國云々。とある語の樣よく似たり。○御髮は。師云。美加美と訓べし。（古書にみな、美久志と訓を附たり、中古の書にも、おほむぐしと云、今もおぐしと云、されど此は、櫛より轉れる後の稱なるべし、此事上にも論ひおきつ、）さて上代の女の髮の樣は。縣居大人說に。凡て古への女の髮の狀は。幼きほどには。目ざしとも云て。額の髮の目をさすばかり生下れり。それ過て。肩邊へ下るほどに末を切りて。放てあるを。放髮とも。童放とも。うなゐ兒とも云り。八歲子と成ては。切らで長からしむ。其より十四五歲となりて。男するまでも垂てのみあれば。猶童放とも。わらはとも云り。其は萬葉十三に。歲の八年を斬髮の我かたを過ぎ。九に菟名負處女が八

年兒の。片生の時ゆ小放に。髪多久までに云々。など有を見て辨ふべし。さて男して後に。髪擧しつることは。二卷に三方沙彌が。園臣生羽か女を妻と爲て。幾時も經ずて。病臥してよめる歌に。「多氣婆奴禮。(あぶらづきめでたき髪は、だがぬればぬる〳〵と延垂るものなるを云、)たがねば長き妹が髪。この比見ぬに掻入つらむか」。(後の物語書に、よめどりと云ことはなくて、聟取はあり、此は男の、女の家に行て仕めばなり、此哥を思ふに、いと古もしかぞ有りつらむ、哥意は此比病て、妻の許へ行て見ぬ間に、いかゞ髪あげしつらむか、擧まさりのゆかしき、と云意なるべし、さて童ざまに垂たりし髪を、擧をさむるを、かき入ると云べし、十六卷に、「橘の寺の長屋に吾率宿し、童女はなりは髪上つらむか、とよめるも、此哥と同意なり、)とよめるに。生羽が女の答歌に。「人皆は今は長しとたげと言へど。(今は髪いと長くて、あぐべきほどにも有れば、たがねよと言へどなり、)君が見し髪亂れたりとも。」(君に見え初しさまを、私にはかへじと云り、伊勢物語に、「くらべこし振分髪も肩過ぬ、君ならずして誰かあぐべき、」と賦るも此類なり、さて上に云る如く、十五六歲の比まで、髪を垂てあるを、此年比には、髪いと長く成ぬる故に、笄して頂へ擧結を、髪あげと云へり、)などあるを以て辨ふべし。(今云、此縣居大人說は、記傳に擧られざるを、萬葉考と別記を合せて、私に擧つるなり、)と言れたるが如し。然るに今こゝに解と有るを。書紀には結レ髪とある。解と結と大違へるに似たり。故猶考ふるに。まづ凡て女は。年長て髪あぐるは。上代よりの儀なるに。天武紀十一年の詔に。自レ今以後男女悉結レ髪とあるを思ふに。上代に結と云しは。本を一にあつめ擧て結て。其末は後へ垂たりけむを。彼詔に結とあるは。頭上に結綰て髻と成すを云なるべし。(髻とは、一に綰たるを云なり、かの男の二に分けたる、美豆良とは異なり、)さて同十三年には。女年四十以上。髪之結不レ結任レ意也。とありて。また十五年の詔に。婦女垂ニ髪于背一。猶如レ故。とあるは。又かの上代よりの風の如くせよとなり。故この十五年の詔以後の萬葉の

哥にも。髪あぐる事を多く詠るは。かの本を結ことにて。末は垂なれば。彼詔に違ふこと無し。〔〇今云、なほ縣居大人説に、彼天武天皇紀十五年の詔の後に、文武天皇紀、慶雲二年の詔に、令天下婦女、自非神部齋宮人、及老嫗、皆結髪上、とあれば、其後はすべて擧つらむと思ふに、物語書らには、もはら垂たる樣を書たり、唯續古事談に、高内侍云々、圓融院の御時、典侍辭しけれども、ゆるされざりければ、内侍所に、局風をたてゝさむらひて、申すことある時は、髪を擧て、女官を多く具して、石灰壇にぞ候けると云り、慶雲二年の詔の後に、また垂髪の御制あらば、かく有らむや、後までも擧るを正しとせしこと知べし、さてうつぼ物語紀伊國吹上卷に、女は髪あげて、唐衣著ては、御前に出ずと云ひ、國ゆづりにも、皆髪あげずと見えたり、かくて其擧たる形は、内宴の樣書たる古繪に、舞妓の髪あげたる形と、御食參らす采女が、髪あげたる額の樣、うなぢのふくらなど、大かたは等くて、舞妓は寶髻をし、采女はさる飾りせぬなり、且和名抄に、假髪須惠以假覆髪上也と云、蔽髪比多飛蔽髪前也と云り、雅亮が五節の事書るに、おきびたひ、するびたひと云るも是なり、かの舞妓のひたひの厚く中高きと、采女が額のいと高からぬに、此二つの分ちあるべし、凡ては紫式部日記に、髪あげたる女房の事を、からの繪めきたり、とやうに書しもて、思ひはかるべし、さて萬葉十一に、「おほよそはたが見むとかもぬば玉の、吾くろ髪をなびけてあらむ、」と詠るは、少女の髪あげせぬ前は、いと長くこちたければ、私にまき上ることもある故に云りと見ゆ、譬へばおちくぼ物語に、あこぎが、一人して萬づいそがしきには、髪をまき上てわざするに、主の前へ出るには、かきおろして出しこと有るが如し、伊勢物語の高安の女の、髪をまき上て、家兒の飯もりしも是なり、此くさぐ〜を分て言はゞ、うるはしく髪擧するは、まれなり、垂てをるは常なり、まき上ると云は私なり、とあり、此も古の髪の狀を知べき最よき考へなれば、今事の因に寫し出たるなり、〕さて此に解とあるは。彼本を結たる所を解なり。〔神功皇后の解髪とあるも是なり、

然るを或說に、此の解字を和氣と訓て三山冠の形をまなばせ給ふなり、と云へるは强說なり、）書紀に結とあるは。末の垂たるを擧てなり。かゝれば言は異れども。實は同事にて。違へるには非ず。（此事よくせずは、人の思ひ惑ふべきものぞ、）〇御髻のことは。上（第十八段、）に見えたり。男の髮の樣なり。〇纏は。師云。麻加志と訓べし。（伎を延て加志と云は、例の古言なり、）御髮を分結て美豆良になし給ふを云なり。さて是より蹈健と云までは。假に丈夫の御裝束を爲給ふなり。（但し玉を纏は男に限れることならず、また建き備へにもあらず、此は尊く嚴なる御貌を示したまはむ料に、故に美き玉どもを、こゝら纏持せるなるべし、〇今云、玉を帶る由は、上に云る如く、本は御魂のしるしなれば、此時かく纏持せるも、言もてゆけば、御心の建き御有狀をあらはし給ふなり、）〇縛二御裳一而爲レ袴。此は裳は後へ長く曳く物なるを。前へ引上げて。男の褌の如く爲給ふなり。〇御鬘も。上（第二十段、）に曰ゆ。〇御手に玉を纏ことは。上の御頸珠の處にも注しつ。なほ仁德天皇卷に。嶋鳥皇女の手玉の。かくれなき良玉なりしこと見え。萬葉三に。泊瀨越女が手に纏る玉は云々。など詠り。〇各は美那と訓べし。〇八尺勾璁は。橫井千秋考に。八は彌なり。尺は佐明なり。佐は眞と通ふ言なり。されば彌眞明の勾玉と云ことなり。さて勾玉と云名は。形の曲れるを以て言には非ず。（古事記に勾と書き、書紀に曲と書るは、共に例の借字にて、）麻賀と云は。仲哀卷に。眼炎之金銀彩色とある。眼炎にて。目赫なるを。約めて麻賀とは云るなり。（眼かゞやくとは、物語書などに、目もあやなりと云、俗言に、まばゆき、かゞはゆき、など云に同じ、）されば八尺勾玉とは。彌眞明之目赫玉と云ことにて。玉のすぐれて明朗に。玲瓏り。美麗きよしの名なり。垂仁卷に。鵜鹿鹿赤石玉と云あり。萬葉歌に。加我欲布珠なども賦り。これらを以ても。玉に赫と云ことの由あるを知べし。（然るを昔より、此意を得たる人なくして、たゞ玉の形の曲りたるに依れる名、とのみ心得來れるは非なり、今世に、土中より掘出などして、多くある曲玉と云物は、其形の少か

曲れるを以て、此を上代の曲玉と云し物ぞと心得て、みだりに曲玉と呼なれども、其今在るは、さしも美き玉に非ず、土中などより出るが多くあれば、古多に有し物と見えて、殊に稱美たふとみたる物とは見えず、古の曲玉と云しは、世に希にしてすぐれて麗き玉にこそ有けれ、今言曲玉の如く、多に有し物には非ず、たとひ其形は、今ある如く、いさゝか曲りたりし物にもあれ、其形に依て、曲玉と云しには非ずと知べし、形の曲りたらむは、何の珍たきことか有らむ」と云へるを。師も此考へいと宜し。從ふべしと言おかれき。猶玉に。明朗に玲瓏り。美麗きよしを云ることを言はば。高比賣命の歌に。玉乃御統御統の。あな瑑映。云々とよめる。豐玉毘賣命の御歌に。「赤玉は緒さへ光れど白玉の。云々とある。神賀詞に。白玉能大御白髮坐。赤玉能御阿加良毘坐。青玉能水江玉乃行相爾。とあるなども。日炎輝く意の言成なり。(さて仲哀天皇紀に、如二八尺瓊之勾一以曲妙、と云る文の有に就て、師も横井氏も、くさぐ〵論はれたる說の有れど、此は勾字の下に、玉字を脫したるなり、其山は、彼卷の微に云べし、)さて書紀には。いづこも八坂瓊とあり。(これも意は異ることなし、)瑞八坂瓊とも有り。(美豆はみづみづしきを云なり、瑞字になづむべからず、)垂仁天皇卷には。狢の腹に。八尺瓊勾玉の有し事も見えたり。(なほ彼處にも注ふを見よ)○五百津は。たゞ數の多きを云言なること。上に云り。津は一二の都なり。○美須麻流は。(書紀には御統とあり、)師云。纂疏に。以レ絲貫穿總二括之一也。とある意にて。即須夫流と語通へり。(志婆流、志麻流なども本同言の轉れるなるべし、また谷川氏云、和名抄に昴星をすばるとあるは、彼星の形勢の、此御統に似たる故の名なるべし、また天門冬をすまろぐさと云も、葉の細にあつまれるが似たればか、竟宴哥には、御統をすばるの玉と詠りと云り、)○今云、神名式に、伊勢國度會郡榛原神社、とある社の祭神を、內宮儀式に、稱二天須婆留女命一と云、同郡に、江神社と式にあるを、儀式に、稱二天須婆留女命兒、長口女命一云々と有て、狹田神社の處には、須麻留女神とあり、御鎭座本記にも、大御神の、

丹波國吉佐宮に遷幸の處に、須麻留賣神、今號須麻留賣社是也とあり、此も須麻流、須夫流、もと同言なる證となるべし、さて此須婆留女命と云神は、いかなる神ならむ、考得がたし、此は事の因におどろかし置なり。）かの高比賣命の歌に。玉の美須麻流美須麻流乃云々。萬葉十に。白玉の五百つ集を解も見ず。十八に白玉乃五百つ集を手に結び。など賦るも同物なり。集と云るも即統の意なり。○纏持。持はたゞ佩給ふを云なり。○曾毘良は下文の比良に對へて。背を云り。（故書紀には背と書り。）さて曾は勢の轉れる言にて。師の云れたる如く背平なり。）師云、今せなかと云は、少し異なり、せなかは背中の意にて、和名抄に、脊を訓るぞ當れる、）○千入。師云。書紀には。千箭と書て。此云知能梨とあり。和名抄に。箆箭竹名也。和名乃とあり。（大神宮式、神寶料にも、箆二千二百五十株と見ゆ、）かゝれば千箆入の意なり。五百入も準へて知べし。（伊は略く例常多し。）千と云五百と云は。其量なり。されど必千と五百と入べきに非ず。唯多く入由なり。○靫は。

盛箭室と字書に見ゆ。（推古天皇紀に、靫此云由岐、和名抄も同じ、）皇美麻命の御天降段に。天石靫と云も見え。孝徳天皇紀に。金靫も見えたり。大神宮式。神寶中に。姫靫二十四枚。（長各二尺四寸、上廣六寸、下廣四寸五分、矢刺口方二寸九分、以檜作之、以錦黏表以緋帛著裏、著緒四處、並用紫革、長各二尺、廣一寸三分、）箭四百八十隻。（以烏羽作之、）蒲靫二十枚。（長各二尺、上廣四寸五分、下廣四寸、以檜作之、編蒲著表、以鹿皮著頂、以丹畫裏、著緒四處、並用紫革、長各二尺、廣一寸、）箭一千隻（以烏羽作之、）革靫二十四枚。（長各一尺八寸、上廣四寸五分、下廣三寸八分、以調布黏之、塗黒漆、著緒四處、並用紫革、長各二尺、廣一寸、）箭七百六十八隻。（以鷲羽作之、）とあり。此にて其　製詳なり。內宮儀式にも。右の三種靫見ゆ。（字鏡には、靫也奈久比とあり、和名抄には、別に箙を夜奈久比と注せり、）さて靫を作るを編と云しにや。貞觀儀式（延喜式にも、）に。靫編氏造之と見え。姓氏錄に。靫編首てふ姓もあり。○比

良は。本に比良邇者とあるを。師は衍文なりとて。削られしかど。此は曾毘良と對ひたるを思ふに。腹と同言なり。(信友も同考へにて、)上の曾毘良は背腹と云に同じ。(今も田舍人の手のひら、足のひらを手のはら、足のはらとも云へり。)素は平の義なり。(野原海原の波良も、素は比良なり、海備は海平、山備は山平なるべし、畝火山も、正に山の狀を見て按ふに、畝々としたる山足の平なる由なり、漢籍に、平地また海平など云も、其義おのづから符り、俗に、平山平地などいふ平も同じ比良、波良同言なり、また平を多比良と訓む、多は發語にて、比良と云が本語なるべし。)さて此の男建の狀。御腹にも御背腹にも。靫を佩ませる由なり。保元物語(新院左府御沒落條、)に。抑爲朝此軍に。二十四差たる矢二腰。十八差たる矢三腰。十六差たる矢三腰負けるが。義朝の兜の星を射削りたると。大庭が膝節射切たると。二筋の矢ならでは。あだ矢は無りけり。(參考保元物語に引く杉原本に、かく見えたり、)とある。爲朝の矢座の行ひなど。畏くも思ひ合せて。(軍物語書どもに、矢たばねときておしくつろげ、さし矢に射たる由見ゆるは、負たる箙をおろし、あぐみ居て、束たる矢をも解ゆるめて、右の膝上のあたりに置て、さしつめさしつめ射出す狀を云るもの也、)須佐之男命の猛き御稜威に對ひて。男建し給ふ御勢氣の貌を思ひ奉るべきなり。あな可畏。○附。此は御腹なる故に附と云。上には背平なる故に負と云り。古言の正しきさまに心をつくべし。萬葉三に。梓弓靫取負て。また二十に。ますら男の靫とり負てなど見えたり。○伊都のことは。上(第十五段、稜威之雄走神の處)に云へる如く健く嚴なる意の言なり。○高鞆。師云。鞆は大神宮式。神寶中に。鞆二十四枚。(以鹿皮縫之、胡粉塗以墨畫之、納檜廡筥一合、徑一尺六寸五分、深一尺四寸五分、著緒一處、用紫革、長各一尺七寸、廣二分、)兵庫寮式に。熊革一條。鞆料。(長九寸、廣五寸、)牛革一條。鞆手料。(長五寸、廣二寸、)と見ゆ。これは天皇御射の料なり。(西宮記云、天皇欲御射時、侍臣一人、候御座南方、奉御鞆、張御弓、又持御矢、とあり、持統紀七年、親王以下諸

臣、各備儲る兵器の中にも、鞆一枚とあり、其頃まではなべて、用ひしことゝ見ゆ。）大神宮儀式に。伊須受能宮地のことを。弓矢鞆音不聞國と見え。萬葉一に。丈夫乃鞆の音爲なり云々。七に丈夫の手に卷持る鞆乃浦回を。（こは地名に云かけたるなり。）などよめり。縣居大人云。鞆は射るに。左臂に著る物にして形は。吉部祕訓抄にも見え。著たる樣は古畫に見ゆと云へり。（猶此物のこと、谷川氏書紀注にも委く云り、）さて此は何の料に著る物ぞと云に。古歌などにも。鞆にはみな音を云へるを思へば。此物に弓弦の觸て。鳴る音を高からしめむ料なり。音を以て威すこと。かの鳴鏑なども同じ。（然るを縣居大人は、袂をおさへ、弓弦を避る物なり、故に弦のあたる音あるなり、と云れつるは違へり、近きころ伊勢貞丈主も、音の料なりと云り、其考に、或以爲鞆是避弦之具也、是本于和名抄、䩸字注者而非也、夫弦觸腕者拙射之一癖也、何有其具乎と云り、實にさることなり。）さて此物を作るをば。張と云ひしにや。續紀十八に。其工人を鞆張と云り。備後國世羅郡に。さる鄉名も見えたり。（和名抄に、䩸字を止毛とせるは當らず、また應神紀に、上古時、俗、號鞆謂褒武多とあるも、傳の誤なり、其由は、彼天皇卷に云べし、また書紀に、加良と訓を付たるは、柄字と思ひまがへつるにや、とまれかくまれ、ひがことなり。）さて高鞆と云は。（古事記に、竹鞆とあるは、借字なり。）鳴音の高きを云なり。抑鞆は音物の省かりたる名にて。（物の能を略くは、作物所を、つくもどころといふ類、また於を略くは常なり。）高鞆は高音物なり。○弓腹。師云。書紀には弓彇とあり。（神武卷に、御弓之弭ともあり、字書に、弭弓梢末也と注し、彇弭頭也と注し、和名抄に、由美波數とあり。）萬葉十三に。梓弓弓腹振起云々。また十一に。梓弓末之腹野とよめるは。（振山を末通女子が袖振山、奈良里を、舊衣著楢の里とよめる例にて、）末之と云るまでは序にて。腹野ぞ地名には有べき。（末之腹野と云名所は、いかにぞや聞ゆ。）これ弓末に腹と稱くる處の有し故に。末之腹とは連けたるなり。また三に丈夫の弓上振起射つる矢を。七にも見ゆ。（此等に依

らば、此も由波受、または由受恵と訓べきに似たれど、腹字を書るを思ふに然には非ず、弓上をユズヱと訓るも義訓なれば、彼をもユハラとも訓べし、○振立（書紀には振起と書れたり、）萬葉十九に。梓弓須恵布理於許之とあり。（此に依らば、上に引る三巻十三巻、また書紀などの振起をも如此も訓べし、されど此に立と書れば、なほ多氏なるべし。）○手上とは。柄のことなる由は。上に（第十五段。）既に云り。（書紀には即柄字をかけり）○急握は。固く握り給へるを云なり。（物を堅く結束ぬるを、シバルと云ふに同じ、）○堅庭は。師云。たゞ堅き地を云なり。（其場と云ふときに、場を波と訓むも、爾波の轉れる言なり、大庭をも意富婆と云り、されば今こゝの庭も、俗言に其場所と云に同じきなり。）○向股。師云。和名抄に。股ハ毛々とあり。私記に。兩股是正相向故云二向股一耳とあり。新年祭祝詞に。手肱爾水沫畫垂。向股爾泥畫寄豆と見ゆ。（此語廣瀬大忌祭祝詞にもあり、古言なり。）○蹈那豆美は。御足を堅地に蹈入て。御股まで地に沒を云て。甚も御力剛く。勇健坐さ

まなり。（師云、此は天上の事なるに、堅庭云々と云へるは如何と疑ふ人あれど、凡て神代の天上の事を云る、皆此國のさまと異ならず、山川また井などさへあれば、何か此をしも疑はむ。）○沫雪は。師云。たゞ雪のことなり。萬葉に數しらず多く詠る。皆然り。其さまの沫に似たる故に云なり。（山川のたぎつせなどの沫は、實に雪と似たる物にて、古哥にもさる由に詠めり、後世に春の消易きを、別て淡雪と云ならへるは、淡しき雪と心得たるより起れるにや、沫は阿和、淡は阿波にて、音も異に、また萬葉に、沫雪とよめる、皆常の雪にて、冬をまた主と詠るをや、また霰を云と云說もあれど、さらに古の哥どもに叶はず、甚誤なり。）源氏物語（行幸巻）に。御心をしづめてこそ。堅き巖をも。沫雪に成給ふべき御氣色なれば。と書るは。此の故事なり。○蹶散は。書紀に。蹴散と書て。此云二俱穢簸邏々箇須一とあり。師云。都を久惠と云る例は。仁德巻に。當麻蹶速と云あり。（また皇極紀に、打毱、和名抄に、蹴鞠末利古由などあるは、言の活用違へり、右の訓注に、俱穢とあれば、和

韋字惠にて活用言にて、久字とこそ云べけれ、植う〻、居すうなどの格なり、(○字音の祁をも、久惠と云ること多し、法華經をほくゑ經、脊屬をくゑむぞく、源氏をぐゑむじ、と云へる類なり、)散は字の意なり。(字鏡に、㕭波良介志、又知留、)萬葉二十に。あまをぶね波良々にうきて。(漢籍尙書に、厥土墳、とも見えたり、)これら物は別なれど言の意は皆同じ。(凡て波良波良、本呂本呂など云言も、皆同言なるべし、萬葉十九に、天雲を富呂にふみあだし鳴神も、とある富呂も同意なるべし、)堅庭の土を蹶散して。雪の如く摧散を云なり。○男健。(本には雄誥と書て此云烏多稽眉と有を、今は記に依て改め書つ、)神武天皇卷。景行天皇卷。などにも此言あり。師云。萬葉九に。牙喫建怒而。十一に。丈夫の思ひたけびてなどよめり。遷却祟神祝詞に。荒備給比。建備給事無志弖とあるは。健荒ぶるを云なるべし。○蹈健。此言下(第百四十八段の傳、)にも見え。雄略天皇卷には。蹈叱ともあり。○嘖讓は。書紀に云擧盧毗ともあり。字書に嘖大呼聲。また爭言貌など見え。

讓は禮讓の意は常なれど。又責也とあり。此を採れるにや。○待問は。萬葉七に。平城なる人の待問ばいかに。十七にあが待問ふになどあり。(待擊、待取のたぐひの古言なり、)○何故上來耶。何故は那杼と訓べし。(今世の言になぜにと云が如し、)さて是ばかりの御言なれど。其猛く男々しく坐ますさま。想像奉られて。いとも恐き大御言なりけり。○邪心は。師云。伎多那伎心と訓べし。(此を書紀には、黑心とも、惡心ともあり、)○大御神は。伊邪那岐大御神なり。(師云、御兄弟の間にて、共に御父なる故に、たゞに如此は白し給ふなり、此御語の正しきを思ひ奉るべし、)○命は御言なり。○哭伊佐知流。此語は上(第三十段、)に注り。○白都良久は。師云。白都流の。流を延て良久と云。(伊布を伊波久、麻乎須を麻乎佐久、と云に同じ、)續紀の宣命に多く見えたり。○夜良比は。諸書に逐字を書り。言義は下(第五十九段、)に。神逐とある處に注べし。○異心は。師云。氣志伎心と訓べし。萬葉十四に。家思吉巳許呂乎安我毛波奈久爾。(また十五卷にも、如此く連きた

る哥二ある、一は異情と書り、)此の異心の訓も、相照して知べし。さて始めに無邪心と白して。また此にかく無異心と白し給ふは。今言つる事の由の外に。別趣意はなしとなり。清明事者。續紀一に。明支清支直支誠之心以而云云。また九に。清支明支正支直支心以云々。など猶有り。これらに依て。伎余久阿加伎事と訓べし。○各は。師云。此は淤能母淤能母と訓べし。續紀廿六の宣命に。於乃毛於乃毛と見えたり。己も己もと云意なり。○宇氣比而。此言の書に見えたるは。これ始めにて。此より後にもいと多く見えて。其事の狀は。其事により時に依て。とり〴〵に聞ゆるを。凡の趣は。他と對ひて。眞僞の疑はしきを。此事に依て情の信を證さむとするが本にて。(其は此の須佐之男命の御誓ひ、また木花之咲耶毘賣命の、皇美麻命の御疑ひを明さむと、御誓ませるなどなり、また探湯を爲るも、本の意をたづぬれば、この類なり、)言義は。向の疑念ふを。否とよ然る心は持らず。然る事は無しと。堅固く請たる心の信を證す事なる故に。其をやがて其事の名と爲て。

宇氣比と云。活用しては。宇氣布とも云なり。(其はトはもと、心を問ふより出たる言なるを、やがて其事の名と爲て、宇良と云、また其事を行ふことに活用して、宇良布と云ると同じきなり、)さて如此己が情の信なるよしを。堅く言募る趣。またしか言を立ることは。やがて知迦比なる故に。誓字をも書なれど。(其は字書に、誓約信也とも、要以言也ともあり、)其情を著明く證す事を爲ることは。我心を顯す事なれば。卽卜と同意なるを。誓字には其義なし。(凡て古言に、漢字を當たるに、此たぐひ多かり、)但し如此言は。宇氣比の本義なるを。此より轉りては。我心を他に證すとは無く。唯己が心と。事を兩端に懸て。その吉凶當否を決めむと爲る時に。左有らばかゝれ。如此らば右あれと。言を立定て。其祥徵に依て決むることとあり。(其は大山積神の、岩長比賣命と、木花之咲耶毘賣命とを、皇美麻命に進り給ひて、使石長比賣則、天神御命、雖雨零風吹、如恆石、堅石常石坐、亦使木花之咲耶毘賣則、如木花之榮、榮坐也宇氣比給へる、また神武天皇卷

なる武角見命の、別雷命の誰神の御子と云こと知られざるに、宇氣比酒を醸て、人等を集へ、彼御子に盃をさゝせ給へる、また垂仁天皇卷なる、曙立王の誓て、樹に棲る鷺の、落て死たるを、又誓て活し、能檮樹を誓枯し、また誓生したまへるなどなり)かく移りては。此事やがて卜を爲て。神の御心を問ふに同じければ。宇氣比とあるべき處に。願宇祈宇をも書て。其事の吉けむ凶けむ。成や否と。神に願祈問として。此事成べくは此事かく有れ。或は此物しかじかなれ。と言をたて。其驗に依て。豫に未來の事を知る。一の事とぞなれりける。(其は下第百五段に擧たる、枳佐貝比賣命の、佐太大神を生坐る時に、弓矢の亡たりしかば、吾御子、麻須羅神子にまさば、亡たる弓矢出來ね、と願たまへる、また神武天皇の、椎根津比古と、弟宇迦志に、香山の土を取しめ給へる、また其時の椎根津比古が祈言、また同天皇の、其土を以て作れる平瓮に、水なくして飴を造り、また其瓮を丹生川に浮し給へる、また景行天皇の土蜘蛛を討給ふ時に、祈りて石を蹶上たまへる、また神功皇后の韓を征給ふ時に、御髮を水に入て二ッに分たまへる、また飯粒を付ずて、年魚を釣り給へる、また香坂王、忍熊王の祈獦など是なり、)さてまた夢に。その問ふ事の敎あれ。或は見せ給へ。と神に祈白して寢るをも。宇氣比と云り。)其は多紀理毘賣命の、その御子味鉏高日子根命の、咒給ふよしを告給へ、と願て御寢ませる、また神武天皇の、倭國に入坐す時に、祈て御寢まし、夢に天神の御訓を請給へる、また崇神天皇の、神の御祟りの知られざるを、宇氣比て御寢ませる、また同天皇の、豐城入毘古命と、活目命とに祈寢しめ給ひて、太子を定給へるなどなり、)如此く其時其事の狀に依て。少かづゝ轉異あれど。宇氣比乃本は。我が心の信を證す事にて。此處の御誓の趣ぞ本意なりける。(なほ委くは、次々に此事の出たる、其處々に注ふを見るべし、)○誓之間は。宇氣比能美那加と訓むべし。(書紀に然訓注あり、)美那加は。眞中の義にて。佐中と云に同く。誓事を爲し給ふ佐中に。と言むが如し。○當生は。宇麻那と訓べし。那は牟と云に同じ意の古言なるこ

と。前に云へるが如し。

銕胤云。この卷を櫻木に刻成せる人は。上第五。第六卷と同く。甲斐國巨摩郡古市場の里に家居る。矢崎豐長。また同郡江原鄉人內藤昌實。また豐長と同村に住める。矢崎隨美等なり。

古史傳八之卷

平篤胤謹撰

男　鐵胤　續攷
孫　延胤

神代上八之卷

故於是。各中置天安河而。相對立而。宇氣布之時。天照大御神詔曰。若汝不有異心則。其所生之子。必當男子焉言訖而。天照大御神。先乞度速須佐之男命之御佩之十拳劒而。打折三段而。於天之眞名井(亦云天渟名井。亦名去來出眞名井。)振滌而。佐賀美爾迦美而。於吹棄氣噴之狹霧。成坐神之名。多紀理毘賣命。次狹依毘賣命。次多岐都比賣命。凡三柱女神生坐矣

各は。師云宇氣布之時へ係て心得べし。たがひにと云むが如し。(源氏物語若菜上に、おの／＼はまたなく契りおきてければ云々、此も互にの意なり、)○天安河は。天都日の御國に在ふ川なること。上(第十五段、)に注り。師云。近江國にも。安河と云あり。(天武紀に見ゆ、其は天上なる名を移せるか、また彼は郡名より出て別なるか、)此時に成坐る神名の日子根も。彼國の地名に有り。(今云、近江國に日子根、また安河など云地のある由は、下に注を見べし、)○中置は。中間に隔つるなり。(萬葉十一に、紅の襴引く道を中置て、云々とよめり、)さて此川を中に置て誓給ふことは。須佐之男命の御心の眞偽の知られ給はぬ故に。親び給はず。御心をおきて。川の向へ遠放給へるならむか。又岩屋戸段。御言向段など。凡て重き御議の時に。八百萬神を集給ふは。いつも此河原なるを思ふに。御誓の事を重みし給ふに依てか。また此川は。大御神の大宮地の前に流るゝ川なるを。其邊に出坐て。待向ひまし。須佐之男命は。國土より參上り給ふなれば。おのづからに。かく川を隔て對立たまふにも有べし。何れにも此川は。火神の血の激上りて化れる。五百箇磐群

の在所なれば。由ある事と思はるゝを。猶委く考ふべきものぞ。(師の神代の天上の故事を云る、皆此河名を云て、他河名は見えざれば、是は一の河名にはあらで、たゞ流のいく筋も有て、大なる河を云なるべしと云れしは委しからず、)○宇氣布之時。宇氣布は。宇氣比の活用語なり。○乞度は。師云。乞取と云むが如し。(即書紀には、索取、乞取などあり、)度とは。今は人に與るをのみ云へど。古は此方へ取をも云しなり。○三段は。上(第十五段、)斬迦具土神而爲三段。とある處に注り。さて三段に斬給へる故に。三柱神生坐るなるべし。(此も彼段に例あり、)○天之眞名井。天淳名井。去來之眞名井。師説に。天眞名井と云名義は。天淳名井ともあるを合せて思ふに。眞淳名井の約たる名にて。(奴那は切りて那となる、)眞は美稱。(眞水を云など云る説は、例のいとうるさし、)淳は凡て水の湛たる所を云。(沼も同じ、)名は借字にて之なり。(之を那と云る例多し、)然れば此は井を美て云る稱にて。一の井の名には非ず。故書紀には。掘天眞名井三處とも有ぞかし。また此井は。安河瀬の中にて。井と云べき所を指て云るにて。別に尋常に云ふ井ありしには非ず。(書紀に、此井を云る傳には河を云ず、河を云る傳には、此井を云ざるも、此故にや、)始に中渚天安河と云おきて。今此に如此言は。別に非ること明けし。凡て古は泉にまれ川にまれ。用る水に汲處を。井と云り。とあり。さて此師説は。天之眞名井の本義なるを。猶一の井を指て云ることも有り。其考は下(第百四十三段、天忍石之長井の處、)に注べし。○佐賀美爾迦美而。此は書紀に。齚然咀嚼と書て。注に。此云佐我彌爾加武とあり。師云。玉篇に。齚齧堅聲と注せり。かゝれば感齧を約て。佐賀美とは云なり。(志加を切れば佐なり、美を略く、)堅物を齧めば。口の蹙む謂なり。○吹棄氣噴之狹霧は。布伎宇都流伊夫伎乃佐岐理。と訓べし。(即書紀に然訓注あり、)棄を宇都流と言る例は。八千矛神の御歌に見ゆ。氣噴は氣吹と書るも同じくて。息吹なり。(伊とのみ云も、即息なり、)狹霧のことは。上(第十段、)に注り。さて息を霧と云る例は。萬葉五に。「大野山霧

立わたゝ我がなげく。於伎蘇の風に霧立わたる」。(於伎は息なり。)十五に。「君がゆく海邊の宿に霧立ば。あが立なげく息と知りませ」。(また猪鹿などの息をも、霧に似たりと云ること、景行天皇卷、雄略天皇卷に、猪鹿多有云々、呼吸氣息似朝霧、などあり。)○多紀理毘賣命。御名義。下の多岐都比賣命の處に注り。○狹依毘賣命。御名義。狹は例の眞に通ふ佐。依は余呂斯の約りたる言にて。眞宜しの意の稱名なり。○多岐都比賣命。師云。多岐都は。多紀理毘賣命の多紀理と同く。河の早瀨の狀を云言なれば。二柱ともに。安河に依れる御名にや。さて多紀理と。多岐都とは。全意も言も同きを。二柱の御名とせむこと。いかゞと云疑も有ぬべけれど。次の五男神の御名の例も皆然なれば。疑ふべからず。(また多岐理の伎も、多岐都と同く、濁る例なれば、岐字を書べきに、淸音の紀字を書き、また田心毘賣ともあるなどを合せて思ふに、別意ありげにも、聞ゆれど、猶上に云る意なるべし、さて此三神の御名を、心の動靜を以て說るなどは更に由なし、田心と書る文字より思寄れるにや、あなをかし。)

於是速須佐之男命。乞度天照大御神所纏左御美豆良八尺勾璁之五百津之御統之珠而。瓊響瑲瑲然。於天之眞名井振滌而。佐賀美爾迦美而。於吹棄氣噴之狹霧。男御子生坐矣。於是速須佐之男命與言而。曰正哉吾勝矣。因其御子之御名。謂正哉吾勝勝速日天之忍穗耳命。次乞度所纏右御美豆良。御統之珠而。佐賀美爾迦美而。於吹棄氣噴之狹霧。成坐神之名。天之穗日命。次乞度所纏御鬘御統之珠而。佐賀美爾迦美而。於吹棄氣吹之狹霧成坐神之名。天津日子根命。次乞度所纏左御手御統之珠而。佐賀美爾迦美而。於吹棄氣噴之狹霧成坐神之名。活津日子根命。次乞度所纏右御手御統之珠而。

佐賀美爾迦美而。於吹棄氣噴之狹霧成坐神之名。熊野久須毘命。亦云熊野忍隅命。亦云熊野大隅命。亦云熊野忍蹈命。凡五柱男神生坐矣

瓊響瑲々然。奴那登母々由良爾と訓べし。(即紀に然訓注あり、記には素より假字書なり、)奴那登は。奴乃於登の。乃於約りて乃となれるが。那と轉れるなり。瑲々然の意は。上(第二十九段、)に云り。但し彼はわざとゆらかし給ふなるを。此は振滌として。ゆらかし給ふなり。○興言。(古事記には言擧と書り、)師云。萬葉六に。「千萬乃軍奈利友言擧不爲。取而可來男常曾念。七に「八信井上に事上不爲友。十三に「蜻島倭之國者神柄跡。言擧不爲國雖然吾者事上爲云々。又「葦原水穗國者神在隨。事擧不爲國雖然。辭擧叙吾爲。十八に「可久之安良波。許登安氣世受杼母。登思波佐可延牟など見え。書紀には。興言(私記に古止安介、)揚言など書れ。稱之などをもしか訓り。さて許登は言か。又事の意にても有べし。阿宜は。論などの阿宜にて。事のさまあるべきさまを云々と擧て。言立るを言擧と云なり。○正哉吾勝は。麻佐加阿加都と訓べし。(其はこの生坐る御子の御名を、しか稱せばなり、)卽字の如く。正しき哉吾勝たりと言ふなり。さてかく言ふよしは。始に大御神の汝不有異心則。其所生之子必當男子。と詔定給へる御言のまに〳〵。男子の生坐て。其赤き御心の現はれたればなり。○正哉吾勝勝速日天之忍穗耳命。御名義。師說に。正哉吾勝は。須佐之男命の御言擧に依れる御名なり。(今云、文に因其御子の御名、と有を思べし、)勝速日は。加知波夜備と訓べし。(古より加都乃波夜比と訓るは、古言のふりをも得わきまへ知ぬものぞ、)下文に。於勝佐備云々。とあると同意にて。(佐備のこと、彼處に委く云を合せ見よ、)速は疾く烈く猛き意。日は夫流とも活きて。其狀を云辭にて。速日は卽知波夜夫流の。波夜夫流と同言なり。上の甕速日。熯速日。また饒速日など皆同じ。(日字に就ていふ說などは、例の古言を知ぬ强言なり、)

忍穂耳は。大々耳にて。美稱なり。忍の大なることは。上の忍許呂別の所。(第八段、)に云り。穂も大なり。大の意を省きて。富とのみ云る例多し。中にも書紀に。三穂之碕とある地名を。古事記に。御大之前と書るなど。此によく合へり。(邇々藝命より御次々、三御代の大御名は、みな稻穂を以て稱奉れゝば、其一例として、此御名をも字の如く、稻穂とせむもさることなれども、彼三御代の御名は、天降坐て後、此水穂國を所知看せるうへにて、稱奉れるものなる故に、稻穂に依るを、此尊は、此土には降坐ざれば、御趣異なり、かの齋庭之穂の詔命も、邇々藝命に係れるをも思べし。)耳は尊稱なり。(耳字はもとより借字、)神武天皇の御子たちに。某耳と申す多く。其外の人名にも多かる。皆同じことなり。(なほ言はゞ、亦名を天之大耳命とあるを以て、思ひ定むべし。)さて耳てふ尊稱の意は。美は比に通ひて。かの產靈などの靈なるを。靈々と重ねたるものなり。開化天皇の大御名。大毘毘命と申す是なり。また應神卷なる。前津見てふ人名を。前津耳とも有を以て。耳と云は。美を二重ねたるにて。見と云は。其を一略けるものなる事を知べし。とあり。(なほ云れし說どもあり、記傳に就て見べし、)此にて此大御名の稱言の義は聞えたるを。猶考ふるに。正哉と云より。勝速日までは。須佐之男命の御誓に勝たまひて。荒進び給へるに依て。負坐る御名なるを。やがて忍穂耳命の御名に負坐るなり。其は書紀一書に。勝速日命兒天大耳尊。と有を思ふべし。勝速日命とは。即須佐之男命に坐し。大耳尊とは。やがて忍穂耳命のことなるをや。(然るを、師の勝速日尊兒と訓て、尊兒とは尊み親みて云るなり、尊之兒と云には非ず云々、と云れしは、ふとして思誤られたるものなり、熟事實を考へわたして辨ふべし、また火之戸幡姫兒千千姫命、萬幡姫兒玉依姫命、などある姫兒をも、比賣碁と訓て、一神なる由に云れしも違へり、其は下に辨へてむ、)さて天之忍穂と申す言義は。師說の如くにして。かく負坐ることは。天之眞名井に依れる御稱なるべし。其は伊勢外宮に。天忍穂井と云ふ御井有て。亦名を天之眞名井と云を。此御井の原は。天忍雲

根命の。天上なる眞名井の水を取降らして。天神の御敎のまに／＼。日向國に術出たまへるなるを。後に丹波國與謝郡比沼地に移し。また後に伊勢外宮に移せるなれば。忍穗井と云名は。もと天上なる眞名井を云名なりしを。此土にても言るなること明けし。故此御名は。天之眞名井に依れるならむとは。推量らるゝなり。(なほ此御井のことに就ては、いと妙なる事のみ多かるを、其は第百四十三段に注べし、)○是より下。何れも八尺勾璁之云々。瓊響瑲々然云々。など云語なきは。上に讓て文を畧けるなり。○天之穗日命。師云。此も本右の穗耳と同言にて。穗は大なり。日は美と通ひて。その美は右に云る耳の畧なり。さてしか穗日も。穗耳と同くは。吾勝命と。御兄弟御名の同きは如何と云に。上の三女神の中の。多紀理と多岐都も。同意言なる如く。また次の熊野久須毘命を。忍蹈命とも申すは。忍穗耳と正しく。同言なる例なり。かゝれば御兄弟たちの御名も。たゞ少かのけぢめを以て。分奉しものぞとあり。(さて出雲風土記に、天乃夫比命とあるは、此命にて、

夫は穗の訛れるなり、)神名式に。山城國宇治郡。天穗日命神社。淸和天皇紀。貞觀四年。六月山城國正六位上。天穗日命神預官社。同十八日乙卯。授山城國天穗日命神從五位下。と見えたり。因幡國高草郡。天穗日命神社。淸和天皇紀。貞觀九年五月。以因幡國正三位天穗日命神列於官社と見ゆ。出雲國能義郡天穗日命神社。仁壽元年九月授從五位下。文德實錄。天安元年六月。在出雲國從五位下天穗日命神預官社。と見ゆ。また近江國蒲生郡馬見岡神社二座。とあるも。此神と。その御子天夷鳥命なりとぞ。(此御社は、今日野大宮と云て、大社なりとぞ、天慶八年に、紀貫之の書る梁簡ありて、其文に、大嵩社者、天穗日命、神世之古趾也、於是欽明天皇御宇六年、觀瑞以創祠錦嶽、其後天武天皇白鳳甲申、仰德更作時於筱谷而奠儀竟備矣、雖然赤烏早翔兮、春雨點其瑤、玄兎速過兮秋露疵其瑤、淸宮既廢矣、故今復上棟立柱、以全其佳躅、因以祝、翼明謨朗融四裔定焉、艮弼協和、八荒安焉、四時序季疾病除焉、十雨順節穀梁登焉、俯念神明叡

聖術垂二皇懲一矣、敬白、天慶八年己巳八月二日、從四位下行木工權頭紀朝臣貫之、謹誌、神主正六位上出雲宿禰貞主、工匠無位鞍部稻足とあり、或云、右銘中に、錦嶽とあるは、綿面山とも、綿向嶽とも云ひ、或は奇日峯、また朝日山とも云なり、また大嵩とも稱するは、彦神山を小嵩と云に對へる名なりとぞ、祭神三座、天穗日命、天夷鳥命、二座は式內なり、武三熊大人命、一座は式外なり、今の社地を、馬見が丘と云は、牧を撿する處なりし故なりと云り、さて貫之主は、謂ゆる地下なりしかば、哥集に、尸を書ねど、玄蕃頭從五位上は古書に見ゆ、作者部類に、天慶八年三月廿八日、木工頭に任れたること見えたれば、此時從四位下に昇進られたるにこそ、扨今の神主先祖は、小倉人紀重方と云る人にて、此處へ流落して禰宜と成し由、舊記に、大神主出雲氏斷絕の後、禰宜を權神主と爲すと見ゆ、古は御倉氏を稱せしが、後に社氏となれり、今現に菅谷と云處に、彼重方の二親の追福の爲に建たる、延慶二年十月の古碑存れり、さて每年九月十八日に、鑽火祭と云あり、此原は、元和五年、東九村、西九村、摠山立會ひ爭論に及び、實否分がたく、公儀より綿向神社の社前にて、鑽火を取しめらる、其日は九月十八日なり、双方鬮取にて、鑽火を握る人を定め、東は音羽村喜助、西は鎌田村角兵衞と云者なり、斧を燒赤めて、火花ちり出る斧を、喜助は掌にのせて、數間を步みて、難なく神前に上たり、次に角兵衞も、燒斧を手にのせ、少し步みしが、燒爛れて中途に落し、逃むとせしを捕へられたり、是に依て西方非分となる、二人共に今に子孫あり、喜助が家より、每年此社へ獻物して、是を鑽火祭と云なり、此鑽火を握れる時、公儀より角田主馬、小川吉左衞門、兩人御檢使にて、時の老中よりも、各各出役ありしと、此社の事を記せる、綿向神社名跡記と云に見えたり、）〇天津日子根命、名義こととなることなし。根は尊稱。上（惶根神の處、）に云るが如し。伊勢國桑名郡。多度神社は。此神なりとぞ。延曆元年十月。敍二從五位下一。天長十年奉レ授二多度大神正五位下一。承和六年十二月。奉レ授二多度大神正五位上一。同十一年六月。奉レ授二多度

神從四位下。嘉祥三年九月。詔以伊勢國多度大神列於官社。貞觀元年正月。伊勢國從三位多度神正三位同二月十七日。正三位多度神從二位。同月十九日。遣右中弁大枝朝臣音人。向伊勢國多度神社。奉授位記財寶云々。同五年六月。正二位。など國史に見ゆ。(今多度村と云に在て、多度山は、桑名城より三里ばかり乾にあたる、萬葉に、多田迹川の瀧をきよみか昔より、宮つくりけむ多藝野の上に、さて續紀七に、當藝郡多度山美泉とあり、されば古は美濃國に屬るにや、また山は美濃、伊勢にわたりて神社は伊勢に屬るにや、と帳考に云り、なほ此御社の事は、下に天麻比止都禰命の處に云を合せ考べし、)〇活津日子根命。師云。凡て上代。神また人名にも。また然らでも活と云言多く見ゆ。地名に生國あり。(津國なり、)神賀詞に。今日能生日能足日といひ。神祇官坐八神中にも。生産靈。足産靈と竝び。座摩御巫祭神中にも。生井神。福井神とも竝べり。是を以て思ふに。活樴神より起て。生活の字の意にて。もと賀言なるを以て。美稱つるなるべし。(近江國蒲生郡、

彥根神社と申すは、此神なりと云り、)〇熊野久須毘命。熊野忍隅命。熊野大隅命。熊野忍蹈命。師說に。熊野は地名なり。出雲國意宇郡の熊野なるべし。(今云、此熊野の事は、第七十九段に委く注べし、)久須毘は。久志須毘の約たるなり。(志須を切れば須なり、)その久志は奇靈なり。(今云、上に怪久志備坐、とある久志これなり、)須毘は。また大隅命とも。忍隅命とも云す隅と同じ。(なほ須美の例は、祟神卷に、飯肩巢見命、伊邪河宮段に、比古由牟須美命などもありて、某産巢日神、といふ巢日と通ひて、)美は耳の畧なること。忍穗耳命の所に云るが如し。さて忍蹈命とも申すは。忍穗耳命と申す大御名と同意にて。たゞ美の一畧かりたるなり。(神名式に、出雲國意宇郡、志保美神社あるは、此忍の意の畧かりたる神號なるべし、〇今云、出雲風土記抄に、斯保彌社、在母里郷井尻市上篁中、小社也と云り、)とあり。さて此神の御名に。出雲なる熊野てふ地名を負坐し。活津日子根命の。近江國なる日子根てふ地名を負坐るに就きて思ふに。此二柱神共に。天降坐けむと

おぼしき事實もなく。また御裔も無くて。天上に生坐て。永に天上に神留坐る神たちと聞えたるに。御名に此土なる地名を負ませる事は。姑く疑ひ無きこと能はず。(活津日子根の、天津日子根と同じき、忍蹈の忍穂耳と同きも、いと〳〵訝し。)故考るに。此時五柱男御子を生坐りとふ傳は誤にて。實は三柱生坐し。活津日子根命は。卽天津日子根命に坐まし。(此は近江國に由ある神なること、下なる菅田首の處に云るが如し、)熊野久須毘命は。卽天之穂日命には有らざるか。(其は忍蹈の富美。やがて穂日命の穂日と同言なるなどを思ふべし。)此神の出雲國造が祖にて。彼國に由ある事は。下に次々見えたるが如く。はた其御子天夷鳥命を。武三熊命。武三熊大人なども申す三熊は。やがて熊野によれる名なるをも深く考ふべし。(然れども、此時生坐る男御子は五柱なる由、何の書にもしかありて、今改むべくも非ねば、文は本の儘に記して、考のみ記しおくを、後人なほよく考へて定むべし。)各に生坐る御子の三柱づゝ坐まさむことは。深き所由あるべき事とぞ思はる

る。(互に誓ひて生給へる御子の、一方は五柱、一方は三柱と異なるべき謂はなき事なり、よく考ふべし。)○或人問。此誓は。たゞ須佐之男命の御心の明きを。顯さむ爲なるに。大御神も。諸共に宇氣比給ふは如何。答。前に云へる如く。宇氣比は。己が心の眞實を顯し。また其思ふ事の當否の徵を見むとする事なれば。實は一人して爲べきわざなるを。須佐之男命の。各誓てと申し給へるは。我心。大御神の思召す如くにはあらぬを。其は御自も誓ひて。當否の徵を見給へとの御言なるべく。扨大御神は。須佐之男命の。然は白し給へど。なほ深く疑はしく思看しかば。其御疑の御心の當否を試給はむとして。其白し給ふまに〳〵。互に宇氣比給へるならむかし。故に須佐之男命に。決めて生得給ふまじく思召す男御子をあて〻。汝不有異心。則其所生之子必當男子。と詔ひ定給ひて。(この定給へる御言、やがて宇氣比言なり。)實は須佐之男命は。女御子を生坐すべく。己命は男御子を生坐むと。所思し定給ひけむを。其所思し定給へる御心と違ひて。己命は女御子を生

坐し。須佐之男命は。男御子を生坐るに依てぞ。其明き御心は。顯れ給へるなる。(師云、或説に、此誓は、全皇嗣を生とし給ふなり、故日神も共に誓ひたまふなりと云は意得ず、若然らば、此段は、凡て方便を以て、假に種々の相を現はし示す、佛經の事に異ならず、凡て神の御うへに、さるわざはなきことなり、大御神の、須佐之男命を疑ひ給ふも、本より眞實なれば、此誓に、天津日嗣所知看すべき御子の生坐むことを、豫にいかでか知看さむ、そのうへ誓ひて御子を生むと申し給ふも、須佐之男命の請申したまへることにて、大御神の御心より出しことにもあらざる物をや、但し此御誓に、皇太子の生ませることは、深き所由ありて、本より然あるべく定まりつらめど、其は大御神の御心にも、豫ては知しめさぬことなり、凡て神は、佛てふ物とは異なるものぞ、また或説に、三女五男は、此時大御神と、須佐之男命と、御交合坐て、生たまへる御子なりと云、また須佐之男命、別婦に御合て、生給へるなりとも云は、皆據もなき妄言なり、昭けき古傳言を信ずして、己が私の推測は何ことぞ、必夫婦交合ざれば、子は成らぬ物と思ふは、神道の奇靈を思はで、尋常の理に迷へるなり、また三女は、天照大御神の心化にて、無形の神、五男は須佐之男命の身化にて、有形の神なりと云も、例のみだり言なり、凡て心化身化など、うるさき名目を設けて、神に分をなすは、古にさらに無きことにして、後世の私事ぞ、此三女を無形と申すも、さらに其證なし、たま〳〵其事跡の傳はらぬを以て、然云にや、されど大國主神の、多紀理毘賣命に娶坐る事もあるをば、如何とかせむ、凡て此三女五男神の御事を云る、世々にさま〴〵の僻説おほしかし、)

於是天照大御神。方知看速須佐之男命之。固無惡意矣。故詔曰。是於後所生之。五柱男子者。物實因我物而所成也。故自吾子也。於先所生之。三柱女子者。物實因汝物而所成也。故乃汝子也。如此詔別給矣。

方知看固無惡意矣。大御神はかにかくに。須佐之男命の。高天原を奪はむとの。惡き御心有て參上り給へるならむと。疑ひ所思しゝを。その詔定給へるまに〳〵。男御子を生坐りしかば。此に方て須佐之男命の。固より惡心は坐まさず。たゞ御暇請し給はむの。赤き御心にて。昇坐るなることを知看せる由なり。(此大御神と申せども、たゞに他の心を、察通し給ふことは得知給はず、宇氣比の御事に依てこそ、方て赤き心とは知得給へれ、然るを況て凡人とある、佛聖人など云物の、自に他の心を察通すなど云言の、空言なるを知べし、世の漢意佛意の徒など、此をしも何と論なすらむ、聞まほし。)○是於後は。本に是後と有を。師說に。こは是と輕く讀切べし。是後と連讀べからず。是とは五男三女を總て指す御言なればなり。と言れしに依て。目易く於字を入て文を成しつ。○所生之。阿禮麻世流と訓べし。(阿禮坐と云ことは、神武天皇卷に見えたり、彼處に委く注ふべし。)さて此の御言は。汝所生。吾所生と有べきことなるに。然はあらで。たゞ後先とあることは。

師云。此時生坐る神たちは。誓の間に一連に生坐て。三女五男共に。大御神と。須佐之男命との御子にて。此は大御神の御子。此は須佐之男命の御子と云分は。本あらず。此の詔に。たゞ先後を以て詔ふは。此故なり。(なほ此事、下にも次々いふを見るべし、○今云、此餘に、書紀の旨と、古事記の旨と違へる由を言れたる說はあれど、よく見れば、二典の旨、ともに異なることなき故に、其說は漏しつ、見む人ならべ見て曉るべし、)さて後に生坐る方を先詔ひ。先に生坐る方を次に詔ふは。物實の尊卑を以てなり。(御自詔ふ御言なるすら如此り、大御神の尊きこと知べし、)○男子女子は。師云。比古美古。比賣美古と訓べし。(比古美古は、子てふ言重なるに似たれど苦しからず、)孝元紀に生二男一女。また垂仁紀に。生三男これらの男女を然訓るに依れり。○物實は。師云。毛能邪泥と訓べし。(崇神紀に、物實此云望能志呂、とあるは別事なり、)書紀には。物根とあり佐泥と多泥とは。其物も名も通へり。後世にも。人の母を云には。某腹。父を云には。某種と。

云。本草の種子も同じ。此も其意なり。谷川氏が(五男神は、物實日神の物なれば、日神は父の如く、須佐之男命は、母の如し、と云るはさることなり、○今云、此に依てなほ思ふに、三女神は、物實須佐之男命の物なれば、須佐之男命は御父の如く、大御神は、御母の如き謂になむ有ける、)○我物とは。彼御統之珠を詔ふなり。○自吾子也。師云。この自は。下文に。自我勝とある自に同じ。彼處に說あり。(第四十二段、)○汝物は十拳劒なり。○詔別給とは。師云。五男三女渾て一に。大御神と須佐之男命との御子にて。本は何れの御子と云別は無きを。今始て物實を尋て如此別たまふなり。(詔別と云語は、應神卷にもあり、)

故其先所生之神。多紀理毘賣命者。亦云田心毘賣命。坐胸形之奧津宮。故亦名謂瀛津島比賣命。次狹依毘賣命者。亦名市杵島比賣命。坐胸形之中津宮。故亦名謂中津島比賣命。次多岐都比賣命者。亦云高津比賣命。坐胸形之邊津宮。故亦名謂邊津島比賣命。此三柱神者。胸形君等之持伊都久三前大神也。此大神自天降而。居埼門山之時。以青蕤玉置奧津宮之表。以八坂紫蕤玉置中津宮之表。以八咫鏡置邊津宮之表。以此三表成神體之形而。納置三宮而隱之。因云身形郡。亦坐豐國宇佐島矣。

田心毘賣命。田心は多許理と訓べし。(即本に然訓り、心を許理と云由は、第六十段、八意思兼神の處に注べし、)此は多紀理の轉れるにて。異なることなし。○胸形は。和名抄に。筑前國宗像(牟奈加多、)郡これなり。名義は下文に見ゆ。○奧津宮。師云。此處は。今奧島と云島にて。大島の西北四十八里なりとぞ。(或三十里とも、五十餘里とも云り、皆今の道程なり、また宗像社記云、澳津

島は、今は奥之島と云て、大島より北方、海中四十八里にして、島のめぐり一里あり、人家なし、社は西南に向て立たまふ、山下平地の高き所なり、今社人一人大島に住て、河野氏にて、一の甲斐と稱と云り。）また遠賀島ともいふと云り。（故思ふに、和名抄に、宗像郡の次に、遠賀郡あり、是か、其郡にも宗像と云郷も見ゆ、されど彼國の地理を知らねば、此はいかゞ有む、今はたゞ驚かしおくなり。）○市杵島比賣命。師説に。市杵はいつくしなり。（此神の御名は、佐依と云、市杵と云こと、前後の二柱の御名の例とは類ず。）とあり。神名式に。安藝國佐伯郡。伊都伎島神社（名神、大。）あり。此神なりとぞ。貞觀元年正月正五位下伊都岐島神從四位下。同九年十月。授從四位上。と國史に見ゆ。百練抄に。治承三年二月廿四日。以安藝國伊都岐島社可加廿二社之次第。幷祭祀日事等有其沙汰。右大臣以下。大外記賴業。師尚等預勅問。計申之。以二月十一月上申日。可為祭祀式日之由被定仰。先議才卿。（また三月十八日、上皇幸大相國亭、安藝伊都岐島小巫、祿廻雪之袖、爲叡覽也、）と見え。また山槐記に。同年三月二十六日。伊都伎島祭也。（其詔旨に、始自今年十一月申日天、毎年乃二季御祭爾限以永代天、幣帛潔妙爾調備氏、可令發遣給利、）とあり。（一）此御社は、今嚴島海中に在て、國の一宮なるよし、帳考に云り、さて島名をいつくしまと云は、此御名より出たるなるべし、）○中津宮。師云。此處は。今大島と云（また中津島とも云といへり、）島にて。神湊と云處より。三里北の海中に在とぞ。（また田島より北三里とも云り、社記云、中津宮は、今は大島と云て、神湊の海濱より、三里北の海中にあり、島のめぐり三里、人家多くあり、社人一人、河野氏にて、二の甲斐といふと云り。）○高津比賣命。高津は多岐都の轉れる言にて。異なる事なし。○邊津宮。師云。此處は。今田島と云とぞ。（或人云、今の宗像宮は、田島とは、一里半ばかり隔れり、）或は此御社。古へ神湊と云海邊に坐しを。後に今地に移奉れりとも云り。信に然らば。古の邊津宮は神湊にて。（名も由有てきこゆ、）今の田島の地には非ざりけり。

猶よく尋ぬべし。(宗像社記ニ云、邊津宮は田島村にあり、社は西北に向ひ立たまふ、古は神湊の東六町にあり、今も其跡を、神の幸屋敷と云て、田島より半里許へだゝれり、後深草天皇建長年中、田島大宮司長氏の時、神の告によりて、田島に遷し奉ると云傳ふ、昔大宮司は、田島に居住たりしを、天正年中に滅亡びて、其後わづかに殘れるは、三所の社人、合せて十三人なり、其内十一人は、田島の社職なるが、其内三家は、大宮司の子孫にて、深田氏二家、嶺氏一家これなり、十三人の内二人は、大島に住て、其内一人は中津宮、一人は澳津宮の社人なりと云り。) さて奥中邊とは。其在所を以て名けしなり。(今云、この三社に坐す神名、書紀と社記の説と、各々違あるを、今は古事記に依てあるなり、其は下に、大國主神の、奥津宮に坐す多紀理毘賣命に御合坐し、また邊津宮に坐す、高津比賣命に御合坐すと有に、よく叶へればなり。)〇胸形君。姓氏錄(河内國神別、)に。宗形君大國主命六世孫。吾田片隅命之後也。と見ゆ。もと君の加婆禰なりしを。天武天皇紀(十三年十一月の處、)に。胸方君賜レ姓曰二朝臣一とあり。(故姓氏錄に、宗形朝臣ともあり、)さて此三神を。此氏人の以祭く所以は。下(第百段、)に。大國主神。娶二胸形奥津宮ニ坐多紀理毘賣命一而令レ生給之子。味鉏高日子根神云々。また(第百三段、)娶二邊津宮ニ坐高津比賣命一而令レ生給之子。積羽八重言代主神と有て。(師云、或説に、此大國主神の、多紀理比賣、高津比賣命に娶坐と云ことを信ずして、こは其齋女を娶るなりと云は、さらに由なき私の妄説なり、無形の神ぞなど云ふ後世の謬説を守りてかゝる言は云にや。) 大國主神は。素より此御社に因あるを。胸形氏の始祖。天日方奇日方命は。(即吾田片隅命の口世の祖なり。) 大國主神の和御魂。三輪大物主神の。武茅渟祇命の女。勢夜陀多良比賣を娠して。生せ給へる御子なりしかば。其因に依て。奇日方命の口世孫。大田々根子命。崇神天皇の御世に。始めて大三輪社に仕奉れり。(彼卷七年の處合せ考べし。)これ大神氏の始祖なり。かゝれば。胸形氏は。上件の所由に依て。大神氏より別りて。此御社に仕奉れるなるべし。(姓氏錄右京神別に、

宗形朝臣同祖、吾田片隅命之後也、と有を思ふべし。)師云。宗形朝臣鳥麻呂てふ人。宗形郡大領にて。宗形神主たること。續紀十。十三に見え(大領たることは、なほ卷々に見ゆ。)て。然る例なりしを。延暦十九年十二月勅に。彼郡大領として。此神主を兼帶ることを停められしこと。また此神主の任。六年に限りて相替ることなど。後紀に見えたり。(今云、なほ此氏のこと、崇神天皇卷八年の處、胸形君とある下に、委く注を見べし。)○三前大神。神名式に。筑前國宗像郡。(和名抄に、宗像牟奈加多と有り、)宗像神社三座。(並名神、大)とあり。此神の御事。應神天皇卷。雄略天皇卷などにも出て。神功皇后の韓を降伏給ふ時に。此大神相共に力を加へ給ひし事あり。また履中天皇卷に。坐于筑紫三神とあるも是なり。なほ承和七年四月。授勳八等宗像神從五位下。嘉祥三年十月從五位上。仁壽三年二月加正五位下。天安元年十月正四位下勳八等宗像神授正三位。貞觀元年正月從二位。同年二月正二位。など國史に見えたり。なほ此餘に。大和國城上郡。宗像神社三座。

(並大、月次、○類聚三代格に、宗像神、坐城上郡登美山とある此なり、雄略天皇紀九年、遣凡河内直香賜與采女。祠胸方神とあり、此時帝都は、此郡長谷朝倉宮なりしかば、所謂胸方神は當社か、また格文に、登美山と有は、今外山村か、社を今は春日と稱す、と帳考に云り、)元慶四年三月。以大和國城上郡宗像神預於官社。同五年十月。大和國城上郡從一位勳八等。宗像神社。准筑前國本社置神主。以高階眞人氏人爲之。など國史に見ゆ。(然れば、此御社は、筑前より移祭られしなり、此郡に、大三輪神の鎭坐せば、さも有べき事にこそ、)尾張國中嶋郡宗形神社。(當國神名帳に、從二位宗形天神とあり、天野信景の、此書の集説と云ものに、今國府宮の別宮、角玉神と云、これなりと云り、)下野國寒川郡。胸形神社。(當國の式社考に、今寒川村に有りと云り、隣郡那須郡に、三和神社もあり、)伯耆國會見郡。胸形神社。齊衡三年八月。伯耆國宗形神從五位上。と國史に見ゆ。(今胸形村と云に在り、と帳考に云り、同郡に並て、大神山神社あり、)備前國赤坂郡。宗形神社。

(今足里村と云に在、と當國式社考に云り、さて同郡に並ひて、鴨神社有り、此は言代主神、味鉏高日子根神に坐せば、由あること、上に云が如し、また隣郡邑久郡に、美和神社もあり)津高郡宗形神社。今大窪村と云に在り、と式社考に云り、さて同郡に並て鴨神社あり、また隣郡上道郡に、大神神社もあり)など式に在り。琦門山。此山の在所同じ國内なるべけれど詳ならず。(玉木正英といふ人の説に、三女神、始め降臨之處曰御許山。神宮を距ること東へ五十町、絶頂に磐石あり、常に清水を湛へ、旱魃に涸るゝ事なく、雨雪に汚れず、此を石清水と稱ふ、後に今の社地に遷祭るとあり、然れば琦門山と云は、今いふ御許山の古名なるか)○青蕤玉は。阿袁奴能玉と訓べし。奴とは玉を云古言なること。上(第五段、天沼矛の處、)に云へるが如し。書紀に。瓊字を書て瓊此云努とあり。さて蕤字はさらに瓊に由なけれど。古書にまゝ此字を用ひたり。其は舊事紀に。天蕤檜と書き。天武天皇紀に。大蕤娘と見え聖武天皇紀に。大蕤比賣とあり。(師云、蕤字は、さらに玉に由なければ、和を味とも書くごとき例に、璲字などを、遂と書るを誤れるか)さて蕤とは。玉の事ならむには。蕤玉と云むこと。重りていかゞと思ふべけれど。此は八坂瓊曲玉など云例にて。古言の格なり。神壽詞に。青玉能水江玉乃云々とある青玉に同じ。八尺紫蕤玉。八尺は彌眞明なること。上に云り。さて此は紫に彌眞明き玉なる由なり。○八咫鏡のことは。下(第四十五段)に委く云べし。さて三宮に。此三表を置たるは。此神たちの置たまへるなり。上文に居琦門山時とあるを思ふべし。さて三宮には。たゞ表をのみ殘し留めて。現身は何處に坐ませると云に。須佐之男命の率て。ひとまづ根之堅洲國に徃坐りと思はるゝなり。(其由は、第八十六段、須勢理毘賣命の處に、云ふを合せ考ふべし、)されば琦門山に居ませるは。その降坐る。唯しましの間なるべし。○成神體之形而は字の如くにて。彼三表を三柱神の御身の形代と爲て。と云なり。○隱之は。伊波比給比伎と訓べし。(言義は、第百三十三段に注べし、)○因云身形郡。郡名義これにて聞えたり。また本書に。後人改曰宗像とあり。

此は民部式に。凡諸國部内郡里等名並用二字必取嘉名。と有て其より以前にも。此制ありしと聞えて。出雲風土記に。彼國の地名の字を。神龜三年に改たる由多く見えたれば。此ほどにや改けむ。扨古書に。胸形。宗形。胸方など。くさぐさに書れど。此に身形と書るは正字にて。宗像と書は。郡名に嘉名を取る。後の御制と知べし。和名抄に。筑前國宗像（牟奈加多、）郡とあり。（身を牟と云は例多し、即身之形の義なるを、乃と那と通はせ云るは。古言の常なり、）さて貝原氏が。當國の續風土記に。宗像山は赤馬山なり。宗像瀧は國府村に在り。なども云れば。さる山名も。瀧名も有なり。また和名抄に。此鄕郡遠賀郡に。宗像郷あり此は古宗像郡と一郡なりしが。後に分りたるには非るか。（上なる奥津宮の處に注せる師説を合せ考べし、）さて郡を。許富理と訓こと。また郡縣などのことは。成務天皇卷（五年の處、）に委く注べし。○宇佐嶋は。和名抄に。豐前國宇佐郡。とある是なり。（此地のこと、委く神武天皇卷に注ふべし、）神名式に。豐前國宇佐郡。八幡大菩薩宇佐宮（名神、大、）とある。（東大寺戒壇神名帳に、八幡に、ハッマン、と假字を加へたり、今それに依る、）宮の第二殿に。三柱女神坐ますとぞ。（其は八幡本紀に、三所神殿相並、東、中、西坐、南面也、西爲第一殿、八幡宇佐宮也、中爲第二殿、是田心姫命、湍津姫命、市杵嶋命也、號道主貴、此三神先八幡宮鎭座此地、仍爲地主神、是宇佐大宮司家說也、第三殿大帶姫命也、凡御宮地山也、則小倉山是也、川水廻流如島、故云宇佐島、大宮司宇佐公姓、宇佐都彦命之後也、祠官四姓、宇佐、大神、田部、漆島と見ゆ、信に此說の如くなるべし、宇佐都比古命の事は、神武天皇卷に見えたり、さて此御社に大神氏の仕奉ること、上文胸形君の下に云る事に由あり、見合すべし、臨時祭式に、凡八幡神宮司以大神、宇佐二氏補之、不得雜補他氏と見えたる、大神を爲ること、三女神に由あり、）按に此處も。此女神たちの天降坐して。住坐りし所なりけむ所由に依て。古く社は在しを。後に八幡大御神と。息長帶比賣命を。配祭り給へるにぞ有べき。然る例いと多かり。（なほ此宮の事は、應神

天皇卷、元年の處に委く注べし、）また淸和天皇紀（貞觀元年二月の處、）に。太政大臣（藤原良房公、）の東京一條第に。此三神社有て。筑前國宗像神に。正二位を授奉給ふ時に。共に正二位を授奉たまふこと見えたり。

故其後所生之。五柱男子之中。正哉吾勝勝速日天之忍穗耳命者。亦云天大耳命。亦云天忍穗根命。亦云天忍穗別命。天照大御神。特鍾愛而常懷御腋而育賜矣。仍奉稱腋子矣。此神御合產巢日神之御女。天萬栲幡千幡比賣命。亦云栲幡千千比賣命。亦云萬幡比賣命。亦名萬幡豐秋津師比賣命。亦云萬幡豐秋津比賣命。亦名火之戸幡比賣命之兒。玉依毘賣命而。先所生之神名。天照國照日子火明命。亦云天火明命。此神娶天道日女命而。所生之兒天香山命。亦云天香語山命。此者。尾張國造。尾張連。丹波國造。石作連。丹比連。襷多治比宿禰。蝮壬部首。丹比周敷連。津守連等之祖也。

天大耳命。御名義は。上（第三十四段、）天之忍穗耳命と申す御名の處に注せる。師說に依て心得べし。○天之忍穗根命。（また忍骨とも書り、）師說に忍穗は上に云へる如く。大々なり。根も耳と云が如き尊稱にて。某根と云は殊に多く。（上の惶根神の處に注り、）上なる日子根も同じ。さて開化卷なる。神大根王を。書紀に神骨とあり。此例にて忍穗根は。忍大根なることを知べし。（また穗耳の、大耳なること、いよゝ明けし、）とあり。さて神名式に。山城國宇治郡に。許波多神社三座。（並大、月次新嘗、）とある御社の祭神を。山城風土記に。宇治郡木幡社（祇社、）名天忍穗根命とあり。（此は釋紀に引る文なり、さて此文二所にあるうち、末に引る所には、穗根の間に長字あり、此も由なき

にあらず、其は天忍穗井の名を、また忍石之長井とも云ふ、長に由ありて聞ゆればなり、なほ釋紀に、此御社の事を、本緣自昔若無存知之人歟、如風土記者宗廟之神、尊崇可異他歟、弘長諸祭興行之時、當社祈年、月次祭幣帛、神主請取之由、載本官史生散狀、當時現在歟と云り、さて三座の內一座は風土記の傳にて炳焉を、餘りの二座は、何の神ならむ、若くは天穗日命、天津日子根命にあらざるか、此御社に並ひて天穗日命神社を載たれば、別神なるか、また宇佐宮を八幡と申し、此御社を木幡と申すこと、柔田強田と對ひたりと聞えて、由ありげなり、後人なほ熟考ふべし）さて清和天皇紀に。貞觀元年正月。授許波多神從五位上。と見ゆ。（この御社は。今木幡山と云に在りと帳考に云り。）また式に。豐前國田河郡に忍骨神社あり此神に坐か非ぬか。思ひ定めがたし。（仁明天皇紀承和四年の處、清和天皇紀貞觀七年二月の處などに、此神の事見えたり、披き見て考べし。）
○天忍穗別命。此は舊事紀に見えたる亦名なり。（また若くは、石門別命の名を、忍石別と云ふが移りて、忍穗別となれるを、似たるより誤れるならむか、）○腋子。本書に此處の注に。今俗號稚子謂和可古是其轉語也とあり。此に依て按ふに。凡て和加てふ言は。此の故事より出たる言にて。もと和伎なりしが。和久とも。和加とも。轉れるにて。彼某和久巷てふことは。是より起れるなりけり。此史にも數見え。萬葉にも數有り。（三卷にみづ〳〵し久米能若子、十四卷に、等能乃和久胡など、この外にもあり、）○天萬栲幡千幡比賣命。栲幡千々比賣命萬幡比賣命。師云。纂疏に。幡猶機也。夫女功之事以織紝爲本。故取以爲名也。とあり。此意なり。但し機具を指て云には非ず。織たる物（絹布の類）を云なり。（仲哀卷に、千繒高繒、萬葉に倭文幡之帶、和名抄に、綺加无波太など云、是ら皆織れる物を指て、波多と云例なり）萬葉十に「古に織てし八多を此ゆふべ。衣に縫て云々。是も織たる物を指て八多と云り。然れば栲幡も。栲布を云へること。倭文布を倭文幡と云に準へて知べし。萬は縣居大人說に。宜てふ言は。物の足り備はれるを云。與呂豆。與呂比なども此

より別れたる言なり。とある。此に依りて思ふに。此も數の萬の意には非で。不足ことなく。美麗く織とゝのへたる布帛てふ意に。萬幡とも萬栲幡とも云なり。（千幡といひ、千々比賣と云に照して、數の意を思べからず、千も千々も、數の意にあらず。）千は斯々の約りたるにて。（凡て同音の重なる言は、一畧き約めて云る例常の事なり。）千々とあると同じ。其由は和名抄に。釋名云。縠其形縐々視レ之如レ粟也。唐韻云縐縮文貌也此間云二之々良岐一。とある。縐は他の字書に縮也とあり。然れば之々良岐は縮たる貌にて。今世の縮布縮緬などの如くなるを云なり。さるは上代にも布帛の織きたるを。美好物にしける故の御名なるべし。○萬幡豊秋津師比賣命。萬幡豐秋津比賣命。師云。秋津師は。萬葉三に。秋津羽之袖。十三に。蜻領巾などある如く。蜻蛉の羽の如く。薄く細精き帛布を云なり。仁德卷。皇后御歌に。夏虫の火虫の衣。とあるも同意なり。（古漢籍にも、衣のうるはしきを、虫の羽に譬云るなり。）師は師々の約りたるにて。知々牟を志々牟とも通はし云ば。上なる千々と。此の師と同くて。共に織きたるを云なり。（大鏡に、髮ちゞけたるに、ともあり。）秋津比賣とも申すは。此師を入れずても稱せるなり。○火之戸幡比賣命。火は借字にて梭なり。（故富と訓むはひがことぞ。）和名抄織機具に。通俗文云受レ緯曰レ杼。和名比。亦謂二之梭一（今按竽杼字也、說文云、杼者機之持レ緯者也、）と見え。字鏡に。杼竽　絹織比伊。とある是なり。戸は豐なり。豐秋津比賣の豐と同く美稱なり。○玉依毘賣命。玉は容顏の美麗きを稱へたるなるべく。依は。師云。字は借字にて。余呂志の切りたるなり。（呂志は理と切る。）余呂志は。縣居大人說に。物の足り具れるを云。余呂豆。余呂布なども。同言の分れたるなり。萬葉一に。取與呂布天乃香具山とあるも。此山のよろづとゝのひ足たるを云るなり。また宜奈倍吾背乃君。など云へるも同じ。と云れたるが如し。此意を以て美稱たる名なり。（名の例は、男には飯依比古、建依別、稻依別など、女には、伊須氣余理比賣、息長水依比賣、水穗五百依比賣などあり、續記廿七に、與呂志女と云名も見えたり。）とあり。さて玉

依てふ同名は。海神の御女に。玉依毘賣命。（第百六十三段に見ゆ）三島溝織耳神の女に。活玉依毘賣あり。賀茂御祖の御名も。玉依毘賣命なり。（また此比賣命の御兄を建玉依毘古命と云り）皆右の意の稱名なり。（さて書紀一書の又説に、天大耳命、此神娶丹舄姫生兒火瓊々杵尊、とある丹舄姫は、此なる玉依毘賣命の異名なるか、異神の異なる傳か知りがたし）〇天照國照日子火明命。天火明命。二の火明ともに。木阿加理と訓べし（本能と能を讀付るはわろし）さて御名義。またその委きことは。下（第四十六段）に云べし。〇天香山命。此命の御名の意も。下（第四十六段）に云べし。

〇尾張國造。尾張連。尾張は國名なり。和名抄に。乎波利とあり。此國のこと委くは景行天皇卷に注べし。國造本紀云。尾張國造。志賀高穴穗朝。以天別天火明命十世孫。小止與命定賜國造と見え。連姓のことは。上（第二十五段）に注りき。姓氏錄（山城國神別、天孫部）に尾張連火明命子。天香山命之後也。また（左京神別、）尾張連火明命之男。天香吾山命之後也と見え。尾張宿禰火明命二十世孫。阿曾連之後也。また（右京神別）尾張連火明命五世孫。武礪目命之後也。（此氏人は、天長十年に忠宗宿禰と云姓を賜へり）また（大和國神別の）尾張連天火明命子。天香山命之後也。また（河內國神別の）尾張連火明命十四世孫。小豊命之後也。（四字、天孫本紀に一とあり、さて小豊命のこと、景行天皇卷に委く見ゆ）などあり。さて此氏はもと連姓なりしを。次々に多くは宿禰姓を賜へり。（其は天武天皇紀、十三年の處に、尾張連賜姓曰宿禰、と見えたるを始めにて、續紀大寶二年十一月の處、天平十九年二月の處、天平寶字二年三月の處、神護景雲二年十二月の處などに見えたり、）

〇丹波國造。（國造の事は、凡て成務天皇卷に云）

〇石作連。石作は和名抄に。山城國乙訓郡。石作（以之都久利、）と有に依て訓べし。此は姓氏錄（左京神別）に。石作連火明命六世孫。建眞利根命之後也。垂仁天皇御世。奉爲皇后日葉酢媛命作石棺獻之。仍賜姓石作大連公也。また（山城神別、）石作部。火明命之後也。また（津國神別、）石作連火明命六世孫。武椀根命之後也。また（和泉神

別、)石作連火明命男。天香山命之後也。など有るに依て記せり。(なほ建眞利根命の、石棺を作れる事の委き由は、垂仁天皇卷に注べし、)〇丹比連。和名抄に。河内國丹比(太知比、)郡と見え。履中天皇紀に。多遲比と有に依て訓べし。此は姓氏錄(河内國神別、)に。丹比連火明命之後也。また(和泉國神別、)丹比連火明命男。天香山命之後也。また(右京神別、)丹比宿禰火明命三世孫。天忍男命之男。武額赤命七世孫。御殿宿禰男。色鳴。大鷦鷯天皇御世。皇子瑞歯別尊。誕生淡路宮之時。淡路瑞井水。奉灌御湯。于時虎杖花飛入御湯瓮中。色鳴宿禰稱天神壽詞。奉號曰多治比瑞歯別命。乃定多治比部於諸國。爲皇子湯沐邑。卽以色鳴爲宰。令領丹比部戸。因號丹比連。爲氏姓。と有に依て記せり。(なほ此事委くは、反正天皇卷に注ふを見べし、)〇襷多治比宿禰。姓氏錄(河内國神別、)に。襷多治比宿禰火明命十一世孫。殿諸足尼命之後也。(こは決めて上の丹比宿禰條に、御殿宿禰とある人なるべし、世數もよく符り、)男。兄男庶。(こは決て上の丹比宿禰條に、色鳴宿禰とある人にて、庶は、父命の諸と同意なるべし、)其心如女故賜襷爲御膳部。(此人かゝる事にあづかり居たりし故に、皇子の御湯のことにも、あづかれるなるべし、)次弟男庶。其心勇健其力足制四十千軍衆。故賜靭號四十千健彦。因負姓靭負。とあるに依て記せり。〇蝮壬部首。姓氏錄(大和國神別、)に。蝮壬部首。火明命孫。天五百原命之後也。また(津國神別、)蝮部火明命十一世孫。蝮壬部犬手之後也。と有に依て記せり。蝮を多遲比と訓むことは。反正天皇の大御名の多遲比を古事記に此字を書ればなり。(なほ此氏の事も、反正天皇卷に委く注ふべし、)〇丹比周敷連。姓氏錄(左京神別、)に。丹比須布火明命三世孫。天忍人男之後也。又云丹比連火明命之後也。續紀天平寶字八年七月己酉。伊豫國周敷郡人。多治比連眞國等十人。賜姓周敷連。天平寶字八年。伊豫國人大初位下周敷連眞國等二十一人。賜姓周敷伊佐世利宿禰。など見ゆ。また式に。伊豫國桑村郡周敷神社あり。また和名抄に周敷郡あり。(周敷神社は、桑村郡に入たるを思ふに、此郡は、桑村より分りたるなるべ

し。）津守連。姓氏録（攝津國神別）に。津守火明命之後也。また津守宿禰火明命八世孫。大御日足尼之後也。（もと連姓なりしを、天武天皇紀に、十三年十二月、津守連賜姓曰宿禰とあり、）また（和泉國神別）津守連火明命男。天香山命之後也。とあるに依て記せり。さて津とは。卽攝津國を云なり。（國號のよしは、仲哀天皇卷二年の處に云べし）津守と云ふ由は。應神天皇紀（□年の處）に。五百船悉集於庫水門。當此時置津守司。と見えたるに就て按に。此時置れし津守司は。火明命の御裔にて。其は神功皇后の御世に。住吉神主と爲たまひし。田裳見宿禰に。（或は其子孫にても）兼て津を守らしめ給ひけむ。故津守連とは負つらむ。（和名抄に、西成郡兎原郡に津守鄕もあるは、此氏人の住し里なるべし）さて津守てふ氏を負るは。これ始めなるを。かの田裳見宿禰は。火明命八世孫。大御日足尼より出たる故に。此氏姓を大御日足尼之後也。とも有るならむ。さて此人は。天孫本紀に。火明命八世孫。倭得玉彦命（亦云市大稻日命）と有る人なるべくおぼゆ。（されば御稻のうち、何れぞ誤字なるべし、）かくて火明命之後也。と云。香山命之後也と云るは。其出自を記されたる物なり。（何姓氏も、みな如此くなるを、よく心得て、姓氏錄を見べし、）なほ火明命の御裔は。いと多し。下（第四十六段、また神武天皇卷、宇麻志麻遲命の處、）に出たるを見るべし。

次天穂日命（亦云天之夫比命。）之兒武夷鳥命（亦云天夷鳥命。亦云武日照命。亦云建比良鳥命。）亦名武三熊命（亦云武三熊之大人。）此者出雲國造。出雲臣。土師連。菅原宿禰。秋篠宿禰。島津國造。武藏國造。相摸國造。大島國造。伯耆國造。菊麻國造。上海上國造。下海上國造。安房國造。伊甚國造。新治國造。高國造。豊國造。二方國造等之祖也。

武夷鳥命。御名義は。師云。天日照とも申すを思ふに。此神天より降りて。邊鄙を平たまひし功あ

りて。(其功の事は下に見ゆ、)御名高ければ。其功を美て鄙照と稱しなるべし。(照を登理と云る例も、萬葉十四に、口之照者を、比賀刀禮婆とよめり、さて比良鳥とも云す。比良は比那の轉れるにて。那と良とは横通音なり。(歎辭の阿那を阿良といふも、此例なり、)さて天は阿麻能と訓べし。其は下に舉たる。阿麻能比奈等理神社。また竟宴歌に。得天穗日命。學生蔭孫矢田部宿禰公望作歌に。阿麻能褒臂。俄彌農美飫野篋。云々とあるを。以て證すべし。(武三熊命。武三熊之大人。三熊は。式に出雲國意宇郡に。熊野坐神社あり。此地名に依れる御名なり。さるは彼地名を三熊野とも云を思ふべし。また武三熊と云を思ふに。若くは其健きを美て稱へしにも有べし。(なほ此神の御名は多かるを、其は第百六段に見ゆ、)また式に。因幡國高草郡に。天穗日命神社。(この御社の事は上に云へり、)天日名鳥命神社。阿太賀太都健御熊命神社。(賀下の太字祕釋に依て加ふ、)貞觀七年六月。因幡國無位。阿太賀都建御熊神授從五位下。と國史に見ゆ。また式に。出雲國出雲郡。阿麻能比奈等理神社あり。文德天皇紀に。天安二年三月の處に。在河內國天夷鳥神授從五位下。ともあり。(師云此神社は、志紀郡道明寺村に在と云り、道明寺は、一名土師寺とも云り、即土師鄉これなり、と云り、また姓氏錄河內國神別に、出雲臣あり、)○出雲國造。まづ天穗日命の。此葦原中國を言向に天降りて。出雲に久く留り坐つる由は。下(第百十四段、)に見え。また(第百十六段、)高皇產靈神の。經津主神して。大國主神に勅たまへる御言に。汝之應住天日隅宮者今當供造云々。又當主汝之祭祀者。天穗日命也。とある。此出雲國造。また大社の神主たる起なり。さて國造本紀に。出雲國造瑞籬朝(崇神天皇の御代を云、)以天穗日命十一世孫。宇迦都久怒定賜國造。と見えたれども。此時始めて此姓人の。國造となれるには非ず。此は兄を誅て。弟の家を國造に定賜ふを云へるなること。彼巻(六十年の處、)に云ふが如くにて。此姓人の。この國造たりしことは。皇美麻命の。天降坐る時よりなる事は。上に引ける文にて明らけし。書紀に天穗日命是出雲臣等祖也。また姓氏錄

(左京神別、)に出雲宿禰天穗日命子。天夷鳥命之後也。(此姓人の宿禰となりし證文は、土師連の處に引り、)また出雲臣。天穗日命五世孫。久志和都命之後也。(或人云、出雲臣系圖に、武鵜鳥命子、櫛瓊命子、津狹命子、櫛瑤前命子、櫛月命とあり、と云り、此によく符り、信友云、月は曰の誤りか、)また(右京神別、)出雲臣天穗日命十二世孫。鵜濡渟命之後也(此命の事跡は、崇神天皇卷六十年の處に見ゆ)また(山城國神別に、)出雲臣天穗日命子。天日名鳥命之後也。また出雲臣。同天穗日命之後也。また河內國(神別)に出雲臣天穗日命十二世孫。宇賀都久野命之後也。などあり。さて文武天皇紀に。大寶二年九月。從五位下出雲狛賜臣姓とある。此この氏人に臣姓を賜へることの。紀に見えたる始めなり。さて桓武天皇紀に。延曆十年九月。近衞將監正六位下出雲臣祖人言。臣等本系。出自天穗日命十四世孫。曰野見宿禰。野見宿禰之後。土師氏人等。或爲宿禰。或賜朝臣。臣等同爲一祖之後。獨漏拘養之仁。伏望與彼宿禰之族。同預改姓之例。於是賜姓宿禰とあり。其後また朝臣に爲しなり。(朝臣姓を賜へることは、史に漏たれど、續後紀七の二丁、八の三丁などに其人見えたり、)師云。抑此姓の。もと臣の尸なりしも。彼國より上りて。朝廷に仕奉しより始まれるなるべし。(此姓人の、始めて京に移りて仕奉しは、垂仁の御世野見宿禰なり、凡て臣の尸なる姓は、朝廷に親く仕へ奉る輩なり、この事後にくはしく云、)さて後に宿禰にも朝臣にもなれるなり。(諸氏に此例多し、)さて然京のあたりに住めるも。また國に住るも。皆その本は。國造より出たる子孫なる故に。古事記には。其本に就て國造とあげ。(今云、此史に出雲國造と記るは、此に依れるなり)書紀には。廣く渾て臣と擧たり。諸氏に此例多し。倣て知べし。(さて延曆十七年三月廿九日太政官符に、昔者國造と郡領と別なりしを、慶雲三年よりして、出雲國造に、意宇郡大領を帶しめけるを、また舊例の如く、國造と郡領と、別に任せられしこと見ゆ、)さて今世まで。國造の殘れるは。此國と紀國とのみにて。中にも此國造名高し。此二國造は。昔より他に異なりしにや。貞觀儀式に。此を任す

儀を載られたり。）土師連。姓氏錄（山城國神別、）に。土師宿禰天穗日命十四世孫。野見宿禰之後也。（和泉國神別にも、二處にかく見えたり、また津國（神別）に。土師連天穗日命十二世孫。飯入根命之後也。また大和國（神別）に。土師宿禰天穗日命十二世孫。可美韓飯根命之後也。（山城の神別にもかく見ゆ。）とあり。さて飯入根命。可美韓飯根命は。同人にて。崇神天皇卷に。飯入根命は。宇迦都久怒命の父なるよし見えたれば。野見宿禰は。宇迦都久怒命の子なりけり。）是にて穗日命十四世孫、と云ことよく符へり、さて野見宿禰の。京に移りて仕へ奉しことは。垂仁天皇卷。七年の處に見えて。（彼當麻蹶速てふ人と、角力しつるが始めなり。）同御世三十二年に。皇后比婆須比賣命の薨坐る時に。土師部を領て。土人形を造り。生る人を殉ふに更たりし處に。天皇賞稱野見宿禰之功云云。任土部職改本姓謂土師部臣。是土師連等。主天皇喪葬之緣也。其野見宿禰者。土師部連之始祖也。とある此文に。改本姓云々と云へるは。出雲國造と稱しを改め。土師部を領りて。朝廷に親く仕奉るに依て。土師部臣と負せ給へる由なり。（この時、本の尸の臣を改めて、連となれるなり、其は土師部を司れる故なり。）但し始は、野見宿禰一己に賜へりければ。其を嫡子にのみ傳へて。餘は生子と云へども。此姓を稱らず。本の如く出雲氏にて有けむかし。（其は上に引る桓武天皇紀十年九月文の、出雲の臣祖人言に、本系出自野見宿禰。と言ひつゝ、出雲氏なるを思ふべし。）かくて後に。此宿禰の正統より出たる家々は。此姓を稱りける故に。上に擧たる如く。土師氏の多くなりけむ。（凡て諸姓にこの類多かるを、よく〳〵心をつけて辨ふべし。）さて此姓は。（上に引る、垂仁天皇卷に見えたる如く、）もと連の尸なりしを。天武天皇の紀十三年十二月の處に。土師連賜姓曰宿禰とあるは。其本家に賜へるなりけむが。（凡て國史に、かく狀に見えたるは、皆その氏人の中に、むねとある家に賜へることゝ思はれたり、其は、此もし諸家に係る御詔ならましかば、宿禰を賜ふ御詔ありて後に、連と稱ふる家は有まじくこそ、姓氏錄に、同氏にして、尸の異

なるが有るは此故ぞ、此は此姓にかぎらず、諸姓にわたる事なれば、よく心得てよ。)其本家は。姓氏錄に載れる中に。孰ならむ定がたし。かくて次次に。宿禰を賜けむが。(其は稱德天皇紀、神護景雲三年十二月の處に、河內國志紀郡人、土師連智毛知賜二姓宿禰一と見え、姓氏錄に、宿禰の尸なる家の、四あるを以て知べし、扨姓氏錄に、河內の土師氏を載られざるは、餘國に移りしか、旣に絕たりしか、)なほ本の儘に連尸にて。宿禰を賜はらぬも有りしかば。姓氏錄に。同土師氏ながら。尸は連と宿禰の二種あるなり。(なほ大和國神別に、贄土師連と云ふあり、此姓の事は、雄略天皇卷に見えたる、彼處に注ふべし、)菅原宿禰姓氏錄(右京神別)、に。菅原朝臣土師宿禰同祖。乾飯根命七世孫。大保度連之後也。とあるに依て記せり。(但し本書には朝臣とあるを、宿禰と記るよしは下に云、)さて此姓を賜へることは。光仁天皇紀に。天應元年六月。遠江介從五位下土師宿禰古人云々。十五人言。土師之先出レ自二天穗日命一其十四世孫。名曰二野見宿禰一昔纏向珠城宮御宇天皇代云々。率二土師三百餘人一。自領取レ埴造二諸物象一進レ之以代二殉人一云々。望請因二居地名一。改二土師一以爲二菅原姓一。勅依レ請許レ之。と見ゆ。(古人の事、大系圖に遠江介從五位下侍讀天應元年賜二菅原姓一。菅原院以二儒行一被レ稱レ世云々弘仁十年正月十日薨。七十歲とあり、)菅原は大和國添下郡にある地名にて。垂仁天皇陵のある地なり。(信友云、和名抄には、此鄉名なけれど、天平二十年の法隆寺資財帳に、添下郡菅原鄉とあれば、古は鄉なりけむ、また後大和風土記にも、添下郡菅原鄉、とありと云り、)此天皇を。此地に葬奉れる事は。彼御卷の末に見えたる如くにて。此地に土師氏の住めることは。野見宿禰の。此大御葬の事を主たりけむが。大御心にかなへる臣なりしかば。やがて御陵の邊に住せ給ひけるぞ。始めなりけむ。然れば土師氏の多かる中に。この菅原鄉に住るが嫡家にて。菅原姓を奏請たる。遠江介古人宿禰ぞ。其家なりけむ。かゝれば土師氏の嫡家は。菅原氏にぞ有ける。さて神名式に。此添下郡に。菅原神社あり。此はこの姓人の氏神なるべし。

(今菅原村と云に在て、菅原天神と稱ふ、と帳考に云り、また或說に、遠江國長上郡茅原鄉に、今菅原天神社ありて、天神町と云、こは古人の遠江介たりし時の居地なるかと云り、後大和風土記に。添下郡菅原鄉云々。傳云此地。菅原氏始祖所レ出也。故以二菅原一爲レ氏也。とあり。(なほ此地の事は、垂仁天皇卷の末にも云を、合せ見べし、)〇秋篠宿禰。此は姓氏錄に。上の菅原朝臣の次に出て。同レ上とあり。さて此姓を賜へる事は。桓武天皇紀に。延曆元年五月。土師宿禰安人等言。臣等遠祖野見宿禰云々。土師宿禰古人等。前年因二居地一名一改二姓菅原一。當時安人任在二遠國一不レ及レ預レ列。望請土師之字改爲二秋篠一。詔許レ之。於レ是安人兄弟男女六人。賜二姓秋篠一とあり。(此文の趣を見るに、土師姓を改めまく欲しけるは、その稱の卑く聞ゆるを忌てなりけむ、と思はるゝなり、)さて菅原姓。秋篠姓ともに。土師姓なりし時より。宿禰の尸なりしかば。菅原姓、秋篠姓と爲ても。尸はなほ本のまゝ。宿禰にて有しを。(そは上に引る文どもに、改二土師一以爲二菅原姓一と云、賜二姓秋篠一とのみ有て、尸を云ざるを思べし、)桓武天皇紀に。延曆九年十二月。菅原宿禰道長。秋篠宿禰安人等。竝賜二朝臣一。と有て。是より朝臣の尸となれりしなり。(故れこの史には、本に就て、菅原宿禰、秋篠宿禰とは記せるなり、)〇嶋津國造。此は國造本紀に。嶋津國造志賀高穴穗朝。出雲臣祖佐比禰足尼孫。出雲笠夜命定二賜國造一。とあるに依て記せり。さて嶋津國とは。卽志摩國これなり。(此國の事は、第百四十一段、島之速贄の處に委く注べし、)〇武藏國造。こは古事記。書紀に依て記せり。(國造本紀にも、无邪志國造は、出雲臣の裔なる由見たり、〇姓氏錄に、入間宿禰と云も見ゆ、)〇相摸國造。こは國造本紀に。相武國造志賀高穴穗朝御世。武刺國造祖神。伊勢都彥命三世孫。弟武彥命定二賜國造一。とあるに依りて記せり。〇大嶋國造。此は國造本紀に。大嶋國造志賀高穴穗朝御世。无邪志國造同祖。兄多毛比命(此命の名を、延佳も師もエタモヒと訓めるは非なり、上に引る文に、弟武彥と云名に對へたる名なれば、かく訓べし、)兒。穴倭古命定二賜國造一。とあるに依て記

せり。さて大嶋國とは。和名抄に。周防國大嶋郡とある此なり。〇伯耆國造。此は國造本紀に。伯岐國造志賀高穴穗朝御世牟邪志國造同祖兄多毛比命兒。大八木足尼定賜國造。とあるに依て記せり。〇菊麻國造。こは國造本紀に。菊麻國造志賀高穴穗朝御代。无邪志國造祖。兄多毛比命兒。大鹿國直定賜國造。とあるに依て記せり。さて菊麻國とは。上總國市原郡菊麻（久々萬）郷ある。卽これなり。〇上海上國造。此は古事記に依て記せり。さて上海上國とは。和名抄に。上總國海上（宇奈加美）郡とある。卽これなり。（右七國の事、また其國造たちの由緣などは、成務天皇卷五年の處に委く注べし）〇下海上國造。此も古事記に依て記せり。（國造本紀にも、下海上國造、輕島豐明朝御世、上海上國造祖孫、久都伎直定賜國造とあり）さて下海上國とは。和名抄に。下總國海上（宇奈加美）郡とあるこれなり。〇安房國造。こは國造本紀に。阿波國造志賀高穴穗朝御世天穗日命八世孫。彌都侶岐命孫。大伴直大瀧定賜國造。とあるに依て記せり。（阿波卽安房國なり）〇伊甚國造。こは古事記に依て記せり。（國造本紀にも、伊甚國造志賀高穴穗朝御世、安房國造祖、伊許保止命孫、伊己侶止直定賜國造、と見えたり）さて伊甚國とは。和名抄に。上總國夷灊（伊志美）郡とある此なり。〇新治國造は。國造本紀に。志賀高穴穗朝御世。（美都呂岐命兒。比奈羅布命。定賜國造とあり。（美都呂岐命は、天穗日命八世孫と見ゆ、さて兒字は、裔の義なるべし）卽今の常陸國新治郡なり。（風土記云、或曰、倭武天皇巡狩東夷之國、幸過新治之縣、所遣國造毘那良珠命、新令掘井云々、とも見ゆ）〇高國造は。此も國造本紀に。志賀高穴穗朝御世。彌都侶岐命孫。彌佐比命定賜國造とあり。今の常陸國多珂郡是なり。風土記云。古老曰。斯我高穴穗宮大洲照臨天皇之世。以建御狹日命任多珂國造。（今云、彌佐比命、建御狹日命、字は替れども、本より同人なり）茲人初至歷驗地體。以爲峯險岳崇。因名多珂之國。（謂建御狹日命者、卽出雲臣同屬今多珂石城、所謂是也とあり、さて同記に古昔自相摸國足柄岳坂以東諸縣、惣稱我姬國、是當時不言

常陸ト、唯稱ニ新治、筑波、茨城、那賀、久慈、多珂ノ國ト。各遣ニ造別ノ令ニ撿挍ト、其後至テ難波長柄豐前大宮臨軒天皇世ニ、遣ニ高向臣云々等ヲ、摠ニ領自レ坂已東之國ヲ、于時我姫之道分爲ニ八國ト、常陸國居ニ其一ニ矣、とあり、新治以下六國のこと、國造本紀と符へり。）

○豐國造。こは國造本紀に。志賀高穴穗朝御代。伊甚國造同祖。宇那足尼定ニ賜國造ト、とあるに依て記せり。さて豐國の事は。上（第八段。）に委く注りき。（此にたゞ豐國と云るは、いまだ二國に分らぬほどの事なればなり。）○二方國造。此も國造本紀に。二方國造志賀高穴穗朝御世。出雲國造同祖。遷狛一奴命孫。美尼布命定ニ賜國造ト、とあるに依て記せり。さて二方國とは。和名抄に。但馬國二方郡とあるこれなり。（上件安房以下六國の事、また其國造たちの事も、成務天皇卷五年の處に、委く注ふべし。）

次天津日子根命之兒。天麻比止都根命。亦云ニ天目一箇命ト。亦名天久斯麻比土都命 亦云ニ天久之比命ト。亦名天出御影命。亦云ニ明立天御影命ト。亦名天戸間見命。故是天津日子根命者。犬上縣主。蒲生稻置。菅田首。桑名首。額田部連。額田部湯坐連。三枝部造。高市縣主。奄智造。凡河内國造。凡河内直。津國造。山背國造。山背直。磐城國造。磐瀨國造。菊多國造。周淮國造。馬來田國造。師長國造。茨城國造。周防國造等之祖也。

天麻比止都根命。天目一箇命。天久斯麻比土都命。御名義。麻比止都は。目一箇とも書る字の意にて。此神は。御目の一つ坐ましけるなるべし。（伊勢の多度神社の枝社に坐ます、俗に一目連と申す神を、此神なりと申すをも思ふべし。）根は例の稱言なり。故略きてたゞに麻比土都と耳も申せるなり。（また麻比土都禰は、眞一根の意にて、日女島を、天一根と云へるたぐひの美稱かとも思へど、さる意ならむには、根を略きては云まじければ、なほ

目一箇の意なるべし、〕〔天久斯麻比土都命。天久之比命。名義。久斯も久之比も同言にて。奇靈の意なること上に云へるが如し。○天之御影命。明立天御影命。御名義いまだ思得ざれど。〔但し明立は、天のまくら言なるべし、〕仲哀天皇紀なる神の御語に。如天津水影押伏而我所見國云々とあるを考へ合すべし。〔此事委くは、其御卷に云ふを見よ、〕天戸間見命。名の意。戸は豊。間見は。味間見命の間見に同じ其は下（神武天皇卷、）に注べし。○犬上縣主。こは姓氏錄（未定雜姓）に。犬上縣主天津彦根命之後也。とあるに依て記せり。〔但し天津彦根命之後と云は、其本に就て舉たるにて、これも御影命より出けむこと炳し、〕さて犬上は。和名抄に。近江國犬上郡これなり。天武天皇紀に。犬上川濱見え。〔江左三郡錄と云ものに、今の高宮川、即ち犬上川なりと云り、〕萬葉十一に。狗上之鳥籠山。と云も見ゆ。〔聖武天皇紀にも、此郡名見えたり、〕さて神名式に。同國野洲郡に。御上神社（名神、大、月次新嘗、）あり。此御社は。即天之御影神に坐ませり。〔此御社の事は、天皇卷に委く注べし、〕此國に彦根と云處ある。野洲郡ありて。安河と云川のあるなど。悉に天津日子根命に由緣ある事なり。○蒲生稻置。〔此は古事記に依て記せり、〕師云。和名抄に。近江國蒲生（加萬不、）郡これなり。名義は。いと上代に。蒲の多く生たりし地なりしにや。〔蓬生、淺茅生、麻生、などの類なり、今云、天智天皇紀に、此郡名見え、萬葉一に、蒲生野と云るは此なるべし、温故錄と云ものに、蒲生野は、宇爾野とも、布引山とも云、昔より廣大にして、近國に双なき野山なり、草木も生ず、立もそだゝぬ荒野なりと云へり、〕此姓のことは。他書に未だ見あたらず。神名式に。近江國蒲生郡に。菅田神社ありて。〔今云、此御社は、今桐原村と云に在、と帳考に云り、和名抄に、桐原鄉あり、是なるべし、〕姓氏錄に。菅田首天久斯麻比止都命之後也とあり。〔麻比止都命は、天津彦根命の子と、同書に見えたり、〕○菅田首。こは姓氏錄（山城國神別、）に。菅田首天久斯麻比土都命之後也。とあるに依りて記せり。近江國蒲生郡に。菅田神社ありて。桐原と云地に坐まし。其は麻比土都命なる

べきこと。上に注せる如くなれば。菅田と云は。桐原の舊名にて。其をやがて氏に負て山城に移住るなるべし。(諸氏に然る例いと多かり)式に。播磨國賀茂郡にも。菅田神社あり。(此御社は、今賀東郡菅田村と云に在、と帳考に云り、また和名抄に、此郡に、川内郷あるは由あるべし)また同國多可郡に。天目一神社もあり。(また佐用郡に、天一神玉神社と申すもあり、此も目一箇命に由ありておぼゆ、此社は、今東新宿村と云に在る、阿布良權現と稱ふは、此かと帳考に云り)此も近江より移せるなるべし。其は郡名を多可と云は。彼國なる多何神社に由有ておぼゆればなり。(桑名首。此は姓氏錄(右京神別)に。桑名首天津彦根命男。天久之比乃命之後也。とあるに依て記せり。桑名は和名抄に。伊勢國桑名(久波奈)郡これなり。式に同郡に。桑名神社二座　此は天津日子根命と。天久之比乃命を祀れりとぞ。また天野信景が、伊勢參道里程抄と云ものに、今桑名町にある春日社は、即式の桑名神社なり、社家說に、社內左は、三崎神社と號す、昔は太夫村に在り、後に此に移す、今も太夫村より、神輿舁人出るなり、建雷命、齋主神、右は春日神社にて、兒屋根命、姬大神なり、奥の御前は、母山神社と稱して、地主の神祕なること、祠官鄕司氏に聞りと云、此說に、地主と云るぞ、彥根命、久之比命に坐なるべき、また或說に、太夫村に在る三島明神、即桑名神社なりとも云、なほよく尋ぬべし)同郡に多度神社も有て。此は上に云へる如く。天津日子根命に坐まし。(桑名城より三里、戌亥の方、多度村と云に坐すなり、また同郡に、額田神社もあり、此も由あること上に云り)此御社の傍に。俗に一目連と稱す社あり。此を社傳に。天麻比止都禰神なりと云。信に然るべし。(天野信景は、多度神社を以て、たゞに天目一箇命なりとせるは委からず)また桑名神社に竝て。式に佐乃富神社あり。此も目一箇命に由あること。景行天皇卷に注べし。さて久斯麻比止都命の御裔の。桑名地に住て。地名をやがて姓に負るか。後に右京に移り住るにぞ有べき。また古語拾遺に。天目一箇命(筑紫伊勢兩國忌部祖也)と見えたる。伊勢國忌部は。此桑名首を云

へるにはあらざるか。また筑紫忌部は更に考得ず。筑前國早良部に。額田郷あり。これもし由なきにや。後人考へてよ。(岡田勝海云、肥後國山鹿郡久原村と云處に、一目神社と云古社あり、神主帆足下總守清原惟香と云、故翁門人あり、と云り、由ありげなり、)○國造本紀に、天一目命とあり、延佳が其を誤なりと云て、目一と書るは中々にわろし。)○額田部連。此は書紀に。天津彦根命。此額田部連遠祖也。姓氏錄(左京神別)に。額田部天津彦根命三世孫。(三世二字は、私に加へたり、其は本書、額田部河田連條に、三世孫あり、また高市連の處に引る文に、彦伊賀都命とあるも、同人と聞えたるに、其處にも三世孫とあればなり)意富伊我都命之後也。などあるに依て記せり。(但し天津彦根命と云るは、其本を擧たるにて、實は天御蔭命より出たること、下に引る文に見えたるが如し、さて意富伊賀都命は、彦根命の三世孫なれば、御蔭命には孫なりけり)さて額田と云由は。次に引る文に見ゆ。○額田部湯坐連。(古事記にかく擧たり)師云。姓氏錄(左京神別)に。額田部湯坐

連。天津彦根命子。明立天御影命之後也。(今云舊事紀に、天斗麻彌命の後なる由云るは、御兄弟の間、傳の混つるなり)允恭天皇。御世被遣薩摩國。平隼人。復奏之日。獻御馬一疋。額有町形廻毛。天皇喜之賜姓額田部也。(奴加は即比多比のことなり、町形は田の町の形なり、○今云、廻毛は、和名抄に、都無之とあり、)是にて額田の義解えたり。(定額の田の義と云説は、甚く非なり、定額のを奴加と云べき由なし、)また同書(河内國神別)に。額田部湯坐連。天津彦根命五世孫。乎田部連之後也ともあり。(今云、允恭天皇の御世に、額田馬を献れるは、この乎田部連より、幾代の孫なりけむ、此は考ふべき由なし)さて湯坐の事は。垂仁天皇卷(五年の處)に注べし。(此を由邪と訓むは、例の妄事なり)さて右の如く。たゞ額田部連ともあれば。此湯坐連は。其氏人の中に。湯坐の事の由に付て。別に賜はりし姓なるべし。さて後に。湯坐連の方榮えて。廣かりける故に。古事記には其を擧。(此姓の人は、孝德紀、孝謙紀、仁明紀などにも見えたるを、たゞ額田部連の人は、凡

て見えず。)書紀には。本を擧たるなるべし。さて顯宗天皇卷に。倭國山邊郡額田邑。和名抄に。平群郡額田。(奴加多、○今此郡に額田部と云村あり是か。)河內國河內郡額田などあり。これらは姓氏錄の說の如くは。此姓より出たる地名にや。(凡て姓また人名より出たる地名か、地名より出たる姓人の名か、疑はしきが多し。)また神名式に。伊勢國桑名郡に額田神社あり。(今云、和名抄に、桑名郡額田沼加多と見え、神鳳抄に、額田神田あり、さて此社は、今糠田村と云に在り、と帳考に云へり。)同郡多度神は。この天津日子根命なれば。此社も此姓に由あるべし。○三枝部造。(こは古事記に依て記せり。)姓氏錄(大和國神別、)に三枝部連額田部湯坐連同祖。天津彥根命十四世孫。建己呂命之後也。顯宗天皇御世。諸氏賜饗饌。于時宮庭有三莖草獻之。因賜姓三枝部造。(また左京神別にも、此姓有て、同じ故事を記せり。)とあり。天武天皇紀に。十二年九月。福草部造賜姓曰連と見えたり。然るに此に造とあるは。本に就きて擧つるなり。さて三枝のことは、神武天皇卷に云三枝部のことは、顯宗天皇卷三年の所に委く注ふべし。)○高市縣主。(此は古事記に依て記せり。)姓氏錄(右京神別)に。高市連額田部同祖。天津彥根命三世孫。彥伊賀都命之後也。(此は上に引る文に、意富伊我都命と、あると同人なるべきこと、既にいへり。)また(和泉國神別に)高市縣主。天津彥根命十四世孫。建許呂命之後也。(彥伊賀都命十一世孫に當る。)と見ゆ。さて高市は。和名抄に。大和國高市(多介知、)郡これなり。此名の事は、雄略天皇卷、大后の御哥に、多氣知とある下に、師說を擧て委く注べし。)天武天皇紀に。高市郡大領。高市縣主許梅と云人あり。同卷に。十二年冬十月。高市縣主。賜姓曰連見ゆ。○奄智造は。(古事記に依て記せり、)師云。奄知は。阿牟知と訓べし。(和名抄に、伊勢國郡に、奄藝阿武義とある例によれり、今山邊郡に。庵治と云村あり。此なるべし。(今あうちと唱ふるは、伊勢の奄藝郡をも、倭賴集に、あふき郡とありて、哥に扇によせて詠り、これ同例なり、また靈異記に。大倭國十市郡菴知部と云あり。(續記廿五、また卅六に、豐野眞

人奄智と云人名も見ゆ。）さて姓氏錄（大和國神別）に。奄知造大津彥根命十四世孫。建凝命之後也。また（左京神別に。）奄知造額田部湯坐同祖とあり。（類聚國史、弘仁十年二月叙位に、奄知造吉備麻呂と云人見ゆ。）〇凡河內國造。（此は古事記に依て記せり。）さて凡河內國とは。即河內國なり。（國號のこと、及此氏人の、國造となれるなどの事は、成務天皇卷、五年の處に委く注べし。）凡河內直。此は書紀に。天津彥根命。是凡河內直祖也。と見え。舊事紀に。天御蔭命凡河內直等祖とあり。（然れば此姓は、日子根命の御子の中に、天御蔭命より出たるなりけり。）もと直の尸なりしを。天武天皇紀に。十二年九月。凡川內直賜姓曰連と見え。また十四年六月。凡川內連賜姓曰忌寸とあり。（師云、此氏人の中に、淸內宿禰と云姓を賜しことも、續後紀に見ゆ、淸內とは、河內の緣なるべし。）故姓氏錄に。此姓三所（河內、攝津神別）に出たる。何れも忌寸とあり。（但し津國神別に、凡河內忌寸、天穗日命十三世孫、可美乾飯根命之後也、と一處あるは、決めて混ひつる傳ならむ。）

さて古事記に。凡河內國造とあるは。國造となれる後を以て擧げ。書紀に。凡河內直とあるは。姓の本に就て擧たるなり。（其は此氏人の、彼國の國造となれるは、成務天皇の大御世に定給へるなるを、尸は元より負へるものなればなり。）津國造。姓氏錄（攝津國神別）に。國造天津彥根命男。天戶開見命之後也。と見ゆ。〇山背國造。（古事記に依て記せり、但し本に代とあるを、背と作るは、書紀、姓氏錄によれるなり。）山背は即山城なり。名義は。師說に。山背と書る字の意（うしろのうを省く。）なるべし。此國は大和國の北方の。山の後なればなり。延曆十三年十一月詔に。此山河襟帶。自然作城。因斯形勝可制新號。宜改山背國爲山城國云々。と紀略に見ゆ。さて書紀に。天津彥根命是山背直祖也とあり。もと直の加婆禰なりしを。天武紀に。十二年九月。山背直賜姓曰連。十四年六月。山背連賜姓曰忌寸。とあり。姓氏錄（山城國神別）に山背忌寸天都比古禰命子。天麻比止都禰命之後也。と見ゆ。（今云、國造本紀初の處に、橿原朝御世に、以天日一

命ノ爲ニ山代國造ノ即山代直ノ祖トあるは誤なり、其は姓氏錄に、天麻比止都禰命之後也と云ると、時代のいたく違へるを思ふべし、なほ下に云を見よ）續紀に。山背國造。山背忌寸品遲と云人見ゆ。續後紀に天長十年。山城國人。山代忌寸淨足。同姓五百川等八人。改ニ忌寸ヲ賜ニ宿禰ヲ。淨足等天津彥根命之苗裔也と見ゆ。とあり。さて姓氏錄（津國神別）に。山直天御影命十一世孫。山代根子之後也。と見えたるは。書紀に。天津彥根命山背直祖也。と有ると合せて思ふに。此は山代直なるが。代字の脫たるなりけり。其は山代根子てふ名も。彼國に由ある名なるをや。斯てまた上に引る。山背忌寸條に。天都比古禰命子。天麻比止都禰命。とあるを以て見れば。天麻比止都禰命は。天御影命と。一神なること明けし。（此は師も既く然言れたりき）なほ思ひ證すべき事の多かる。次々に云ふを見るべし。（續後紀に、承和六年十一月、左京人山直池作等十人、改レ直賜ニ宿禰ヲ、池作之先出レ自ニ天穗日命之後ーとあるは、姓氏錄和泉國神別に、山直天穗日命十七世云々、とある姓にて、

別姓なり、或人これを引て、津國神別に見えたる、天御影命と、額田部湯坐連條に、天津彥根命子、明立天御影命とあるとは、別神なりと云へれど非なり、此は明立てふことの無きに依てなるべけれど、正しく明立天御影命のことを、古事記にも、舊事紀にも、たゞ天御影命とあるをや、）○磐城國造。こは國造本紀に。石城國造志賀高穴穗朝御世。以ニ建許呂命ヲ定ニ賜國造ーとあるに依て記せり。（建許呂命は、天津彥根命十四世孫なること、上に引る姓氏錄に見ゆ）磐城は。和名抄に。陸奧國磐城郡。とあるこれなり。○磐瀨國造。こは國造本紀に。石瀨國造志賀高穴穗朝御世。以ニ建許侶命兒。建彌依米命ヲ定ニ賜國造ー。とあるに依て記せり。磐瀨は、和名抄に。陸奧國磐瀨郡これ也。（此二國の事は成務天皇卷に、委く注べし、）○菊多國造。こは國造本紀に。道奧菊多國造輕島豐明御代。以ニ建許呂命兒。屋主乃禰ヲ定ニ賜國造ー。とあるに依て記せり。菊多和名抄に。陸奧國菊多郡これなり。（此國の事は、應神天皇卷に委く注べし、）さて建許呂命は。もと近江に住りしを。召れて道奧に任され

しと所思くて。彼國に由縁ある事ども此彼あり。其はまづ神名式に。陸奥國名取郡。多可神社。宮城郡多賀神社。(和名抄に、多賀郷もあり。)行方郡。多珂神社(和名抄に、多珂郷もあり。)あるは。決く近江國犬上郡に坐ます。多何神社を移し齋へるなるべく。また名神祭式に。川田神社二座。御上神社一座。と見えたる。共に近江國に在る社にて。中にも御上神社は。天之御影命に坐て。此姓人の祖神なること。上に云る如くなれば。彼國に移り住て後も。祭るべき謂なり。(然るに神名帳に、此二社の名の見えざるは、移して後に、社名の替りたるにぞ有べき、然る例常のことなり、彼國の名神の社に、決て此二社あるべし、さて名神祭式には、本の稱を以て祭られしが、其まゝに傳はれるならむ、然るを或寫本に、此二社を擧ざるはさる本の由縁を辨へざる後世人の、此は近江に在る神社名なるを以て、陸奥國の名神に載たるは、誤なるべく思ひて、さかしらに除けるなるべし。)さて道奥は。猛き夷どもの仇なむ國なる故に。其を鎮めむとの御心にて。建許呂命を任し給へるなるべし。此命の雄々しかりけむこと。建許呂と云にて炳く。はた下に引る風土記の傳の趣にても。息長帶比賣命に仕奉れりと云は。彼韓を征に幸行せる時に。從へ給へるを云りと聞ゆればなり。(また按に、此國の伊達郡も、建の意ならむも知べからず、建を多氏と云は、五十猛神を伊楯神と云ひ、建部を多氏部と云を思ふべし。)○周淮國造。こは國造本紀に。須惠國造志賀高穴穗朝。茨城國造祖。建許侶命兒。大布日意彌命定賜國造。とあるに依て記せり。周淮は。和名抄に。上總國周淮郡これなり。(同書に、此郡に、額田郷湯坐郷も見ゆ由ある事なるべし。)さて姓氏錄(津國神別)に。末使主天津彥根命子。彥稻勝命之後也。(末字本に未と作るを、內山氏が、末の誤りと云るぞよき。一本また拾芥抄に、米とあるも誤字なるべし。)と見えたるは由有げなり。但し彥稻勝命を。日子根命の御子と申すは。外に所見たる事なく。いとおぼつかなし。此は彥伊賀都命を訛りて。天津彥根神の御子と爲たるには非ざるか。(彥伊賀都命は天津彥根命三世孫なること、高市縣主の處に引る、姓氏錄

の文に見ゆ、）〇馬來田國造。（こは古事記に依て記せり、）師云。和名抄に。上總國望多（末字多）郡とありて。萬葉十四。上總國歌に。宇麻具多能禰呂とよめる地なり。（末字多とは、後に訛れる唱なり、）書紀廿八に。大伴連馬來田といふ人名を。廿九卷には。望多と作り。（かゝれば、もとは望多と書るをも、宇麻具多と唱へしこと知べし、）繼體天皇の御子に。馬來田皇女と申すも有り。（彼卷に見ゆ、）國造本紀に。馬來田國造。志賀高穴穗朝御世。茨城國造祖。建許呂命兒。深河意彌命定賜國造。〇師長國造。此は國造本紀に。師長國造。志賀高穴穗朝御世。茨城國造祖。建許呂命兒。意富鷲意彌命定賜國造。とあるに依て記せり。師長國は。和名抄に。相摸國餘綾郡磯長郷か。と度會延經が言るは。さることなり。〇茨城國造。こは書紀に。天津彥根命。此茨城國造遠祖也。とあるに依て記せり。（姓氏錄和泉國神別にも、茨木造天津彥根命之後也と見ゆ、）茨城は。和名抄に。常陸國茨城（牟婆良岐）郡これなり。（師云和名抄に。牟婆良岐とあれども、本は宇婆良なるべし、梅馬などをも、後には牟米、牟麻と云たぐひにて、此も後に牟とはなれるなり、和名抄に、菝葜を、於保宇波良とあり、と云れしに依て、宇婆良伎と訓つ、）常陸風土記に。茨城國造祖。多祁許呂命。仕息長帶比賣天皇之朝。當至品太天皇之誕時。多祁許呂命有子八人。中男筑波使主茨城郡陽生連等之祖と見え。國造本紀に。茨城國造輕島豐明朝御世。天津彥根命孫。筑紫刀禰定賜國造。とあるを合せて思ふに。筑紫刀禰は。多祁許呂命の子にて。風土記に筑波使主とあると。同人と聞えたり。（さて風土記に、筑波使主云々と云るに依て思へば、國造本紀に、筑紫刀禰とあるは、筑波刀禰を誤れるかとも思へど、古語拾遺にも、天目一箇命、筑紫忌部といふ事の有れば、筑波を誤れるには非ず、かにかくに、筑紫を負ることはいぶかし）さて三代實錄に。仁和三年三月。常陸國正六位上菅田神從五位上。と見え。和名抄に。同國河內郡に菅田郷あり。然れば菅田神は。茨城國造の祖神と祀れるにぞ有べき。また郡名を河內と云も。凡河內直より分りて。此地の國造となれる由緣なるべし。（な

ほ茨城郡の事は、應神天皇巻に、委く注ふを見るべし。）○周防國造。（此は古事記に依て記せり。）周防國造輕島豊明朝。茨城國造同祖。加米乃意美定賜國造とあり。（此國の熊毛郡に、石城神社と云あり、彼建許呂命の、石城國造なりしに由なきか、尋ぬべし。）○右件々に見えたる稲置。直。縣主。首。連。臣。國造などの尸の事を。此に取總て言むとす。其はまづ稲置は。（また稲寸とも書り、置は於伎の於を省て取れり、日置、玉置などの例なり、但し此字を書く由は、下に云。）もとは職號なりしが姓になれりしなり。其は成務天皇巻（五年の處）に。縣邑置稲置とあるは。此稱の史に見えたる始にて。名義は彼處に云如く。諸國にある屯倉（此は稲を積置所なること、垂仁天皇巻廿七年の處に委く注ふべし。）の司として。其事にあづかる謂に依て。稲君と云意の稱なるを。其意を得て。稲とは書るならむ。（師も既く置は君なるべし、とは云れたりき。）○直は。師説に。書紀に。阿多比延と訓る所ある（皇極天皇の巻に、長直とあり。）と。和名抄。和泉國和泉郡の郷に。山直（也末多倍。）

とあるとを合せて。阿多閇と訓べし。（かの阿多比延の、比延を切めて、閇と云なり、山直は、山の末に、阿韻ある故に、阿を畧きて多閇なり。）さて此尸も。凡て國々の處々にある姓に附たれば。其處の君たる意にては有なり。とあり。（今云姓氏録に、直者謂君也とあるは、宜汝爲君治之、とある詔に就て注せる文なれども、意は師説によくかなへり。）さて名義は。（師はいまだ考得ず、と云れしかど、試に云はゞ。）直兄にはあらざるか。（大兄少兄などの例の稱號なり、延は兄なるべし、とばかりは、師も既く言れたりき。）其は常言に。物の替りを出すことを。阿多比をものす。など云を按に。天皇命の御手に代て。地を治むる由にて。直兄と稱たる號なりしが。尸とは爲れるならむか。（續紀廿八に、庚午年籍に直姓に、費字を書れたりしことも、有し由見えたるも、言義の代の意なる故ならむかも。また與とも義通ふなり。）○縣主は。其縣々の主なり。縣のことは。成務天皇巻（五年の處）に出づ。其處に云べし。さて此も國々に在る縣を掌る者の號なりしを。其職を子孫世々に傳

る故に。卽某縣主と云尸となりしなり。〇首は。師云。意毗登と訓べし。(元明紀に、大津連意毗登と云人名を、元正紀、聖武紀には、首と書れたり、書紀私記にも、忍部首讀於比止とあり、)此はもと尊稱にて。大人の意なるべし。(首を意宇登とよむは、音便にて正からず、)と言れしは然ることにて。尊みて人を意毗登と云しことは、允恭天皇巻に。首也余不忘と言ることのある。此正しき證なり。さて此尸も。忍部首。物部首。海部首。刑部首。鵜甘部首などのたぐひ。某部と云姓に多く。はた部と云ぬも多くは部の有るべき諸姓に負るを思ふに。其部を統領る首と云義の尸なり。然れば桑名首は。古語拾遺に。天目一箇命者。伊勢國忍部祖。と云へるを合せて思ふに。麻比止部彌命の御裔の。鍛冶部を統領りて桑名に在しを。伊勢國忍部とも。桑名首とも云しならむか。〇連は。師云。牟良自と訓む。群主の意にて。其群の中の主と云意なり。(この說委くは、第二十五段、津守連の處に注りき、)さて大抵諸の姓の中に。臣と連とは。京のあたりに住居て。殊に親く朝廷に仕奉る氏々の尸なり。(雄略紀遺詔に、臣連伴造毎日朝參、國司郡司隨時朝集とあるも、臣連伴造は、京近く住居故なり、今云、古書に、凡て臣連と序て、大臣と大連と並たるも、自らに大臣は高く、大連はいさゝか下れる狀に見ゆれば、此に擧たるなり、)〇臣は意美と訓む。さて意美てふ言義は。(師說に、大身の意にて、此は朝廷に仕奉る人を、傍より尊み云稱なり、朝廷に仕奉る人なるを以て、臣字を書くなれど、君に對へて云臣の意にはあらず、君に對へて云ふ臣は、夜都古と云て、書紀などにも然訓りと言れつれど、)書紀其ほか古書に。いつも臣連と對へ云て。伴男を持分くと。連は群主の意にて。其群の中の主と云意なるとを合て思ふに。大持てふ言の約れるにて。(毛知は美と切まる、)もとは部を統持つ意の稱號なりしが。尸となれるならむ。(此は前に思へりしは、意美てふ言義は、右に云る如く大持にて、此はもと出雲臣に起れる稱號ならむ、其は上に引る天神の、大國主神に勅給へる大詔命に、當主汝祭祀者、天穗日命是也と有てこれ出雲國造、また大社の神主たる起なると、

中臣の中取持てふ言の約れるなるとを合せて按ふに、穗日命以來、その御裔の大社の神主として、大社の神の御前の事執持て仕奉る職業なるを以て、大持と稱たりけむが、意美と約りて尸となり、是より移りて、餘氏人にも稱ふことゝなれるならむと思ひ、また意美は、大主の約れるにて、奴斯は邇と約まれども、マミムメと、ナニヌネとは、口に云まに〳〵、自らに通ふ言にて、邇と美は、任部を美夫といふたぐひの、通ふ例もあり、また世にも、人を御主と云ひ、御身といふは、同じほどの言づかひにて、言本を細に云へば、一意に歸る謂も有り、また臣に使主と書るも由有げなり、然れば此はもと、大社に仕奉る大主の意の稱號なりけむが、廣く餘の氏々にもいふ言、となれるならむなど、種々に思ひたりしは、皆わろかりき、さて中臣の中執持なる由は、第六十段、中臣連の處に注べく、臣に使主とも書よしは、安康天皇卷に委く注べし。）國造は。師説に。何れも久邇能美夜都古と訓べし。其由はまづ上代に。諸仕奉人等を總擧るには。臣。連。伴造。國造と竝云り。（書紀卷々に、數しらず多し。）また敏達卷に。臣連二造とも有て二造者國造。伴造也と注せり。抑その國造は諸國にて。其國の上として。各其國を治る人を云尸なり。（今云、此こと成務天皇卷五年の處に見えたれば、其處に委く云を見べし。）伴造の伴は。部を云。三枝部などの部なり。（今云、石作部、丹比部、土師部、額田部など、此外凡て某部と云氏氏、みな其部なる氏々なり。）部は郎牟禮の約りたる言なるを。米に通はして言ならへる言なり。（上達部と書てカムタチメと訓む類を思ふべし。）故造の尸は。多くは某部と云姓に多し。（天武紀十二年九月の處を見べし。）今云、こは大凡を言れしにて實は某部と云に、首連など、其外の尸を負るも多かり、其は上に見えたる、石作部、丹比部、土師部、額田部などの諸氏の、連なるを思べし、さて其部部を摠て伴造と云り、其は伴造とは、其伴を領司る御臣と云義なれば也、然るを或人の伴造と云を引連ねて、姓ぞと心得て言る説は非也。）部と云ぬ其意なる姓なり。（今云、部と云ずとは、掃守造、工造佐伯造、酒人造、衣縫造などの類、部とは云

ねど、部ある氏ぞと云ふ意なり、)かゝれば造は。諸部にて上として。各其部を掌る人を云尸なり。(垂仁紀に、某部某部と云をあげて、幷十箇品部とあり、また欽明紀に、秦人戸數摠七千五十三戸、以大藏掾爲秦伴造とある、これ秦人戸を掌る人を、秦伴造と云るなり、また雄略紀に、詔聚漢部定其伴造者云々、これも漢部を掌る人を、其伴造と云なり、また孝德紀に、詔曰、若憂訴之人、有伴造者、其伴造先勘當而奏、これも其部々を掌る人を、其伴造と云り、)されば二の造同じ意にて。(郡領をも、許本理乃美夜都許と訓り、此訓のこと、北山抄にも、懇に記されたり、此も字は異なれども、同言同意なり、〇今云、成務天皇卷、五年九月の處に、定賜大國小國之國造と見えたる國造本紀と合せて思ふに、大國は、後に國と建られたる國々と、對ふばかりの國々を云ひ、小國とは、後に郡と云ばかりの地々を云て、某々に造を定賜へる由なれば、郡領を許本理能美夜都古と訓こと、いとよく當れり、姓氏錄に、奄智造、茨木造、山田造、眞野造、小橋造のたぐひ、四十二氏ばかり、地名なる造尸のあるは、みな小國之造と云るたぐひにて、是等も摠ては國造と云べし、)名義は御臣なり。稱德紀詔に。貞久淨伎心乎以天。朝廷乃御奴止奉仕之米天云々。また丈部姉女乎波。內都奴止爲弖。冠位擧給比などあるを以て。夜都古は。臣の意なることを知べし。推古紀には。國造をクニノヤツコとも訓り。(夜都古といへば、甚賤き者の如く聞ゆれども、本然に非ず、君に對へて、臣を云名なり、故君臣の意なる臣をば、書紀などにも、皆ヤツコと訓り、又とのもりのともの御奴など云もこれなり、但し此も名の本の意は、一におつめれども、造は天皇に對へて、臣の意なる故に、其部の上たる人を云、御奴とは、下に付者を云なれば、用ふる處に至りては甚く異なり、思ひ混ふべからず、)されば天皇の御臣として。(推古紀に、國司國造云々、所任官司、皆是王臣、)其國々を治る人を。國御臣と云。各其部々を掌る人を。伴御臣とは云なり。とあり。是にて國造。伴造の事は解たり。さて美夜都古と云言の本は。御屋之子にて。屋之子。(之を都と云は常ある例な

り。)とは。君の屋に親く侍仕ふる子と云義にて。(世にも家子など云ふめり、)君を親の意に取て。臣をひろく言へるなり。(或說に、夜都古の夜は發語にて、都古附子の意にて、君に附る子の義なり、附を都とのみ云るは体言なりとて、國造をクニノツコ、伴造をトモノツコと訓て、師のクニノミヤツコ、トモノミヤツコと訓れしを非と云れど、却りて非説なり、此は書紀に、稀に國造をクニツコと訓る所もあるより、云るなるべけれど、此も國之子の意とせむに妨げなし、予前には、此クニツコの訓に依て、國造は久爾都古と訓み、伴造は登母能美夜都古と訓べし、其は宮之子、國之子と對ひたる稱にて、伴造は、大御許に在て、親く仕奉れば、宮之子といひ、國造は、各國に在て、親く大御許に仕奉らぬもの故に國之子とは云ならむ、と思へりしかど、師言に、書紀に、國造伴造と並べ云ひ、またこれを二造ともあるを、一をば、ミヤツコ、一をばたゞツコと、訓の變るべき由なきをや、と言れし說の然ることなれば、此考は立がたし、)扨また宮能賣てふことの有て。(大殿祭の詞別文、また姓氏錄の神宮部造の處、合せ考ふべし、)古語拾遺に。今世内侍。善言美詞。和二君臣間一。令二宸襟悅懌一也とあると。古は男を廣く云言なるとを合せて按に。美夜都古。美夜能賣と對ひたる稱にて。(即宮之子、宮之女なり、)共に大宮内に侍仕へて。天皇と人草との中に立て。事を掌る故に。男を宮之子。女を宮之女と云るより轉りて。美夜都古と云稱の廣くなりて。君に對へて。臣を云名とは爲れるならむ。(此も前には、姓氏錄の、神宮部造の故事に思ひ合せて、凡て美夜都古といふ言は、出雲國造の神宮に仕奉るより出たる名にて、國宮之子の義なるべし、神に仕奉るをも夜都古と云へるは、津國神別に、神奴連といふ姓のあると、また巫を加牟能古いふなどをも思ふべし、扨是より諸國の國造をも、久爾能美夜都古と云ことは、起れるならむと思へりしかど、此は大君の宮之子より移れるならむ、と云ふ考のかたぞ宜かるべき、師云、また宮奴を美夜都古と云は別なり、其はもと私家の奴婢を云なり、されどその私家の奴婢も、君臣の臣の意なれば、云ひもてゆけば本は一つな

り〕さて造字を書く所由は。(師は未思得ずと言つゝ、なほ言れし說も有れど、大國主神を。國造大名牟遲神。(或は國作ともかけり〕とも稱して。此は國造り坐るよしの稱名なるを思ふに。國の上として。その國々を領たらむには。狹國は廣く峻國は平らけく。損はれし所は。修理堅めなどもすべければ。彼國造云々の御名の例に準へて。國御臣にあてゝ。國造の字は書たるを始めにて。伴美夜都古の美夜都古も。唱の同きまゝに。やがて此字を書ならへるなるべし。(彼漢國の大良造、また新羅國の造位などに依れるには有べからず〕さて師說に。國造は。上代には。職にて。卽ち加婆禰なりしを。やゝ後には。加婆禰は別に有て。其氏の中に國造あり。(那良のころに至りては、其氏人の中にて、國造を任し給ふが常なり、然るに其國造と云姓を賜ひしことも、續紀卅三の二葉などに見えたり、また大寶二年には、諸國々造の氏を定めて、國造紀に載られし事も、同書に見え、また陸奧國に、大國造、國造と並べ任せられし事も同卅八卷に見ゆ〕さて國々に宰を置れて後。(古國造は、世々傳へて其國を治めたり、漢國の古への封建の制と云も、此に似たり、然るに、孝德天皇の御世より、彼國の郡縣の制と云をまねびて京より國司をかはる〴〵に遣して、國々を治めしめ給ふことに爲れり、其れより前にも宰と云者は有つれども、每國に必ず定めて置れたるは、彼御代よりなり、○今云、國之宰の事は、顯宗天皇卷、二年の處に委く注べし〕國造は國司の下に立て。多くは郡領などに任れり。さて漸々に衰へゆきて後の世には遂に國々の國造絕て。今の世まで其名の殘れるは。出雲。さては紀國などのみなり。(今云、この二國の國造のみ殘れるは、幽き所由ある事なるべし〕さて大抵諸の姓の中に。臣と連とは。京のあたりに住居て。殊に親く朝廷に仕奉る氏々の戸なり。(雄略卷遺詔に、臣連伴造、每日朝參、國司郡司隨時朝集、とあるも、臣連伴造は、京近く住居るゆゑなり〕さて造は。其の部の品類によりて。京の邊りに在るも有べし。と言れたるが如くにて。また國造。縣主。稻置などは。皆國々に在て。其處々を治むる氏人の職號なり。戸と爲れる

なり。（臣連、國造、伴造とすべ云ときは、縣主、稻置のたぐひをば、國造中にこめたるべし、師も既く然云れき。）さて然國々に在て。其趣きも似たる中にも。つら〳〵事の狀を見通すに。色々に分れたる。其高下差別は。（師は今ことごと〳〵く、委曲には辨べがたしと云れつれど。）大抵見えて。國造。縣主。稻置と順次べく所思たり。其由は。成務天皇紀四年大詔に。國郡立長。縣邑置首とあると。五年（九月）の處に。令諸國立造長。縣邑置稻置とあるを合せて考ふるに。五月の處乃文に。諸國立造長とあるは。四年大詔の。國郡立長とあるを受たれば。此は古事記（同天皇の段）に。定賜大國小國之國造とあるに當りて。國とは。古事記に所謂大國を云ひ。郡とは。古事記に所謂小國にあたりて。國造を定め賜へるなること著く。縣邑置稻置とあるは。四年大詔に。縣邑置首とあるを承たれば。此は古事記に。定賜大縣小縣之縣主と云に當りて。縣とは。古事記に所謂大縣を云ひ。邑とは。古事記に所謂小縣を云へるなり。（なほ委くは、成務天皇卷五年の處に、注ふを見るべし。）

○鐵胤云。この卷を板に彫刻たる者は。上第五。第六。第七卷と同く。甲斐國巨摩郡古市場の村人矢崎隨美。および矢崎豊長、また同郡江原里人。內藤昌實等なり。かくて。第五卷より此卷に至りて。合せて四卷。これを第二帙とす。

古史傳九之卷

平篤胤謹撰　男　鐵胤　孫　延胤　續攷

神代中一之卷

於是天照大御神。詔二神速須佐之男命一曰。於二葦原中國一。聞レ有二宇氣母智神一云者。宜三爾就候二詔矣　故速須佐之男命。受レ勅而。天降坐而。到二宇氣母智神之許一而。食物乞二給其宇氣母智神一矣。爾宇氣母智神。自二鼻口及尻一。取二出種種之味物一而。於二百取之机一。種種作具而。奉レ饗之時。速須佐之男命。立二伺其態一而。爲レ奉二進穢物一而。忿然作色詔曰。穢哉鄙哉。寧以二穢物一。養レ吾乎詔而。廼拔レ劒擊二殺其宇氣母智神一而。復命而。具言二其事一之時。天照大御神。甚怒坐而。汝者惡神也。不レ須二相見一詔而。及二一日一夜隔離一而住矣。

葦原中國は。天上にて。此國の事を云時にいふ言なり。委くは下（第百六段）に云を見るべし。○宇氣母智神は。豐宇氣毘賣神の亦名にして。食物の神に坐すこと。上（第十三段）に云へるか如し。さて此神は。その生坐る時より。此ほどまで。此國に住居ませるを。其他は何所なりけむ。（攝津國風土記に、稻倉山昔止與岐可乃賣神、居二山中一以盛レ飯、因以爲レ名、といひ、また昔豐宇可乃賣神、常居二稻椋山一而、爲二膳厨之處一、などあるは、由あるか、また山城名勝志に、桂里の故事を記して、或云、月讀尊、受二天照大神勅一、降二于豐葦原中國一、到二于保食神許一時、有二一湯津桂樹一、月讀尊、乃倚二其樹一立之、其樹所レ有今號二桂里一と云り、此說風土記の傳にやと思はる、これもし實ならば、山城國葛野郡なりけり、）○宜二爾就候一。大御神のゆかり無げに。かく詔ひ出給へる事は。幽き所以あることなるべし。○受レ勅而は。於保美許登加斯古美氏と訓む。萬葉などに多き詞なり。○鼻和名抄に。鼻ハ

それに從ひて。晝夜の定りは出來けるにや。と思ひしかど。なほ熟思へば。此は此時の御怒の太かりしとは云へども。其はたゞ一日一夜ばかりの間を。御面を合せ給はず。離て住りしまでの事にて。やがて御怒の休み給へりしとの事を。此國土の晝夜に準へて。語傳たる文にぞ有ける。(其は下には、猶甚しき御荒びのあるをさへに、見直し聞直し給ふ、廣き厚き御惠の趣を見て、想像り奉べし)然ればこの一日一夜は。天に晝夜のあるの謂には非ずなむ。(書紀に取たまへる本書には、其趣のよく聞えたりけむを、撰者の例の漢文を飾るとて、其意をも得ず、文を改むとて、かく紛らはしくは成にけむ)

故是後天照大御神。復遣天熊之大人而。看之時。宇氣母智神實已死矣。故其所殺之神身生物者。於顱上生粟。於眉上生蠶與桑木。於目生稗。於腹生稻種。於陰生麥及大豆小豆。頂化爲牛馬矣。故天熊之大人。悉取持而。奉獻之時。天照大御神喜之詔曰。是物者。宇都志枳青人草之。食而可活物也詔而。乃以粟稗麥豆。爲陸田種子。以稻爲水田種子。又定天邑君。即以其稻種。始而令殖天狹田及長田。則。其秋。垂穎八握莫莫然。甚快實矣。又於天香山。殖桑木而養蠶。其蠒含口而抽絲。養蠶紝織之業。自此時始有矣。

天熊之大人。此神名他書に所見たることなし。(或人、武三熊之大人と、一神ならむと言へれど、然には非じ、此は名の似たるに依ての説なるべし)かゝる時の御使などを勤むる。天上の卑き神なるにや。(第百九段、天稚日子の死たる處、また其次段、疾風神の事など由有げなり、)看之時。こは宇氣母智神の殺さえ給へるを。甚く惜みたまふ餘りに。須佐之男命の。殺し給へる由は白し給へど。もし生居たまふ事のあらむかと。猶ゆかしく

所思看ての御使なり、宇氣母智神實已死矣。とあるに心をつけて。此大御心を想像り奉るべし。○牛馬。馬は。扶桑略記。昌泰四年七月二日。左馬寮乾角坐。從五位下生馬神、被加一階。（日本紀略、名勝志にも）延喜元年七月一日。加左馬寮坐生馬神位一級。依御馬苦動甚也。（また諸社根元に延喜三年三月十五日從五位下坐右馬寮保馬神に、位階を加へ給へる由も見ゆ。）○顳は類聚名義抄に。ヒタヒと見ゆ。（和名抄には、加之良乃加波良と有れど、こは必額なり、額は和名比太比とあり）○眉和名抄に。說文云。眉（和名萬由）目上毛也とあり。○蠶和名抄に。說文蠶。虫吐絲者也。（俗爲蠶）繭蠶衣也（和名萬由）と見ゆ。（また和名賀比古、とも有れど、蠶は唯に、古と云ぞ本言なる加比古は養蠶の意なり）○桑和名抄に（和名久波）蠶所食也とあり。○稲種穀物五品の中に。此のみ種と云へるはいかにと云に。師の言れつる如く。此に生れるは。六品ながら其實なり。然るに餘の五品は。種と云ねど自づから實のことなるを。稲は伊禰とのみ云ては。穂に在時の名にして。實と

は聞えず。莖ながら生たる如く聞えて。紛らはしければなり。（此を以ても、古言のなほざりならざりしことを知べし）（粟。稗。麥。大豆。小豆。和名抄に。粟和名阿波。稗新撰字鏡に。比江と見え。麥和名牟岐。大豆和名萬米。小豆和名阿加安豆木。（師云、こはたゞ阿豆伎なるを、黃小豆、綠小豆など云漢名あるに就て、後に色を分云ふ名なり）○右十品の中に。八品はみな其所々に生れるを。牛馬の二品は。直にその頂の化れりと有こと。所由あるべし。（師云是等を、書紀の註どもに、如此身躰に生ると云は、假の言にして、實は其物々を宜き土地に殖なすことゝ說なせるは、みな例のなまさかしき、推量の私事にて、いたく古傳の意にそむけり、また生る物と、其處とを合せて然る由を云るも、眉に蠶の生るを云る外は、皆あたらず強言なり、凡て何ごとも強ていへば、如何さまにも云るゝ物ぞ、○是物者。宇都志枳青人草之食而可活物也。詔而。この大詔詞を熟思ひて。大御神の人草を愛く所思看す大御心のほどを。伺奉るべし此は上（第二十九段、御頸珠を賜ふ處）に云る如

く。やがて伊邪那岐大神の。青人草を愛みます御心を、大御心と爲給ふにて。言以てゆけば。二柱産靈大神の。此國を修固成せと。依給へる大詔命に。本づく事になむ有ける。御紀。宣化天皇元年五月の詔曰。食者天下之本也。黄金萬貫不レ可レ療レ飢。白玉千箱何能救レ冷。云々。安國之方。更無レ過レ此。とあり。これはた有難き勅語なりかし。(熟思ふべし、深考ふべし)○陸田種子は。波多都母能と訓べし。○水田種子は。多那都母能と訓べし。○右種々の穀の中に。稻を田つものと定給へることは。此種の腹に生れるを思ふに。主とある物なる所由なるべし。○天邑君。天上なる邑君にて此は田畠を作る長を云なるべし。○天狹田。長田。此は天上に在る大御神の御營田の名なり。狹は長と對ひて。字の意の言ならむと所思れど然らず。此は眞に通ふ佐にて。稱言なり。(なほ此餘にも、書紀に、大御神の御田に、天垣田、天安田、天平田、天邑幷田など云名見えたり)○莫々然師の斯那比斯牙理氏。と訓れたるに依て有べし。○甚快實矣は。本に甚快也とあるを。師の伊登余久美能理伎。

と訓れたるに依て文を成しつ。(さて此時より始て田殖の事は起れるなり、上の文に、始而令レ殖、とあるを思ふべし)○天香山は火之迦具土神の御體の成れる山なる故に。かく名に負ること。上(第十五段)に云り。さて此山に。桑木を殖て蠶を養たるは。深き由あることなるべし。(其を試に言はゞ此虫のいとも〱奇異き蟲なることは、今更云までもなく、そが中に穢を惡むことの、すぐれて奇かるに就て按に下の岩屋戸段に、種々の物を、みな香山より取れることは、穢を淸むる由なるべきこと、彼處に云るが如く、なれば、淸地に殖たる桑葉を以て、養立たまはむとの御量にぞ有りけらし)○其蠒含レ口而抽レ糸は。蠒和名萬由とあり。さて此を口に含みて糸を抽げるは。今も爲る事なりや問ぬべし。○衹織之業。自二此時一始有矣。この衹織の事を始たるは。上なる。天萬栲幡千幡比賣命なるべきこと。言までも非ず。其は下に次々言るを見て辨べし。(或人問、是時より田殖の事、また衹織る事の始まりと云こと、心得がたし、さるは此時始て、食物之道の始まりたらむには、此よ

り以前に、神たちは、何を食てか坐ませりとせむ、また上に、伊邪那岐命の御衣服の事、又大御神の御装束の事、なども見えたれば、是より早く、天地初發の時より、此事の無てはいかがなり、答こは一わたりは、誰も然は思ふことなれども、いまだ古意を得ざるものぞ、然るは、世の初發の神々は、何れも世に異なる神徳の坐ませば、食物は看たりや看さずや、いかに有けむ知べからず、また衣服のみならず、凡ての調度も、皆其御量に成具まして、闕ることなく其は何を以て、いかにして作り給ふと云こと、凡人の小智もて量り知べき際に非ず、其は上に、化二立八尋殿一とある處に云る事をも思ふべし、さて此に大御神の始給へる事どもは此より以後の、衣食の道の起原にて、そは須佐之男命の、宇氣母智神を殺し給へるより事起れるは、元より如レ此なるべき、幽き由の備れる事なるべく、それはた産靈神の神靈に因ることとなるは、云も更なり、然るを然定れる後世の凡心を以て世を初め給へる神の御上を、准へ思ふぞ、狹き漢意のうつれる、世人の習ひなりける、大御神の、右の種々を見行して此物等は顯見青人草の食て活くき物ぞと詔へる、大詔命の意を熟思ひて、この幽く妙なる理を辨ふべし）さて右の種々を取しめて。種と爲し給へる事を。古事記には。神皇産靈御祖命と傳へたれど。此はここに取れる書紀の傳の勝れること。下の件々に見えたる事實を察て辨ふべし。（但し書紀には、大御神とし、古事記には神皇産靈神と傳へたることは、少か由ありげなる事どもの、思ひ得つる事もあれど、容易くは言がたし）さて。上件。速須佐之男命の御所爲に依て。荒御魂の德用を察。この件の大御神の御量に依て。和御魂の德用を察奉るべし。其は上に云る如く、此二柱して、伊邪那岐、伊邪那美命の御功を續給ひて、其御功を果し給ふ所由のあればなり、然るを、それとあらはならず、かゆきかくゆき、移りもて行く事の因に、其事どもの成具ふぞ、神の御所爲には有ける。

於是速須佐之男命 亦名勝速日命 白二天照大御

神曰。我心淸明之故。我所生之子得男子。因此而言則。自我勝云而。於勝佐備。荒健而。春則毀其御營田之畔。溝埋。樋放。頻蒔。秋則穀物已成之時。亘以絡繩。馬伏。串刺矣。亦天照大御神之聞看新嘗之時。其新宮之御席之下。陰屎痲理散矣。天照大御神不知看而。徑坐其席之上矣。由是御體擧不平焉。故雖然爲。天照大御神者。以恩親之意。不咎給。不恨給。容之而詔曰。如屎者。醉而吐散登許曾。我那勢命如此爲歟。又毀田畔。溝埋者地矣惜登許曾。我那勢命如此爲歟。雖詔直給。仍其惡態不止而轉焉。

言則。麻袁佐婆と訓べし。今世人の語にも。如此る所に。如此言ことあり。○自は。師云。即と云に近し。上文にも自吾子也。乃汝子也と。同意の言をかく乃とも云り。共にもとよりと云むが如し。

(下文に、天原自闇また自照明などある自も、又おなじ)○於勝佐備。師曰。懸居大人說に。進むことを須佐備と云。またそを約めて佐備とも云り。(須佐を反て佐なり)今此神。宇氣比に勝給へる御心の進める勢に荒び給ふを。勝佐備と云て。進荒ぶる意なりとあり。(又云萬葉一に、感傷近江舊都哥に、樂浪の國都美神の浦佐備て、荒たる京見れば悲も、これも國御神の心すさびて、國の亂を起し、都を荒せりとよめるなり、今云此哥舊說どもは誤れり、なほ此佐備、須佐備てふ言、是より種々に轉し用ふることなど、委曲に彼萬葉考に書されたり、)さて須佐之男と申す御名も。此意なり。(故奮く進雄とかける書もあり)後世に。物の進み荒きを。須佐夫と云ること多し。○營田は。師云。都久陀と訓べし。下(第百五十六段)に。作高田則。可營作湾田など見ゆ。(孝德天皇紀に營田とあり)和名抄に。佃豆乃太とあり。○畔は。記に阿と書り。師云。和名抄には。畔田界也。和名久呂。(一云阿世)とあれども。古へは阿とのみ云り。(阿世は、もと畔背の意なり)躬恒集に。このめは

る時になるまで苗代の。あをだにいまだつくらざりけり。（毀は波那都と訓べし。（本書に、毀此云二波那豆一とあり）○溝埋。埋は（宇豆米とも訓べけれど、）古語拾遺に。美曾宇女とあるに依て。宇米と訓べし。師云和名抄に。釋名云。田間之水曰レ溝。和名三曾とあり。さて畔を離は。其田にたくはへたる水を涸し。また水の多かる時は。外より漫に入て溢さむ爲の態なり。（田界を混さむの爲なりと云には非ず、この種々の惡行どもを、春と秋とに分て云る中に、此は春の事とするも水のためなればなり、（溝を埋るは水を引するを。妨げむためなり。（樋放は。師説に。溝にまれ池にまれ搆へて常には板もて塞て。水を畜へ置て。其水を田に引用ふべき時に。かの板のせきをば放つ事なるに。水の用なき時にはなち泄して。田に水を溢れしめ。且用ある時のたくはへを。失はしむるなり。とあり。（頻蒔は。古語拾遺に。重播。（古語二志伎麻伎）とあるに依れり。門人竹内高庭云。頻は重なり。神代紀に。此を重播種子と書る意なり。稻種を一度播置たる上へ。又重ねて播ば。苗籠り生て。莖だち宜からず甚く妨となるなり。按ふに東寺所藏。應德二年五月。東寺領。伊勢國大國庄庄司。僧圓順が解狀。權禰宜延能が妨行を停止む事を申請ふ文に云々。他人耕作下レ種後。以二四月廿八日一。反二播殖期一。号二（号は別字の古躰なり）古作庄田一重押蒔年來庄田四町七反。籠作不レ致レ辨。恣振二行不善不安一云々。右件禰宜籠作庄田。每年官物致二未進一云々。耕作違期之刻。下レ種之上。重押二蒔種一致レ妨。爲二停止一言上如レ件云々。とあり。其頃なほ。重播種子の惡行したる者。ありしなり籠作とは重蒔して。苗の籠り生ひ。蒸れ枯などするを云へり。と聞ゆ。此事物に見えたるが希らしければ。書出たりと云へり。○亘二以絡繩一。こはいかに爲給へる事か。思得ざれど。猥りに繩など引亘して。妨げを爲給ふことなるべし。○馬伏は次に見ゆる服屋の棟を穿ちて。斑駒を墮入給へるなどを思ふに。稻のよく實生れる時に。馬など引入れ伏しめて害ひ給へるを云なるべし。○串刺。神代紀に。素戔烏尊之田。亦有二三處一。號曰二天樴田。天川依田。天口鋭田一。此皆磽地。雨則流之。

旱則焦之。とあり。檝も串も同じければ。かの天、檝田と云へるは。田の泥中に檝ありて。下立ち難かりけむ。其田の如くにせむとて。大御神の御田に杭串などを刺て。田人の足を害はせ。おり立せじと。妨げ給ひしなるべし。紀の一書には。挿籤とあり。扨今の世にも。恨ある人の田に。木竹の切くひを埋みて妨をなす事。まゝ有ることなりとぞ。○新嘗は。師説に。爾比那閉と訓べし。(雄略卷の婇が哥、また大后の御哥に見ゆ)那閉は。之饗の約りたるなり。(また阿と那と通はし云例多ければ、直に新饗にても有ぬべし)新稲を以て饗するを云名なり。とあり。(なほ那閉に、嘗字を書よし、また後世に、踐祚大嘗を、大嘗と云ひ、毎年のを、新嘗と分て云ふなどの事をも、委く辨へられたるを、そは清寧天皇卷に注さむ)さて此の新嘗は。始めて營給へる御田に成たる稲を。始めて聞食なる故に。信の新嘗には有けり。(爾比那閉てふ言の同じき故に、新嘗字を書つれど、一事にな思混らしそ、)○聞看。師説に。應神紀に。聞看豐明。皇極紀に。御新嘗。(今云、なほ例を多く引れたる、今は省きて擧つ)此言の意は。上に委く云るが如し。(今云此説は、第廿九段、所知看の處に注せり)此にては。食給ふことなり。また後世には。もはら神に祭る事とのみ思ふめれど、然に非ず。神にも奉り。人にも饗し。自も食わざなり、かゝれば。今大御神の聞食す。新嘗も此意を以て見べし。(此の新嘗をたゞ神に供奉たまふことにのみ說なすは、古への意にたがへり)とあり。此の文の趣にては。大御神のみ食賜へる狀に見ゆれども。次段に。神之御衣を織しめ賜ふことの見ゆると。合せて思ふに。神にも供奉たまへること炳焉し。(其神は次段に云べし)○新宮。此は新とあれば。新嘗聞看す料に。新に造たまふ宮なり。これ新饗を重みし齋ましてなり。(雄略天皇卷の釆女が哥、また大后の御哥に、爾比那閉夜とあるは、新嘗屋にて、此に由ある事なるべし)さて新嘗は。元は朝家のみならず。下々までなべて爲し事にて。其時は。いみじく齋愼める趣なるは。此の元の所由に因ることとなるべし。其は萬葉十四。下總國歌に。にほどりの葛飾早稲を爾倍すとも。そのかなしき

を刀に立めやも。(袖中抄に、爾倍すともとは、田舍に、始めて早稲を刈りて物して、里隣の者集て食をば、爾倍すと云ふなり、とあり、師云、哥意は、かの爾倍をする節は、愼て門をも閉て外人をかたく入ず、されどもかなしく思ふ男の來なば、門外に立せてはおきたらじ、内へ入てむと、志のせめて、深き由をよめるなり、家持家集と云物に、我宿の早田かりあげて爾倍すとも、君が使をただにはやらじとあるは、右の哥をなほしたるものなり)また同卷(東哥)に。たれぞこの屋の戸おそぶる爾布奈未に。我が夫をやりて齋ふこの戸を。(師云、爾布奈未、爾比那閉を、東詞にかく云るなり、上野國の新田をも、和名抄には、爾布太としるせり、さて哥の意は、かの爾閉をする所へ夫をやりて、妻の家に留居てよめるなり、人の許へ爾閉にゆきたるあとにても、家の戸をさして愼齋ふことゝ見ゆ、さる時に來て、戸を押て開むとするは、誰ぞ、と咎めたるなり)などあるを以て知べし。この意ばへの歌。餘國々に聞えざるは。たまたまに傳漏したるならむか。もしくは東國々

には。殊にこの所由の殘るべき由ありしにや。常陸風土記(筑波郡の處)に。古老傳を記して。神祖尊と云神。(こは誰神と云こと知べからず、或人は、伊邪那岐、伊邪那美命のうちならむと云へれど、然はあるまじくこそ、)諸神の處を巡行て。駿河國福慈岳(こは即富士山と聞えたり)に到て。日暮しかば。宿請けるに。福慈神。今日は新嘗すとて。家内忌する由を云て。宿らせざりし故に。筑波岳に登りて。宿請けるに。筑波神は。今夜新嘗すれども。敢尊旨を奉はらで有べきとて。飲食を設けて。敬祇めりし故事もあればなり。○陰屎麻理散奕は。比曾加爾久曾麻理知良斯伎。と訓べし。師云麻理は。大小便をすることなり。萬葉十八に。屎遠久麻禮。竹取物語に。燕の麻理置る舊屎などあり。(今世に、大小便を取器を、麻留と云も、此言ぞ、○今云、なほ第十二段考合すべし、)さて是所爲を。仲哀天皇卷。(大祓詞古語拾遺同)には。屎戸と云り。(今云此事は彼卷に委く注べし、さて爾閉すとて。萬を愼み齋たまふ處へ。如此穢はしき行し給ふは。荒備給ふことの甚しきな

り。〔〕如屎者は。師云。久曾那須波と訓べし。さて如此詔ふ意は。屎の如く見るは。屎には非ず。醉て吐散つる物ぞとなり。こは屎なることは知看ながら。屎にあらぬさまに。詔ひなせるなり。抑々醉て吐は。己こと得ず。處をも擇みあへぬことあり。又屎よりは。穢も淺き故に。かく詔直し給ふは、御恩愛の濃きぞかし。(或人問此の御詔に依れば、此時既に酒は有しか、篤胤答惠比と云言は、酒に限ることに非ず、世にも船にゑふ、駕にゑふ人にゑふなど云たぐひ惠比てふことを何にも云を思ふべし、故記傳に、酒に醉て云々と言れし、その酒てふ言を省きて、此に取れるなり)〔〕登許曾は。語辭なり。次なるも同じ。〔〕如此爲歟米は。良牟と同くて。推度辭なり。と言れしに依れり。米は許曾の結なり。〇地矣は。登許呂袁と訓べし。惜登は本に。阿多良斯登とあるを。師説に依て字をあてつ。(その師説は記傳首卷六十三葉の裏に見ゆ)さて此御言は。師云田になるべき地を費して。畔を毀ち。溝をも埋て。其地をも。皆田に爲むとの所爲にこそ有め。と云意なり。此も惡を善

に詔直し給ふこと。右に同じ。〔〕一一に。我那勢命と詔ふに。弟命を親愛み所思看す。御心の程見えて。甚も有がたくこそ。〔〕雖詔直給。大御神の。かく見直し詔直し給ふことは。上(第二十七段)に委く言る如く。神直毘。大直毘神の。和御魂に坐ますが故なりけり。其は祝詞に。神直毘命。大直毘命。見直志聞直志と云ひ。神直日大直日爾。見直志聞直志。などあると合せ考へて。此理を辨ふべし。〇轉焉。轉一字を。宇多氐阿理と訓む。(焉は語終におく例によりて、置るのみなり、)師言に。是は本より、有ことの愈進て。殊に甚しくなるを云言なり。萬葉十二に。何時なも戀ず有とは有ずとも。うたて比來戀の繁も。また二十に。秋といへば心ぞいたき宇多氐けに。花になぞへて見まくほりかも。なほ多かり開て見るべし、源氏葵卷に紫上の髪のことをうたて所せうもあるかな、いかにおひやらむとすらむ、と云ひ同卷に年ごろあはれと思ひ聞えつるは、かたはしにもあらざりけり、人の心こそ、うたてあるものはあれ云云、これらも、いよゝ甚しくなる意なり、)此等に

て心得べし。轉字を書は。轉り進む意を取なるべし。とあり。(なほ此言の種々にうつれるさまを委く記し置れつるを、其は安康天皇卷宇多氏物云王子の處武烈天皇卷、設二奇偉之戲一とある處などに注せり、合せ見るべし)此に依てなほ按に。宇多氐の宇多。宇都流の宇都。もと同言なるべし。(宇多々寐、宇都々寐、同言なるべくおぼゆるなど思ひ合すべし)扨此に轉と云おきて。此次に。其うたてある所行を云へり。○上件。速須佐之男命の荒ませることを。此に取總て言ば。禍津日神の御心になむ有ける。然るは此神。伊邪那岐大神の。いたく汚穢を惡み給ふ神靈に依て生坐し。須佐之男命の荒御魂として。屬副坐すが故に。須佐之男命の神性の。本より穢事を堪忍たまふこと得給はぬを。初め大御神の御命崇り。宇氣母智神の許に到たまへる程までは。御心のいと穩に坐ませるを。彼神の尻口より出たる物を以て。御饗進り給ひしかば。彼穢に堪たまはぬ御心の熾に起りて。我に然る穢物進るは。いかにぞとおもほてりまし。彼神を。忽に擊殺し給ひ。その御健心のなほ熾なるに。疾く天上に歸坐して。具に其事を白し給へる其御心を推量奉るに。然る汚穢き所爲なる神を殺つるは。實に然る事よと。大御神の詔ふべくも所思看けむを。却りて甚く御怒坐して。汝は惡神なりと咎たまひ。相見じと詔ひて。しましの程には有しかど。離りて住ませるなど。御心の外なる御事なるに。憤ろしくも所思看つらめど。姉命の御怒には。面勝たまふことも得爲たまはで。畏まり坐けむを。彼穢はしく忌はしく所思看す神の體に生れる種々の物を。大御神の御覽して。此は顯見青人草の。食て活べき物ぞと。甚く喜ばして。殖生し給ひ。蠶を養ひなど爲給ふを。いと益なく穢はしく所思看て。いよゝますます。御荒心の熾になりて。それ止てむと所思看すものから。大御神のものし給ふ御事なれば。謂なく妨げ給ふ事は得爲たまはで。御誓に勝ませる。勝ほこりの御態にことよせて。かくは荒び給へるなるべし。(其は始て男御子を得たまへる時、既に我勝と詔ひ、天照大神も、許諾たまへり、其は上第三十五段に、天照大御神方知二看須佐之男命之因無二惡心一矣と

あるを思ふべし、かく事の定たるに、此にまた如レ此吾勝ぬと云て、荒び給ふことは、事をよせ給ふならでいかに有む）其やがて。荒御魂の進なりけり。（世の學者たち、此謂をたづねむとはせず、徒に空理をのみ云て、此を思はざるはいかにぞや、さて書紀一書に、日神之田有二三處一焉、號二曰天安田、天平田、天邑幷田一、此皆良田、雖レ經二霖旱一無レ所二損傷一、其素戔嗚尊之田亦有二三處一、號二曰天樴田、天川依田、天口鋭田一、此皆磽地、雨則流之旱則焦之、故素戔嗚尊妬二害姉田一云々とあるは、いたく誤れる傳なり、上に云る如き謂のあれば、須佐之男命の御田を營り給ふべくも非ず、まして妬二害姉田一などあるは、あなかしこ、更に此命の神性の、かゝる本因を失たる、謬傳にぞ有ける師說もいまだ、委く思ひ得られざる趣なり）故前後の御荒の狀を見るに。總て宇氣比智神の神靈によりて。成れる事どもをのみ妨たまひ。少かも餘の事をば。害ひ給はざるをや。よく事實に心を著て考べし。

天照大御神御二坐忌服屋一而。織二給神之御衣一之時。速須佐之男命。穿二其服屋之棟一而以二天斑馬一。生剝之逆剝剝而所二墮入一矣。於是天照大御神、見驚動而、以レ梭傷レ身發慍而乃入二天石窟一閉二石戸一而刺幽居矣。一傳云。稚日女命。坐二齋服殿一而。織二給神之御服一之時。須佐之男命見レ之。逆二剝斑駒一而。投二入殿內一矣。稚日女命。驚而墮レ機。以二所持梭一。傷レ體而神退矣。故天照大御神。謂二須佐之男命一曰。汝猶有二黑心一。不レ欲二相見一詔之。乃入二天石窟一而。閉二著磐戸一矣。爾天原皆暗。天下悉闇。因レ此而常夜往。故庶事燎レ火而辨矣。於是惡神之喧響。如二狹蠅一皆涌。萬物之妖悉發矣

忌服屋は。師云。伊美波多夜と訓べし。（忌を伊牟と訓は非なり、凡て忌某と云たぐひ、みな伊美と假字を付べし、さて口に、伊牟と聞ゆる如く誦む

は、おのづからの音便なり」書紀には。齋服殿。織殿などあり。忌と云は。神御衣を織る屋なる故に。萬を齋愼むゆゑなり。齋斧。齋鉏。齋柱など云も同じ。(さて此までの文は、古事記・また書紀によりて記せり」○神之御衣は。(本書には之字無し、故師は、加牟美曾と訓れつれど、さては神字會辭となりて、此にかなはず、故今は、書紀に依りて、之字を加へつ」神能美曾と訓べし。(但し美曾志と訓むも惡からず」神に獻り給ふ御衣なり。其神は。豊宇氣毘賣神なること決し。(師云、此大御神の祭り給ふ神を、天神ぞと云說は宜し、然るを其天神を、天日のことゝいひ、また自、心神を齋ひたまふなど云說は、例の論に足ずと言れつれど、その宜しと云れたる、天神ぞと云說も宜しからず」其由を言はゞ。此神。速須佐之男命に殺さえ給へるを。其御體に生れる物等を。大御神の取しめて。種子と爲給へるを思ふに。其神德に依て作れる物を。殖給ふなれば。其御靈を祭りたまふべき謂しるく。なほ言はゞ。皇美麻命御天降の時に。豊宇氣神を副給ふと有を思ふべし。既く殺さえ給へる神を。副給ふと云るは。其御魂の謂にあらずして何ぞ。然れば上に聞看新嘗とあるは。新稻の初穗を。此神に饗奉りたまひて。御自も聞看し。此の神御衣は。初めて蠶養して。抽たる御絲を以て。御衣を織しめ。まづ此神に獻り給はむとの事なり。斯在ば。天照大御神の。豊宇氣神を祭給へるは。神祭の權輿になむ有ける。(うべしこそ、後世まで、荷前祭、神衣祭の、もろもろの御祭の中に、もとも重き御祭には有けれ」さて書紀(本文)に。天照大神。方織神衣居齋服殿。(かく有るを、師の、書紀の趣も、御手自織たまふには非ず、然云說は誤りなり、と云れしは、何に見混へられけむ」とあり。此には織らしめ給ふとありて。彼れと此れと事違へるに似たれど。八千々比賣命に織しめ給ひつゝも。御親も織り給へるを。書紀には。大御神の織給へる事のみを傳へ。此傳は織しめ給へる事のみ傳へたる也。(大御神の御實に、機具のあるを見て、大御神も、機織る事を爲たまへる事を曉るべし」さてかく御自も。其服屋に坐て。大御手をさへに。副給ひ。御梓命を。

其事を掌る司と爲給ふなど。凡て神事を重くし給ふ故にて。此も熟に考ふれば。後の人草を愛み所思看す大御心より。豐宇氣神の神靈の彌益に。靈幸ひ坐む事を禱ましての御事になむありける。（そは上に、彼種ども御覽して、此物等は、青人草の食て活べき物ぞ、と喜び坐るを以て、察ひ奉るべし穴たふと。）〇穿屋棟は。本書に棟は項とあれど、今は正字を書つ。）師曰。和名抄に。棟謂之桴。和名無禰。字鏡に。檼極上横日者也。棟也。牟禰とあり。（檼は增韻に、屋脊也、と注せり。）按に。忌服屋は。四方四角を。堅く戸ざし固めたる屋なりと見ゆ。されば。棟を穿ちたるなるべし。）〇天斑馬。師云。和名抄に。駁馬俗云。布知無萬。說文云。駁不純色馬也。（布知を、俗云とあれども、俗稱にはあらず。）と云り。後の世には。夫知と濁りて云へ共。凡て首めを濁る言は。古は無れば。布を淸むべし。（今の世にも、淸て云處も有と也。）さて。馬は宇麻。古麻は。（萬葉十四に、古宇馬ともよめり。）駒にて。馬子なり。と和名抄にも云れど。古へは馬を古麻と多く云り。今も然

訓べし。（書紀には、即斑駒と書れたり。）〇生剝之逆剝々而は。伊邪波岐能佐加波岐爾波岐氐。と訓べし。（此は古事記には、逆剝剝と見え、書紀には生剝とあるを、今私にかく文を重ねて書ることは、仲哀天皇卷に、生剝逆剝と重ね云る例に依れり、其古言の躰なればなり。）生ながら逆に。尾の方より皮を剝なり。逆剝々と重て云は。皮を剝盡せる狀を。强く云る古文なり。（此例の言、古書に多くありて、下の神祝祝の處に注べし。）さて馬は。宇氣母智神の頂に生れる物なるを。惡ましてなり。（上件種々の惡事の目、垂仁天皇卷に出れば、そこにも注べし。）〇見驚動而は。荒き所行を見て。驚き給へるなり。〇天石窟は。師云。必しも實の岩窟には非じ。石とは。たゞ堅固を云るにて。天之石位。天之石靫。天之磐船などの類にて。たゞ尋常の殿を。かく云るなるべし。（書紀に、岩窟とある文字に、拘はるべからず。）御孫命の天降り坐す處にも。引開天磐戸。とあるも。尋常の殿戸をかく云り。（豐石窓、櫛石窓も、石はたゞ堅きことにて、たゞの眞門なり、大祓詞に、天津神波、

天磐門乎押披氏、云々と云るを思ふべし、天津神いつも、岩屋におはすべきに非ずまた倭姫命世記に、天磐戸乃鑰預賜利氏、とあるも神宮戸を云り、或說に、石屋などの石は祝と云ふことなりと云は非なり〕さて萬葉十二に。屋戸閉勿勤。こは屋之戸を屋戸と云へる例なり。(また三に、石室戸ともあり〕とあり。篤胤按ふに。此はなほ眞の石屋なり。然るは。前には常の屋なりし故に。棟を穿たれしたり。かれ今度は。岩屋に籠り給へるなるべし。○閉師云。多氏々と訓べし。萬葉三に豐國乃鏡山之石戸立。隱爾計良思。この立も闔を云り。(今の世にも、云言なり〕さて闔を立と云ふ所思は。縣居大人說に。上代には。戸を。常は傍に取退置て。闔むとては。其を持來て。立塞ゆゑなり。と云れき。(後の世の遣戸は此を便よくしなしたる物なるべし、排戸は、上代よりあり、○今俗に、戸障子の類を建具といへり〕○刺幽居矣。師說に。刺は。闔たる戸に。物を刺て固むるを云。萬葉十二に。門立而戸毛閉而有乎。また門立而戸者雖闔。これにて。多都留と。佐須との差あるこ

とを知べし。萬葉廿に。久留爾久枳作之加多米等之。(久留は戸の樞なり、久枳は釘なり、加多米等之は固めてしなり。〕和名抄に。扃度佐之とある。此も。戸を刺固むる物なる故の名なりとあり幽居は。本書に。許想理とあるを。書紀に依て字をあてつ。さて此石屋戸に隱坐るを。崩坐を。此云るなりと云は。師の言れたる如く。例の漢意の推度にて。太じき邪說なり。(師云、もし日神崩りましなば、此世は滅ぶべし、あなかしこ、あなかしこ〕〕常夜往は。師云。登許用由久。と訓べし。(等許也未と云ことも、萬葉十五などにあれどこゝは然訓まむは非なり〕常夜とは。常に夜のみにて。晝なきを云り。往とは。凡て年月日時の經往を云ふ。こゝは晝の無くて。たゞ夜のみにて。時を經行なり。萬葉四に。相夜不相夜二走良武。(相夜行と、不相夜行と二なり〕また。空蟬乃代也毛二行。(人世に死て、また二度は經行ぬ世と云なり〕〕九に。常之倍爾夏冬往哉。(これ正しく此と同し、○今云、なほ引れしを、今は省きて擧つ〕後撰集に。やよひに閏月ある年云々。貫之。あま

其事を掌る司と爲給ふなど。凡て神事を重くし給ふ故にて。此も熟に考ふれば。後の人草を愛み所思看す大御心より。豐宇氣神の神靈の彌益に。靈幸ひ坐む事を禱ましての御事になむありける。（そは上に、彼種ども御覽して、此物等は、青人草の食て活べき物ぞ、と喜び坐るを以て、察ひ奉るべし穴たふと。）○穿屋棟は。本書に棟は項とあれど、今は正字を書つ、）師曰。和名抄に。棟謂之桴。和名無禰。字鏡に。欂櫨上横木者也。棟也。牟禰とあり。（欂は增韻に、屋脊也、と注せり）按に。忌服屋は。四方四角を。堅く戶ざし固めたる屋なりと見ゆ。されば。棟を穿ちたるなるべし。）○天斑馬。師云。和名抄に。駁馬俗云。布知無萬。說文云。駁不純色馬也。（布知を、俗云とあれども、俗稱にはあらず。）と云り。後の世には。夫知と濁りて云へ共。凡て首めを濁る言は。古へは無れば。布を淸むべし。（今の世にも、淸て云處も有と也。）さて。馬は宇麻。古麻は。（萬葉十四に、古宇馬ともよめり。）駒にて。馬子なり。と和名抄にも云れど。古へは馬を古麻と多く云り。今も然

訓べし。（書紀には、卽斑駒と書れたり、）○生剝之逆剝々而は。伊邪波岐能佐加波岐爾波岐氐。と訓べし。（此は古事記には、逆剝剝と見え、書紀には生剝とあるを、今私にかく文を重ねて書ることは、仲哀天皇卷に、生剝逆剝と重ね云る例に依れり、其古言の躰なればなり。）生ながら逆に。尾の方より皮を剝なり。逆剝々と重て云は。皮を剝盡せる狀を。强く云る古文なり。（此例の言、古書に多くありて、下の神祝祝の處に注べし、）さて馬は。宇氣母智神の頂に生れる物なるを。惡ましてなり。（上件種々の惡事の目、垂仁天皇卷に出れば、そこにも注べし、）○見驚動而は。荒き所行を見て。驚き給へるなり。○天石窟は。師云。必しも實の岩窟には非じ。石とは。たゞ堅固を云るにて。天之石位。天之石靫。天之磐船などの類にて。たゞ尋常の殿を。かく云るなるべし。（書紀に、岩窟とある文字に、拘はるべからず、）御孫命の天降り坐す處にも。引開天磐戶。とあるも。尋常の殿戶をかく云り。（豐石窓、櫛石窓も、石はたゞ堅きことにて、たゞの眞門なり、大祓詞に、天津神波、

天磐門乎押披氏、云々と云るを思ふべし、天津神いつも、岩屋におはすべきに非ずまた倭姫命世記に、天磐戸乃鑰預賜利氏、とあるも神宮戸を云り、或説に、石屋などの石は祝と云ふことなりと云は非なり〕さて萬葉十二に。屋戸閉勿勤。こは屋之戸を屋戸と云へる例なり。(また三に、石室戸ともあり〕とあり。篤胤按ふに。此はなほ眞の石屋なり。然るは。前には常の屋なりし故に。棟を穿たれしたり。かれ今度は。岩屋に籠り給へるなるべし。〇閉師云。多氏々と訓べし。萬葉三に豊國乃鏡山之石戸立。隱爾計良思。この立も閫を云り。(今の世にも、云言なり〕さて閫を立と云ふ所思は。縣居大人說に。上代には。戸を。常は傍に取退置て。閫むとては。其を持來て。立塞ゆゑなり。と云れき。(後の世の遣戸は此を便よくしなしたる物なるべし、排戸は、上代よりあり、〇今俗に、戸障子の類を建具といへり〕〇刺幽居矣。師說に。刺は。閫たる戸に。物を刺て固むるを云。萬葉十二に。門立而戸毛閉而有乎。また門立而戸者雖閫。これにて。多都留と。佐須との差あることを知べし。萬葉廿に。久留爾久枳作之加多米等之。(久留は戸の樞なり、久枳は釘なり、加多米等之は固めてしなり。〕和名抄に。扃度佐之とある。此も。戸を刺固むる物なる故の名なりとあり幽居は。本書に。許母理とあるを。書紀に依て字をあてつ。さて此石屋戸に隱坐るを。崩坐を。此云るなりと云は。師の言れたる如く。例の漢意の推度にて。太じき邪說なり。(師云、もし日神崩りましなば、此世は滅ぶべし、あなかしこ、あなかしこ〕〇常夜往は。師云。登許用由久。と訓べし。(等許也未と云ことも、萬葉十五などにあれどこゝは然訓まむは非なり〕常夜とは。常に夜のみにて。晝なきを云り。往とは。凡て年月日時の經往を云ふ。こゝは晝の無くて。たゞ夜のみにて。時を經行なり。萬葉四に。相夜不相夜二走良武。(相夜行と、不相夜行と二なり〕また。空蟬乃代也毛二行。(人世に死て、また二度は經行ぬ世と云なり〕九に。常之倍爾夏冬往哉。(これ正しく此と同し、〇今云、なほ引れしを、今は省きて擧つ〕後撰集に。やよひに閏月ある年云々。貫之。あま

りさへ有て行くべき年だにも云々。是れ等の行に て心得べし。(仲哀卷に、晝如夜暗而、經多日、時人曰常夜行之矣、と云こともも見ゆ、)さて書紀には。此を。故六合之内常闇而。不知晝夜之相代と も。於是天下恒闇。無復晝夜之殊ともあり。)(或人此事を疑ひて、天日は二つなきを、此時吾邦のみ常闇にて、他國はさも非ざりしは如何と云り、此は殊に愚なる疑ひなり、他國に此のこと無りしは、何を以て知れるにか、漢籍に所見ことなきを以て云にや、抑此時は、彼の國の何の代にあたれりと思ふにか、はるかに上代のことなれば、有無知べきに非ず、されど日の神の隱り坐るなれば、萬國共に常闇なりしこと疑なし、)○故衆事燎火而辨矣。此一句、古語拾遺を取て記せり。(記紀共に、此事の見えざるは、たま〳〵に、傳への漏たるなり、)此は決めて然有べき傳なり。(さて火字木に燭とあるを、今改め替たるなり、)○惡神は。阿羅夫神と訓べし。其は下。(第百六段、)に。荒振國神とあると。全同じければなり。(此事委く彼段に注べし、)○喧響は。書紀に。此云沃等娜比と有り。(本書に、音の字を書るを、今は書紀に依て改つ、)師云此言。中古の物語などにも多く見えて。沃登那布とも云り。○狹蠅。師云。書紀に。五月蠅と書る字の如く。五月ごろの蠅なり。然るを。佐都伎といはで。佐とのみ云は。田植る農業を。凡て佐と云。その苗を佐苗。(早苗としては、早の意叶はず、)植る女を佐少女。植始むるを佐開。植終るを佐登。など云が如し。さてまた其業する月を。佐月と云ひ。(佐は田と云ことなり、夜都米佐須、夜久毛多都、アザナ、アダナ、サネ、タネ、皆同じ、佐月をさなへ月と心得るは、本末違へり、)其頃の雨を。佐亂と云なり。(亂れとは、久しく雨ふるを云、源氏物語に、風雨を、空の亂れと云り、また和名抄に、麥李、麥秀時熟、故以名之、漢語抄云、佐毛々とある、此の佐も同じ、謂ゆるスモヽ也、)かゝれば狹蠅も。田植る頃の蠅と云意の稱なり。其頃殊に。此虫は多かる故に。名に負るなり。○如字。師云。那須と訓べし。碁登久の古言にて。言本は。似すなるべし。(那と爾とは、通音なるうへに、那須を能須とも云る例

あり、また似を漢籍にてノレリと訓むなどを合せて思へば似すを、那須と云つべきものぞ)此辭輕太子の御歌に。加賀美那須。阿賀母布都麻。と見え。萬葉三に。五月蠅成。驟騷舍人。五に。五月蠅奈周佐和久兒等など。猶多かる辭なり。○涌は。(本に滿とあるを、師の考に依て改めつ)和伎と訓べし。靜まり居たりし物の起り立て騷ぐを云なり。(師はたゞ騷ぐ狀をのみ云には非で、涌き出て騷ぐを云なるべし、と言れつれど、いかに有む、さて佐和具てふ言は、もと和久にて、佐をそへたる言か、但し其佐は、狹蠅の佐とは異なるべし、)○萬物之妖。妖は神武天皇卷に。妖氣ともあり。さて皇美麻命。御天降の事議の處々に。螢成光神。石根木立。青水沫亦言語など。なほ種々の妖氣どもの多かる。それに準て。此に萬物之妖。悉發る。とあるを想像べし。(師云、某皆云々、其悉云云と、二つ事を並言に、皆と悉とを對云こと、上に山川悉動、國土皆震、また高天原皆闇、葦原中國悉暗、など有、)さて此妖氣どもは國土に起れるにて、天上にもかゝる事の有しには非ず。其は彼御天降の處に見えたる。妖神の喧響は。國土に限れる事にて。天上には然る事なく。はた彼妖氣は、何時より起りしと云こと。彼段にては知られざるを。熟思へば。此時起れる妖氣のなごりの。彼時まで靜まらざりしならむ。と考へ得らるればなり。(事の狀を深く考へて、此由を辨べし、)さて此時起りし妖氣は。何なる神の所爲なりけむ。知べからぬを。(師は須佐之男命、荒び坐るに依て、禍津日神の起し給へる如く言れつれど、其は甚く違へることなり、さるは須佐之男命、禍津日神は上に云る謂に依て、荒び給ひしかど、第五十九段に云如く、解除の事によりて、御心は直り給へるものを、もし此妖氣の、此二柱の御心より起れる事ならむには、此神等の御心の直ると共に、止べき謂れなるに、皇美麻命の天降坐す時まで、靜まらで有しは、此神たちの御心に依りて、起れる妖氣ならざりしこと明らけし、すべて師の、須佐之男命、禍津日神の事を言れし說どもには、甚く違へる事ぞ多かる、)なほ深く考ふるに。伊邪那岐命の。豫母都國より還り坐て。御禊し給ふ時に。投棄給ひし

彼の國の汚穢にふれたる。御服物に成れる。水陸の神等の所爲にて。(其は第二十三段、彼神たちの成れる處に言る事どもを、合せ考ふべし)此神等の喧響立て。萬物の妖氣を起したるなりけり。其は神代紀。皇美麻命の天降坐むとする處に。彼地多有螢火光神。及蠅聲邪神。復有草木咸能言語といひ。また磐根木株艸葉猶能言語。夜者若熛火而喧響之。晝者如五月蠅而沸騰之。などあるを熟く思ふべし。言語まじき磐根木艸などの荒び起しは。螢成邪神の音なひ立て。喧がせたる状に聞ゆるをや。(然らずは、磐根木艸の言語べき由あらめや)なほ言はゞ。此邪神等を攘平しは。武甕槌之男神に坐すを。その語止たまふと。巡行たまふ時に。岐神を嚮導と爲給へるを思ふべし。此神は。豫母都國より起來る妖鬼を。追放たまふ功の坐ゆゑ。(此事第二十二段に委く注り)嚮導と爲て。豫母都國の穢れより成れる妖神を。攘はむとの事なるをや。(なほ此事は、下百廿三段に、委く注ふを見るべし)かゝれば。此時起れる妖氣は。須佐之男命の荒びに依りて。天照大御神の隱坐し。

大御神の隱坐せるにところ得て。彼邪神等の起り立ち。音なひ立たる妖氣にて。もとは須佐之男命の御荒びより事起りつれど。此神の御心にも。禍津日神の御心にも非ずなむ。(世の古學する徒の然る本の謂は尋ねずて、一向に、惡き事とし言へば、須佐之男命よ、禍津日神よ、と云が慨たさにかく委く辨へ言ふになむ)。或人問ふ。前に天津日の御國は。その萌騰れる初めより。清明く。透たる質にて。其上に。火の寄つきてある故に。いよゝ明く。さて天照大御神の所知看てより。其大御光りの照徹りて。彌々益々明きよし云へる。此は古傳の趣の。然有げに聞ゆるを。(此説第廿九段に注りき)此時大御神の隱り坐るに依りて。高天原も。葦原中國も。常夜往まで暗かりしはいかに。答ふ。此時の事は。八十禍津日神の。甚く荒び坐て。高天原の君と坐ます。天照大御神すら。堪たまはずて。幽居しかば。餘もろ〳〵の神等も。御功徳の止み給ひけむ事推て知るべし。然るはまづ。天の萌騰れる初めより。澄明かる質なるは。これ。產靈大神の。造り成給へるなれば。其の御

靈に因りて明かるを。其れに火の寄りつきて輝るは。火産靈神の神靈に因ることなり。然るに其神たちの。各々その神徳の止み給ひぬれば。悉に暗かりしこと。然有るべき謂なり。(此時火神御功は、たゞ燭庭火などばかりの御功ぞのこりける。)是に就ても。天照大御神の。御徳の大きなる事。想像り奉るべし。次の文に。八百萬之神。甚憂と云ひ。高皇産靈神さへに。大御神を出し奉らむと。千ぢに御心を盡し給へるをや。(伊邪那岐大神の、不レ有レ如ニ此靈異之御子一と詔へるをよく思ふべし。)また此時の趣を察て。速須佐之男命。また其荒御靈。八十枉津日神の御稜威の。畏く坐ます事をも。想ひ像り奉るべし。然ばかり靈異坐ます大御神すら。しばしは堪給はずて。天石屋に幽居ませるをや。然は有れど。伊邪那岐大御神の。その禍を直さむ料に。生置たまへる。神直毘。大直毘神の。やがて天照大御神の。和御魂に坐まして。終には其禍を直し給へること。次々言るが如くなるは。最も妙なる謂れならずや。(あな尊、よく思ふべし、ふかく思ふべし。)

故是以八百萬神愁迷而。於ニ天安河原一神集集而。計ニ可レ禱奉一方。高皇産靈神之命以而。於ニ八意思兼神一令レ思矣。此神有ニ思慮之智一。深慮而白曰。圖ニ造彼神之象一。爲ニ云云之謀一而。宜レ奉ニ招禱一白矣。故是天思兼神亦云ニ天八意命一之兒。天表春命者。信濃國阿智祝之祖也。次子天下春命者。秩父國造之祖也。

八百萬神。師云。八百萬は。數の多き至極を云へり。萬葉に。八百萬千萬神とも言り。(然るを書紀に、八十萬神とあるはいかにぞや、八十神と云ひ、八十木種など云ふ八十とは異なり。)○神集々而。(此言の例は、下第百六段に出つ、そこに師説を委く注すべし。)此は誰神の命ともなく。たゞ己自集へるなり。故師の都度比と訓れしに依れり。(都度閉は、ツドハセの、ハセを切めて、へと云にて他の集はせたるを云ひ、都度比は、自集ふなれば

自他の違ひあり〕天照大御神の刺幽居して。太じき禍事の發れるなれば。八百萬之神たち憂まして。誰も集へねど。神議々坐むと。集ひ給ふ事。然有べき事になむ。（此は師も言はれし如く、古事記、書紀の傳どもゝ、皆己自に集ひたる趣なる中に、たゞ書紀一書に、會八十萬神於天高市而問之、とあるは、他神の命にて、集はせたる書ざまなれば彼は都度閉と訓べし、然れ共、彼處にも何神の命といふ事は見えず、古語拾遺に、高皇產靈尊、會八十萬神と云るは、中々に疑はし、こは皇美麻命の、御天降の事議に給ふ處の例に依て、推當に書るなるべし〕さて天之安河原は。上に出て。そこにも云へる如く。深き由ある川原なるを以て。此處に集ひ坐せる也。（下にも、此川原の事多く見えたり、皆やごとなき事議の時に、集ひませり〕然るを書紀の一書に。會於天高市。（皇美麻命御天降の處にも、然言る一書あり〕とあるは。處違へるに似たれど。市とは。人の多く集ふ所を云ふ言なれば。この川原は。神等の集ひ給ふ處なるに依りて。市とは云へるにて。（第百廿八段に、事代主神の、國津神たちを集へませる、倭の地をも、天高市と云る事あるをも、思ひ合すべし〕實は處の異なる傳へには非ずなむ〇計可禱奉方禱は禰岐と訓べし。（能牟と訓むも惡からず〕禰具とは。一向に畏りて。罪を赦し給へと。請願申すことなり。扨かく議給へるは。須佐之男命の荒びに依て。天石屋戸を刺て。堅く幽居るを。彼神の御爲に。請願白し。出し奉らむとする。八百萬之神の神議なり。〇高皇產靈神之命以而。命以而は。御言にてと云むが如し。（但しこの三字本書に無きを、今加へたるなり〕抑此時の神集ひは。上に云る如く。己自に集へることは。論ひ無きものから。其集ひ坐るうへにて。其上首たる神は。高皇產靈神に坐ますこと。言までも有らず。故本書の趣をよく見るに。此神の。某々に令給へる狀なりかし。其は此に令思と云ひ。また下に。召天兒屋根命。布刀玉命而。令占合。などあるを思ふべし。此時この二柱神も。集ひ坐けむことは著明を。殊更に召て令給へる。其神は。誰神ならむ。高皇產靈神に坐さらめや。（然るを師の其事を言おかれざるは、偶々思ひ脫されたるな

り〕故此意を得て。命以而の三字を加へ。文を成せるなり。○八意思兼神。（記紀ともに、八意てふ言は無きを、たま〱天神本紀に見得て、かくは擧つるなり〕名の義は。下文に。此神有思慮之智深慮而と有る如くにて。師説に。思ひは。萬葉三に。歌思辭思爲師。と云へる思ひにて。思慮なり。兼は。（今云、古事記に、金と作るは借字なり〕數人の思ひ慮る智りを。一の心に兼持る意なり。とあり。偕八意と云も。思慮の智の。卓越たる由の稱號にて。彌意なり。神名式に。越中國新川郡に。八心大市比古神社あり（八心は、大にかけたる枕詞ならむ〕これ八心の例なり。（なほ八意てふ言義は、第六十段、兒屋根命の名の處に、注すを見るべし〕さて此神を。古事記。また書紀の一書に。高皇産靈神の子とあるは。共に混たる傳へにて。實は天兒屋根命と同し神なり。（其由第六十段の徵、傳、また第百三十三段の徵に、委く辨ふるを合せ考ふべし〕○令思矣。産靈大神と申せども。御自思ひ得たまはぬ事は。かく下なる神にも令思て。事を定め給へり。皇美麻命。御

天降の事議りし給ふ時などは。天照大御神も並坐ていつも此神に令思たまへり。君とあらむ人などは。此をよく思ふべき事ならむかも。○圖造彼神之象彼神とは。天照大御神を申せり。さて圖造象とは。大御神の大御形容のことには非ず。その大御身の御光りに圖るべき。象物を。摸造らむと云るにて。即ち鏡のことなり。其は下（第五十六段）に。天宇受賣命の言に。勝汝命而貴神坐と云て。兒屋命。太玉命の。御鏡を指出示奉れるを思ふべし。（古語拾遺に、同事を、太玉命啓曰、吾之所捧寶鏡明麗、恰如汝命とあるも、趣は異なれど、御光を圖し造れる事の由は、よく聞えたり〕○爲云々之謀而。（本には、圖造彼神之象而、奉招禱也、とのみ有れど、さてはたゞ、鏡を造ることのみ、此神の謀にて、餘事は、此神の思慮には非じと聞ゆる故に、今補たる文なり〕云云とは。下に設備たる事どもを總たる言にて。其の事どもは。悉く思兼神の、思ひ慮りより出たるなり。（故古語拾遺には、思兼神議曰、宜令太玉命云々、相與哥舞、と記して、この云々と切めた

るに、下なる謀事をみな記し、書紀本文に、思兼神深謀遠慮、遂聚常世之長鳴鳥云々、竟逐降焉、と記して、此云々と切たるに、下なる謀事をみな記し、古事記にも思金神令思而云々と記して、此云々に、謀事をみな記せし故に、師も、令思而より下、天宇受賣命云々までの事、皆此神の思謀しなりと云れき、今はそれに依りて文を成せり)さて謀は多波加理と訓べし。(また、多波加理基登と訓むも悪からず、延喜六年、日本紀竟宴、阿保經覽歌に、於幣飛加禰、多波加利許度乎、勢佐利勢波、安萬能伊波度波、飛羅氣佐良萬事、とあり、)此は畏みて。刺隱りませること故に。徒に禱奉りたるばかりにては。出給ふまじき事を。思察まして。謀り出し奉らむと。深く思慮らしゝなるべし。(これぞ此神つ八意なりける、)奉招禱は。遠岐能美奉むと訓べし。遠岐は。即招字の意にて。石屋に隱り坐る大御神を。招き出し奉る由なり。(此言委くは、第百三十三段、遠岐之八咫鏡、云々とある處に、師説を注すを見るべし、)さて禱字は。大御神の出給はむことを。禱白す事故に

此字を書るなるべし。○天表春命。名の義いまだ思ひ得ず。○信濃の國の事は。下。(第百十八段、)に注べし。○阿智祝。舊事紀。(神代系紀條、)に。天思兼命。(天降信濃國、阿智祝部等祖、)と見え。また。(天神本紀條、)に。天表春命。(八意思兼神兒、)信乃阿智祝部等祖。と有るを取て記せり。神名式に。信濃國伊那郡阿智神社。とある是なり。(谷川氏云、此社は、その原と云處の東北、晝神邑と云に坐す、阿智川と云あり、式に、阿智驛子兎課役、と見ゆと云り、此國の地名考に、一云考元天皇五年、天八意命兒、將手力雄命、天降信濃國吾道宮、鎮座手力雄命、戸隱山遷座云々、と云り此は風土記の傳めきたり、彼の國の古社に、傳たる書を取て、書るにぞ有べき、)天下春命。此名の義も未だ思ひ得ず。(兄弟上と下とを對へて、名に負るなり、)神名式に讃岐國寒川郡。志太張神社あり。(此社は、鴨部郷、東山村に有る小社なりと、當國の式社考に見ゆ、)これ志太波流の例なり此社由あるか。○秩父國造。こは和名抄に。武藏國秩父郡とある是なり。名の義は。或人の説に。

銀杏の多かる處なる故に銀杏生か。麻生蓬生などの例ならむと云り。(なほ冠辭考、ちゝのみの處、見合すべし、)舊事紀。(天神本紀條、)に。天下春命。(八意思兼神兒、)武藏國秩父國造等祖。と見え。國造本紀に知々夫國造。瑞籬朝御世。八意思金命十世孫。知々夫彦命定二賜國造一。拜二祠大神一とあり。此は思ふに。崇神天皇の御世に。始めて京より遣して。國造に定め賜へるには非で。いと古へより此地に此御裔の住たりけむを。知々夫彦命の時に。始めて國造に任給へりとの事なるべし。然云よしは。拜二祠大神一とある。此大神は。知々夫彦命の祖神にて。決めて思兼神を祭れるならむ。と思はるればなり。其は神名式に。武藏國秩父郡秩父神社。この社は。貞觀四年七月。授二武藏國正五位下勳七等。秩父神正五位上一。同十三年十一月。授二從四位下一。元慶二年十二月。授二正四位下一。など國史に見ゆ。(今は、大宮妙見宮と稱す、と帳考に云り、また或説に、三峰社は、秩父神社なり倭建命を祭ると云へども、其社はなくて、石七つあり、七石大明神と云、これ奥社なり、甲斐、信濃、武藏、三國の界にて、白鳥郷大瀧村といふところなり、といへり、)此の社なるべし。(なほ思兼神の事は、第六十段に委く云ふべし、)

於是從二思兼神之議一而。取二天安河之河上之天堅石一取二天金山亦名香山。天之鐵一而。求二鍛人天津麻羅一而。科二伊斯許理度賣命一而。令レ作二日像之鏡一。全二剝眞名鹿之皮一剝而。作二天羽鞴一用レ此奉レ造矣。初度所之二面者。少而不レ合二諸神之意一。此者坐二木國一日前國懸大神也。次度所造之八咫鏡者云二亦眞經津鏡一。其狀美麗矣。是者伊勢大御神也

河上は。(師は、齊明天皇紀に、川上此云二箇播羅一、とあるに依て訓み、かはかみには非ず、と言れつれど、)加波加美と訓べし。其は。河上の石を用ふべき。濃き所由ありて取れるならむ。(もし師の言の如く、加波良と訓べくは、いづこもく、安

河原と書れば、此のみ河上と書べくも非ず）〇堅石師説に。雄略紀の人名に。堅磐とあるを。此云柯陀之波（また和名抄、筑前國穗波郡の郷名に、堅磐は加多之方）とあり。此訓に依べし。（後世の言ならば加多伊波と云べきを、かく云は一格也、志はウマシミチなどのシと同くて、堅に附る活辭、波は伊波の伊を畧けるなり）さて今此石を取は。和名抄。鍛冶具に。鐵碪加奈之岐とあり。（今かなとこと云物なり。〇今云出羽秋田にては、今も加奈斯伎と云）此料なるべしと有り。さて安河原なる石村は。迦具土神の血の。激越りて化れるなれば。此時其石を用ひたるは。所由あることなり（其由下に云べし）〇天金山は。やがて香山を云なるべし。其由は。金神の名を。金山毘古と云て。其は迦具土神の御母を。枯悩したる由の御名なると。此時の鏡鍛の代を。崇神天皇の御世に作らせ給へる時に。其金を。大和の香山より取たるなどを以て。然思るゝなり。（天香山、倭の香山もとは一つ山なり）〇鐵は。（久呂賀禰と云も、古言と聞ゆれば、）麻賀禰と訓むべし。（催馬樂に、まかねふ

く吉備の中山など見ゆ、銕を眞金といふ、信友説に能因哥枕に、まがねふくとは、くろかねをふくを云と有り、これよき證なりと云へり）さて鐵を取れるは。鏡。刀。斧。鐸などを作る料なり。信友云。元亨二年。備中國の民部省圖帳。（此圖帳古のにはあらず、後醍醐天皇の御時、出來たる物なり、當時の誤を傳へて疑はしき事も有れど、取べき事も少からず、猶別に考へあり）賀夜郡の條に。庭妹の貢物に。鐵云々。待國司之處分奉官家。また松山之庄云々假粟以鐵充其貢代と有て。次に。庭妹（銕胤云、妹は妹の誤なり、且和名抄に庭妹衛比世とあるも誤なるべし、今庭瀨と云地名あり）松山之領者。雄略天皇三年。始奉官家。其後連綿奉之。後三條院御宇。經八九年。奉眞金。其後中絶畢。（已下文欠たり）とある眞金は。黄金を云りと通ゆ。こは既くより。ヤガネと云名の失果たるから。黄金をマガネとも云へりと心得て。古めかしく。さかしら言して。然語り傳へたるなるべし。此國に。鐵多かりし事。圖帳の文を證とすべし。（後三條院御宇、經八九年云々、三條

院治世五年、後三條院治世四年なれば、符がたし、按に、三は一の誤にて、云々の後、一條院御宇なるべし、此天皇治世廿五年なり、其は後一條院とありしを、後三條院と誤れるか、此等の書ども、寫誤多く、一二三の數字、互に誤れること少からず、此も其類なるべし、又後一條院にても有べし、備前國圖帳に、後一條院治安二年云々、と云事もあり、此天皇治世廿年坐せり）と云り。〇眞名鹿。眞名は稱辭なり。愛子を。眞名子と云も。稱辭なるを思ふべし。（此言は、第十一段、麻奈弟子の處に委く注りき）和名抄に。鹿和名加とあり。然れども本語は。決めて加具なるべく思ふ由あり。（そは第百十三段、天加具神の處に委く注べし）さて文の續きを察るに。此も天香山より取れるなり。（次段に、天香山之眞男鹿、とあるを思ふべし、なほ彼處に注を見よ）〇全剝は。本書に。此云宇都播伎。とあり。次段に。全拔てふ言あり。師言に。俗に圓にと云意なり。全に骨を拔き。全に皮を剝ば。中の空虛になる意にて。宇都とは云なり。と有り。さて全剝々と重たるは。剝盡せる事を。強く云るなり。〇羽鞴は。本に波夫伎と訓り。言義は。羽吹にて。羽とは皮を云なるべし。信友云。此は上世には。皮を打はぶきて。火を熾したる故の名にや。團扇をうちはと云も。打はぶく由の名なるべし。其はともあれ。鹿皮もて作れるは。故ある事なりけむ。と云り。（此は信に、所由あることなり、其由は下に云べし）さて布伎に。鞴字を書るは。唐韻に。鞴韋囊吹火也。とあるなどに依れるならむ。然れども此は必しも事の信と思ふべからず。（事の信は、必信友が說の如くなるべし、〇或人の說に、鞴は天よりふれりと云こと、漢籍に有りと云り、信なるか）さて和名抄にも。唐韻の此文を引て。野王按に。鞴所以吹治火令熾也。漢語抄云。皮袋布岐加波。とあるは。今俗にふいがうと云物にて。其は吹皮の。音便に頽たる言なり。さて此皮袋と云物は。漢土の鞴に倣て。作れるなるべし。（信友云。吹革に狸皮を用ゆる事も、古くより然りけむ、本草和名に、狸を多々介とあり、また空海僧が性靈集に、狸筆四管とある狸にタ、とあるも、古假字なるべし、多々は蹈鞴

に付る皮を、用る料と定めて云る名なるべし、和名抄には、狸は多奴妓とありて、今も然云り、轉れる言なるべしと云り、今云、醫家千字文に、狸ハ和名多々毛とあれば、信友が考あたれり、さて多奴伎は、多々奴祁にて蹈鞴之毛の意なるべし、是等此には、さしもやうなきことながら、事の序に記し出つ。）○日像之鏡とは。日神の大御身の。御光の如き鏡。と云ことなり。上の圖ニ造ルノ彼神之象ヲとある處に云る言と合せ考ふべし、（○二面者。この三字は。今加へたるなり。其據は。下に引て論ふを見るべし。○少而は。（而字は、今例に依て加へたるなり）知比佐久氐と訓べし。（伊佐々加、と訓るは非なり）其由は下に見ゆ。○不レ合ニ諸神之意一は。本にはたゞ。不合意とあれど。二十一社記に諸神不レ合レ意。（また二十二社記、鎭坐傳記などにも、不レ合ニ諸神之意一とあり、）とあるに依て。諸神之三字を補へり。さるはたゞ。不レ合レ意とては。伊斯許理度賣命の意にのみ合はぬ由なるを。此は決めて然は有るまじく。高皇産靈神。思兼神を始として。諸神いづれも小くては。大御神の御光に圖ず

と意に合ざりけむと所思ればなり。○木國は。即チ紀伊國なり。木國と云由は。下（第六十七段、）に注べし。○日前。國懸大神とは。日前大神と。國懸大神となり。（本に、是紀伊國日前神也とあるを、國懸大三字は今加へたるなり、其由下に云ふ、（神名式に。紀伊國名草郡。日前神社。（信友云、日前は比能久麻と訓べし、そは風雅集に、當宮の神職、紀俊文朝臣歌に、「名草山とるや榊のつきもせず、神わざしげきひのくまの宮、」と見え、式にもしか訓り、然るを神代紀に、ヒノマヘとあるは非じ、今はヒサキの宮と云ひ、また字音に、ニチゼムグウとも云ふとぞ、）國懸神社。（信友云、國懸は、天武紀に、クニカヽスと訓み、またクニノカヽスとも、クニカヽリとも訓を添たり、令集解に、國懸須と書き、式にもクニカヽスと有て、今も然稱と云へば、久爾加々須と唱べし）とある是なり。なほ次々言を見よ。○次度所鑄八咫鏡者。（亦云ニ眞經津鏡一、○此も本には唯、次度所レ鑄とのみ有れど文足らず、これ即下に見えたる八咫鏡なること、是は伊勢大神也、と云るにて炳焉ければ、八

咫者四字を加へつ、八咫鏡は。本書古事記に。八尺鏡と書て本注に。訓八咫云八阿多とあり。師云。延佳が尺當作咫と云るぞ宜き。こは決く寫誤れるものなり。(まづ尺とあるを、強て助けて云はゞ、八寸を咫と云ひ、十寸を尺と云は、常なれども、周の尺は八寸と云ことあり、又常に、咫尺とも連ね言、相遠からぬ字なれば此記には、佐加にも阿多にも、尺字を通用ひて、此に阿多と注せるも、佐加と混るゝ故なりとも云べけれど、猶よく思ふに、然には非ず、何の古書にも、阿多には、咫字をのみ書て、尺と書る例なく、此記にも即ち神武天皇段に八咫烏と書れば、此も必咫字なるべき物ぞ。)注に八尺とあるも。本は咫一字なりけむを。本文の誤れるから。後人の猥意に改つるか。また本文と共に誤れるにも有べし。八阿多の八字は。上を八尺とするから。是も猥意に加へつる。後人の所爲なり。決て削べし。(凡て訓注に、字訓を用たる例なく、また八を八と注すべき謂なければ、こは上下共に非なること、相照しても知るべし。)かゝれば此注は。訓咫云阿多と作るべきなり。然て古來夜多能鏡と訓めれども。かゝる稱の古の例。凡て之を添ねば。夜多加賀美と訓べし。(かの八咫烏の例をも思べし、)注に阿多とあるを。阿を省くは如何と云に。高天原の天をも。云阿麻と注せれども。なほ麻と訓むと同格なり。(一つ離ちて言ふときは、天は阿麻、咫は阿多なる故に、然注したるなり、然れど高天八咫と連言ときは、高にも、八にも、何の韵ある故に、自ら多加麻、夜多と言はるゝなり)と云れたる。實然る説なれば。尺を咫字に改め記しつ。(但し師の、八咫を、八頭、八花崎の義に釋れし説は、己都に諾ふこと能はず、其由は末に云べし、)抑此八咫の義は。古今に種々の説多かる中に。古く兩手を相加たる廣。と云るぞ正説なる。其は釋紀に。延喜公望私記云手時戸部藤卿進曰。嘗聞或説。凡讀咫爲阿多者。手之義也一手之廣四寸兩手相加是八寸也。今云。八咫者。是八々六十四寸也。蓋其鏡圓數六尺四寸歟。其徑二尺一寸三分餘也。是則今在伊勢大神也。(按ふに、此文、八寸也と云までは、戸部藤卿の嘗聞知たる古說にて、今云と云

るより以下は、此主の按と聞えたり、然て是より下文は、釋紀の撰者の說と聞ゆ、文はすべて、要を摘て出せれば、其意を得て見るべし、）而天德內裡燒亡之時御記曰。天德四年九月二十四日。繫求溫明殿所納之神靈鏡。並大刀契等。中時重光朝臣察申云。瓦上在鏡一面。其鏡徑八寸許。頭雖有小瑕。專無損圓規並蔕等。甚分明。見之者無不驚感。云々。先師申云。天德回祿之時。件神鏡在灰燼之中不燒損。其鏡徑八寸許。頭雖有小瑕。專無損之由。御記文炳焉。然則彼八咫鏡徑八寸歟。重覽太神宮式。樋代一具。高二尺一寸。深一尺四寸。內徑一尺六寸三分。外徑二尺云々。若就講書之說者。圓數六尺四寸。其徑二尺一寸三分餘。雖奉納彼御樋代內。八咫之義已以相違。旁非無疑也。（こは上なる、今云八咫者、是八々六十四寸也、蓋其鏡圓數六尺四寸歟、其徑二尺一寸三分餘也、と云へる藤卿ぬしの說を破れるにて、實に然る言なり、記傳にも、咫を八寸として、八咫は六尺四寸、これ圍の度にして、徑り二尺一寸余なりと云は、釋に論ひたる如く、

伊勢神宮の御樋代の度に可はずと云れたり、）今按、咫字者、說文中婦人手長八寸。謂之咫。周尺也。夫天照大神者陰神也。件御鏡。已奉圖大神之御像。然者摸婦人手長。奉鑄之於八寸歟。寸法相合御記文之上。非無所表乎。加八字者。神道之所尊。爲八卦數之故歟とあり。（師云唯に八寸と見れば、八てふ言由なし、神道八を尊ぶなど云めれども、由なき言を、漫に加べきに非ず、古へ凡て然る事なし、また女人の御手の長さなど云は、漢字の注に依れる、例の非說なり、また八は、七八の八に非ず、例の彌の意にして、約めて、二八一尺六寸にしても、周を以て名くべきに非ざればなほ彼御樋代の度に符はず、）此說の中に。八々六尺四寸の說と。この今按の說こそ惡かるめれ。其餘りは皆當れる說なり。然るはまづ。是天德四年の災に罹り給へる。威所三所は。石戶幽居の時に鑄れる本物に非ず。崇神天皇の御世に。彼二面に擬へ造られたる物なり。（御記の文に、徑八寸許とあるは、卽謂ゆる八咫鏡の摸也、是を以て私記にも、伊勢大神と云り、また外記の文に、長六寸

許とあるは、即かの初度に鑄たる鏡にて、上の本文に、少而不合諸神之意、とある、二面の中の一面なり、今一所の涌訖破損とあるは、其二面の中の一面なれど、涌損たまへる故に、其度は知られざるなり、斯て此二面は、日前國懸の二大神の御なる故に、紀伊國御神とは云へり）然れば頭雖有小瑕とある小瑕は、燒損たる瑕には非ず。是また釋紀に。大仰云。御記文神鏡小瑕如何。先師申云此記一書文曰神方開磐戸而出焉。是時以鏡入其石窟者。觸戸小瑕。其瑕於今猶存云々。就之思之。今內侍所神鏡者。崇神天皇御時更所鑄也。然則本鏡有瑕。所鑄之新鏡。不違本樣鑄付其瑕之條。明白者歟。と云るが如し（また同釋に、又問、天德御記文、鏡頭云々、頭字讀カシラ者、其義不叶如何答此紀第五卷、領巾頭訓ヒレノハシ、以之按之、鏡頭可讀カヾミノハタ也先師申云、御記文頭之瑕者、端之義歟、且以頭字讀波多者、當紀之說也とあり、此紀とも、當紀とも云るは、即日本紀を指せり）さて如此。その小瑕をさへに。本樣を違へず鑄付しめ

給へれは。況て其三面の大小き度を。違へ給まじきこと決く。其徑り八寸許。とあるに據りて想像奉れば。其本鏡を八咫鏡と云る八咫は八寸許なること著し。然て咫の本語は阿多なるが。其はやがて手の義なり。故其横徑を用ひて。物の長を度るを阿多と云ひ。其數の彌加れるを八咫と云ふ。一手の廣さ四寸なれば。兩手にては八寸なり。其度なる御鏡なりし故に。八咫鏡と謂ふ。と云る義にて。此は公望私記に。甞聞と言る說なれば。延喜以前の古說なること疑なし。（大よそ今の世人の手の度を驗むるに、我等中人の兩手を並たる横徑、大かた曲尺六寸五分餘り、或は七寸內外なる物なるが卓たる巨人は、八寸餘、或は九寸に餘るも希にあり、然るは屋代弘賢ぬし、近世に聞えし巨人らの、手形を集め藏れしを見るに、加藤清正ぬしの手の長一尺、横四寸あり、相撲の最手ども丸山と云ひしが手の長八寸、横五寸あり、釋迦が嶽と云るが手は、長八寸三分、横四寸二分あり、鰭か嶽と云しが手は、長九寸、横四寸四分あり、谷風と云るが手は、長七寸五分、横四寸三分あり、雷

電と云しが手は、長七寸四分、横四寸二分あり、また近頃、肥後の熊本より出て、名高かりし、大空と云るが手は、長九寸、横四寸五分ぞ有ける、清正ぬしの兩手を並べては、八寸あり、大空が兩手を並べては、九寸あり、然れば古く片手の横徑を四寸としも云るは、其大凡の定めになもありける）さて此咫字は。上の釋紀にも。引たる如く。説文解字に。中婦人手長八寸。謂二之咫一周尺也。从レ尺只聲と有りて。手腕の界なる横文より。中指の末までを。度れる度を謂ふ字なり。（唐土にても上古には人躰に法を取て、度量を定めし物なること、説文に諸度量皆以二人之躰一爲レ法とあるを始め、諸書を引て、既に第五段、八尋殿の所に云るを合せ考ふべし、〇按ふに説文に、中婦人とある婦は、决めて衍なり、此を別に考へたるものあり。）然れば。兩手の横徑八寸許の稱には當れども。片手の横徑四寸を謂ふ。阿多てふ言には當らぬ字なり。然るに舊く此字を用ひ來りしは。四寸ヲ謂レ某。と云ふ。漢字なきが故に。此御鏡の彌阿多なるが。中人手八寸。謂二之咫一と有るに。偶に

相似たれば。强て當たる字にこそ。然は有れど。如此舊く用ひ做ては。漢字の本義は何にまれ。皇國にては。阿多四寸の字と定めたれば。其意に用むに難なし。（古事記、日本紀を勒せりし人々も既く其意なりし故に、阿多四寸の二並許なる御鏡を八咫鏡と書き、頭の然ばかり大なる大鳥を八咫烏とは書れたり、偖かく考へ定めて後に思へば、前に彫たる成文に、神代紀に、猿田彦神の有狀を記して、其鼻長七咫、云々とある文を取たるは、過失なりけり、其由は、第百三十六段の傳に論ふを俟べし、）然らば古言に。手を阿多と云る證ありやと云むに。美斗阿多波志の阿多は更なり。與能ず。當の阿多。神名には。奇稻田美等與の阿多。また神吾田津比賣の吾田も手より出て。大隅の地名と爲れるが。火須曾理命の末に。阿多隼人。阿多御手犬養。など云ふ姓も是より出で。阿多鵜養の阿多も同義にて。大和の地名と爲れる事など。次々に傳しもて行を俟て見べし。（第七十一段、第八十八段、第百四十六段、第百五十九段の傳、また神武天皇卷、阿多鵜養の所などを見て知るべし、）さ

て手を阿多と云へる言の本義は。未思ひ得ざれど。此は天都御國の古言なりしが。阿は自らに略りて。多なるを。相通して氐と云るなり。然れは手肘。掌中。飄手などの類なる多は。稻を伊那。酒を佐加。目を麻など。第四音を第一音に轉し言ふ例とは別にして。氐と云は。却りて多の轉れる語なり。と所思るなり（師說に、手は執なり、登理を切れば知なれど、凡て第二音に切る語は、第四に轉る例多しとあり、氐を本語として云むには然も有べけれど、本語は阿多の阿を省ける言なれば、此師說は用がひたくなむ）抑阿多は。手の義にて。一手の廣四寸あるを。二竝べて八阿多と云るは。動なき古說なるを。古學の人々。こを熟く明し用ず。其向々に。新說を出せるは。如何なる事にか。（なほ神武天皇卷、八咫烏の處に注ふべし）さて鏡の名義は。師云。炫見なり。と有り。○眞經津鏡。名義いまだ思得ず。○是者伊勢大御神也。此時鑄たる八咫鏡は。やがて伊勢の伊須受能宮に坐す。大御神に坐ます由なり。（此處に鎭坐すよしは、第百三十四段、及び垂仁天皇卷二十五年の處に委く注ふを見るべし）○上件三面の神鏡のことを。此處に取總て言む。其はまづ。此時の三面の神鏡の。御行末の大略は。皇美麻命御天降の時に。大御神の。大御手づから授給ひて。皇美麻命の持降り給ひて。（此事委くは、第百三十四段に注ふべし）崇神天皇の御世まで。大宮內に齋奉り給へりしを。此御世に。伊斯許理度賣命の御裔の鏡作に命て。代の御鏡を擬作らせ給ひて。其を大宮內に齋かせ給ひ。（三所恐所と申は是なり、また內侍所に坐す故に、內侍所の神鏡とも申奉るなり、則草薙劔と並て神璽の鏡劔とは申なり）此神代よりの三面の神鏡をば。豐鉏入毘賣命に託て。鎭坐すべき地を求め給ひ。日前。國縣二大神は。（初度に鑄たる二面を申せり）木國に鎭坐し〻を。（此事も第百三十四段に委く注ふ）伊勢大御神は。（次度に鑄たる八咫鏡を申す）垂仁天皇の御世に。始て今の伊須受宮に鎭坐しぬ。かくて。大宮中に齋かせ給ふ御擬造の神鏡の御事は。諸書の傳に據て。信友が想像奉りて。考記せる物あり。今そのえうある處を摘て記さば。まづ日本紀略に。天德四年九

月廿三日夜に。內裡燒亡の事を記して。今夜亥三刻內裡燒亡云々。丑刻火止。と記し。廿四日の處に。昨夜鏡三。(和名、加之古止古呂、)竝大刀。契。不能取出。今日依勅。令搜求餘燼之上。已得其實。但調度燒損。其眞猶存。形質不變。甚爲神異。云々と云ひ。また十月三日條にも。此御鏡の事を記して。賢所三所。一所鏡。件鏡。雖在猛火上。而不涌損。即云。伊勢大神云々。一所圓形無破損。長六寸許。一所鏡。已涌亂破損。紀伊國御神云々。(神宮雜例集に、寬平燒亡始燒給、雖陰圓矩不闕とあるは、此天德の度のことを誤り傳へたる也、)また釋紀に引る。天德御記に。此度の燒亡後の事を記させ給ひて。死上在鏡一面。其徑八寸許。頭雖在小瑕。專無損圓矩幷蔕等。甚分明見者無不驚感云々。(春記にも、天德燒亡時雖在灰燼中、不燒損給とあり、)外記云。日威所三所。一所鏡。(件御鏡、雖在猛火中、而不涌損、即云伊勢大神云々、)一所。(圓形無破損長六寸許也、)一所鏡。(已涌亂破損、紀伊國御神云々、○此御記の文、釋紀の印本には、寫誤れる事ども有を、古寫本また、日本紀略などに按へて正しつ、)と見え。小右記にも。村上御記を引て。此度の燒亡事を記され。死上在鏡一面。(其鏡徑八寸許、頭雖有一破、專無損圓規幷蔕等。甚以分明露出俯緣破死上、見之者無不驚感、○俯字著聞集に依てこれを補へり、さて以上は、御記の文なり、以下は地の文なり、此村上御記の文、上に引る釋紀の文と、少か異なり、)云々。故殿御日記云。恐所。雖在火灰燼之中。曾不燒損云々。(鏡三面伊勢大神紀伊國日前國縣云々、)と見えたり。(小右記は小野宮右大臣、藤原實資公の記なり、公は寬德二年正月十八日、九十二にて薨り給へるを、推のぼせて數ふれば、天德四年は七になり給ふ時なりけり、遠からぬ世の事なり、)また寬弘二年十一月十五日(子刻)裡內燒亡の事を錄されたる下に。火起溫明殿神鏡。(所謂恐所)大刀幷契等。不能取出燒亡鏡僅有蔕。自餘燒損無圓規。失鏡形。(百鍊抄裏書に、此時の事を、內侍所靈鏡燒損半とあり、また春記に、一條院御時、圓規損とあるは、此ときの事なり、)と見え。日本紀畧にも。此燒亡の事

を。十一月十五日。(子時)宮中火。殿上皆燒亡云云。神鏡同燒損。(この神鏡とあるは、卽大御神の御なり。)十六日云々。炭中神鏡二面。奉求出之。(此二面とは、謂ゆる紀伊國日前國懸とある二神の御なり、)同三年七月三日の下に、召公卿於御前定申諸道勘申神鏡事、不可鑄改之由群議了、今日御前雖中小蛇出來とあり、因に記し出つゝとあるに據て。畏み〳〵謹て。恐所の神鏡の御形を。想像奉るに。今も尋常に有が如き。圓規して。柄(蒂とあるもの、卽柄なるべし、俗に手と云ものなり)ある御鏡なるべし。其は彼村上御記に。頭雖有一破。(釋紀には、小瑕と有)專無損圓規幷蒂等。甚以分明也。と見え。小右記(寛弘二年の處の文)に鏡僅有蒂。自餘燒損無圓規。失鏡形とあるを考合せて。しか想像奉らるゝなり。さて蒂とある處は。卽柄なるべし。字書に。蒂瓜當也。當底也。華當也。など見えて。草木の實のほぞと云物なるが。(此を俗言には、へタと云ふ。)實を摘取ては。蒂ながら。やゝ著たる枝をもかけて云めれど。(こを俗言には、チクと云ふ。)卽鏡の柄の義に假借かなへて。蒂字を書せ給へるなるべし(小右記にも、蒂と書れしは、御記の文字に傚はれしならむ)また御記に。頭とある處は。彼神鏡の柄を下として。其上方を詔へる文なるべし。(今も鏡作などの詞に、頭とも上とも云なり、また柄を古くは下とも云り、と思はれて、禮儀類典に引れたる、大成錄の、樂人裝束のうち鉾の製ざまを圖したる下に、柄長七尺三寸許黑漆之、徑一寸三分許、下有石突長二寸許、如鏡下とありて、其石突の處如此圖せり、如鏡下とは、如鏡柄と云むが如けむ、(かくて天德の度は。素よりの圓規形。幷蒂も。損はれ給ふことなく。甚分明に坐けるを。寛弘の度には。僅に蒂は存たまへれど。自餘は燒損はれて。圓規も爛れ亡て。鏡と申すべきばかりの御形には。見えさせ給はざりつる由なり。よく考合せて。想像奉り。また此神鏡の御形貌より。推察へて。高天原にて鑄たまへる。本御鏡の御形をも。伺奉られたり。(或人問蒂とは柄の事なりとの考然も有べく聞ゆれども、柄ならむには、鏡の全躰と共に、燒爛るべ

き物なり、然れば、帶とは、裡に付たる紐付を云ひて、決めて今傳はる紐付の、丸鏡なるべくおぼゆるは如何、答丸鏡ならむには、頭とは云まじきものなり、頭とは、尾に對ひたる言にて、帶やがて尾なる物をや）と云へり。(なほ御鎮坐傳記などに此御鏡の事を云る處に、八咫は、古語八頭也八頭花崎八葉形也、中臺圓形座也、とあるに依て、師の解れたる說どもの有をも、和漢の書に考合せて八花崎鏡、また紐付のある鏡は、もと漢土の製狀のうつり渡來しものなる由をも、具に辨たる說どもの、委き本書あるを、今は此處に要とあることどもを、文を程よく摘て記せるなり。)此考にて。此時鑄たまへりし。三面の御鏡の御形。大抵に想像奉られたり。(但し其中に八咫と云ふ言義を、阿多は開と云言と同義にて、手の人指と、中指をのべて、其開きたる間を、云ことなりとて、委く論へる說あれど、己が八咫の考は、上に云るが如くなれば、右の說は取らざるなり。)さて御記に。日前國懸二大神の御を。長六寸許。と記させ給ひ。伊勢大御神の御を。徑八寸許。と記させ給へる御文意を想奉るに。徑とあるは。帶を除て。圓形の處の。さしわたる許を詔へるにて。長とあるは。頭上より。帶下までを詔へり。と通えたり。(徑と詔ひ、長と詔へるに、心を著て考ふべし）然れば。日前國懸二大神の御の。伊勢大御神の御よりは。少く坐すこと。本文に。少不レ合レ意。とあるに合せて思ひ辨べし。(但し御記文に、一所にのみ長を記し給へれど、二所に通れる御文なり、其は一所鏡の下にのみ、紀伊國御神云々、とある御文の二所の神鏡にわたる御文なるを、思ひ合せて辨ふべし。)さて恐き所の神鏡の。かく三所坐ますを以て。此時鑄給へる御鏡の。すべて三面なりしことをも曉りてよ。(故この史に、初度所レ造之二面者、少而云々、とは文を成せり、次度所レ造八咫鏡とも三面なり、二十二社注式に、大御神の御同躰の神を記せる處に、廣田日前神社、國懸神社を擧たり、これにても、初度に鑄たる鏡の、二面にて、日前國懸の御形の、その二面の御鏡に坐すこと知られたり。)さて神宮記（この書、神宮雜例集

に引たり）に。上に記せる。寛弘二年十一月十五日の內裡燒亡後の事を錄して。天德四年以來。度度內裡燒亡之間。不被燒給內侍所神鏡。今度燒亡被燒損給。依茲件神鏡。可被奉鑄替之由。被行陳定。且被卜筮吉凶。神祇官。陰陽寮。幷諸道博士等。公卿僉議之間。各勘奏云。件神鏡者。是非人間之所爲。天地開闢之初。於高天原弖鏡作遠祖。天香山命乃。八百萬皇神達共爾。以銅鑄造之神鏡也。（以上の文、神宮諸雜事にも見えて互に字の誤れるも有を、今これかれ校正して引つ。○さて此文に、內侍所の神鏡を、直に高天原にて造れる物のごと云るは、崇神天皇御世に造れる後事を本にめぐらして、內侍所の神鏡をたふとみたる言にして、事實を誤れるには非ず、公卿諸道の博士等の勘へて此等の重事を誤るべきかは、よく思べし、但し此間に、件神鏡元三面也、廣皆方尺而、一面坐伊勢國、一面坐紀伊國、一面坐內侍所、是件鏡也、具見于日本紀と云る文の有は、後のもの知らぬ人の、書加たる文なること炳焉し、其は上に信友が引る古書どもに、此三所の神鏡の御形の大小は、具に見えたるを、此時の公卿博士たちの、知れざることの有べきかは、然るを方皆尺而云々と云るにて、後人の加たる文なること論なし、殊に具見于日本紀と云るなどは、餘なる妄事なり、また件神鏡元三面也とは、今は一面なりと云る文にて、書實に符はず、さるは上に引る小右記の文にて、此時も三所恐所坐せる趣いと著明きものをや、）以之謂之。件神鏡。改而被奉鑄替之事。未分明也。縱件御鏡。雖被燒損給。尤可被奉鎭安置於本所也者。仍元神鏡御坐也。とあり。（また同年十二月十四日、公卿勅使參宮、參議左大辨從三位藤原朝臣行成、大中臣、忌部、卜部等也、是內裡燒亡之時、神鏡被燒損給事、所被謝申也、とあり、因に記し出つ、）此にて。御擬造の神鏡の。寬弘の度に。燒損れ給へる後の事は知られたり。（また是より後の事は、崇神天皇卷六年の處に、委く注べし、）阿那かしこ。さて右に引替て。伊須受能宮に鎭座坐す　大御神の本つ大御鏡の。天津御國より降り給へる儘に。變り給ふこと無く。常しへに。天壤と共に窮り無

く渡らせ給へるは。最も尊く。いとも有難き御事にこそ。穴かしこ。（〇延暦の内宮儀式、延喜の大神宮式などに記されたる、大御神の御正躰を、納奉る御樋代、深サ一尺四寸、内徑一尺六寸三分とあり、さて御樋代内の御形容を、既に由縁ありて、祕に聞傳たるやう、御樋代の中に、黃金の函の、今は二ツありて、御正躰は往古より、袋に納安置奉れるを、遷宮の度ごとに、新しき袋を調りて、舊の袋のまゝにて納奉る例なり、されどあまりに、重の高くなり給へば、近ごろは、已前の一ツと取替奉る事となれりとぞ、あなかしこ。

故其伊斯許理度賣命。示名天香山命者。天照國照彥火明命（亦名天糠戸神。）之兒。鏡作造。水主直。六人部連。五百木部連。伊福部連。檜前舍人連。竹田連。竹田川邊連。笛吹連等之祖也。

伊斯許理度賣命。名義。師說に。伊斯許理は。初度に鑄たる鏡は。意に合はずとて。鑄改めつるを思ふに。鑄重の義ならむか。（凡て事の重なるを、志伎留と云、重播重浪などの類これなり、頻字を書くも、この意なり、）重を。斯許理と云へる例は。萬葉十二に。しゑや更々思許理來めやも。（重將來哉なり）と詠りとあり。鑄作たりといふ說に依とならば。此說に從ふべし。また己が打鍛たりと云說に依とならば。書紀に。石凝と作れたる字の意にて。質石の上にて。鍛ひ凝たる義ならむか。（許良斯は、許理と約まる、今世鍛人の言に、金をよく打鍛ふる事を、許呂須と云も、凝にて同言なるべし、凝を許呂とも云る例は、姓氏錄に、建許呂命の許呂を凝と作き、於能碁呂島の碁呂を私記には凝とあるなど此なり、また殺を許呂須と云も、生活きたる物を打ひしぎて、活かず凝すより云るならむ。〇此に就て又按ふに、俚言に、しこり、しこるなどいふ言も、石凝の伊を省ける言なるべし、其は男女の中らひに、甚く思ひ相たるをもいひ、また物の一所に寄りて、堅まりたるなどをも云ばなり、然れば萬葉に、思許理と詠るも今世に男女の甚く思ひ入たるを云と、同じからむ

も知べからず。)度賣の義は。(師説に老女を云稱と見えて、書紀に姥と書り、此字、字書に、老母也と有り、例は古事記に、春日建國戸目、沙本大闇見戸賣、志理都紀斗賣などあり、また戸邊とも通はし云こと、書紀に、石凝戸邊とも有にて知べしと云て、女神と思はれたれど、此神は、決めて女神には非ざりけり、凡て斗米また斗辨など名に負へるをば、みな女神の如く、師は云れつれど、然には非ず、舊は女男ともに云る稱なり、其由は、神武天皇卷名草戸畔と云名の處に委く云べし、古事記に、女の假字に用ふ賣字を書き、書紀に、姥字を書るに泥べきに非ず、此は斗米といひ、斗辨と云を、女にのみ稱ことゝなれる、後世意の所爲とこそおぼゆれ。)利所見にて。御鏡の光の、利く所見たる由ならむか。然もあらば。度は清て稱ふべし。(さて美延は米と約まる、目を米と云も所見なり、また此に就て思ふに、鏡また刀などを磨ことを、登岐、登具と云も、本は登伎、登久と、清音に云ひて、利する由の活き語なるべし、今世には、利といへば、刀などの、よく切るゝ由をのみ

云ふ言となれゝど、語の本は、光る由ときこゆ、さて刀などもよく礪て光るは、能く切る故に、自に切るゝ事に、專らいふ言となりにけむ、又速ことを、トシと云も、同言の活らけるなり、又金物を磨ぐ石を、登と云も利するより出て、同言なり。)下に引る書等に。此神の子孫に。男として。斗米てふ名を負るが多かるは所以ある事なり。(其は天礪目命、建刀米命、妙刀米命など、此神の孫なるを思ひ合すべし。)また神武天皇卷に。大久米命の目の大なるを佐祁流斗米。と云へることあり。(黥る利目なり。)此に據れば。直に此神の御目の利き由ならむも知べからず。(其は上に、天目一箇命の名義を、解る處に注る考へを、思ひ合すべし。)〇天香山命。此は伊斯許理度賣命の亦名なる由は。上に引る。神宮記の勘奏文に。鏡作大祖を。伊斯許理度賣命と言すて。天香山命と云へるにて曉べし。(此傳は、假字日本紀の傳へなるべきこと、上に委く論へるを思へ。)然るを。別神の如く傳へたる説の多かるは。名の替れるに依てなり。(そは次に云を見て知べし。)名義。香山に由れることは

灼ものから。其を名に負坐る事は。いまだ思ひ得ざるを。試に言はゞ。彼山は。火神の御體の化れる山なれば。殊に火氣の炫くべき謂なるを思ふに。彼御鏡の。太じく光り坐るより負る名ならむか。（前には御鏡を造れる鍊を、香山より取れる謂に因れる名ならむ、と思ひしかど、香山より取れるは、鍊に限らねば、なほ然にはあらじ）〇天照國照日子火明命。此神の。天香山命の御父に坐すことは。上に出つ。（第三十七段合せ考ふべし）名義。これも鏡に由ある御名なり。其はまづ天照大御神。石屋戸を刺て隱坐しかば。天上も國土も。常闇と爲れること。上に見えたるが如くなるを。此命の御子。天香山命の作れる鏡は。大御神の大御光に似せ奉り。その己命と等き神の坐ますと。奇み所思看さしめて。招奉らむ料に。造れる御鏡なりしかば。太じく光りけむこと知べし。（また其時の宇受賣命の言に、勝汝命而貴神坐すと奏し、大御神の其を御覽して、奇しみ給へる御有狀を思ふべし）斯て大御神。石屋戸を出御しかば。高天原も葦原中國も。復照明くなれるに依て。

其鏡を。天照國照と稱へたる號なるべし。さて其を造れる神の功を。其父の名に係て。かく負せつるならむ。（また若くは、彼御鏡は、直に此神の造り給ひけむも知べからず、其は書紀に、鏡作遠祖天抜戸兒、石凝戸邊所作八咫鏡とも、鏡作部遠祖、糠戸者造鏡、とも有て、御父子の間、まがひつる事も有げに聞ゆればなり）なほ言はゞ。釋紀に引る大倭本紀の注に。伊勢大御神の御靈實の御鏡を。天懸神と稱し。木國大神の御を。國懸神と稱すよし。（此全文は、第百三十四段に引て、其處に委く云べし）見えたるを思ふに。懸は借字にて。炫と同言なれば。此も天を炫かし。國を炫かす由なること炳焉し。かゝれば。天照國照とは。彼御鏡の稱號なること。彌著明なり。（炫は加賀とも加具とも云て、常には濁れども、古は清ても云り其は天迦久弓、天迦久矢、天迦久神などの迦久も同言にて、清音の久を書れど、また濁音の具をも書り、然れば加々と、清ても云ること知べし、故懸の字を借れるなるべし、かくて加々須の須は、照の須と同辭なり）さて火明は。本阿加理と訓べし。（能

を讀付るはわろしと、師の言れたるが如し、火産靈などの例なり。）此も鏡の光れるを。火の如く灼く明き意に取て。稱美たるなるべし。（師は、穗赤熟の義に釋れつれど、此神の名は稲穗に由ありて負るならねば、彼説は信がたし、但しホもヒも打見れたるやうの意あり、穗帆最またホにいづなど云ホの義を思ふべし、然れば、火を穗と云れし説は、御鏡の光の灼かりし意には叶へれど、赤熟の義は更に由なし。）さて香山命の本住ませる國は。尾張國にて。尾張國造の祖なること。上（第三十七段）に注る如くなる故に。彼國に。此神に由ある社のいと多かる。其が中に。神名式に。中嶋郡に、眞墨田神社。（名神大。）仁明天皇紀に。承和十四年十一月。奉授尾張國眞清田神從五位下。文德天皇紀に。仁壽元年十一月。詔尾張國眞清田神列於官社。同三年五月。從五位上眞清田神授從四位下。清和天皇紀に。貞觀七年七月授尾張國從四位上。眞清田神。正四位上。など見ゆ。（當國の神名帳に、正一位眞墨田大名神とあり、今松降庄と云に在て、國の一宮なり、其在所を、一宮村と

いふとぞ。）また尾張大國靈神社あり。此社は。文德天皇紀に。仁壽三年六月。以尾張國大國靈神。列於官社と見ゆ。（當國の神名帳に、正一位尾張大國靈大名神とあり、今國分村と云に在て、國衙庄總社と申し、當國の國府宮なりと其帳考に云り。）此を國人吉見幸和説に。眞墨田社を。一宮記に。大已貴命と爲たるは非なり。尾張氏の上祖。歴世當國に住りしかば。其遠祖を祭れる社。三十餘座あり。中に。天照國照彦火明命は。中嶋郡眞墨田神社に祭りて。一宮と稱す。天之香山命は。同郡尾張神社に祭ると云り。（吉見氏は、當國に坐す、東照宮の神主なり、今舉たる説は、其著せる宗廟社稷問答と云書に記して、元祿の頃、國の殿人天野信景等、國君の命を受て、尾張國郡志を撰むときに、自他の祕書を、委く考索めて、記せる由云へり。）是信に然るべし。さるは眞墨を。御紀に眞清と作るを思ふに。此は彼御鏡を。眞清鏡とも稱けむ謂に依て。（神代紀上卷一書に、白銅鏡と書れしは、狡意にて、據に足らねど、此をマスミノカヾミと訓るは、眞澄鏡と云事なるを思ふべし。）

其を造れる神の御父の社號とは、爲けむかし。(上に辨へたる、天照國照と負坐る名に、思ひ合すべし。)さて香山命を尾張大國靈神と稱すことは。既く當國に坐して。國造に。功德の有けむ故なるべし。(師說に、何神にまれ、國を經營まして、功德あるを、其國々にて、國魂とも、大國魂とも申して拜祀るなり、故諸國に某大國御玉神社と云多しと云れたるが如し。)なほ式に。山田郡にも。尾張神社あり。(當國の神名帳に、從一位尾張天神とあり、今小針村と云に在と、其帳考に云へり、此も香山命を祀れること疑なし。(なほ次々に注を見よ。)さて火明命の亦名を。天糠戶神とも申す。此御名の義は。いまだ思ひ得ず。神代紀に。鏡作部遠祖。天糠戶。また鏡作遠祖。天拔戶兒。石凝戶邊などあり。(鏡作造。天武天皇紀に。十二年十月。鏡作造。賜レ姓曰レ連とあり。是より。連の加婆泥になれるなり。(然るを古事記に、連とあるは師の言れたる如く誤なれば。今は舊に就て造と擧つ、さて神代紀、古語拾遺などには、たゞ鏡作、また鏡作部などのみ有て、加婆泥を記されざるはいかなる故にや。)さて師說に。此氏の事。古語拾遺。崇神天皇段に。更令下齋部率二石凝姥神裔。天目一箇神裔二氏一。更鑄レ鏡造上レ劒とある。是に其裔とのみ云て。姓をも其人の名をも擧ず。世々の史にも此氏人の見えたること無を思へば。甚く衰へたるなめり。扨姓氏錄にも載ざれば。當時はやく。此氏絕たりしにや。最も畏き。大御神の御靈實をしも。造奉し神の子孫の。かく絕けむことは甚哀きわざなりかし。と言れつるは。信に然ることなり。故篤胤この學問に入し頃より。常に此事の心に挂りて。長息はしく思へりしを。神の定おき給へる事は。悉に今現にしるし有て。其御定の如くならぬは無き故に。常にその可畏を畏む心に。つらつら思へる事は。皇美麻命の天降坐す時に。天照大御神。產靈神の御量として。美麻命の大八嶋國所知看御政に。必無ては有まじき事の限りは。漏ること無く。遺るゝ事なく。任し降し給ひ。(此は第百三十三段より次々云ふを見て知るべし、)彼天降坐す時の。大御神の。御詔に。豐葦原中國は。吾御子の治すべき地なり。就坐して所知看せ。實

祚の隆坐むこと。天壤の共無窮なるべし。と言祝給ひ。また產靈大神は。諸部緒の神たちに。其職に仕奉りて。天上の儀の如くせよと。御言依して。天降坐しめ給へる。其大詔命のまに〳〵。皇美麻命の嗣々。一御世の如く。大御世知看せば。そのかみ副て降らしゝ神等の子孫も。共に八十連に續きて。奉仕るべき事なるに。絕たりげなるはいと心得がたく所思て。猶深く考たりしかば。果して伊斯許理度賣命の子孫も。いと多くなむ有りける。(其は姓氏錄に、火明命之後といひ、天香山命之後とある諸氏これなり、最も畏き大御神の、御靈實ともなれる寶鏡を造り奉し神の子孫の、絕べき謂あらめやも、あなたふと、此證どもを、師の靈の天かけり、いかに聞給ふらむ)其はまづ上に引れたる古語拾遺に。唯其裔とのみ云て。姓をも。其人の名をも擧ざるを以て。此氏の衰たる故と思はれしかど。拾遺の例として。唯其祖の名を擧て。當時の人の名を擧ざること。此氏人に限らず。諸氏みな然る例なり。(其はこの引れたる文に天目一箇命の裔をも、其人の名を言ざるを以て知べし、目一箇命の子孫は、上第三十九段に記せる如く、いと多かる物をや)故姓名を記さゞるを。此氏の衰たる證とは言がたくなむ。また世々の史にも此氏人の見ざる事は。後に氏の稱の變たる故なるべし。(出雲氏の、土師氏となり、また菅原秋篠などに變たるをも思ふべし、)師の歎は。伊斯許理度賣命。やがて天香山命なることを。考へ漏されし故にぞ有ける。其は下に擧たる諸氏の下に。云ふを見て辨ふべし。(○此にまた密に思ふ由あり其はもし信に、鏡作氏を負る家の他氏に變て、其家の絕たらましかば、姓氏錄に載して火明命の後と云香山命の後と云る氏は、六十家ばかりも有べし、此家々の存れるは何ほども有べければ、其中の氏人を選みて、鏡作連に復し給はむ事こそあらまほしけれ、其は連とは其連の群主たる由なればなり、大氏の後を小氏より嗣る例は、崇神天皇の御代に出雲國造、出雲振根を誅して其弟飯入根命の子、宇加都久奴命を、出雲國造に定め給へるなど古き例なり、此は鏡作氏に限らぬ事ぞかし)さて和名抄に。大和國城下郡に。鏡作(加々都久利)

郷あり。此は師は加々の下に美字脱たるか、はた本より美を省きても云るか、と言れしかど信友說に此は美を脱せるには非ず、其は文明十一年の古本の、東大寺戒檀院神名帳に。鏡作大明神をカンカンツクリと假名を點たり、こはカ、ツクリなるを唱名の音便に撥音にとなへたるなり、此帳か丶る例多し、然れば既くより、カ、と稱たるなり、是に就て又思ふに、加賀國の名義も、鏡に由ある地名にや今彼國に、鏡作多く有て、毎年に諸國へ鏡磨の出るを思べし、と云るは然る言にて、鏡の名義は炫見なれば、加々と云ぞ本語なりける、又和名抄に、伊豆國田方郡に鏡作郷ありて、加々美都久里とあり、加々都久理、加々美都久理、いづれにも云ふべきなり、)神名式に同郡に。鏡作坐。天照御魂神社。(大、月次、新嘗、)清和天皇紀に。貞觀元年正月。大和國鏡作天照御魂神。授從五位上。と見ゆ。(今八尾村社の傍に、鏡池と云ありて乾涸たるが、其地に在と帳考に云り、)鏡作伊多神社。鏡作麻氣神社。などあり。(師云或說に伊多神社は石凝姥命、麻氣神社は、天糠戸命を祭ると云るは古き傳へある事にや、と云れたり、いかにも由ありて聞ゆ、麻氣神社は今小坂村と云に在て、春日明神と稱つと、帳考に云へり、)さて此天照御魂神。やがて火明命に坐こと。天照と云ひ。鏡作に坐と云るにて炳焉し。(なほ次々に云を見よ、)○水主直こは姓氏錄に。山城國天孫に。水主直。火明命之後也と見え。天孫本紀に。天火明命九世孫。玉勝山代根古命。山代水主雀部祖。と有に依て載せり。水主は。和名抄に。久世郡水主郷これなり。(信友云加茂神記に、大治二年八月五日、賀茂別雷社領山城國水主郷とあり、山城志には、廢郷部に收れて、今綴喜郡有水主村、と云り、さて今ミツシと唱とぞ、)神名式に。同郡に。水主神社十座。(並大、月次、新嘗就中水主坐、天照御魂神、水主坐、山背大國魂命、二座預相嘗祭、)と見えたる社は。水主直の祖神等を祀れる社なるべし。仁明天皇紀に。承和十一年五月。奉授山城國水主神從五位下。清和天皇紀に。貞觀元年正月。授從五位上。水主神等並從四位下。同八年十一月。授從四位下水主神從四位上。など見ゆ。(今大水主明神と

中て、靈驗いち速く坐ますと帳考に云へり、さて水主と云由は詳ならぬを、少か思ひ得つる說は有り、垂仁天皇卷二十五年の處に注べし、)其は水主神と云にて知られたり。中に天照御魂神とあるは。疑なく火明命と通ゆ。また山背大國魂命と云は。山代根古命ならむか。然るは。水主直の祖とある此命の。山代根古と名に負るは。此國の國魂と稱べきほどの。功德の無らむには。負まじき名なればなり。(凡て某國魂と云るは、みな其國々に功ありし神を云例なること、上に云るが如し、また水主坐と云るも、おぼろけの事に非ず、)さて此社に坐す。天照御魂神の。火明命なるべく所思るに就て。なほ思ふに。式に。同國葛野郡に。木嶋坐天照御魂神社。(名神、大、月次、相嘗、新嘗、)清和天皇紀に。貞觀元年正月。木嶋坐天照御魂神。正五位下。と見ゆ。(今太秦村の東南に在り、永萬記には木島社と記せり、と帳考に云り、)大和國城上郡に。他田坐天照御魂神社。(大、月次、相嘗、新嘗、)清和天皇紀に。貞觀元年正月。他田天照御魂神從五位下と見ゆ。(今は春日社と稱すとぞ、)津國嶋下郡に。新屋坐天照御魂神社三座。(並名神、大、月次、新嘗、就中、天照御魂神、預相嘗祭、)清和天皇紀に。貞觀元年正月。從五位下勳八等。新屋天照御魂神。從四位下。と見ゆ。(此三座、一座は、西河原村に在り、一座は福井村に在り、一座は上河原村に在り、福井村なるは、今は天王と稱し、上河原なるは、今は天照大神と稱すと、帳考に云り、天照と申によりて、日大神の御事として天照大神と思ひ混たるなり、さる例下にも有り、其心して辨ふべし、)此等の御社も。同神なるべし。其は津國新屋は。和名抄に。嶋上郡に。新屋(爾比夜、)鄕ありて。又尾張國海部郡にも。新屋鄕あり。此は海東郡に屬て。新居屋村といふ。當國神社帳に。新屋神社といふ見たるを。國人に問へば。天照大神と申すと云へり。(天照大神とはいへど、火明命なること疑なし、)然れば津國なる。天照御魂神は。もと此地より移せる故に。尾張の地名を。社號に負るなるべし。(尾張は、此神の、本居坐し國なること上に云るを思ひ合すべし、また和名抄に伊豆國田方郡に、鏡作鄕新居鄕あり、山ある事

なるべし〕かゝれば。上件木嶋。他田の二社に坐ます。天照御魂神と申すも。火明命なるべきこと。準へて悟るべし。此は何も其地々に。其御裔の氏人の住るより。祭り來つるにぞ有べき。(此例いと多かり、姓氏錄に大和國津國共に、火明命の御裔は多く載られ、和名抄にも此氏人に由ある地名は、大和にも津國にも、多く見たり〕〇六人部連こは姓氏錄。山城國天孫に。六人部連。火明命之後也。また津國天孫に。六人部連。火明命五世孫。建刀米命之後也。など有に依て載せり。(また右京天孫に、六人部火明命五世孫、武礪目命之後也ともあり〕)扱河内國天孫に。身人部連。火明命之後也と見え。天孫本紀に。天戸目命子。建斗米命。次妙斗米命。(六人部連等祖)建手和邇命。(身人部連等祖〕)とあれば。六人部。身人部は同ことにて。本は美斗倍と云けむを。牟斗倍とも云るに依て。六人部とも書けむ。と所思たり。(身を牟と云は常のことなり)其は神鳳抄に。尾張國に。三人部御園といふ見たれば。此氏は。此地名を負るならむ。

と所思ればなり〕さて清和天皇紀に貞觀四年五月の下に。美濃國厚見郡人。六人部重成。賜姓善淵朝臣見え。同八年七月の下に。美濃國各務郡大領。各務吉雄。厚見郡大領。各務吉宗などあり。(和名抄に各務郷もありて、各務郡厚見郡と並びたり)此を思ふに。六人部。各務は。同祖にて。尾張國より。此國に移住るなりけり。(美濃と尾張は古と後とは、甚く境替りたりと見えて、古跡など考ふるには、混らはしき事多しと、其國人等既に云へりき〕)故神名式に。各務郡に村國眞墨田神社あり。(また同郡に村國神社と云も、式に載て天武天皇紀元年の下、文武天皇紀慶雲四年の處、聖武天皇紀、天平十二年の下などに、美濃國村國連といふ氏人の見えたるは、同流の裔なるべし)然れば郡名の各務は。鏡の由なること灼く。はた氏の各務は。やがて鏡の假字なりけり。然ればこは。伊斯許理度賣。天香山。一神の御名にて。火明命の御子なる證の。殊に著明なるものぞ。さて美濃と尾張とは。古くは一國のごと聞ゆれば。其移住るも。いつよりと云ことなく。此處にも彼處にも。

其氏の己がむき〳〵住けめど。美濃の地に住けることの。史に見えたるは。景行天皇紀二十七年の下に。日本武尊の熊襲を取りに往坐る時に。美濃國の善射者弟彦公と云を召て。御供に連たまへる事あり。(此こと、景行天皇巻に委く注ふべし)此を天孫本紀に考ふるに。弟彦公は。火明命十四世孫。尾治弟彦連とある。卽ち是なれば。此人の時より。以前の事とは知らるゝなり。(かくて姓氏錄に載れる、右京、山城、津國などの六人部氏は、美濃より移り住るにて、淸和天皇紀に見たる、六人部各務の氏人は、其國に殘れる裔の氏人ならむかし)さて和名抄に。丹波國天田郡に。六部郷あり。(上田百樹云、當國村名目錄に、當郡に、六人部と云見え、廿四輩順拜圖繪にも、丹州六人部、といふ見えたりと云へり)此は此の氏人に、由ありて。號たる地名なることゝ灼し(また同郡に、雀部郷と云もあり、水主直の處に引る、天孫本紀の文を考ふべし、此も由ある地名なり、百樹云、村名帳に、雀部村とありと云り、さて隣郡何鹿郡に。賀美郷もあり)其は神名式に。同郡に。天照玉命神社あり。此れ疑なく火明命なるべく所思るに就て。考ふるに。國造本紀に。丹波國造は。尾張國造と同祖にて。建稻種命の後なる由見えたり。(此國の造の事は、成務天皇の巻五年の處に、委く注べし)此の命は。火明命の十二世の孫と。天孫本紀に見えたるをも思ひ合すべし。然れば。天照玉命と云は。火明命に違ひ有るまじくこそ。(此の神の名の玉は、ミタマと訓べし其は上に擧たる社なるは、皆御魂と書たればなり)さて信友云。伊勢國朝明郡鵤村に。齋宮の跡處ありて。其邊を六人部出と云りとぞ。神名式に。多氣郡に。天香山神社あり。此も由ある事なるべし。○五百木部連。こは姓氏錄。河内國天孫に。五百木部連。火明命之後也と見え。(今本、連字を脫せり、今一本によりて補へつ)天孫本紀に。火明命九世孫。弟彦命の子。玉勝山代根古命。(此は山城水主直、雀部連等が祖なること、上に注せるが如し)の弟。若都保命と云を。五百木部連祖と有に依て連せり。此氏人の。始めて見えたるは。雄略天皇紀。三年四月の下に。廬城部連枳莒喩。といふ人の子に。武彦と云が見え。(廬城と作る、

字は異なれども、たゞ同じことなり、其由下に云を見よ。)此の人。栲幡皇女に奸たり。と譖られたりしかば。其父の事として武彦に廬城河といふ河にて鵜を使ひ魚を捕しめて殺たる事あり。その廬城河と云は。仁德天皇紀四十年の下に。隼別皇子と。雌鳥皇女とを。伊勢の蔣代野にて。弑せ奉りて。其屍を。廬城河邊に埋めたる由見えたれば伊勢國にある河なり。然れば此河の名を。氏と爲たるならむか。と思ふに然らず。其は安閑天皇紀。元年十二月の下に廬城部連枳莒喩。その女幡媛が罪を贖ふと爲て。安藝國過戸。廬城部屯倉を獻れる事見えたり。然れば安藝國の人なりけり。(雄略天皇の三年より、此御世の元年までは、七十六年にやならむ、彼二年に、既に年長たる子を持りしかば、此御代には、百歳を多く越たる人なりけり)和名抄に。同國佐伯郡に。伊福郷あり。此は本居の地なるべし。然るは。淳和天皇紀天長十年十月の下に。安藝國佐伯郡。伊福部五百足。といふ人見えたるを思ふに。此は枳莒喩が末なるべく思はれ。殊に伊福は。廬城の轉語にて。同氏なるこ

と。下に委く注す如くなれば。廬城河といふ名は。雄略天皇の御世に。廬城部武彦を殺したる河なるから。負る名にて。却て末なるべく所思たり。(然るに、仁德天皇紀に、既く此の河の名の見えたるは、いかにと云に、後の名を始めに及ぼして、語り傳へたるにて、例多かる事なり、なほ次に注ふを見よ。)伊福部連。こは姓氏錄左京天孫に。伊福部宿禰。尾張連同祖。火明命之後也。と有に依て載せり。(また大和國天孫にも、伊福部連とも、伊福部宿禰とも出たり、山城國天孫には、唯に伊福部ともあり。)天武天皇紀。十三年十二月の下に。伊福部連。賜レ姓曰ニ宿禰一。と見ゆ。(舊は、上に見えたる如く、廬城と云りしを、此御世の頃には、既に伊福と云りしなり、其は上に引る、雄略天皇紀安閑天皇紀などに、連と有て、此に伊福部連、賜レ姓曰ニ宿禰一とあるによりて、思ひ辨ふべし。)然れば此御世より。宿禰の加婆泥となりしなり。(故れ此には、舊きによりて、連と擧つ。)但し其は。其家々に。悉く賜へるにはあらで。漏れたるも有しから。姓氏錄に。連なるも。唯伊福部なるも有る

なり。（かゝる例は、いと多かり）さて伊福は。和名抄に。備前國御野郡。遠江國引佐郡などに。伊福鄕ありて。以布久と訓を加へたり。此に依て訓べし。（なほ諸國に、伊福といふ地名、和名抄に多く見えたり）扨同抄に。播磨國に。揖保郡揖保（伊比奉、）鄕あり。同國同郡に。揖保坐天照神社。（名神大、）神名式に載されたり。清和天皇紀に。貞觀元年正月。播磨國從五位下勳八等。粒坐天照神從四位下。と見ゆ。（さて御紀に、揖保に、粒字を書れたるは、訓の同ければなり、臨時祭式にも、粒字を書り、神名式一本に、粒と作るも有れど、臨時祭式、御紀などに依りて、後人のさかしらなるべし、諸本に揖保とあり、扨此社は、今揖保郡關村と云に有て、今は伊勢宮と稱すと、帳考にいへり、こは天照神と稱すに依て、日大御神と思ひ混へ上れるなり）此社に祭る神も。疑なく火明命なるべくおぼゆ。其は清和天皇紀四年の下に。播磨國揖保郡人。雅樂笛生。無位伊福部貞。復本姓五百木部連。火明命之後也。とあればなり。又此に依て按ふに。伊福。五百木は。同言の稍轉れるに借れる假字にて。共に氣吹の義なるを。舊は伊保伎と云りしを。伊布久とも云るに依て。伊福字を書るを。此時舊の如く。五百木と唱ふべき由を命せ給へるを。復本姓。とは云るなり。（吹をフクと、活かし云は常なるを、ホキとも云るは、御吹玉を、御富伎玉ともあるにて知べし）さて氣吹とは。笛吹に依れる氏ならむ。（御紀に、雅樂笛生云々、と有るをも思合すべし）かくて伊福と云地名の多かる中に。尾張國海部郡なる伊福鄕。本なるべくおぼゆ。（此も和名抄に見えたり、神鳳抄に、伊福部御厨とあるは、此地なるか、また火明命の裔に、尾張連、海部直の有をも思ふべし）其は尾張は。火明命。香山命の。本居の國なればなり。景行天皇御子五百木之入日子命。五百木之入日賣命。共に尾張國にて生坐るをも。思ひ合すべし。（此事、景行天皇卷に委く注を見るべし）さて播磨國揖保の地名も。五百木部の住るに因て。號つるならむ。（こは當國のみならず、伊福てふ地名、何れも、此氏人に緣ありて號くる事、いふも更なり）其は信友說に。揖保は。拾芥抄にも揖穗と作

れど。古く伊保とも云へり。然るは。新續古今集に。いほの湊にて。千鳥の鳴をきゝて。大江嘉言「潑き夜にねさめてきけば播磨がた。いほの湊に千鳥鳴なり。」と詠るにて知るべし。(伊保を伊比保と云るは、新撰字鏡に、疵を伊比保とあるを、字類抄には、伊保ともある例なり)といへり。然れば揖保(伊比奉、)と云地名は。伊富を延て云るなること疑なし。さて五百木氏は。尾張連より別れて。安藝。播磨。左右京。大和。山城。河内などにも住み。後に大かたは。伊福部と云りし中に。河内國のばかりは。舊のまゝ。五百木部と唱へたるから。姓氏錄に。しか載されたるなりけり。神名式に。當國の若江郡に。意伎部神社あり。(河内志に所在不詳といへり)此を内山眞龍説に。意は五百の約れるにて。五百木部神社ならむと云へり。此は然も有べし。○檜前舍人連。こは姓氏錄。左京天孫部に。檜前舍人連。火明命十四世孫。波利那乃連公之後也。と有によりて載せり。(天孫本紀に火明命十四世孫、すなはち上に引る、弟彥連の弟に、尾張針名根連とある、即ち此人と聞ゆ、世の數もよく符り)天武天皇紀に。十二年九月。檜隈舍人造。賜姓曰連と見えて。本は造の加婆泥なりき。檜前は。和名抄に。大和國高市郡に。檜前比乃久末。とある鄉是れなり。(宣化天皇紀に、檜前廬入野宮とあるは、此地に在し宮なり)言の意は。木國の日前と同義にて。此も鏡に依れる稱の地名になれるなるべし。(さる例いと多かり)さて波利那連公の名義を思ふに。決なく尾張より此地に移れるならむ。(尾張は、其本國なること、上に云るが如し)其は天孫本紀に。此を尾治針名根連といひ。神名式に。愛智郡に。針名神社も有ればなり。式に備前國御野郡に。尾針神社。尾治針名眞若比女神社。などあり。(和名抄に、同郡に、伊福鄉あり、邑久郡に、尾張鄉もあり、其他この氏に由ある地名ども、此の國に彼此見えたり、さて稱德天皇紀。神護景雲元年九月の處に。上總國海上郡人。檜前舍人直建麻呂賜上總宿禰と見え(和名抄に、同國武射郡に、新居、新屋などいふ鄉名あるは、由あることなるべし)仁明天皇紀。承和七年十二月の處に。武藏國加美郡人。檜前舍人

直由加麻呂等。男女十人。貫附左京六條。と見ゆ(和名抄に、同國佐原郡に、覺志加々之、と云る郷あり・炫の義か、また榛澤郡に、新居郷と云もあり、由ある事なり、さて加美郡と云郡名も、必ず鏡より出つらむ、故カヾミと訓つ、凡て諸國に、加美てふ地名多し、此は上下と對へる地名なきは大抵鏡に由ある地名と聞えたり、心を著て考ふべし、各務と書る地名は云も更なり、)然れば此氏人は。もと尾張より移りて。大和國高市に在み。檜前を氏と爲けむが。また東國に移り住りしを。此時召れけるなり。(故姓氏錄に、左京に此姓の出たるなり、))竹田連。此は姓氏錄左京天孫部に。竹田連。火明命五世孫。建刀米命之男。武田折命。景行天皇御世。擬殖賜田。夜宿之間箇生其田。(此田の在し地、大和國十市郡なりけむこと、次に引る文にて明なり、)天皇聞食而。賜姓箇田連。と有に依りて載せり。(天孫本紀にも、火明命五世孫、建斗米命子、建多乎利命、竹田連等祖とあり、竹田を本に、箇に誤れるを、今改めて引り、また姓氏錄今の本に、湯母竹田連とあれど、湯母は衍なり、今は古本に、無きによれり、)さて箇は。竹の借字なり。其は次に引く文に。供御箸竹。と有るに依て知べし。(箇の一夜に生出む事は何のめづらしき事か有らむ、)竹田と負る。本義よく聞えたり。○竹田川邊連。こは姓氏錄左京に。竹田川邊連。火明命五世之後也。(此は上に見えたる、武田折命よりも、後なる由なり、)仁德天皇御世。大和國十市郡刑坂川之邊。有竹田神社。因以爲氏神。同居住焉。緣竹大美。供御箸。因茲賜竹田川邊連。と有に依て載せり。此には上に擧たる。竹田の氏上にて有りけむが。(其は竹田神社は彼田に竹の生たる故に、祭たる社と聞えたるに、其處に居住りと有ればなり、武田折命と云名は、竹田居の義なるべし、)刑坂川の邊に住て。仁德天皇の御世に。御箸を供れるに依て。川邊てふ言を。複ねて賜へる由なり。神名式に。十市郡竹田神社とある。卽ち是なるべし。(今竹田村と云とぞ)さて其祭る神は。香山命を祭れるならむか。此神の竹に由ある事。下。(第五十二段、波々迦の處に)注ふを見よ。○笛吹連。こは姓氏錄河內國に。

笛吹連火明命之後也。と有によりて載せり。神名式。大和國添上郡に。笛吹神社あり。（諸本に、穴吹、穴次など誤れり、今は度會延佳の、舊事紀頭注に引るに、笛吹神社と有によれり。）此は笛吹氏に由ある社なり。（上に引る清和天皇紀に、雅樂笛生、伊福部貞とあるは、由ある事なり。）氏に笛吹と負る由も何も。下。（第五十二段、波々迦の處。）に注ふを見るべし。なほ此外に。姓氏錄に。河内國に。尾張連。吹田連。身人部連。五百木部連。若犬養。丹比連など。火明命の裔の氏人ら多く住り。さて丹比郡あり。郷名にも。河内郡。古市郡に。新居。志紀郡に新家。（此は今、丹比郡に屬りとぞ。）大縣郡。澁川郡に。賀美など見えたる郷の名は。悉く由有ておほゆるに就て按ふに。神名式に。高安郡に。天照大神。高座神社二座とある社も。疑なく火明命。香山命を祀れるならむと知られたり。其は舊事紀に。天照國照彥火明命と。櫛玉饒速日命とを一神とし。香山命と。高倉下とを一神と爲たるは。附會たるならむ。と師は云はれたれど。熟思へば。此は信に疑ひなき事なれば。

（此こと、神武天皇卷、饒速日命の下に、委く注ふを待て見るべし。）此社は。火明命と。香山命。（亦名高倉下命。）と。二座を。齋ひたるに違ひ有まじくこそ。猶思ひ合すべき事は。陽成天皇紀。元慶元年十二月の下に。筑前國正六位上天照神從五位下と見えたる神社は。貝原氏の和爾雅に。遠賀郡高倉村と云に。高倉神社と云在り。相殿神一座は。天照大神にて。神功皇后の祭り給へる社のよし云り。此は天照神と云に就て。大御神ならむと思ひて。天照大神と云めれど。決めて日大御神には坐さず。火明命なるべくおぼゆれば。彼の大后の御世に。此所にて。鏡を作らせ給へる事など有て。祀り給ひけむと思ひ合さるれば也。（和名抄に席田郡に、新居、夜須郡に、賀美など云郷名あるは、由ある事ならむか。）また式に。對馬國下縣郡に。阿麻氐留神社。とある社も。決めて火明命なるべし。（故是によりて、火明命の御名の、天照國照を阿麻氐流と訓つ。）其は上に擧たる。粒坐天照神。筑前國なる天照神。共に火明命なるべく所思るに就て思ふに。此は假名に書るのみ異なれども。唱

の同じければなり。(この阿麻氐留神は、もしくは、顯宗天皇の御世に、日神月神の御託し坐して產靈神を祭らしめ給へるときに、其事を承賜はれる人々は、對馬國に由ある人々なりしかば、其時の奉り物の御鏡を、彼國にて作りなど爲けむ謂に因て、祭れるならむも知べからず、但しこは試に云のみなり、なほ此こと、顯宗天皇卷三年三月の處に、注を見るべし、)凡て天照と號に負る神社の。信に日大御神に准むには。必その大御名を。社號に稱し奉るまじき理りなること。古實を得たらむ人は。自に辨ふべき物ぞ。(凡て名を云を、不禮とする事は、諸越に傚へることゝのみ思ふは、委からず、古へにも事の狀に依りては、其意ばへの既く見えたるをや、)況て大御神とだに申さずて。唯に天照神など申さむことは。甚も可畏く。不禮とも不禮き言狀なる事を。熟々思ひ辨へて。天照大御神なるまじき事を悟りねかし。(但し哥にはかく不禮げに申すことも有れど、哥は調べを合さむと爲るものなれば、常の例とは爲がたし、)○上件に注せる。天照と號に負坐る神々は。式なるも御紀なるも悉く火明命なるべく所思ゆるに就て。因に此れ等の餘に。天照てふ言の冠りたる神の名の。御紀また。他の書にも見たるを集めて此に辨へむとす。(さるは世の神學者など、なほなほしき輩、尋常の人などは、天照と號を負る神に日大御神ならぬが有ることをば、得知らずて、天照の二字をだに申せば、大御神の御事と思ひ、御紀、まだ餘の書をも讀て、天照と號に負る神に、大御神ならぬも坐ことを知れる輩は、何れの神にも申すべき尊稱なり、など心得たる類も多かればなり、)其はまづ淸和天皇紀。貞觀元年五月の處に。山城國正六位上。天照御門神。授從五位上。(異本に、從五位下とあるは誤なり、其はこの全文に、山城國從五位下、大川原國津神、有市國津神、正六位上、天照御門神、並授從五位上、とありて、大川原神と、有市國津神とは、當時從五位下にて坐しが、一階を進めて、從五位上を授け給ひ、天照御門神は、當時正六位上にて坐しが、從五位下を越階して、從五位上を授給へる由なり、並にと有に、心を著て見るべし、)と見えたる神の天照は

神と云まで係れる稱言には非ず。御門と云に係れり。その天照御門とは。天照大御神の御門。と云義と通ゆれば。天照御門之神。と記さるべきを。門神と書べき漢文の格に。之字を省きて記されたるなり。其は櫛石窻。豐石窻神を。御門神とは申せども。此は御名には非で。御門を守る神。といふ義なるをも思ひ合すべし。故古事記には。此神者御門之神也と記り。かく有らむには。誰も御名とは思ふまじきを。之字なき故に惑はしきなり。(すべて神名を解むとするには、此をよく心得ずは有まじき物なり、少か其例を言はゞ、木神、野神、御食神など申せども、此は名には非ず、實は御名は、久々能智神、草野比賣神、豐宇氣毘賣神にて此神たち、木、草、野、御食を掌看すが故に、木之神、野之神、御食之神と申すなれば、正しくは、之字を加へて記すべきを、漢文の格に省きて、上の作りの如く記すなれば、御門之神と書べきを、御門神と書くことも、此れ等に准へて悟るべし、此餘にも、諸書に見えたる神の名、また式に載られたる、神社の號にも、悉く此心得なくては、得有まじき物なるを、某神社と有れば、やがて其を打任せたる御名のごと、心得たる輩も多かるは、甚漫なるわざなりかし、)さて此天照御門神と云神。御門之神と申せば。疑なく天石戸別命ならむとは。誰も思ふめれど。此は式に。山城國葛野郡に。天津石門別稚姫神社。(大、月次、新嘗、)とある神なるべく所思たり。其は此御社の事。清和天皇貞觀七年六月の處に。山城國從五位上。天津石門別稚姫神列於官社。と見えて。此年始めて。官社に定め給ひて。神祇官の神社帳には載され給へるなり。(神祇官の神社帳の事は、徴の第三條に、委く注へるを見よ、)然れば以前に。いまだ帳に載され給はぬほどは。當時世の常に。申し習ひけむ稱のまゝに。天照御門神と申して。往昔に。正六位上を授け給ひ。(此位階を奉られし事は、御紀に漏たり、)貞觀元年に。從五位上を授奉り給ひけむが。同貞觀七年に。官社と定め給ふ時に。正く天津石戸別稚姫神とは載されけむ。其は官社に列ねられ給へる時に。既く從五位上にて坐ませれど。是より以前に。天津石門別稚姫神と申て。位階を奉られた

る事なくて。貞觀元年に。天照御門神授從五位上と有に。よく符へるを以て思ひ辨ふべし。(例を言はゞ、貞觀元年正月、大和國天香山、太麻等野智神、從五位上、と御紀に見えたれども、式に、然る社は見えざるを、此は十市郡に、天香山坐櫛眞命神社、と見えたる神なりけり、其はその分註に、元名、太麻等乃知神、と有るにて知られたり、かゝる例はこれかれ有り、さて此香山坐神は、元名云々と有る故に、御紀に、太麻等野知神とあるは、此社と云ことと知らるゝを、天石門別稚姫神にも、元名、天照御門神と記すべきを、漏されたる物とこそおもはるれ。)扨その天津石門別稚姫神。といふ神は。決めて。萬幡豐秋津比賣命なるべく所思る由有て。上に注りき。(第四十三段を披き見べし。)また貞觀三年月十月の御紀に。備後國天照眞良建雄神に。授從五位下。(一本に建字なし。)と見えたる神は。決めて天目一箇命。(亦名明立天御蔭命。)なるべく所思たり。(目一箇御蔭命同神なる由は、第三十九段に委く云りき。)其は上に見えたる石屋戸段に。御鏡を作れる事を。取天金山之鐵而。求鍛人天津麻羅而。科伊斯許理度賣命。令作鏡とある。(銕は麻賀禰と訓べし、此時の御鏡は、眞に銕にて作れる事は、既に云りき、さて麻羅を、師のマウラと訓れたるはいかゞ、此事も既に云りき、)天津麻羅は。上に注へる如く。即ち天目一箇命にて。此は御鏡を鐵にて作る故に。伊斯許理度賣命の。作り給ひつるも。其を鍛ふる下事は。天津麻羅に爲しめたる由也。斯て伊斯許理度賣命。(亦名天香山命、)の御父は。此功によりて。天照國照と名に負ひ坐るを思ふに。天津麻羅命も。此時の功に依て。天照てふ稱號を負にけむ。と所思たり。(心を平かにして、熟々思ひ辨ふべし、明立天御蔭命と云名も、鏡に由ある名なること、既に注るが如し、)さて式に。備後國に。此神の名の社ありやと見るに。此も社名の改まれるか。都て此れならむ。と所思ゆる社さへに見えず。然れば漏されたるか。(此例も、亦いと多かる事は、下第六十一段、忌部首の處に注ふを見るべし、)然は有れど。此國に。三上郡ありて。其郡に。三上。多可など云鄕あり。此は近江國野州

郡の三上郷。また犬上郡の。田可郷を移せる地名なること。炳く所思れば。由なきに非ず。其は神名式に。野州郡に。御上神社と云を載されて。此は天御影命。(亦名天目一箇命)に坐せばなり。(此事、第三十九段に委く注り)また陽成天皇紀元慶七年十二月の處に。伯耆國正六位上。天照高日女神從五位下と見えたる神も。式には見え給はず。更に考ふべき使も無を。つら〳〵思へば。此れこそは。日大御神に坐べく所思たり。其は大御神を。亦天照大日靈命とも申す御名と。たゞ大と高との違ひのみなればなり。(大も高も、稱言にて、然しも異なる意はなきれり)また神名式に。山城國久世郡。水度神社三座と見えたる社の祭る神を。山城風土記に。天照高彌牟須比命。和多都彌豐玉比賣命とあるは。高彌牟須比命に。天照を冠たるに非ず。天照の下に某の命とか。某の神とか有けむ字の。脱たること疑なし。然らざれば。式に三座と有に合はざればなり。)前には、豐玉の上に、命の字の脱たるにて、天照高彌牟須比命、和多都彌命、豐玉比賣命と、三柱ならむと思ひしかど、阿波國名方郡に、和多都美豐玉比賣神社、といふ見え、餘書にも、和多都美豐玉比賣命と云ること、こゝら見えたれば、豐玉の上に、命の字の脱たるには非ざりけり)上の件りの說どもを。熟く考へわたして。天照と號に負る神の。悉しか負給ふべき由有て。負ひ坐るなることを辨へ。また天照と負る神の名に。大御神ならぬが有ることをも知り。また誰神にまれ。甚く尊み奉りては。申べき稱のごと思はむも。非なる事を悟るべし。(凡て神の御上に、己が私をさし挾みて、其れに仕へ奉る人などの、強ても其神を他し神よりも、立勝れる神に云ひなさむと構へ、其れにつけては、其神に對へる神を、いひ貶さむとする類もあれど、其もやごとなき忠心には有れど、いと〳〵拙き所為なりかし、其は社々の神主たち、祝等など、己が仕奉る神をのみ、神と思ふ人もある趣なれど、凡て己が私の神社とては無きことにて、悉朝廷の神社なるを、神主等、祝たちの、某々に預りまをして仕奉るなるをや、此を譬へて言はゞ、君の御子の八人ありて其れにおの〳〵杖代人を附て、育まゐ

らせむに、各々その杖代人どもの、己々が預り奉る御子の、勝たる由、また兄と坐す由などを、論ひあげて、申し爭ひたらむが如し、其御子たちの尊卑賢愚は、其の父君の定めにこそ有べけれ、實はその八人の御子たち共に、其八人の杖代人の君にて、其持別て崇養くことは、君の仰せによりて姑く持別たるなれば、彼此の隔は、更になき事なるをや、）或人問ひけらく、皇字沙汰文に引る。鳥羽院天皇の。天仁二年と天永二年と。兩度の宣命に。外宮の度相に坐す神を。天照坐須豐受皇大神。と宣へる事あり。此はいかに。答ふ。此大御神に。天照坐須。と稱すべき謂なければ。正しき古書共には。更に例なき事なるを。（謂ゆる五部書の類、其餘も、此大神を、天御中主神、國常立神と、同神なる由に、僞り記せる書等に見えたる事は、今云かぎりに非ず、）宣命調上れる博士たちの。心得ひがめたる誤りなるを。あなかしこ。咎をもらし給へるなるべきことと決なし。其は上件に擧たる神名どもを見よ。唯に天照とは有れど。坐須てふ言の有るかは。彼は悉しか負給ふべき謂

れありて。負坐るなれど。其功德に因て。稱美辭に冠たるもの故に。坐てふ言を加ざるをや。挂まくも可畏き御事ながら。天照坐須と申す言は。實事に係りて唯の稱美辭の類に非ねば。伊須受能宮に鎭り座坐す。大御神に限りて。申し奉る言にこそ有れ。他神たち。假令いかに尊き御謂れの坐ますとも。如此申し奉らむ事は。實事にあたらざる故に。却て其神を誣奉るわざなりかし。其は内宮に齋ひ祀り奉るは。天津日大御神に大坐まし。其現御身ば。高天原に神留り坐て。なほ其大御靈は。内宮と天宮とに御往來坐し。（此は上にも引りし、百錬抄、壽永二年六月の下に、祭主親俊奏法皇云、夢想云、參神宮平伏庭上、父親定幷親章在堂上、以親定專仰云、於我者、令向天宮給畢、法皇御事所令申付荒祭宮給也、云々と見えたるを、熟く思ひて、其の大御靈の、天宮に御往來ひ坐すことを悟るべし、さて親定幷親章とある下に、兩人過去者、といへる本注あり、然れば、此は身亡りて後に、大宮に參り仕奉られしなり、此に就て思ふに、神の宮人たちの、よく其

宮に仕奉れる人々の魂の行方の明かに知られて、いと頼もしく、羨ましき事になむ、）今目のあたり。天地の間を御照し坐ます事實を以て。天照坐須と申なれば。いかに尊く坐ますとも。他神の御上に申さむことは。誣奉る言に非ずや。豊受皇大御神はしも。然る誣たる稱美辭を申て。稱へ奉らざらむも。其尊さの比まし坐さぬ事は。然ばあり尊く坐ます。天照坐須大御神の。御手自この大神に奉り給ふ神衣を織り坐し。御自から。新嘗奉り給ひしなど。都て神を祭る事は。大御神の。豊受大神を祭り給へるより起れる由は。上。（第四十三段、）に委く注せる如くなれば。相當らざる稱美言を冠へて。尊み奉るなどは。中々に心憂き事ぞかし。

爾科天麻比止都命。亦名天津麻羅命。亦名明立天御陰命。而。令作雜刀斧及鐵鐸。故是天目一箇命者。筑紫伊勢兩國忌部。倭鍛冶等之祖也。

天目比止都命は。上。（第三十九段、）に御名の出たる處に。委く云る如く。天津日子根命の御子に坐て。鍛冶の事を始めたる神なり。亦名天津麻羅命。亦名明立天御陰命。名の義は。上。（三十九段、四十五段、）に出たり。○雜刀。此は下に見ゆる。手置帆負命。日子狹智命の。新宮を作るに用ふ。雜刀物なるべし。（なほ思ひ得たることは有を、そは第七十九段、須佐之男命の、天照大御神に、村雲劒を献りたまふ處に注べし、）○斧は。和名抄に。斧和名乎能。一云與岐。（柯和名乎乃々江、）とあり。さて此物を作れるは。新に瑞御殿を造る料の。木を伐る料なり。○鐵鐸は佐那岐と訓べし（卽本書に、古語佐那岐とあり、）實は鐸字やがて佐那岐なれど。此は鐵以て作れる事を知らせむとて。鐵鐸とは書るなるべし。さて此物を作れるは。天宇受賣命の俳優するに。持べき矛に著る料なり。儀式帳。新宮造奉時行事。并用物事條に。山口神祭用物の中に。鐵人形四十口。鏡四十面。鉾四十柄。木本祭用物中に。鐵人形四十口。鐵鏡四十面鉾四十柄。地鎮謝用物の中に。鐵人形四十口。鏡四十面。鉾四十柄。と見え。明應六年。同宮假殿遷宮記に。鎮地祭物に。鐵鏡肆拾枚。同人像

肆拾枚。鉾肆拾枚。後鎮祭物に。鐵人像肆拾枚。同鏡肆拾枚。同鉾肆拾枚。御船代祭物に。鐵人像肆拾枚。同鏡肆拾枚。同鉾肆拾枚。とあり。古は鐵を主と爲たること。是れ等にても知べし。(字書に、鐵は鐵に同じとあり)

○門人。岩崎長世。馬島穀生。北原信允等いふ。これの古史傳の。九卷にあたる卷を。百しぬ美濃の山。おきそ山の。大峽小峽におひ立る。花ぐはし佐久良の木を。忌斧もて打きりて。本末をば山の神にまつり。其の中の間を持出來て。かく揩形木に成しつるは。中津川の驛長市岡般政と同じ驛の寄とれる。肥田通光と二人になむ。

大正二年八月廿五日印刷
大正二年八月廿八日發行

定價金貳圓也

編輯兼發行者　東京市麴町區飯田町五丁目八番地　室松岩雄

印刷者　東京市下谷區西黑門町二十番地　中島三朗

印刷所　東京市下谷區西黑門町二十番地　博秀社

製本者　東京市京橋區入舟町五丁目一番地　由美直之助

發行所　東京市麴町區飯田町五丁目八番地　法文館書店

謹告

平田篤胤全集ノ出版難ハ本會設立趣旨ニ於テ陳述シタルガ如ク其著述部數ノ浩澣ナルノミナラズ活版植字ノ困難ナルモノ多ク印刷費ハ普通出版物ノ二倍若シクバ三倍以上ヲ要シ隨テ又發行常ニ遲延シ此ノ延滯上ヨリ生ズル損失亦豫想外ナルモノアリ加フルニ大部ナルガ爲ニ購讀者豫定數ニ達セズ其經營ノ困難ナル洵ニ名狀スベカラザル程ニテ支拂ハ毎卷印刷所ヘ幾百圓用紙店ヘ幾百圓製本所ヘ幾百圓或ハ又廣告料ニ幾百圓ト一纏メニ支出スルヲ例トシ而シテ集金ノ方ハ如何ニト言ヘバ前金拂ハ實ニ僅少ニシテ毎卷一冊宛ノ拂込多數ニテ恰モ箕デ零シテ爪デ拾フノ譬ニ異ナラズ之モ詮ナキ義ナルモ購讀者諸君中ニハ出來通報次第直ニ御送金セラルヽ向モアレド往々書籍出來案内後三四ケ月ヲ經ルモ尚御送金ナキ等種々ノ事情ノ爲メ卷ヲ重ネ發行スル毎ニ困難苦痛愈増加シ第六卷發行ニ及ビテ益々其度ヲ加ヘ遂ニ資金ノ運轉杜絶シ前途悲觀ノ已ムナキニ至レリ是ニ於テ賛助員諸氏就中井上頼圀先生ハジメ野田菅麿氏佐藤範雄氏松村吉太郎氏神崎一作氏山本信哉氏田邊勝哉氏等本會ノ狀況ニ就キ大ニ慷慨セラレ此平田全集發行ニシテ若シ中途ニ挫折スルガ如キ事アランカ斯道ノ爲メ遺憾ノ極ナルノミナラズ故翁學德ニモ關シ延イテハ現社會ニ對スル國民性ノ涵養ニ就テモ吾々後輩ノ忍ビザル所ナレバ是非共完成セザルベカラズトテ公務ノ多忙ヲ厭ハズ斡旋ヲ辱クシタル結果

京都稲荷 大貫眞浦殿・桑田孝恒殿・氷室銑之助殿 金貳百圓也

金光教副管長 金光攝胤殿 金五百圓也

天理教管長 中山新治郎殿 金五百圓也

前記ノ如ク出資ヲ得此ノ外尙他ニモ出資ノ約定アリ此ノ如キ厚キ同情ト後援トニ感激シ益々意ヲ強クシテ本年內ニ第十卷迄卽チ古史傳全部ヲ出版シ殘餘五冊ハ大正三年度出版シ全部完成セシメントス然レドモ第十一卷以后ハ尙資金ノ不足ヲ免レズ之ガ補充策トシテ平田全集中ノ何人ニモ繙讀シ得ラレ而モ國民性涵養上至大ノ効果アルモノヲ選出シテ上下二冊トナシ平田翁講演集ト名ケテ單行シ又古史傳春夏秋冬ノ四冊ヲモ分離單行シテ全部完成ノ資ニ充テントス幸ニシテ此等相當部數販賣セラルヽトキハ相應ノ利金ヲ生ズベク此利金ヲ以テ第十一卷以后ノ不足ヲ償ハントス既ニ會員諸彥中此ノ擧ニ同意セラレテ多數勸誘ノ光榮ヲ得タルモノアリ今爰ニ本會ノ實情ヲ披攊シ深厚ノ御同情アル會員諸君ニ對シ記念ノタメ每卷ニ本集ノ實況ヲ附記シテ聊カ感謝ノ意ヲ表ス

金拾貳圓　平田講演集四部　岡山縣　金光　攝胤殿
金參圓　同　一部　千葉縣　天勝豐眞德殿
金拾五圓　同　五部　福島縣　宇佐神正賀殿
金拾貳圓　同　四部　長野縣　倉澤道太郎殿
金參圓六拾錢　同　一部　島根縣　大社教本院殿
金參圓　同　一部　島根縣　出雲大社殿
金九圓　同　三部　備後國　藤田　芳松殿
金參圓　同　一部　德島縣　重信　樂太殿
金拾貳圓　同　四部　兵庫縣　林　省三殿
金參圓　同　一部　福岡縣　青木　茂殿
金參圓　同一部　高知縣　天理敎高知大敎會殿
金參圓　同　一部　兵庫縣　生野　正隆殿
金參圓　同　一部　若狹國　浦谷　勗殿
金九圓　同　三部　新潟縣　石澤幸次郎殿
金拾八圓　同　六部　愛知縣　神山　榮殿

金參圓　平田講演集一部　大阪府　土屋　廣丸殿
金參圓　同　一部　大連市　榎本　要殿
金參圓　同　一部　千葉縣　成田圖書館殿
金參圓　同　一部　福井縣石徹白　藤之助殿
金參圓　同　一部　秋田縣　伊藤　德憲殿
金拾貳圓　同　四部　岩手縣　村上　正雄殿
金參圓　同　一部　靜岡縣　勝亦　正司殿
金六圓　同　二部　愛知縣　三輪　靜一殿
金拾五圓　同　五部　兵庫縣　谷口　政堅殿
金六圓　同上卷　四冊　福島縣　河原田盛美殿
金拾貳圓　同　四部　京都府出口王仁三郎殿
金拾五圓　同　五部　鹿兒島縣今村縫之助殿
金參圓　同　一部　山口縣　柳原　舜祐殿
金拾五圓　同　五部　大阪府　河村　鼎殿
金六圓　同　二部　大連市　杉山　珵三殿

贈正四位平田篤胤翁講演集　文學博士井上頼圀先生監修

上下二册完
菊版天金
定價金三圓六十錢
特價金　三圓
貳册送本金十六錢

本集ハ、目下出版中ノ平田篤胤翁全集中、何人ニモ繙讀シ得ラルルモノヲ、特ニ選出編纂セリ、而シテ其輯錄スル所ノモノハ篤胤翁嘗テ畢生ノ力ヲ込メ、我ガ國體ヲ講明シ、大道ヲ宣揚シテ、國民ノ自覺ヲ喚起シ、忠愛ノ精神ヲ鼓吹シ、大ニ世道人心ヲ奮起セシメタルニ、與テ力アリシモノナレバ、一讀然カモ我ガ國體ノ尊嚴ナル所以、道義ノ基ク所ヲ悟ラシメ、以テ國民思想ノ涵養上、蓋シ効果ノ多大ナルモノアルヲ疑ハズ、カクテ本集ハ實ニ政治、法律、文學、哲學、宗教、醫學等ニ從事スル人士ニハ勿論、一般國民ノ教育上、必須缺クベカラザル良書タルコトハ世既ニ定評アリ、希クバ一本ノ御購求ヲ祈ル

平田翁講演集　上卷掲載書目 幷に略解題

一古道大意　神代のあらまし、又御國は神國にして萬物萬事の萬國にすぐれたること、惣じてこの御國のありがたき所以を演説す

一佛道大意（出定笑語）　天竺の國風、釋迦一代のあらまし、佛法の唐土に傳はり、夫より御國へわたり、十宗と分れたる宗旨の立かた、佛道の心得大かたを説く

一俗神道大意　世にいはゆる兩部神道、唯一神道ともに外國の道々の意をまじへ混たるものにて、眞の神道とは異なる誤りを悉く演説す

一儒道大意（西籍慨論）　唐土の開闢より、歴代のこと、すべて漢籍どもの辨、また俗の儒者どもの非説を辯じ、惣じて漢土の學問大略を演説す

平田翁講演集　下卷掲載書目 幷に略解題

一歌道大意　歌のはじまり、及び歌を詠む心ばへ、また萬葉家近體家といふ所以、また歌書物語の書を讀む心得惣じて此道にあづかることを説く

一醫道大道（志都乃石屋）　此道の始まり、漢土、阿蘭陀等の療治のしかた、病家の心得、人體のわけ、眼に物を見、耳に聲をきく、などの所以、養生のことまでを説く

一靈能眞柱　我が國の開闢説より、天地黄泉の三の區別を説明し、大和魂の據たる柱を堅固にさしめんとて、物したるものなり

一玉手繦　こは毎朝神拜詞記につきて、諸々の神々の御傳、先祖の祭りかた、すべて世に在る人の今日の心得等を講説す

記念出版申込所　東京市麹町區飯田町五ノ八　振替口座東京壹五四四四番　平田學會

伊吹能舍　平田篤胤翁著

（分離販賣）

春夏秋冬　全四册

定價金八圓

特價金七圓

送本料不要

此の書は本居翁の古事記傳に倣ひ、自著古史成文を悉く註解したるものにて、我が古道の眞意を、詳細に說き盡されたる有名なる書也、本書從來版行せられたるは三十一卷までなるを、本全集に於ては三十二卷以后三十七卷までを掲載せり。

（本年十二月迄に全部發行す）

春之卷　（古史傳自第一卷至第九卷）

夏之卷　（同　自第十卷至第十九卷）

秋之卷　（同　自第二十卷至廿九卷上）

冬之卷　（同　自第廿九卷下至三十七卷）

記念出版申込所　東京市麹町區飯田町五ノ八　振替口座東京壹五四四四番　平田學會